

美馬市地域防災計画

(資料編)



美馬市防災会議

最終修正	令和6年3月21日（木）
------	--------------

資料編目次

第1 災害記録に関する資料

1	日本で発生した主な被害地震	1
2	平成（1989年）以降の県内における風水害	8
3	美馬市内で発生した林野火災（昭和以降）	10

第2 気象等に関する資料

1	四国の地形区分	11
2	徳島県の地形区分（防災気象情報の発表対象地域等）	11
3	徳島県内の観測所配置（徳島地方气象台）	12
4	月別合計降水量（気象庁）	13
5	月別平均気温（気象庁）	13
6	月別合計日照時間（気象庁）	14
7	台風の四国地方への月別接近数（気象庁）	14
8	地震発生回数（徳島地方气象台）	15
9	美馬市区域大雨警報発表回数（徳島地方气象台）	15
10	想定される主な海溝型地震の発生確率（地震本部）	16
11	中央構造線・活断層地震の発生確率（地震本部）	17
12	南海トラフ地震で想定される主な全国の被害（中防災議）	18
13	我が国の活火山分布（内閣府防災のページ）	18
14	震度と揺れ等（気象庁）	19
15	気象庁震度階級の解説の細部（気象庁）	20
16	雨の強さと降り方（気象庁）	22
17	風の強さと吹き方（気象庁）	23
18	防災気象情報・避難情報と住民がとるべき行動（気象庁）	24
19	地震から身を守るための日頃からの備えの例（気象庁）	24
20	『大雨からの避難を学ぶ（気象庁eラーニング教材）』の紹介	25

第3 通信施設に関する資料

1	無線局の局名、識別信号及び設置場所等	-----	27
2	地球局の局名、識別信号及び設置場所等	-----	27
3	公衆電話設置場所一覧表（市内）	-----	28
4	事前設置型特設公衆電話設置場所一覧表	-----	29

第4 災害危険区域等に関する資料

1	土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覧表	-----	31
2	砂防三法指定区域（地すべり防止区域）指定箇所一覧表（国土交通省所管分）	-----	50
3	砂防三法指定区域（地すべり防止区域）一覧表（林野庁所管分）	-----	52
4	砂防三法指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）一覧表	-----	53
5	砂防三法指定区域（砂防指定地）一覧表	-----	54
6	地すべり指定地一覧表（農林水産省所管分）	-----	57
7	土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所）一覧表（国土交通省所管分）	-----	58
8	土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）一覧表（国土交通省所管分）	-----	59
9	土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）一覧表（国土交通省所管分）	-----	64
10	土砂災害危険箇所（土石流危険溪流Ⅰ）一覧表	-----	94
11	土砂災害危険箇所（土石流危険溪流Ⅱ）一覧表	-----	97
12	土砂災害危険箇所（土石流危険溪流に準ずる溪流）一覧表	-----	100
13	山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧表	-----	101
14	山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）一覧表	-----	104
15	山地災害危険地区（地すべり危険地区）一覧表	-----	108
16	地震時（震度4以上）に緊急点検を行う農業用ダム・農業用ため池一覧表	-----	109
17	地震時（震度5弱以上）に緊急点検を行う農業用ため池一覧表	-----	109
18	保安林配備一覧表	-----	110
19	建築基準法による災害危険区域一覧表	-----	110

第5 危険物等に関する資料

1	高圧ガス大量保有事業所一覧表	-----	111
2	毒物・劇物取扱施設	-----	111
3	放射性同位元素保有事業者一覧表	-----	111
4	住民拠点サービスステーション一覧表（市内）	-----	112

第6 防災資器材等に関する資料

1	給水可能な貯水槽一覧表	113
2	浄水装置備蓄一覧表	113
3	給水容器の備蓄状況（市内）	113
4-1	市「災害用食料等」備蓄状況（穴吹地区）一覧表	114
4-2	市「災害用食料等」備蓄状況（脇町地区）一覧表	115
4-3	市「災害用食料等」備蓄状況（美馬地区）一覧表	116
4-4	市「災害用食料等」備蓄状況（木屋平地区）一覧表	117
5-1	市「災害用資器材」備蓄状況（穴吹地区）一覧表	118
5-2	市「災害用資器材」備蓄状況（脇町地区）一覧表	120
5-3	市「災害用資器材」備蓄状況（美馬地区）一覧表	122
5-4	市「災害用資器材」備蓄状況（木屋平地区）一覧表	124
6	林野火災用空中消火資器材等保有状況一覧表	126
7	水源一覧表（市内）	127
8	配水池一覧表（市内）	127
9	木材保有数（県内）	128
10	災害時の物資の流れ	129
11	プッシュ型支援を含む国からの支援物資一覧表	130
12	基本8品目の調達・供給に関する物資関係省庁等	132
13	「発災直後～3日後頃」から被災者の生命・健康の維持に関し必要性の高い品目	132
14	「発災直後～3日後頃」において必要と想定される物資の選定理由	133
15	「発災4日後以降」において被災者の生命・健康の維持に関し必要性の高い品目	134
16	「発災4日後以降」において必要と想定される物資の選定理由	135
17	フォークリフト荷役時間の目安	135
18	地域内物資備蓄輸送拠点の運営	136

第7 避難に関する資料

1-1	避難情報の発令対象区域の区分（美馬市北部）	137
1-2	避難情報の発令対象区域の区分（美馬市南部）	138
2	避難情報等と市民がとるべき行動等	139
3	指定避難所一覧表	140
4	指定福祉避難所一覧表	142

5	指定緊急避難場所及び車中泊避難場所一覧表	143
6	サブ避難所（補助避難所）一覧表	145
7	一時避難場所一覧表（集会所等・公会堂等・公園）	146
8	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表	154
9	土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表	156
10	災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（関西広域連合）	157
11	帰宅困難者 NAVI（ナビ）の活用	159

第8 災害救助に関する資料

1	災害救助法の適用基準	161
2	災害救助事務取扱要領〔内閣府政策統括官(防災担当)〕	巻末添付

第9 医療・防疫に関する資料

1	病院及び病床数等（市内）	163
2	有床診療所及び病床数等（市内）	163
3	救急病院〔地域災害拠点病院〕（市近傍）	163
4	透析施設（市内及び市近傍）	164
5	ペースメーカー施設（県内）	164
6	三次救急医療機関（救命救急センター等）（県内）	164
7	県備蓄「医薬品」備蓄場所一覧表（県内）	165
8	県備蓄「防疫用薬剤・衛生材料」備蓄場所一覧表（県内）	166
9	火葬場一覧表（市内及び市近傍）	166
10	徳島DMAT運用計画	167
11	県知事とホウエツ病院長との間におけるDMATの出動に関する協定書	172
12	知事が指定する難病指定医・協力難病指定医一覧表（市内）	175
13	知事が指定する難病指定医療機関一覧表（市内）	176
14	知事が指定する小児慢性特定疾病指定医一覧表（市内）	177
15	知事が指定する小児慢性特定疾病指定医療機関一覧表（市内）	177
16	難病に関する相談窓口等（県内及び市内）	178
17	『とくしま災害支援手帳』	179
18	指定難病病名一覧表	189

第10 交通に関する資料

1	主要道路交通途絶予想箇所一覧表（市内）	193
2	荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）（市内）	193
3	防災機能を有する「道の駅」一覧表（市内）	193
4	徳島県雪害防止対策要綱	194
5	市の公用車保有台数一覧表（令和3年度末現在）	196

第11 消防に関する資料

1	美馬市消防団組織図	197
2	美馬西部消防組合消防団組織図	198
3	消防車両一覧表（令和3年度末現在）	199
4	美馬市消防本部が保有する主要な消防資機材等一覧表	200
5	美馬西部消防組合消防本部が保有する主要な消防資機材等一覧表	202
6	徳島県広域消防相互応援協定書	204
7	徳島県市町村消防相互応援協定	207
8	災害救助犬の出動に関する協定書	210

第12 場外離着陸場等に関する資料

1	場外離着陸場一覧表（市内）	213
2	陸上自衛隊ヘリコプター用の「臨時離着陸場」の選定基準	214
3	徳島県消防防災ヘリコプターの運航要請方法	215
4	徳島県消防防災ヘリコプターが市町村等において実施する防災訓練等に出動する場合の取扱要領	218
5	消防防災ヘリコプターQ&A	221

第13 協定等に関する資料

1	締結協定等一覧表	223
2-1	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書	229
2-2	徳島県と第14旅団との協定書の一部を改正する協定	231
3-1	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	232
3-2	中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書	234
3-3	鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定	236
4	市が締結済みの協定等（写し）	238

第14 条例・要綱等に関する資料

1	美馬市災害対策本部条例	369
2	美馬市防災会議条例	370
3	美馬市防災会議構成員名簿	372
4	災害による美馬市税の減免に関する規則	373
5	美馬市災害弔慰金の支給等に関する条例	376
6	美馬市災害見舞金の支給等に関する要綱	381
7	指定各機関	383

第15 その他

1	火災・災害等即報要領〔消防庁長官〕（最終改正：令和元年6月6日）	385
2	災害報告取扱要領〔消防庁長官〕（最終改正：令和5年5月12日）	406
3	市として把握しておくべき職員が保有する資格・免許等	416
4	災害対策基本法（最終改正：令和4年6月17日）	418
5	災害救助法（最終改正：令和4年6月17日）	481

【巻末】	災害救助事務取扱要領〔内閣府政策統括官（防災担当）〕	489
------	----------------------------	-----

第1 災害記録に関する資料

1 日本で発生した主な被害地震

発 生 年 月 日	和 歴	規模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
684.11.29	天武13	8.3	土佐その 他南海・ 東海・西海 地方	山崩れ、家屋社寺の倒潰、人畜の死傷多く、津波来襲して土佐の船多数沈没した。土佐で田苑50余万頃（約12km ² ）沈下して海となった。 南海トラフ沿いの巨大地震 と思われる。
887. 8.26	仁和 3	8.0 ～ 8.5	畿内・七道	京都で民家等の倒潰多く、圧死多数、津波が沿岸を襲い溺死多数、特に摂津で津波の被害が大きかった。 南海トラフ沿いの巨大地震 と思われる。
1096.12.17	永長 1	8.0 ～ 8.5	畿内・ 東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘や近江勢多橋落下。京都の諸寺に被害があった。津波が伊勢・駿河を襲い駿河で社寺・民家の流出400余。余震が多かった。 東海沖の巨大地震 と思われる。
1099. 2.22	康和 1	8.0 ～ 8.3	南海道・ 畿内	興福寺・摂津天王寺で被害 土佐で田千余町みな海に沈む。 津波があったらしい。
1331. 8.15	元弘 1	7.0	紀伊	紀伊国千里浜（田辺市の北）の遠干潟20余町が隆起して陸地となった。
1360.11.22	正平15	7.5 ～ 8.0	紀伊・摂津	4日に大震、5日に再震、6日の六ツ時過ぎに津波が熊野尾鷲から摂津兵庫まで来襲し、人馬牛の死が多かった。
1361. 8. 3	正平16	8.3 ～ 8.5	畿内・土 佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒し、圧死5 その他、諸寺諸堂に被害が多かった。 津波で摂津・阿波・土佐に被害、特に阿波の雪（由岐）湊で流失1,700戸、流死60余、余震多数 南海トラフ沿いの巨大地震 と思われる。
1498. 9.20	明応 7	8.2 ～ 8.4	東海道 全般	紀伊から房総にかけての海岸と甲斐で振動が大きかったが被害はそれほどでもない。津波が紀伊から房総の海岸を襲い、家屋流失1千戸、溺流死4万1千など 南海トラフ沿いの巨大地震 と思われる。
1586. 1.18	天正13	7.8	畿内・東 海・東山・ 北陸諸道	飛騨白川谷で大山崩れ、帰雲山城、民家300余戸埋没し死多数 飛騨・美濃・伊勢・近江など広域で被害。 阿波でも地割れを生じ余震は翌年まで続いた。
1605. 2. 3	慶長 9	7.9	東海・ 南海・ 西海諸道	『慶長地震』 地震の被害としては淡路島安坂村千光寺の諸堂倒れ、仏像が飛散したとあるのみ 津波が犬吠先から九州までの太平洋岸に来襲し死多数 阿波穴喰で波高2丈、死1,500余など

発 生 年 月 日	和 歴	規模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
1707.10.28	宝永 4	8.6	五畿・七道	<p>『宝永地震』</p> <p>我が国最大級の地震の一つで、全体で少なくとも死2万、潰家6万、流出家2万 震害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。 津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前崎で1～2m隆起し、高知市の東部の地約20kmが最大2m沈下した。 遠州灘沖および紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったとも考えられる。</p>
1789. 5.11	寛政 1	7.0	阿波	<p>阿波富岡町で水珠院や町屋の土蔵に被害、山崩れがあった。 南部の沿岸地方、土佐室津に被害 震央は紀伊水道の可能性もある。</p>
1854.12.23	安政 1	8.4	東海・東山・南海諸道	<p>『安政東海地震』</p> <p>被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。 津波は房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。 この地震による居宅の潰・焼失は約3万軒、死者は2～3千人と思われる。</p>
1854.12.24		8.4	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	<p>『安政南海地震』</p> <p>東海地震の32時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。被害地域は中部から九州に及び。 津波が大きく、波高は串本で15m、久礼で16m、種崎で11mなど 室戸・紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸・串本で約1m隆起、甲浦・加太で約1m沈下した。</p>
1927. 3. 7	昭和 2	7.3	京都府北部	<p>『北丹後地震』</p> <p>被害は丹後半島が最も激しく淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及び。 全体で死2,925、家屋全潰12,584 郷村断層（長さ18km、水平ずれ最大2.7m）とそれに直行する山田断層（長さ7km）を生じた。</p>
1944.12. 7	昭和19	7.9	紀伊半島南東沖	<p>『東南海地震』</p> <p>静岡・愛知・三重などで合わせて死・不明1223 住家全壊17,599、半壊36,520 津波が各地に襲来し、波高は熊野灘沿岸で6～8m、遠州灘沿岸で1～2m 紀伊半島東岸で30～40cm地盤沈下</p>

発 生 年 月 日	和 歴	規模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
1946.12.21	昭和21	8.0	紀伊半島 南方沖	『南海地震』 被害は中部以西の日本各地にわたり、死1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598 津波が静岡県から九州の海岸に来襲し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。 室戸で1.27m、潮岬で0.7m上昇、須崎・甲浦で約1m沈下 高知付近で田園15kmが海面下に没下
1955. 7.27	昭和30	6.4	徳島県 南部	死者1、負傷者8 山崩れ多く、道路の破損・亀裂、トンネル崩壊などの小被害があった。
1960. 5.23	昭和35	8.5	チリ沖	『チリ地震津波』 24日2時頃から津波が日本各地に襲来、波高は三陸沿岸で5～6m、その他で3～4m 北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島付近で被害が大きく、日本全体で死・不明142、家屋全壊1,500余、半壊2,000余
1995. 1.17	平成 7	7.3	兵庫県 南部	『平成7年兵庫県南部地震』 『阪神・淡路大震災』 活断層の活動による直下型地震。現地調査で震度7の地域があったことが判明 高速道路、新幹線を含む鉄道線路も崩壊 死6,433、不明3、傷43,792 住家全壊104,906、半壊144,274、住家全半焼6千以上など。早朝のため、死者の多くは家屋倒壊と火災による。
1997. 3.26	平成 9	6.6	鹿児島県 薩摩地方	最大震度5強 負傷者37 住宅全壊4、半壊34
1997. 5.13		6.4	鹿児島県 薩摩地方	最大震度6弱 負傷者74 住宅全壊4、半壊31
2000.10. 6	平成12	7.3	鳥取県 西部	『鳥取県西部地震』 最大震度6強 負傷者182 住宅全壊435、半壊3,101
2001. 3.24	平成13	6.7	安芸灘	『芸予地震』 最大震度6弱 死者2、負傷者288 住宅全壊70、半壊774
2003. 7.26	平成15	6.4	宮城県 北部	最大震度6強 負傷者677 住宅全壊1,276、半壊3,809

発 生 年 月 日	和 歴	規模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
2003. 9.26	平成15	8.0	十勝沖	『十勝沖地震』 最大震度6弱 死者1、行方不明1、負傷者849 住宅全壊116、半壊368
2004.10.23	平成16	6.8	新潟県 中越地方	『平成16年新潟県中越地震』 最大震度7 死者68、負傷者4,805 住宅全壊3,175、半壊13,810
2005. 3.20	平成17	7.0	福岡県 西方沖	最大震度6弱 死者1、負傷者1,204 住宅全壊144、半壊353
2007. 3.25	平成19	6.9	能登半島沖	『平成19年能登半島地震』 最大震度6強 死者1、負傷者356 住宅全壊686、半壊1,740
2007. 7.16		6.8	新潟県 上中越沖	『平成19年新潟県中越沖地震』 最大震度6強 死者15、負傷者2,346 住宅全壊1,331、半壊5,710
2008. 6.14	平成20	7.2	岩手県 内陸南部	『平成20年岩手・宮城内陸地震』 最大震度6強 死者17、行方不明6、負傷者426 住宅全壊30、半壊146
2008. 7.24		6.8	岩手県 沿岸北部	最大震度6弱 死者1、負傷者356 住宅全壊686、半壊1,740
2009. 8.11	平成21	6.5	駿河湾	最大震度6弱 死者1、負傷者319 住宅全壊6、半壊8,672
2011. 3.11	平成23	9.0	三陸沖	『平成23年東北地方太平洋沖地震』 『東日本大震災』 最大震度7 死者不明者19,729 行方不明2,559、負傷者6,233 全壊121,996、半壊282,941 住宅一部損壊748,461 (令和2年3月1日現在) ※ 被害の多くは巨大津波によるもの
2011. 3.12		6.7	長野県・新 潟県境付近	最大震度6強 死者3、負傷者57 住宅全壊73、半壊427
2011. 3.15		6.4	静岡県 東部	最大震度6強 負傷者80 住宅全壊18、半壊3,475 住宅一部損壊3,475

発 生 年 月 日	和 歴	規模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
2011. 4. 7	平成23	7.2	宮城県沖	最大震度6強 死者4、負傷者296 ※物的被害は東日本大震災の被害に包含
2011. 4.11		7.0	福島県 浜通り	最大震度6弱 死者4、負傷者10 ※物的被害は東日本大震災の被害に包含
2011. 6.30		5.4	長野県 中部	最大震度5強 死者1、負傷者17 住宅半壊24、住宅一部損壊6,117
2012. 3.14	平成24	6.1	千葉県 東方沖	最大震度5強 死者1、負傷者1 住宅一部損壊3
2012.12. 7		7.3	三陸沖	最大震度5弱 死者1、負傷者15 住宅一部損壊1
2013. 4.13	平成25	6.3	淡路島 付近	最大震度6弱 負傷者35 住宅全壊8、半壊101 住宅一部損壊8,305
2014.11.22	平成26	6.7	長野県 北部	最大震度6弱 負傷者46 住宅全壊77、半壊137
2016. 4.14	平成28	6.5	熊本県 熊本地方	『平成28年熊本地震』 前震で震度7、本震でも震度7を記録 死者273、負傷者2,809 住宅全壊8,667、半壊34,719 住宅一部損壊162,500
2016. 4.16		7.3		
2016.10.21		6.6		
2018. 9. 6	平成30	6.7	北海道 胆振地方	『平成30年北海道胆振東部地震』 最大震度7 死者43、負傷者782 全壊469、半壊1660
2019. 6.18	令和元年	6.7	山形県沖	最大震度6強 負傷者43 住宅半壊28、住宅一部損壊1,580
2021. 2.13	令和 3	7.3	福島県沖	最大震度6強 死者1、負傷者187 住宅全壊69、半壊729
2022. 3.16	令和 4	7.4		最大震度6強 死者3、負傷者247 住宅全壊204、半壊4,085 住宅一部損壊45,335

発 生 年 月 日	和 歴	規模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
2022. 6.19	令和 4	5.4	石川県 能登地方	最大震度6弱（珠洲市） 負傷者7 住宅一部破損62棟
2022. 6.20		5.0		
2023. 5. 5	令和 5	6.5	石川県 能登地方	最大震度6強（珠洲市） 死者1、負傷者48 住宅全壊30棟、住宅一部破損556棟
2024. 1. 1	令和 6	7.6	石川県 能登地方	最大震度7（輪島市、志賀町） 死者232（6.1.20現在） 住宅全壊65棟（6.1.20現在）
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				

発 生 年 月 日	和 歴	規 模(M)	地 域	被 害 ・ 摘 要
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				
(追記)				

2 平成（1989年）以降の県内における風水害

発 生 年 月 日	災 害 原 因	観測値（徳島地方気象台）			日最大降水量(mm)	期間降水量(mm)
		最低気圧(hPa)	最大風速(m/s)	最大瞬間風速(m/s)		
H 1. 8.26~27	台風17号	978.0	15.3	28.9	338.0	1426.0
H 2. 9.16~20	台風19号	978.8	14.2	31.6	479.0	960.0
H 2.10. 4~ 8	台風21号	993.0	10.1	19.3	232.0	339.0
H 3. 9.26~28	台風19号	989.0	21.2	39.7	292.0	406.0
H 5. 7.26~28	台風 5号	1006.0	13.2	23.0	379.0	801.0
H 5. 7.29~30	台風 6号	1002.9	14.0	23.0	159.0	165.0
H 5. 8. 8~10	台風 7号	995.2	18.8	34.9	365.0	595.0
H 6. 9.28~30	台風26号	983.3	11.9	23.4	338.0	435.0
H 8. 8.13~15	台風12号	985.8	19.4	40.7	262.0	472.0
H 9. 9.14~17	台風19号	996.5	16.7	34.2	463.0	563.0
H10. 5.16~17	低気圧・前線	1012.0	8.3	14.6	372.0	374.0
H16. 7.30~8.2	台風10号	999.3	15.0	28.1	588.0	1234.0
H16. 8.28~31	台風16号	981.9	27.6	54.1	411.0	485.0
H16. 9. 4~ 7	台風18号	989.1	23.2	45.4	275.0	542.0
H16.10.18~20	台風23号	969.4	16.9	36.1	470.0	550.0
H17. 9. 4~ 7	台風14号	990.5	22.4	41.8	414.0	794.0
H19. 7.12~15	台風 4号	978.6	15.9	29.2	531.0	627.0
H20. 6.26~29	梅雨前線	1001.3	8.8	14.1	267.0	283.0
H21. 8. 9~10	台風 9号	1003.5	6.0	12.9	461.0	770.5
H23. 7.18~21	台風 6号	978.1	16.7	27.8	641.5	815.0
H23. 9. 1~ 4	台風12号	985.4	16.3	28.6	532.5	909.5
H23. 9.19~21	台風15号	988.6	12.9	23.2	429.5	598.5
H26. 8. 1~ 6	台風12号	1006.4	7.6	12.2	490.0	705.0
H26. 8. 8~10	台風11号	973.1	21.2	33.2	366.5	815.0
H26.12. 5~ 6	大 雪	1012.7	8.9	16.4	最深積雪：74.5(池田)	
H27. 7.16~17	台風11号	984.3	18.1	32.0	425.0	512.5
H28. 9.17~20	台風16号・前線	993.4	13.3	24.3	250.5	387.0
H29.10.20~23	台風21号・前線	986.4	10.5	20.0	317.0	486.5
H30. 6.28~7.8	台風7号・前線等	999.7	14.9	24.4	326.0	1365.5
(追記)						
(追記)						
(追記)						
(追記)						
(追記)						
(追記)						

人的被害（人）		住家被害（棟）			被害額 (億円)	災害救助法 適用市町村
死者(不明)	負傷者	全壊全焼・流出	半壊・半焼	床上浸水		
1	1			5		
1	1	1	2	60		
3	1			121		
	2	1	98	2		
3		1	2	25	109.2	※5号・6号の合算被害
	1	1	3	123		
1			1	1	52	
1	2				11.4	
1	1			9		
1		1	1	193	56.5	
2	2	9	16	5		上那賀町・木沢村
	15	3	6	65		
	6	1	4	6		
3	1	5	234	1,589		徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市
1	4			32	95.6	
1					24	
	2	1		13	2.9	
3	1	3		153	18.3	
	2			3	34.7	
3	1		1	37	42.3	
	2	1		155	36.2	
1			1	261	88	
	1	6	159	299		那賀町
2					1.6	三好市・つるぎ町・東みよし町
	2		4	54	39.4	
	2			97	16	
	1			1	14.9	
		3	4	3	57	
(追記)						
(追記)						
(追記)						
(追記)						
(追記)						
(追記)						

3 美馬市内で発生した林野火災（昭和以降）

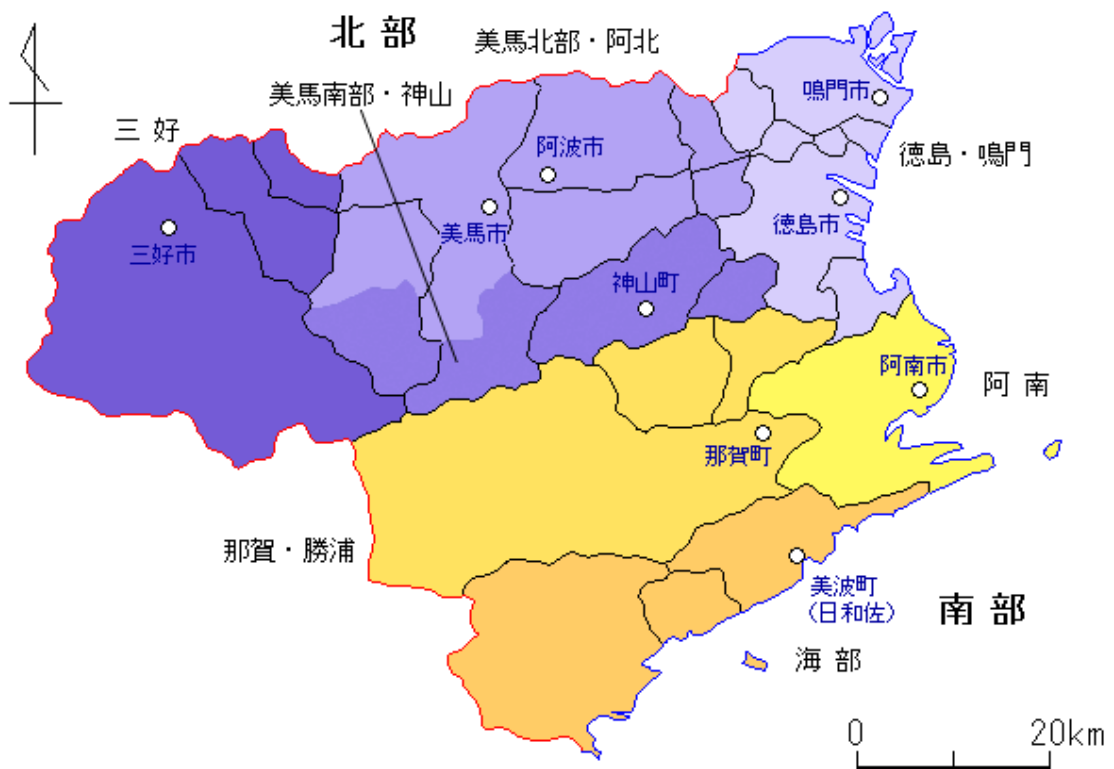
出火年月日	出火 ⇒ 延焼場所	焼失面積	出火原因等
S18. 2.24	岩倉山黒北の山林	約50畝	
S35. 2.14	梨子木の山林⇒井口東の私有林	約30畝	
S40. 4.16	西赤谷五大谷奥の雑木林	約90畝	近くの炭焼きの火が飛び火
S45. 1.25	段の養鶏場裏山の雑木林	約20畝	
S45. 5. 1	大滝山の山林	約20畝	
S58.1 1.28	北星の山林⇒小星山の雑木林	約 4畝	
S59. 4.25	西俣名の山林	約 9畝	
S59. 9. 2	東俣名の山林	約10畝	
H 3. 4.21	小星の山林⇒滝山、津山、井口地区	約30畝	現場は標高200~600畝で消防水利がなく3日間延焼 陸自ヘリ4機が消化剤空中散布
H17. 4.28	穴吹町古宮の山林	約 6畝	
(追記)			
(追記)			
(追記)			
(追記)			
(追記)			
(追記)			
(追記)			
(追記)			

第2 気象等に関する資料

1 四国の地形区分



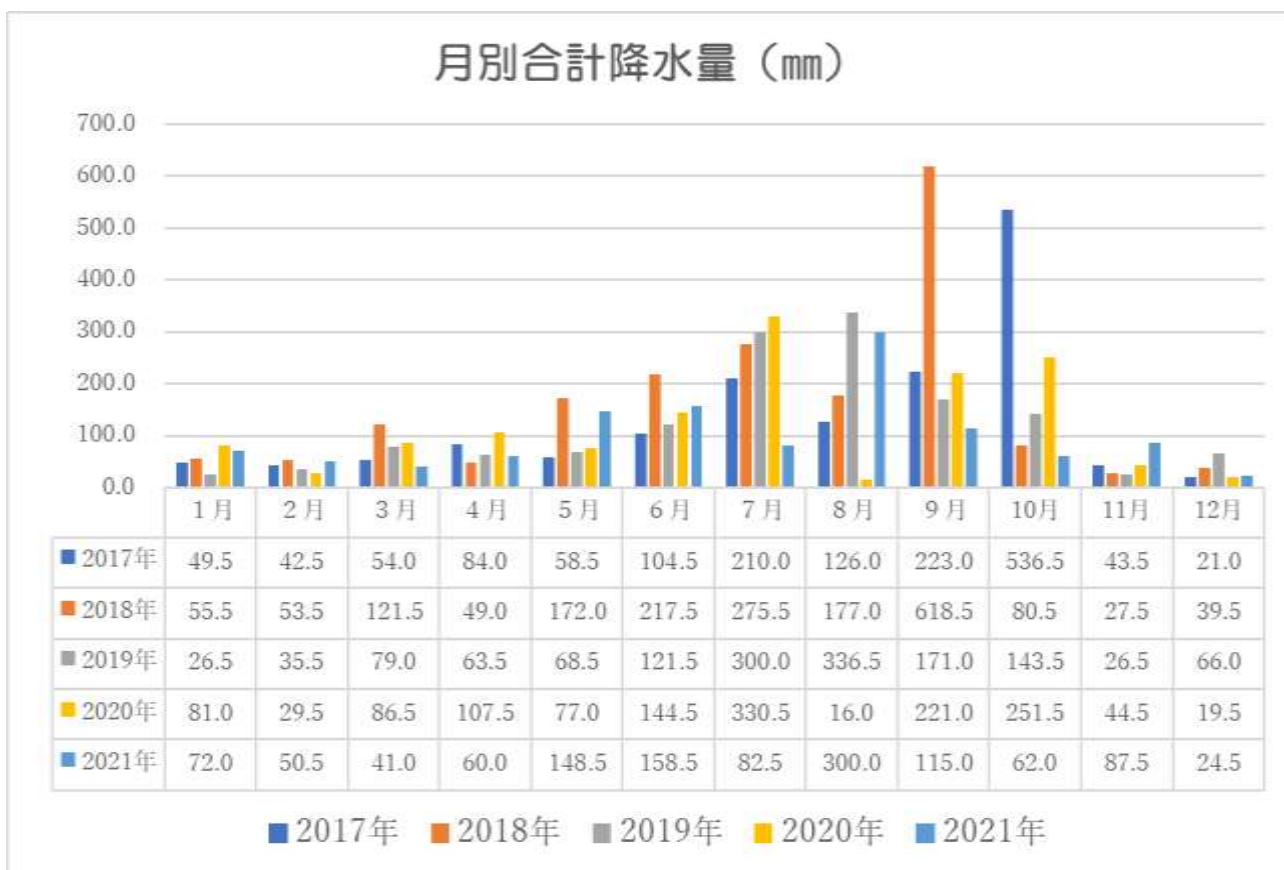
2 徳島県の地形区分（防災気象情報の発表対象地域等）



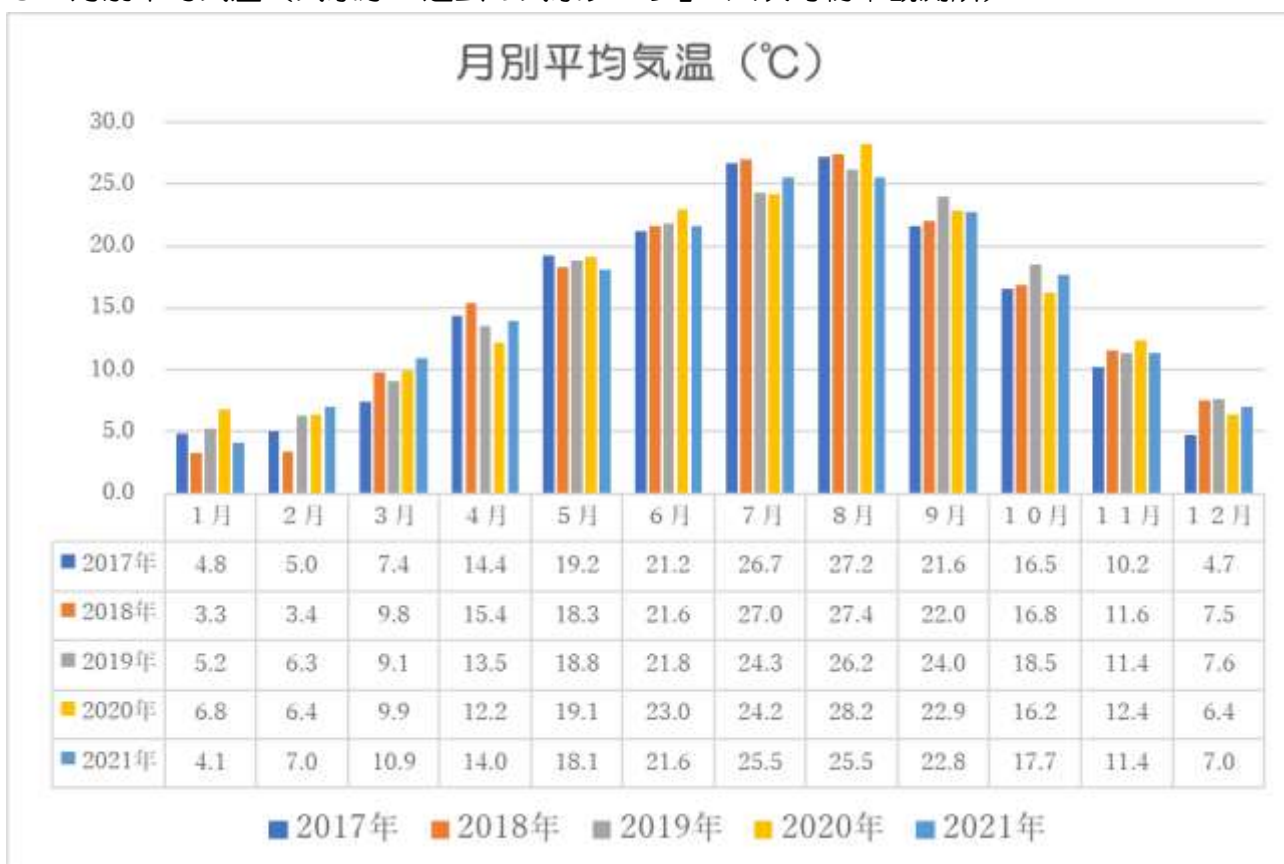
3 徳島県内の観測所配置（徳島地方気象台）



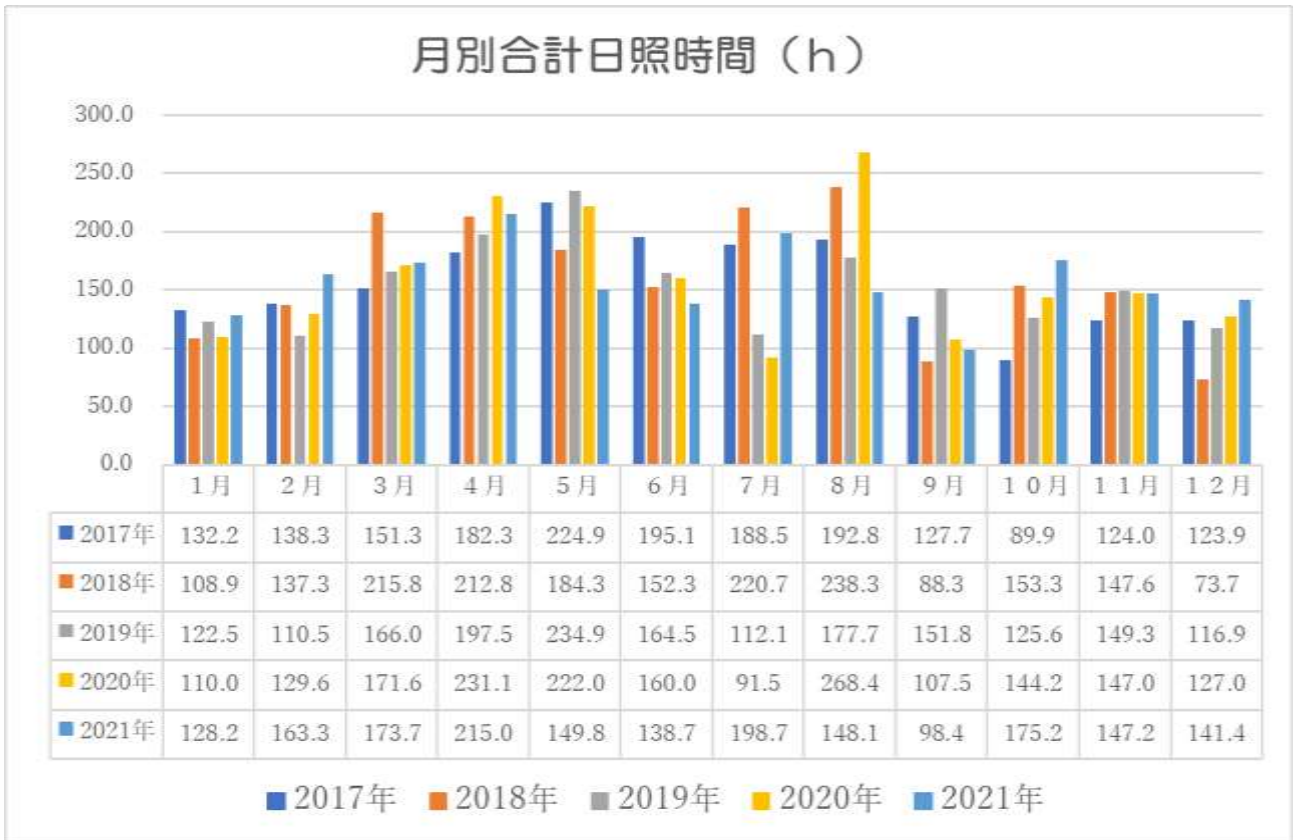
4 月別合計降水量（気象庁「過去の気象データ」・穴吹町初草観測所）



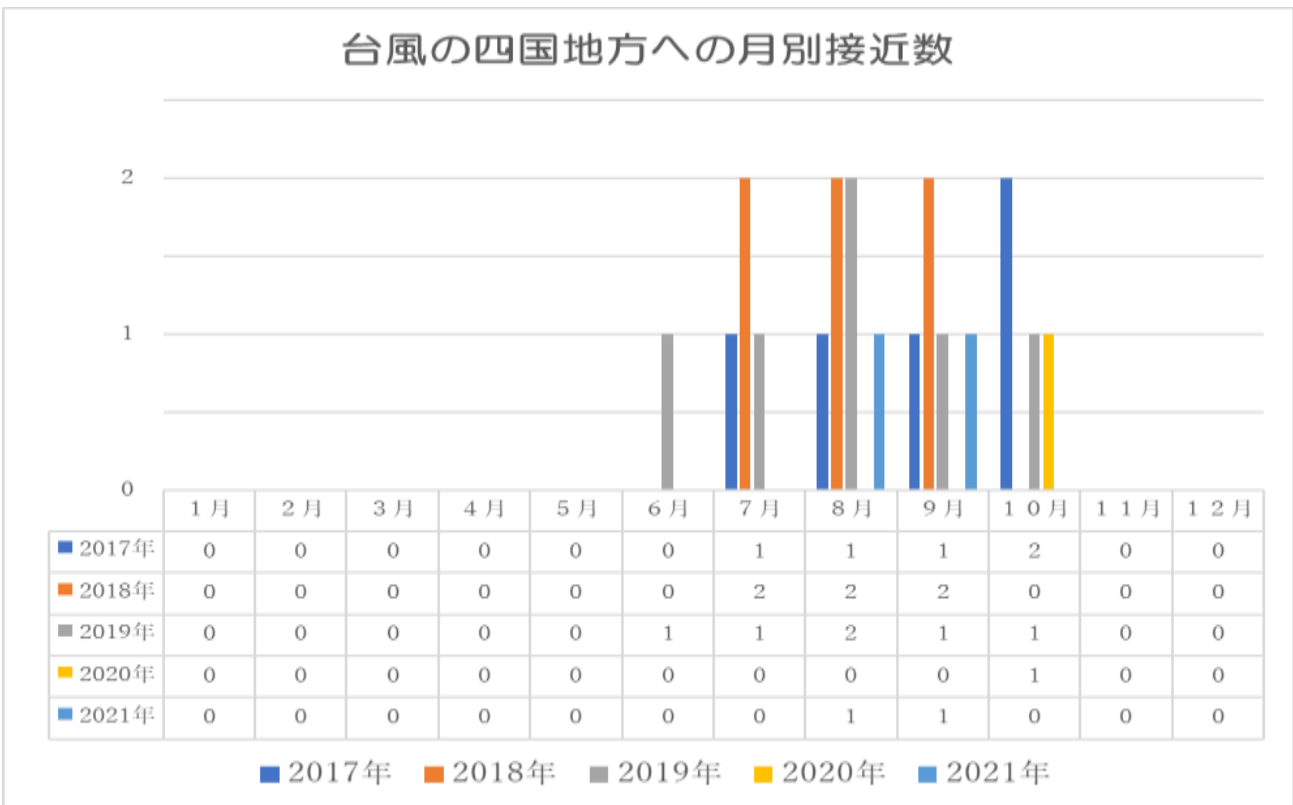
5 月別平均気温（気象庁「過去の気象データ」・穴吹町初草観測所）



6 月別合計日照時間（気象庁「過去の気象データ」・穴吹町初草観測所）

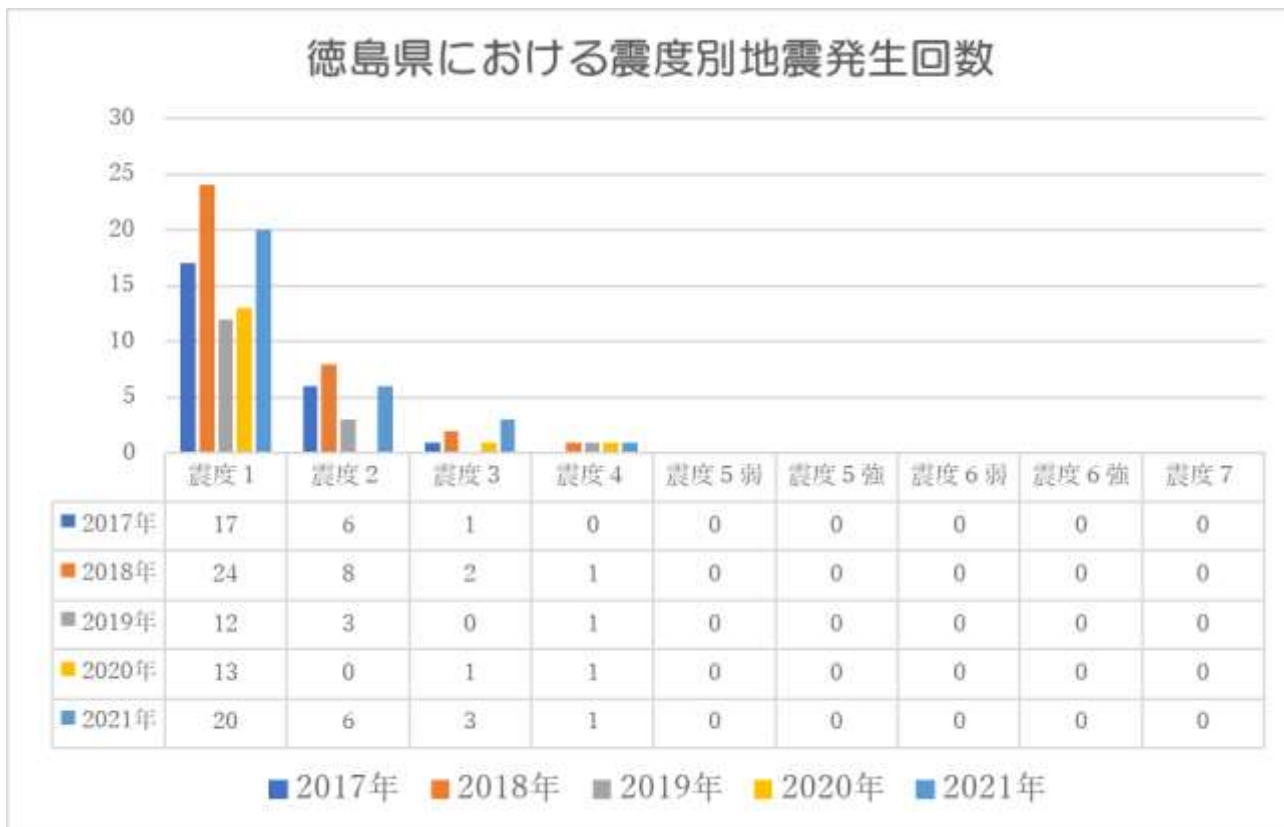


7 台風の四国地方への月別接近数（気象庁HP「各種データ・資料」）

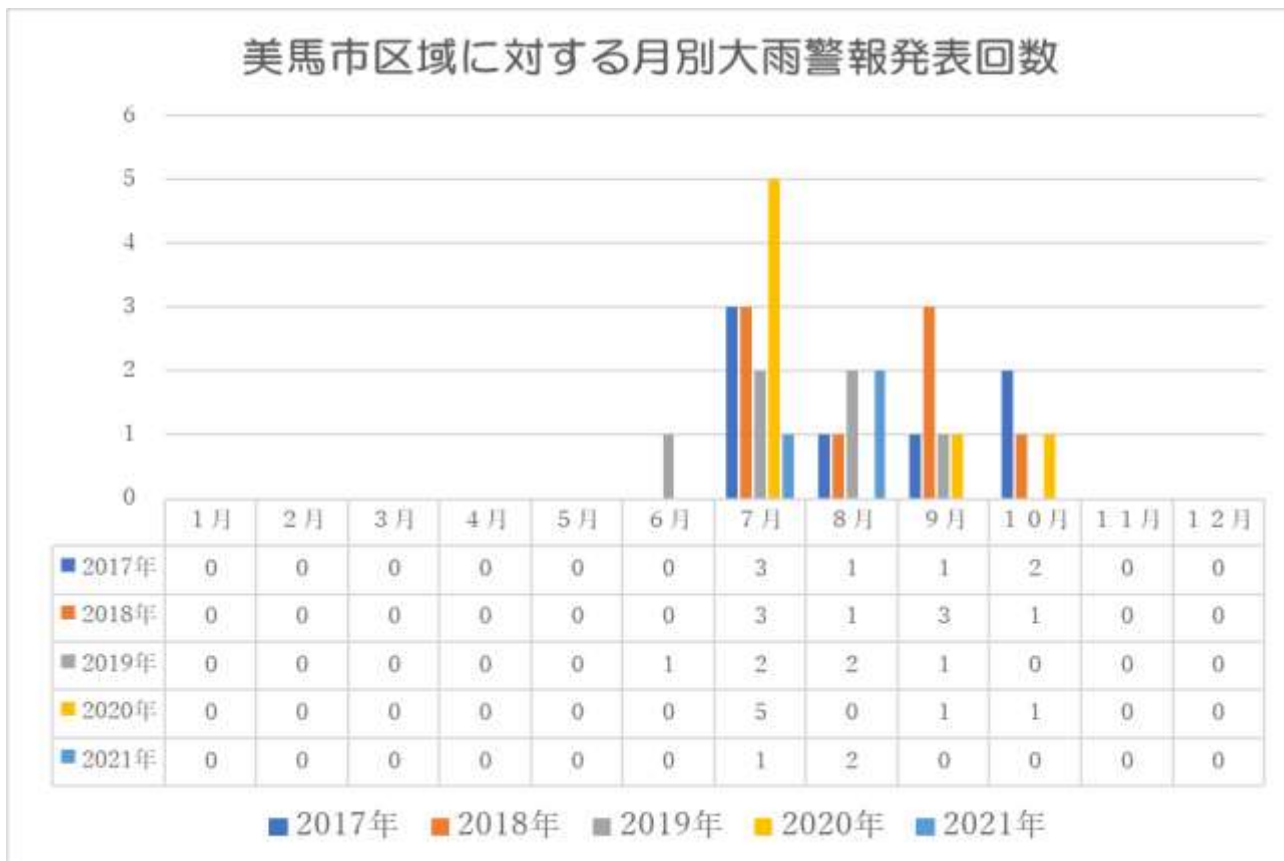


※ 台風の中心が、徳島県、香川県、愛媛県、高知県のいずれかの気象官署から300km以内に入った場合を、「四国地方に接近した台風」としている。

8 地震発生回数（徳島地方気象台「徳島県の地震」）

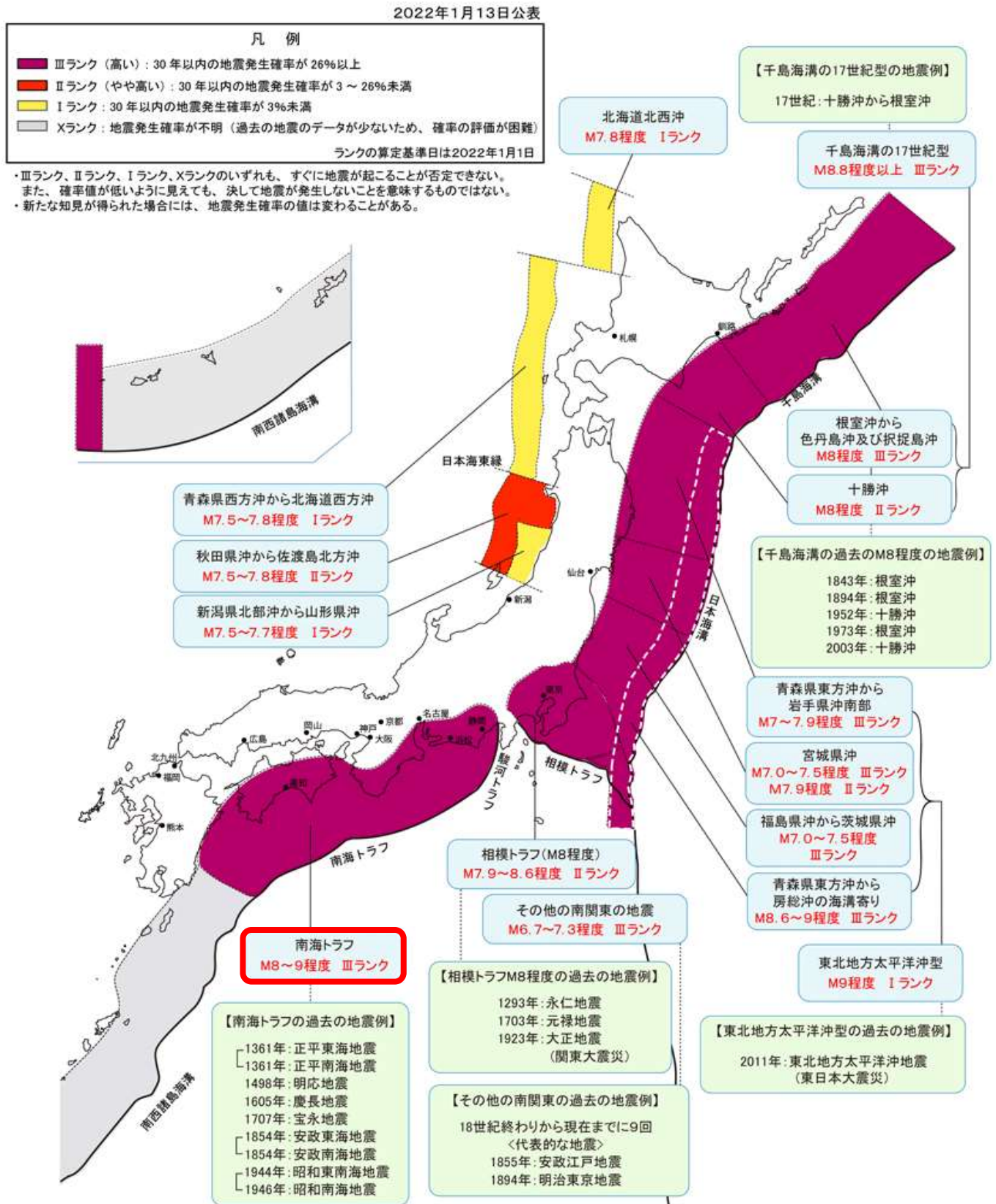


9 美馬市区域大雨警報発表回数（徳島地方気象台「徳島県の年報」）



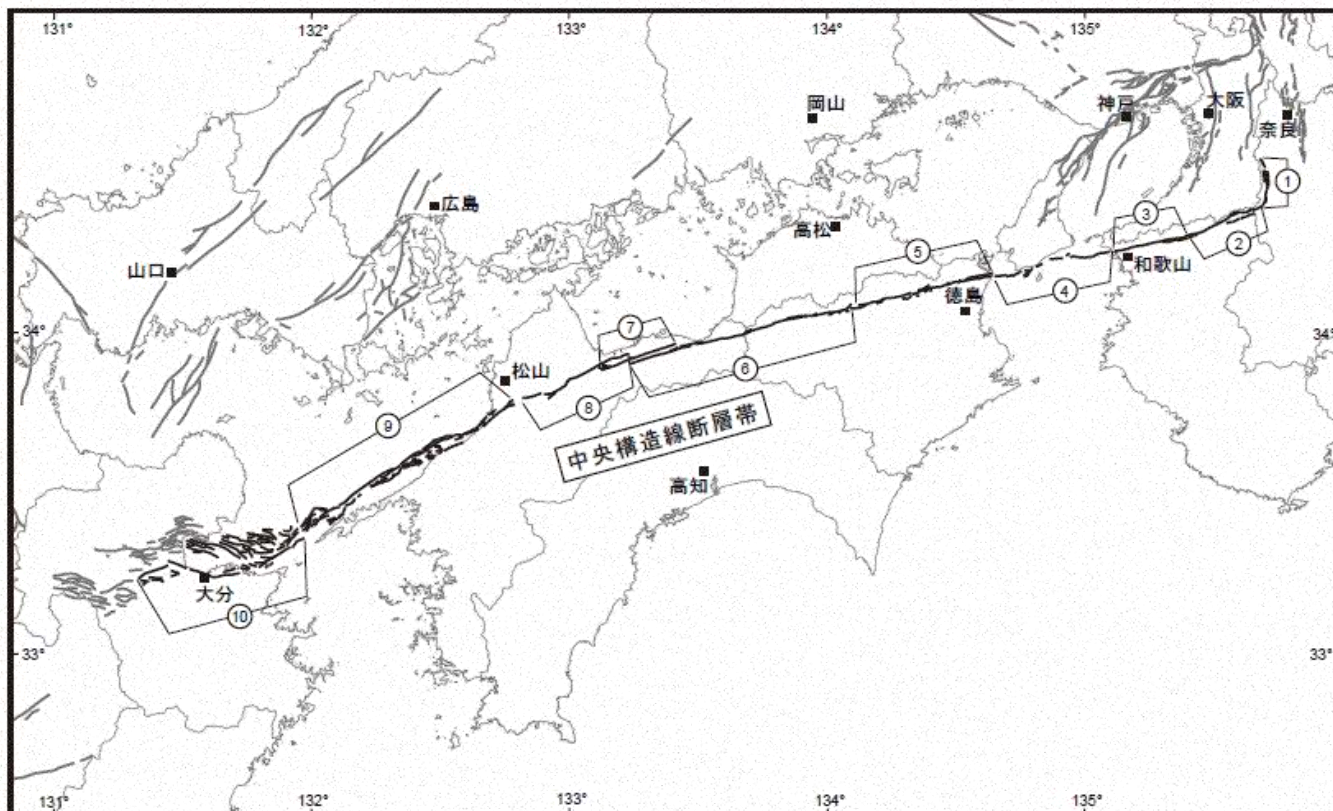
※ 美馬市区域に対して『大雨特別警報』が発表されたことは、特別警報制度創設（2013年）以来、1度もない。

10 想定される主な海溝型地震の発生確率（地震調査研究推進本部）



※ 南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率：70～80%

1 1 中央構造線・活断層地震の発生確率（地震調査研究推進本部）



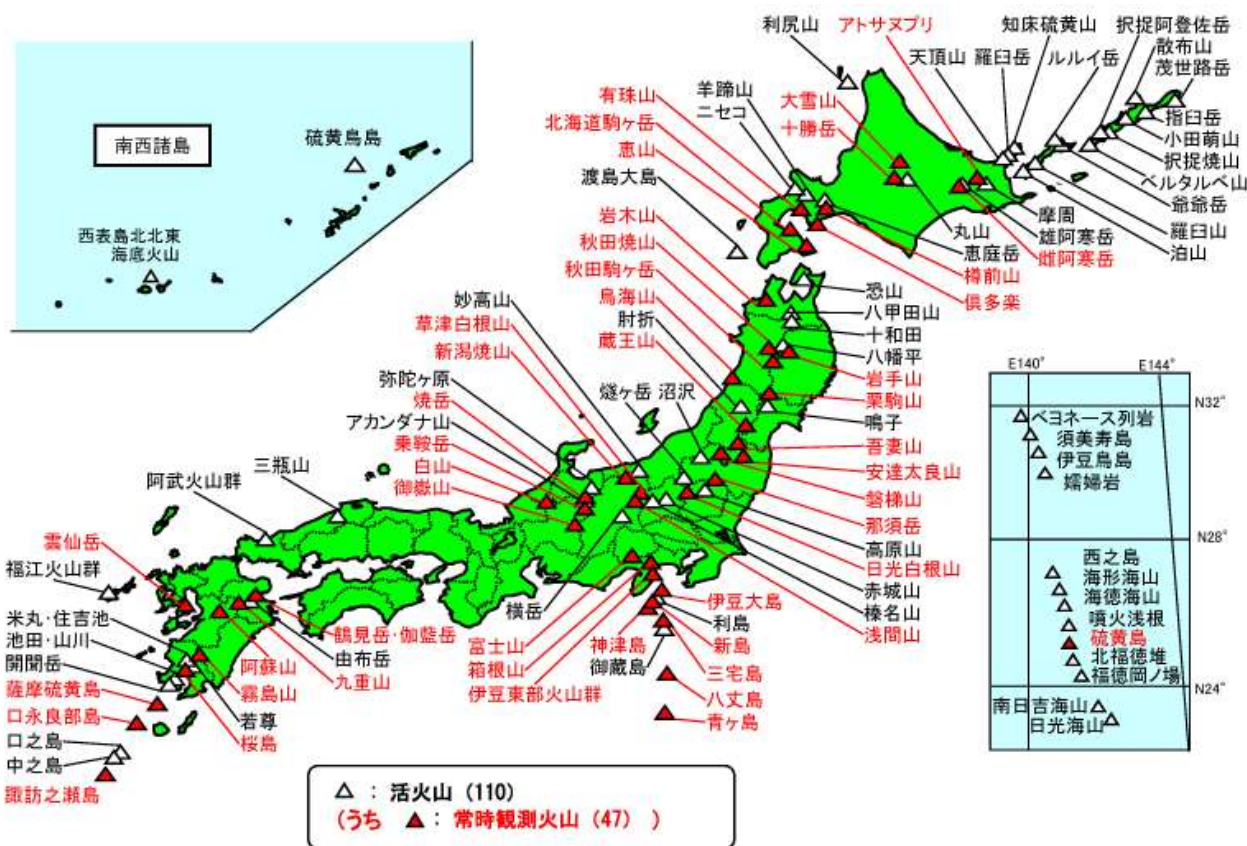
区間	区 間 名	地震の規模 (程度)	地震発生確率 (今後30年以内)	平均活動間隔
①	金剛山地東縁区間	M6.8	ほ ぼ 0 %	約 6000~7600 年
②	五 条 谷 区 間	M7.3	不 明	不 明
③	根 来 区 間	M7.2	0.008~0.3%	約 2500~2900 年
④	紀淡海峡~鳴門海峡区間	M7.5	0.005~1%	約 4000~6000 年
⑤	讃岐山脈南縁東部区間	M7.7	1 % 以 下	約 900~1200 年
⑥	讃岐山脈南縁西部区間	M8.0 若しくはそれ以上	ほぼ0~0.4%	約 1000~1500 年
⑦	石鎚山脈北縁区間	M7.3	0.01%以下	約 1500~1800 年
⑧	石鎚山脈北縁西部区間	M7.5	ほぼ0~12%	約 700~1300 年
⑨	伊 予 灘 区 間	M8.0 若しくはそれ以上	ほ ぼ 0 %	約 2900~3300 年
⑩	豊予海峡~湯布院区間	M7.8	ほ ぼ 0 %	約 1600~1700 年

1.2 南海トラフ地震で想定される主な全国の被害（中央防災会議のワーキンググループ）

被害項目	被害の最大値
全焼・焼失	約238万6000棟（冬・夕方に発生）
死者	約32万3000人（冬・深夜に発生）
上水道（断水）	約3440万人
下水道（利用困難）	約3210万人
電力（停電）	約2710万軒
固定電話（通話不能）	約930万回線
都市ガス（供給停止）	約180万戸
避難者	約950万人
食料不足	約3200万食
飲料水不足	約4800万ℓ
災害廃棄物	約2億5000万ト
資産等への影響（経済被害）	169兆5000億円
経済活動への影響（経済被害）	44兆7000億円

【総括】
超広域にわたる強い揺れと巨大な津波の発生により、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに「国難」とも言える巨大災害になるものと想定されている。

1.3 我が国の活火山分布（内閣府防災情報のページ）



1.4 震度と揺れ等（気象庁「気象庁震度階級の解説（平成21年3月）」2頁）

震度階級	絵等による解説	
震度0	 <p>0 【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	 <p>1 【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>
震度2	 <p>2 【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	 <p>3 【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
震度4	 <p>4 【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	 <p>5弱 【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
震度5強	 <p>5強 【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなると歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	 <p>6弱 【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。 ● 窓のガラスや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
震度6強	 <p>6強 【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 歩かないと歩くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな揺れが生じたり、大規模な土砂崩れや山体の崩壊が生じることがある。 	 <p>7 【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

1.5 気象庁震度階級の解説の細部（気象庁HP「知識・解説—震度について」）

計測震度	階級	人	間	屋 内 の 状 況	屋 外 の 状 況
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。			
	1	屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。			
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。		電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 歩いている人の中には揺れを感じる人がいる。 眠っている人の大半が目覚めます。		棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが目覚めます。		電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
	5弱	大半の人が恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。		電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	大半の人が物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。		棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
	6弱	立っていることが困難になる。		固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6.0	6強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。		固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
	7	揺れに翻弄され、動くこともできず飛ばされることもある。		ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

計測震度	階級	木造建物（住宅）	鉄筋コンクリート建造物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0				
	1				
1.5	2				
	3				
2.5	4				
	5弱	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。			斜面等において落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0	5強	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建造物では、壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで安全確認のため運転見合わせや速度規制、通行規制が、各自事業者の判断（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）によって行われる。	地盤に亀裂や液状化が生じることがある。
	6弱	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。 耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 耐震性の低い住宅では、瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。 耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建造物では、壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。 耐震性の高い建造物でも、壁、梁（はり）、柱などにひび割れ・亀裂が入ることがある。	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）が震度5弱程度以上の揺れで作動し、ガスの供給を停止する。 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。	斜面等においてがけ崩れや地すべりが発生することがある。 地盤に地割れが生じることがある。
6.0	6強	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものが多くなる。 耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	耐震性の低い建造物では、壁、梁、柱などの部材に斜めや×状のひび割れ・亀裂が見られることがある。 耐震性の低い建造物では、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 耐震性の高い建造物でも、壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	地震災害が発生した場合、揺れの強い地域やその周辺の地域において電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話が繋がりにくい状況（輻輳）が起こることがある。	
	7	耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものがさらに多くなる。 耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂が多くなり、またまれに倒れることがある。	耐震性の低い建造物では、壁、梁、柱などの部材に斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 耐震性の低い建造物では、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 耐震性の高い建造物でも、壁、梁、柱などの部材にひび割れ・亀裂が更に多くなる。 耐震性の高い建造物でも、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	震度5弱程度以上の揺れがあった場合、地震管制装置付きのエレベーターは安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため時間がかかることがある。 震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	斜面等においてがけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 地盤に大きな地割れが生じることがある。

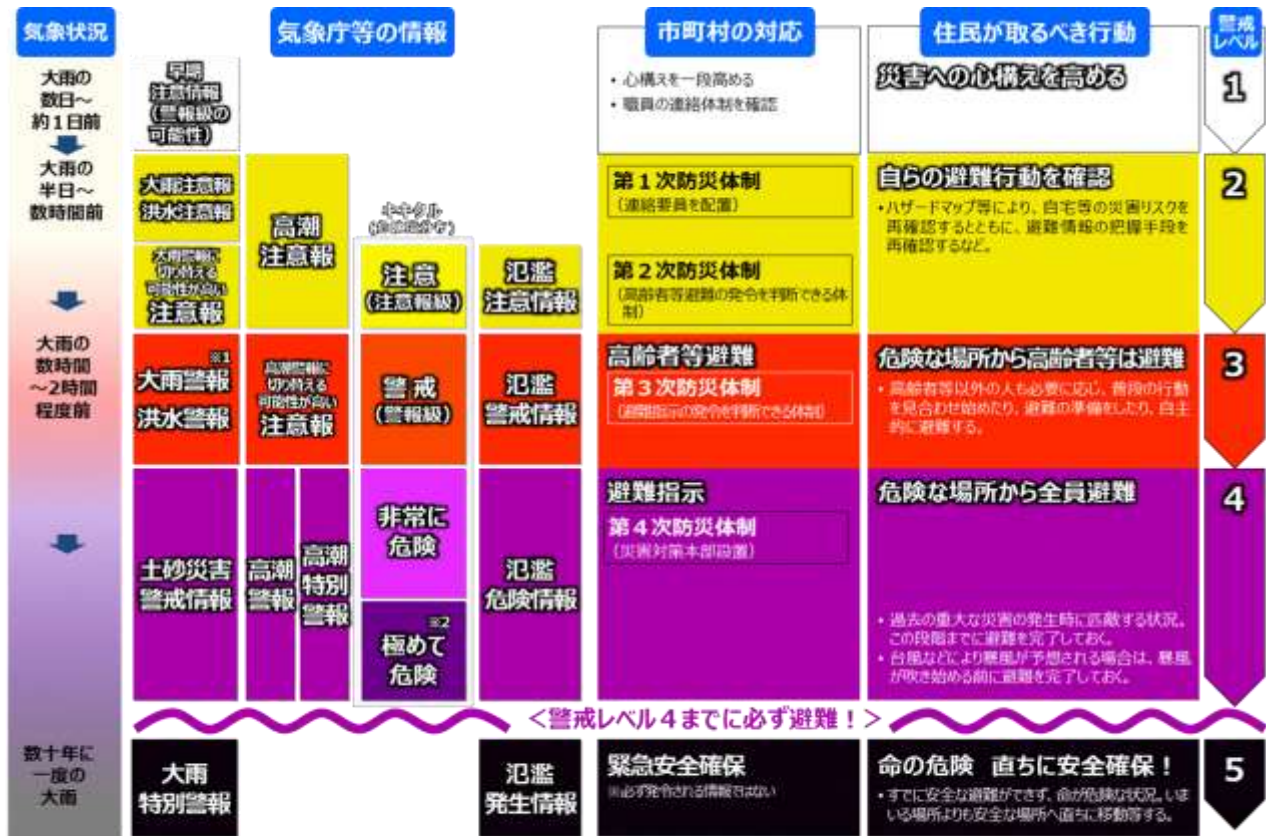
1.6 雨の強さと降り方（気象庁HP「知識・解説—天気予報で用いる用語(予報用語)」）

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅)	屋外の様子	車に乗っていて
10~20	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足下が濡れる 	雨の音で話し声が良く聞き取れない 	地面一面に水たまりができる 	
20~30	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていても濡れる 			ワイパーを速くしても見づらい 
30~50	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る		寝ている人の半数くらいが雨に気がつく 	道路が川のようになる 	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプランニング現象) 
50~80	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘はまったく役に立たなくなる 		水しぶきであたり一面が白っぽくなり視界が悪くなる 	車の運転は危険 
80~	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる				

17 風の強さと吹き方（気象庁HP「知識・解説—天気予報で用いる用語(予報用語)」）

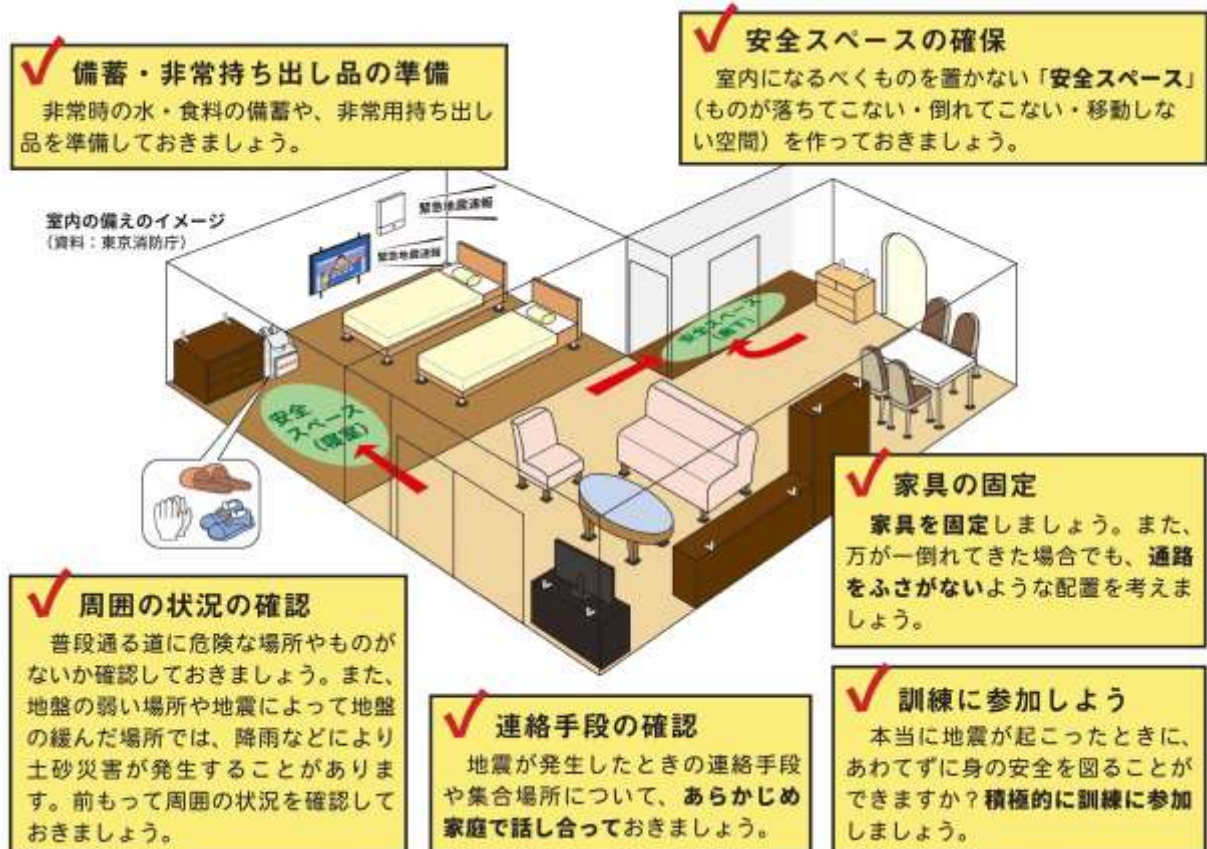
風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物
やや強い風	10以上 15未満	~50km/h	一般道路 の自動車	風に向かって歩 きにくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ 始める。電線が 揺れ始める。	道路の吹き流しの角度 が水平になり、高速 運転中では横風に流 される感覚を受ける。	樋（とい）が揺 れ始める。 
							
強い風	15以上 20未満	~70km/h	高速道路 の自動車	風に向かって歩 けなくなり、転 倒する人も出 る。高所での作 業は極めて危険	電線が鳴り始め る。看板やタ ン板が外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される感 覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材が はがれるものがある。 雨戸やシャッター が揺れる。 
							
非常に強い風	20以上 25未満	~90km/h	高速道路 の自動車	何かにつかまっ ていないと立っ てられない。 飛来物によって 負傷するおそれ がある。	細い木の枝が折 れたり、根の張 っていない木が 倒れ始める。 看板が落下・飛 散する。	通常で速度で運 転するのが困難 になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛 散するものがある。 固定されていないプレ ハブ小屋が移動・転倒する。 ビニールハウスのフィルム (被覆材)が広範囲に破れる。 
							
猛烈な風	30以上 35未満	~125km/h	特急電車		道路標識が傾 く。 		固定の不十分な 金属屋根の葺材 がめくれる。 養生の不十分な 仮設足場が崩落 する。 
				屋外での行動は 極めて危険。 	多くの樹木が倒 れる。 電柱や街灯で倒 れるものがある。 ブロック壁で倒 壊するものがある。 	走行中のトラッ クが横転する。 	外装材が広範囲にわ たって飛散し、下地 材が露出するものがある。 
	40以上	140km/h~					住家で倒壊する ものがある。 鉄骨構造物で変形す るものがある。 

1.8 防災気象情報・避難情報と住民がとるべき行動（気象庁）



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃・黄)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃・黄」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域設定に活用することが考えられます。
 「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

1.9 地震から身を守るための日頃からの備えの例（気象庁）



20 『大雨からの避難を学ぶ（気象庁eラーニング教材）』の紹介



台風・豪雨から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を学びます。
難しく考えず、気楽にはじめよう。人数や実施形式に決まりはありません。

好きな時間
ペースで学べる

教材は、すべて気象庁
ホームページで公開しています

感染症
拡大防止

他人と接触せず
学べる教材です

専門家や経験者が
いなくても大丈夫

学習の進め方を解説する資料に
沿って進められます



個人学習だけでなく、自治会や学校などでも活用できる教材

新しい生活様式でのオンライン学習にも対応！

マイ・タイムライン[®]の事前学習に最適！

マイ・タイムラインとはひとりひとりのタイムライン（防災計画）であり、台風等の発生による大雨によって浸水の発生が予想される時に、浸水被害が及ぶ地域から避難行動を体系的に整理し、自らを守る避難行動の取組が一致できるようにするものです。

動画とワークシートで基本的な知識ととるべき行動を学びます



動画教材



ワークシート

「自らの命は自らが守る」
基本の知識を身に付ける

約17分

いざという時のために
ひとりひとりの「避難行動」を整理

約30分

大雨の時に...

- 「どこが危ない？」がわかる
- 「どこに逃げる？」がわかる
- 「何をしたらいい？」がわかる
- 「いつ避難したらいい？」がわかる



動画教材
を視聴

自分の...

- 「災害リスク」がわかる
- 「避難場所」がわかる
- 「避難にかかる時間」がわかる
- 「避難のタイミング」がわかる



ワークシート
に記入

別の防災研修、学習の前にこれだけやる！

「避難」の知識がある方は、ここから！

↑時間の研修にピッタリ！



一歩進んで、誤解や疑問、不安を解消



作成したワークシートを持ち寄って、
みんなで意見交換

みんなと...

意見交換して、自分の避難を再確認！理解を深める！
WEB会議、または三密を避ける優れた方法で実施。

約30分
～40分

グループワーク
を実施

もっと詳しく知りたい方は避難に関する知識を個別に解説した教材を視聴



第3 通信施設に関する資料

1 無線局の局名、識別信号及び設置場所等

種 別	識 別 信 号	設 置 場 所	所 属
統 制 局	ぼうさいとくしまほんび	徳島市万代町1丁目1番地	徳島県庁
中 継 局	// りゅうおう	美馬市美馬町字入倉813番地の46	
	// かわい	美馬市木屋平字大北402-1	
支 部 局	// せいぶしぶみま	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	西部総合県民局 美馬庁舎
県 出 先 局	// こやだいらつめしよ	美馬市木屋平字川井161番地	西部総合県民局 木屋平詰所
	// なつこだむ	美馬市脇町字西俣名2570	夏子ダム管理所
市 町 村 局	// みまし	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市
消 防 本 部 局	// みましょうぼう	美馬市脇町字拝原1742-1	美馬市消防本部
	// みませいぶしょうぼう	美馬市美馬町字天神119	美馬西部消防組合
デジ タル 簡易無線局	四括K第19号	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市
アマチュア局	JR5YDJ	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市職員無線クラブ

2 地球局の局名、識別信号及び設置場所等

無 線 局 名	識 別 信 号	設 置 場 所	機 関 名
徳島県美馬市 可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島入-パ-バ-ド 可搬地球V41	美馬市穴吹町 穴吹字九反地5	美馬市役所
徳島県美馬市 木屋平可搬地球局	LASCOM 徳島県 徳島入-パ-バ-ド 可搬地球V42	美馬市木屋平 字川井161	木屋平市民SC

3 公衆電話設置場所一覽表（市内）

No.	公衆電話の設置場所住所		屋内外区分	終日利用可否区分		
1	美馬市	美馬町	字下突出 151-1	可		
2			字寺ノ下 24-1			
3			字大泉 53-3			
4			字谷ヨリ西 80	屋内	不可	
5			字天神 121	屋外	可	
6			字道ノ上 41			
7			字八幡 143-2			
8	美馬市	脇町	岩倉 2879	ほぼ可		
9			字国見丸 30-2	屋内	不可	
10			字小星 672-2	屋外	可	
11			字西赤谷 1002			
12			字西赤谷 2949-7			
13			字西俣名 2585-2	屋内	不可	
14			字曾江名 359-41			
15			字曾江名 416-2			
16			字拝原 2054	屋外	可	
17			大字猪尻字建神社下南 5-2			
18			大字猪尻字西ノ久保 36-3			
19			大字猪尻字西ノ久保 78			ほぼ可
20			大字北庄 551-2			可
21			馬木 787-2	屋内	不可	
22	穴吹字九反地5番地					
23	穴吹字井口 23					
24	穴吹字市ノ下 73-2	屋外	可			
25	穴吹字明連 680-2					
26	穴吹字藪ノ下 15					
27	口山字宮内 8-1					

4 事前設置型特設公衆電話設置場所一覧表

NO.	施設名	住所	回線数	電話機台数
1	美馬中学校（美馬小学校含む）	美馬市美馬町字谷ヨリ西68	2	2
2	谷口公民館	美馬市木屋平字谷口35-1	1	1
3	三ツ木集会所	美馬市木屋平字三ツ木239-1	1	1
4	木屋平小学校（★）	美馬市木屋平字谷口235	1	1
5	木屋平複合施設等	美馬市木屋平字川井224	1	1
6	重清西地域活動センター	美馬市美馬町字八幡115	1	1
7	重清東地域活動センター	美馬市美馬町字大泉48-1	1	1
8	喜来地域活動センター	美馬市美馬町字天神63-1	1	1
9	郡里地域活動センター	美馬市美馬町字玉振前1-1	1	1
10	芝坂地域活動センター	美馬市美馬町字南原22-1	1	1
11	江原南小学校	美馬市脇町字拝原829	1	1
12	江原中学校	美馬市脇町字曾江名359-41	1	1
13	江原北小学校	美馬市脇町字西赤谷3744-2	1	1
14	清水地域活動センター	美馬市脇町字西俣名1069	1	1
15	脇町小学校	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保116	1	1
16	脇町中学校	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保78	1	1
17	岩倉小学校	美馬市脇町2879	1	1
18	岩倉中学校	美馬市脇町別所3406	1	1
19	三島小学校	美馬市穴吹町三島字三谷374	1	1

20	三島中学校	美馬市穴吹町三島字三谷356	1	1
21	穴吹小学校	美馬市穴吹町穴吹字柏40	1	1
22	穴吹中学校	美馬市穴吹町穴吹字井口23	1	1
23	穴吹林業総合センター (★)	美馬市穴吹町三島三谷303	1	1
24	穴吹スポーツセンター	美馬市穴吹町穴吹字藪ノ下5	2	2
25	うだつアリーナ	美馬市脇町新町196	2	2
26	美馬町市民サービスセンター	美馬市美馬町字天神121	1	1
27	重清北交流館	美馬市美馬町字狙ヶ内26-3	1	1
28	寺町防災交流センター	美馬市美馬町字寺ノ下20-1	1	1
29	美馬竜王の郷	美馬市美馬町字入倉657	1	1
30	地域交流センター ミライズ	美馬市脇町大字猪尻字西分116-1	1	1
31	地域共生交流施設 小星ベース	美馬市脇町字小星692-1	1	1
32	中ノ谷ふれあいの里	美馬市脇町字川原柴221	1	1
33	大谷せせらぎの里	美馬市脇町字西大谷437	1	1
34	東俣ふれあいの里	美馬市脇町字東俣名320	1	1
35	穴吹農村環境改善センター	美馬市穴吹町穴吹字安成73	1	1
36	初草ふれあい館	美馬市穴吹町口山字初草144	1	1
37	西淵ふれあいの里	美馬市穴吹町口山字淵名485	1	1
38	宮内交流の里	美馬市穴吹町口山字宮内52	1	1
39	古宮生活改善センター	美馬市穴吹町古宮字長尾559-1	1	1
合 計			42	42

(★)：サブ避難所

第4 災害危険区域等に関する資料

1 土砂災害（特別）警戒区域指定箇所一覽表

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	郡・市	町・村			字	年月日	番号	年月日
I-738	美馬市	脇町	曾江名	曾江名(1)	急傾斜地の崩壊	H20.3.4	117	H20.3.4	117
II-3518	美馬市	脇町	曾江名	曾江名(10)	急傾斜地の崩壊	H20.3.4	117	H20.3.4	117
I-756	美馬市	脇町	脇町	新町(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-757	美馬市	脇町	脇町	大工町	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3581	美馬市	脇町	脇町	畳屋敷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-758	美馬市	脇町	脇町	東城山(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3584	美馬市	脇町	脇町	ヒビノ木	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3585	美馬市	脇町	脇町	脇町	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3587	美馬市	脇町	脇町	佐尾原(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3591	美馬市	脇町	脇町	西城山(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3595	美馬市	脇町	脇町	東城山(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-754	美馬市	脇町	脇町	佐尾原(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3588	美馬市	脇町	小丸、脇町	佐尾原	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3590	美馬市	脇町	脇町、新山	西城山(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3578	美馬市	脇町	小丸、脇町	小丸(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3620	美馬市	脇町	木ノ内、井口	井口(9)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3586	美馬市	脇町	新山	国見丸	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-749	美馬市	脇町	猪尻字西上野、若宮南、建神社下南	西上野(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-751	美馬市	脇町	猪尻字建神社下南、西上野、北庄、庄、拝原	猪尻	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-734	美馬市	脇町	西赤谷	落合	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-735	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3465	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(12)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3466	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(13)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3467	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(14)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3468	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(15)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3469	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(16)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3470	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(17)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3479	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(26)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3480	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(27)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3481	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(28)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3482	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(29)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3488	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(35)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3489	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(36)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3490	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(37)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3491	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(38)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3498	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(45)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3500	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(47)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3501	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(48)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3502	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(49)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3503	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(50)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3504	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(51)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3505	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(52)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3506	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(53)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3507	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(54)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3508	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(55)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3509	美馬市	脇町	西赤谷	西赤谷(56)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-726	美馬市	美馬町	谷口	谷口	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-727	美馬市	美馬町	竹ノ内	竹ノ内	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-728	美馬市	美馬町	八幡	八幡	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-729	美馬市	美馬町	八幡	八幡(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-730	美馬市	美馬町	露口	露口	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-3306	美馬市	美馬町	露口	露口(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-3287	美馬市	美馬町	吉水	吉水(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-3288	美馬市	美馬町	吉水	吉水(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-3290	美馬市	美馬町	吉水	吉水(4)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-3297	美馬市	美馬町	桐尾	桐尾(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-3298	美馬市	美馬町	桐尾	桐尾(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-711	美馬市	美馬町	清田	石仏(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
I-722	美馬市	美馬町	滝ノ宮	滝宮	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170
II-3279	美馬市	美馬町	中横尾	中横尾	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	—	—
II-3281	美馬市	美馬町	下突出	突出	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3278	美馬市	美馬町	上突出	上突出	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3284	美馬市	美馬町	下後谷	下後谷	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3292	美馬市	美馬町	山塚坂	山塚坂(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3299	美馬市	美馬町	山塚坂	坊ヶ谷(1)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3293	美馬市	美馬町	倉尾	倉尾	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3300	美馬市	美馬町	坊ヶ谷	坊ヶ谷(2)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3301	美馬市	美馬町	坊ヶ谷	坊ヶ谷(3)	急傾斜地の崩壊	H26.11.26	789	H26.11.26	790
II-3249	美馬市	美馬町	猿坂	猿坂(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3250	美馬市	美馬町	猿坂	猿坂(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-3251	美馬市	美馬町	猿坂	猿坂(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
I-704	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	小谷	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3073	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	小谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3074	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3075	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3077	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3078	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3079	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3080	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(7)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3081	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	長尾(8)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3082	美馬市	穴吹町	古宮字北又	北又(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3083	美馬市	穴吹町	古宮字北又	北又(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3085	美馬市	穴吹町	古宮字北又	北又(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3086	美馬市	穴吹町	古宮字北又	北又(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3087	美馬市	穴吹町	古宮字北又	北又(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3088	美馬市	穴吹町	古宮字葛生	葛生(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3089	美馬市	穴吹町	古宮字葛生	葛生(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3092	美馬市	穴吹町	古宮字葛生	葛生(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3093	美馬市	穴吹町	古宮字葛生	喜来(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3094	美馬市	穴吹町	古宮字葛生	喜来(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-705	美馬市	穴吹町	古宮字田野内	田野内(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3095	美馬市	穴吹町	古宮字田野内	田野内(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3096	美馬市	穴吹町	古宮字田野内	田野内(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3097	美馬市	穴吹町	古宮字田野内	田野内(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3098	美馬市	穴吹町	古宮字内田	内田(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3099	美馬市	穴吹町	古宮字内田	内田(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3100	美馬市	穴吹町	古宮字内田	内田(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3101	美馬市	穴吹町	古宮字内田	内田(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3102	美馬市	穴吹町	古宮字内田	内田(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3103	美馬市	穴吹町	古宮字内田	内田(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3104	美馬市	穴吹町	古宮字平谷	平谷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3105	美馬市	穴吹町	古宮字平谷	平谷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3050	美馬市	穴吹町	古宮	生子屋敷(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3051	美馬市	穴吹町	古宮	生子屋敷(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3052	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3053	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3054	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3055	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
I-702	美馬市	穴吹町	古宮	大平(1)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3056	美馬市	穴吹町	古宮	大平(2)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3058	美馬市	穴吹町	古宮	大平(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3059	美馬市	穴吹町	古宮	大平(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3060	美馬市	穴吹町	古宮	大平(5)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3061	美馬市	穴吹町	古宮	大平(6)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3062	美馬市	穴吹町	古宮	大平(7)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3063	美馬市	穴吹町	古宮	大平(8)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3064	美馬市	穴吹町	古宮	大平(9)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3067	美馬市	穴吹町	古宮	半平(3)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3068	美馬市	穴吹町	古宮	半平(4)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3071	美馬市	穴吹町	古宮	半平(7)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3072	美馬市	穴吹町	古宮	半平(8)	急傾斜地の崩壊	H28.11.1	672	H28.11.1	673
II-3046	美馬市	穴吹町	古宮字新名	大内(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3041	美馬市	穴吹町	古宮字新名	新名	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2838	美馬市	穴吹町	穴吹字山ノ浦	山ノ浦	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-665	美馬市	穴吹町	穴吹字山神前、山神東	山神前(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-666	美馬市	穴吹町	穴吹字山神東、仙田	山神前(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2828	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2829	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2830	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2831	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2832	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2833	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2834	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2835	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2836	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(10)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2837	美馬市	穴吹町	穴吹字新開	新開(12)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2848	美馬市	穴吹町	穴吹字平間	平間(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2849	美馬市	穴吹町	穴吹字平間	平間(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2850	美馬市	穴吹町	穴吹字平間	平間(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2851	美馬市	穴吹町	穴吹字平間	平間(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2976	美馬市	穴吹町	穴吹字寺前	寺前(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2977	美馬市	穴吹町	穴吹字寺前、業佐古	寺前(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2844	美馬市	穴吹町	穴吹字仙田	仙田	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2845	美馬市	穴吹町	穴吹字川原田	川原田	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-689	美馬市	穴吹町	口山字支納	支納(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2965	美馬市	穴吹町	口山字支納	支納(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2966	美馬市	穴吹町	口山字支納	支納(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2967	美馬市	穴吹町	口山字支納	支納(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2968	美馬市	穴吹町	口山字支納	支納(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2969	美馬市	穴吹町	口山字支納	支納(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132

〈急傾斜地の崩壊〉

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種 類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
II-3040	美馬市	穴吹町	口山字知野、宮内	知野(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-700	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-701	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3057	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3042	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3043	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3044	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3047	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3048	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(10)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-3049	美馬市	穴吹町	口山字大内	大内(11)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2548	美馬市	木屋平	ケヤキヒラ	けやきひら(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2549	美馬市	木屋平	椋原	けやきひら(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-606	美馬市	木屋平	椋原	椋原(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-608	美馬市	木屋平	椋原	椋原(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2550	美馬市	木屋平	椋原	椋原(4)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2554	美馬市	木屋平	椋原	椋原(8)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2555	美馬市	木屋平	椋原	椋原(9)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2556	美馬市	木屋平	椋原	椋原(10)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2557	美馬市	木屋平	椋原	椋原(11)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2558	美馬市	木屋平	椋原	椋原(12)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2559	美馬市	木屋平	椋原	椋原(13)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2560	美馬市	木屋平	椋原	椋原(14)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2561	美馬市	木屋平	椋原	椋原(15)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2562	美馬市	木屋平	椋原	椋原(16)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2563	美馬市	木屋平	椋原	椋原(17)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2565	美馬市	木屋平	椋原	椋原(19)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2566	美馬市	木屋平	椋原	椋原(20)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2567	美馬市	木屋平	椋原	椋原(21)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2568	美馬市	木屋平	向椋原	向椋原(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2569	美馬市	木屋平	向椋原	向椋原(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-614	美馬市	木屋平	南張	南張(1)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2599	美馬市	木屋平	南張	南張(2)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2600	美馬市	木屋平	南張	南張(3)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2601	美馬市	木屋平	南張	南張(4)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2602	美馬市	木屋平	南張	南張(5)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2603	美馬市	木屋平	南張	南張(6)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2604	美馬市	木屋平	南張	南張(7)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2605	美馬市	木屋平	南張	南張(8)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2606	美馬市	木屋平	南張	南張(9)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
II-2607	美馬市	木屋平	南張	南張(10)	急傾斜地の崩壊	H20.12.11	730	H20.12.11	731
I-621	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2638	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2639	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2640	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2641	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(5)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2642	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(6)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2643	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(7)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2644	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(8)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2645	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟の木(9)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-625	美馬市	木屋平	森遠	森遠(1)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-626	美馬市	木屋平	森遠	森遠(2)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
I-627	美馬市	木屋平	森遠	森遠(3)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	—	—
II-2676	美馬市	木屋平	森遠	森遠(4)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	—	—
II-2677	美馬市	木屋平	森遠	森遠(5)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2678	美馬市	木屋平	森遠	森遠(6)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2679	美馬市	木屋平	森遠	森遠(7)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2681	美馬市	木屋平	森遠	森遠(9)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2682	美馬市	木屋平	森遠	森遠(10)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2683	美馬市	木屋平	森遠	森遠(11)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2685	美馬市	木屋平	森遠	森遠(13)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2686	美馬市	木屋平	森遠	森遠(14)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2687	美馬市	木屋平	森遠	森遠(15)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2688	美馬市	木屋平	森遠	森遠(16)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2689	美馬市	木屋平	森遠	森遠(17)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2690	美馬市	木屋平	森遠	森遠(18)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2691	美馬市	木屋平	森遠	森遠(19)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2692	美馬市	木屋平	森遠	森遠(20)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2693	美馬市	木屋平	森遠	森遠(21)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2695	美馬市	木屋平	森遠	森遠(23)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2696	美馬市	木屋平	森遠	森遠(24)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2697	美馬市	木屋平	森遠	森遠(25)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2698	美馬市	木屋平	森遠	森遠(26)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2699	美馬市	木屋平	森遠	森遠(27)	急傾斜地の崩壊	H22.3.19	139	H22.3.19	140
II-2631	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(1)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-2632	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(2)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-2633	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(3)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-2634	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(4)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-2635	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(5)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-2636	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(6)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
II-2637	美馬市	木屋平	麻衣	麻衣(7)	急傾斜地の崩壊	H28.3.31	230	H28.3.31	231
I-623	美馬市	木屋平	弓道	弓道(1)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
I-624	美馬市	木屋平	弓道	弓道(2)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203
II-2668	美馬市	木屋平	弓道	弓道(5)	急傾斜地の崩壊	H26.3.28	202	H26.3.28	203

《美馬市地域防災計画（資料編） 第4 災害危険区域等に関する資料》

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	郡・市	町・村 字			年月日	番号	年月日	番号
II-2718	美馬市	木屋平	太合	太合(7)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2719	美馬市	木屋平	太合	太合(8)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2720	美馬市	木屋平	太合	太合(9)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2721	美馬市	木屋平	太合	太合(10)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2722	美馬市	木屋平	太合	太合(11)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2723	美馬市	木屋平	太合	太合(12)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2724	美馬市	木屋平	太合	太合(13)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2725	美馬市	木屋平	太合	太合(14)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2726	美馬市	木屋平	太合	太合(15)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2727	美馬市	木屋平	太合	太合(16)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2728	美馬市	木屋平	太合	太合(17)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2729	美馬市	木屋平	太合	太合(18)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2730	美馬市	木屋平	太合	太合(19)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2731	美馬市	木屋平	太合	太合(20)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2735	美馬市	木屋平	太合	太合(24)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2736	美馬市	木屋平	太合	太合(25)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2732	美馬市	木屋平	太合カケ	太合(21)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2733	美馬市	木屋平	太合カケ	太合(22)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2734	美馬市	木屋平	太合カケ	太合(23)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2737	美馬市	木屋平	太合カケ	太合カケ(1)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2738	美馬市	木屋平	太合カケ	太合カケ(2)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2739	美馬市	木屋平	太合カケ	太合カケ(3)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
II-2740	美馬市	木屋平	太合カケ	太合カケ(4)	急傾斜地の崩壊	H27.3.31	239	H27.3.31	240
I-609	美馬市	木屋平	市初	市初(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2577	美馬市	木屋平	市初	市初(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-611	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-612	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	—	—
I-613	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2590	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2591	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2594	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(8)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2595	美馬市	木屋平	三ツ木	三ツ木(9)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-607	美馬市	木屋平	三ツ木	樫原(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2552	美馬市	木屋平	三ツ木	樫原(6)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2553	美馬市	木屋平	尾山	樫原(7)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2571	美馬市	木屋平	杖谷	杖谷(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2572	美馬市	木屋平	杖谷	杖谷(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2573	美馬市	木屋平	桑柄	杖谷(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2574	美馬市	木屋平	杖谷	杖谷(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2575	美馬市	木屋平	尾山	尾山(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2576	美馬市	木屋平	尾山	尾山(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2578	美馬市	木屋平	管蔵	菅蔵(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2579	美馬市	木屋平	管蔵	管蔵(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2580	美馬市	木屋平	二戸	二戸(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2581	美馬市	木屋平	二戸	二戸(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2582	美馬市	木屋平	二戸	二戸(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2584	美馬市	木屋平	貢	貢(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2585	美馬市	木屋平	貢	貢(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-610	美馬市	木屋平	今丸	今丸(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2586	美馬市	木屋平	今丸	今丸(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2587	美馬市	木屋平	今丸	今丸(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2588	美馬市	木屋平	今丸	今丸(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2589	美馬市	木屋平	小日浦	今丸(5)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2543	美馬市	木屋平	葛尾	葛尾(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2544	美馬市	木屋平	葛尾	葛尾(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2545	美馬市	木屋平	葛尾	葛尾(3)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2546	美馬市	木屋平	葛尾	葛尾(4)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2596	美馬市	木屋平	小日浦	小日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2597	美馬市	木屋平	小日浦	小日浦(2)	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2547	美馬市	木屋平	カゴミ	かごみ	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2570	美馬市	木屋平	桑柄	桑柄	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
II-2583	美馬市	木屋平	ビヤガイチ	びやががいち	急傾斜地の崩壊	H29.3.17	131	H29.3.17	132
I-696	美馬市	穴吹町	口山字宮内	宮内(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-697	美馬市	穴吹町	口山字宮内	宮内(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3016	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3017	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3018	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3019	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3020	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3021	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(7)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3022	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(8)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3023	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(9)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3024	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(10)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3025	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(11)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3026	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(12)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-3027	美馬市	穴吹町	口山字調子野	調子野(13)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-675	美馬市	穴吹町	口山字馬内	馬内(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-676	美馬市	穴吹町	口山字初草	平野(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-677	美馬市	穴吹町	口山字平野	平野(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-678	美馬市	穴吹町	口山字平野	平野(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-680	美馬市	穴吹町	口山字初草	初草	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
I-682	美馬市	穴吹町	口山字初草	初草(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-2862	美馬市	穴吹町	口山字初草	馬内(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-2863	美馬市	穴吹町	口山字初草	平野(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-2865	美馬市	穴吹町	口山字平野	平野(6)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-2868	美馬市	穴吹町	口山字初草	平野(9)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222
II-2875	美馬市	穴吹町	口山字初草	初草(5)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	郡・市	町・村			字	年月日	番号	年月日
II-3667	美馬市	脇町	字梨子木	梨子ノ木(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3669	美馬市	脇町	字梨子木	梨子ノ木(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3670	美馬市	脇町	字梨子木	梨子ノ木(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3671	美馬市	脇町	字梨子木	梨子ノ木(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3672	美馬市	脇町	字梨子木	梨子ノ木(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-759	美馬市	脇町	天神	上ノ原(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-762	美馬市	脇町	馬木	滝下(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3608	美馬市	脇町	天神	上ノ原(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3609	美馬市	脇町	天神	上ノ原(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3610	美馬市	脇町	馬木	東山(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3612	美馬市	脇町	馬木	東山(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3630	美馬市	脇町	馬木、田上	滝下(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3632	美馬市	脇町	馬木	滝下(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
I-708	美馬市	美馬町	入倉	入倉(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3130	美馬市	美馬町	入倉	入倉(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3131	美馬市	美馬町	入倉	入倉(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3132	美馬市	美馬町	入倉	入倉(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3133	美馬市	美馬町	入倉	入倉(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3134	美馬市	美馬町	入倉	入倉(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3135	美馬市	美馬町	入倉	入倉(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3136	美馬市	美馬町	入倉	入倉(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3137	美馬市	美馬町	入倉	入倉(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3139	美馬市	美馬町	入倉	入倉(11)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3140	美馬市	美馬町	入倉	入倉(12)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3141	美馬市	美馬町	入倉	入倉(13)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3142	美馬市	美馬町	入倉	入倉(15)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3143	美馬市	美馬町	入倉	入倉(16)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3144	美馬市	美馬町	入倉	入倉(17)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3145	美馬市	美馬町	入倉	入倉(18)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3146	美馬市	美馬町	入倉	入倉(19)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-3147	美馬市	美馬町	入倉	入倉(20)	急傾斜地の崩壊	H31.3.19	157	H31.3.19	158
II-2827	美馬市	穴吹町	穴吹字岡ノ上	新開(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2842	美馬市	穴吹町	穴吹字岡ノ上	岡の上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-715	美馬市	美馬町	字惣田、字西ノ谷、字栗林宗、字惣田宗	惣田(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-716	美馬市	美馬町	字西ノ谷、字宮ノ岡、字惣田	惣田(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
I-718	美馬市	美馬町	字山西屋敷、字長地、字藤宇、字黒砂、字葛尾木、字中岡、字橋谷	黒砂	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3192	美馬市	美馬町	字茅原	茅原(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3193	美馬市	美馬町	字茅原	茅原(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3194	美馬市	美馬町	字茅原	茅原(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3195	美馬市	美馬町	字藤宇	宮ノ岡(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3196	美馬市	美馬町	字東筋、字藤宇	宮ノ岡(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3197	美馬市	美馬町	字芹佐古	芹佐古	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3199	美馬市	美馬町	字川ノ上	川ノ上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3200	美馬市	美馬町	字川ノ上	川ノ上(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3202	美馬市	美馬町	字大上	川ノ上(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3203	美馬市	美馬町	字大上	川ノ上(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3206	美馬市	美馬町	字山西屋敷、字黒砂	大前(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3208	美馬市	美馬町	字大池、字芹佐古	大池(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171		
II-3212	美馬市	美馬町	字芹佐古、字田ノ岡	田ノ岡(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3213	美馬市	美馬町	字田ノ岡、字上野田ノ井、字大上	田ノ岡(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3214	美馬市	美馬町	字前坂	藤宇	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3215	美馬市	美馬町	字押上	押上(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3216	美馬市	美馬町	字押上	押上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3228	美馬市	美馬町	字中岡、字葛尾木	中岡(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3229	美馬市	美馬町	字中岡	中岡(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3234	美馬市	美馬町	字黒砂、字山西屋敷	長地(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3235	美馬市	美馬町	字橋谷、字狙ヶ内、字藤宇	長地(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3236	美馬市	美馬町	字東筋	東筋	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3241	美馬市	美馬町	字平野	平野(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3243	美馬市	美馬町	字平野	平野(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3245	美馬市	美馬町	字味噌ヶ久保	味噌ヶ久保	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2776	美馬市	穴吹町	三島字舞中島	横野(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2777	美馬市	穴吹町	三島字舞中島	横野(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2778	美馬市	穴吹町	三島字大重	横野(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2779	美馬市	穴吹町	三島字大重	横野(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2805	美馬市	穴吹町	三島字舞中島	大重(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2806	美馬市	穴吹町	三島字大重	大重(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-2807	美馬市	穴吹町	三島字大重	大重(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3431	美馬市	脇町	字西俣名	西俣名(33)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3478	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(25)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3571	美馬市	脇町	字西赤谷	東大谷(16)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3521	美馬市	脇町	字西大谷	西大谷(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
II-3551	美馬市	脇町	字芋尻	芋尻(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172

<急傾斜地の崩壊>

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
Ⅱ-3552	美馬市	脇町	羽出床	羽出床(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3576	美馬市	脇町	白木	白木(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅰ-753	美馬市	脇町	段	佐城	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3555	美馬市	脇町	段	段(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3556	美馬市	脇町	段	段(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3579	美馬市	脇町	段	小丸(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3582	美馬市	脇町	中段	中段(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3583	美馬市	脇町	中段	中段(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3483	美馬市	脇町	字西赤谷、字東大谷	西赤谷(30)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3484	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(31)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3485	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(32)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3486	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(33)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3623	美馬市	脇町	小星	小星(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3626	美馬市	脇町	小星	小星(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3627	美馬市	脇町	小星	小星(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171		
Ⅱ-3628	美馬市	脇町	小星	小星(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3629	美馬市	脇町	小星	小星(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3668	美馬市	脇町	梨子木	梨子ノ木(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅰ-763	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3602	美馬市	脇町	字井口	井口東(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3634	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3635	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3636	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3637	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3638	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3639	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3640	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3641	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171		
Ⅱ-3642	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3643	美馬市	脇町	字芋穴	芋穴(11)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-2788	美馬市	穴吹町	三鳥字三谷	三谷(20)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-2789	美馬市	穴吹町	三鳥字三谷	三谷(21)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-2794	美馬市	穴吹町	三鳥字三谷	三谷(26)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-2796	美馬市	穴吹町	三鳥字三谷	三谷(28)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-2797	美馬市	穴吹町	三鳥字三谷	三谷(29)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-2798	美馬市	穴吹町	三鳥字三谷	三谷(30)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3631	美馬市	脇町	馬木	滝下(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3633	美馬市	脇町	馬木	滝下(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅰ-710	美馬市	美馬町	切久保	石仏(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅰ-714	美馬市	美馬町	惣後	惣後(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3148	美馬市	美馬町	入倉	入倉(14)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3182	美馬市	美馬町	惣後	惣後(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3184	美馬市	美馬町	惣後	惣後(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3185	美馬市	美馬町	惣後	惣後(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3186	美馬市	美馬町	惣後	惣後(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3188	美馬市	美馬町	惣後	惣後(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3189	美馬市	美馬町	立見山	立見山(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3190	美馬市	美馬町	立見山	立見山(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3191	美馬市	美馬町	立見山	立見山(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅰ-709	美馬市	美馬町	切久保	石仏	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅰ-712	美馬市	美馬町	切久保	切久保(1)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3149	美馬市	美馬町	切久保	切久保(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3150	美馬市	美馬町	切久保	切久保(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3151	美馬市	美馬町	切久保	切久保(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3152	美馬市	美馬町	切久保	切久保(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3153	美馬市	美馬町	切久保	切久保(6)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3154	美馬市	美馬町	切久保	切久保(7)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3155	美馬市	美馬町	切久保	切久保(8)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3156	美馬市	美馬町	切久保	切久保(9)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3157	美馬市	美馬町	切久保	切久保(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3159	美馬市	美馬町	大久保	大久保(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3166	美馬市	美馬町	大久保	大久保(10)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3167	美馬市	美馬町	大久保	大久保(11)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3168	美馬市	美馬町	大久保	大久保(12)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3169	美馬市	美馬町	大久保	大久保(13)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3171	美馬市	美馬町	大久保	大久保(15)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3172	美馬市	美馬町	大久保	大久保(16)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3173	美馬市	美馬町	大久保	大久保(17)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3178	美馬市	美馬町	正部	正部(2)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3179	美馬市	美馬町	正部	正部(3)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3180	美馬市	美馬町	正部	正部(4)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3181	美馬市	美馬町	正部	正部(5)	急傾斜地の崩壊	H31.3.25	171	H31.3.25	172
Ⅱ-3244	美馬市	美馬町	字平野、字瀬ノ 字大佐古、字観音	平野(5)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅰ-717	美馬市	美馬町	字大北	大北(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3210	美馬市	美馬町	字大北	大北(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3211	美馬市	美馬町	字西浦	大北(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3217	美馬市	美馬町	字場ノ所	岡ノ内(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3218	美馬市	美馬町	字場ノ所、字白地、字岡ノ内	岡ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3219	美馬市	美馬町	字岡ノ内	岡ノ内(3)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3220	美馬市	美馬町	字下白地	下白地	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3221	美馬市	美馬町	字西浦、字家ノ前、字水ノ岡	惣田(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
Ⅱ-3223	美馬市	美馬町	字西浦、字南畠、字家ノ前	西浦(3)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398

〈急傾斜地の崩壊〉

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	箇所番号	郡・市	町・村			字	年月日	番号	年月日
II-3226	美馬市	美馬町	字葉師ヶ久保、字南島	炭釜	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3230	美馬市	美馬町	字中野	中野(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3231	美馬市	美馬町	字中野	中野(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396		
II-3232	美馬市	美馬町	字中野	中野(3)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3233	美馬市	美馬町	字中野	中野(4)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3237	美馬市	美馬町	字南島	南島(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3238	美馬市	美馬町	字南島、字西浦	南島(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3239	美馬市	美馬町	字白地	南島(3)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3240	美馬市	美馬町	字白地、字下白地、字野田ノ井	白地	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3247	美馬市	美馬町	字葉師ヶ久保	葉師ヶ久保(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3254	美馬市	美馬町	字滝ノ上、字水ノ岡	家前	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3255	美馬市	美馬町	字外墓、字滝ノ上	外墓(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3256	美馬市	美馬町	字外墓	外墓(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3285	美馬市	美馬町	字夏弥喜	夏弥喜	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-2027	美馬市	穴吹町	穴吹字池ノ奥	池ノ奥(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2852	美馬市	穴吹町	穴吹字池ノ奥	池ノ奥(3)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2853	美馬市	穴吹町	穴吹字池ノ奥	池ノ奥(4)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2854	美馬市	穴吹町	穴吹字池ノ奥	池ノ奥(5)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2856	美馬市	穴吹町	穴吹字奈良坂	奈良坂(4)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-644	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-648	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(7)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-649	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(8)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-650	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(9)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-651	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(10)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2780	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(12)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2781	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(13)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2782	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(14)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2785	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(17)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2786	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(18)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2787	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(19)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2799	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(31)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2800	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(32)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2801	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(33)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2802	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(34)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2803	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(35)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-706	美馬市	美馬町	字文寄	文寄(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3108	美馬市	美馬町	字文寄	文寄(4)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3109	美馬市	美馬町	字文寄	文寄(5)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3120	美馬市	美馬町	字清田、字文寄	清田(12)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3121	美馬市	美馬町	字文寄	清田(13)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3122	美馬市	美馬町	字文寄	清田(14)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3123	美馬市	美馬町	字文寄	清田(15)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3124	美馬市	美馬町	字文寄	清田(16)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3125	美馬市	美馬町	字文寄	清田(17)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3126	美馬市	美馬町	字文寄	清田(18)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-645	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2790	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(22)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2792	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(24)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2793	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(25)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-720	美馬市	美馬町	梅ヶ久保	梅ヶ久保	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-713	美馬市	美馬町	大久保	大久保(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3158	美馬市	美馬町	大久保、脇町中八	大久保(2)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-3176	美馬市	美馬町	大久保	大久保(20)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2823	美馬市	穴吹町	穴吹字東成戸	東成戸(1)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2825	美馬市	穴吹町	穴吹字東成戸	東成戸(3)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
II-2826	美馬市	穴吹町	穴吹字西成戸	東成戸(4)	急傾斜地の崩壊	H31.9.24	396	H31.9.24	398
I-671	美馬市	穴吹町	穴吹字池ノ奥	池ノ奥(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
I-669	美馬市	穴吹町	穴吹字葉佐古、平間、美少田、宮ノ下	葉佐古	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2846	美馬市	穴吹町	穴吹字藤ノ本、龍王	藤ノ本	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2998	美馬市	穴吹町	口山字宮内、字田方	田方(8)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
I-674	美馬市	穴吹町	穴吹字奈良坂	奈良坂(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2839	美馬市	穴吹町	穴吹字井口、口山字初草、平野	井口(1)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2840	美馬市	穴吹町	口山字井口	井口(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490		
II-2841	美馬市	穴吹町	口山字井口	井口(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2855	美馬市	穴吹町	貞光字三木坊	奈良坂(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490		
II-2857	美馬市	穴吹町	穴吹字奈良坂	奈良坂(5)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2858	美馬市	穴吹町	穴吹字奈良坂	奈良坂(6)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490		
II-2860	美馬市	穴吹町	穴吹字奈良坂	奈良坂(8)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2864	美馬市	穴吹町	口山字平野	平野(5)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490		
I-643	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(1)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
I-647	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(6)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2783	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(15)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2784	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(16)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-2791	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷(23)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3554	美馬市	脇町	大字北庄	柴床	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3589	美馬市	脇町	新山	新山	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3592	美馬市	脇町	新山	池ノ奥	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3594	美馬市	脇町	田上	西田上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3596	美馬市	脇町	田上	東田上(1)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492

＜急傾斜地の崩壊＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種類	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
II-3597	美馬市	脇町	田上	東田上(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3598	美馬市	脇町	田上	東田上(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3599	美馬市	脇町	新山	福堂	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3398	美馬市	脇町	字東赤谷名	東赤谷名(48)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3456	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3457	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(4)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3458	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(5)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
I-739	美馬市	脇町	字曾江名、字西赤谷	曾江名(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
I-740	美馬市	脇町	字曾江名、大字北庄	曾江名(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3492	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(39)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3493	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(40)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3494	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(41)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3496	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(43)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3497	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(44)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3512	美馬市	脇町	字曾江名	曾江名(4)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3513	美馬市	脇町	字曾江名	曾江名(5)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3514	美馬市	脇町	字曾江名	曾江名(6)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3515	美馬市	脇町	字曾江名	曾江名(7)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3516	美馬市	脇町	字曾江名	曾江名(8)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3519	美馬市	脇町	字曾江名、字西赤谷	曾江名(11)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
I-755	美馬市	脇町	新町	新町(1)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3593	美馬市	脇町	田上、福堂	西田上(1)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3600	美馬市	脇町	井口東	井口東(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3601	美馬市	脇町	井口東	井口東(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3603	美馬市	脇町	井口東	井口東(5)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3604	美馬市	脇町	井口東	井口東(6)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3605	美馬市	脇町	上ノ原	上ノ原(2)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3606	美馬市	脇町	上ノ原	上ノ原(3)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3607	美馬市	脇町	上ノ原	上ノ原(4)	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3622	美馬市	脇町	井口東	井口東	急傾斜地の崩壊	H31.11.11	490	H31.11.11	492
II-3296	美馬市	美馬町	中尾	中尾(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-660	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	市の下	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-661	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	市の下(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-662	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	市の下(3)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-747	美馬市	脇町	猪尻字西上野	西上野(1)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-748	美馬市	脇町	猪尻字西上野	西上野(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-750	美馬市	脇町	猪尻字西上野	西上野(4)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3520	美馬市	脇町	曾江名	曾江名(12)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3580	美馬市	脇町	北庄	上庄	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3460	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(7)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3461	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(8)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3462	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(9)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-736	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595		
I-737	美馬市	脇町	字曾江名、大字北庄、字拝原	下曾江	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-752	美馬市	脇町	字拝原	拝原	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3463	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷(10)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3611	美馬市	脇町	東山	東山(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-724	美馬市	美馬町	東宗重、高畑	東宗重	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3280	美馬市	美馬町	東段	東段	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3271	美馬市	美馬町	池ノ浦	駅	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-723	美馬市	美馬町	滝ノ宮、北土ヶ久保	土ヶ久保	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-721	美馬市	美馬町	岡、轟、小長谷	小長谷	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3269	美馬市	美馬町	ノリコへ、丸山	ノリコへ(1)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3270	美馬市	美馬町	丸山	ノリコへ(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595		
II-3272	美馬市	美馬町	丸山	丸山(1)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3273	美馬市	美馬町	丸山	丸山(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3274	美馬市	美馬町	明神原、薬師、岡、笠仏	丸山(3)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-725	美馬市	美馬町	坊僧	坊僧(1)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3282	美馬市	美馬町	坊僧、轟、岡	坊僧(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3283	美馬市	美馬町	坊僧	坊僧(3)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3277	美馬市	美馬町	滝ノ宮	滝宮(2)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-2025	美馬市	穴吹町	穴吹字岡	岡(1)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-2026	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	西成戸(1)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595		
II-2821	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	西成戸(3)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-2822	美馬市	穴吹町	穴吹字西成戸	西成戸(4)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
I-657	美馬市	穴吹町	口山字尾山	尾山(5)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-2811	美馬市	穴吹町	口山字尾山	尾山(9)	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597
II-3464	美馬市 阿波市	脇町 阿波町	西赤谷 西長峰、植椏	西赤谷(11)※	急傾斜地の崩壊	H31.12.20	595	H31.12.20	597

＜土石流＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因となる自然現象種	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	市	町	字			年月日	番号	年月日	番号
1	美馬市	穴吹町	三島字小島	本楽寺谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
2	美馬市	穴吹町	三島字小島	寺尾谷	土石流	H20.12.11	730	—	—
3	美馬市	穴吹町	三島字小島	不定谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
4	美馬市	穴吹町	三島字小島	一の谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
5	美馬市	穴吹町	三島字小島	中村谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
6	美馬市	穴吹町	三島字小島	石神谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
7	美馬市	穴吹町	三島字小島	阿弥陀堂谷	土石流	H20.12.11	730	—	—
8	美馬市	穴吹町	三島字小島	東分谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
9	美馬市	穴吹町	三島字小島	神田谷	土石流	H20.12.11	730	—	—
10	美馬市	穴吹町	三島字小島	神田谷(2)	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
14	美馬市	穴吹町	三島字三谷	第一桶谷川	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
15	美馬市	穴吹町	三島字三谷	宮の谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
20	美馬市	穴吹町	穴吹字八本松	穴吹谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
21	美馬市	穴吹町	穴吹字八本松	風呂の谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
67	美馬市	穴吹町	穴吹字奈良坂	奈良坂谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
49	美馬市	穴吹町	口山字田方	田方谷川	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170
27	美馬市	穴吹町	口山字瀨名	西谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
28	美馬市	穴吹町	口山字瀨名	瀨名谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
29	美馬市	穴吹町	口山字瀨名	瀨名1号支谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
30	美馬市	穴吹町	口山字瀨名	瀨名2号支谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
44	美馬市	穴吹町	古宮字長尾	伊加谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
45	美馬市	穴吹町	古宮字田野内	田野内1号谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
46	美馬市	穴吹町	古宮字田野内	田野内2号谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
47	美馬市	穴吹町	古宮	山の瀬谷川	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
48	美馬市	穴吹町	古宮	大佐古谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
73	美馬市	穴吹町	古宮	桶谷	土石流	H28.11.1	672	H28.11.1	673
穴吹-I-37	美馬市	穴吹町	口山字榎山	アセヨウチ谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-I-38	美馬市	穴吹町	口山字榎山	ドウノウク谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-39	美馬市	穴吹町	口山字榎山	峠谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-40	美馬市	穴吹町	口山字榎山	上浦谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-68	美馬市	穴吹町	口山字榎山	大日浦谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-55	美馬市	穴吹町	口山字仕出原	仕出原1号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-74	美馬市	穴吹町	口山字仕出原	仕出原2号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-I-54	美馬市	穴吹町	口山字仕出原	仕出原3号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-I-53	美馬市	穴吹町	口山字仕出原	仕出原4号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-34	美馬市	穴吹町	口山字支納	調子野2号支谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-35	美馬市	穴吹町	口山字支納	調子野3号支谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-26	美馬市	穴吹町	口山字中野宮	中野宮谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-31	美馬市	穴吹町	口山字中野宮	弓立谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-I-52	美馬市	穴吹町	口山字宮内、知野	知野1号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-I-51	美馬市	穴吹町	口山字宮内、知野	知野2号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-II-50	美馬市	穴吹町	口山字宮内、知野	知野3号谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
101	美馬市	木屋平	檜原	檜原谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
103	美馬市	木屋平	南張	南張谷	土石流	H20.12.11	730	H20.12.11	731
104	美馬市	木屋平	櫟の木	櫟木谷	土石流	H22.3.19	139	—	—
106	美馬市	木屋平	瀬津原	瀬津原谷	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
107	美馬市	木屋平	瀬津原	森遠下谷	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140

〈土石流〉

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
108	美馬市	木屋平	森遠	大島谷	土石流	H22.3.19	139	H22.3.19	140
109	美馬市	木屋平	谷口	羽向谷川	土石流	H22.10.6	584	H22.10.6	585
110	美馬市	木屋平	谷口	谷口中谷	土石流	H22.10.6	584	-	-
111	美馬市	木屋平	谷口	谷口局谷	土石流	H22.10.6	584	H22.10.6	585
112	美馬市	木屋平	谷口	加美谷	土石流	H22.10.6	584	-	-
114	美馬市	木屋平	谷口	滝の宮谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
130	美馬市	木屋平	川井	吉田谷	土石流	H22.10.6	584	H22.10.6	585
131	美馬市	木屋平	川井	川井谷	土石流	H22.10.6	584	H22.10.6	585
132	美馬市	木屋平	川井	川井下谷	土石流	H22.10.6	584	H22.10.6	585
121	美馬市	木屋平	川上	佐古谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
122	美馬市	木屋平	川上	上屋敷谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
123	美馬市	木屋平	川上	西平谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
124	美馬市	木屋平	川上	荻荷谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
125	美馬市	木屋平	川上	安土谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
118	美馬市	木屋平	川上	赤石谷	土石流	H26.3.28	202	-	-
119	美馬市	木屋平	川上	神谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
120	美馬市	木屋平	川上	追詰谷	土石流	H26.3.28	202	H26.3.28	203
115	美馬市	木屋平	寺内	太合1号支谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
116	美馬市	木屋平	太合	太合2号支谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
117	美馬市	木屋平	太合	太合3号支谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
126	美馬市	木屋平	内字天	八幡4号谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
127	美馬市	木屋平	八幡	八幡3号谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
128	美馬市	木屋平	有氏	八幡2号谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
129	美馬市	木屋平	有氏	八幡1号谷	土石流	H27.3.31	239	H27.3.31	240
木屋平-II-102	美馬市	木屋平	尾山	尾山谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
木屋平-II-133	美馬市	木屋平	小日浦	小日浦谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
木屋平-II-134	美馬市	木屋平	二戸、今丸	南二戸谷	土石流	H29.3.17	131	-	-
木屋平-II-135	美馬市	木屋平	二戸、今丸	境谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
木屋平-II-137	美馬市	木屋平	二戸、今丸	二戸1号支谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
木屋平-II-136	美馬市	木屋平	二戸、今丸	二戸2号支谷	土石流	H29.3.17	131	H29.3.17	132
穴吹-I-43	美馬市	穴吹町	口山字宮内	宮内谷	土石流	H30.3.29	221		
穴吹-II-33	美馬市	穴吹町	口山字調子野、字支納	調子野1号支谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-II-36	美馬市	穴吹町	口山字調子野	森下谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-II-41	美馬市	穴吹町	口山字調子野	黒谷川	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-II-42	美馬市	穴吹町	口山字調子野	黒川谷	土石流	H30.3.29	221		
穴吹-I-25	美馬市	穴吹町	口山字初草	初草谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-II-24	美馬市	穴吹町	穴吹字井口、口山字初草	平野谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
105	美馬市	木屋平	字下名	下名谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
18	美馬市	穴吹町	穴吹字戎	柳田谷川	土石流	H30.3.29	221		
穴吹-I-59	美馬市	穴吹町	穴吹字山神前、字平間、字遠所	市場谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-I-60	美馬市	穴吹町	穴吹字遠所、字宮ノ下、字市場	岡の谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-II-61	美馬市	穴吹町	穴吹字市場、字宮ノ下	岡ノ上	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
穴吹-II-32	美馬市	穴吹町	口山字宮内、字知野、字中野宮	榎丸谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-I-30	美馬市	脇町	西俣名	向晴谷	土石流	H30.3.29	221		
脇町-I-31	美馬市	脇町	西俣名	坂の谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-17	美馬市	脇町	西俣名	平間谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-18	美馬市	脇町	西俣名	俣名小谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-19	美馬市	脇町	西俣名	一本杉谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-20	美馬市	脇町	西俣名	清水谷(1)	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-27	美馬市	脇町	西俣名	清水橋谷	土石流	H30.3.29	221		
脇町-I-35	美馬市	脇町	字東俣名	上谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-21	美馬市	脇町	字西俣名	清水谷(2)	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-22	美馬市	脇町	字西俣名	奥曾江1号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-23	美馬市	脇町	字西俣名	奥曾江2号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-24	美馬市	脇町	字西俣名	清水上橋谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-25	美馬市	脇町	字西俣名	奥曾江3号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-26	美馬市	脇町	字西俣名	清光橋谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-34	美馬市	脇町	字東俣名	幽剣橋谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-35	美馬市	脇町	字東俣名	白樫橋上谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-36	美馬市	脇町	字東俣名	奥東俣3号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-37	美馬市	脇町	字東俣名	奥東俣1号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-38	美馬市	脇町	字東俣名	奥東俣2号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-39	美馬市	脇町	字東俣名	白樫橋下谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-40	美馬市	脇町	字東俣名	御所神社谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-I-36	美馬市	脇町	字東俣名	中川原谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-31	美馬市	脇町	字東俣名	花瀬谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-I-1	美馬市	脇町	字平帽子	平帽子1号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-I-2	美馬市	脇町	字平帽子	平帽子2号谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-II-3	美馬市	脇町	字暮畑	井口谷	土石流	H30.3.29	221	H30.3.29	222
脇町-I-32	美馬市	脇町	東赤谷名	阿瀬比谷(1)	土石流	H31.3.19	157		
脇町-I-33	美馬市	脇町	東赤谷名	阿瀬比谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-I-37	美馬市	脇町	東赤谷名	黒北小谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-II-28	美馬市	脇町	東赤谷名	阿瀬比谷(2)	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-II-29	美馬市	脇町	東赤谷名	阿瀬比中谷	土石流	H31.3.19	157		
脇町-II-30	美馬市	脇町	東赤谷名	阿瀬比上谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-I-14	美馬市	脇町	西大谷、東大谷	大谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-II-11	美馬市	脇町	西大谷、東大谷	薬師堂谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-I-28	美馬市	脇町	西俣名	下夏子谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-I-29	美馬市	脇町	西俣名	夏子谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158

＜土石流＞

危険箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生源となる自然現象種	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
脇町-Ⅱ-15	美馬市	脇町	西俣名	土井の池北谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅱ-16	美馬市	脇町	西俣名	葛城神社向谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅰ-27	美馬市	脇町	字曾江名	広棚谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅰ-34	美馬市	脇町	字曾江名	裏の谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅱ-32	美馬市	脇町	字曾江名	古屋敷1号谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅱ-33	美馬市	脇町	字曾江名	古屋敷2号谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅰ-3	美馬市	脇町	井口	柳谷	土石流	H31.3.19	157		
脇町-Ⅲ-3	美馬市	脇町	井口東	井口小谷	土石流	H31.3.19	157		
脇町-Ⅰ-5	美馬市	脇町	天神	清水谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅰ-6	美馬市	脇町	天神	馬木谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅰ-7	美馬市	脇町	馬木	上原小谷	土石流	H31.3.19	157		
脇町-Ⅰ-8	美馬市	脇町	馬木	滝下3号谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
脇町-Ⅱ-5	美馬市	脇町	馬木	滝下1号谷	土石流	H31.3.19	157		
脇町-Ⅱ-6	美馬市	脇町	馬木	滝下2号谷	土石流	H31.3.19	157	H31.3.19	158
美馬-Ⅰ-19	美馬市	美馬町	清田	上入倉谷	土石流	H31.3.19	157		
美馬-Ⅰ-10	美馬市	美馬町	字大上、字栗林、字前坂、字藤宇、字東筋、字道ノ下、字惣後	藤宇谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
美馬-Ⅱ-9	美馬市	美馬町	字惣田宗、字西ノ谷、字東筋、字藤宇、字立見山	茅原谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
脇町-Ⅰ-13	美馬市	脇町	中段	上鏡谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
脇町-Ⅲ-6	美馬市	脇町	中段	段名谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
脇町-Ⅲ-7	美馬市	脇町	段	段上小谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
脇町-Ⅱ-2	美馬市	脇町	梨子木	梨子木谷	土石流	H31.3.25	171		
美馬-Ⅱ-10	美馬市	美馬町	立見山	立見山谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
美馬-Ⅰ-18	美馬市	美馬町	切久保	入倉谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
美馬-Ⅱ-15	美馬市	美馬町	切久保	金山谷	土石流	H31.3.25	171	H31.3.25	172
美馬-Ⅱ-7	美馬市	美馬町	字下白地、字白地、字野田ノ井、字鍋倉	(下白地谷)	土石流	H31.9.24	396	H31.9.24	398
美馬-Ⅱ-8	美馬市	美馬町	字押上、字中野田ノ井、字平野	(押上谷)	土石流	H31.9.24	396	H31.9.24	398
美馬-Ⅱ-16	美馬市	美馬町	字橋谷、字押上、字狙ヶ内、字藤宇、字道ノ下、字鍋倉	(中岡谷)	土石流	H31.9.24	396	H31.9.24	398
穴吹-Ⅰ-16	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三谷川	土石流	H31.9.24	396	H31.9.24	398
脇町-Ⅰ-21	美馬市	脇町		宮ノ谷	土石流	H31.9.24	396	H31.9.24	397
脇町-Ⅰ-22	美馬市	脇町		大壇小谷	土石流	H31.9.24	396	H31.9.24	397
穴吹-Ⅰ-23	美馬市	穴吹町	穴吹字池ノ奥、盤若、柳佐古、奈良坂、井口、柏	小屋谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
穴吹-Ⅰ-57	美馬市	穴吹町	穴吹字寺前、龍王、葉佐古、藤ノ本、美少田	猪ノ谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
穴吹-Ⅰ-58	美馬市	穴吹町	穴吹字葉佐古、藤ノ本、美少田、宮ノ下	赤子谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
穴吹-Ⅰ-11	美馬市	穴吹町	三島字三谷、字舞中島	三島1号谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
穴吹-Ⅰ-12	美馬市	穴吹町	三島字三谷	三島2号谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
穴吹-Ⅰ-13	美馬市	穴吹町	三島字三谷	桶谷川	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅱ-12	美馬市	脇町	大字北庄	柴床谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅲ-8	美馬市	脇町	大字北庄	柴床小谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅱ-7	美馬市	脇町	新山	新町谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅰ-38	美馬市	脇町	字西赤谷	上曾江谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅰ-39	美馬市	脇町	字西赤谷	宇多谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅱ-14	美馬市	脇町	字西赤谷	西赤谷下谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅰ-19	美馬市	脇町	字曾江名	池の谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅰ-23	美馬市	脇町	字曾江名	山彦谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅰ-24	美馬市	脇町	字西赤谷、字曾江名	吉竹谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅱ-1	美馬市	脇町	小星	津山谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	491
脇町-Ⅲ-1	美馬市	脇町	小星	小星1号谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	491
脇町-Ⅲ-2	美馬市	脇町	小星	小星2号谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	491
脇町-Ⅱ-8	美馬市	脇町	裏の谷	裏の谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
脇町-Ⅲ-5	美馬市	脇町	上ノ原	上ノ原2号谷	土石流	H31.11.11	490	H31.11.11	492
19	美馬市	穴吹町	穴吹字八本松	岡の谷川	土石流	H31.12.20	595		
22	美馬市	穴吹町	穴吹字般若	大平谷	土石流	H31.12.20	595		
64	美馬市	穴吹町	穴吹字西成戸	西成戸谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
65	美馬市	穴吹町	穴吹字西成戸	中の谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
66	美馬市	穴吹町	穴吹字東成戸	東成戸谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
17	美馬市	穴吹町	口山字尾山	尾山谷(2)	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
穴吹-Ⅰ-56	美馬市	穴吹町	穴吹字龍王、魚柳、藤ノ本	西の谷川	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
穴吹-Ⅰ-62	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	市ノ下2号谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
穴吹-Ⅱ-63	美馬市	穴吹町	穴吹字市ノ下	市ノ下1号谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅰ-16	美馬市	脇町	猪尻字西上野	日野谷(2)	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅱ-10	美馬市	脇町	段	段谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅱ-41	美馬市	脇町	字西赤谷	下曾江谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅱ-13	美馬市	脇町	字梓原	北庄小谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅰ-4	美馬市	脇町	上ノ原	溝谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅱ-4	美馬市	脇町	岩倉	清水支谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
脇町-Ⅲ-4	美馬市	脇町	東山	上ノ原1号谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
美馬-Ⅰ-16	美馬市	美馬町	宗重	玉振谷川	土石流	H31.12.20	595		
美馬-Ⅰ-17	美馬市	美馬町	坊僧	吉田谷川	土石流	H31.12.20	595		
美馬-Ⅱ-12	美馬市	美馬町	岡	西の谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597

〈土石流〉

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
美馬-Ⅱ-13	美馬市	美馬町	薬師	西野谷	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597
美馬-Ⅱ-14	美馬市	美馬町	蕨草	(坊僧谷)	土石流	H31.12.20	595	H31.12.20	597

〈地すべり〉

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域名称	土砂災害の発生因 となる自然現象種	警戒区域告示		特別警戒区域告示	
	郡・市	町・村	字			年月日	番号	年月日	番号
303	美馬市	穴吹町	口山	穴吹猿飼	地すべり	H30.3.29	221	—	—
305	美馬市	穴吹町	口山	首野	地すべり	H30.3.29	221	—	—
307	美馬市	穴吹町	口山	大内	地すべり	H30.3.29	221	—	—
292	美馬市	穴吹町	穴吹	成戸	地すべり	H31.12.20	595	—	—
315	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬	地すべり	H31.12.20	595	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	穴吹町	口山	大屋敷	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	穴吹町	口山	中野宮	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	木屋平	木屋平	麻衣	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	木屋平	木屋平	木屋平南張	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	木屋平	木屋平	太合北	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	木屋平	木屋平	二戸	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	木屋平	木屋平	弓道左岸	地すべり	R4.2.10	75	—	—
危険箇所番号なし	美馬市	木屋平	木屋平	市初	地すべり	R4.2.10	75	—	—

2 砂防三法指定区域（地すべり防止区域）指定箇所一覧表（国土交通省所管分）（平成31年3月31日現在）

H31. 3. 31現在

指定 番号	区域名	所在地			字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名	町・大字				
113	暮畑	美馬市	脇町	脇	暮畑	S36.04.11	1002	7.06
176	東大谷	美馬市	脇町	脇	東大谷	S37.09.11	2203	92.50
184	下中野	美馬市	脇町	脇	下中野	S37.09.11	2203	37.50
186	梨子の木	美馬市	脇町	脇	梨子ノ木	S37.09.11	2203	30.10
187	西大谷	美馬市	脇町	脇	西大谷	S37.09.11	2203	84.70
188	東赤谷	美馬市	脇町	脇	東赤谷	S37.09.11	2203	38.80
189	榎久保	美馬市	脇町	脇	東俣名	S37.09.11	2203	23.80
217	東田上	美馬市	脇町	脇	田上	S37.09.12	2204	10.20
240	中釜	美馬市	脇町	脇	西赤谷	S37.09.12	2204	30.80
311	西赤谷	美馬市	脇町	脇	西赤谷	S38.02.18	229	35.60
312	河原柴	美馬市	脇町	脇	川原柴	S38.02.18	229	70.30
313	横倉	美馬市	脇町	脇	横倉	S38.02.18	229	70.10
314	上中野	美馬市	脇町	脇	上中野	S38.02.18	229	42.30
363	猿巢	美馬市	脇町	脇	西赤谷	S38.10.11	2602	16.60
402	段	美馬市	脇町	脇	段	S42.03.31	1279	63.29
412	相栗	美馬市	脇町	脇	平帽子	S43.01.29	72	11.50
103	入倉	美馬市	美馬町	美馬	入倉	S36.04.11	1002	10.86
181	高尾	美馬市	美馬町	美馬	高尾	S37.09.11	2203	39.40
182	大久保	美馬市	美馬町	美馬	大久保	S37.09.11	2203	42.40
183	藤宇	美馬市	美馬町	美馬	藤宇	S37.09.11	2203	81.90
185	丈寄	美馬市	美馬町	美馬	丈寄	S37.09.11	2203	105.80
192	夏弥喜	美馬市	美馬町	美馬	夏弥喜	S37.09.11	2203	42.40
218	美馬中野	美馬市	美馬町	美馬	中野	S37.09.12	2204	20.30
219	切久保	美馬市	美馬町	美馬	切久保	S37.09.12	2204	32.70
220	清田	美馬市	美馬町	美馬	清田	S37.09.12	2204	50.60
315	猿坂	美馬市	美馬町	美馬	猿坂	S38.02.18	229	24.20
316	野田ノ井	美馬市	美馬町	美馬	野田ノ井	S38.02.18	229	42.30
317	夏蕨	美馬市	美馬町	美馬	夏蕨	S38.02.18	229	53.70
376	吉水	美馬市	美馬町	美馬	吉水	S39.03.18	596	31.51
17	北又	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S34.03.31	774	50.60
76	首野	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S35.08.13	1596	23.33
91	川瀬	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.08	998	48.10
105	鍵掛	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	14.22
106	穴吹猿飼	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	16.49
107	支納	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	15.81
108	成戸	美馬市	穴吹町	穴吹	穴吹	S36.04.11	1002	44.00
110	半平	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.11	1002	71.56
111	長尾	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S36.04.11	1002	10.08
112	大内	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	9.36
112	大内(追加)	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	H14.03.25	231	196.25
116	尾山	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S36.04.11	1002	24.12
193	東成戸	美馬市	穴吹町	穴吹	穴吹	S37.09.11	2203	38.90
223	平野	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S37.09.12	2204	36.80
229	拝立	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S37.09.12	2204	20.20
230	大佐古	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S37.09.12	2204	36.20
231	三谷	美馬市	穴吹町	穴吹	三島	S37.09.12	2204	40.50
306	杖立	美馬市	穴吹町	穴吹	古宮	S38.02.18	229	52.50
307	梶山	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	77.30
308	丸山	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	83.80
309	仕出原	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.02.18	229	123.80

H31.3.31現在

指定 番号	区域名	所在地			字	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
		現市町村名	旧市町村名	町・大字				
310	不定	美馬市	穴吹町	穴吹	三島	S38.02.18	229	66.20
360	弓立	美馬市	穴吹町	穴吹	口山	S38.10.11	2603	7.40
361	拝村	美馬市	穴吹町	穴吹	穴吹	S38.10.11	2603	54.10
436	八本松	美馬市	穴吹町	穴吹		H27.12.28	1270	23.68
92	内川地	美馬市	木屋平村	木屋平	下名	S36.04.08	998	32.70
93	ビヤガイチ	美馬市	木屋平村	木屋平	びやがいち	S36.04.08	998	19.20
94	谷口	美馬市	木屋平村	木屋平	谷口	S36.04.08	998	38.10
95	谷口カゲ	美馬市	木屋平村	木屋平	谷口カゲ	S36.04.08	998	55.20
96	向檜原	美馬市	木屋平村	木屋平	向檜原	S36.04.08	998	39.40
104	森遠	美馬市	木屋平村	木屋平	森遠	S36.04.11	1002	80.56
109	木屋平久保	美馬市	木屋平村	木屋平	川井	S36.04.11	1002	36.72
117	竹尾	美馬市	木屋平村	木屋平	竹尾	S36.04.11	1002	19.29
117	竹尾(追加)	美馬市	木屋平村	木屋平	竹尾	H07.07.24	1397	15.16
194	今丸	美馬市	木屋平村	木屋平	今丸	S37.09.11	2203	45.40
224	杖谷	美馬市	木屋平村	木屋平	杖谷	S37.09.12	2204	45.50
227	三ツ木	美馬市	木屋平村	木屋平	三ツ木	S37.09.12	2204	53.40
228	日比字	美馬市	木屋平村	木屋平	下名	S37.09.12	2204	24.20
304	八幡	美馬市	木屋平村	木屋平	八幡	S38.02.18	229	56.50
305	葛尾	美馬市	木屋平村	木屋平	葛尾	S38.02.18	229	12.20
362	木屋平大北	美馬市	木屋平村	木屋平	大北	S38.10.11	2602	160.20
435	木屋平久保(2)	美馬市	木屋平村	木屋平	川井	H11.03.23	783	18.53
小計					71箇所			3,180.78

3 砂防三法指定区域（地すべり防止区域）一覽表（林野庁所管分）（令和2年6月9日現在）

令和2年6月9日現在

整理 番号	区 域 名					指定面積 (ha)
		郡・市	現町村名	旧町村名	字	
16	田ノ内	美馬市		穴吹町	田ノ内	23.90
50	葛生	美馬市		穴吹町	葛生	101.68
87	穴吹西山	美馬市		穴吹町	西山	38.69
109	内田上	美馬市		穴吹町	内田	165.40
120	喜来	美馬市		穴吹町	喜来	79.75
128	藤原	美馬市		穴吹町	平谷	67.70
11	太合右岸	美馬市		木屋平村	太合カゲ	321.44
18	川上	美馬市		木屋平村	川上カゲ	62.25
49	南張	美馬市		木屋平村	南張	24.62
76	檜原	美馬市		木屋平村	檜原	322.60
93	弓道	美馬市		木屋平村	弓道	69.33
134	白枝谷	美馬市		木屋平村	川上	6.46
計		12箇所				1,283.82

4 砂防三法指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）一覽表(平成30年11月26日現在)

H30.11.26現在

指定 番号	区 域 名	所 在 地		告示年月日	告示番号	水平面積 (h a)	斜面積 (h a)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
6	落合	美馬市	脇町	S46.08.27	646	2.20	2.58	
6	落合（追加）	美馬市	脇町	H05.01.19	28	0.22	0.25	
19	猪尻	美馬市	脇町	S46.12.21	964	7.60	8.30	
170	南馬木	美馬市	脇町	S53.03.17	222	1.50	1.74	
171	佐尾原	美馬市	脇町	S53.03.17	222	2.34	2.80	
172	大木のハナ	美馬市	脇町	S53.03.17	222	0.45	0.52	
76	西赤谷	美馬市	脇町	S55.04.30	349	4.00	5.87	
438	滝下	美馬市	脇町	H19.02.06	91	0.99	1.41	
464	新町（2）	美馬市	脇町	H29.2.21	76	1.87	2.20	
77	八幡	美馬市	美馬町	S49.03.26	172	0.69	0.77	
78	谷口	美馬市	美馬町	S49.03.26	172	2.35	2.97	
79	土ヶ久保	美馬市	美馬町	S49.03.26	172	1.48	1.72	
118	石仏	美馬市	美馬町	S50.04.11	249	0.64	0.73	
169	東宗重	美馬市	美馬町	S53.03.17	222	0.29	0.36	
226	竹の内	美馬市	美馬町	S57.04.20	317	3.50	3.88	
270	突出	美馬市	美馬町	S61.09.26	683	1.54	1.77	
340	滝ノ宮	美馬市	美馬町	H05.09.17	731	1.28	1.45	
348	露口	美馬市	美馬町	H07.03.27	232	1.66	1.96	
17	穴吹	美馬市	穴吹町	S46.12.21	964	21.70	22.82	
18	土場	美馬市	穴吹町	S46.12.21	964	1.00	1.05	
33	古宮	美馬市	穴吹町	S47.03.28	244	0.45	0.63	
34	小谷	美馬市	穴吹町	S47.03.28	244	4.72	6.08	
165	知野	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	1.48	1.71	
165	知野（追加）	美馬市	穴吹町	H13.03.27	1238	1.73	2.14	
166	市の下	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	1.33	1.52	
167	不定	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	2.03	2.28	
168	初草	美馬市	穴吹町	S53.03.17	222	0.46	0.53	
258	三谷	美馬市	穴吹町	S60.10.04	796	3.09	3.61	
411	三谷（2）	美馬市	穴吹町	H15.03.20	245	2.18	2.65	
420	三谷（3）	美馬市	穴吹町	H17.03.29	239	0.62	0.68	
432	三谷（4）	美馬市	穴吹町	H18.02.28	197	1.65	1.83	
466	宮内（1）	美馬市	穴吹町	H30.11.26	755	1.36	1.50	
467	宮内（2）	美馬市	穴吹町	H30.11.26	755	0.80	0.89	
61	久保	美馬市	木屋平村	S48.03.13	165	2.80	3.43	
75	三ツ木	美馬市	木屋平村	S49.03.26	172	0.65	0.95	
計		35箇所				82.65	95.58	

5 砂防三法指定区域（砂防指定地）一覽表(令和2年6月9日現在)

R 2 . 6 . 9 現在

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T4.3.31	21	143.5000	
2	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	T4.10.9	63	90.5300	
3	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T6.7.14	49	2.7300	
4	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	T10.9.13	173	0.8200	
5	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	T15.5.12	71	2.5000	
6	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T15.12.24	242	23.1000	
7	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	T15.12.24	242	3.7000	
8	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	S4.6.22	206	6.9500	
9	美馬市	脇町	吉野川	馬木谷	新町谷	S4.7.25	248	19.3400	
10	美馬市	脇町	吉野川	大谷	大谷	S4.7.25	248	0.2100	
11	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	井口谷	S11.7.24	426	30.8000	
12	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	S18.2.18	96	188.7200	
13	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	吉竹谷	S22.11.28	360	1.9000	
14	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	山彦谷	S22.11.28	360	1.1000	
15	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	曾江谷	S22.11.28	360	18.4000	
16	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	土井谷	S22.11.28	360	5.5500	
17	美馬市	脇町	吉野川	日野谷	日野谷	S22.11.28	360	3.0300	
18	美馬市	脇町	吉野川	城ノ谷	城ノ谷	S24.2.10	97	12.7800	
19	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	五大谷	S26.2.12	64	1.2000	
20	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	芋穴谷	S28.12.26	1534	16.9100	
21	美馬市	脇町	吉野川	馬木谷	馬木谷	S29.3.29	283	0.4300	
22	美馬市	脇町	吉野川	馬木谷	新町谷	S30.10.3	1213	3.8700	
23	美馬市	脇町	吉野川	大谷	小麦谷	S32.9.25	1181	1.3000	
24	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	大塩谷	S32.9.25	1181	1.6000	
25	美馬市	脇町	吉野川	清谷	清谷	S37.6.19	1414	2.6000	
26	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	櫛野谷	S37.6.19	1414	2.4000	
27	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	阿瀬比谷	S39.1.18	51	1.6000	
28	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷	S39.1.18	51	1.4000	
29	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	山根谷	S42.3.31	1181	1.0000	
30	美馬市	脇町	吉野川	野村谷	(上)中野谷	S42.12.28	4605	4.2600	
31	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷	S42.12.28	4605	6.2400	
32	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	冬畑谷及び桐野谷	S42.12.28	4605	5.2400	
33	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	横倉谷	S47.5.11	930	2.6000	
34	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	横野谷	S47.5.11	930	5.4000	
35	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	今杖谷及び今杖小谷	S47.5.11	930	7.8000	
36	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	東俣谷及び栃谷	S48.2.21	331	6.0000	
37	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷	S49.4.22	613	1.6000	
38	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	相立谷	S49.7.4	951	4.8000	
39	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	雨夜谷	S52.2.3	93	3.0000	
40	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	芋穴谷	S53.1.23	50	3.6000	
41	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	藤川谷	S53.1.23	49	1.0000	
42	美馬市	脇町	吉野川	野村谷	中八谷	S54.1.27	95	5.4000	
43	美馬市	脇町	吉野川	新町谷川	袋谷	S54.4.24	912	1.7800	
44	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷川	広棚谷	S56.4.30	959	2.8000	
45	美馬市	脇町	吉野川	土井谷	池の谷及び大塩谷	S56.4.30	959	1.0600	
46	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	芋穴谷	S57.5.17	1168	0.2000	
47	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	西阿瀬比谷	S57.5.17	1168	0.4000	
48	美馬市	脇町	吉野川	新町谷	滝下谷	S57.5.17	1168	0.4100	
49	美馬市	脇町	吉野川	野村谷	平帽子谷	S57.5.17	1168	2.6600	
50	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	蔭の谷	S59.3.29	758	0.5500	
51	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	阿瀬比谷及び同支川	S59.10.13	1392	0.3400	
52	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	井口谷	S61.8.15	1418	0.6800	
53	美馬市	脇町	吉野川	大谷川	花瀬谷	S61.8.15	1418	0.5200	
54	美馬市	脇町	吉野川	野村谷川	野村谷	S61.12.26	2004	1.6000	
55	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷	今杖谷	S62.10.26	1838	0.5200	
56	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	東俣栃谷	S62.10.26	1838	1.7200	
57	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	横倉谷及び同左支川	H1.10.11	1731	0.4100	
58	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷	横野谷	H1.10.11	1731	0.2900	
59	美馬市	脇町	吉野川	白水谷	小星谷	H4.3.24	786	0.8400	
60	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	松尾畑谷	H4.3.25	831	3.0600	
61	美馬市	脇町	吉野川	井口谷	井口谷	H5.1.22	101	0.2200	
62	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	木戸の谷	H5.3.16	763	1.6000	
63	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	東俣花瀬谷	H6.11.28	2264	1.2900	
64	美馬市	脇町	吉野川	東俣谷川	上谷	H8.3.21	728	1.3400	
65	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷川	裏の谷	H8.3.21	728	0.6500	
66	美馬市	脇町	吉野川	井口谷川	柳谷	H12.5.16	1324	0.4100	
67	美馬市	脇町	吉野川	大谷川	境谷	H12.8.9	1754	2.3600	
68	美馬市	脇町	吉野川	曾江谷川	清水谷	H12.8.9	1754	0.4300	
69	美馬市	脇町	吉野川	大谷川	境谷	H13.12.5	1704	0.5700	
70	美馬市	脇町	吉野川	江戸川	坂の谷	H18.9.27	1141	0.8398	

R2.6.9現在

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
71	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	穴吹川	S24.2.10	97	13.6500	
72	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	穴吹川	S26.2.12	64	4.7300	
73	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	三谷川	S26.12.15	1038	0.3000	
74	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	小屋谷	S26.12.15	1038	0.2300	
75	美馬市	穴吹町	吉野川	不定谷川	不定谷川	S26.12.15	1038	0.3200	
76	美馬市	穴吹町	吉野川	岡の谷	岡の谷	S28.12.14	1487	1.1700	
77	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	市場谷	S28.12.26	1534	5.4200	
78	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	風呂ノ谷	S29.1.21	22	0.8900	
79	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	拝立谷	S29.8.21	1337	1.6600	
80	美馬市	穴吹町	吉野川	一ノ谷川	一ノ谷川	S35.8.29	1830	6.4000	
81	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷	S37.6.19	1414	4.8000	
82	美馬市	穴吹町	吉野川	西成戸谷	西成戸谷	S38.2.23	271	0.6400	
83	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S41.7.26	2350	9.3500	
84	美馬市	穴吹町	吉野川	東成戸谷	東成戸谷	S41.7.26	2350	2.1200	
85	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷	S42.3.31	1181	0.4400	
86	美馬市	穴吹町	吉野川	石神谷	石神谷	S45.9.14	1390	4.1400	
87	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	猿飼谷	S47.4.17	815	10.2000	
88	美馬市	穴吹町	吉野川	中の谷	中の谷	S47.5.11	930	3.7200	
89	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	田の内谷	S47.5.11	930	3.2100	
90	美馬市	穴吹町	吉野川	東分谷	東分谷	S50.9.8	1230	3.3000	
91	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	仕出原谷	S52.2.3	93	2.2000	
92	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	下森谷	S52.4.23	746	3.6000	
93	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	淵名谷	S52.4.23	746	3.3000	
94	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S52.6.18	929	1.8000	
95	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷・北又谷支一号谷及び北又谷支二号谷	S52.6.18	929	11.6000	
96	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	西の谷	S53.1.23	49	3.6000	
97	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S53.7.19	1201	2.7000	
98	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	大内谷	S54.4.24	912	9.0000	
99	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又小谷	S56.4.30	959	2.5800	
100	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷	S59.10.13	1392	0.4100	
101	美馬市	穴吹町	吉野川	東分谷	阿弥陀堂谷	S61.8.15	1418	0.6900	
102	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	梶山谷	S62.12.9	2073	0.6000	
103	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	調子野谷及び同右支川	S63.2.23	233	1.2300	
104	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷及び同左支川	S63.11.8	2161	0.7500	
105	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	大内谷	H2.9.10	1549	0.6300	
106	美馬市	穴吹町	吉野川	東分谷	阿弥陀堂谷	H3.3.1	371	16.0000	
107	美馬市	穴吹町	吉野川	柳田谷川	柳田谷	H4.3.25	831	3.8400	
108	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	北又谷	H5.1.22	101	1.4400	
109	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	梶山谷	H5.3.16	763	2.2000	
110	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	鍵掛谷	H5.11.19	2192	0.9900	
111	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	淵名谷	H8.3.21	728	1.9500	
112	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川支調	黒川谷	H8.12.10	2224	4.3000	
113	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	大平谷	H8.12.10	2224	2.0600	
114	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川支北	長尾谷	H8.12.10	2224	1.4300	
115	美馬市	穴吹町	吉野川	明連川	尾山谷	H11.2.18	236	0.4400	
116	美馬市	穴吹町	吉野川	明連川	宮の谷	H12.8.9	1754	0.3100	
117	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	龍王谷	H12.8.9	1754	0.6700	
118	美馬市	穴吹町	吉野川	穴吹川	一谷	H13.3.16	249	2.8100	
119	美馬市	穴吹町	吉野川	神田谷川	神田谷	H13.3.16	249	2.3200	
120	美馬市	穴吹町	吉野川	明連川	三谷川	H15.2.13	121	2.1600	
121	美馬市	穴吹町	吉野川	吉野川	神田谷	H22.4.2	314	0.7559	
122	美馬市	美馬町	吉野川	高瀬谷	高瀬谷	M44.4.8	184	179.4600	
123	美馬市	美馬町	吉野川	高瀬谷	高瀬谷	S3.3.7	42	7.4300	
124	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	中野谷	S3.3.7	42	111.5900	
125	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	露の谷	S3.3.7	42	4.8700	
126	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	棋穀谷	S11.7.24	426	6.8700	
127	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	入倉谷	S18.6.8	451	9.1100	
128	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	嫁坂谷	S22.11.28	360	6.6500	
129	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	吉田谷	S26.2.12	64	3.0500	
130	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷	玉振谷	S26.2.12	64	4.5000	
131	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	鍋倉谷	S26.2.12	64	2.9900	
132	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	露の谷	S26.2.12	64	5.2400	
133	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	吉田谷	S26.12.15	1038	3.6000	
134	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	鍋倉谷	S27.8.8	1112	1.2000	
135	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S27.8.8	1112	1.2000	
136	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S28.7.25	1190	4.1000	
137	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	井出谷	S29.3.29	283	2.2000	
138	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	猿ヶ谷	S29.3.29	283	12.9600	
139	美馬市	美馬町	吉野川	鍋倉谷	鍋倉谷	S29.3.29	283	9.9800	
140	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	姥母ヶ谷	S29.11.8	1504	0.6200	

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
141	美馬市	美馬町	吉野川	黒谷川	黒谷川	S33.4.8	1029	1.8000	
142	美馬市	美馬町	吉野川	船屋谷	船屋谷	S33.4.8	1029	1.4000	
143	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S35.8.29	1830	4.6000	
144	美馬市	美馬町	吉野川	入倉谷	神場谷	S37.6.19	1414	2.4000	
145	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S38.2.23	271	4.9000	
146	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	棋穀谷	S42.12.28	4605	35.6000	
147	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷	轟谷	S42.12.28	4605	6.3500	
148	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	露の谷	S42.12.28	4605	4.3800	
149	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	野村谷	S45.9.14	1390	23.5000	
150	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	猿ヶ谷	S53.1.23	50	0.7200	
151	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷	中野谷及び西大久保谷	S56.4.30	959	8.8800	
152	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷	栃谷	S56.4.30	959	1.4700	
153	美馬市	美馬町	吉野川	黒谷川	黒谷川及び東黒谷川	S57.5.17	1168	1.4000	
154	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	猪の谷	S58.3.23	758	0.3100	
155	美馬市	美馬町	吉野川	船屋谷	船屋谷	S59.10.13	1392	0.5500	
156	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	手水谷	S60.7.2	990	0.5600	
157	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷	日浦谷	S60.7.2	990	0.3500	
158	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷川	棋穀谷	S61.12.26	2004	1.2700	
159	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	嫁坂谷	S62.10.26	1838	0.8000	
160	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷川	西の谷	H1.1.21	83	0.3600	
161	美馬市	美馬町	吉野川	中野谷川	倉尾谷	H1.10.11	1731	1.2000	
162	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷	玉振谷及び同左支川	H3.3.1	371	2.1900	
163	美馬市	美馬町	吉野川	嫁坂谷	西猿ヶ谷	H4.3.25	831	3.8600	
164	美馬市	美馬町	吉野川	吉田谷川	西吉田谷	H5.3.16	763	1.5000	
165	美馬市	美馬町	吉野川	棋穀谷川	姥ヶ谷	H12.5.16	1324	0.5100	
166	美馬市	美馬町	吉野川	野村谷川	清田谷	H13.3.16	249	0.5100	
167	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	S24.10.25	871	8.1000	
168	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	大島谷	S38.2.26	277	0.2000	
169	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	竹尾谷	S38.2.26	277	0.3500	
170	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	白江谷	S38.2.26	277	3.9500	
171	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	太合谷	S39.5.23	1359	1.7000	
172	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	大北谷	S41.7.26	2355	3.2700	
173	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	谷口カゲ谷	S41.7.26	2355	2.1800	
174	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	今丸谷及び支川	S42.3.31	1181	2.2700	
175	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	二戸谷、境谷及び南二戸谷	S42.8.26	2630	23.5700	
176	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内父谷	S47.5.11	930	6.6500	
177	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	弓道谷	S48.8.2	1676	2.5600	
178	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	S49.4.22	613	3.0000	
179	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	S52.4.23	746	8.0000	
180	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	S52.4.23	746	5.2000	
181	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内川谷	S52.4.23	746	3.6000	
182	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	櫻原谷	S52.6.18	929	3.6000	
183	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川井谷	S52.6.18	929	3.2500	
184	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	滝の宮谷	S54.1.27	95	1.3600	
185	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	S59.3.29	758	1.9800	
186	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内父谷	S61.8.15	1418	0.7200	
187	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	葛尾谷	S62.10.26	1838	0.7000	
188	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	今丸谷	S62.10.26	1838	0.6200	
189	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川井谷	S63.11.11	2198	0.6600	
190	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	H2.9.10	1549	4.3900	
191	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	内父谷	H5.1.22	101	2.3700	
192	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	小日浦谷	H6.1.28	139	1.4400	
193	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	穴吹川	H13.3.16	249	11.4900	
194	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	谷口局谷	H13.12.5	1704	0.5400	
195	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	川原谷	H14.3.7	155	0.4200	
196	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	南二戸谷	H17.4.15	463	1.9247	
197	美馬市	木屋平村	吉野川	穴吹川	谷口局谷(追加)	H28.5.16	741	0.1459	
計					197箇所			1440.7163	

6 地すべり指定地一覧表（農林水産省所管分）（最新告示日：令和2年6月5日）

最新の告示年月日：令和2年6月5日

県内 番号	区域名	所 在 地			所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
15	冬畑	美馬市	脇町	東赤谷名	美馬	S39	S39.4.27	56.18
78	芋穴	美馬市	脇町	芋穴	美馬	S49	S50.3.13	76.76
3	半平	美馬市	穴吹町	大平	美馬	S36	S36.12.12	19.35
13	穴吹平谷	美馬市	穴吹町	古宮	美馬	S38	S38.4.12	37.91
42	淵名	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S43	S44.3.31	20.68
49	長尾上	美馬市	穴吹町	古宮	美馬	S45	S46.3.26	24.10
55	大重	美馬市	穴吹町	大重	美馬	S46	S47.3.18	50.00
89	大屋敷	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S53	S54.3.31	47.45
96	西谷	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S55	S56.2.18	121.80
101	中野宮	美馬市	穴吹町	口山	美馬	S57	S58.3.23	144.00
111	支納左岸	美馬市	穴吹町	支納	美馬	S61	S62.3.25	80.50
2	麻衣	美馬市	木屋平村	麻衣	美馬	S33	S34.3.31	171.90
						S38	S38.4.12	129.22
14	木屋平南張	美馬市	木屋平村	三ツ木	美馬	S42	S43.3.18	31.41
25	太合北	美馬市	木屋平村	太合	美馬	S39	S40.1.27	94.48
						S42	S43.2.27	50.59
37	二戸	美馬市	木屋平村	二戸	美馬	S54	S55.3.17	13.00
40	弓道左岸	美馬市	木屋平村	弓道	美馬	S43	S44.3.31	20.32
83	市初	美馬市	木屋平村	市初	美馬	S51	S52.3.26	46.50
計	17工区							1,236.15

7 土砂災害危険箇所（地すべり危険箇所）一覽表（国土交通省所管分）

（国土交通省所管分）

整理 番号	箇所名	河川名			位置			面積(ha)
		水系名	幹川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	
64	夏子	吉野川	曾江谷川	曾江谷川	美馬市	脇町	西俣名	92.2
65	鼓尾	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	脇町	鼓尾	100.0
66	下大滝	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	脇町	東大谷	89.1
67	西暮畑	吉野川	井口谷川	井口谷川	美馬市	脇町	暮畑	126.6
68	水谷	吉野川	曾江谷川	曾江谷川	美馬市	脇町	西赤谷	73.3
69	芋尻	吉野川	大谷川	大谷川	美馬市	脇町	大谷	212.0
70	惣後	吉野川	野村谷川	倉谷	美馬市	美馬町	惣後	26.4
71	倉尾	吉野川	中野谷川	中野谷川	美馬市	美馬町	倉尾	128.1
72	野田ノ井下	吉野川	鍋倉谷川	鍋倉谷川	美馬市	美馬町	野田ノ井	101.6
84	穴吹	吉野川	吉野川	吉野川	美馬市	穴吹町	穴吹	106.2
85	小島	吉野川	吉野川	吉野川	美馬市	穴吹町	三島	79.7
86	市の下	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町	穴吹	97.7
87	馬内	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町	口山	28.5
88	知野	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町	口山	53.1
89	首野上	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町	口山	14.1
90	田方	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町	口山	93.1
91	首野(2)	吉野川	穴吹川	穴吹川	美馬市	穴吹町	口山	23.4
92	左手	吉野川	半田川	半田川	美馬市	穴吹町	口山	39.1
計	18箇所							1,484.2

8 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）一覽表（国土交通省所管分）

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-731	自然斜面	東赤谷名(1)	美馬市	脇町		東赤谷名
I-732	自然斜面	東赤谷名(2)	美馬市	脇町		東赤谷名
I-733	自然斜面	東赤谷名(3)	美馬市	脇町		東赤谷名
I-734	自然斜面	落合	美馬市	脇町		西赤谷
I-735	自然斜面	西赤谷(2)	美馬市	脇町		西赤谷
I-736	自然斜面	西赤谷	美馬市	脇町		西赤谷
I-737	自然斜面	下曾江	美馬市	脇町		下曾江
I-738	自然斜面	曾江名(1)	美馬市	脇町		曾江名
I-739	自然斜面	曾江名(2)	美馬市	脇町		曾江名
I-740	自然斜面	曾江名(3)	美馬市	脇町		曾江名
I-741	自然斜面	広棚	美馬市	脇町		広棚
I-742	自然斜面	西大谷(1)	美馬市	脇町		西大谷
I-743	自然斜面	西大谷(2)	美馬市	脇町		西大谷
I-744	自然斜面	西大谷(3)	美馬市	脇町		西大谷
I-745	自然斜面	西大谷(4)	美馬市	脇町		西大谷
I-746	自然斜面	東大谷(1)	美馬市	脇町		東大谷
I-747	自然斜面	西上野(1)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-748	自然斜面	西上野(2)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-749	自然斜面	西上野(3)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-750	自然斜面	西上野(4)	美馬市	脇町	猪尻	西上野
I-751	自然斜面	猪尻	美馬市	脇町	猪尻	猪尻
I-752	自然斜面	拝原	美馬市	脇町		拝原
I-753	自然斜面	佐城	美馬市	脇町	北庄	佐尾原
I-754	自然斜面	佐尾原(1)	美馬市	脇町	脇町	佐尾原
I-755	自然斜面	新町(1)	美馬市	脇町	脇町	新町
I-756	自然斜面	新町(2)	美馬市	脇町	脇町	新町
I-757	自然斜面	大工町	美馬市	脇町	脇町	大工町
I-758	自然斜面	東城山(1)	美馬市	脇町	脇町	東城山
I-759	自然斜面	上ノ原(1)	美馬市	脇町		上ノ原
I-760	自然斜面	井口(7)	美馬市	脇町		井口
I-761	自然斜面	小兵	美馬市	脇町		小兵
I-762	自然斜面	滝下(1)	美馬市	脇町		滝下
I-763	自然斜面	芋穴(1)	美馬市	脇町		芋穴
I-764	自然斜面	上中野(1)	美馬市	脇町		上中野
I-765	自然斜面	上中野(2)	美馬市	脇町		上中野
I-766	自然斜面	中八(1)	美馬市	脇町		中八
I-767	自然斜面	川原柴(1)	美馬市	脇町		川原柴
I-768	自然斜面	川原柴(2)	美馬市	脇町		川原柴
I-769	自然斜面	平帽子(1)	美馬市	脇町		平帽子
I-639	自然斜面	小島(1)	美馬市	穴吹町	三島	小島

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-640	自然斜面	小島(2)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-641	自然斜面	小島(3)	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-642	自然斜面	不定	美馬市	穴吹町	三島	小島
I-643	自然斜面	三谷(1)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-644	自然斜面	三谷(2)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-645	自然斜面	三谷(3)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-646	自然斜面	三谷(5)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-647	自然斜面	三谷(6)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-648	自然斜面	三谷(7)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-649	自然斜面	三谷(8)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-650	自然斜面	三谷(9)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-651	自然斜面	三谷(10)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-652	自然斜面	三谷(11)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-653	自然斜面	尾山(1)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-654	自然斜面	尾山(2)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-655	自然斜面	尾山(3)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-656	自然斜面	尾山(4)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-657	自然斜面	尾山(5)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
I-658	自然斜面	戎(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	戎
I-659	自然斜面	戎(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	戎
I-660	自然斜面	市の下	美馬市	穴吹町	穴吹	市の下
I-661	自然斜面	市の下(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	市の下
I-662	自然斜面	市の下(3)	美馬市	穴吹町	穴吹	市の下
I-663	自然斜面	西成戸(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
I-664	自然斜面	岡の上(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡の上
I-665	自然斜面	山神前(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	山神前
I-666	自然斜面	山神前(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	山神前
I-667	自然斜面	遠所(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	遠所
I-668	自然斜面	遠所(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	遠所
I-669	自然斜面	葉佐古	美馬市	穴吹町	穴吹	葉佐古
I-670	自然斜面	藪の下	美馬市	穴吹町	穴吹	藪の下
I-671	自然斜面	池の奥(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
I-672	自然斜面	井口	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
I-673	自然斜面	奈良坂(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
I-674	自然斜面	奈良坂(2)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
I-675	自然斜面	馬内(1)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
I-676	自然斜面	平野(1)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-677	自然斜面	平野(2)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-678	自然斜面	平野(3)	美馬市	穴吹町	口山	平野
I-679	自然斜面	仕出原(1)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原

(急傾斜地崩壊危険箇所 I)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-680	自然斜面	初草	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-681	自然斜面	初草(2)	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-682	自然斜面	初草(3)	美馬市	穴吹町	口山	初草
I-683	自然斜面	丸山(1)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
I-684	自然斜面	中野(1)	美馬市	穴吹町	口山	中野
I-685	自然斜面	西山(1)	美馬市	穴吹町	口山	西山
I-686	自然斜面	西山(2)	美馬市	穴吹町	口山	西山
I-687	自然斜面	湊名(1)	美馬市	穴吹町	口山	湊名
I-688	自然斜面	湊名(2)	美馬市	穴吹町	口山	湊名
I-689	自然斜面	支納(1)	美馬市	穴吹町	口山	支納
I-690	自然斜面	首野(1)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-691	自然斜面	首野(2)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-692	自然斜面	首野(3)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-693	自然斜面	首野(4)	美馬市	穴吹町	口山	首野
I-694	自然斜面	梶山(1)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
I-695	自然斜面	調子野(1)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
I-696	自然斜面	宮内(1)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
I-697	自然斜面	宮内(2)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
I-698	自然斜面	知野	美馬市	穴吹町	口山	知野
I-699	自然斜面	知野(2)	美馬市	穴吹町	口山	知野
I-700	自然斜面	大内(1)	美馬市	穴吹町	口山	大内
I-701	自然斜面	大内(2)	美馬市	穴吹町	古宮	大内
I-702	自然斜面	大平(1)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
I-703	自然斜面	長尾	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
I-704	自然斜面	長尾	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
I-705	自然斜面	田野内(1)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
I-706	自然斜面	丈寄(1)	美馬市	美馬町		丈寄
I-707	自然斜面	清田(1)	美馬市	美馬町		清田
I-708	自然斜面	入倉(1)	美馬市	美馬町		入倉
I-709	自然斜面	切久保	美馬市	美馬町		切久保
I-710	自然斜面	石仏(2)	美馬市	美馬町		石仏
I-711	自然斜面	石仏(3)	美馬市	美馬町		切久保
I-712	自然斜面	切久保(1)	美馬市	美馬町		切久保
I-713	自然斜面	大久保(1)	美馬市	美馬町		大久保
I-714	自然斜面	惣後(1)	美馬市	美馬町		惣後
I-715	自然斜面	惣田(1)	美馬市	美馬町		惣田
I-716	自然斜面	惣田(2)	美馬市	美馬町		惣田
I-717	自然斜面	観音	美馬市	美馬町		観音
I-718	自然斜面	黒砂	美馬市	美馬町		黒砂
I-719	自然斜面	平野(1)	美馬市	美馬町		平野

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-720	自然斜面	梅ヶ久保	美馬市	美馬町		梅ヶ久保
I-721	自然斜面	小長谷	美馬市	美馬町		小長谷
I-722	自然斜面	滝宮	美馬市	美馬町		滝宮
I-723	自然斜面	土ヶ久保	美馬市	美馬町		土ヶ久保
I-724	自然斜面	東宗重	美馬市	美馬町		東宗重
I-725	自然斜面	坊僧（1）	美馬市	美馬町		坊僧
I-726	自然斜面	谷口	美馬市	美馬町		谷口
I-727	自然斜面	竹ノ内	美馬市	美馬町		竹ノ内
I-728	自然斜面	八幡	美馬市	美馬町		八幡
I-729	自然斜面	八幡（2）	美馬市	美馬町		八幡
I-730	自然斜面	露口	美馬市	美馬町		露口
I-606	自然斜面	檜原（1）	美馬市	木屋平村		檜原
I-607	自然斜面	檜原（2）	美馬市	木屋平村		檜原
I-608	自然斜面	檜原（3）	美馬市	木屋平村		檜原
I-609	自然斜面	市初（1）	美馬市	木屋平村		市初
I-610	自然斜面	今丸（1）	美馬市	木屋平村		今丸
I-611	自然斜面	三ツ木	美馬市	木屋平村		三ツ木
I-612	自然斜面	三ツ木（2）	美馬市	木屋平村		三ツ木
I-613	自然斜面	三ツ木（3）	美馬市	木屋平村		三ツ木
I-614	自然斜面	南張（1）	美馬市	木屋平村		南張
I-615	自然斜面	大北（1）	美馬市	木屋平村		大北
I-616	自然斜面	川井（1）	美馬市	木屋平村		川井
I-617	自然斜面	川井（2）	美馬市	木屋平村		川井
I-618	自然斜面	川井（3）	美馬市	木屋平村		川井
I-619	自然斜面	川井（4）	美馬市	木屋平村		川井
I-620	自然斜面	川井（5）	美馬市	木屋平村		川井
I-621	自然斜面	櫟の木（1）	美馬市	木屋平村		櫟の木
I-622	自然斜面	下名（1）	美馬市	木屋平村		下名
I-623	自然斜面	弓道（1）	美馬市	木屋平村		弓道
I-624	自然斜面	弓道（2）	美馬市	木屋平村		弓道
I-625	自然斜面	森遠（1）	美馬市	木屋平村		森遠
I-626	自然斜面	森遠（2）	美馬市	木屋平村		森遠
I-627	自然斜面	森遠（3）	美馬市	木屋平村		森遠
I-628	自然斜面	谷口（1）	美馬市	木屋平村		谷口
I-629	自然斜面	谷口（2）	美馬市	木屋平村		谷口
I-630	自然斜面	谷口（3）	美馬市	木屋平村		谷口
I-631	自然斜面	太合（1）	美馬市	木屋平村		太合
I-632	自然斜面	太合（2）	美馬市	木屋平村		太合
I-633	自然斜面	太合（3）	美馬市	木屋平村		太合
I-634	自然斜面	太合（4）	美馬市	木屋平村		太合

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)

平成26年1月1日現在

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
I-635	自然斜面	川上(1)	美馬市	木屋平村		川上
I-636	自然斜面	川上(2)	美馬市	木屋平村		川上
I-637	自然斜面	川上(3)	美馬市	木屋平村		川上
I-638	自然斜面	川上(4)	美馬市	木屋平村		川上
I-2024	人工斜面	三谷(4)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
I-2025	人工斜面	岡(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡
I-2026	人工斜面	西成戸(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
I-2027	人工斜面	池の奥(1)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥

9 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）一覽表（国土交通省所管分）

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3307	自然斜面	東俣名(1)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3308	自然斜面	東俣名(2)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3309	自然斜面	東俣名(3)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3310	自然斜面	東俣名(4)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3311	自然斜面	東俣名(5)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3312	自然斜面	東俣名(6)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3313	自然斜面	東俣名(7)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3314	自然斜面	東俣名(8)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3315	自然斜面	東俣名(9)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3316	自然斜面	東俣名(10)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3317	自然斜面	東俣名(11)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3318	自然斜面	東俣名(12)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3319	自然斜面	東俣名(13)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3320	自然斜面	東俣名(14)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3321	自然斜面	東俣名(15)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3322	自然斜面	東俣名(16)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3323	自然斜面	東俣名(17)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3324	自然斜面	東俣名(18)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3325	自然斜面	東俣名(19)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3326	自然斜面	東俣名(20)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3327	自然斜面	東俣名(21)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3328	自然斜面	東俣名(22)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3329	自然斜面	東俣名(23)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3330	自然斜面	東俣名(24)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3331	自然斜面	東俣名(25)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3332	自然斜面	東俣名(26)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3333	自然斜面	東俣名(27)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3334	自然斜面	東俣名(28)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3335	自然斜面	東俣名(29)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3336	自然斜面	東俣名(30)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3337	自然斜面	東俣名(31)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3338	自然斜面	東俣名(32)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3339	自然斜面	東俣名(33)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3340	自然斜面	東俣名(34)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3341	自然斜面	東俣名(35)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3342	自然斜面	東俣名(36)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3343	自然斜面	東俣名(37)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3344	自然斜面	東俣名(38)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3345	自然斜面	東俣名(39)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3346	自然斜面	東俣名(40)	美馬市	脇町		東俣名

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3347	自然斜面	東俣名(41)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3348	自然斜面	東俣名(42)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3349	自然斜面	東俣名(43)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3350	自然斜面	東俣名(44)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3351	自然斜面	東俣名(45)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3352	自然斜面	東俣名(46)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3353	自然斜面	東俣名(47)	美馬市	脇町		東俣名
Ⅱ-3354	自然斜面	東赤谷名(4)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3355	自然斜面	東赤谷名(5)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3356	自然斜面	東赤谷名(6)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3357	自然斜面	東赤谷名(7)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3358	自然斜面	東赤谷名(8)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3359	自然斜面	東赤谷名(9)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3360	自然斜面	東赤谷名(10)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3361	自然斜面	東赤谷名(11)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3362	自然斜面	東赤谷名(12)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3363	自然斜面	東赤谷名(13)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3364	自然斜面	東赤谷名(14)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3365	自然斜面	東赤谷名(15)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3366	自然斜面	東赤谷名(16)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3367	自然斜面	東赤谷名(17)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3368	自然斜面	東赤谷名(18)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3369	自然斜面	東赤谷名(19)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3370	自然斜面	東赤谷名(20)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3371	自然斜面	東赤谷名(21)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3372	自然斜面	東赤谷名(22)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3373	自然斜面	東赤谷名(23)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3374	自然斜面	東赤谷名(24)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3375	自然斜面	東赤谷名(25)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3376	自然斜面	東赤谷名(26)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3377	自然斜面	東赤谷名(27)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3378	自然斜面	東赤谷名(28)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3379	自然斜面	東赤谷名(29)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3380	自然斜面	東赤谷名(30)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3381	自然斜面	東赤谷名(31)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3382	自然斜面	東赤谷名(32)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3383	自然斜面	東赤谷名(33)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3384	自然斜面	東赤谷名(34)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3385	自然斜面	東赤谷名(35)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3386	自然斜面	東赤谷名(36)	美馬市	脇町		東赤谷名

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3387	自然斜面	東赤谷名 (37)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3388	自然斜面	東赤谷名 (38)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3389	自然斜面	東赤谷名 (39)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3390	自然斜面	東赤谷名 (40)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3391	自然斜面	東赤谷名 (41)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3392	自然斜面	東赤谷名 (42)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3393	自然斜面	東赤谷名 (43)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3394	自然斜面	東赤谷名 (44)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3395	自然斜面	東赤谷名 (45)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3396	自然斜面	東赤谷名 (46)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3397	自然斜面	東赤谷名 (47)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3398	自然斜面	東赤谷名 (48)	美馬市	脇町		東赤谷名
Ⅱ-3399	自然斜面	西俣名 (1)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3400	自然斜面	西俣名 (2)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3401	自然斜面	西俣名 (3)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3402	自然斜面	西俣名 (4)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3403	自然斜面	西俣名 (5)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3404	自然斜面	西俣名 (6)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3405	自然斜面	西俣名 (7)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3406	自然斜面	西俣名 (8)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3407	自然斜面	西俣名 (9)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3408	自然斜面	西俣名 (10)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3409	自然斜面	西俣名 (11)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3410	自然斜面	西俣名 (12)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3411	自然斜面	西俣名 (13)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3412	自然斜面	西俣名 (14)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3413	自然斜面	西俣名 (15)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3414	自然斜面	西俣名 (16)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3415	自然斜面	西俣名 (17)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3416	自然斜面	西俣名 (18)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3417	自然斜面	西俣名 (19)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3418	自然斜面	西俣名 (20)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3419	自然斜面	西俣名 (21)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3420	自然斜面	西俣名 (22)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3421	自然斜面	西俣名 (23)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3422	自然斜面	西俣名 (24)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3423	自然斜面	西俣名 (25)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3424	自然斜面	西俣名 (26)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3425	自然斜面	西俣名 (27)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3426	自然斜面	西俣名 (28)	美馬市	脇町		西俣名

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3427	自然斜面	西俣名 (29)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3428	自然斜面	西俣名 (30)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3429	自然斜面	西俣名 (31)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3430	自然斜面	西俣名 (32)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3431	自然斜面	西俣名 (33)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3432	自然斜面	西俣名 (34)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3433	自然斜面	西俣名 (35)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3434	自然斜面	西俣名 (36)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3435	自然斜面	西俣名 (37)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3436	自然斜面	西俣名 (38)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3437	自然斜面	西俣名 (39)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3438	自然斜面	西俣名 (40)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3439	自然斜面	西俣名 (41)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3440	自然斜面	西俣名 (42)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3441	自然斜面	西俣名 (43)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3442	自然斜面	西俣名 (44)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3443	自然斜面	西俣名 (45)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3444	自然斜面	西俣名 (46)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3445	自然斜面	西俣名 (47)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3446	自然斜面	西俣名 (48)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3447	自然斜面	西俣名 (49)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3448	自然斜面	西俣名 (50)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3449	自然斜面	西俣名 (51)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3450	自然斜面	西俣名 (52)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3451	自然斜面	西俣名 (53)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3452	自然斜面	西俣名 (54)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3453	自然斜面	西俣名 (55)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3454	自然斜面	西俣名 (56)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3455	自然斜面	西俣名 (57)	美馬市	脇町		西俣名
Ⅱ-3456	自然斜面	西赤谷 (3)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3457	自然斜面	西赤谷 (4)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3458	自然斜面	西赤谷 (5)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3459	自然斜面	西赤谷 (6)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3460	自然斜面	西赤谷 (7)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3461	自然斜面	西赤谷 (8)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3462	自然斜面	西赤谷 (9)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3463	自然斜面	西赤谷 (10)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3464	自然斜面	西赤谷 (11)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3465	自然斜面	西赤谷 (12)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3466	自然斜面	西赤谷 (13)	美馬市	脇町		西赤谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3467	自然斜面	西赤谷 (14)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3468	自然斜面	西赤谷 (15)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3469	自然斜面	西赤谷 (16)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3470	自然斜面	西赤谷 (17)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3471	自然斜面	西赤谷 (18)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3472	自然斜面	西赤谷 (19)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3473	自然斜面	西赤谷 (20)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3474	自然斜面	西赤谷 (21)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3475	自然斜面	西赤谷 (22)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3476	自然斜面	西赤谷 (23)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3477	自然斜面	西赤谷 (24)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3478	自然斜面	西赤谷 (25)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3479	自然斜面	西赤谷 (26)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3480	自然斜面	西赤谷 (27)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3481	自然斜面	西赤谷 (28)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3482	自然斜面	西赤谷 (29)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3483	自然斜面	西赤谷 (30)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3484	自然斜面	西赤谷 (31)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3485	自然斜面	西赤谷 (32)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3486	自然斜面	西赤谷 (33)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3487	自然斜面	西赤谷 (34)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3488	自然斜面	西赤谷 (35)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3489	自然斜面	西赤谷 (36)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3490	自然斜面	西赤谷 (37)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3491	自然斜面	西赤谷 (38)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3492	自然斜面	西赤谷 (39)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3493	自然斜面	西赤谷 (40)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3494	自然斜面	西赤谷 (41)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3495	自然斜面	西赤谷 (42)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3496	自然斜面	西赤谷 (43)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3497	自然斜面	西赤谷 (44)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3498	自然斜面	西赤谷 (45)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3499	自然斜面	西赤谷 (46)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3500	自然斜面	西赤谷 (47)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3501	自然斜面	西赤谷 (48)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3502	自然斜面	西赤谷 (49)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3503	自然斜面	西赤谷 (50)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3504	自然斜面	西赤谷 (51)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3505	自然斜面	西赤谷 (52)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3506	自然斜面	西赤谷 (53)	美馬市	脇町		西赤谷

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3507	自然斜面	西赤谷 (54)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3508	自然斜面	西赤谷 (55)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3509	自然斜面	西赤谷 (56)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3510	自然斜面	西赤谷 (57)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3511	自然斜面	西赤谷 (58)	美馬市	脇町		西赤谷
Ⅱ-3512	自然斜面	曾江名 (4)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3513	自然斜面	曾江名 (5)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3514	自然斜面	曾江名 (6)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3515	自然斜面	曾江名 (7)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3516	自然斜面	曾江名 (8)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3517	自然斜面	曾江名 (9)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3518	自然斜面	曾江名 (10)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3519	自然斜面	曾江名 (11)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3520	自然斜面	曾江名 (12)	美馬市	脇町		曾江名
Ⅱ-3521	自然斜面	西大谷 (5)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3522	自然斜面	西大谷 (6)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3523	自然斜面	西大谷 (7)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3524	自然斜面	西大谷 (8)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3525	自然斜面	西大谷 (9)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3526	自然斜面	西大谷 (10)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3527	自然斜面	西大谷 (11)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3528	自然斜面	西大谷 (12)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3529	自然斜面	西大谷 (13)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3530	自然斜面	西大谷 (14)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3531	自然斜面	西大谷 (15)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3532	自然斜面	西大谷 (16)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3533	自然斜面	西大谷 (17)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3534	自然斜面	西大谷 (18)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3535	自然斜面	西大谷 (19)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3536	自然斜面	西大谷 (20)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3537	自然斜面	西大谷 (21)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3538	自然斜面	西大谷 (22)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3539	自然斜面	西大谷 (23)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3540	自然斜面	西大谷 (24)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3541	自然斜面	西大谷 (25)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3542	自然斜面	西大谷 (26)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3543	自然斜面	西大谷 (27)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3544	自然斜面	西大谷 (28)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3545	自然斜面	西大谷 (29)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3546	自然斜面	西大谷 (30)	美馬市	脇町		西大谷

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3547	自然斜面	西大谷 (31)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3548	自然斜面	西大谷 (32)	美馬市	脇町		西大谷
Ⅱ-3549	自然斜面	芋尻 (1)	美馬市	脇町		芋尻
Ⅱ-3550	自然斜面	芋尻 (2)	美馬市	脇町		芋尻
Ⅱ-3551	自然斜面	芋尻 (3)	美馬市	脇町		芋尻
Ⅱ-3552	自然斜面	羽出床 (1)	美馬市	脇町		羽出床
Ⅱ-3553	自然斜面	羽出床 (2)	美馬市	脇町		羽出床
Ⅱ-3554	自然斜面	柴床	美馬市	脇町	北庄	柴床
Ⅱ-3555	自然斜面	段 (1)	美馬市	脇町		段
Ⅱ-3556	自然斜面	段 (2)	美馬市	脇町		段
Ⅱ-3557	自然斜面	東大谷 (2)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3558	自然斜面	東大谷 (3)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3559	自然斜面	東大谷 (4)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3560	自然斜面	東大谷 (5)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3561	自然斜面	東大谷 (6)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3562	自然斜面	東大谷 (7)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3563	自然斜面	東大谷 (8)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3564	自然斜面	東大谷 (9)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3565	自然斜面	東大谷 (10)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3566	自然斜面	東大谷 (11)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3567	自然斜面	東大谷 (12)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3568	自然斜面	東大谷 (13)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3569	自然斜面	東大谷 (14)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3570	自然斜面	東大谷 (15)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3571	自然斜面	東大谷 (16)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3572	自然斜面	東大谷 (17)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3573	自然斜面	東大谷 (18)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3574	自然斜面	東大谷 (19)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3575	自然斜面	東大谷 (20)	美馬市	脇町		東大谷
Ⅱ-3576	自然斜面	白木 (1)	美馬市	脇町		白木
Ⅱ-3577	自然斜面	白木 (2)	美馬市	脇町		白木
Ⅱ-3578	自然斜面	小丸 (1)	美馬市	脇町		小丸
Ⅱ-3579	自然斜面	小丸 (2)	美馬市	脇町		小丸
Ⅱ-3580	自然斜面	上庄	美馬市	脇町	北庄	上庄
Ⅱ-3581	自然斜面	畳屋敷	美馬市	脇町		畳屋敷
Ⅱ-3582	自然斜面	中段 (1)	美馬市	脇町		中段
Ⅱ-3583	自然斜面	中段 (2)	美馬市	脇町		中段
Ⅱ-3584	自然斜面	ヒビノ木	美馬市	脇町		ヒビノ木
Ⅱ-3585	自然斜面	脇町	美馬市	脇町		大木のハチ
Ⅱ-3586	自然斜面	国見丸	美馬市	脇町		国見丸

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3587	自然斜面	佐尾原 (2)	美馬市	脇町		佐尾原
Ⅱ-3588	自然斜面	佐尾原	美馬市	脇町		佐尾原
Ⅱ-3589	自然斜面	新山	美馬市	脇町		新山
Ⅱ-3590	自然斜面	西城山 (1)	美馬市	脇町		西城山
Ⅱ-3591	自然斜面	西城山 (2)	美馬市	脇町		西城山
Ⅱ-3592	自然斜面	池の奥	美馬市	脇町		池の奥
Ⅱ-3593	自然斜面	西田上 (1)	美馬市	脇町		西田上
Ⅱ-3594	自然斜面	西田上 (2)	美馬市	脇町		西田上
Ⅱ-3595	自然斜面	東城山 (2)	美馬市	脇町		東城山
Ⅱ-3596	自然斜面	東田上 (1)	美馬市	脇町		東田上
Ⅱ-3597	自然斜面	東田上 (2)	美馬市	脇町		東田上
Ⅱ-3598	自然斜面	東田上 (3)	美馬市	脇町		東田上
Ⅱ-3599	自然斜面	福堂	美馬市	脇町		福堂
Ⅱ-3600	自然斜面	井口東 (2)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3601	自然斜面	井口東 (3)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3602	自然斜面	井口東 (4)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3603	自然斜面	井口東 (5)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3604	自然斜面	井口東 (6)	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3605	自然斜面	上ノ原 (2)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3606	自然斜面	上ノ原 (3)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3607	自然斜面	上ノ原 (4)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3608	自然斜面	上ノ原 (5)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3609	自然斜面	上ノ原 (6)	美馬市	脇町		上ノ原
Ⅱ-3610	自然斜面	東山 (1)	美馬市	脇町		東山
Ⅱ-3611	自然斜面	東山 (2)	美馬市	脇町		東山
Ⅱ-3612	自然斜面	東山 (3)	美馬市	脇町		東山
Ⅱ-3613	自然斜面	井口 (1)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3614	自然斜面	井口 (2)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3615	自然斜面	井口 (3)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3616	自然斜面	井口 (4)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3617	自然斜面	井口 (5)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3618	自然斜面	井口 (6)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3619	自然斜面	井口 (8)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3620	自然斜面	井口 (9)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3621	自然斜面	井口 (10)	美馬市	脇町		井口
Ⅱ-3622	自然斜面	井口東	美馬市	脇町		井口東
Ⅱ-3623	自然斜面	小星 (1)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3624	自然斜面	小星 (2)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3625	自然斜面	小星 (3)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3626	自然斜面	小星 (4)	美馬市	脇町		小星

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3627	自然斜面	小星 (5)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3628	自然斜面	小星 (6)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3629	自然斜面	小星 (7)	美馬市	脇町		小星
Ⅱ-3630	自然斜面	滝下 (2)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3631	自然斜面	滝下 (3)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3632	自然斜面	滝下 (4)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3633	自然斜面	滝下 (5)	美馬市	脇町		滝下
Ⅱ-3634	自然斜面	芋穴 (2)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3635	自然斜面	芋穴 (3)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3636	自然斜面	芋穴 (4)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3637	自然斜面	芋穴 (5)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3638	自然斜面	芋穴 (6)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3639	自然斜面	芋穴 (7)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3640	自然斜面	芋穴 (8)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3641	自然斜面	芋穴 (9)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3642	自然斜面	芋穴 (10)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3643	自然斜面	芋穴 (11)	美馬市	脇町		芋穴
Ⅱ-3644	自然斜面	下中野 (1)	美馬市	脇町		下中野
Ⅱ-3645	自然斜面	下中野 (2)	美馬市	脇町		下中野
Ⅱ-3646	自然斜面	下中野 (3)	美馬市	脇町		下中野
Ⅱ-3647	自然斜面	上中野 (3)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3648	自然斜面	上中野 (4)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3649	自然斜面	上中野 (5)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3650	自然斜面	上中野 (6)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3651	自然斜面	上中野 (7)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3652	自然斜面	上中野 (8)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3653	自然斜面	上中野 (9)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3654	自然斜面	上中野 (10)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3655	自然斜面	上中野 (11)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3656	自然斜面	上中野 (12)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3657	自然斜面	上中野 (13)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3658	自然斜面	上中野 (14)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3659	自然斜面	上中野 (15)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3660	自然斜面	上中野 (16)	美馬市	脇町		上中野
Ⅱ-3661	自然斜面	中八 (2)	美馬市	脇町		中八
Ⅱ-3662	自然斜面	中八 (3)	美馬市	脇町		中八
Ⅱ-3663	自然斜面	暮畑 (1)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3664	自然斜面	暮畑 (2)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3665	自然斜面	暮畑 (3)	美馬市	脇町		暮畑
Ⅱ-3666	自然斜面	暮畑 (4)	美馬市	脇町		暮畑

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3667	自然斜面	梨子ノ木 (1)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3668	自然斜面	梨子ノ木 (2)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3669	自然斜面	梨子ノ木 (3)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3670	自然斜面	梨子ノ木 (4)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3671	自然斜面	梨子ノ木 (5)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3672	自然斜面	梨子ノ木 (6)	美馬市	脇町		梨子ノ木
Ⅱ-3673	自然斜面	川原柴 (3)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3674	自然斜面	川原柴 (4)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3675	自然斜面	川原柴 (5)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3676	自然斜面	川原柴 (6)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3677	自然斜面	川原柴 (7)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3678	自然斜面	川原柴 (8)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3679	自然斜面	川原柴 (9)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3680	自然斜面	川原柴 (10)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3681	自然斜面	川原柴 (11)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3682	自然斜面	川原柴 (12)	美馬市	脇町		川原柴
Ⅱ-3683	自然斜面	横倉 (1)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3684	自然斜面	横倉 (2)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3685	自然斜面	横倉 (3)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3686	自然斜面	横倉 (4)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3687	自然斜面	横倉 (5)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3688	自然斜面	横倉 (6)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3689	自然斜面	横倉 (7)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3690	自然斜面	横倉 (8)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3691	自然斜面	横倉 (9)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3692	自然斜面	横倉 (10)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3693	自然斜面	横倉 (11)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3694	自然斜面	横倉 (12)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3695	自然斜面	横倉 (13)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3696	自然斜面	横倉 (14)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3697	自然斜面	横倉 (15)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3698	自然斜面	横倉 (16)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3699	自然斜面	横倉 (17)	美馬市	脇町		横倉
Ⅱ-3700	自然斜面	平帽子 (2)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3701	自然斜面	平帽子 (3)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3702	自然斜面	平帽子 (4)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3703	自然斜面	平帽子 (5)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3704	自然斜面	平帽子 (6)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3705	自然斜面	平帽子 (7)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3706	自然斜面	平帽子 (8)	美馬市	脇町		平帽子

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3707	自然斜面	平帽子 (9)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3708	自然斜面	平帽子 (10)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3709	自然斜面	平帽子 (11)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3710	自然斜面	平帽子 (12)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3711	自然斜面	平帽子 (13)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3712	自然斜面	平帽子 (14)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3713	自然斜面	平帽子 (15)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3714	自然斜面	平帽子 (16)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3715	自然斜面	平帽子 (17)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3716	自然斜面	平帽子 (18)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3717	自然斜面	平帽子 (19)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3718	自然斜面	平帽子 (20)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3719	自然斜面	平帽子 (21)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3720	自然斜面	平帽子 (22)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3721	自然斜面	平帽子 (23)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3722	自然斜面	平帽子 (24)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3723	自然斜面	平帽子 (25)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3724	自然斜面	平帽子 (26)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3725	自然斜面	平帽子 (27)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3726	自然斜面	平帽子 (28)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3727	自然斜面	平帽子 (29)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3728	自然斜面	平帽子 (30)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3729	自然斜面	平帽子 (31)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3730	自然斜面	平帽子 (32)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3731	自然斜面	平帽子 (33)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3732	自然斜面	平帽子 (34)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3733	自然斜面	平帽子 (35)	美馬市	脇町		平帽子
Ⅱ-3106	自然斜面	丈寄 (2)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3107	自然斜面	丈寄 (3)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3108	自然斜面	丈寄 (4)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3109	自然斜面	丈寄 (5)	美馬市	美馬町		丈寄
Ⅱ-3110	自然斜面	清田 (2)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3111	自然斜面	清田 (3)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3112	自然斜面	清田 (4)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3113	自然斜面	清田 (5)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3114	自然斜面	清田 (6)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3115	自然斜面	清田 (7)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3116	自然斜面	清田 (8)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3117	自然斜面	清田 (9)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3118	自然斜面	清田 (10)	美馬市	美馬町		清田

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3119	自然斜面	清田 (11)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3120	自然斜面	清田 (12)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3121	自然斜面	清田 (13)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3122	自然斜面	清田 (14)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3123	自然斜面	清田 (15)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3124	自然斜面	清田 (16)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3125	自然斜面	清田 (17)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3126	自然斜面	清田 (18)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3127	自然斜面	清田 (19)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3128	自然斜面	清田 (20)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3129	自然斜面	清田 (21)	美馬市	美馬町		清田
Ⅱ-3130	自然斜面	入倉 (2)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3131	自然斜面	入倉 (3)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3132	自然斜面	入倉 (4)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3133	自然斜面	入倉 (5)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3134	自然斜面	入倉 (6)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3135	自然斜面	入倉 (7)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3136	自然斜面	入倉 (8)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3137	自然斜面	入倉 (9)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3138	自然斜面	入倉 (10)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3139	自然斜面	入倉 (11)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3140	自然斜面	入倉 (12)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3141	自然斜面	入倉 (13)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3142	自然斜面	入倉 (14)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3143	自然斜面	入倉 (15)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3144	自然斜面	入倉 (16)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3145	自然斜面	入倉 (17)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3146	自然斜面	入倉 (18)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3147	自然斜面	入倉 (19)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3148	自然斜面	入倉 (20)	美馬市	美馬町		入倉
Ⅱ-3149	自然斜面	切久保 (2)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3150	自然斜面	切久保 (3)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3151	自然斜面	切久保 (4)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3152	自然斜面	切久保 (5)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3153	自然斜面	切久保 (6)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3154	自然斜面	切久保 (7)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3155	自然斜面	切久保 (8)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3156	自然斜面	切久保 (9)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3157	自然斜面	切久保 (10)	美馬市	美馬町		切久保
Ⅱ-3158	自然斜面	大久保 (2)	美馬市	美馬町		大久保

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3159	自然斜面	大久保 (3)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3160	自然斜面	大久保 (4)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3161	自然斜面	大久保 (5)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3162	自然斜面	大久保 (6)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3163	自然斜面	大久保 (7)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3164	自然斜面	大久保 (8)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3165	自然斜面	大久保 (9)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3166	自然斜面	大久保 (10)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3167	自然斜面	大久保 (11)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3168	自然斜面	大久保 (12)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3169	自然斜面	大久保 (13)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3170	自然斜面	大久保 (14)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3171	自然斜面	大久保 (15)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3172	自然斜面	大久保 (16)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3173	自然斜面	大久保 (17)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3174	自然斜面	大久保 (18)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3175	自然斜面	大久保 (19)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3176	自然斜面	大久保 (20)	美馬市	美馬町		大久保
Ⅱ-3177	自然斜面	正部 (1)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3178	自然斜面	正部 (2)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3179	自然斜面	正部 (3)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3180	自然斜面	正部 (4)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3181	自然斜面	正部 (5)	美馬市	美馬町		正部
Ⅱ-3182	自然斜面	惣後 (2)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3183	自然斜面	惣後 (3)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3184	自然斜面	惣後 (4)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3185	自然斜面	惣後 (5)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3186	自然斜面	惣後 (6)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3187	自然斜面	惣後 (7)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3188	自然斜面	惣後 (8)	美馬市	美馬町		惣後
Ⅱ-3189	自然斜面	立見山 (1)	美馬市	美馬町		立見山
Ⅱ-3190	自然斜面	立見山 (2)	美馬市	美馬町		立見山
Ⅱ-3191	自然斜面	立見山 (3)	美馬市	美馬町		立見山
Ⅱ-3192	自然斜面	茅原 (1)	美馬市	美馬町		茅原
Ⅱ-3193	自然斜面	茅原 (2)	美馬市	美馬町		茅原
Ⅱ-3194	自然斜面	茅原 (3)	美馬市	美馬町		茅原
Ⅱ-3195	自然斜面	宮ノ岡 (1)	美馬市	美馬町		宮ノ岡
Ⅱ-3196	自然斜面	宮ノ岡 (2)	美馬市	美馬町		宮ノ岡
Ⅱ-3197	自然斜面	芹佐古	美馬市	美馬町		芹佐古
Ⅱ-3198	自然斜面	川ノ上 (1)	美馬市	美馬町		川ノ上

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3199	自然斜面	川ノ上 (2)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3200	自然斜面	川ノ上 (3)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3201	自然斜面	川ノ上 (4)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3202	自然斜面	川ノ上 (5)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3203	自然斜面	川ノ上 (6)	美馬市	美馬町		川ノ上
Ⅱ-3204	自然斜面	大前 (1)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3205	自然斜面	大前 (2)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3206	自然斜面	大前 (3)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3207	自然斜面	大前 (4)	美馬市	美馬町		大前
Ⅱ-3208	自然斜面	大池 (1)	美馬市	美馬町		大池
Ⅱ-3209	自然斜面	大池 (2)	美馬市	美馬町		大池
Ⅱ-3210	自然斜面	大北 (1)	美馬市	美馬町		大北
Ⅱ-3211	自然斜面	大北 (2)	美馬市	美馬町		大北
Ⅱ-3212	自然斜面	田ノ岡 (1)	美馬市	美馬町		田ノ岡
Ⅱ-3213	自然斜面	田ノ岡 (2)	美馬市	美馬町		田ノ岡
Ⅱ-3214	自然斜面	藤宇	美馬市	美馬町		藤宇
Ⅱ-3215	自然斜面	押上 (1)	美馬市	美馬町		押上
Ⅱ-3216	自然斜面	押上 (2)	美馬市	美馬町		押上
Ⅱ-3217	自然斜面	岡ノ内 (1)	美馬市	美馬町		岡ノ内
Ⅱ-3218	自然斜面	岡ノ内 (2)	美馬市	美馬町		岡ノ内
Ⅱ-3219	自然斜面	岡ノ内 (3)	美馬市	美馬町		岡ノ内
Ⅱ-3220	自然斜面	下白地	美馬市	美馬町		下白地
Ⅱ-3221	自然斜面	惣田 (1)	美馬市	美馬町		惣田
Ⅱ-3222	自然斜面	西浦 (2)	美馬市	美馬町		西浦
Ⅱ-3223	自然斜面	西浦 (3)	美馬市	美馬町		西浦
Ⅱ-3224	自然斜面	西大久保 (1)	美馬市	美馬町		西大久保
Ⅱ-3225	自然斜面	西大久保 (2)	美馬市	美馬町		西大久保
Ⅱ-3226	自然斜面	炭釜	美馬市	美馬町		炭釜
Ⅱ-3227	自然斜面	中岡 (1)	美馬市	美馬町		中岡
Ⅱ-3228	自然斜面	中岡 (2)	美馬市	美馬町		中岡
Ⅱ-3229	自然斜面	中岡 (3)	美馬市	美馬町		中岡
Ⅱ-3230	自然斜面	中野 (1)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3231	自然斜面	中野 (2)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3232	自然斜面	中野 (3)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3233	自然斜面	中野 (4)	美馬市	美馬町		中野
Ⅱ-3234	自然斜面	長地 (1)	美馬市	美馬町		長地
Ⅱ-3235	自然斜面	長地 (2)	美馬市	美馬町		長地
Ⅱ-3236	自然斜面	東筋 (1)	美馬市	美馬町		東筋
Ⅱ-3237	自然斜面	南畠 (1)	美馬市	美馬町		南畠
Ⅱ-3238	自然斜面	南畠 (2)	美馬市	美馬町		南畠

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3239	自然斜面	南畠 (3)	美馬市	美馬町		南畠
Ⅱ-3240	自然斜面	白地	美馬市	美馬町		白地
Ⅱ-3241	自然斜面	平野 (2)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3242	自然斜面	平野 (3)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3243	自然斜面	平野 (4)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3244	自然斜面	平野 (5)	美馬市	美馬町		平野
Ⅱ-3245	自然斜面	味噌ヶ久保	美馬市	美馬町		味噌ヶ久保
Ⅱ-3246	自然斜面	薬師ヶ久保 (1)	美馬市	美馬町		薬師ヶ久保
Ⅱ-3247	自然斜面	薬師ヶ久保 (2)	美馬市	美馬町		薬師ヶ久保
Ⅱ-3248	自然斜面	薬師ヶ久保 (3)	美馬市	美馬町		薬師ヶ久保
Ⅱ-3249	自然斜面	猿坂 (1)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3250	自然斜面	猿坂 (2)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3251	自然斜面	猿坂 (3)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3252	自然斜面	猿坂 (4)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3253	自然斜面	猿坂 (5)	美馬市	美馬町		猿坂
Ⅱ-3254	自然斜面	家前	美馬市	美馬町		家前
Ⅱ-3255	自然斜面	外墓 (1)	美馬市	美馬町		外墓
Ⅱ-3256	自然斜面	外墓 (2)	美馬市	美馬町		外墓
Ⅱ-3257	自然斜面	横尾 (1)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3258	自然斜面	横尾 (2)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3259	自然斜面	横尾 (3)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3260	自然斜面	横尾 (4)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3261	自然斜面	横尾 (5)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3262	自然斜面	横尾 (6)	美馬市	美馬町		横尾
Ⅱ-3263	自然斜面	平尾 (1)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3264	自然斜面	平尾 (2)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3265	自然斜面	平尾 (3)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3266	自然斜面	平尾 (4)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3267	自然斜面	平尾 (5)	美馬市	美馬町		平尾
Ⅱ-3268	自然斜面	チゲジ	美馬市	美馬町		チゲジ
Ⅱ-3269	自然斜面	ノリコヘ (1)	美馬市	美馬町		ノリコヘ
Ⅱ-3270	自然斜面	ノリコヘ (2)	美馬市	美馬町		ノリコヘ
Ⅱ-3271	自然斜面	駅	美馬市	美馬町		駅
Ⅱ-3272	自然斜面	丸山 (1)	美馬市	美馬町		丸山
Ⅱ-3273	自然斜面	丸山 (2)	美馬市	美馬町		丸山
Ⅱ-3274	自然斜面	丸山 (3)	美馬市	美馬町		丸山
Ⅱ-3275	自然斜面	宗重	美馬市	美馬町		宗重
Ⅱ-3276	自然斜面	上突出	美馬市	美馬町		上突出
Ⅱ-3277	自然斜面	滝宮 (2)	美馬市	美馬町		滝宮
Ⅱ-3278	自然斜面	池ノ浦	美馬市	美馬町		池ノ浦

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3279	自然斜面	中横尾	美馬市	美馬町		中横尾
Ⅱ-3280	自然斜面	東段	美馬市	美馬町		東段
Ⅱ-3281	自然斜面	突出	美馬市	美馬町		下突出
Ⅱ-3282	自然斜面	坊僧 (2)	美馬市	美馬町		坊僧
Ⅱ-3283	自然斜面	坊僧 (3)	美馬市	美馬町		坊僧
Ⅱ-3284	自然斜面	下後谷	美馬市	美馬町		下後谷
Ⅱ-3285	自然斜面	夏弥喜	美馬市	美馬町		夏弥喜
Ⅱ-3286	自然斜面	夏蕨	美馬市	美馬町		夏蕨
Ⅱ-3287	自然斜面	吉水 (1)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3288	自然斜面	吉水 (2)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3289	自然斜面	吉水 (3)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3290	自然斜面	吉水 (4)	美馬市	美馬町		吉水
Ⅱ-3291	自然斜面	山嫁坂 (1)	美馬市	美馬町		山嫁坂
Ⅱ-3292	自然斜面	山嫁坂 (2)	美馬市	美馬町		山嫁坂
Ⅱ-3293	自然斜面	倉尾	美馬市	美馬町		倉尾
Ⅱ-3294	自然斜面	中山	美馬市	美馬町		中山
Ⅱ-3295	自然斜面	中尾 (1)	美馬市	美馬町		中尾
Ⅱ-3296	自然斜面	中尾 (2)	美馬市	美馬町		中尾
Ⅱ-3297	自然斜面	樽尾 (1)	美馬市	美馬町		樽尾
Ⅱ-3298	自然斜面	樽尾 (2)	美馬市	美馬町		樽尾
Ⅱ-3299	自然斜面	坊ヶ谷 (1)	美馬市	美馬町		坊ヶ谷
Ⅱ-3300	自然斜面	坊ヶ谷 (2)	美馬市	美馬町		坊ヶ谷
Ⅱ-3301	自然斜面	坊ヶ谷 (3)	美馬市	美馬町		坊ヶ谷
Ⅱ-3302	自然斜面	北東原	美馬市	美馬町		北東原
Ⅱ-3303	自然斜面	里西屋敷 (1)	美馬市	美馬町		里西屋敷
Ⅱ-3304	自然斜面	里西屋敷 (2)	美馬市	美馬町		里西屋敷
Ⅱ-3305	自然斜面	里西屋敷 (3)	美馬市	美馬町		里西屋敷
Ⅱ-3306	自然斜面	露口 (2)	美馬市	美馬町		露口
Ⅱ-2756	自然斜面	小島 (4)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2757	自然斜面	小島 (5)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2758	自然斜面	小島 (6)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2759	自然斜面	小島 (7)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2760	自然斜面	小島 (8)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2761	自然斜面	小島 (9)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2762	自然斜面	小島 (10)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2763	自然斜面	小島 (11)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2764	自然斜面	小島 (12)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2765	自然斜面	小島 (13)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2766	自然斜面	小島 (14)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2767	自然斜面	小島 (15)	美馬市	穴吹町	三島	小島

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2768	自然斜面	小島 (16)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2769	自然斜面	小島 (17)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2770	自然斜面	小島 (18)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2771	自然斜面	小島 (19)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2772	自然斜面	小島 (20)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2773	自然斜面	小島 (21)	美馬市	穴吹町	三島	小島
Ⅱ-2774	自然斜面	横野 (1)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2775	自然斜面	横野 (2)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2776	自然斜面	横野 (3)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2777	自然斜面	横野 (4)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2778	自然斜面	横野 (5)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2779	自然斜面	横野 (6)	美馬市	穴吹町	三島	横野
Ⅱ-2780	自然斜面	三谷 (12)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2781	自然斜面	三谷 (13)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2782	自然斜面	三谷 (14)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2783	自然斜面	三谷 (15)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2784	自然斜面	三谷 (16)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2785	自然斜面	三谷 (17)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2786	自然斜面	三谷 (18)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2787	自然斜面	三谷 (19)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2788	自然斜面	三谷 (20)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2789	自然斜面	三谷 (21)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2790	自然斜面	三谷 (22)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2791	自然斜面	三谷 (23)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2792	自然斜面	三谷 (24)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2793	自然斜面	三谷 (25)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2794	自然斜面	三谷 (26)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2795	自然斜面	三谷 (27)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2796	自然斜面	三谷 (28)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2797	自然斜面	三谷 (29)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2798	自然斜面	三谷 (30)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2799	自然斜面	三谷 (31)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2800	自然斜面	三谷 (32)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2801	自然斜面	三谷 (33)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2802	自然斜面	三谷 (34)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2803	自然斜面	三谷 (35)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2804	自然斜面	三谷 (36)	美馬市	穴吹町	三島	三谷
Ⅱ-2805	自然斜面	大重 (1)	美馬市	穴吹町	三島	大重
Ⅱ-2806	自然斜面	大重 (2)	美馬市	穴吹町	三島	大重
Ⅱ-2807	自然斜面	大重 (3)	美馬市	穴吹町	三島	大重

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2808	自然斜面	尾山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2809	自然斜面	尾山 (7)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2810	自然斜面	尾山 (8)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2811	自然斜面	尾山 (9)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2812	自然斜面	尾山 (10)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2813	自然斜面	尾山 (11)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2814	自然斜面	尾山 (12)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2815	自然斜面	尾山 (13)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2816	自然斜面	尾山 (14)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2817	自然斜面	尾山 (15)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2818	自然斜面	尾山 (16)	美馬市	穴吹町	口山	尾山
Ⅱ-2819	自然斜面	岡 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡
Ⅱ-2820	自然斜面	戎 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	戎
Ⅱ-2821	自然斜面	西成戸 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
Ⅱ-2822	自然斜面	西成戸 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	西成戸
Ⅱ-2823	自然斜面	東成戸 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2824	自然斜面	東成戸 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2825	自然斜面	東成戸 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2826	自然斜面	東成戸 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	東成戸
Ⅱ-2827	自然斜面	新開 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2828	自然斜面	新開 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2829	自然斜面	新開 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2830	自然斜面	新開 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2831	自然斜面	新開 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2832	自然斜面	新開 (6)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2833	自然斜面	新開 (7)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2834	自然斜面	新開 (8)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2835	自然斜面	新開 (9)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2836	自然斜面	新開 (10)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2837	自然斜面	新開 (12)	美馬市	穴吹町	穴吹	新開
Ⅱ-2838	自然斜面	田ノ浦	美馬市	穴吹町	穴吹	田ノ浦
Ⅱ-2839	自然斜面	井口 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
Ⅱ-2840	自然斜面	井口 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
Ⅱ-2841	自然斜面	井口 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	井口
Ⅱ-2842	自然斜面	岡の上 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	岡の上
Ⅱ-2843	自然斜面	遠所 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	遠所
Ⅱ-2844	自然斜面	仙田	美馬市	穴吹町	穴吹	仙田
Ⅱ-2845	自然斜面	川原田	美馬市	穴吹町	穴吹	川原田
Ⅱ-2846	自然斜面	藤野本	美馬市	穴吹町	穴吹	藤野本
Ⅱ-2847	自然斜面	平間 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2848	自然斜面	平間 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2849	自然斜面	平間 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2850	自然斜面	平間 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2851	自然斜面	平間 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	平間
Ⅱ-2852	自然斜面	池の奥 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
Ⅱ-2853	自然斜面	池の奥 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
Ⅱ-2854	自然斜面	池の奥 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	池の奥
Ⅱ-2855	自然斜面	奈良坂 (3)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2856	自然斜面	奈良坂 (4)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2857	自然斜面	奈良坂 (5)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2858	自然斜面	奈良坂 (6)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2859	自然斜面	奈良坂 (7)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2860	自然斜面	奈良坂 (8)	美馬市	穴吹町	穴吹	奈良坂
Ⅱ-2861	自然斜面	馬内 (2)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
Ⅱ-2862	自然斜面	馬内 (3)	美馬市	穴吹町	口山	馬内
Ⅱ-2863	自然斜面	平野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2864	自然斜面	平野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2865	自然斜面	平野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2866	自然斜面	平野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2867	自然斜面	平野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2868	自然斜面	平野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	平野
Ⅱ-2869	自然斜面	仕出原 (2)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2870	自然斜面	仕出原 (3)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2871	自然斜面	仕出原 (4)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2872	自然斜面	仕出原 (5)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2873	自然斜面	仕出原 (6)	美馬市	穴吹町	口山	仕出原
Ⅱ-2874	自然斜面	初草 (4)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2875	自然斜面	初草 (5)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2876	自然斜面	初草 (6)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2877	自然斜面	初草 (7)	美馬市	穴吹町	口山	初草
Ⅱ-2878	自然斜面	丸山 (2)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2879	自然斜面	丸山 (3)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2880	自然斜面	丸山 (4)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2881	自然斜面	丸山 (5)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2882	自然斜面	丸山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	丸山
Ⅱ-2883	自然斜面	中野 (2)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2884	自然斜面	中野 (3)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2885	自然斜面	中野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2886	自然斜面	中野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2887	自然斜面	中野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	中野

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2888	自然斜面	中野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2889	自然斜面	中野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2890	自然斜面	中野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2891	自然斜面	中野 (10)	美馬市	穴吹町	口山	中野
Ⅱ-2892	自然斜面	中野宮 (1)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2893	自然斜面	中野宮 (2)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2894	自然斜面	中野宮 (3)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2895	自然斜面	中野宮 (4)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2896	自然斜面	中野宮 (5)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2897	自然斜面	中野宮 (6)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2898	自然斜面	中野宮 (7)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2899	自然斜面	中野宮 (8)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2900	自然斜面	中野宮 (9)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2901	自然斜面	中野宮 (10)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2902	自然斜面	中野宮 (11)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2903	自然斜面	中野宮 (12)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2904	自然斜面	中野宮 (13)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2905	自然斜面	中野宮 (14)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2906	自然斜面	中野宮 (15)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2907	自然斜面	中野宮 (16)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2908	自然斜面	中野宮 (17)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2909	自然斜面	中野宮 (18)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2910	自然斜面	中野宮 (19)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2911	自然斜面	中野宮 (20)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2912	自然斜面	中野宮 (21)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2913	自然斜面	中野宮 (22)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2914	自然斜面	中野宮 (23)	美馬市	穴吹町	口山	中野宮
Ⅱ-2915	自然斜面	西山 (3)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2916	自然斜面	西山 (4)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2917	自然斜面	西山 (5)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2918	自然斜面	西山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2919	自然斜面	西山 (7)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2920	自然斜面	西山 (8)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2921	自然斜面	西山 (9)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2922	自然斜面	西山 (10)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2923	自然斜面	西山 (11)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2924	自然斜面	西山 (12)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2925	自然斜面	西山 (13)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2926	自然斜面	西山 (14)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2927	自然斜面	西山 (15)	美馬市	穴吹町	口山	西山

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2928	自然斜面	西山 (16)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2929	自然斜面	西山 (17)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2930	自然斜面	西山 (18)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2931	自然斜面	西山 (19)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2932	自然斜面	西山 (20)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2933	自然斜面	西山 (21)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2934	自然斜面	西山 (22)	美馬市	穴吹町	口山	西山
Ⅱ-2935	自然斜面	測名 (3)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2936	自然斜面	測名 (4)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2937	自然斜面	測名 (5)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2938	自然斜面	測名 (6)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2939	自然斜面	測名 (7)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2940	自然斜面	測名 (8)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2941	自然斜面	測名 (9)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2942	自然斜面	測名 (10)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2943	自然斜面	測名 (11)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2944	自然斜面	測名 (12)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2945	自然斜面	測名 (13)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2946	自然斜面	測名 (14)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2947	自然斜面	測名 (15)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2948	自然斜面	測名 (16)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2949	自然斜面	測名 (17)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2950	自然斜面	測名 (18)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2951	自然斜面	測名 (19)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2952	自然斜面	測名 (20)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2953	自然斜面	測名 (21)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2954	自然斜面	測名 (22)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2955	自然斜面	測名 (23)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2956	自然斜面	測名 (24)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2957	自然斜面	測名 (25)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2958	自然斜面	測名 (26)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2959	自然斜面	測名 (27)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2960	自然斜面	測名 (28)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2961	自然斜面	測名 (29)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2962	自然斜面	測名 (30)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2963	自然斜面	測名 (31)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2964	自然斜面	測名 (32)	美馬市	穴吹町	口山	測名
Ⅱ-2965	自然斜面	支納 (2)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2966	自然斜面	支納 (3)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2967	自然斜面	支納 (4)	美馬市	穴吹町	口山	支納

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2968	自然斜面	支納 (5)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2969	自然斜面	支納 (6)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2970	自然斜面	支納 (7)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2971	自然斜面	支納 (8)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2972	自然斜面	支納 (9)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2973	自然斜面	支納 (10)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2974	自然斜面	支納 (11)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2975	自然斜面	支納 (12)	美馬市	穴吹町	口山	支納
Ⅱ-2976	自然斜面	寺前 (1)	美馬市	穴吹町	穴吹	寺前
Ⅱ-2977	自然斜面	寺前 (2)	美馬市	穴吹町	穴吹	寺前
Ⅱ-2978	自然斜面	首野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2979	自然斜面	首野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2980	自然斜面	首野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2981	自然斜面	首野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2982	自然斜面	首野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2983	自然斜面	首野 (10)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2984	自然斜面	首野 (11)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2985	自然斜面	首野 (12)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2986	自然斜面	首野 (13)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2987	自然斜面	首野 (14)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2988	自然斜面	首野 (15)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2989	自然斜面	首野 (16)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2990	自然斜面	首野 (17)	美馬市	穴吹町	口山	首野
Ⅱ-2991	自然斜面	田方 (1)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2992	自然斜面	田方 (2)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2993	自然斜面	田方 (3)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2994	自然斜面	田方 (4)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2995	自然斜面	田方 (5)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2996	自然斜面	田方 (6)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2997	自然斜面	田方 (7)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2998	自然斜面	田方 (8)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-2999	自然斜面	田方 (9)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-3000	自然斜面	田方 (10)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-3001	自然斜面	田方 (11)	美馬市	穴吹町	口山	田方
Ⅱ-3002	自然斜面	梶山 (2)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3003	自然斜面	梶山 (3)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3004	自然斜面	梶山 (4)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3005	自然斜面	梶山 (5)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3006	自然斜面	梶山 (6)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3007	自然斜面	梶山 (7)	美馬市	穴吹町	口山	梶山

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3008	自然斜面	梶山 (8)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3009	自然斜面	梶山 (9)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3010	自然斜面	梶山 (10)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3011	自然斜面	梶山 (11)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3012	自然斜面	梶山 (12)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3013	自然斜面	梶山 (13)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3014	自然斜面	梶山 (14)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3015	自然斜面	梶山 (15)	美馬市	穴吹町	口山	梶山
Ⅱ-3016	自然斜面	調子野 (2)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3017	自然斜面	調子野 (3)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3018	自然斜面	調子野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3019	自然斜面	調子野 (5)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3020	自然斜面	調子野 (6)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3021	自然斜面	調子野 (7)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3022	自然斜面	調子野 (8)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3023	自然斜面	調子野 (9)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3024	自然斜面	調子野 (10)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3025	自然斜面	調子野 (11)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3026	自然斜面	調子野 (12)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3027	自然斜面	調子野 (13)	美馬市	穴吹町	口山	調子野
Ⅱ-3028	自然斜面	猿飼 (1)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3029	自然斜面	猿飼 (2)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3030	自然斜面	猿飼 (3)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3031	自然斜面	猿飼 (4)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3032	自然斜面	猿飼 (5)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3033	自然斜面	猿飼 (6)	美馬市	穴吹町	口山	猿飼
Ⅱ-3034	自然斜面	宮内 (3)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3035	自然斜面	宮内 (4)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3036	自然斜面	宮内 (5)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3037	自然斜面	宮内 (6)	美馬市	穴吹町	口山	宮内
Ⅱ-3038	自然斜面	古宮 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3039	自然斜面	知野 (3)	美馬市	穴吹町	口山	知野
Ⅱ-3040	自然斜面	知野 (4)	美馬市	穴吹町	口山	知野
Ⅱ-3041	自然斜面	新名	美馬市	穴吹町	古宮	新名
Ⅱ-3042	自然斜面	大内 (4)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3043	自然斜面	大内 (5)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3044	自然斜面	大内 (6)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3045	自然斜面	大内 (7)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3046	自然斜面	大内 (8)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3047	自然斜面	大内 (9)	美馬市	穴吹町	口山	大内

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3048	自然斜面	大内 (10)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3049	自然斜面	大内 (11)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3050	自然斜面	生子屋敷 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	生子屋敷
Ⅱ-3051	自然斜面	生子屋敷 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	生子屋敷
Ⅱ-3052	自然斜面	川瀬 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3053	自然斜面	川瀬 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3054	自然斜面	川瀬 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3055	自然斜面	川瀬 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	川瀬
Ⅱ-3056	自然斜面	大平 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3057	自然斜面	大内 (3)	美馬市	穴吹町	口山	大内
Ⅱ-3058	自然斜面	大平 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3059	自然斜面	大平 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3060	自然斜面	大平 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3061	自然斜面	大平 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3062	自然斜面	大平 (7)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3063	自然斜面	大平 (8)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3064	自然斜面	大平 (9)	美馬市	穴吹町	古宮	大平
Ⅱ-3065	自然斜面	半平 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3066	自然斜面	半平 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3067	自然斜面	半平 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3068	自然斜面	半平 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3069	自然斜面	半平 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3070	自然斜面	半平 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3071	自然斜面	半平 (7)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3072	自然斜面	半平 (8)	美馬市	穴吹町	古宮	半平
Ⅱ-3073	自然斜面	長尾 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3074	自然斜面	長尾 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3075	自然斜面	長尾 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3076	自然斜面	長尾 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3077	自然斜面	長尾 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3078	自然斜面	長尾 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3079	自然斜面	長尾 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3080	自然斜面	長尾 (7)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3081	自然斜面	長尾 (8)	美馬市	穴吹町	古宮	長尾
Ⅱ-3082	自然斜面	北又 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3083	自然斜面	北又 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3084	自然斜面	北又 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3085	自然斜面	北又 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3086	自然斜面	北又 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	北又
Ⅱ-3087	自然斜面	北又 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	北又

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-3088	自然斜面	葛生 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3089	自然斜面	葛生 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3090	自然斜面	葛生 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3091	自然斜面	葛生 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3092	自然斜面	葛生 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	葛生
Ⅱ-3093	自然斜面	喜来 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	喜来
Ⅱ-3094	自然斜面	喜来 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	喜来
Ⅱ-3095	自然斜面	田野内 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
Ⅱ-3096	自然斜面	田野内 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
Ⅱ-3097	自然斜面	田野内 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	田野内
Ⅱ-3098	自然斜面	内田 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3099	自然斜面	内田 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3100	自然斜面	内田 (3)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3101	自然斜面	内田 (4)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3102	自然斜面	内田 (5)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3103	自然斜面	内田 (6)	美馬市	穴吹町	古宮	内田
Ⅱ-3104	自然斜面	平谷 (1)	美馬市	穴吹町	古宮	平谷
Ⅱ-3105	自然斜面	平谷 (2)	美馬市	穴吹町	古宮	平谷
Ⅱ-2543	自然斜面	葛尾 (1)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2544	自然斜面	葛尾 (2)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2545	自然斜面	葛尾 (3)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2546	自然斜面	葛尾 (4)	美馬市	木屋平村		葛尾
Ⅱ-2547	自然斜面	かごみ	美馬市	木屋平村		かごみ
Ⅱ-2548	自然斜面	けやきひら (1)	美馬市	木屋平村		けやきひら
Ⅱ-2549	自然斜面	けやきひら (2)	美馬市	木屋平村		けやきひら
Ⅱ-2550	自然斜面	檜原 (4)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2551	自然斜面	檜原 (5)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2552	自然斜面	檜原 (6)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2553	自然斜面	檜原 (7)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2554	自然斜面	檜原 (8)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2555	自然斜面	檜原 (9)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2556	自然斜面	檜原 (10)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2557	自然斜面	檜原 (11)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2558	自然斜面	檜原 (12)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2559	自然斜面	檜原 (13)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2560	自然斜面	檜原 (14)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2561	自然斜面	檜原 (15)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2562	自然斜面	檜原 (16)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2563	自然斜面	檜原 (17)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2564	自然斜面	檜原 (18)	美馬市	木屋平村		檜原

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2565	自然斜面	檜原 (19)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2566	自然斜面	檜原 (20)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2567	自然斜面	檜原 (21)	美馬市	木屋平村		檜原
Ⅱ-2568	自然斜面	向檜原 (1)	美馬市	木屋平村		向檜原
Ⅱ-2569	自然斜面	向檜原 (2)	美馬市	木屋平村		向檜原
Ⅱ-2570	自然斜面	桑柄	美馬市	木屋平村		桑柄
Ⅱ-2571	自然斜面	杖谷 (1)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2572	自然斜面	杖谷 (2)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2573	自然斜面	杖谷 (3)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2574	自然斜面	杖谷 (4)	美馬市	木屋平村		杖谷
Ⅱ-2575	自然斜面	尾山 (1)	美馬市	木屋平村		尾山
Ⅱ-2576	自然斜面	尾山 (2)	美馬市	木屋平村		尾山
Ⅱ-2577	自然斜面	市初 (2)	美馬市	木屋平村		市初
Ⅱ-2578	自然斜面	菅蔵 (1)	美馬市	木屋平村		菅蔵
Ⅱ-2579	自然斜面	菅蔵 (2)	美馬市	木屋平村		菅蔵
Ⅱ-2580	自然斜面	二戸 (1)	美馬市	木屋平村		二戸
Ⅱ-2581	自然斜面	二戸 (2)	美馬市	木屋平村		二戸
Ⅱ-2582	自然斜面	二戸 (3)	美馬市	木屋平村		二戸
Ⅱ-2583	自然斜面	びやがいち	美馬市	木屋平村		びやがいち
Ⅱ-2584	自然斜面	貢 (1)	美馬市	木屋平村		貢
Ⅱ-2585	自然斜面	貢 (2)	美馬市	木屋平村		貢
Ⅱ-2586	自然斜面	今丸 (2)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2587	自然斜面	今丸 (3)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2588	自然斜面	今丸 (4)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2589	自然斜面	今丸 (5)	美馬市	木屋平村		今丸
Ⅱ-2590	自然斜面	三ツ木 (4)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2591	自然斜面	三ツ木 (5)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2592	自然斜面	三ツ木 (6)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2593	自然斜面	三ツ木 (7)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2594	自然斜面	三ツ木 (8)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2595	自然斜面	三ツ木 (9)	美馬市	木屋平村		三ツ木
Ⅱ-2596	自然斜面	小日浦 (1)	美馬市	木屋平村		小日浦
Ⅱ-2597	自然斜面	小日浦 (2)	美馬市	木屋平村		小日浦
Ⅱ-2598	自然斜面	小日浦 (3)	美馬市	木屋平村		小日浦
Ⅱ-2599	自然斜面	南張 (2)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2600	自然斜面	南張 (3)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2601	自然斜面	南張 (4)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2602	自然斜面	南張 (5)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2603	自然斜面	南張 (6)	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2604	自然斜面	南張 (7)	美馬市	木屋平村		南張

（急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ）

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2605	自然斜面	南張（8）	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2606	自然斜面	南張（9）	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2607	自然斜面	南張（10）	美馬市	木屋平村		南張
Ⅱ-2608	自然斜面	大北（2）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2609	自然斜面	大北（3）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2610	自然斜面	大北（4）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2611	自然斜面	大北（5）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2612	自然斜面	大北（6）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2613	自然斜面	大北（7）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2614	自然斜面	大北（8）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2615	自然斜面	大北（9）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2616	自然斜面	大北（10）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2617	自然斜面	大北（11）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2618	自然斜面	大北（12）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2619	自然斜面	大北（13）	美馬市	木屋平村		大北
Ⅱ-2620	自然斜面	川井（6）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2621	自然斜面	川井（7）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2622	自然斜面	川井（8）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2623	自然斜面	川井（9）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2624	自然斜面	川井（10）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2625	自然斜面	川井（11）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2626	自然斜面	川井（12）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2627	自然斜面	川井（13）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2628	自然斜面	川井（14）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2629	自然斜面	川井（15）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2630	自然斜面	川井（16）	美馬市	木屋平村		川井
Ⅱ-2631	自然斜面	麻衣（1）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2632	自然斜面	麻衣（2）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2633	自然斜面	麻衣（3）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2634	自然斜面	麻衣（4）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2635	自然斜面	麻衣（5）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2636	自然斜面	麻衣（6）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2637	自然斜面	麻衣（7）	美馬市	木屋平村		麻衣
Ⅱ-2638	自然斜面	櫟の木（2）	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2639	自然斜面	櫟の木（3）	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2640	自然斜面	櫟の木（4）	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2641	自然斜面	櫟の木（5）	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2642	自然斜面	櫟の木（6）	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2643	自然斜面	櫟の木（7）	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2644	自然斜面	櫟の木（8）	美馬市	木屋平村		櫟の木

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2645	自然斜面	櫟の木 (9)	美馬市	木屋平村		櫟の木
Ⅱ-2646	自然斜面	下名 (2)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2647	自然斜面	下名 (3)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2648	自然斜面	下名 (4)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2649	自然斜面	下名 (5)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2650	自然斜面	下名 (6)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2651	自然斜面	下名 (7)	美馬市	木屋平村		下名
Ⅱ-2652	自然斜面	竹尾 (1)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2653	自然斜面	竹尾 (2)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2654	自然斜面	竹尾 (3)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2655	自然斜面	竹尾 (4)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2656	自然斜面	竹尾 (5)	美馬市	木屋平村		竹尾
Ⅱ-2657	自然斜面	八幡 (1)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2658	自然斜面	八幡 (2)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2659	自然斜面	八幡 (3)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2660	自然斜面	八幡 (4)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2661	自然斜面	八幡 (5)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2662	自然斜面	八幡 (6)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2663	自然斜面	八幡 (7)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2664	自然斜面	八幡 (8)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2665	自然斜面	八幡 (9)	美馬市	木屋平村		八幡
Ⅱ-2666	自然斜面	弓道 (3)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2667	自然斜面	弓道 (4)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2668	自然斜面	弓道 (5)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2669	自然斜面	弓道 (6)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2670	自然斜面	弓道 (7)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2671	自然斜面	弓道 (8)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2672	自然斜面	弓道 (9)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2673	自然斜面	弓道 (10)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2674	自然斜面	弓道 (11)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2675	自然斜面	弓道 (12)	美馬市	木屋平村		弓道
Ⅱ-2676	自然斜面	森遠 (4)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2677	自然斜面	森遠 (5)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2678	自然斜面	森遠 (6)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2679	自然斜面	森遠 (7)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2680	自然斜面	森遠 (8)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2681	自然斜面	森遠 (9)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2682	自然斜面	森遠 (10)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2683	自然斜面	森遠 (11)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2684	自然斜面	森遠 (12)	美馬市	木屋平村		森遠

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2685	自然斜面	森遠 (13)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2686	自然斜面	森遠 (14)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2687	自然斜面	森遠 (15)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2688	自然斜面	森遠 (16)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2689	自然斜面	森遠 (17)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2690	自然斜面	森遠 (18)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2691	自然斜面	森遠 (19)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2692	自然斜面	森遠 (20)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2693	自然斜面	森遠 (21)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2694	自然斜面	森遠 (22)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2695	自然斜面	森遠 (23)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2696	自然斜面	森遠 (24)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2697	自然斜面	森遠 (25)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2698	自然斜面	森遠 (26)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2699	自然斜面	森遠 (27)	美馬市	木屋平村		森遠
Ⅱ-2700	自然斜面	谷口 (4)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2701	自然斜面	谷口 (5)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2702	自然斜面	谷口 (6)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2703	自然斜面	谷口 (7)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2704	自然斜面	谷口 (8)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2705	自然斜面	谷口 (9)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2706	自然斜面	谷口 (10)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2707	自然斜面	谷口 (11)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2708	自然斜面	谷口 (12)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2709	自然斜面	谷口 (13)	美馬市	木屋平村		谷口
Ⅱ-2710	自然斜面	谷口カケ (1)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2711	自然斜面	谷口カケ (2)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2712	自然斜面	谷口カケ (3)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2713	自然斜面	谷口カケ (4)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2714	自然斜面	谷口カケ (5)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2715	自然斜面	谷口カケ (6)	美馬市	木屋平村		谷口カケ
Ⅱ-2716	自然斜面	太合 (5)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2717	自然斜面	太合 (6)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2718	自然斜面	太合 (7)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2719	自然斜面	太合 (8)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2720	自然斜面	太合 (9)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2721	自然斜面	太合 (10)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2722	自然斜面	太合 (11)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2723	自然斜面	太合 (12)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2724	自然斜面	太合 (13)	美馬市	木屋平村		太合

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ)

平成26年1月1日現在

箇所番号	斜面区分	箇所名	位置			
			市町村	旧市町村	町・字	小字
Ⅱ-2725	自然斜面	太合 (14)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2726	自然斜面	太合 (15)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2727	自然斜面	太合 (16)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2728	自然斜面	太合 (17)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2729	自然斜面	太合 (18)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2730	自然斜面	太合 (19)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2731	自然斜面	太合 (20)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2732	自然斜面	太合 (21)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2733	自然斜面	太合 (22)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2734	自然斜面	太合 (23)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2735	自然斜面	太合 (24)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2736	自然斜面	太合 (25)	美馬市	木屋平村		太合
Ⅱ-2737	自然斜面	太合カケ (1)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2738	自然斜面	太合カケ (2)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2739	自然斜面	太合カケ (3)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2740	自然斜面	太合カケ (4)	美馬市	木屋平村		太合カケ
Ⅱ-2741	自然斜面	川上 (5)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2742	自然斜面	川上 (6)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2743	自然斜面	川上 (7)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2744	自然斜面	川上 (8)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2745	自然斜面	川上 (9)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2746	自然斜面	川上 (10)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2747	自然斜面	川上 (11)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2748	自然斜面	川上 (12)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2749	自然斜面	川上 (13)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2750	自然斜面	川上 (14)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2751	自然斜面	川上 (15)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2752	自然斜面	川上 (16)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2753	自然斜面	川上 (17)	美馬市	木屋平村		川上
Ⅱ-2754	自然斜面	川上カケ (1)	美馬市	木屋平村		川上カケ
Ⅱ-2755	自然斜面	川上カケ (2)	美馬市	木屋平村		川上カケ

10 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流Ⅰ）一覧表

（土石流危険渓流Ⅰ）

平成26年1月1日現在

渓流番号	渓流名			所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	渓流長 km	流域面積km ²
脇町-Ⅰ-1	吉野川	野村谷川	(平帽子1号谷)	美馬市	脇町	平帽子	0.17	0.11
脇町-Ⅰ-2	吉野川	野村谷川	(平帽子2号谷)	美馬市	脇町	平帽子	0.29	0.19
脇町-Ⅰ-3	吉野川	井口谷川	柳谷	美馬市	脇町	井口	0.13	0.04
脇町-Ⅰ-4	吉野川	清谷川	清谷	美馬市	脇町	上の原	0.82	0.08
脇町-Ⅰ-5	吉野川	清谷川	(清水谷)	美馬市	脇町	上の原	1.25	0.60
脇町-Ⅰ-6	吉野川	清谷川	馬木谷	美馬市	脇町	上の原	1.35	0.62
脇町-Ⅰ-7	吉野川	清谷川	(上原小谷)	美馬市	脇町	上の原	0.19	0.02
脇町-Ⅰ-8	吉野川	馬木谷川	(滝下3号谷)	美馬市	脇町	上の原	0.43	0.10
脇町-Ⅰ-9	吉野川	城の谷川	城の谷	美馬市	脇町	脇町	0.27	0.06
脇町-Ⅰ-10	吉野川	城の谷川	城の谷	美馬市	脇町	脇町	0.88	0.39
脇町-Ⅰ-11	吉野川	山根谷川	小麦谷	美馬市	脇町	脇町	0.51	0.09
脇町-Ⅰ-12	吉野川	大谷川	小麦谷	美馬市	脇町	脇町	1.26	0.34
脇町-Ⅰ-13	吉野川	大谷川	上境谷	美馬市	脇町	中段	0.32	0.11
脇町-Ⅰ-14	吉野川	大谷川	大谷	美馬市	脇町	西大谷	0.82	1.96
脇町-Ⅰ-15	吉野川	日野谷川	日野谷	美馬市	脇町	猪尻	0.49	0.09
脇町-Ⅰ-16	吉野川	日野谷川	日野谷	美馬市	脇町	猪尻	0.35	0.07
脇町-Ⅰ-17	吉野川	土井谷川	土井谷	美馬市	脇町	拝原	0.43	0.07
脇町-Ⅰ-18	吉野川	曾江谷川	(土井小谷)	美馬市	脇町	拝原	0.17	0.04
脇町-Ⅰ-19	吉野川	曾江谷川	池の谷	美馬市	脇町	曾江名	0.11	0.11
脇町-Ⅰ-20	吉野川	曾江谷川	大塩谷	美馬市	脇町	曾江名	0.24	0.17
脇町-Ⅰ-21	吉野川	曾江谷川	大塩谷	美馬市	脇町	曾江名	0.12	0.05
脇町-Ⅰ-22	吉野川	曾江谷川	(大塩小谷)	美馬市	脇町	曾江名	0.12	0.04
脇町-Ⅰ-23	吉野川	曾江谷川	山彦谷	美馬市	脇町	曾江名	0.80	0.25
脇町-Ⅰ-24	吉野川	曾江谷川	吉竹谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.12	0.21
脇町-Ⅰ-25	吉野川	曾江谷川	五大谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.60	0.34
脇町-Ⅰ-26	吉野川	曾江谷川	西赤谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.07	0.05
脇町-Ⅰ-27	吉野川	曾江谷川	広棚谷	美馬市	脇町	西赤谷	1.29	1.44
脇町-Ⅰ-28	吉野川	曾江谷川	下夏子谷	美馬市	脇町	西俣名	1.23	0.61
脇町-Ⅰ-29	吉野川	曾江谷川	夏子谷	美馬市	脇町	西俣名	0.30	0.22
脇町-Ⅰ-30	吉野川	曾江谷川	(向晴谷)	美馬市	脇町	東俣谷	0.14	0.02
脇町-Ⅰ-31	吉野川	曾江谷川	坂の谷	美馬市	脇町	東俣谷	0.27	0.07
脇町-Ⅰ-32	吉野川	東俣谷川	阿瀬比谷	美馬市	脇町	東赤谷名	0.49	0.30
脇町-Ⅰ-33	吉野川	東俣谷川	阿瀬比谷	美馬市	脇町	東赤谷名	0.77	0.86
脇町-Ⅰ-34	吉野川	東俣谷川	裏の谷	美馬市	脇町	東俣名	0.14	0.09
脇町-Ⅰ-35	吉野川	東俣谷川	上谷	美馬市	脇町	東俣名	0.73	0.15
脇町-Ⅰ-36	吉野川	東俣谷川	(中川原谷)	美馬市	脇町	東俣谷	0.08	0.07
脇町-Ⅰ-37	吉野川	野村谷川	(黒北小谷)	美馬市	脇町	東赤谷名	0.14	0.05
脇町-Ⅰ-38	吉野川	曾江谷川	(上曾江谷)	美馬市	脇町	西赤谷	0.65	0.23
脇町-Ⅰ-39	吉野川	曾江谷川	宇多谷	美馬市	脇町	西赤谷	2.19	1.51
美馬-Ⅰ-1	吉野川	黒谷川	黒谷	美馬市	美馬町	中西	0.53	0.21
美馬-Ⅰ-2	吉野川	露の谷川	露の谷	美馬市	美馬町	中西	0.66	0.14
美馬-Ⅰ-3	吉野川	露の谷川	露の谷	美馬市	美馬町	中西	0.41	0.39
美馬-Ⅰ-4	吉野川	中野谷川	露の谷	美馬市	美馬町	露口	0.34	0.15
美馬-Ⅰ-6	吉野川	中野谷川	手水谷	美馬市	美馬町	山嫁坂	0.66	0.12
美馬-Ⅰ-7	吉野川	鍋倉谷川	猿ヶ谷	美馬市	美馬町	北東原	0.71	0.39
美馬-Ⅰ-8	吉野川	鍋倉谷川	井出谷	美馬市	美馬町	狙坂	0.82	0.34

(土石流危険溪流Ⅰ)

平成26年1月1日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²	
美馬-I-10	吉野川	鍋倉谷川	(藤宇谷)	美馬市	美馬町		北東原	0.60	0.37
美馬-I-11	吉野川	姥ヶ谷川	姥ヶ谷	美馬市	美馬町		滝ノ宮	0.35	0.02
美馬-I-12	吉野川	姥ヶ谷川	條谷	美馬市	美馬町		土ヶ久保	0.35	0.06
美馬-I-13	吉野川	姥ヶ谷川	姥ヶ谷川	美馬市	美馬町		土ヶ久保	0.74	0.16
美馬-I-14	吉野川	枳殻谷川	姥ヶ谷川	美馬市	美馬町		北土ヶ久保	0.48	0.07
美馬-I-15	吉野川	枳殻谷川	棋殻谷川	美馬市	美馬町		宗重	0.72	0.22
美馬-I-16	吉野川	玉振谷川	玉振谷川	美馬市	美馬町		宗重	1.41	0.52
美馬-I-17	吉野川	吉田谷川	吉田谷川	美馬市	美馬町		坊僧	0.91	0.13
美馬-I-18	吉野川	野村谷川	入倉谷	美馬市	美馬町		入倉	3.35	4.56
美馬-I-19	吉野川	野村谷川	上入倉谷	美馬市	美馬町		清田	0.44	0.09
2	吉野川	吉野川	寺尾谷川	美馬市	穴吹町		小島	0.35	0.13
3	吉野川	吉野川	不定谷川	美馬市	穴吹町		小島	1.42	0.39
4	吉野川	吉野川	一の谷川	美馬市	穴吹町		小島	1.12	0.61
5	吉野川	吉野川	中村谷川	美馬市	穴吹町		小島	0.63	0.27
6	吉野川	吉野川	石神谷川	美馬市	穴吹町		小島	1.42	0.74
7	吉野川	吉野川	阿弥陀堂谷川	美馬市	穴吹町		小島	1.57	0.45
8	吉野川	吉野川	東分谷川	美馬市	穴吹町		小島	1.37	1.14
9	吉野川	吉野川	神田谷川	美馬市	穴吹町		三島	0.68	0.24
10	吉野川	吉野川	神田谷川	美馬市	穴吹町		三島	0.93	0.43
11	吉野川	妙連川	(三島1号谷)	美馬市	穴吹町		三谷	0.34	0.10
12	吉野川	妙連川	(三島2号谷)	美馬市	穴吹町		三谷	0.91	0.26
13	吉野川	妙連川	楠谷川	美馬市	穴吹町		三谷	0.44	0.14
15	吉野川	妙連川	(三島3号谷)	美馬市	穴吹町		三谷	0.79	0.30
16	吉野川	妙連川	三谷川	美馬市	穴吹町		三谷	2.04	1.18
18	吉野川	吉野川	柳田谷川	美馬市	穴吹町		穴吹	0.39	0.13
19	吉野川	吉野川	岡の谷川	美馬市	穴吹町		穴吹	0.43	0.09
20	吉野川	穴吹川	(穴吹谷)	美馬市	穴吹町		穴吹	0.14	0.04
21	吉野川	穴吹川	田呂の谷	美馬市	穴吹町		穴吹	0.18	0.05
22	吉野川	穴吹川	大平谷	美馬市	穴吹町		盤若	0.16	0.03
23	吉野川	穴吹川	小屋谷	美馬市	穴吹町		穴吹	1.56	0.53
25	吉野川	穴吹川	初草谷	美馬市	穴吹町		初草	0.87	0.49
27	吉野川	穴吹川	(西谷)	美馬市	穴吹町		西谷	2.06	0.49
28	吉野川	穴吹川	(瀧名谷)	美馬市	穴吹町		西谷	7.89	2.20
29	吉野川	穴吹川	(瀧名1号支谷)	美馬市	穴吹町		口山	0.55	0.50
30	吉野川	穴吹川	(瀧名2号支谷)	美馬市	穴吹町		瀧名	1.33	0.51
37	吉野川	穴吹川	アセヨウチ谷	美馬市	穴吹町		梶谷	0.33	0.05
38	吉野川	穴吹川	ドウノオク谷	美馬市	穴吹町		梶谷	0.36	0.08
43	吉野川	穴吹川	(宮内谷)	美馬市	穴吹町		宮内	0.38	0.06
49	吉野川	穴吹川	田方谷川	美馬市	穴吹町		田方	0.20	0.02

（土石流危険溪流Ⅰ）

平成26年1月1日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²
51	吉野川	穴吹川	(知野2号谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.09	0.01
52	吉野川	穴吹川	(知野1号谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.04	0.01
53	吉野川	穴吹川	(仕出原4号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	0.10	0.02
54	吉野川	穴吹川	(仕出原3号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	0.33	0.07
56	吉野川	穴吹川	西の谷川	美馬市	穴吹町	魚帰	3.95	1.58
57	吉野川	穴吹川	(龍王谷)	美馬市	穴吹町	美少田	1.24	0.19
58	吉野川	穴吹川	(寺前谷)	美馬市	穴吹町	寺前	0.15	0.03
59	吉野川	穴吹川	市場谷	美馬市	穴吹町	市場	4.80	3.22
60	吉野川	穴吹川	岡の谷	美馬市	穴吹町	田ノ上	0.62	0.13
62	吉野川	穴吹川	(市ノ下2号谷)	美馬市	穴吹町	市ノ下	0.28	0.03
64	吉野川	吉野川	(上成戸谷)	美馬市	穴吹町	西成戸	0.42	0.12
65	吉野川	吉野川	西成戸谷	美馬市	穴吹町	成戸	0.77	0.22
66	吉野川	吉野川	(東成戸谷)	美馬市	穴吹町	西成戸	0.46	0.15
67	吉野川	穴吹川	(奈良坂谷)	美馬市	穴吹町	奈良坂	0.16	0.04
106	吉野川	穴吹川	(瀬津原谷)	美馬市	木屋平村	瀬津原	0.46	0.08
107	吉野川	穴吹川	(森遠下谷)	美馬市	木屋平村	瀬津原	0.14	0.04
109	吉野川	穴吹川	(谷口下谷)	美馬市	木屋平村	谷口	1.84	0.65
110	吉野川	穴吹川	(龍光寺谷)	美馬市	木屋平村	谷口	0.11	0.04
111	吉野川	穴吹川	(谷口局前谷)	美馬市	木屋平村	谷口	1.26	0.46
112	吉野川	穴吹川	(谷口上谷)	美馬市	木屋平村	谷口	0.20	0.06
116	吉野川	太合谷川	(太合2号支谷)	美馬市	木屋平村	太合	0.29	0.09
118	吉野川	穴吹川	(川上上谷)	美馬市	木屋平村	川上カゲ	0.42	0.12
120	吉野川	穴吹川	(川上神社谷)	美馬市	木屋平村	川上	0.70	0.26
122	吉野川	穴吹川	上屋敷谷	美馬市	木屋平村	川上	0.62	0.32
125	吉野川	穴吹川	(川上奥谷)	美馬市	木屋平村	川上	0.34	0.17
131	吉野川	穴吹川	川井谷	美馬市	木屋平村	川井	4.93	1.70
合計				113 箇所				

1.1 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流Ⅱ）一覧表

（土石流危険溪流Ⅱ）

平成26年1月1日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²
脇町-Ⅱ-1	吉野川	野村谷川	(津山谷)	美馬市	脇町	小星	1.49	0.73
脇町-Ⅱ-2	吉野川	井口谷川	(梨子木谷)	美馬市	脇町	梨子木	1.74	2.19
脇町-Ⅱ-3	吉野川	井口谷川	井口谷	美馬市	脇町	暮畑	0.86	1.23
脇町-Ⅱ-4	吉野川	清水谷川	(清水支谷)	美馬市	脇町	井口	0.53	0.07
脇町-Ⅱ-5	吉野川	馬木谷川	(滝下1号谷)	美馬市	脇町	上の原	0.24	0.03
脇町-Ⅱ-6	吉野川	馬木谷川	(滝下2号谷)	美馬市	脇町	上の原	0.28	0.07
脇町-Ⅱ-7	吉野川	新町谷川	(新町谷)	美馬市	脇町	新山	1.96	2.22
脇町-Ⅱ-8	吉野川	城の谷川	(城の谷支川)	美馬市	脇町	脇町	0.06	0.03
脇町-Ⅱ-9	吉野川	山根谷川	(山根支谷)	美馬市	脇町	脇町	0.14	0.05
脇町-Ⅱ-10	吉野川	大谷川	(段谷)	美馬市	脇町	段	0.09	0.06
脇町-Ⅱ-11	吉野川	大谷川	(薬師堂谷)	美馬市	脇町	西大谷	0.19	0.05
脇町-Ⅱ-12	吉野川	大谷川	柴床谷	美馬市	脇町	古作	0.11	0.03
脇町-Ⅱ-13	吉野川	曾江谷川	(北庄小谷)	美馬市	脇町	曾江名	0.12	0.01
脇町-Ⅱ-14	吉野川	曾江谷川	(西赤谷下谷)	美馬市	脇町	西赤谷	0.54	0.48
脇町-Ⅱ-15	吉野川	曾江谷川	(土居の池北谷)	美馬市	脇町	西俣名	0.25	0.15
脇町-Ⅱ-16	吉野川	曾江谷川	(葛城神社向谷)	美馬市	脇町	西俣名	0.25	0.07
脇町-Ⅱ-17	吉野川	曾江谷川	(平間谷)	美馬市	脇町	西俣名	0.14	0.03
脇町-Ⅱ-18	吉野川	曾江谷川	(俣名小谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.66	0.18
脇町-Ⅱ-19	吉野川	曾江谷川	(一本杉谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.14	0.05
脇町-Ⅱ-20	吉野川	曾江谷川	(清水谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.23	0.21
脇町-Ⅱ-21	吉野川	曾江谷川	(上清水谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.70	0.13
脇町-Ⅱ-22	吉野川	曾江谷川	(奥曾江1号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.53	0.11
脇町-Ⅱ-23	吉野川	曾江谷川	(奥曾江2号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.48	0.06
脇町-Ⅱ-24	吉野川	曾江谷川	(清水上橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.43	0.06
脇町-Ⅱ-25	吉野川	曾江谷川	(奥曾江3号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.34	0.05
脇町-Ⅱ-26	吉野川	曾江谷川	(清光橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	2.20	1.14
脇町-Ⅱ-27	吉野川	曾江谷川	(清水橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.10	0.01
脇町-Ⅱ-28	吉野川	東俣谷川	阿瀬比谷	美馬市	脇町	西赤谷	0.20	0.04
脇町-Ⅱ-29	吉野川	東俣谷川	(阿瀬比中谷)	美馬市	脇町	東赤谷名	0.03	0.01
脇町-Ⅱ-30	吉野川	東俣谷川	(阿瀬比上谷)	美馬市	脇町	東赤谷名	0.26	0.07
脇町-Ⅱ-31	吉野川	東俣谷川	花瀬谷	美馬市	脇町	東俣名	1.72	1.80
脇町-Ⅱ-32	吉野川	東俣谷川	(古屋敷1号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.41	0.10
脇町-Ⅱ-33	吉野川	東俣谷川	(古屋敷2号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.28	0.14
脇町-Ⅱ-34	吉野川	東俣谷川	(幽剣橋谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.33	0.17
脇町-Ⅱ-35	吉野川	東俣谷川	(白樫橋上谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.46	0.18
脇町-Ⅱ-36	吉野川	東俣谷川	(奥東俣3号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.19	0.02
脇町-Ⅱ-37	吉野川	東俣谷川	(奥東俣1号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.13	0.01
脇町-Ⅱ-38	吉野川	東俣谷川	(奥東俣2号谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.69	0.15
脇町-Ⅱ-39	吉野川	東俣谷川	(白樫橋下谷)	美馬市	脇町	東俣名	1.55	0.73
脇町-Ⅱ-40	吉野川	東俣谷川	(御所神社谷)	美馬市	脇町	東俣名	0.72	0.16
脇町-Ⅱ-41	吉野川	曾江谷川	(下曾江谷)	美馬市	脇町	西赤谷	0.22	0.03
美馬-Ⅱ-1	吉野川	船屋谷川	船屋谷川	美馬市	美馬町	中上	0.41	0.13
美馬-Ⅱ-2	吉野川	鍋倉谷川	(荒川谷)	美馬市	美馬町	前坂	0.13	0.02
美馬-Ⅱ-3	吉野川	猿ヶ谷川	嫁坂谷川	美馬市	美馬町	北東原	0.21	0.04
美馬-Ⅱ-4	吉野川	猿ヶ谷川	西猿ヶ谷	美馬市	美馬町	北東原	0.50	0.05
美馬-Ⅱ-5	吉野川	猿ヶ谷川	(北東原谷)	美馬市	美馬町	北東原	0.22	0.03

（土石流危険溪流Ⅱ）

平成26年1月1日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²
美馬-Ⅱ-6	吉野川	鍋倉谷川	(井ノ神谷)	美馬市	美馬町	井ノ神	0.15	0.04
美馬-Ⅱ-7	吉野川	鍋倉谷川	(下白地谷)	美馬市	美馬町	下白地	0.27	0.20
美馬-Ⅱ-8	吉野川	鍋倉谷川	(押上谷)	美馬市	美馬町	押上	0.27	0.10
美馬-Ⅱ-9	吉野川	鍋倉谷川	(茅原谷)	美馬市	美馬町	茅原	0.11	0.22
美馬-Ⅱ-10	吉野川	鍋倉谷川	(立見山谷)	美馬市	美馬町	立見山	0.15	0.06
美馬-Ⅱ-11	吉野川	轟谷川	轟谷	美馬市	美馬町	轟	0.91	0.46
美馬-Ⅱ-12	吉野川	西谷川	西の谷	美馬市	美馬町	岡	0.13	0.02
美馬-Ⅱ-13	吉野川	西谷川	西野谷	美馬市	美馬町	薬師	0.15	0.06
美馬-Ⅱ-14	吉野川	野村谷川	(坊僧谷)	美馬市	美馬町	蕨草	0.29	0.06
美馬-Ⅱ-15	吉野川	野村谷川	金山谷	美馬市	美馬町	切久保	1.40	0.45
美馬-Ⅱ-16	吉野川	鍋倉谷川	(中岡谷)	美馬市	美馬町	野田ノ井	0.62	0.48
1	吉野川	吉野川	(本楽寺谷)	美馬市	穴吹町	小島	0.93	0.47
14	吉野川	妙連川	第一楠谷川	美馬市	穴吹町	三谷	0.49	0.15
17	吉野川	妙連川	尾山谷	美馬市	穴吹町	尾山	0.53	0.06
24	吉野川	穴吹川	(平野谷)	美馬市	穴吹町	平野・奈良坂	0.95	0.28
26	吉野川	穴吹川	(中野宮谷)	美馬市	穴吹町	中野宮	1.67	0.33
31	吉野川	穴吹川	(弓立谷)	美馬市	穴吹町	弓立	0.23	0.04
32	吉野川	穴吹川	(知野橋谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.30	0.12
33	吉野川	穴吹川	(調子野1号支谷)	美馬市	穴吹町	支納	1.17	0.21
34	吉野川	穴吹川	(調子野2号支谷)	美馬市	穴吹町	支納	0.57	0.13
35	吉野川	穴吹川	(調子野3号支谷)	美馬市	穴吹町	支納	0.25	0.06
36	吉野川	穴吹川	森下谷	美馬市	穴吹町	調子野	0.42	0.08
39	吉野川	穴吹川	(梶山3号谷)	美馬市	穴吹町	梶谷	0.52	0.12
40	吉野川	穴吹川	(梶山2号谷)	美馬市	穴吹町	梶谷	0.29	0.06
41	吉野川	穴吹川	黒谷川	美馬市	穴吹町	調子野	0.27	0.05
42	吉野川	穴吹川	(黒川谷)	美馬市	穴吹町	調子野	0.25	0.04
44	吉野川	穴吹川	伊加谷	美馬市	穴吹町	古宮	0.17	0.08
45	吉野川	穴吹川	(田野内1号谷)	美馬市	穴吹町	田野内	0.76	0.29
46	吉野川	穴吹川	(田野内2号谷)	美馬市	穴吹町	田野内	0.21	0.04
47	吉野川	穴吹川	山の瀬谷川	美馬市	穴吹町	小宮	0.51	0.15
48	吉野川	穴吹川	大佐古谷	美馬市	穴吹町	大佐古	2.25	0.98
50	吉野川	穴吹川	(知野3号谷)	美馬市	穴吹町	知野	0.10	0.01
55	吉野川	穴吹川	(仕出原1号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	0.62	0.06
61	吉野川	穴吹川	岡ノ上	美馬市	穴吹町	岡ノ上	0.25	0.02
63	吉野川	穴吹川	(市ノ下1号谷)	美馬市	穴吹町	市ノ下	1.18	0.33
68	吉野川	穴吹川	(梶山1号谷)	美馬市	穴吹町	梶山	0.69	0.14
73	吉野川	穴吹川	(円満寺谷)	美馬市	穴吹町	半平	1.31	0.39
74	吉野川	穴吹川	(仕出原2号谷)	美馬市	穴吹町	仕出原	2.84	0.76
101	吉野川	穴吹川	檜原谷	美馬市	木屋平村	檜原	6.27	4.24

(土石流危険溪流Ⅱ)

平成26年1月1日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²
102	吉野川	穴吹川	(尾山谷)	美馬市	木屋平村	檜原	0.51	0.40
103	吉野川	穴吹川	(南張谷)	美馬市	木屋平村	南張	1.60	1.40
104	吉野川	穴吹川	(櫟木谷)	美馬市	木屋平村	櫟木	0.18	0.15
105	吉野川	穴吹川	(下名谷)	美馬市	木屋平村	内川地	0.36	0.04
108	吉野川	穴吹川	大島谷	美馬市	木屋平村	森遠	0.22	0.28
114	吉野川	穴吹川	滝の宮谷	美馬市	木屋平村	谷口	3.13	0.93
115	吉野川	大合谷川	(太合1号支谷)	美馬市	木屋平村	寺内	0.44	0.11
117	吉野川	太合谷川	(太合3号支谷)	美馬市	木屋平村	太合	0.49	0.20
119	吉野川	穴吹川	(川上谷)	美馬市	木屋平村	川上	0.38	0.08
121	吉野川	穴吹川	上佐古谷	美馬市	木屋平村	川上	0.73	0.20
123	吉野川	穴吹川	西谷川	美馬市	木屋平村	川上	1.92	0.80
124	吉野川	穴吹川	茗荷谷	美馬市	木屋平村	川上	1.56	0.98
126	吉野川	穴吹川	(八幡4号谷)	美馬市	木屋平村	内宇天	0.11	0.01
127	吉野川	穴吹川	(八幡3号谷)	美馬市	木屋平村	八幡	0.45	0.10
128	吉野川	穴吹川	(八幡2号谷)	美馬市	木屋平村	有氏	0.28	0.04
129	吉野川	穴吹川	(八幡1号谷)	美馬市	木屋平村	有氏	0.04	0.02
130	吉野川	穴吹川	(川井上谷)	美馬市	木屋平村	川井	0.23	0.15
132	吉野川	穴吹川	(川井下谷)	美馬市	木屋平村	川井	0.15	0.04
133	吉野川	穴吹川	(小日浦谷)	美馬市	木屋平村	今丸	0.17	0.03
134	吉野川	二戸谷川	南二戸谷	美馬市	木屋平村	南二戸	4.06	2.05
135	吉野川	二戸谷川	境谷	美馬市	木屋平村	二戸	1.56	0.43
136	吉野川	穴吹川	(二戸2号支谷)	美馬市	木屋平村	二戸	0.18	0.03
137	吉野川	穴吹川	(二戸1号支谷)	美馬市	木屋平村	二戸	0.26	0.04
合計	110 箇所							

1.2 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流に準ずる溪流）一覧表

（土石流危険溪流に準ずる溪流）

平成26年1月1日現在

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要	
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²
脇町-Ⅲ-1	吉野川	野村谷川	(小星1号谷)	美馬市	脇町	小星		0.03
脇町-Ⅲ-2	吉野川	野村谷川	(小星2号谷)	美馬市	脇町	小星		0.02
脇町-Ⅲ-3	吉野川	井口谷川	(井口小谷)	美馬市	脇町	井口東		0.07
脇町-Ⅲ-4	吉野川	吉野川	(上ノ原1号谷)	美馬市	脇町	岩倉		0.05
脇町-Ⅲ-5	吉野川	吉野川	(上ノ原2号谷)	美馬市	脇町	岩倉		0.21
脇町-Ⅲ-6	吉野川	大谷川	(段名谷)	美馬市	脇町	左尾		0.21
脇町-Ⅲ-7	吉野川	大谷川	(段上小谷)	美馬市	脇町	白木		0.10
脇町-Ⅲ-8	吉野川	大谷川	(柴床小谷)	美馬市	脇町	古作		0.08
合計	8 箇所							

1.3 山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）一覧表

山地に起因する災害危険地一覧表 令和3年 4月 1日現在

番号	山腹崩壊危険地区 地区名	所 在 地			面積 (ha)
		郡 市	町 村	字	
1	苔尾	美馬市	脇町	字苔尾	12.00
2	栗野	〃	〃	字栗野	12.00
3	西ノ谷	〃	〃	字ハナオレ	12.00
4	中野	〃	〃	字舩バカ13	12.00
5	下中野 1	〃	〃	字カマガダケ	7.00
6	下中野 2	〃	〃	カマガダケ	8.00
7	中八	〃	〃	字於ノノ30-1	15.00
8	川熊	〃	〃	字川熊	4.00
9	芋穴	〃	〃	字芋穴	17.00
10	横倉上	〃	〃	字芋穴587	18.00
11	横倉中	〃	〃	字横倉579	13.00
12	横倉下	〃	〃	字横倉387	9.00
13	川原柴	〃	〃	字川原柴324	16.00
14	暮畑	〃	〃	字暮畑	2.00
15	井口東	〃	〃	字井口東137	11.00
16	安車尾	〃	〃	字井口東	7.00
17	池の奥	〃	〃	字フクノ29-3	14.00
18	西大谷	〃	〃	下大滝	1.00
19	下大滝	〃	〃	字下大滝	45.00
20	神田山	〃	〃	字神田山	22.00
21	中屋敷	〃	〃	字妙ノ手ノ21	13.00
22	東大谷	〃	〃	字井坪48	15.00
23	番匠屋	〃	〃	字番匠屋	36.00
24	小森下	〃	〃	字小森	22.00
25	小森	〃	〃	字中尾34	11.00
26	中尾	〃	〃	字中尾12	11.00
27	白木	〃	〃	字上白木	10.00
28	段	〃	〃	段	8.00
29	柴床	〃	〃	字柴床	14.00
30	段名	〃	〃	段名	1.00
31	城谷	〃	〃	字城山	10.00
32	国見丸	〃	〃	字新町	6.00
33	大工町	〃	〃	字大工町	14.00
34	佐尾原	〃	〃	字佐尾原	3.00
35	清水	〃	〃	字清水	14.00
36	相立	〃	〃	字相立	6.00
37	平間	〃	〃	字平間	6.00
38	夏子	〃	〃	字夏子	16.00
39	西俣名	〃	〃	字西俣名	7.00
40	広棚左岸	〃	〃	字西俣名	10.00
41	広棚右岸	〃	〃	字西俣名	5.00
42	広棚	〃	〃	西赤谷	4.00
43	出葉	〃	〃	字出葉	25.00
44	釜ノ池 1	〃	〃	釜ノ池	12.00
45	釜ノ池 2	〃	〃	字釜ノ池	12.00
46	御所野	〃	〃	字東俣名	20.00
47	古屋敷 1	〃	〃	東俣名	7.00
48	古屋敷 2	〃	〃	東俣名	5.00
49	古屋敷 3	〃	〃	字古屋敷	15.00
50	横野東	〃	〃	字横野東	10.00
51	横野	〃	〃	字東俣名	27.00
52	桐野	〃	〃	字桐野	11.00
53	東阿串左岸	美馬市	脇町	字東赤谷名	11.00
54	東阿串右岸	〃	〃	字東赤谷名	13.00
55	阿串左岸	〃	〃	字東赤谷名	10.00
56	阿串右岸	〃	〃	字東赤谷名	7.00
57	東赤谷名	〃	〃	字東赤谷名	11.00
58	吉竹	〃	〃	字吉竹	11.00
59	八久保	〃	〃	字八久保	9.00
60	曾江	〃	〃	字曾江名	8.00
61	拝原	〃	〃	字キタノヨウハラ	2.00
62	庄	〃	〃	字庄	1.00
63	西赤谷	〃	〃	西赤谷	5.00
64	上の原	〃	〃	東山	0.60
65	突落	美馬市	美馬町	字突落	3.00
66	八幡西	〃	〃	字八幡	4.00

山地に起因する災害危険地一覧表

令和3年 4月 1日現在

番号	山腹崩壊危険地区 地区名	所 在 地			面積 (ha)
		郡 市	町 村	字	
67	露口1	〃	〃	字露口	8.00
68	夏弥喜	〃	〃	字夏弥喜	7.00
69	露口2	〃	〃	字露口	8.00
70	露口3	〃	〃	字露口	7.00
71	中村	〃	〃	字芹佐古	33.00
72	立見山	〃	〃	字立見山	18.00
73	藤宇東1	〃	〃	字藤宇	12.00
74	藤宇東2	〃	〃	字藤宇	3.00
75	平野	〃	〃	字野田ノ井	34.00
76	野田ノ井	〃	〃	字ヤカガクホ	3.00
77	猿坂北	〃	〃	観音	6.00
78	猿坂	〃	〃	猿坂	13.00
79	長江三木尾東	〃	〃	字猿坂	2.00
80	梅ヶ久保1	〃	〃	字梅ヶ久保	11.00
81	梅ヶ久保2	〃	〃	字梅ヶ久保	9.00
82	土ヶ久保	〃	〃	字西段	7.00
83	西段	〃	〃	字西段	3.00
84	正部1	〃	〃	字正部	23.00
85	正部2	〃	〃	字正部	3.00
86	入倉	〃	〃	字入倉91-1	3.00
87	切久保1	〃	〃	字切久保	8.00
88	切久保2	〃	〃	字切久保	4.00
89	清田上1	〃	〃	字清田	9.00
90	清田上2	〃	〃	字清田	6.00
91	丈寄	〃	〃	字丈寄251	1.00
92	切久保3	〃	〃	字切久保	11.00
93	坊僧	〃	〃	字坊僧	9.00
94	岡	〃	〃	字岡	17.00
95	突出	〃	〃	下突出	2.00
96	岡2	〃	〃	岡	1.96
97	葛生1	美馬市	穴吹町	字葛生	4.00
98	葛生向	〃	〃	字葛生	24.00
99	葛生2	〃	〃	字葛生	17.00
100	藤原奥	〃	〃	字藤原	23.00
101	田野内	〃	〃	字田野内	16.00
102	北又奥上	〃	〃	北又	5.00
103	北又奥	〃	〃	字北又	17.00
104	北又中	〃	〃	字北又	13.00
105	北又	〃	〃	字北又	23.00
106	葛生3	〃	〃	字葛生	9.00
107	大佐古	〃	〃	字生子屋敷	13.00
108	生子屋敷西	〃	〃	字生子屋敷	12.00
109	高橋東	〃	〃	字生子屋敷	8.00
110	高橋	〃	〃	字高橋	16.00
111	古宮	〃	〃	字古宮	4.00
112	半平	〃	〃	字半平	14.00
113	伊加谷	〃	〃	字伊加谷	14.00
114	鍵掛下	〃	〃	字鍵掛	14.00
115	鍵掛上	〃	〃	字鍵掛	34.00
116	左手	〃	〃	字首野877	6.00
117	蔭四合地	〃	〃	字四合地108	7.00
118	四合地	〃	〃	字四合地	9.00
119	大内	〃	〃	字大内	35.00
120	田尾	美馬市	穴吹町	字大内	3.00
121	田方	〃	〃	字田方	59.00
122	知野	〃	〃	字知野	2.00
123	調子野1	〃	〃	字調子野	6.00
124	東クロカワ谷	〃	〃	字調子野	12.00
125	調子野2	〃	〃	調子野	14.00
126	宮内1	〃	〃	字宮内	6.00
127	カミサコ谷	〃	〃	字調子野	9.00
128	宮内2	〃	〃	字宮内	24.00
129	猿飼	〃	〃	字猿飼	4.00
130	西谷	〃	〃	字西谷	21.00
131	中野宮	〃	〃	字中野宮615	3.00
132	仕出原	〃	〃	字仕出原	9.00
133	馬内	〃	〃	馬内	1.00

山地に起因する災害危険地一覧表

令和3年 4月 1日現在

番号	山腹崩壊危険地区 地区名	所 在 地			面積 (ha)
		郡 市	町 村	字	
134	初草	〃	〃	字初草343	8.00
135	上谷 1	〃	〃	字山神東134	9.00
136	上谷 2	〃	〃	字上谷岡	3.00
137	岡	〃	〃	字岡	10.00
138	川原田	〃	〃	字西成戸	4.00
139	三島上	〃	〃	字三島	19.00
140	三島下	〃	〃	字三谷	10.00
141	宮城 1	〃	〃	字三谷520-2	10.00
142	宮城 2	〃	〃	字三谷1616-2	10.00
143	宮城 3	〃	〃	字三谷622	7.00
144	宮城 4	〃	〃	字三谷731	8.00
145	丸山	〃	〃	丸山	6.00
146	平間	〃	〃	平間	2.00
147	川上	美馬市	木屋平		6.00
148	谷口カケ	〃	〃	字谷口カケ	12.00
149	谷口	〃	〃	字太合61	10.00
150	日々宇	〃	〃	字日々宇	19.00
151	麻衣	〃	〃	字麻衣	9.00
152	大北	〃	〃	字大北616-33	14.00
153	南張	〃	〃	南張	16.00
154	ビヤガイチ	〃	〃	字貫	13.00
155	ビヤガイチ西	〃	〃	字貫119	14.00
156	ビヤガイチ東	〃	〃	字貫229	12.00
157	今丸	〃	〃	字今丸	4.00
158	三ッ木	〃	〃	字三ッ木	10.00
159	桑柄	〃	〃	字桑柄	14.00
160	内宇夫	〃	〃	内宇夫	10.00
161	赤石	〃	〃	川上	12.00
162	下谷	〃	〃	川上	10.00
163	槇淵谷(上)	〃	〃	川上	1.00
164	梶荒谷(1)	〃	〃	川上	4.00
165	白枝谷(2)	〃	〃	川上	6.00
166	梶荒谷	〃	〃	川上	1.00
167	梶荒谷	〃	〃	川上	5.00
168	ギビジリ谷	〃	〃	川上	11.00
169	白枝谷(下)	〃	〃	川上	4.00
170	川の瀬谷	〃	〃	川上	4.00
171	上川の瀬(右)	〃	〃	川上	4.00
172	上川の瀬(左)	〃	〃	川上	4.00
173	与次郎	〃	〃	川上	8.00
174	見の越谷	〃	〃	川上	5.00
175	もりもと	〃	〃	川上	4.00
176	陰谷	〃	〃	川上	14.00
177	葛尾	〃	〃	桑柄	6.40
	小 計 177 地区				1,902.96

1.4 山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）一覧表

山地に起因する災害危険地区一覧表

令和3年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
1	大平上	美馬市	脇町	字大平	0.27
2	大平	〃	〃	字平帽子	0.96
3	平帽子	〃	〃	字平帽子	0.68
4	平帽子下	〃	〃	字栗野	8.40
5	上中野	〃	〃	字上中野	4.32
6	下中野	〃	〃	字クズガダニ	0.68
7	中八下	〃	〃	字ツツガサコ	1.17
8	小星西	〃	〃	字北星	0.29
9	津山	〃	〃	字北星65	3.00
10	小星	〃	〃	字井口810	0.72
11	倉井	〃	〃	字井口	1.19
12	井口西	〃	〃	字井口西	0.38
13	芋穴	〃	〃	字芋穴796	1.89
14	横倉東	〃	〃	字横倉385	5.70
15	川原柴東	〃	〃	字川原柴東	0.50
16	暮畑北	〃	〃	字暮畑	0.18
17	暮畑下	〃	〃	字暮畑	1.89
18	暮畑	〃	〃	字暮畑	3.00
19	暮畑上	〃	〃	字暮畑	0.93
20	梨子の木1	〃	〃	字梨子の木	1.26
21	梨子の木2	〃	〃	字梨子ノ木西	0.17
22	井口東	〃	〃	井口東	2.10
23	井口	〃	〃	井口東	0.90
24	上の原（井口東）	〃	〃	字井口東	0.65
25	福堂谷	〃	〃	字馬木	1.08
26	池の奥上1	〃	〃	字池の奥	0.66
27	池の奥上2	〃	〃	新山	0.90
28	黒北谷	〃	〃	字新町	4.50
29	佐尾原	〃	〃	字国見丸88	1.80
30	小森下	〃	〃	字中尾	1.41
31	鼓尾谷	〃	〃	字下大滝	2.70
32	鼓尾	〃	〃	字中屋敷	1.44
33	井坪	〃	〃	字井坪	1.25
34	番匠屋	〃	〃	字番匠屋	2.85
35	大谷東	〃	〃	字大谷東	1.44
36	大谷南	〃	〃	字大谷南	0.53
37	柴床上	〃	〃	字北庄	0.51
38	段	〃	〃	段	0.23
39	広棚上	〃	〃	字西俣名	3.00
40	広棚下	〃	〃	字西俣名2523	2.73
41	出葉1	〃	〃	字西赤谷	0.66
42	出葉2	〃	〃	字西赤谷	1.05
43	出葉3	〃	〃	字西赤谷	1.28
44	夏子	〃	〃	字夏子	3.60
45	相立	〃	〃	字西俣名	3.90
46	相立上	〃	〃	字西俣名	3.45
47	清水1	〃	〃	字西俣名	2.25
48	清水2	〃	〃	字清水	3.30
49	今杖	〃	〃	字西俣名	2.55
50	花瀬	〃	〃	東俣名花瀬	1.08
51	花瀬谷	〃	〃	字東俣名1761	2.91
52	金川	〃	〃	字東俣名1613	2.00
53	古屋敷	〃	〃	東俣名	0.27
54	はれの谷	〃	〃	東俣名	0.36
55	松尾畑	〃	〃	東俣名	2.16
56	御所野1	〃	〃	東俣名御所野	0.63
57	御所野2	〃	〃	字東俣名	0.27
58	御所野3	〃	〃	字東俣名	0.18
59	御所野4	〃	〃	字1054	2.63
60	雨夜	〃	〃	東俣名雨夜	4.50
61	横野	〃	〃	字横野	1.04
62	桐野上	〃	〃	字桐野上	1.23
63	冬畑	〃	〃	字東赤谷	4.20
64	東阿串	〃	〃	字東阿串	0.88
65	東赤谷	〃	〃	東赤谷名1	1.11
66	大場池1	〃	〃	大場池1	0.71

山地に起因する災害危険地一覧表

令和3年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
67	大場池2	美馬市	脇町	大場池2	0.68
68	大場池3	〃	〃	大場池3	1.20
69	東赤谷名	〃	〃	東赤谷名2	1.50
70	美村	〃	〃	字西赤谷	1.13
71	五大谷	〃	〃	東赤谷名3	3.42
72	番所	〃	〃	字西赤谷3210	1.10
73	貞安	〃	〃	字西赤谷3184	1.28
74	大木原	〃	〃	字曾江名	1.93
75	船久保（かりも谷）	〃	〃	字船久保	1.11
76	土井	〃	〃	字土井	0.42
77	西上野	〃	〃	字西上野	0.07
78	学の池	〃	〃	字西上野	0.26
79	田上	〃	〃	田上	7.25
80	下大滝	〃	〃	字下大滝	2.70
81	船屋西	美馬市	美馬町	字船屋西	0.99
82	船屋東	〃	〃	字船屋突落	0.99
83	城西	〃	〃	字城	0.14
84	突落	〃	〃	字突落	0.54
85	城東	〃	〃	字城	0.45
86	城	〃	〃	字里西屋敷	0.36
87	露の谷	〃	〃	字里西屋敷	0.45
88	虎枝佐古南	〃	〃	字虎杖佐古	1.05
89	虎枝佐古北	〃	〃	字虎杖佐古	1.68
90	西大久保南	〃	〃	字西大久保	0.84
91	西大久保東	美馬市	脇町	字西大久保	1.26
92	夏弥喜谷	〃	〃	字夏弥喜	2.10
93	夏弥喜谷東	〃	〃	字夏弥喜	2.31
94	倉尾	〃	〃	字高倉	1.26
95	吉水上	〃	〃	字蔭浦39	0.45
96	吉水下	美馬市	美馬町	字吉水	0.15
97	後谷下	〃	〃	字後谷	0.18
98	後谷	〃	〃	字後谷	1.26
99	東荒川	〃	〃	字嫁坂	1.68
100	東原西	〃	〃	字東原	0.27
101	東原	〃	〃	字東原	0.26
102	東原中	〃	〃	字東原	0.05
103	東原東	〃	〃	字横尾	0.60
104	猿ヶ谷	〃	〃	字横尾59	0.18
105	井出谷	〃	〃	字大佐古6	0.42
106	白地	〃	〃	字白地	0.90
107	藤宇1	〃	〃	字道ノ上1	0.45
108	味噌ヶ久保1	〃	〃	字味噌ヶ久保	0.36
109	味噌ヶ久保2	〃	〃	字味噌ヶ久保	0.75
110	葛尾木	〃	〃	字藤宇10-5	0.63
111	藤宇2	〃	〃	字藤宇	0.48
112	立見山	〃	〃	字立見山	1.05
113	梅ヶ久保	〃	〃	字梅ヶ久保	0.60
114	篠谷	〃	〃	字滝ノ宮	0.27
115	姥母ヶ谷	〃	〃	池ノ浦	1.68
116	粗穀谷西	〃	〃	字北土ヶ久保	0.36
117	粗穀谷中	〃	〃	字池の浦85	0.24
118	粗穀谷東	〃	〃	字西段160	0.36
119	宗重	〃	〃	字東段	2.10
120	坊僧	〃	〃	字東段	2.40
121	入倉上	〃	〃	字入倉	2.70
122	神場谷	〃	〃	字入倉	1.62
123	入倉中	〃	〃	字入倉中	1.89
124	丈寄上	〃	〃	字丈寄上	1.05
125	切久保	〃	〃	字正部	1.02
126	大久保1	〃	〃	字大久保	1.68
127	大久保下	〃	〃	字大久保	0.42
128	大久保2	〃	〃	字丸山	0.27
129	西の谷	〃	〃	字芝坂	0.48
130	内田1	美馬市	穴吹町	字内田奥	1.35
131	内田2	〃	〃	字内田奥	4.05
132	内田3	〃	〃	字内田531	1.90

山地に起因する災害危険地一覧表

令和3年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地			面積 (ha)
		郡市	町村	字	
133	内田4	美馬市	穴吹町	字内田奥	2.25
134	葛生	〃	〃	字葛生	0.30
135	平谷下	〃	〃	字平谷	2.40
136	平谷上	〃	〃	字平谷	1.50
137	平谷1	〃	〃	字平谷	3.15
138	平谷2	〃	〃	字平谷	1.35
139	藤原上	〃	〃	字平谷50, 51	3.00
140	奥北又上	〃	〃	字北又	1.80
141	北又谷川	〃	〃	北又	1.50
142	北又	〃	〃	字北又	0.45
143	川瀬	〃	〃	字川瀬119	0.27
144	大佐古	〃	〃	字生子屋敷	0.36
145	上受下谷	〃	〃	字生子屋敷	0.45
146	中瀬谷	〃	〃	字生子屋敷	1.50
147	四合地	〃	〃	字四合地	0.72
148	大内谷川	〃	〃	大内	12.30
149	奥クロイワ谷	〃	〃	字梶山	60.00
150	ホテ谷	〃	〃	字梶山	0.18
151	コウリ谷	〃	〃	字梶山	7.00
152	オオピラ谷	〃	〃	字梶山	0.18
153	ドウノオク谷	〃	〃	字調子野	2.00
154	アセヨウチ谷	〃	〃	字梶山	8.00
155	カミナナギ谷	〃	〃	字梶山	25.00
156	第2黒川谷	〃	〃	字調子野	8.00
157	宮内	〃	〃	字宮内570-1	0.36
158	丸山谷	〃	〃	字猿飼	0.36
159	淵名	〃	〃	字淵名	0.81
160	西山1	〃	〃	字西山	0.45
161	西山2	〃	〃	字西山351	0.27
162	初草	〃	〃	字初草	1.17
163	仕出原	〃	〃	字仕出原	2.52
164	境西谷	〃	〃	字仕出原	0.99
165	空野	〃	〃	字空野	1.89
166	平野	〃	〃	字平野	1.32
167	拝村	〃	〃	字上谷	0.36
168	川原田1	〃	〃		2.10
169	川原田2	〃	〃	字新開	1.80
170	天神谷	〃	〃	字小島	0.90
171	寺尾谷	〃	〃	字小島	0.30
172	不定谷	〃	〃	字小島	0.72
173	一の谷	〃	〃	字小島	1.26
174	中村谷	〃	〃	字小島	0.36
175	石神谷	〃	〃	字小島	1.08
176	アミダ堂谷	〃	〃	字小島	0.72
177	東分谷	〃	〃	字小島1892-1	0.72
178	堀の谷	〃	〃	字小島	0.12
179	鎌田谷	〃	〃	字小島	0.27
180	神田谷	〃	〃	字小島3018-3	0.90
181	第一楠谷	〃	〃	字三谷	0.30
182	三谷1	〃	〃	三谷	4.80
183	三谷2	〃	〃	字小島	0.42
184	尾山	〃	〃	字尾山91	0.27
185	中野宮	〃	〃	中野宮	0.27
186	生子屋敷	〃	〃	生子屋敷	0.18
187	左手	〃	〃	左手	1.80
188	中尾山	美馬市	木屋平	川上	3.00
189	太合	〃	〃	字太合	0.90
190	太合谷	〃	〃	字太合	3.60
191	太合不動谷	〃	〃	太合	0.63
192	谷口局谷	〃	〃	字谷口下	3.60
193	内宇夫	〃	〃	字内宇夫	2.88
194	八幡	〃	〃	八幡	2.10
195	川原谷	〃	〃	字八幡	27.75
196	竹尾	〃	〃	字竹尾	4.80
197	内川地	〃	〃	内川地	1.56
198	麻衣	〃	〃	字麻衣	2.10
199	久保	〃	〃	字川井	3.60

山地に起因する災害危険地一覧表

令和3年4月1日現在

番号	崩壊土砂流出危険地区 地区名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
200	川井	美馬市	木屋平	字川井	3.38
201	大北谷	〃	〃	字大北	3.15
202	大北	〃	〃	字大北	0.36
203	南張谷	〃	〃	南張	6.30
204	今丸	〃	〃	字今丸	0.90
205	南二戸	〃	〃	字南二戸	0.35
206	野々脇	〃	〃	野々脇	3.90
207	市初	〃	〃	字市初	1.98
208	杖谷	〃	〃	字杖谷	0.56
209	樫原谷	〃	〃	字樫原谷	4.37
210	向樫原	〃	〃	向樫原	3.00
211	太合不動谷2	〃	〃	太合	1.80
212	下佐古谷	〃	〃	川上	1.00
213	上佐古谷	〃	〃	川上	1.00
214	上屋敷谷	〃	〃	川上	1.00
215	西平谷	〃	〃	川上	2.00
216	茗荷谷	〃	〃	川上	2.00
217	茗荷谷	〃	〃	川上	1.00
218	屋根又谷	〃	〃	川上	3.24
219	猪の谷	〃	〃	川上	4.00
220	天狗石谷	〃	〃	川上	1.00
	小計 220地区				467.75

15 山地災害危険地区（地すべり危険地区）一覧表

番号	山地に起因する災害危険地区一覧表			令和3年4月1日現在	
	地すべり危険地区 地区名	所在地		字	面積(ha)
	郡市	町村			
1	穴吹西山下	美馬市	穴吹町	字西山	35.00
2	穴吹西山上	〃	〃	字西山	13.19
3	内田1	〃	〃	字内田	60.50
4	内田2	〃	〃	字内田	29.25
5	内田3	〃	〃	字内田	75.65
6	葛生下	〃	〃	字葛生	18.20
7	葛生上	〃	〃	字葛生	28.70
8	田野内西	〃	〃	字田野内	14.50
9	田野内東	〃	〃	字田野内	9.40
10	藤原下	〃	〃	字平谷	36.00
11	藤原上	〃	〃	字平谷	8.90
12	生子屋敷下	〃	〃	字生子屋敷	46.57
13	生子屋敷上	〃	〃	字生子屋敷	58.74
14	下喜来	〃	〃	字喜来	26.55
15	上喜来	〃	〃	字喜来	53.20
16	弓道	美馬市	木屋平	字弓道	34.70
17	麻衣西1	〃	〃	字麻衣	65.00
18	麻衣西2	〃	〃	字麻衣	60.00
19	南張	〃	〃	字南張	41.70
20	東杖立	〃	〃	字東杖立	20.00
21	南二戸	〃	〃	字南二戸	25.00
22	檜原1	〃	〃	字檜原	36.20
23	檜原2	〃	〃	字檜原	36.80
24	弓道2	〃	〃	弓道	54.90
25	太合	〃	〃	太合	321.00
26	富士の池	〃	〃	川上	373.00
	小計 26地区				1,582.65

16 地震時（震度4以上）に緊急点検を行う農業用ダム・農業用ため池一覧表

1. 震度4以上

令和4年3月4日現在

通し No	名 称	ふりがな	所 在 地 市、郡町村名、字、番地等	所有者	管理者	諸 元			農 業 用 ため 池		防 災 重 点 ため 池
						堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	届出の有無	届出年月日	選定の有無
1	岩倉池	いわくらいけ	美馬市脇町字井口東179番地1、脇町字上ノ原182番2、182番3	自然人	脇町土地改良区	18.3	195	100,500	有	R1.12.27	有
2	夏子ダム	なつごだむ	美馬市脇町字曾江谷	徳島県	美馬市	43.8	129	1,600,000	—	—	—

17 地震時（震度5弱以上）に緊急点検を行う農業用ため池一覧表

2. 震度5弱以上

令和4年3月4日現在

通し No	名 称	ふりがな	所 在 地 市、郡町村名、字、番地等	所有者	管理者	諸 元			農 業 用 ため 池		防 災 重 点 ため 池
						堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	届出の有無	届出年月日	選定の有無
3	北の池	きたのいけ	美馬市脇町字北星	不明	脇町土地改良区	10.8	111	66,000	有	R1.12.27	有
4	すり鉢池	すりばちいけ	美馬市脇町字北星80番1	不明	脇町土地改良区	6	34	1,000	有	R1.12.27	有
5	新池	しんいけ	美馬市脇町字小星242番	自然人	脇町土地改良区	3	76	2,400	有	R1.12.27	有
6	奥ノ池	おくのいけ	美馬市脇町字井口東246番、247番	自然人	脇町土地改良区	11.8	68	9,100	有	R1.12.27	有
7	オソノ池	おそのいけ	美馬市脇町字北星9番	自然人	脇町土地改良区	7	20	8,300	有	R1.12.27	有
8	下の池	したのいけ	美馬市脇町字小星221-1地先	不明	脇町土地改良区	8.1	10	16,000	有	R1.12.27	有
9	野村池	のむらいけ	美馬市脇町字小星643番1	自然人	脇町土地改良区	11.4	90	60,000	有	R1.12.27	有
10	古池	ふるいけ	美馬市脇町字小星466番1	自然人	脇町土地改良区	4.5	42	1,700	有	R1.12.27	有
11	天神池	てんじんいけ	美馬市脇町大字北庄字本村440番	自然人	脇町土地改良区	5.5	272	22,000	有	R1.12.27	有
12	大師池	たいしいけ	美馬市脇町字小星	不明	脇町土地改良区	13.2	80	30,000	有	R1.12.27	有
13	佐尾の新池	さおのしんいけ	美馬市脇町大字脇町字佐尾原1438番	自然人	脇町土地改良区	4	100	2,000	有	R1.12.27	有
14	佐尾の大池	さおのおいけ	美馬市脇町大字脇町字佐尾原1503番	自然人	脇町土地改良区	7	45	9,500	有	R1.12.27	有
15	井口ため池(1)	いぐちためいけ(1)	美馬市脇町字井口481番	自然人	自然人	4.8	18	400	有	R1.10.1	有
16	井口ため池(2)	いぐちためいけ(2)	美馬市脇町字井口672番3	自然人	自然人	3.7	25	300	有	R1.10.1	有
17	坊僧池	ぼうそういけ	美馬市美馬町坊僧132番地	坊僧名	美馬町土地改良区	8.5	620	102,000	有	R1.12.24	有
18	滝ノ宮池	たきのみやいけ	美馬市美馬町滝ノ宮43番地1	滝ノ宮名	美馬町土地改良区	4	200	12,000	有	R1.12.24	有
19	谷奥池	たにおくいけ	美馬市穴吹町三島字小島	不明	不明	8	31	3,000	無		有

18 保安林配備一覧表

(1) 民有保安林配備現況表

令和3年3月31日現在

区分	市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他防災保安林		計	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
西部 (美馬)	美馬市	96	5,750	814	2,517	16	31	926	8,298
	つるぎ町	40	1,747	335	571	5	6	380	2,324
	小計	136	7,497	1,149	3,088	21	37	1,306	10,622

※その他防災保安林（飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備）

(2) 国有保安林配備現況

令和3年3月31日現在

区分	市町村	水源かん養保安林		土砂流出防備保安林		国有(ha)	官有(ha)	計
		国有(ha)	官有(ha)	国有(ha)	官有(ha)			
西部 (美馬)	美馬市	558	73	74		632	73	705
	つるぎ町	1,738				1,738	0	1,738
	小計	2,296	73	74	0	2,370	73	2,443

※官有（官行造林地保安林）：国が公有地又は私有地に造林をした分収林であり、林野庁が管理を行っているもの。

19 建築基準法による災害危険区域一覧表

平成25年3月31日現在

番号	所在地	区域名	指定年月日	告示番号
1	美馬市穴吹町	下森	S54.2.13	105
2	//	左手・四合地	//	//
3	//	鍵掛	//	//
計		3		

第5 危険物等に関する資料

1 高圧ガス大量保有事業所一覧表

〔第一種製造者（液石）〕

事業所名	所在地	電話番号	主要貯蔵設備	備考
藤田商事(株)脇町充填所	脇町大字馬木字銚子場 1069	53-9117	貯槽 (15t,10t)	充填所 スタンド
徳島液化ガス(株)美馬工場	脇町大字猪尻字建神社下南 156-1	52-2811	貯槽 (15t×2)	充填所 スタンド

※ 美馬市内には、高圧ガス保安法による「第一種製造者」、「第一種貯蔵所」、「特定高圧ガス消費者」は、上記以外所在しない。

※ 美馬市内には、「危険物大量貯蔵取扱事業所（第4類危険物1,000kl以上）」、「火薬類製造業者（煙火製造業者・火薬類販売業者）」及び「毒物・劇物製造所」は所在しない。

2 毒物・劇物取扱施設一覧表

市町村	業種			計
	一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	
美馬市	10	6	0	16

※ 毒物・劇物取扱施設の名称や所在地等は、保安上、本計画には記載しないが、市としてはその細部について把握している。

3 放射性同位元素保有事業者一覧表

事業所名	所在地	区分			分類	番号	年
		密	非	発			
(株)第一環境ソリューション	美馬町字竹ノ内 208	○			民	届 第6-3460	12

4 住民拠点サービスステーション一覧表（市内）（2023年8月31日現在）

No.	給油所名	給油所住所	電話番号
1	徳島石油(株) 脇町インター給油所	脇町字拝原 1086-1	55-0511
2	(有)藤田豊吉商店 脇町西給油所	脇町別所 2766 番地	52-1884
3	(有)大塩石油 曾江給油所	脇町字曾江名 332 番地	52-2254
4	中村石油 脇町西給油所	脇町川原町 4772 の6	52-1680
5	武田一比古 脇町給油所	脇町大字脇町 457 番地	52-1158
6	郷司石油 脇町本町給油所	脇町大字脇町 808 の4	52-1151
7	トレンディセルフ脇町	脇町大字猪尻字東分 71-1	55-0143
8	トレンディ脇町	脇町字拝原 2722-1	53-7505
9	(株)剣山石油 美馬東給油所	脇町字拝原 1588	52-2738
10	藤田 隆 岩倉給油所	脇町木ノ内 3758-1	52-1686
11	西部興業(有) 穴吹給油所	穴吹町穴吹字東岩手 13 番地の4	52-2298
12	(有)敷島モータース口山給油所	穴吹町口山字調子野 502 番地 1	56-0802
13	川窪石油 木屋平給油所	木屋平字八幡 193 番地	68-2345

備考

- 住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）
『住民拠点SS』とは、自家発電装置を備え、**災害時における被災地住民に対する燃料供給拠点としての役割を担うガソリンスタンド**のことであり、経済産業省（資源エネルギー庁）が指定している。
資源エネルギー庁ホームページにおいて、美馬市をはじめ全国の住民拠点SSのデータ（Excel 版又は PDF 版）を閲覧することができる。
- 住民拠点サービスステーションのホームページ確認要領
「住民拠点SS」で検索すれば、資源エネルギー庁の当該ページのリンクが検索結果として表示される。



第6 防災資器材等に関する資料

1 給水可能な貯水槽一覧表

設置場所	貯水槽の種類	型式	貯水量	鍵の管理	浄水装置の有無
道の駅 みまの里	密閉式耐震性貯水槽	貯水型	40ト	危機管理課・農林課・水道部	有り
美馬中学校	耐震性貯水槽	水道水循環型	60ト	危機管理課・中学校・水道部	無し
脇町中学校	耐震性貯水槽	水道水循環型	60ト	危機管理課・中学校・水道部	無し
穴吹小学校	耐震性貯水槽	水道水循環型	60ト	危機管理課・水道部	無し
備考	市関係部局及び設置場所施設管理者等は、共同して『貯水槽からの給水訓練』を定期的実施するものとする。				

2 浄水装置備蓄一覧表

設置場所（避難所等）	利用水	鍵の管理	浄水装置	保管場所
穴吹水道庁舎	貯水槽	水道課	DASCO式 緊急時用 浄水装置 DCF-1ER	穴吹水道庁舎倉庫
宮内交流の里(消防団詰所)	防火水槽(7°-ル不可)	暗証番号 (暗証番号は危機管理課に確認)		防災倉庫
古宮生活改善センター	無し(谷水)			防災倉庫
東俣ふれあいの里	プール可			防災倉庫
中ノ谷ふれあいの里	防火水槽			防災倉庫
大谷せせらぎの里	プール可			防災倉庫
重清北交流館	防火水槽(7°-ル可)			防災倉庫
美馬竜王の里	プール可			防災倉庫
木屋平複合施設	防火水槽(旧支所駐車場)			旧木屋平庁舎防災倉庫
谷口公民館	防火水槽			1F駐車場内
三ツ木集会所	無し(谷水)		防災倉庫	
備考	自主防災組織又は自治会等は、市と連携しつつ『浄水装置の設置運用訓練』を定期的実施するものとする。			

3 給水容器の備蓄状況（市内）

区分 市町	給水タンク・ウォーターバルーン等			携行容器			給水袋		
	~0.9t	1.0~1.4t	1.5~2.0t	10ℓ	18ℓ	20ℓ	3~6ℓ	10ℓ	20ℓ
美馬市	8	3	4		5		1,400		
美馬町	6		2				400		
穴吹町	2	2	2				1,000		
脇町		1			5				
備考	給水袋（10ℓ）を、公益社団法人「日本水道協会 中国四国地方支部 徳島県支部 美馬市ブロック」で、つるぎ町において200袋を保有								

4-1 市「災害用食料等」備蓄状況（穴吹地区）一覧表（令和5年9月1日現在）

区分				穴吹地区															
				美馬市役所	指定避難所										その他				
名称	内容量	梱包	単位		農改センター	三島小学校	三島中学校	穴吹小学校	穴吹中学校	初草ふれあい館	西淵ふれあいの里	宮内交流の里	古宮生活改善センター	穴吹スポーツセンター	林業総合センター	三島会館	穴吹認定こども園	㈱東洋警備保障	
水	500ml	500ml	24本入/箱	本															
水	2.0L	2.0L	6本入/箱	本	185	300	240		30	90	102	240	118						6
サバイバルフーズ		20食/缶	6缶入/箱	箱	3	4	2	4	4	1		2	1						
ビスケット		5枚/食	60食/箱	食	900														
ビスコ		15枚/食	60食/箱	食	1,140														
災害用備蓄パン		2個/缶100g	24缶入/箱	缶	48													240	
アルファ米(五目ご飯)		100g	50袋入/箱	袋	100	400	400	300	300	200	100	200	100						
アルファ米(五目ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	10														
アルファ米(ドライカレー)		100g	50袋入/箱	袋	200														50
アルファ米(ドライカレー)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	100	200	100	100	100	50	50	50	50						
アルファ米(わかめご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	300	50	100	100	150	50	50	50	50						
アルファ米(田舎ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋		50	50	100	150	50	50	50	50						
アルファ米(白がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	150														
アルファ米(梅がゆ)		42g	50袋入/箱	袋	50	100	50	50	50	50	50	50	50						
アルファ米(梅がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	150														
アルファ米(塩こんぶがゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	150														
ポケットワン(おみそ汁)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	600	180	180	180	120	120	120	120	120						
ポケットワン(コンスープ)		9.8g	15袋×4箱/箱	袋	210	60	60	60	60	60	60	60	60						
ポケットワン(わかめスープ)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	30	60	60	60	60	60	60	60	60						
鹿肉甘露煮缶詰		110g	24缶入/箱	缶	1,440														
乳児用せんべい		20g	(2枚×6個)×24袋/箱	袋	168														
粉ミルク(キューブ)		27g	16袋×12箱/箱	袋															
ほ乳瓶			ほ乳瓶	個															

4-2 市「災害用食料等」備蓄状況（脇町地区）一覧表（令和5年9月1日現在）

区分				脇町地区															その他				
				指定避難所																			
名称	内容量	梱包	単位	美馬市総合防災倉庫	ミライズ	脇町小学校	脇町中学校	岩倉小学校	岩倉中学校	小星ベース	中ノ谷ふれあいの里	大谷せせらぎの里	清水地域活動センター	東俣ふれあいの里	江原北小学校	江原南小学校	江原中学校	うだつアリーナ	消防本部	落合診療所	江原認定こども園	健祥会家康	
水	500ml	500ml	24本入/箱	本																			
水	2.0L	2.0L	6本入/箱	本	450	204	150	240	420	18	30	30	120	30	60	450	438		42	270	60		
サバイバルフーズ		20食/缶	6缶入/箱	箱			15	15	10	5					3	15	10						
ビスケット		5枚/食	60食/箱	食																			60
ビスコ		15枚/食	60食/箱	食																			60
災害用備蓄パン		2個/缶100g	24缶入/箱	缶	408	72	480	288			72	72	144	72					240		480		
アルファ米(五目ご飯)		100g	50袋入/箱	袋		50												100			500	100	
アルファ米(五目ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋			150	150	200	150	100	50	50		50	50	150	150					
アルファ米(ドライカレー)		100g	50袋入/箱	袋				300	300		100	100	100	150	200	400	300	150					
アルファ米(ドライカレー)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋		200	200		100	100	100												
アルファ米(わかめご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋			100	300	100	100						300	300					50	100
アルファ米(田舎ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	150			200	200	100						200	200						
アルファ米(白がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋		150																	
アルファ米(梅がゆ)		42g	50袋入/箱	袋				100									200						
アルファ米(梅がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋		100				50													
アルファ米(塩こんぶがゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋		150																	
ポケットワン(おみそ汁)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	660	480	240	240	240	240	120	120	120	120	120	240	240						60
ポケットワン(コーンスープ)		9.8g	15袋×4箱/箱	袋	120	240	120	120	120	120	60	60	60		60	60	120	120					30
ポケットワン(わかめスープ)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	240	240	120	120	120	120	60	60	60		60	60	120	120					30
鹿肉甘露煮缶詰		110g	24缶入/箱	缶																			
乳児用せんべい		20g	(2枚×6個)×24袋/箱	袋	72																		
粉ミルク(キューブ)		27g	16袋×12箱/箱	袋	384																		
ほ乳瓶			ほ乳瓶	個	196																		

4-3 市「災害用食料等」備蓄状況（美馬地区）一覧表（令和5年9月1日現在）

区分					美馬地区												
					指定避難所											その他	
					美馬町市民SC	重清西地域活動センター	重清東地域活動センター	重清北交流館	喜来地域活動センター	郡里地域活動センター	寺町防災交流センター	美馬竜王の郷	美馬中学校等	芝坂地域活動センター	美馬認定こども園	A M E M B O 防災倉庫	
名称	内容量	梱包	単位														
水	500ml	500ml	24本入/箱	本											24		
水	2.0L	2.0L	6本入/箱	本	16	360	234	60	180	240	60	36	120	150	60	150	
サバイバルフーズ		20食/缶	6缶入/箱	箱		5	3		3	15		1	2	2			
ビスケット		5枚/食	60食/箱	食												60	
ビスコ		15枚/食	60食/箱	食												60	
災害用備蓄パン		2個/缶100g	24缶入/箱	缶		192	96	192	96	144	96	292	96	320	480	48	
アルファ米(五目ご飯)		100g	50袋入/箱	袋	100								100		100		
アルファ米(五目ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋		100	50	150	100	100	150	150	200	100			
アルファ米(ドライカレー)		100g	50袋入/箱	袋	50	250	100	200	150	150	200		150	150			
アルファ米(ドライカレー)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	50							50	100				
アルファ米(わかめご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋		50	100		50				100				
アルファ米(田舎ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋													
アルファ米(白がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	100												
アルファ米(梅がゆ)		42g	50袋入/箱	袋													
アルファ米(梅がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	100												
アルファ米(塩こんぶがゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	100												
ポケットワン(おみそ汁)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	300	120	120	120	60	120	120	120	240	120			
ポケットワン(コーンスープ)		9.8g	15袋×4箱/箱	袋	120	60	60	60	60	60	60	60	120	60			
ポケットワン(わかめスープ)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	120	60	60	60	120	60	60	60	120	60			
鹿肉甘露煮缶詰		110g	24缶入/箱	缶													
乳児用せんべい		20g	(2枚×6個)×24袋/箱	袋													
粉ミルク(キューブ)		27g	16袋×12箱/箱	袋													
ほ乳瓶			ほ乳瓶	個													

4-4 市「災害用食料等」備蓄状況（木屋平地区）一覧表（令和5年9月1日現在）

区 分					木屋平地区				
					指定避難所			その他	
名称		内容量	梱包	単位	木屋平 複合施設等	三ツ木 集会所	谷口 公民館	木屋平 小学校	つるぎの 里
水	500ml	500ml	24本入/箱	本					
水	2.0L	2.0L	6本入/箱	本	174	120	180	36	60
サバイバルフーズ		20食/缶	6缶入/箱	箱	1	1	2		
ビスケット		5枚/食	60食/箱	食					
ビスコ		15枚/食	60食/箱	食					
災害用備蓄パン		2個/缶100g	24缶入/箱	缶	192	192	192		240
アルファ米(五目ご飯)		100g	50袋入/箱	袋	150	400	100		100
アルファ米(五目ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	100				
アルファ米(ドライカレー)		100g	50袋入/箱	袋					
アルファ米(ドライカレー)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋	100	100	100		
アルファ米(わかめご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋					100
アルファ米(田舎ご飯)	※アレルギー対応(28品目不使用)	100g	50袋入/箱	袋					
アルファ米(白がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	100				
アルファ米(梅がゆ)		42g	50袋入/箱	袋					
アルファ米(梅がゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	100				
アルファ米(塩こんぶがゆ)	※アレルギー対応(28品目不使用)	42g	50袋入/箱	袋	100				
ポケットワン(おみそ汁)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	180	120	120		
ポケットワン(コーンスープ)		9.8g	15袋×4箱/箱	袋	60	60	60		
ポケットワン(わかめスープ)		9.5g	15袋×4箱/箱	袋	60	60	60		
鹿肉甘露煮缶詰		110g	24缶入/箱	缶					
乳児用せんべい		20g	(2枚×6個)×24袋/箱	袋					
粉ミルク(キューブ)		27g	16袋×12箱/箱	袋					
ほ乳瓶			ほ乳瓶	個					

区分					穴吹地区																		
					庁舎				農改センター				三島小学校	三島中学校	穴吹小学校	穴吹中学校	初草ふれあい館	西淵ふれあいの里	宮内交流の里	古宮生活改善センター	穴吹スポーツセンター	林業総合センター	三島会館
					南館1F東側	1F倉庫	1F玄関	保険健康課	1F小会議室	1Fつながるーむ	2F旧電算室	2F和室											
名称	仕様	単位	合計																				
応急用品	軍手		個	400	400																		
	職員災害対応用ヘルメット		個	22	6																		
	災害救助用工具セット	HM27	式	2	1																		
	スコップ	剣・木柄	本	85	54																		
	スコップ	平・木柄	本	10	9																		
	両口ハンマー	3.0kg	個	21	9																		
	バール	900mm	個	12	5																		
	ボルトクリッパー	600mm	個	14	5																		
	替刃式持込ノコギリ	240mm	個	13	4																		
	チェンソー	CS35EC3	台	5																			
	木づち		本	3	3																		
石み		個	21	13																			
生活用品	紙おむつ	大人用(M)	枚	116																			
	紙おむつ	大人用(L)	枚	102																			
	尿漏れパット		枚	120																			
	生理用品		枚	1,720																			
	毛布		枚	3,211	20				10	50	50	50	50	50	50	120	50						
	毛布	アルミヒートブランケット	枚	20																			
	タオル		枚	400																			
	ウェットタオル		本	400																			
	シャンプー用手袋	水のいらぬ泡なしシャンプー	個	400																			
	指定ゴミ袋	詳細は別シート	箱	207																			
トイレ対策	ワンタッチテント	ベンリーテント	張	112	10					4	4		4	2		2	2	4					
	段ボールトイレ	エコマル2	個	110	8					4	4		4	2		2	2	4					
	手すり付きポータブルトイレ用テント		張	39																			
	手すり付きポータブルトイレ		個	39																			
	和式トイレ		個	15						1							1	1					
	便処理袋	ベンリー袋	セット	12,000	100				500			400	400	300	600	300	400						
	便処理袋	マイレット	セット	76,400																			
	トイレトペーパー		ロール	656	368																		
ベビー用品	紙おむつ	乳児用(S)	枚	328																			
	紙おむつ	乳児用(M)	枚	448	192																		
	紙おむつ	乳児用(L)	枚	378	162																		
	紙おむつ	乳児用(B)	枚	168																			
衣類	下着セット	紳士用(半袖Tシャツ1枚、ボクサーパンツ1枚)	セット	220																			
	下着セット	婦人用(半袖Tシャツ1枚、ショーツ1枚)	セット	220																			
	長靴		足	22																			
調理器具	移動式炊飯器		台	36	1					1			1	1	1	1	1	1					
	移動式炊飯器「専用鉄板」(日赤寄贈)		台	1																			
	カセットコンロ		台	1																			
	ハイゼックス		枚	1,497	○									○	○								
感染症対策用品	感染症対策キット	体温計、手袋、ハンドソープ、消毒液	箱	45					1						1	1							
	防護服	目止めテープあり	着	10																			
	防護服	ガウン	着	100																			
	不織布マスク(R2臨時交付金)	PFE不織布3層マスク	枚	15,000																			
	不織布マスク(R2臨時交付金)	不織布サージカルマスク	枚	18,400																			
	不織布マスク(寄贈)	やわらか肌ざわり快適マスク	枚	6,800																			
	フェイスシールド		個	1,080																			
デスクパーテーション		個	90																				
燃料	燃料携行缶	10L	缶	39	7					1			1	1	1	1	1						

5-2 市「災害用資器材」備蓄状況（脇町地区）一覽表（令和5年9月1日現在）

区分	脇町地区																					
	美馬市総合防災倉庫	ミライズ	脇町小学校	脇町中学校	脇町中学校武道場	岩倉小学校	岩倉中学校	小星ベース	中ノ谷ふれあいの里	大谷せせらぎの里	清水地域活動センター	東俣ふれあいの里	江原南小学校	江原北小学校	江原中学校	うだつアリーナ	消防本部	脇町水防倉庫	社協防災倉庫	落合診療所		
	名称	仕様	単位	合計																		
避難所備品	防災倉庫		基	36			1	2		1	2		1	1	1	1	2	1			1	
	資機材保管カゴ	黄色、浅型	台	6																		
	浄水装置		台	11						1	1		1									
	テント(日赤寄贈)	3m×6m	個	1																		
	間仕切り	4部屋セット	個	15	15																	
	パーテーション		張	90	20																	70
	ニードプライベートルーム		張	24	5	6			1													
	簡易テントなごみ		個	355	195	68																
	折りたたみベッド		個	475	251	84			10													
	段ボールベッド		台	17	17																	
	シート	マット	枚	420																		
	シート	マット(薄手)	枚	270													120					
	避難所用タミ		枚	40		20																
	コードリール	SG-30K	台	25		2	1	2		1	1		1		1	1						
	コードリール	NR-304D	台	1																		
	発電機	スバルSGI25	台	15		1						1										
	発電機	ホンダEU24i	台	26		1	1	1		1	1		1	1	1	2	1					
	発電機	ヤマハEF2500i	台	1																		
	発電機	MGC-901GB(カセットガス式)	台	1																		
	インバーター式発電機	WOTA用	台	1																		
	蓄電池	WOTA用	台	1																		
	投光器	500W×2灯	台	31		2		1		1	1	1	1	1	1							
	投光器	MHN-175D(1灯)	台	1																		
	投光器	MLGX-10KHS	台	10			1		1								1	1				
	LED投光器		台	26			1	1				1	1	1	1							
	LED投光器	車両	台	2																		
	LED投光器	サンダービーム	台	1																		
	懐中電灯		個	84		22																
	懐中電灯	LED強カライト	個	95			3	3		3	3		3	2	3	3	3		3			
	懐中電灯	ラジオ付LEDライト	個	29		2	1	1		1			1	1	1	1	1					
	避難所開設キット		箱	11							1	1			1							
	WOTA	R3整備：可搬式シャワー	基	1																		
	WOSH	R3整備：可搬式手洗い	基	1																		
特設公衆電話		機	37	42																		
応急用品	非常用飲料水袋	6L用(340×340)	袋	1,280																		
	非常用飲料水袋	6L用(手提げ)	袋	1,000																		
	非常用飲料水袋	10L用	袋	3,500			1,000															
	非常用飲料水袋	10L用(手提げ)	袋	1,995																		
	救急箱		箱	6																		
	救急箱	50人用	箱	55	5	7	1	1		1	1	1		1	1	1	1				1	
	担架	四つ折りストレッチャー	台	35			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1					
	担架	スーパーPE担架	枚	89			3	3		3	3	2	2	3	2	3	3	3		2		
	車いす		台	30			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1					
	拡声器		台	14																5		
	一輪車		台	2																		
	三角コーン		個	53																		53
	コーンウェイト		個	49																		49
	三角コーン用パー		本	4																		4
	ブルーシート		枚	726	50	50	20		50						50							34
	雨合羽		個	123	51																	

区分				脇町地区																		
				美馬市総合防災倉庫	ミライズ	脇町小学校	脇町中学校	脇町中学校武道場	岩倉小学校	岩倉中学校	小星ベース	中ノ谷ふれあいの里	大谷せせらぎの里	清水地域活動センター	東俣ふれあいの里	江原南小学校	江原北小学校	江原中学校	うだつアリーナ	消防本部	脇町水防倉庫	社協防災倉庫
名称	仕様	単位	合計																			
応急用品	軍手		個	400																		
	職員災害対応用ヘルメット		個	22		9																
	災害救助用工具セット	HM27	式	2																		
	スコップ	剣・木柄	本	85		1														5		
	スコップ	平・木柄	本	10		1																
	両口ハンマー	3.0kg	個	21		6																
	バール	900mm	個	12		3																
	ポルトクリッパー	600mm	個	14		4																
	替刃式持込ノコギリ	240mm	個	13		4																
	チェンソー	CS35EC3	台	5		1																
	木づち		本	3																		
石み		個	21																			
生活用品	紙おむつ	大人用(M)	枚	116	116																	
	紙おむつ	大人用(L)	枚	102	102																	
	尿漏れパット		枚	120	120																	
	生理用品		枚	1,720	1,720																	
	毛布		枚	3,211	267	40	50	50		45	50	20	30	50	50	20	60	30	50		380	
	毛布	アルヒートブランケット	枚	20																		
	タオル		枚	400	400																	
	ウェットタオル		本	400	400																	
	シャンプー用手袋	水のいらぬ泡なしシャンプー	個	400	400																	
	指定ゴミ袋	詳細は別シート	箱	207			11	20													176	
トイレ対策	ワンタッチテント	ベンリーテント	張	112		4	4	4		4	4		2	2	2	2	4	4	4		2	
	段ボールトイレ	エコマル2	個	110		4	4	4		4	4		2	2	2	2	4	4	4		2	
	手すり付きポータブルトイレ用テント		張	39	38							1										
	手すり付きポータブルトイレ		個	39	38							1										
	和式トイレ		個	15		1		1					1	1		1	1	1				
	便処理袋	ベンリー袋	セット	12,000	100	800	1,100		800			300	300		300	500	700	800				
	便処理袋	マイレット	セット	76,400	7,300					3,500								4,200				
	トイレットペーパー		ロール	656	288																	
ベビー用品	紙おむつ	乳児用(S)	枚	328	328																	
	紙おむつ	乳児用(M)	枚	448	256																	
	紙おむつ	乳児用(L)	枚	378	216																	
	紙おむつ	乳児用(B)	枚	168	168																	
衣類	下着セット	※女用(半袖Tシャツ1枚、ボカサーハンカ1枚)	セット	220	220																	
	下着セット	※男用(半袖Tシャツ1枚、ショーツ1枚)	セット	220	220																	
	長靴		足	22		4																
調理器具	移動式炊飯器		台	36	1	1	1	1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	移動式炊飯器「専用鉄板」(日赤寄贈)		台	1	1																	
	カセットコンロ		台	1		1																
	ハイゼックス		枚	1,497	497																	
感染症対策用品	感染症対策キット	体温計、手袋、ハンドソープ、消毒液	箱	45	29	1						1	1				1	1				
	防護服	目止めテープあり	着	10	10																	
	防護服	ガウン	着	100	100																	
	不織布マスク(R2臨時交付金)	PFE不織布3層マスク	枚	15,000	15,000																	
	不織布マスク(R2臨時交付金)	不織布サージカルマスク	枚	18,400	18,400																	
	不織布マスク(寄贈)	やわらか肌ざわり快適マスク	枚	6,800	6,800																	
	フェイスシールド		個	1,080	1,080																	
デスクパーティション		個	90	90																		
燃料	燃料携行缶	10L	缶	39		4		1				1		1	1	1	1	1	1			

5-3 市「災害用資器材」備蓄状況（美馬地区）一覽表（令和5年9月1日現在）

区 分	美馬地区				美馬地区																		
					庁舎				重 清 西 地 域 活 動 セ ン タ ー	重 清 東 地 域 活 動 セ ン タ ー	重 清 北 交 流 館	喜 来 地 域 活 動 セ ン タ ー	郡 里 地 域 活 動 セ ン タ ー	寺 町 防 災 交 流 セ ン タ ー	芝 坂 地 域 活 動 セ ン タ ー	切 久 保 美 馬 電 王 の 郷	久 保 旧 切 久 保 幼 稚 園	美 馬 中 学 校	美 馬 認 定 こ ども 園	A M E M B O 防 災 倉 庫	道 の 駅 み ま の 里		
	名称	仕様	単位	合計	S C 北 側 倉 庫	宿 直 室	1 F 東 側 階 段 下 倉 庫	公 用 車 駐 車 場														水 道 部	
避難所備品	防災倉庫		基	36					2	1	1	1	2	2	1	1							
	資機材保管カゴ	黄色、浅型	台	6	3																		
	浄水装置		台	11					1		1					1							
	テント（日赤寄贈）	3m×6m	個	1																			
	間仕切り	4部屋セット	個	15																			
	パーテーション		張	90																			
	ニードプライベートルーム		張	24	6																		
	簡易テントなごみ		個	355	57																		
	折りたたみベッド		個	475	73																		
	段ボールベッド		台	17																			
	シート	マット	枚	420	400															20			
	シート	マット(薄手)	枚	270	70																		
	避難所用タタミ		枚	40	8	12																	
	コードリール	SG-30K	台	25	1							1	1										
	コードリール	NR-304D	台	1																			1
	発電機	スバルSGI25	台	15	1							1	1										
	発電機	ホンダEU24i	台	26								1	1	1	1	1	1	1				2	
	発電機	ヤマハEF2500I	台	1																			
	発電機	MGC-901GB(カセットガス式)	台	1																			1
	インバーター式発電機	WOTA用	台	1																			
	蓄電池	WOTA用	台	1																			
	投光器	500W×2灯	台	31	1							1	1	1	1	2	1	1					
	投光器	MHN-175D(1灯)	台	1	1																		
投光器	MLCX-10KHS	台	10									1										1	
LED投光器		台	26								1	1	1	1	1	1	1					1	
LED投光器	車両	台	2																				
LED投光器	サンダービーム	台	1																			1	
懐中電灯		個	84	14																			
懐中電灯	LED強カライト	個	95								3	3	3	3	3	3	3					3	
懐中電灯	ラジオ付LEDライト	個	29	2							1	1	1	1	1							1	
避難所開設キット		箱	11										1	1									
WOTA	R3整備：可搬式シャワー	基	1																				
WOSH	R3整備：可搬式手洗い	基	1																				
特設公衆電話		機	37																				
応急用品	非常用飲料水袋	6L用(340×340)	袋	1,280					300										200				
	非常用飲料水袋	6L用(手提げ)	袋	1,000																		1,000	
	非常用飲料水袋	10L用	袋	3,500																500		2,000	
	非常用飲料水袋	10L用(手提げ)	袋	1,995															1,000			395	
	救急箱		箱	6	5																		
	救急箱	50人用	箱	55	7	1						1	1		1	1	1	1				1	
	担架	四つ折りストレッチャー	台	35	1							1	1	1	1	1	1	1					
	担架	スーパーPE担架	枚	89	2							3	3	2	3	3	3	2				3	
	車いす		台	30								1	1	1	1	1						1	
	拡声器		台	14												5							
	一輪車		台	2	2																		
	三角コーン		個	53																			
	コーンウェイト		個	49																			
	三角コーン用バー		本	4																			
	ブルーシート		枚	726	2												24						148
	両合羽		個	123			29																

区分					美馬地区																	
					庁舎					重清西地域活動センター	重清東地域活動センター	重清北交流館	喜来地域活動センター	郡里地域活動センター	寺町防災交流センター	芝坂地域活動センター	切久保 美馬竜王の郷	旧切久保幼稚園	美馬中学校	美馬認定こども園	AMEBO防災倉庫	道の駅みまの里
					S C 北側倉庫	宿直室	1 F 東側階段下倉庫	公用車駐車場	水道部													
名称	仕様	単位	合計																			
応急用品	軍手		個	400																		
	職員災害対応用ヘルメット		個	22			7															
	災害救助用工具セット	HM27	式	2								1										
	スコップ	剣・木柄	本	85	20																	
	スコップ	平・木柄	本	10																		
	両口ハンマー	3.0kg	個	21	6																	
	パール	900mm	個	12	4																	
	ポルトクリッパー	600mm	個	14	5																	
	替刃式持込ノコギリ	240mm	個	13	5																	
	チェーンソー	CS35EC3	台	5	1							2										
	木づち		本	3																		
石み		個	21	8																		
生活用品	紙おむつ	大人用(M)	枚	116																		
	紙おむつ	大人用(L)	枚	102																		
	尿漏れパット		枚	120																		
	生理用品		枚	1,720																		
	毛布		枚	3,211	460	10				50	30	160	50	49	100	50	30	40		10		
	毛布	アルミヒートブランケット	枚	20																20		
	タオル		枚	400																		
	ウエットタオル		本	400																		
	シャンプー用手袋	水のいらぬ泡なしシャンプー	個	400																		
	指定ゴミ袋	詳細は別シート	箱	207																		
トイレ対策	ワンタッチテント	ベンリーテント	張	112	4				4	4	2	4	4		2	2		4				
	段ボールトイレ	エコマル2	個	110	4				4	4	2	4	4		2	2		4				
	手すり付きポータブルトイレ用テント		張	39																		
	手すり付きポータブルトイレ		個	39																		
	和式トイレ		個	15	1						1	1			1	1						
	便処理袋	ベンリー袋	セット	12,000	100					400	700				400	300		600		800		
	便処理袋	マイレット	セット	76,400	13,600					5,800			6,000		600			7,200		24,500		
	トイレットペーパー		ロール	656																		
ベビー用品	紙おむつ	乳児用(S)	枚	328																		
	紙おむつ	乳児用(M)	枚	448																		
	紙おむつ	乳児用(L)	枚	378																		
	紙おむつ	乳児用(B)	枚	168																		
衣類	下着セット	紳士用(半袖Tシャツ1枚、ボクサーパンツ1枚)	セット	220																		
	下着セット	婦人用(半袖Tシャツ1枚、ショーツ1枚)	セット	220																		
	長靴		足	22			13															
調理器具	移動式炊飯器		台	36	1				1	1	1	1	1	1	1	1						
	移動式炊飯器「専用鉄板」(日赤寄贈)		台	1																		
	カセットコンロ		台	1																		
	ハイゼックス		枚	1,497	1,000				○	○	○	○	○	○	○	○		○				
感染症対策用品	感染症対策キット	体温計、手袋、ハンドソープ、消毒液	箱	45	1				1	1		1			1							
	防護服	目止めテープあり	着	10																		
	防護服	ガウン	着	100																		
	不織布マスク(R2臨時交付金)	PFE不織布3層マスク	枚	15,000																		
	不織布マスク(R2臨時交付金)	不織布サージカルマスク	枚	18,400																		
	不織布マスク(寄贈)	やわらか肌ざわり快適マスク	枚	6,800																		
	フェイスシールド		個	1,080																		
デスクパーティション		個	90																			
燃料	燃料携行缶	10L	缶	39	2				1	1	1	1	1	1	1							

5-4 市「災害用資器材」備蓄状況（木屋平地区）一覧表（令和5年9月1日現在）

区分	木屋平地区														
	名称	仕様	単位	合計	庁舎 複合施設 2F倉庫	総合支所	B1F	1F	基幹集落センター 1・2F	出張所表	三ツ木集会所	谷口公民館	木屋平小学校	つるぎの里	内川地集会所
避難所備品	防災倉庫		基	36			1				1				1
	資機材保管カゴ	黄色、浅型	台	6											
	浄水装置		台	11			1				1	1			
	テント(日赤寄贈)	3m×6m	個	1											
	間仕切り	4部屋セット	個	15											
	パーテーション		張	90											
	ニードプライベートルーム		張	24	2							2	2		
	簡易テントなごみ		個	355	5							5	10		
	折りたたみベッド		個	475	9							9	14		
	段ボールベッド		台	17											
	シート	マット	枚	420											
	シート	マット(薄手)	枚	270	80										
	避難所用タタミ		枚	40											
	コードリール	SG-30K	台	25											
	コードリール	NR-304D	台	1											
	発電機	スバルSGI25	台	15			1				1	2			1
	発電機	ホンダEU24i	台	26											
	発電機	ヤマハEF2500I	台	1							1				
	発電機	MGC-901GB(カセットガス式)	台	1											
	インバーター式発電機	WOTA用	台	1											
	蓄電池	WOTA用	台	1											
	投光器	500W×2灯	台	31			1				1	1			1
	投光器	MHN-175D(1灯)	台	1											
	投光器	MLCX-10KHS	台	10											
	LED投光器		台	26							1	1			1
	LED投光器	車両	台	2			2								
	LED投光器	サンダービーム	台	1											
	懐中電灯		個	84				35							
	懐中電灯	LED強カライト	個	95				10			3	3			
	懐中電灯	ラジオ付LEDライト	個	29				1			1	1			
避難所開設キット		箱	11	1						1	1				
WOTA	R3整備:可搬式シャワー	基	1												
WOSH	R3整備:可搬式手洗い	基	1												
特設公衆電話		機	37												
応急用品	非常用飲料水袋	6L用(340×340)	袋	1,280											
	非常用飲料水袋	6L用(手提げ)	袋	1,000											
	非常用飲料水袋	10L用	袋	3,500											
	非常用飲料水袋	10L用(手提げ)	袋	1,995											
	救急箱		箱	6											
	救急箱	50人用	箱	55	2		1				2	3			
	担架	四つ折りストレッチャー	台	35		1	1				1	1			
	担架	スーパーPE担架	枚	89		2	2				2	2			
	車いす		台	30			1				1				1
	拡声器		台	14											
	一輪車		台	2											
	三角コーン		個	53											
	コーンウェイト		個	49											
	三角コーン用バー		本	4											
	ブルーシート		枚	726	50				20						
	雨合羽		個	123				20							

区分				木屋平地区													
				庁舎	旧・総合支所	三ツ木集会所	谷口公民館	木屋平小中学校	つるぎの里	内川地集会所							
				複合施設2F倉庫	B1F	1F	基幹集落センター12F	出張所裏									
名称	仕様	単位	合計														
応急用品	軍手		個	400													
	職員災害対応用ヘルメット		個	22													
	災害救助用工具セット	HM27	式	2													
	スコップ	剣・木柄	本	85				5									
	スコップ	平・木柄	本	10													
	両口ハンマー	3.0kg	個	21													
	バール	900mm	個	12													
	ポルトクリッパー	600mm	個	14													
	替刃式持込ノコギリ	240mm	個	13													
	チェンソー	CS35EC3	台	5				1									
	木づち		本	3													
石み		個	21														
生活用品	紙おむつ	大人用(M)	枚	116													
	紙おむつ	大人用(L)	枚	102													
	尿漏れパット		枚	120													
	生理用品		枚	1,720													
	毛布		枚	3,211				248	32	60	30	50	10				
	毛布	アルミヒートブランケット	枚	20													
	タオル		枚	400													
	ウエットタオル		本	400													
	シャンプー用手袋	水のいらぬ泡なしシャンプー	個	400													
	指定ゴミ袋	詳細は別シート	箱	207													
トイレ対策	ワンタッチテント	ベンリーテント	張	112				2	2	2	2						
	段ボールトイレ	エコマル2	個	110				2	2	2	2						
	手すり付きポータブルトイレ用テント		張	39													
	手すり付きポータブルトイレ		個	39													
	和式トイレ		個	15													
	便処理袋	ベンリー袋	セット	12,000													
	便処理袋	マイルット	セット	76,400				700	1,100	1,900							
	トイレトペーパー		ロール	656													
ベビー用品	紙おむつ	乳児用(S)	枚	328													
	紙おむつ	乳児用(M)	枚	448													
	紙おむつ	乳児用(L)	枚	378													
	紙おむつ	乳児用(B)	枚	168													
衣類	下着セット	紳士用(半袖Tシャツ1枚、ボクサーパンツ1枚)	セット	220													
	下着セット	婦人用(半袖Tシャツ1枚、ショーツ1枚)	セット	220													
	長靴		足	22				5									
調理器具	移動式炊飯器		台	36			1	1		1							
	移動式炊飯器「専用鉄板」(日赤寄贈)		台	1													
	カセットコンロ		台	1													
	ハイゼックス		枚	1,497			○										
感染症対策用品	感染症対策キット	体温計、手袋、ハンドソープ、消毒液	箱	45	1					1	1						
	防護服	目止めテープあり	着	10													
	防護服	ガウン	着	100													
	不織布マスク(R2臨時交付金)	PFE不織布3層マスク	枚	15,000													
	不織布マスク(R2臨時交付金)	不織布サージカルマスク	枚	18,400													
	不織布マスク(寄贈)	やわらか肌ざわり快適マスク	枚	6,800													
	フェイスシールド		個	1,080													
デスクパーティション		個	90														
燃料	燃料携行缶	10L	缶	39			1	1	1	1				1			

6 林野火災用空中消火資器材等保有状況一覧表

① 県保有分

資 機 材 等 名 称	数 量	規 格	等	保 管 場 所 等
散布装置（水のう型）	14基	中型ヘリ用（700㍓型）		○管場所 徳島県立防災センター-備蓄倉庫 ○連絡先 ①徳島県消防学校 088-683-2200 ②徳島県立防災センター 088-683-2100 ③徳島県消防保安課 088-621-2284
混 合 機	4基			
組 立 水 槽	6基	2,500㍓型		
可動式動力ポンプ	4台	B-3級		
ホ ー ス	24本	口径65mm 長さ20m		
吸 管	6本	口径75mm 長さ 8m		
消火薬剤（20kg入）	100缶	エフアールS		
消火薬剤（20kg入）	100缶	エフアールT		
展着剤（20kg入）	50缶	CMC		
着色剤（5kg入）	4缶			
バ ケ ッ ト	4基	7,570㍓型	1基（大型ヘリ用） 保管：徳島県消防防災航空隊	
		1,590㍓型	3基（うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中）	

② 市町等保有分

団 体 名	資 機 材	
	ジェットシューター	チ ェ ン ソ ー
美馬市消防本部	60	6
美馬西部消防組合	60	4
徳島中央広域連合	37	6
みよし広域連合	32	8
美 馬 市	0	4
三 好 市	80	—
つ る ぎ 町	20	4
東 み よ し 町	27	—

7 水源一覧表（市内）

水源施設名	所在地	形状寸法	施設能力 (日/㎡)
第1水源	美馬市脇町大字猪尻東分69	RCφ3.0m×h16.7m	840
第2水源	美馬市脇町大字猪尻東分64	RCφ3.0m×h13.5m	2,880
第3水源	美馬市脇町大字猪尻東分69	RCφ4.0m×h5.0m	2,160
第4水源	美馬市脇町大字猪尻124	RCφ3.0m×h13.5m	1,620
第5水源	美馬市脇町下曾江名50-4	RCφ2.0m×h10.0m	600
第7水源	美馬市脇町八幡神社下南136-1	RCφ4.0m×h11.0m	3,060
第1水源（穴吹地区）	美馬市穴吹町穴吹字九反地	RCφ5.0m×h15.0m	4,900
中央水源	美馬市美馬町字大宮西地先河川敷	RCφ3.0m×h7.05m	4,639
西部水源（1号井）	美馬市美馬町字竹ノ内97	RCφ3.0m×h13.85m	555
西部水源（2号井）	美馬市美馬町字竹ノ内59-1	RCφ3.0m×h10.50m	1,200

8 配水池一覧表（市内）

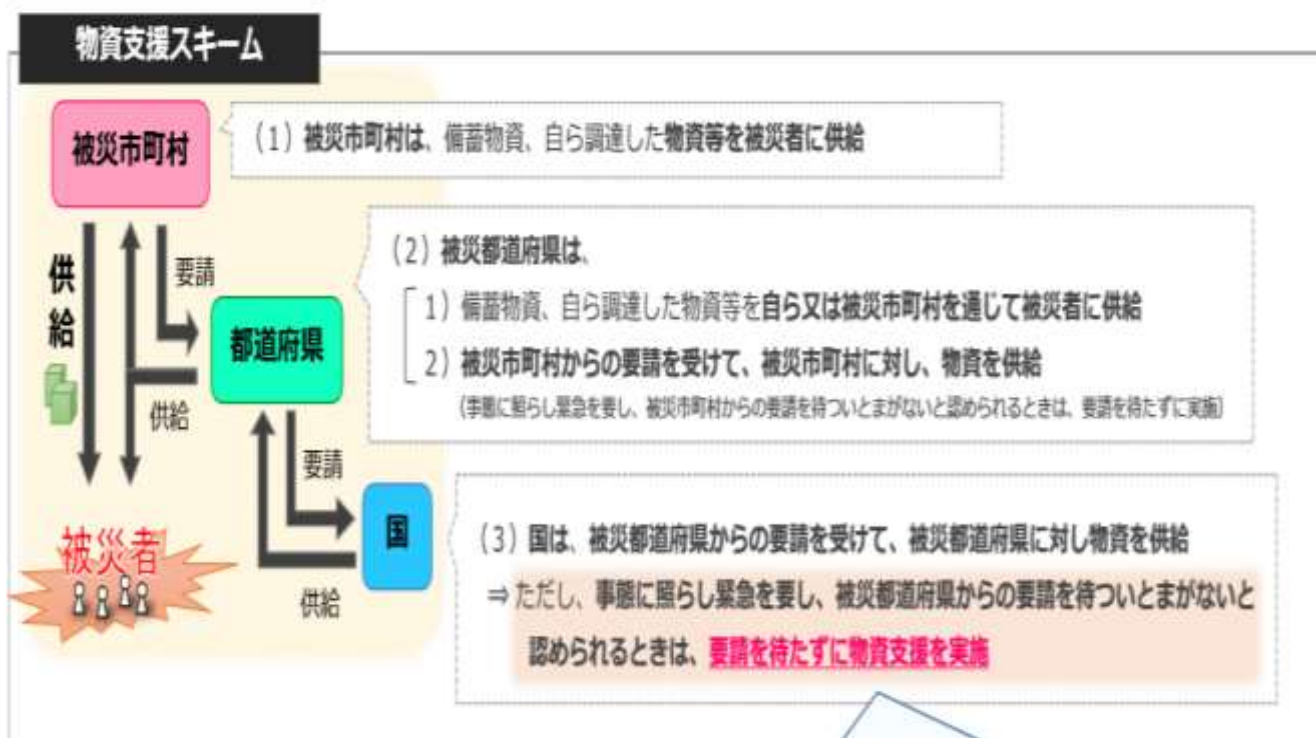
施設名	所在地	形状寸法	施設能力 (㎡)
上野配水池	美馬市脇町大字猪尻字西上野42-4	PC内径16.0m×深6.0m SUS8.5m×18.0m×深5.5m	V=1,200 V=400×2
古作配水池	美馬市脇町字曾江名582-2	PC内径10.0m×深5.2m	V=400
	美馬市脇町字曾江名583-6	PC内径14.0m×円周部半径7.0m×深5.2m	V=1,800
大木原配水池	美馬市脇町字曾江名823-3	PC内径14.8m×深6.0m	V=1,000
中央配水池	美馬市穴吹町口山字尾山397	PC内径15.0m×深5.5m	V=1,200
中央高区配水池	美馬市美馬町横尾20-43	SUS24.0m×9.0m×深5.78m	V=1,000
上横尾配水池	美馬市美馬町横尾14-27	SUS6.0m×4.0m×深3.0m	V=60
中央配水池	美馬市美馬町滝ノ宮145-2・144-3	PC内径12.8m×深5.6m	V=720
滝ノ宮配水池	美馬市美馬町滝ノ宮248-2・249-1	SUS17.0m×12.5m×深3.55m	V=750
西部配水池	美馬市美馬町城29-1	SUS21.0m×10.0m×深4.0m	V=700
西部高区配水池	美馬市美馬町城196-14・196-15	SUS7.0m×7.0m×深3.5m	V=150
宮北配水池	美馬市美馬町下の段14-12	SUS6.0m×7.0m×深3.0m	V=100

9 木材保有数（県内）

貯 木 場 名		面 積 (㎡)	貯木能力 (㎡)		現在量(㎡)	
徳島県木材センター協同組合	土場	13,300	製品	3,500	1,000	
	土場	4,752	素材	400	0	
株 式 会 社 ゲ ン ボ ク	土場	31,750	素材	11,000	1,000	
県 営 貯 木 場	水面	62,600	素材	15,500	0	
徳島県木材団地協同組合連合会		土場	54,196	素材	154,000	4,000
徳島中央森林組合	神山本所	土場	6,630	素材	1,700	500
	勝浦郡支所	土場	3,734	素材	1,000	800
木頭森林組合（相生及び横石）		土場	27,000	素材	5,500	2,500
美馬郡木材協同組合		土場	15,012	素材	7,000	650
三好木材センター事業協同組合		土場	45,080	素材	15,000	1,000
計		土場面積	201,454	製品	3,500	1,000
		水面面積	62,600	素材	211,100	10,450

10 災害時の物資の流れ

『災害時の物資支援（内閣府）』より



『プッシュ型支援』とは

発災当初において、**被災自治体からの具体的な要請を待たず**に必要不可欠と見込まれる物資、いわば**被災者の命と生活環境に不可欠な必需品**を、**国が調達し被災地に緊急輸送する**もの。

(◇東日本大震災等の経験・教訓から災害対策基本法がH24に改正、平成28年熊本地震において初めて実施)

- ・食料や乳児用ミルク、携帯・簡易トイレ、毛布、生理用品、トイレトーパー、紙おむつ等の基本品目のほか、
- ・避難所環境の整備に必要な段ボールベッドやパーティション、熱中症対策に不可欠な冷房機器、感染所対策に必要なマスクや消毒液などを支援しており、その他災害の様態や被災地ニーズも踏まえて適切に支援する。

1.1 プッシュ型支援を含む国からの支援物資一覧表

『物資支援の計画概要（内閣府）』から引用

物資区分	物資の細部	
食料	<ul style="list-style-type: none"> ・アルファ化米 ・パン ・おにぎり ・缶詰 ・レトルトおかゆ ・介護食品 ・ビスケット ・米 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存用パン ・カップ麺 ・パック御飯 ・レトルト（カレー、スープ等） ・ベビーフード ・栄養補助食品 ・バナナ ・<u>育児用粉ミルク・液体ミルク</u>
衛生用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒液 ・弾性ストッキング ・ペーパータオル ・歯ブラシ ・歯磨きセット ・エチケット袋 ・ビニール袋（45ℓ黒） ・ビニール袋（90ℓ透明） ・ハンドソープ ・リンス ・ボディーソープ ・除菌スプレー ・消臭スプレー ・カミソリ ・ほうき ・割り箸 ・ラップ ・モップ ・使い捨て手袋 ・強化ゴム手袋 ・紙皿 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク ・ボディーシート ・液体歯磨洗口液 ・歯磨き粉 ・歯磨シート ・ビニール袋 ・ビニール袋（45ℓ透明） ・タオル ・シャンプー ・石けん ・シャンプー&リンストラベルセット ・箱ティッシュ ・身体用消臭剤 ・雑巾 ・ちりとり ・（プラ）スプーン ・バケツ ・粘着クリーナー ・ビニール手袋 ・紙コップ
トイレ用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ ・<u>簡易トイレ・携帯トイレ</u> ・<u>トイレットペーパー</u> ・消臭剤 ・ビニールシート ・トイレ用アタッチメント ・トイレ掃除用洗浄剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・尿取りパッド ・凝固剤 ・トイレ用クリーナー ・簡易マット ・レジャーシート等 ・仮設トイレ用消臭液 ・トイレブラシ

電化製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末 ・テレビ ・ヘッドライト ・電気式蚊取り線香 ・懐中電灯 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯用充電器 ・電気ポット ・ランタン ・電源ドラム ・単一・単二・単三乾電池
水等	<ul style="list-style-type: none"> ・水（2ℓ） ・清涼飲料水 ・LL牛乳 	<ul style="list-style-type: none"> ・水（500ml） ・野菜ジュース ・貯水タンク
間仕切り等	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り ・段ボール製簡易ベッド ・レインコート 	<ul style="list-style-type: none"> ・間仕切用段ボール ・介護ベッド ・長靴
化粧水等	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧水 ・スキンケアセット ・ベビー用品 	<ul style="list-style-type: none"> ・化粧水シート ・授乳ブラジャー
衣類等	<ul style="list-style-type: none"> ・下着類 ・衣類用洗剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・Tシャツ ・耳栓
生理用品等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>紙おむつ（乳児・小児）</u> ・<u>生理用品</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>紙おむつ（大人）</u>
ロープ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープ ・布（ガム）テープ 	<ul style="list-style-type: none"> ・PPロープ ・養生テープ
ガスコンロ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスコンロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスボンベ
毛布等	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>毛布</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・マットレス
カーペット等	<ul style="list-style-type: none"> ・カーペット 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイルカーペット
漂白剤	<ul style="list-style-type: none"> ・台所用漂白剤 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩素系漂白剤
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・油吸着剤 ・軍手 ・住宅用ワイパー ・殺虫剤 ・アレンジケース ・スリッパ ・カラーコーン（コーンベット） 	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう袋 ・カーテン（カーテンレール） ・使い捨てカイロ ・ラバーカップ ・置き型噴霧式防虫剤 ・うちわ ・台車

※ アンダーライン品目：国のプッシュ型支援の中心となる品目（基本8品目）

※ 基本8品目：被災者の命と生活環境に不可欠な物資

※ 国は、基本8品目以外にも以下の物資を調達し、プッシュ型支援で緊急輸送

- ① 避難所環境の整備に必要な物資
- ② 熱中症対策に不可欠な冷房機器
- ③ 感染症対策に必要なマスクや消毒液 等

1.2 基本8品目の調達・供給に関する物資関係省庁等

『南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画』から引用

基本8品目の品目名	物資関係省庁	調整先
食料	農林水産省	関係業界団体・関係事業者
毛布	消防庁	地方自治体
	経済産業省	関係業界団体・関係事業者
乳児用粉ミルク・乳児用液体ミルク	農林水産省	
乳児・小児用おむつ	厚生労働省	
大人用おむつ		
携帯トイレ・簡易トイレ	消防庁	地方自治体
	経済産業省	関係業界団体・関係事業者
トイレットペーパー	経済産業省	
生理用品	厚生労働省	

1.3 「発災直後～3日後頃」から被災者の生命・健康の維持に関し必要性の高い品目

『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省）』から引用

品目			対象者構成比	必要量の原単位
大分類	中分類	小分類		
ペットボトル入り飲料水（500ml）			100%	1人1日4本（2瓶）
非調理食品	アルファ化米		100%	1人1日3個
	非常食（サバイバルフーズ等）			
トイレ	簡易トイレ（目隠し付き）		100%	50人に1台
	簡易トイレ用薬剤・袋			1人1日5個
	トイレットペーパー			1人1日0.11ロール
	消毒液			1人1日7ml
生活用品	液体歯ミガキ		100%	1人1日40ml
食器類	紙コップ	飲料用	100%	1人1日3個
		液体歯ミガキ用		1人1日1個
		乳児ミルク摂取用	0.8%	1人1日8個
	紙どんぶり		100%	1人1日3個
	先割れスプーン			1人1日3個
保温用品	使い捨てカイロ		100%	1人1日1個
	毛布			1人2枚
女性用品	生理用品		6%	1人1日6枚
	おりものシート		18%	
幼児用品	調整粉乳		0.8%	1人1日130 ^g
	幼児用おむつ		2.9%	1人1日6枚
	おしりふきシート			
要介護者・高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）		1.3%	1人1日2枚
	尿取りパッド			1人1日6枚

1.4 「発災直後～3日後頃」において必要と想定される物資の選定理由

『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省）』から引用

品 目			選 定 理 由
大 分 類	中 分 類	小 分 類	
		ペットボトル入り飲料水（500ml）	○ 生命・健康の維持における必要性が非常に高い。
非調理食品	アルファ化米		○ 生命・健康の維持における必要性が非常に高い。
	非常食（サバイバルフーズ等）		
ト イ レ	簡易トイレ（目隠し付き）		○ トイレ環境の不備によって、水・食料の摂取が抑制されやすいため、衛生状態の悪化は感染症の発生可能性を高めることから、生命・健康の維持における必要性が非常に高い。
	簡易トイレ用薬剤・袋		
	トイレットペーパー		
	消毒液		○ 消毒液はノロウィルスにも有効な酸性アルコール消毒剤を用いるべき
生活用品	液体歯ミガキ		○ 誤嚥性肺炎防止等に必要性が高い。
食 器 類	紙コップ	飲料用	○ 水がなくコップの洗浄が困難な場合は、紙コップを使い捨てにする。 ○ 乳児のミルク摂取用の哺乳瓶の確保が困難な場合は、紙コップ授乳法で対応することが考えられる。
		液体歯ミガキ用	
		乳児ミルク摂取用	
	紙どんぶり		○ 水がなく食器の洗浄が困難な場合は、使い捨ての紙食器類を用いる。
	先割れスプーン		
保 温 用 品	使い捨てカイロ		○ 寒冷期の生命・健康の維持における必要性が非常に高い。
	毛 布		
女 性 用 品	生理用品		○ 生理時における必要性が高い。
	おりものシート		○ 非生理時における必要性が高い。
幼 児 用 品	調整粉乳		○ 幼児の生命・健康の維持における必要性が非常に高い。
	幼児用おむつ		○ 幼児の衛生状態の改善等における必要性が非常に高い。
	おしりふきシート		
要介護者・高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）		○ 要介護者・高齢者等の衛生状態の改善等における必要性が非常に高い。
	尿取りパッド		

15 「発災4日後以降」において被災者の生命・健康の維持に関し必要性の高い品目
『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省）』から引用

品 目			対象者構成比	必要量の原単位
大 分 類	中 分 類	小 分 類		
生 活 用 品	汗拭きシート		100%	1人1日4枚
	水のいらないシャンプー			1人2日10ml
	段ボールベッド			1人1個
肌着類（成人男性用）	ブリーフ・トランク	サイズ別分類	44.7%	1人1日1枚
	半袖シャツ			
肌着類（成人女性用）	ショーツ		45%	
	スポーツブラ			
	半袖シャツ			
肌着類（男児用）	スパnbrリーフ		4.9%	
	半袖シャツ			
肌着類（女児用）	ショーツ		4.6%	
	半袖シャツ			
肌着類（乳児用）	長肌着		0.8%	
履 物	靴 下	サイズ別分類	100%	1人1日1足
	スリッパ			1人1足
	サンダル			

16 「**発災4日後以降**」において必要と想定される物資の選定理由

『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省）』から引用

品 目		選 定 理 由
大 分 類	中 分 類	
生 活 用 品	汗拭きシート	○ 衛生状態の改善等における必要性が高い。
	水のいらないシャンプー	
	段ボールベッド	
肌 着 類（成人男性用）	ブリーフ・トランクス	○ 衛生状態の改善等における必要性が高い。
	半袖シャツ	
肌 着 類（成人女性用）	ショーツ	○ 衛生状態の改善等における必要性が高い。
	スポーツブラ	
	半袖シャツ	
肌 着 類（男児用）	スパンブリーフ	○ 衛生状態の改善等における必要性が高い。
	半袖シャツ	
肌 着 類（女児用）	ショーツ	
	半袖シャツ	
肌 着 類（乳児用）	長肌着	
履 物	靴 下	
	スリッパ	
	サンダル	○ 外出時等における必要性が高い。

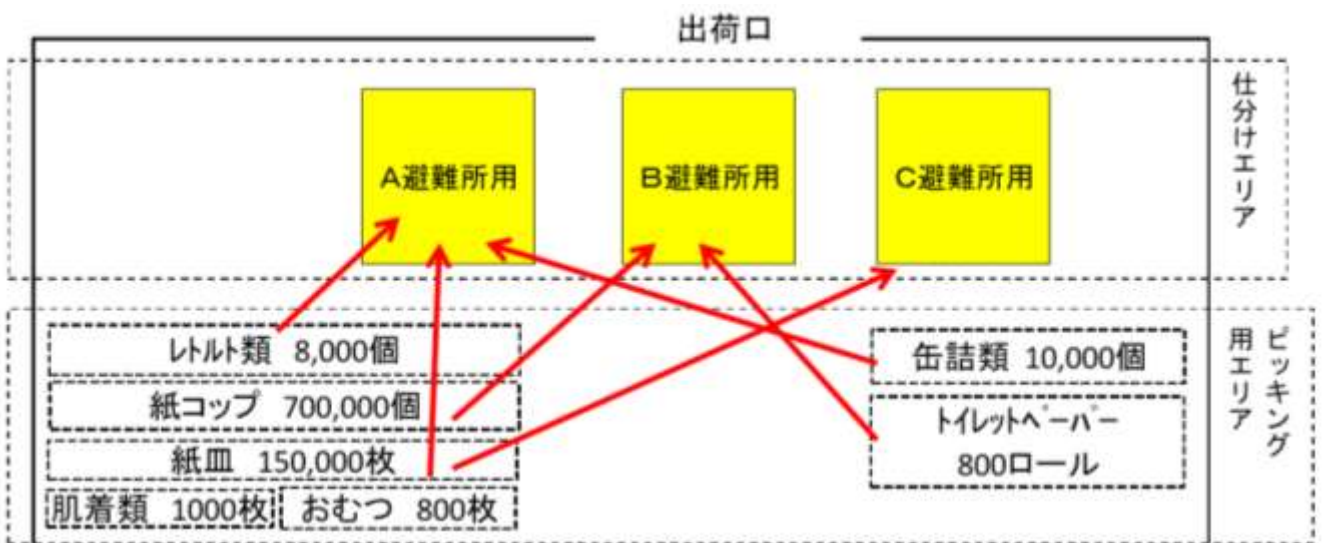
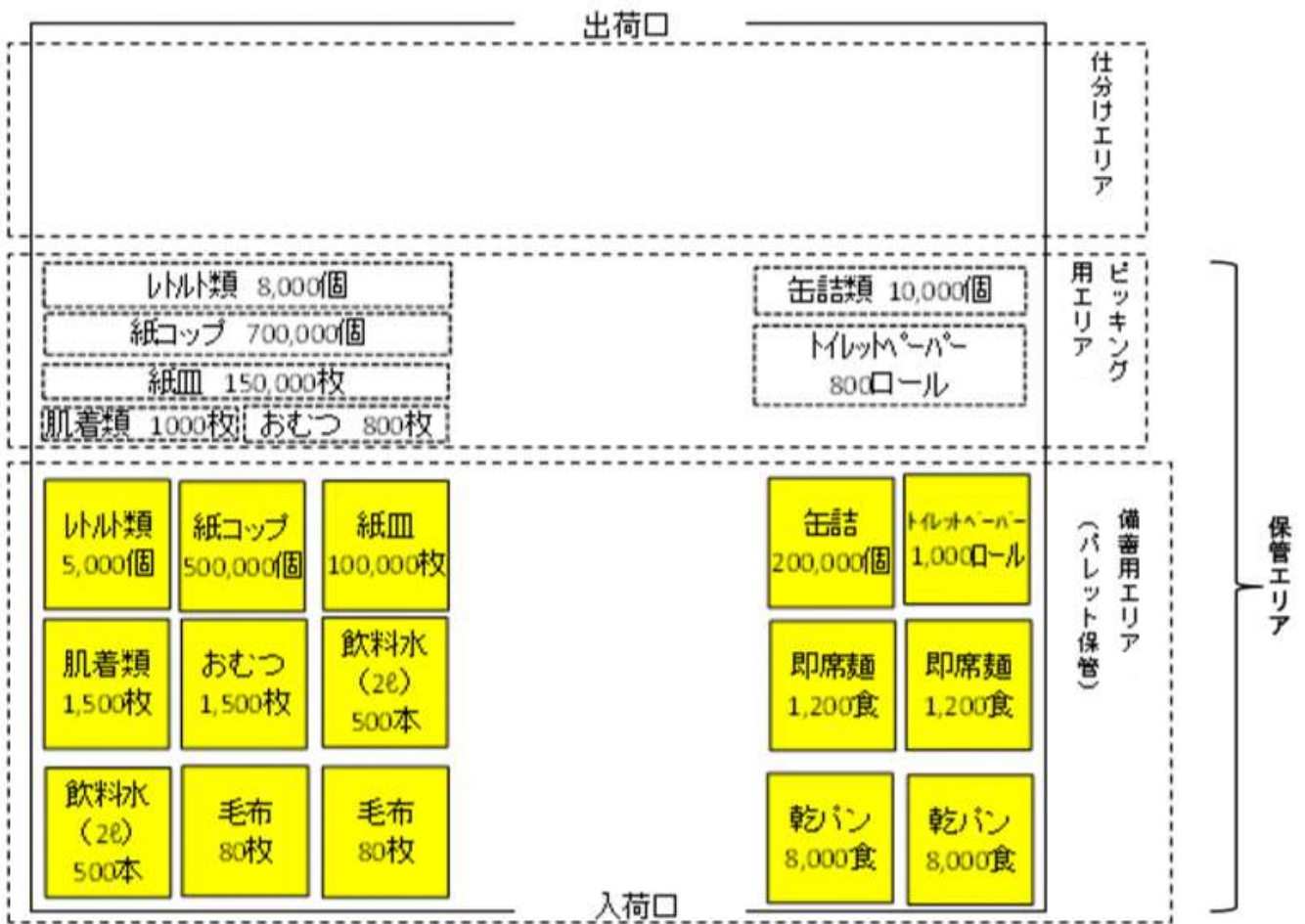
17 フォークリフト荷役時間の目安

『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省）』から引用

区 分	トラック区分		
	4トﾝ車（標準）	4トﾝ車（ワイド）	10トﾝ車（標準）
パレット積載枚数	5枚	10枚	16枚
荷積み時間・荷卸し時間	10分	20分	30分
備 考	<p>① フォークリフトは、物資拠点において一度に荷役作業を行えるようトラック台数と同数程度を確保しておくことが望ましい。</p> <p>② ハンドリフトは、フォークリフトの確保台数を考慮し、フォークリフトの不足台数分を確保しておくことが望ましい。</p> <p>③ この表の荷役時間の目安は、物資が標準的なパレットであるT11型（1,100mm×1,100mm×144mm）に積載されていると想定した場合のトラック1台当たりの荷役時間（荷卸し時間と荷積み時間は同じと仮定）を現している。</p>		

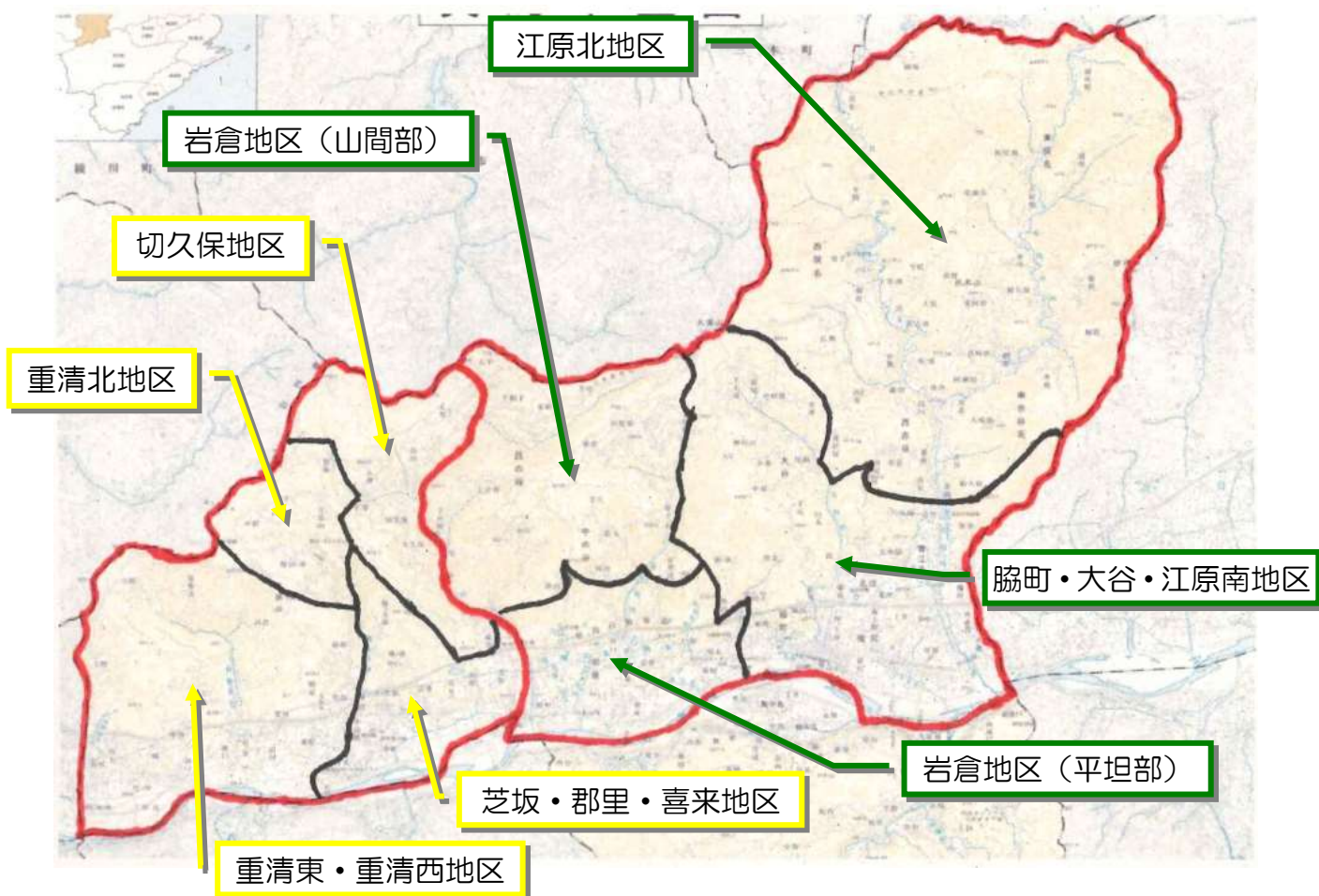
1.8 地域内物資備蓄輸送拠点の運営

『ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック（国交省）』から引用



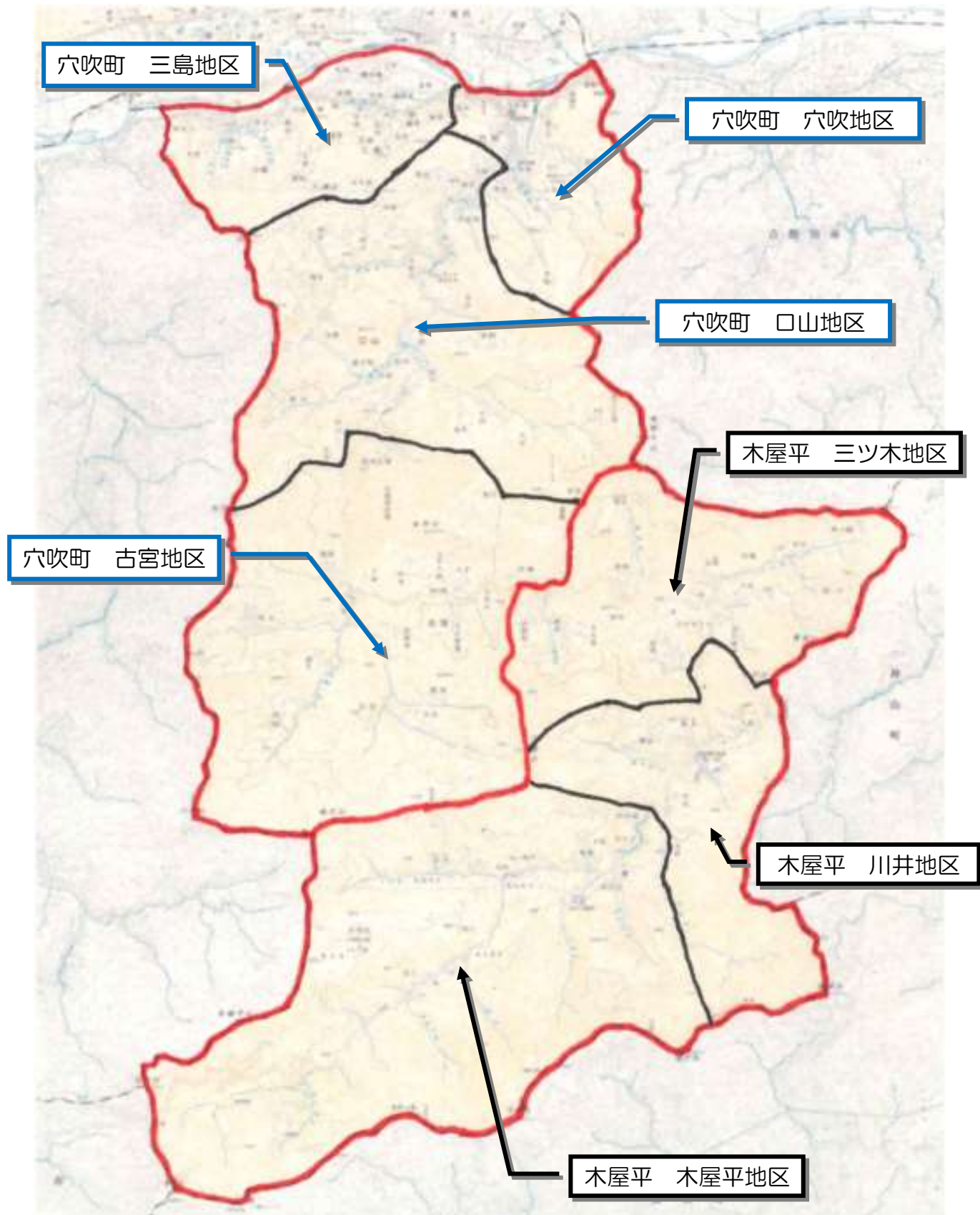
第7 避難に関する資料

1-1 避難情報の発令対象地区の区分（美馬市北部）



旧町村	避難情報発令対象地区名	構成地区	即 応 避 難 所	地区避難所（よく開設する13箇所）
美馬町	芝坂・郡里・喜来地区	芝坂地区	美馬町市民サービスセンター	美馬町市民サービスセンター
		郡里地区		
		喜来地区		
	重清東・重清西地区	重清東地区		
		重清西地区		
脇町	脇町・大谷・江原南地区	切久保地区	地域交流センター ミライズ	美馬竜王の郷 重清北交流館
		重清北地区		
		脇町地区		
	江原北地区	大谷地区		
		江原南地区		
穴吹町	岩倉地区(平坦部)	江原北地区	穴吹農村環境改善センター	地域交流センター ミライズ 江原北小学校 地域共生交流施設 小星ベース 中ノ谷ふれあいの里
		岩倉地区(山間部)		
	穴吹町 三島地区	岩倉地区		
		三島地区		
		穴吹地区		
穴吹町 穴吹地区	穴吹地区			
	穴吹町 口山地区	口山地区		
	穴吹町 古宮地区	古宮地区		
木屋平	穴吹町 古宮地区	古宮地区	木屋平複合施設等	穴吹農村環境改善センター 宮内交流の里 古宮生活改善センター 三ツ木集会所 木屋平複合施設等 谷口公民館
		三ツ木地区		
	木屋平 三ツ木地区			
木屋平	木屋平 川井地区	川井地区		
	木屋平 木屋平地区	木屋平地区		

1-2 避難情報の発令対象地区の区分（美馬市南部）



凡 例 ~~~~~ : 旧町村の境界 ~~~~~ : 避難情報発令対象区域の境界

2 避難情報等と市民がとるべき行動等

『避難情報に関するガイドラインの説明資料〔内閣府〕』より引用

避難情報等	発令者	市民がとるべき行動等	
緊急安全確保 (警戒レベル5)	市長	状況	● 災害は発生又は切迫
		とるべき行動	○ <u>命の危険 直ちに安全確保!</u> <ul style="list-style-type: none"> 立ち退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生や切迫の状況で緊急安全確保行動を安全にとることができるとは限らず、また緊急安全確保行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示 (警戒レベル4)		状況	● 災害のおそれが高い
		とるべき行動	○ <u>危険な場所から全員避難</u> <ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
高齢者等避難 (警戒レベル3)		状況	● 災害のおそれあり
		とるべき行動	○ <u>危険な場所から高齢者等は避難</u> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等（避難を完了するのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等並びにその人の避難を支援する者）は、危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 高齢者等以外の人も、必要に応じ出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり又は自主的に避難するタイミングである。
大雨注意報等 (警戒レベル2)	気象庁	状況	● 気象状況悪化
		とるべき行動	○ <u>自らの避難行動を確認</u> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ等により、自宅や施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
早期注意情報 (警戒レベル1)		状況	● 今後、気象状況悪化のおそれ
		とるべき行動	○ <u>災害への心構えを高める</u> <ul style="list-style-type: none"> 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3 指定避難所一覧表

旧町村	番号	避難所区分			施設名	住所	想定 収容人数	適用災害			
		即応 避難所	地区 避難所	広域 避難所				洪水 (計画規 模)	洪水 (想定最 大規模)	土砂 災害	地震
美馬町	1	1			美馬町市民サービスセンター	美馬市美馬町字天神121	61人	○	○	○	○
	2		1		重清西地域活動センター	美馬市美馬町字八幡115	225人	○	○	○	○
	3		1		重清東地域活動センター	美馬市美馬町字大泉48-1	222人	○	2階以上	×	○
	4		1		重清北交流館	美馬市美馬町字狙ヶ内26-3	167人	○	○	○	○
	5		1		喜来地域活動センター	美馬市美馬町字天神63-1	181人	○	○	○	○
	6		1		郡里地域活動センター	美馬市美馬町字玉振前1-1	140人	2階以上	3階以上	○	○
	7		1		寺町防災交流センター	美馬市美馬町字寺ノ下20-1	48人	○	○	○	○
	8		1		芝坂地域活動センター	美馬市美馬町字南原22-1	165人	○	○	○	○
	9		1		美馬竜王の郷	美馬市美馬町字入倉657	174人	○	○	○	○
	10			1	美馬中学校等(美馬小学校含む)	美馬市美馬町字谷ヨリ西68	445人	○	○	○	○
脇町	11	1	1		地域交流センター ミライズ	美馬市脇町大字猪尻字西分116-1	82人	×	×	○	○
	12		1		脇町小学校	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保116	176人	○	○	○	○
	13		1		脇町中学校	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保78	228人	○	○	○	○
	14		1		岩倉小学校	美馬市脇町岩倉2879	117人	○	○	○	○
	15		1		岩倉中学校	美馬市脇町別所3406	134人	○	○	○	○
	16		1		地域共生交流施設 小星ベース	美馬市脇町字小星692-1	69人	○	○	○	○
	17		1		中ノ谷ふれあいの里	美馬市脇町字川原柴221	51人	○	○	○	○
	18		1		大谷せせらぎの里	美馬市脇町字西大谷437	72人	○	○	×	○
	19		1		清水地域活動センター	美馬市脇町字西俣名1069	60人	○	○	○	○
	20		1		東俣ふれあいの里	美馬市脇町字東俣名320	67人	○	○	○	○
	21		1		江原北小学校	美馬市脇町字西赤谷3744-2	81人	○	○	○	○
	22		1		江原南小学校	美馬市脇町字拝原829	306人	○	○	○	○
	23		1		江原中学校	美馬市脇町字曾江名359-41	155人	○	○	○	○
	24			1	うだつアリーナ	美馬市脇町新町196	377人	×	×	○	○

旧町村	番号	避難所区分			施設名	住所	想定収容人数	適用災害			
		即応避難所	地区避難所	広域避難所				洪水(計画規模)	洪水(想定最大規模)	土砂災害	地震
穴吹町	25	1			穴吹農村環境改善センター	美馬市穴吹町穴吹字安成73	280人	×	×	○	○
	26		1		三島小学校	美馬市穴吹町三島字三谷374	126人	○	2階以上	×	○
	27		1		三島中学校	美馬市穴吹町三島字三谷356	85人	○	○	×	○
	28		1		穴吹小学校	美馬市穴吹町穴吹字柏40	91人	○	○	×	○
	29		1		穴吹中学校	美馬市穴吹町穴吹字井口23	139人	○	○	×	○
	30		1		初草ふれあい館	美馬市穴吹町口山字初草144	106人	○	○	○	○
	31		1		西淵ふれあいの里	美馬市穴吹町口山字淵名485	29人	○	○	×	○
	32		1		宮内交流の里	美馬市穴吹町口山字宮内52	106人	○	○	×	○
	33		1		古宮生活改善センター	美馬市穴吹町古宮字長尾559-1	32人	○	○	×	×
	34			1	穴吹スポーツセンター	美馬市穴吹町穴吹字藪ノ下5	303人	○	×	○	○
木屋平	35	1	1	1	木屋平複合施設等(川井集会所、木屋平中学校体育館含む)	美馬市木屋平字川井224	102人	○	○	○	○
	36		1		三ツ木集会所	美馬市木屋平字三ツ木239-1	41人	○	○	×	○
	37		1		谷口公民館	美馬市木屋平字谷口35-1	71人	○	○	×	○
合計		4	32	4		5,314人	34	33	26	36	

避難所区分の定義について

【避難所区分の概要】

区分	被災状況と具体的な場面	考え方	備記	避難所の規模と該当避難所
即応避難所	【通常災害即応モード】 ・市内に大雨警報、洪水警報、冠水警報等発表に伴い警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合で、状況が悪化する傾向が見られない場合 ・市内に土砂災害警戒情報、冠水警報等発表に伴い警戒レベル4「避難指示」が発令された場合で、状況が悪化する傾向が見られない場合	・避難の必要性が高まった場合に即ち開設 →短時間・少人数での迅速・鮮明な対応が必要 →施設が所在する施設	・安全確保 ・情報提供	【小規模】 ・町会 ・庁舎に隣接する施設
地区避難所	【通常災害モード】 ・市内に土砂災害警戒情報、冠水警報等発表に伴い警戒レベル4以上の避難情報が発令された場合で、状況が悪化する傾向が見られ、「牛ケ丸(危険度分布)」のメッシュ情報が、山間部など最寄避難所から割れている。又は市内広域に達している場合 ・勢力の強い大型台風が直撃域に上陸する可能性があり、市内で広範囲に及び多岐的な避難が必要となる場合 ・計画規模(古野川由田上流域の2.5日連続雨量490mm)の異常の高値がある場合 ・市内で震度5強程度の地震が発生し、市内において冠水以上の被害が予測され、予期的な避難が必要となる場合 ・南海トラフ地震被害想定(巨大地震注意)の発表に伴い、避難者が発生する可能性がある場合	・避難情報等の影響が生じてから短時間で開設 ・災害の規模、避難者数の増加等により、最寄避難所に追加して開設 ・避難者(高齢者を含む)に「水・食糧・生活物資と生活圏所」を提供 →生活圏所である小学校区単位で開設	・安全確保 ・情報提供 ・物資提供 ・生活支援 ・高齢者支援 ・福祉管理	【中規模】 ・小学校 ・旧小学校 ・中学校 ・小学校のみで 地区想定避難者収容できる場合
広域避難所	【大規模災害モード】 ・想定最大規模(古野川沿岸上流域の48時間総雨量765mm)の被害の危険がある場合 ・南海トラフ巨大地震又は中央構造線・活断層巨大地震の発生に伴い市内に甚大な被害が生じ、非常に多数の被災者(美馬市外在住で避難発生時に市内に滞在していた者を含む)が発生している場合 ・南海トラフ地震被害想定(巨大地震警戒)の発表に伴い、多数の避難者が発生する可能性がある場合 ・原子力発電所でのメルトダウン事故等の発生に伴い、特定区域の住民が長期に渡る広域避難を強いられる。美馬市が当該避難者の受け入れとなる場合	・災害が大規模化し、被害が広範囲に及び場合に開設 ・避難の長期化、避難者の増加、他市町村からの広域避難、在町避難者に対する物資の配布等に対応 →地区避難所と同一校区に重複して所在する大規模施設	・安全確保 ・情報提供 ・生活支援 ・福祉管理	【大規模】 ・中学校 ・大型体育施設

【適用災害】

	○	×
洪水 (計画規模・想定最大規模 それぞれ)	・洪水浸水想定区域に含まれないもの ・洪水浸水想定区域に含まれるが、浸水深が0.5m未満で2階以上のフロアがあるもの または 浸水深が3.0～5.0mで3階以上のフロアがあるもの	・左記に含まれ、2階以上のフロアがないもの ・浸水想定等旧型想定区域に含まれるもの
土砂災害	土砂災害警戒区域に含まれないもの	左記に含まれるもの
地震	昭和56年以降の新耐震基準に適合するもの又は耐震改修を実施したもの	左記に適合していないもの

4 指定福祉避難所一覧表

番号	施設名	住所	受入可能人数・対象者		指定日 (協定締結日又は告示日)
1	特別養護老人ホーム 健祥会家康	脇町大字脇町 966	20	高齢者	H23. 6. 1
2	介護老人保健施設 センターヴィレッジ	脇町字拝原 1354-5	15	高齢者・妊産婦 障がい者	R 3. 2. 1
3	障害者支援センター 小星園	脇町字小星 748-1	60	要配慮者	R 3. 2. 1
4	江原認定こども園	脇町字拝原 700-1	20	妊産婦・乳幼児	H25. 4. 1
5	徳島県立池田支援学校 美馬分校	美馬町字大宮西100-4	20	要配慮者	R 5. 4.10
6	美馬認定こども園	美馬町字中東原 70-1	20	妊産婦・乳幼児	H28. 4. 1
7	老人保健施設 健祥会ヘルス	穴吹町三島字舞中島2021	20	要配慮者	R 3.10.20
8	穴吹認定こども園	穴吹町穴吹字福戸原 1	20	妊産婦・乳幼児	H31. 4. 1
9	木屋平高齢者生活福祉センター つるぎの里	木屋平字谷口 257-4	10	高齢者	H28. 4. 1
10	(逐次追加)				
11	(逐次追加)				
12	(逐次追加)				
13	(逐次追加)				
14	(逐次追加)				
15	(逐次追加)				
16	(逐次追加)				
17	(逐次追加)				
18	(逐次追加)				
19	(逐次追加)				
20	(逐次追加)				

5 指定緊急避難場所及び車中泊避難場所一覧表

旧町村	番号	施設名	使用部分	住所	面積	想定 収容人数 (1人あたり 4㎡)	適用災害					へり降着 適地との 重複	車中泊 避難
							洪水 (計画 規模)	洪水 (想定 最大 規模)	土砂 災害	地震	大規 模な 火災		
美馬町	1	美馬町市民サービスセンター	駐車場	美馬市美馬町字天神121	2,300㎡	575人	○	○	○	○	○		不可
	2	重清西地域活動センター	グラウンド	美馬市美馬町字八幡115	5,500㎡	1,375人	○	○	○	○	○		可
	3	重清東地域活動センター	グラウンド	美馬市美馬町字大泉48-1	3,400㎡	850人	○	×	×	○	○		可
	4	重清北交流館	グラウンド	美馬市美馬町字狙ヶ内26-3	3,300㎡	825人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	5	喜来地域活動センター	グラウンド	美馬市美馬町字天神63-1	2,100㎡	525人	○	○	○	○	○		可
	6	郡里地域活動センター	グラウンド	美馬市美馬町字玉振前1-1	6,500㎡	1,625人	×	×	○	○	○		可
	7	寺町防災交流センター	駐車場	美馬市美馬町字寺ノ下20-1	500㎡	125人	○	○	○	○	×		可
	8	芝坂地域活動センター	グラウンド	美馬市美馬町字南原22-1	2,400㎡	600人	○	○	○	○	○		可
	9	美馬竜王の郷	グラウンド	美馬市美馬町字入倉657	2,500㎡	625人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	10	美馬中学校等(美馬小学校 含む)	グラウンド	美馬市美馬町字谷ヨリ西68	22,000㎡	5,500人	○	○	○	○	○		可
	11	美馬福祉センター跡地	空き地	美馬市美馬町字中中原75	1,400㎡	350人	○	○	○	○	○		可
	12	道の駅「みまの里」	観光交流施設、 駐車場	美馬市美馬町字願勝寺72	5,500㎡	1,375人	○	○	○	○	○	重複	ヘリポート 以外可
脇町	13	地域交流センター ミライズ	駐車場	美馬市脇町大字猪尻字西分 116-1	7,000㎡	1,750人	×	×	○	○	○		可
	14	脇町小学校	グラウンド	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保 116	4,700㎡	1,175人	○	○	○	○	○		可
	15	脇町中学校	グラウンド	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保 78	10,300㎡	2,575人	○	○	○	○	○		可
	16	岩倉小学校	グラウンド	美馬市脇町岩倉2879	7,900㎡	1,975人	○	○	○	○	○		可
	17	岩倉中学校	グラウンド	美馬市脇町別所3406	10,100㎡	2,525人	○	○	○	○	○		可
	18	地域共生交流施設 小星ベース	駐車場	美馬市脇町字小星692-1	4,300㎡	1,075人	○	○	○	○	○		可
	19	中ノ谷ふれあいの里	グラウンド	美馬市脇町字川原柴221	1,800㎡	450人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	20	大谷せせらぎの里	グラウンド	美馬市脇町字西大谷437	1,700㎡	425人	○	○	×	○	○		可
	21	清水地域活動センター	グラウンド	美馬市脇町字西俣名1069	2,300㎡	575人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	22	東俣ふれあいの里	グラウンド	美馬市脇町字東俣名320	1,800㎡	450人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	23	江原北小学校	グラウンド	美馬市脇町字西赤谷3744-2	5,900㎡	1,475人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	24	江原南小学校	グラウンド	美馬市脇町字拝原829	4,500㎡	1,125人	○	○	○	○	○		可
	25	江原中学校	グラウンド	美馬市脇町字曾江名359-41	14,000㎡	3,500人	○	○	○	○	○		可
	26	うだつアリーナ	公園、駐車場	美馬市脇町新町196	21,700㎡	5,425人	×	×	○	○	○		可
	27	道の駅「藍ランドうだつ」	駐車場	美馬市脇町大字脇町55	3,300㎡	825人	×	×	○	○	○		可

旧町村	番号	施設名	使用部分	住所	面積	想定 収容人数 (1人あたり 4㎡)	適用災害					へり降着 適地との 重複	車中泊 避難
							洪水 (計画 規模)	洪水 (想定 最大 規模)	土砂 災害	地震	大規 模な 火災		
穴吹町	28	穴吹農村環境改善センター	駐車場	美馬市穴吹町穴吹字安成73	4,800㎡	1,200人	×	×	○	○	○		可
	29	三島小学校	グラウンド	美馬市穴吹町三島字三谷374	1,700㎡	425人	○	×	×	○	○		可
	30	三島中学校	グラウンド	美馬市穴吹町三島字三谷356	4,300㎡	1,075人	○	○	×	○	○	重複	グラウンド 以外可
	31	穴吹小学校	グラウンド	美馬市穴吹町穴吹字柏40	4,800㎡	1,200人	○	○	×	○	○		可
	32	穴吹スポーツセンター	駐車場	美馬市穴吹町穴吹字藪ノ下5	1,300㎡	325人	○	×	○	○	×		可
	33	穴吹中学校	グラウンド	美馬市穴吹町穴吹字井口23	9,200㎡	2,300人	○	○	×	○	○	重複	グラウンド 以外可
	34	初草ふれあい館	グラウンド	美馬市穴吹町口山字初草144	1,700㎡	425人	○	○	○	○	○		可
	35	西淵ふれあいの里	グラウンド	美馬市穴吹町口山字淵名485	800㎡	200人	○	○	×	○	○		可
	36	宮内交流の里	グラウンド	美馬市穴吹町口山字宮内52	4,000㎡	1,000人	○	○	×	○	○	重複	グラウンド 以外可
37	古宮出張所・診療所跡地	空き地	美馬市穴吹町古宮字長尾562-2	500㎡	125人	○	○	×	○	○	重複	グラウンド 以外可	
木屋平	38	木屋平複合施設等(川井集会所、木屋平中学校体育館含む)	グラウンド、駐車場	美馬市木屋平字川井224	8,100㎡	2,025人	○	○	○	○	○	重複	グラウンド 以外可
	39	三ツ木集会所	駐車場	美馬市木屋平字三ツ木239-1	800㎡	200人	○	○	×	○	○		可
	40	谷口公民館	駐車場	美馬市木屋平字谷口35-1	400㎡	100人	○	○	×	○	×		可
					201,100㎡	50,275人	35	32	29	40	37		

6 サブ避難所（補助避難所）一覧表

旧町村	番号	施設名	住所
美馬町	1	美馬文化会館	美馬市美馬町字養泉11
脇町	2	徳島県立脇町高等学校	美馬市脇町大字脇町1270-2
穴吹町	3	三島会館	美馬市穴吹町三島字舞中島1524
	4	穴吹林業総合センター	美馬市穴吹町三島字三谷302-5
	5	東洋警備保障株式会社トレーニングセンター	美馬市穴吹町穴吹字平ノ内31-1
木屋平	6	木屋平小学校・木屋平中学校	美馬市木屋平字谷口235-1

7 一時避難場所一覧表

(集会所等)

番号	施設名	住所
1	小長谷集会所	美馬市美馬町字小長谷118
2	東宗重集会所	美馬市美馬町字東宗重206-1
3	駅東コミュニティー	美馬市美馬町字玉振前18-1
4	馬次集会所	美馬市美馬町字駅57
5	中山路北集会所	美馬市美馬町字柿木1-8
6	中山路西集会所	美馬市美馬町字願勝寺10-18
7	妙見神社部落会館	美馬市美馬町字妙見31-1
8	喜来集会所	美馬市美馬町字妙見81-1
9	和進集会所	美馬市美馬町字妙見109-1
10	天神集会所	美馬市美馬町字天神9-1
11	井川集会所	美馬市美馬町字天神北89-5
12	芝坂東集会所	美馬市美馬町字明神原59-27
13	芝坂会館	美馬市美馬町字薬師20
14	蕨草集会所	美馬市美馬町字丸山107-5
15	坊僧集会所	美馬市美馬町字坊僧158-1
16	段池梅集会所	美馬市美馬町池ノ浦273
17	鍵掛滝ノ宮集会所	美馬市美馬町字滝ノ宮231
18	大久保公民館	美馬市美馬町字大久保271-1
19	昭和部落会館	美馬市美馬町字正部21
20	上久保集会所	美馬市美馬町字入倉745-4
21	入倉集会所	美馬市美馬町字入倉270-1
22	清田上集会所	美馬市美馬町字清田365-2
23	清田下集会所	美馬市美馬町字清田197
24	丈寄集会所	美馬市美馬町字丈寄20-2
25	宮北コミュニティセンター	美馬市美馬町字宮前214-1
26	上野集会所	美馬市美馬町字上野
27	中島集会所	美馬市美馬町字滝下31-29

番号	施設名	住所
28	中上集会所	美馬市美馬町字小原11-7
29	城自治会館	美馬市美馬町字城29-3
30	中西会館	美馬市美馬町字里西屋敷86
31	八幡集会所	美馬市美馬町字八幡7-2
32	谷口部落会館	美馬市美馬町字谷口75-3
33	露口集会所	美馬市美馬町字露口127-3
34	吉水集会所	美馬市美馬町字吉水131-6
35	中野大師堂	美馬市美馬町字中野125
36	宗ノ分自治会館	美馬市美馬町字一ノ宮9
37	美馬高齢者センター	美馬市美馬町字谷尻57-1
38	西荒川集会所	美馬市美馬町字西荒川52
39	東荒川集会所	美馬市美馬町字岸ノ下12-4
40	東原集会所	美馬市美馬町字中東原127-1
41	突出集会所	美馬市美馬町字下突出184
42	猿坂集会所	美馬市美馬町字横尾6-4
43	重清北校区コミュニティセンター	美馬市美馬町字宮ノ岡31-4
44	野田ノ井会館	美馬市美馬町字西浦23
45	中村集会所	美馬市美馬町字芹佐古38-1
46	藤宇会館	美馬市美馬町字宮ノ岡31-2
47	城ヶ丸大師堂	美馬市美馬町字惣後37-2
48	ナロフ集会所	美馬市美馬町字ナロフ30
49	加重集会所	美馬市脇町字西赤谷
50	棚田集会所	美馬市脇町字西赤谷2255-24
51	共進集会所	美馬市脇町字西赤谷207-10
52	拝原東集会所	美馬市脇町字拝原2593-4
53	拝中集会所	美馬市脇町字拝原2011-1
54	美奈弥生活改善センター	美馬市脇町字拝原697
55	芳越集会所	美馬市脇町字拝原170

番号	施設名	住所
56	曾江生活改善センター	美馬市脇町字曾江名873-1
57	新田集会所	美馬市脇町字曾江名359-92
58	貞安集会所	美馬市脇町字西赤谷2961
59	美村集会所	美馬市脇町字西赤谷2906
60	赤谷集会所	美馬市脇町字東赤谷136-4
61	落合集会所	美馬市脇町字西赤谷2230-6
62	黒北集会所	美馬市脇町字東赤谷名187-2
63	藤川集会所	美馬市脇町字西赤谷1508
64	広棚生活改善センター	美馬市脇町字西俣名120-5
65	中熊集会所	美馬市脇町字西赤谷2005
66	釜の池集会所	美馬市脇町字西赤谷2144
67	宮井集会所	美馬市脇町字西俣名434-2
68	夏子集会所	美馬市脇町字西俣名699-6
69	土井の池集会所	美馬市脇町字西赤谷632-2
70	相平集会所	美馬市脇町字西俣名941-1
71	清水生活改善センター	美馬市脇町字西俣名1145-1
72	御所野集会所	美馬市脇町字東俣名923-2
73	古屋敷集会所	美馬市脇町字東俣名581
74	冬畑集会所	美馬市脇町字東赤谷名992
75	阿串集会所	美馬市脇町字東赤谷名736
76	櫛野生活改善センター	美馬市脇町字東赤谷名410-2
77	猪尻公民館	美馬市脇町大字猪尻字東分111-1
78	中樽井大師堂	美馬市脇町大字猪尻字西分123
79	西上野集会所	美馬市脇町大字猪尻字西上野325-2
80	庄農産加工施設	美馬市脇町大字猪尻字庄61
81	土井集会所	美馬市脇町大字猪尻字土井84
82	原集会所	美馬市脇町大字北庄字原946-4
83	北庄集会所	美馬市脇町大字北庄553-2

番号	施設名	住所
84	伏見集会所	美馬市脇町大字北庄字伏見793
85	古作農産加工施設	美馬市脇町大字猪尻字古作61-3
86	柴床集会所	美馬市脇町大字北庄198
87	伝統工芸体験館	美馬市脇町大字脇町92
88	佐城集会所	美馬市脇町大字脇町字佐尾原1525
89	段集会所	美馬市脇町字段212
90	芋尻集会所	美馬市脇町字上芋尻6-3
91	新町集会所	美馬市脇町新町327
92	西大谷集会所	美馬市脇町字西大谷205
93	東大谷集会所	美馬市脇町字東大谷19-1
94	田上集会所	美馬市脇町字東田上519
95	馬木集会所	美馬市脇町馬木903-1
96	助松集会所	美馬市脇町助松1299-1
97	上の原集会所	美馬市脇町字東山1646-2
98	岩倉農業担い手センター	美馬市脇町岩倉2936-2
99	別所集会所	美馬市脇町別所2772-1
100	別所浜農産加工施設	美馬市脇町別所3538-1
101	野村集会所	美馬市脇町野村4574-3
102	川原町集会場	美馬市脇町川原町4755-16
103	井口集会所	美馬市脇町字井口402-1
104	小星集会所	美馬市脇町字小星543-1
105	平帽子多目的営農施設	美馬市脇町字平帽子919-4
106	下中野集会所	美馬市脇町字下中野
107	上中野集会所	美馬市脇町字上中野336
108	旧芋穴小学校	美馬市脇町字芋穴
109	梨子木集会所	美馬市脇町字梨子木204-2
110	中ノ谷農産加工施設	美馬市脇町字横倉252-2
111	川原柴集会所	美馬市脇町字川原柴

番号	施設名	住所
112	北庄団地集会所	美馬市脇町大字北庄北庄団地444-1
113	中八集会所	美馬市脇町字宮ノ尾12-2
114	城山集会所	美馬市脇町大字脇町東城山1718-2
115	南部集会所	美馬市穴吹町三島字舞中島2333-5
116	観音堂集会所	美馬市穴吹町三島字舞中島264-1
117	舞中島集会所	美馬市穴吹町三島字舞中島1670-1
118	東溪集会所	美馬市穴吹町三島字三谷1081-3
119	繭光・お堂	美馬市穴吹町三島字三谷810-1
120	神田・釈迦堂	美馬市穴吹町三島字小島1713-2
121	東分集会所	美馬市穴吹町三島字小島690-1
122	小島住宅団地集会施設	美馬市穴吹町三島字小島2214-1
123	大師堂<西分>	美馬市穴吹町三島字小島121-8
124	大平台集会所	美馬市穴吹町穴吹字盤若1-12
125	(穴吹)中央集会所	美馬市穴吹町穴吹字遠所65
126	拝村団地集会所(中屋集会所)	美馬市穴吹町穴吹字藤ノ本2-1
127	宝集会所	美馬市穴吹町穴吹字寺前7
128	(新山)大師堂	美馬市穴吹町穴吹字新開186-2
129	成戸集会所	美馬市穴吹町字西成戸65-1
130	尾山農事センター(尾山集会所)	美馬市穴吹町口山字尾山444
131	平野多目的研修集会所	美馬市穴吹町口山字平野68
132	馬内集会所	美馬市穴吹町口山字馬内61
133	初草集会所	美馬市穴吹町口山字初草164-1
134	初草住宅団地集会施設(初草上)	美馬市穴吹町口山字初草29-1
135	仕出原多目的研修集会所	美馬市穴吹町口山字仕出原215
136	中西多目的集会施設	美馬市穴吹町口山字西山707-2
137	中野宮コミュニティ施設	美馬市穴吹町口山字中野宮321-1
138	コミュニティーにしだに	美馬市穴吹町口山字西谷395-1
139	瀧名東集会所	美馬市穴吹町口山字瀧名

番号	施設名	住所
140	文化の里(瀧名西集会所)	美馬市穴吹町口山字瀧名
141	みさき野菜集出荷施設	美馬市穴吹町口山字調子野348
142	梶山集会所	美馬市穴吹町口山字梶山56
143	宮内西集会所	美馬市穴吹町口山字宮内
144	宮内東集会所	美馬市穴吹町口山字宮内129-1
145	首野集会所	美馬市穴吹町口山字首野393
146	田方集会所	美馬市穴吹町口山字田方115-2
147	大内部落集会所	美馬市穴吹町口山字大内
148	知野集会所	美馬市穴吹町口山字知野70-2
149	猿飼部落集会所	美馬市穴吹町口山字猿飼
150	丸山集会所	美馬市穴吹町口山字丸山
151	半平八幡神社集会室	美馬市穴吹町古宮字半平
152	大師堂(川瀬集会所)	美馬市穴吹町古宮字川瀬
153	北又大師堂	美馬市穴吹町古宮字北又
154	葛生集会所	美馬市穴吹町古宮字葛生
155	樫平神社(集会室)	美馬市穴吹町古宮字内田42
156	大師堂第一集会所	美馬市穴吹町古宮字田野内
157	喜来集会所	美馬市穴吹町古宮字喜来
158	地域関連施設中島集会室	美馬市穴吹町三島字舞中島679-3
159	成戸団地集会所	美馬市穴吹町穴吹字西成戸142-6
160	奈良坂第3団地集会所	美馬市穴吹町穴吹字奈良坂33-1
161	樫原多目的集会所	美馬市木屋平字樫原158-1
162	今丸集会所	美馬市木屋平字今丸155
163	南張消防詰所	美馬氏木屋平字南張627-2
164	大北集会所	美馬市木屋平字大北350-1
165	櫟木集会所	美馬市木屋平字櫟木43-2
166	堂久保集会所	美馬市木屋平字八幡193-2
167	一心会館	美馬市木屋平字下名270

番号	施設名	住所
168	八幡多目的集会所	美馬市木屋平字八幡85-1
169	こいと集会所	美馬市木屋平字弓道30
170	高齢者コミュニティセンター	美馬市木屋平字森遠370
171	谷口上集会所	美馬市木屋平字谷口127
172	太合農産物出荷所(太合集会所)	美馬市木屋平字太合397-2
173	川上集会所	美馬市木屋平字川上218-2

(教育集会所)

番号	施設名	住所
1	美馬教育集会所	美馬市美馬町字宮前239
2	拝原教育集会所	美馬市脇町字拝原1498-1
3	岩倉教育集会所	美馬市脇町別所字高ムク3512-1
4	三島教育集会所	美馬市穴吹町三島字三谷382番地

(公会堂等)

番号	施設名	住所
1	宗重公会堂	美馬市美馬町字玉振前82-2
2	竹ノ内公会堂	美馬市美馬町字竹ノ内142-5
3	山路・天王下公会堂	美馬市脇町大字猪尻字若宮南177-5
4	西ノ丁公会堂	美馬市脇町大字猪尻字東分79-2
5	木ノ内公会堂	美馬市脇町木ノ内字大道南谷西4023-2
6	小島公会堂	美馬市穴吹町三島字小島381-2

（公園）

番号	施設名	住所
1	三頭公園	美馬市美馬町字道ノ上44-3
2	寺町公園	美馬市美馬町字寺ノ下35-1
3	池月公園	美馬市美馬町字西沼田39-1
4	水辺の楽校中鳥川公園	美馬市美馬町字竹ノ内61-1地先、字宮前137-1地先、字滝下31-9地先
5	猪尻農村公園	美馬市脇町大字猪尻字東分5-4
6	小星農村公園	美馬市脇町字北星80-1
7	秋葉公園	美馬市脇町大字脇町1166-1
8	デ・レイケ公園	美馬市脇町大字脇町1391-2地先
9	穴吹ふれあい広場	美馬市穴吹町穴吹字市ノ下73-2
10	舞中島農村公園	美馬市穴吹町三島字舞中島1416-1
11	貢公園	美馬市木屋平字貢397-5

8 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設一覧表（R5.10.31 現在）
（避難確保計画を作成しなければならない要配慮者利用施設）

番号	施設名	所在地
1	(医)一樹会 佐藤内科	美馬市脇町字拝原1415-2
2	(医)長寿会 秦眼科	美馬市脇町字拝原1441-1
3	(医)峰寿会 岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496-5
4	(医)峰寿会 岡内科病院(通所リハ)	美馬市脇町字拝原1496-5
5	(医)藤野会 成田病院	美馬市脇町字拝原2576
6	(医)藤野会 成田病院(介護療養型)	美馬市脇町字拝原2576
7	(医)藤野会 成田病院(通所リハ)	美馬市脇町字拝原2576
8	(医)藤野会 グループホーム成田	美馬市脇町字拝原2573-1
9	(医)芳越会 ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3
10	(医)芳越会 ホウエツ病院(通所リハ)	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3
11	(医)芳越会 なかよし保育所	美馬市脇町大字猪尻字若宮南79-1
12	(医)芳越会 デイサービス若宮	美馬市脇町大字猪尻字若宮南79-1
13	(医)芳越会 サービス付き高齢者向け住宅 若宮の里	美馬市脇町大字猪尻字若宮南79-1
14	(医)芳越会 若宮の里グループホーム	美馬市脇町大字猪尻字若宮南80-1
15	(医)芳越会 若宮の里小規模多機能ホーム	美馬市脇町大字猪尻字若宮南80-1
16	市橋内科医院	美馬市脇町大字脇町字中道725-2
17	(医)恵愛会 美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町字沼田75
18	(医)恵愛会 住宅型有料老人ホームはるか	美馬市美馬町字沼田28
19	(医)恵愛会 通所介護はるか	美馬市美馬町字沼田28
20	(医)恵愛会 グループホームのどか	美馬市美馬町字沼田73-1
21	(医)至心会 サンクリニック(通所リハ)	美馬市美馬町字南荒川71
22	ケアホーム やすらぎの丘	美馬市脇町字拝原1780-1
23	ケアホーム やすらぎの丘デイサービスセンター	美馬市脇町字拝原1780-1
24	養護老人ホーム ひかり荘	美馬市脇町大字脇町30-2
25	ケアハウス 健祥会うだつ	美馬市脇町大字脇町962-1
26	健祥会デイサービスセンター うだつ	美馬市脇町大字脇町962-1
27	特別養護老人ホーム 健祥会家康	美馬市脇町大字脇町966
28	特別養護老人ホーム 健祥会家康(短期入所)	美馬市脇町大字脇町966
29	デイサービスセンター こはる脇町	美馬市脇町大字脇町字大堀777-1
30	特別養護老人ホーム ケアプラザみま	美馬市美馬町字高畑8-1
31	特別養護老人ホーム ケアプラザみま(短期入所)	美馬市美馬町字高畑8-1
32	蓬萊会デイサービスセンターみま	美馬市美馬町字高畑8-1
33	グループホームほうらい	美馬市美馬町字高畑8-1
34	ケアハウスシャングリラ蓬寿	美馬市美馬町字高畑8-1
35	住宅型有料老人ホーム ぽっかぽか	美馬市美馬町字中通131-1
36	デイサービスセンター ぽっかぽか	美馬市美馬町字中通131-1
37	老人保健施設 健祥会ヘルス	美馬市穴吹町三島字舞中島2021
38	老人保健施設 健祥会ヘルス(短期入所)	美馬市穴吹町三島字舞中島2021
39	老人保健施設 健祥会ヘルス(通所リハ)	美馬市穴吹町三島字舞中島2021
40	(医)芳越会 清流の里グループホーム	美馬市穴吹町穴吹字市ノ下15-1

番号	施設名	所在地
41	グループホーム かしがおか(共同生活援助)	美馬市脇町大字脇町1209-2
42	障害者支援施設 かしがおか	美馬市脇町字拝原2853-1
43	障害者支援施設 かしがおか(生活介護)	美馬市脇町字拝原2853-1
44	障害者支援施設 かしがおか(短期入所)	美馬市脇町字拝原2853-1
45	ピース(放課後デイ)	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南6
46	ピースⅡ(共同生活援助)	美馬市脇町大字脇町980-8
47	ピースⅣ(共同生活援助)	美馬市穴吹町穴吹字岩手21-2
48	ピースⅤ(共同生活援助)	美馬市穴吹町穴吹字岩手21-2
49	こども発達支援事業所 イノセント(児童発達支援)	美馬市脇町馬木字銚子場1182-1
50	こども発達支援事業所 イノセント(放課後デイ)	美馬市脇町馬木字銚子場1182-1
51	障害福祉サービス事業所(共同生活援助)フローラⅠ	美馬市脇町野村4158-1
52	障害福祉サービス事業所(共同生活援助)フローラⅡ	美馬市脇町野村4158-1
53	障害福祉サービス事業所(共同生活援助)フローラⅢ	美馬市脇町野村4158-1
54	障害福祉サービス事業所(共同生活援助)フローラⅣ	美馬市脇町野村4158-1
55	障害福祉サービス事業所(共同生活援助)オプス	美馬市脇町野村4257
56	障害福祉サービス事業所(共同生活援助)テルス	美馬市脇町木ノ内4004-3
57	地域活動支援センター美馬地区共同作業所 やよい寮	美馬市美馬町字助松158
58	児童デイ ワンハート穴吹(児童発達支援)	美馬市穴吹町穴吹字中25-1
59	児童デイ ワンハート穴吹(放課後デイ)	美馬市穴吹町穴吹字中25-1
60	美馬第一児童クラブ	美馬市美馬町字大泉48-1
61	美馬第二児童クラブ	美馬市美馬町字大泉48-1
62	なかよし児童クラブ	美馬市穴吹町三島字三谷302-5
63	穴吹認定こども園	美馬市穴吹町穴吹字福戸原1
64	脇町小規模保育所	美馬市脇町大字猪尻字西分116-1
65	ソーレインターナショナル保育園 脇町園	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南128-6
66	三島小学校	美馬市穴吹町三島字三谷374

9 土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧表（R5.10.31 現在）
（避難確保計画を作成しなければならない要配慮者利用施設）

番号	施設名	所在地
1	(医)一樹会 佐藤内科	美馬市脇町字拝原1415-2
2	(医)恵愛会 美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町字沼田75
3	(医)恵愛会 住宅型有料老人ホームはるか	美馬市美馬町字沼田28
4	(医)恵愛会 通所介護はるか	美馬市美馬町字沼田28
5	(医)恵愛会 グループホームのどか	美馬市美馬町字沼田73-1
6	(医)至心会 サンククリニック(通所リハ)	美馬市美馬町字南荒川71
7	グループホーム サンファミリー	美馬市脇町字拝原1354-2
8	介護老人保健施設 センターヴィレッジ	美馬市脇町字拝原1354-5
9	介護老人保健施設 センターヴィレッジ(通所リハ)	美馬市脇町字拝原1354-5
10	養護老人ホーム ひかり荘	美馬市脇町大字脇町30-2
11	ケアハウス 健祥会うだつ	美馬市脇町大字脇町962-1
12	健祥会デイサービスセンター うだつ	美馬市脇町大字脇町962-1
13	特別養護老人ホーム 健祥会家康	美馬市脇町大字脇町966
14	特別養護老人ホーム 健祥会家康(短期入所)	美馬市脇町大字脇町966
15	デイサービス なかはちの丘	美馬市脇町木ノ内3945-5
16	住宅型有料老人ホーム絆	美馬市脇町字小星1196-19
17	デイサービスセンター絆	美馬市脇町字小星1196-19
18	美馬市穴吹デイサービスセンター ライフケアたがた	美馬市穴吹町口山字田方110-2
19	美馬市穴吹高齢者生活福祉センター ライフケアたがた	美馬市穴吹町口山字田方110-2
20	美馬市木屋平デイサービスセンター つるぎの里	美馬市木屋平字谷口257-4
21	美馬市木屋平高齢者生活福祉センター つるぎの里	美馬市木屋平字谷口257-4
22	グループホーム かしがおか(共同生活援助)	美馬市脇町大字脇町1209-2
23	ピース(放課後デイ)	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南6
24	児童デイ ワンハート穴吹(児童発達支援)	美馬市穴吹町穴吹字中25-1
25	児童デイ ワンハート穴吹(放課後デイ)	美馬市穴吹町穴吹字中25-1
26	岩倉児童クラブ	美馬市脇町岩倉2901
27	美馬第一児童クラブ	美馬市美馬町字大泉48-1
28	美馬第二児童クラブ	美馬市美馬町字大泉48-1
29	なかよし児童クラブ	美馬市穴吹町三島字三谷302-5
30	木屋平幼稚園	美馬市木屋平字谷口235-1
31	江原北小学校	美馬市脇町字西赤谷3744-2
32	三島小学校	美馬市穴吹町三島字三谷374
33	穴吹小学校	美馬市穴吹町穴吹字柏40
34	木屋平小学校	美馬市木屋平字谷口235-1
35	三島中学校	美馬市穴吹町三島字三谷356
36	穴吹中学校	美馬市穴吹町穴吹字井口23
37	木屋平中学校	美馬市木屋平字谷口235-1

10 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書（関西広域連合）

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

（目的）

第1条 関西広域連合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、地震発生等（以下「災害時」という。）に交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援するための災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、参画する府県及び政令市（甲の構成団体である滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市並びに甲に支援ステーションにかかる業務委託を行う三重県をいう。以下同じ。）と乙が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（支援ステーションの設置）

第3条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、この協定に基づき乙の店舗に支援ステーションを設置することを依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を以て協定の履行を求めるものとするが、甲及び参画する府県及び政令市は、乙に支援ステーション設置を依頼する前提として、乙にはフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾するものとする。

（支援の内容）

第4条 参画する府県及び政令市は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項の規定において、乙の店舗とは支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 参画する府県及び政令市並びに乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第5条 乙は、前条の規定により参画する府県及び政令市から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、帰宅困難者に対し、支援を実施するものとする。ただし、参画する府県及び政令市が、乙に対し、通信の途絶等の事由によ

り要請を行うことができないときは、乙は、参画する府県及び政令市の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第6条 乙は、広く住民へ支援ステーションの取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を乙の店舗に掲出するものとする。

2 乙は、乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化を鑑みて、年1回5月末日までに甲にその年度の必要数を報告し、甲から「支援ステーション・ステッカー」の提供を受けるものとする。

（経費の負担）

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した乙又は乙の店舗が負担するものとする。

2 乙は、甲から前条の「支援ステーション・ステッカー」の提供を無償で受けるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び参画する府県及び政令市並びに乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定書締結日から1年間効力を生じるものとする。なお、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 住 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番51号
関西広域連合
広域連合長 仁坂 吉伸

(乙) 住 所

1.1 帰宅困難者 NAVI（ナビ）の活用

① 帰宅困難者 NAVI（ナビ）の概要

関西広域連合が運営する『帰宅困難者 NAVI（ナビ）』は、「出発地」と「目的地」を入力するだけで、徒歩帰宅ルートや沿道の災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できるものである。

② 帰宅困難者 NAVI（ナビ）の主な機能

- ① 徒歩帰宅ルート検索や帰宅支援ステーション等を地図上に表示
- ② 帰宅困難者となった際に取りるべき行動等を示した「帰宅困難者のガイドライン」を掲載
- ③ 広域連合及び構成府県市の帰宅困難者対策 HP へのリンク
 - ・ URL : <https://kansai-kitaku.jp/>
 - ・ QR :



空 白

第8 災害救助に関する資料

1 災害救助法の適用基準

被害区分	適用基準の細部	住家滅失世帯
物的被害 (家屋被害)	【特定の市町村内での災害を想定した基準】 美馬市人口に応じて市内で右欄の数以上の世帯の住家が滅失した場合 <u>〔1号基準〕</u>	50世帯
	【都道府県内の一定地域内（例：県西部）にわたる災害を想定した基準】 徳島県の人口に応じて県内で右欄の数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、美馬市の人口に応じて市内で右欄（ ）内の数以上の世帯の住家が滅失した場合 <u>〔2号基準〕</u>	1,000世帯 (25世帯)
	【都道府県全域にわたる災害を想定した基準】 徳島県の人口に応じて県内で右欄の数以上の世帯の住家が滅失した場合 <u>〔3号前段基準〕</u>	5,000世帯
	【隔絶した地域における災害を想定した基準】 災害が隔絶地域に発生し被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で多数の住家が滅失した場合 <u>〔3号後段基準〕</u>	
人的被害	【災害による被害の発生前にも適用することができる基準】 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、①災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合、若しくは②被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とする場合 <u>〔4号基準〕</u>	
備考	1 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも迅速な法適用が必要であり、 <u>迅速な法適用判断が可能〔4号基準〕による適用を積極的に進めるべき</u> である(『災害救助法の概要（令和2年度）〔内閣府〕』)。 2 第1号～第3号に該当する可能性はあっても、夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる(『災害救助事務取扱要領（令和4年度）〔内閣府〕』7頁)。 3 新潟県中越地震（平成16年）以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに4号適用する運用が行われている(『同前取扱要領』8頁)。	

2 災害救助事務取扱要領〔内閣府政策統括官（防災担当）〕
巻末添付

災害救助事務取扱要領
(令和5年6月)

第9 医療・防疫に関する資料

1 病院及び病床数等（市内）

病院名	所在地	電話番号	診療科	病床数			
				総数	一般	療養	精神
桜木病院	脇町木ノ内3763	52-2583	内科・精神科	185	35		150
成田病院	脇町字拝原2576	52-1258	内科・呼吸器科・消化器科・外科 整形外科・皮膚科・小児科	58		58	
岡内科病院	脇町字拝原149-5	52-0988	内科・循環器科・消化器科 小児科	30		30	
折野病院	美馬町字ナロヲ25	63-2569	内科・精神科	192			192
美馬小児科 病院	美馬町字沼田75	63-2026	内科・外科・整形外科 泌尿器科・小児科	60	60		
ホリエツ病院	脇町大字猪尻字八幡 神社下南130-3	52-1095	内科・呼吸器科・循環器科 糖尿病内科・脳神経内科 外科・整形外科・脳神経外科 皮膚科・婦人科・小児科 救急科・もの忘れ外来	65	65		

2 有床診療所及び病床数等（市内）

診療所名	所在地	電話番号	診療科	病床数			
				総数	一般	療養	精神
市橋内科医院	脇町大字脇町725-2	53-8105	内科・循環器科・神経内科 精神科・小児科	19	19		
佐藤内科	脇町字拝原1415-2	52-1045	内科・精神科	19	19		
秦眼科	脇町字拝原1441-1	52-3011	眼科	5	5		
林クリニック	脇町大字脇町340	52-1001	内科・小児科	19	19		

3 救急病院〔地域災害拠点病院〕（市近傍）

病院名	所在地	電話番号	診療科	病床数			
				総数	一般	療養	精神
つるぎ町立 半田病院	つるぎ町半田字中敷234-1	64-3145	内科・呼吸器内科・循環器科 消化器科・糖尿病内科・人工透析科 外科・整形外科・皮膚科 泌尿器科・婦人科・眼科 耳鼻咽喉科・小児科	120	120		

4 透析施設（市内及び市近傍）

施設名	所在地	電話番号
脇町川島クリニック	脇町大字猪尻字八幡神社下南39-2	0883-55-0110
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
つるぎ町立半田病院	つるぎ町半田中藪234-1	0883-64-3145
三加茂田中病院	東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

5 ペースメーカー施設（県内）

施設名	所在地	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町2丁目	088-631-3111
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

6 三次救急医療機関（救命救急センター等）（県内）

施設名	所在地	電話番号
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111(代)
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
徳島県立三好病院	三好市池田町字シマ815-2	0883-72-1131

7 県備蓄「医薬品」備蓄場所一覧表（県内）

No.	保 管 場 所	所 在 地	電 話 番 号
1	(株)アスティス 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株) 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-29	088-665-3111
3	株式会社よんやく 徳島営業部	徳島市中吉野町 1 丁目 13	088-655-6727
4	(株)幸 耀 徳島事業部	徳島市川内町加賀須野 463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株) 徳島第一支店徳島西部出張所	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 89-6	0883-63-6111
6	株式会社よんやく 徳島西部支店	美馬市美馬町字養泉 14-1	0883-55-2166
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村 75-1	0884-72-1166
8	海陽町立海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷	0884-73-1355
9	美波町国民健康保険 美波病院	海部郡牟岐町中村字杉谷 266	0884-72-1166
10	県立中央病院	徳島市蔵本町 1 丁目 10-3	088-631-7511
11	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷 32	088-683-0011
12	県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131
13	徳島大学病院	徳島市蔵本町 2-50-1	088-631-3111
14	徳島市民病院	徳島市北常三島町 2-34	088-622-5121
15	つるぎ町立半田病院	つるぎ町半田中藪 234-1	0883-64-3145
16	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島 120	0883-26-2222
17	阿南医療センター	阿南市宝田町川原 6 番地 1	0884-28-7777

※ 県備蓄「医薬品」の備蓄保管場所毎の医薬品等品目・数量は、「徳島県地域防災計画（資料編）」－「第9 医療・防疫に関する資料」－「9-6 備蓄場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量」を参照のこと。

8 県備蓄「防疫用薬剤・衛生材料」備蓄場所一覧表（県内）

No.	保 管 場 所	所 在 地	電 話 番 号
1	徳島保健所	徳島市新蔵町3丁目80	088-652-5151
2	鳴門県民サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	阿南保健所	阿南市領家町野神319	0884-22-0072
6	美波保健所	美波町奥河内字弁財天17-1	0884-74-7343
7	吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-24-1114
8	美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	三好保健所	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1丁目58	088-655-1100

9 火葬場一覧表（市内及び市近傍）

No.	施 設 名 称	炉 数	所 在 地	電 話 番 号
1	美馬市葬祭場	3	美馬市脇町字西赤谷2678-2	0883-52-1393
2	せせらぎの風	3	美馬郡つるぎ町貞光字せせらぎ1	0883-62-2349
3	吉野川市斎場	3	吉野川市鴨島町知恵島2137-1	0883-24-2739
4	阿北火葬場	4	阿波市市場町香美字西原15-1	0883-36-4132
5	三好東部火葬場	3	東みよし町西庄字末石63-1	0883-79-5340
6	池田火葬場	3	三好市池田町字ヤマダ519-1	0883-72-0969
7	祖谷火葬場	2	三好市東祖谷山釣井490-3	0883-88-5079

10 徳島DMAT運用計画

徳島DMAT運用計画

（目的）

第1条 この計画は、徳島県内外で地震、台風等の自然災害や、航空機、列車事故等の大規模な事故（人為災害（以下「災害等」という。）といった災害等が発生した時に、迅速に救出・救助部門と合同して救急治療を行うための専門的な研修として厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修（以下「DMAT研修」）を受けた災害派遣医療チーム（以下「徳島DMAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関し、必要な事項を定めることにより、災害時における医療救護体制の充実強化を図ることを目的とする。

2 この計画は、徳島県地域防災計画に基づき、日本DMAT活動要領の内容を踏まえて、徳島DMATの運用に関する事項を具体化したものであり、今後これらの計画等が変更された場合には、必要に応じて変更するものとする。

（用語の定義）

第2条 この計画で使用する用語の定義は次のとおりとする。

- （1）DMATの出動 DMAT指定病院の長が、DMATを編成して災害拠点病院や被災現地に行かせること
- （2）DMATの派遣 被災地外の都道府県知事が、被災地内の都道府県知事の応援要請に応じて、当該都道府県内のDMAT指定病院のDMATを要請元の都道府県に行かせること
- （3）出動要請都道府県知事が、自県内のDMAT指定病院の長に対して、DMATの出動を要請すること
- （4）派遣要請 被災地内の都道府県から、国又はその他の都道府県に対して、DMATの派遣を要請すること
- （5）DMATの自主的出動 DMAT指定病院の長が、第9条第3項及び第4項の規定に基づき、徳島DMATを出動させること

2 前項で定める用語以外については、日本DMAT活動要領で定める用語の定義を準用するものとする。

（活動範囲）

第3条 徳島DMATの活動範囲は、主に次の2種類とする。

- （1）徳島県内外の災害等の被災地内での活動
- （2）徳島県内外の災害等の被災地から広域医療搬送等を実施する場合の被災地外での活動

（活動内容）

第4条 徳島DMATは原則、被災地内で以下の活動を行う。

- （1）消防機関等と連携し、災害現場における医療情報の収集及び伝達、トリアージ、応

急治療及び搬送等（現場活動）

- (2) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療等（病院支援）
- (3) 被災地内での患者搬送及び搬送中の治療（域内搬送）
- (4) 被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とする航空機等を用いた被災地外への患者搬送（広域医療搬送）
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置

（指定病院）

第5条 徳島県知事（以下「知事」という。）は、徳島DMATの設置並びに編成及び運営につき、依頼に基づき協力を申し出た徳島県の災害拠点病院等を徳島DMAT指定病院（以下「指定病院」という。）として指定する。

2 知事は、県と指定病院との間で徳島DMATの設置並びに編成及び運営に関する協定を締結する。

3 知事は、第1項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証（別記様式第1号）を交付する。

（編成及び登録）

第6条 徳島DMATは、指定病院の職員をもって編成することを基本とし、1チーム医師1～2名、看護師1～3名、業務調整員1～2名の計5名程度で編成するものとする。必要に応じて、DMAT研修を受けた薬剤師、放射線技師、検査技師等の職員を加えることができる。

2 知事は、指定病院の長からの推薦に基づき、知事が指定するDMAT研修を終了した者を徳島DMAT隊員（以下「隊員」という。）として徳島DMAT隊員登録者名簿（別紙様式第2号）に登録する。

3 隊員は、登録証の記載事項に変更等が生じたときは、指定病院の長を経て、知事に対して変更届出（別記様式第3号）を行う。

（リーダー及び統轄）

第7条 徳島DMATの各チームにリーダーを置く。

2 リーダーは、チームの医療活動を統轄する。

3 複数の徳島DMATが派遣要請されるような大規模災害等での活動においては、各チームのリーダーの中から統括を置き、徳島DMATの医療活動全体を統括する。

（出動基準）

第8条 徳島DMATの出動基準は、次のとおりとする。

(1) 徳島県において、災害等により複数の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合

(2) 前号に定める場合のほか、徳島DMATが出動し対応することが効果的であると認められる場合

(3) 国あるいは他都道府県からの要請に基づき、徳島DMATの出動の必要性が認めら

れる場合

（出動）

第9条 知事は、前条の出動基準に照らし、徳島DMATを出動し対応することが効果的であると判断したときは、指定病院の長に対して、徳島DMATの出動を要請する。

2 指定病院の長は、知事からの要請を踏まえ、徳島DMATの出動が可能と判断した場合には、速やかに知事に連絡するとともに、知事の指示に従い徳島DMATを出動させる。

3 指定病院の長は、緊急やむを得ない事情により、知事の要請を受ける前に徳島DMATを出動させたときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならない。

4 前項の規定により知事が承認した徳島DMATの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。

5 知事は、徳島DMATの出動要請を行う際には、関係機関と調整の上、徳島DMATの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定病院に伝える。

6 現場での活動が終了した後、出動した徳島DMATは、指定病院の長を経由して徳島DMAT活動記録報告書（別記様式第4号）により知事に報告する。

（待機要請）

第10条 知事は、災害等が発生し、第8条の出動基準に該当することが見込まれる場合、指定病院に徳島DMATの待機を要請する。

2 待機要請の手順は出動要請の手順に準じて行う。

3 次の場合に指定病院の長は、県からの要請を待たずに、徳島DMAT出動のための待機を行う。

（1）東京都23区内で震度5強以上の地震が発生した場合

（2）その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合

（3）津波警報（大津波警報）が発表された場合

（4）東海地震注意報が発表された場合

（5）大規模な航空機墜落事故が発生した場合

（6）徳島DMATが出動を要すると判断するような災害等が発生した場合

（徳島DMATを出動させた指定病院の活動）

第11条 指定病院は、徳島DMATを出動させた場合は、次の業務を行う。

（1）出動した徳島DMATの活動の把握及び必要な支援

（2）出動した徳島DMATからの現地情報の収集

（3）収集した現地情報を県及び関係機関へ伝達

（DMAT現地本部）

第12条 知事は、徳島県内で災害等が発生し、徳島DMATの出動を要請した場合は、現地の災害拠点病院等に対して、DMAT現地本部の設置を依頼することができる。

2 DMAT現地本部は、徳島県の指揮下で活動する。

3 DMAT現地本部は、次の業務を行う。

- (1) 派遣したDMAT及び医療機関とともに被災情報の収集・伝達
- (2) 各DMATの業務に係る調整（現地活動、域内搬送、病院支援等）
- (3) 必要な資器材の調達に係る調整
- (4) 県、市町村及び関係機関等との連絡調整

4 DMAT現地本部以外に徳島県、市町村の医療本部等において、DMAT本部やDMATを統括する機能を設置することができる。

5 徳島DMAT及び他都道府県からの応援DMATは、原則としてDMAT現地本部に参集する。

6 先着した徳島DMATは、徳島県、市町村及び関係機関等と連携しDMAT現地本部の立ち上げを行い、当面の活動責任者（統括DMAT）となる。

7 先着した徳島DMATが厚生労働省が認定する統括DMAT登録者でなかった場合は、統括DMAT登録者が到着した際に、速やかにDMAT現地本部の指揮権等に移譲し、その後は統括DMAT登録者の指示に基づき医療活動にあたる。

（広域医療搬送等）

第13条 県、厚生労働省及び関係省庁は、広域医療搬送拠点にSCU（ステージングケアユニット）を設置するとともに、広域医療搬送を担当するDMATを統括するSCU本部を設置する。

2 広域医療搬送の要請を受けた徳島DMATは、SCU本部に参集し、県外から参集したDMATと連携し、その調整下で活動を行う。

3 SCU本部に参集した徳島DMATは、SCUにおける患者の症状の安定化を図るとともに、搬送時のトリアージを行う。

4 SCU本部は、次の業務を行う。

- (1) 広域医療搬送に係る情報収集
- (2) 各DMATの活動調整
- (3) 輸送手段の確保及び機材などの調達に係る調整
- (4) 厚生労働省、県等関係機関との連絡調整
- (5) 各SCU本部との連絡調整

5 航空機内の医療活動を担当する徳島DMATは、SCU本部の調整下に入り、航空機内における患者の症状監視と必要な処置を行う。

（後方支援）

第14条 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。この場合において、県、消防機関及び医療機関等は、徳島DMATの活動が効果的なものとなるよう可能な限り、支援、調整を行う。

（災害等が発生した場合の県の役割）

第15条 徳島県医療政策課は、徳島DMATの運用について次の業務を行う。

- (1) 徳島DMATの出動要請

- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 指定病院等に対する徳島DMATが必要な被災現場に関する情報の提供
- (4) 搬送手段の確保等に関する調整及び情報提供

（研修等）

第16条 指定病院の長は、徳島DMAT隊員の技術の向上等を図るため、院内外における研修、訓練に努める。

2 知事は、徳島DMAT隊員の資質の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努める。

（補償）

第17条 徳島DMATの医療救護活動に伴う事故に対応するため、県は、隊員の傷害保険等に加入する。

（協議）

第18条 この計画に定めのない事項、又はこの計画に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の長が協議の上、決定する。

（日本赤十字社徳島県支部との協働）

第19条 日本赤十字社徳島県支部が設置する病院の救護班は、同支部の判断により、この計画における徳島DMATと協働して活動するものとする。

2 前項の規定により徳島DMATと協働する救護班は、予め徳島DMAT隊員として登録する。

附 則

この計画は平成21年7月31日から適用する。

1 1 県知事とホウエツ病院長との間におけるDMATの出動に関する協定書

災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書

徳島県知事（以下「甲」という。）と、医療法人芳越会ホウエツ病院長（以下「乙」という。）とは、徳島DMAT運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島DMATの出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島DMATの出動が可能と判断したときには、徳島DMATを出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島DMATは次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島DMATは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島DMATの活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

（1）乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

（2）前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATの隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

（待機に係る費用）

第7条 徳島DMATの待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

（損害補償）

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATの隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

（体制の整備）

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島DMATの出動体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 7月24日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3
医療法人芳越会 ホウエツ病院
院長 林 秀樹

1.2 知事が指定する難病指定医・協力難病指定医一覧表（市内）

区分	医師氏名	医療機関名	所在地住所	担当する診療科	備考
難病指定医	大田 耕司	おおた整形外科クリニック	美馬市脇町馬木1176-3	整形外科, リハビリテーション科	
難病指定医	岡 陽子	岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496-5	内科, 消化器科, 循環器科, 小児科, 放射線科, リハビリテーション科, リウマチ科	
難病指定医	樫原 道治	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	リハビリテーション科	
難病指定医	十亀 徳	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	外科	
難病指定医	林 秀樹	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	内科	
難病指定医	岡 芳剛	岡内科病院	美馬市脇町拝原1496-5	内科, 消化器科, 循環器科, 小児科, 放射線科, リウマチ科, リハビリテーション科	
難病指定医	国見 欣也	国見医院	美馬市穴吹町穴吹字九反地1-1	整形外科, リウマチ科	
難病指定医	木原 章一	桜木病院	美馬市脇町木ノ内3763	精神科	
難病指定医	市橋 俊文	市橋内科医院	美馬市脇町大字脇町725番地の2	内科, 神経内科, 循環器内科, リハビリ科, 精神科	
難病指定医	秦 裕子	秦眼科	美馬市脇町拝原1441番地1	眼科	
難病指定医	秦 聡	秦眼科	美馬市脇町拝原1441番地1	眼科	
難病指定医	藤野 正晴	成田診療所	美馬市脇町大字猪尻西ノ久保37-2	内科, 外科, 整形外科, 小児科, 皮膚科, リハビリテーション科, 放射線科, 呼吸器内科, 消化器内科	
難病指定医	藤野 祐子	成田病院	美馬市脇町拝原2576	内科, 外科, 整形外科, 小児科, 皮膚科, リハビリテーション科, 放射線科, 呼吸器内科, 消化器内科	
難病指定医	藤野 晴彦	成田病院	美馬市脇町拝原2576	内科, 外科, 整形外科, 小児科, 皮膚科, リハビリテーション科, 放射線科, 呼吸器内科, 消化器内科	
難病指定医	山下 雅稔	成田病院	美馬市脇町拝原2576	内科, 外科, 整形外科, 小児科, 皮膚科, リハビリテーション科, 放射線科, 呼吸器内科, 消化器内科	
難病指定医	多田 拓司	多田クリニック	美馬市脇町野村4636-1	内科	
難病指定医	谷口 博美	美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町字沼田75番地	整形外科, リハビリテーション科	
難病指定医	藤原 真治	美馬市国民健康保険木屋平診療所	美馬市木屋平字川井295	内科, 外科	
難病指定医	平野 直彦	平野整形外科	美馬市穴吹町穴吹藪ノ下30-1	整形外科, リハビリテーション科	
難病指定医	木下 学	木下内科循環器科	美馬市美馬町字鍵掛45-1	循環器科内科	
難病指定医	深田 義夫	脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	内科	
難病指定医	井上 亜希子	脇町中央医院	美馬市脇町大字脇町316-2	内科, 呼吸器科	
協力難病指定医	佐藤 純瑞	佐々木医院	美馬市美馬町字宗重114-1	内科, 外科	

1.3 知事が指定する難病指定医療機関一覧表（市内）

区分	名称	所在地住所	医療機関コード	備考
病院等	市橋内科医院	美馬市脇町大字脇町725-2	36-0513073	
病院等	大島医院	美馬市脇町脇町1301-1	36-0513149	
病院等	おおた整形外科クリニック	美馬市脇町馬木字銚子場1176-3	36-0510756	
病院等	岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496番地5	36-0510053	
病院等	折野病院	美馬市美馬町字ナロワ25番地	36-0510012	
病院等	木下医院	美馬市美馬町字喜来市2-1	36-0510616	
病院等	木下内科循環器科	美馬市美馬町字鍵掛45-1	36-0510673	
病院等	国見医院	美馬市穴吹町穴吹字九反地1番地1	36-0510574	
病院等	酒巻耳鼻咽喉科医院	美馬市脇町字拝原1605-1	36-0510731	
病院等	桜木病院	美馬市脇町字拝原1605-1	36-0510731	
病院等	佐々木医院	佐々木医院徳	36-0510681	
病院等	佐藤内科	美馬市脇町拝原1415-2	36-0510657	
病院等	サンクリニック	美馬市美馬町字南荒川71	36-0510665	
病院等	すずらん歯科	美馬市脇町字西赤谷208-28	36-0532160	
病院等	成田クリニック	美馬市脇町猪尻字東分27-1	36-0510640	
病院等	成田診療所	美馬市脇町猪尻西ノ久保37番地2	36-0510749	
病院等	成田病院	美馬市脇町拝原2576番地	36-0510087	
病院等	秦眼科	県美馬市脇町拝原1441番地1	36-0510715	
病院等	平野整形外科	美馬市穴吹町穴吹字藪の下30-1	36-0510566	
病院等	ホウエツ病院	美馬市脇町猪尻字八幡神社下南130-3	36-0510061	
病院等	美馬市国民健康保険 口山診療所	美馬市穴吹町口山字調子野499番地9	36-0510707	
病院等	美馬市国民健康保険 木屋平診療所	美馬市木屋平字川井295	36-0510699	
病院等	美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町沼田75番地	36-0510095	
病院等	脇町川島クリニック	美馬市脇町猪尻字建神社下南39-2	36-0510723	
病院等	脇町中央医院	美馬市脇町脇町316-2	36-0513123	
病院等	林クリニック	美馬市脇町脇町340番地	36-0510624	
薬局	アスカ薬局	美馬市脇町字拝原1605-4	36-0540179	
薬局	アスカ薬局 脇高前	美馬市脇町大字脇町1298番4	36-0540138	
薬局	薬の調剤薬局 脇町店	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南129-5	36-0540146	
薬局	こうざい薬局	美馬市脇町拝原1413-7	36-0542019	
薬局	こやだいら薬局	美馬市木屋平字川井224	36-0540237	
薬局	サンコー調剤薬局 猪尻店	美馬市脇町猪尻字東分28番地1	36-0540088	
薬局	トマト調剤薬局 穴吹店	美馬市穴吹町穴吹字池田22番1	36-0540195	
薬局	トマト調剤薬局 美馬店	美馬市美馬町字喜来市9-10	36-0540104	
薬局	なな星調剤薬局	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南129-5	36-0542068	
薬局	菜の花薬局	美馬市脇町野村大師堂4636番5	36-0542050	
薬局	ハッピー薬局 美馬店	美馬市美馬町沼田48-5	36-0545169	
薬局	アスカ薬局 駅	美馬市美馬町字駅9-1	36-0540211	
薬局	サンコー調剤薬局 本店	美馬市脇町馬木字銚子場1176番4	36-0540153	
訪問看護等	訪問看護ステーションマリル	美馬市脇町大字脇町字大堀777-1	36-1890024	
訪問看護等	訪問看護ステーションみやの	美馬市脇町脇町340	36-1890008	

1.4 知事が指定する小児慢性特定疾病指定医一覧表（市内）

医師氏名	医療機関名	所在地住所	担当する診療科	備考
岡 芳剛	岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496番地5	小児科	
岡 陽子	岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496番地5	小児科	
秦 聡	秦眼科	美馬市脇町字拝原1441番地1	眼科	
秦 裕子	秦眼科	美馬市脇町字拝原1441番地1	眼科	
藤野 正晴	成田診療所	美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保37番地2	内科,外科,整形外科,小児科,皮膚科,リハビリテーション科,放射線科,呼吸器内科,消化器内科	
藤野 晴彦	成田病院	美馬市脇町字拝原2576番地	内科,外科,整形外科,小児科,皮膚科,リハビリテーション科,放射線科,呼吸器内科,消化器内科	
藤原 真治	美馬市国民健康保険木屋平診療所	美馬市木屋平字川井295	内科, 外科	

1.5 知事が指定する小児慢性特定疾病指定医療機関一覧表（市内）

区分	名称	所在地住所	医療機関コード	備考
病院等	脇町川島クリニック	美馬市脇町猪尻字建神社下南39-2	36-0146100	
病院等	岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496番地5	36-0510053	
病院等	折野病院	美馬市美馬町字ナロワ25番地	36-0510012	
病院等	木下内科循環器科	美馬市美馬町字鍵掛45-1	36-0510673	
病院等	酒巻耳鼻咽喉科医院	美馬市脇町字拝原1605番地1	36-0510731	
病院等	桜木病院	美馬市脇町木ノ内3763	36-0510020	
病院等	多田クリニック	美馬市脇町野村4636-1	36-0510772	
病院等	としま小児科	美馬市脇町拝原1774-6	36-0513107	
病院等	成田診療所	美馬市脇町猪尻西ノ久保37番地2	36-0510749	
病院等	成田病院	美馬市脇町拝原2576番地	36-0510087	
病院等	秦眼科	美馬市脇町拝原1441番地1	36-0510715	
病院等	まなべ歯科	美馬市脇町字西赤谷208-28	36-0532150	
病院等	美馬市国民健康保険 口山診療所	美馬市穴吹町口山字調子野499番地9	36-0510707	
病院等	美馬市国民健康保険 木屋平診療所	美馬市木屋平字川井295	36-0510699	
薬局	アスカ薬局	美馬市脇町字拝原1605-4	36-0540179	
薬局	アスカ薬局 脇高前	美馬市脇町大字脇町1298番4	36-0540138	
薬局	薬の調剤薬局 脇町店	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南129-5	36-0540146	
薬局	こうざい薬局	美馬市脇町字拝原1413-7	36-0542019	
薬局	こやだいら薬局	美馬市木屋平字川井224	36-0540237	
薬局	サンコー調剤薬局 猪尻店	美馬市脇町猪尻字東分28番地1	36-0540088	
薬局	サンコー調剤薬局 本店	美馬市脇町馬木字鮎子場1176番4	36-0540153	
薬局	トマト調剤薬局 穴吹店	美馬市穴吹町穴吹字池田22番1	36-0540195	
薬局	トマト調剤薬局 美馬店	美馬市美馬町字喜来市9-10	36-0540104	
薬局	なな星調剤薬局	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南129-5	36-0542068	
薬局	菜の花薬局	美馬市脇町野村大師堂4636番5	36-0542050	
薬局	ハッピー薬局 美馬店	美馬市美馬町沼田48-5	36-0545169	
訪問看護等	訪問看護ステーションマリル	美馬市脇町大字脇町字大堀777-1	36-1890024	

1.6 難病に関する相談窓口等（県内及び市内）

※ 徳島県ホームページから引用

No.	難病に関する相談窓口等	電話番号	備考
1	徳島県健康づくり課 がん・疾病対策担当	088-621-2999	・難病相談に関する総合調整 ・難病に関する普及啓発 等
2	美馬保健所	0883-52-1017	・療養生活相談 ・難病の医療費助成 ・地域関係機関の連絡調整 等
3	徳島大学病院 患者支援センター	088-633-9107	・専門医療相談
4	国立病院機構 徳島病院地域医療連携室	0883-24-2161	
5	とくしま難病支援ネットワーク	088-692-0016	・患者支援団体による相談
6	徳島スモンの会	088-653-7955	
7	重症筋無力症患者・家族友の会	088-689-4905	・患者支援団体による相談
8	膠原病患者・家族交流会 「ひまわりの会」	088-602-8906	
9	日本ALS協会 徳島県支部	090-2784-6997	
10	クローン病患者交流会 「With SUN」	088-699-5334	
11	脊髄小脳変性症患者・家族交流会 「SCDとくしましよう会」	088-642-0666	
12	徳島県網膜色素変性症協会 「JRPS 徳島」	088-622-4828	
13	徳島多発性硬化症友の会	088-692-0016	
14	モヤモヤ病の患者と家族の会 (四国ブロック)	090-8973-1430	
15	徳島県脊柱靭帯骨化症友の会	088-626-5272	
16	徳島潰瘍性大腸炎友の会	088-626-5272	
17	日本リュウマチ友の会 徳島支部	088-685-0281	
18	徳島肝炎の会	088-637-7011	
19	パーキンソン病仲間の会 「オリーブ」	090-7629-8881	

17 『とくしま災害支援手帳』

難病・長期療養疾病患者

とくしま災害支援手帳

災害時(緊急時)のお願い

私は日常的に医療を継続して受ける必要が
あります。この手帳には必要な医療情報を
記載しています。内容を確認し支援して
ください。



名前	ふりがな

徳島県

(表紙)

目次

- ① 緊急時搬送先 1
- ② 基本情報 2～15
 - 本人の基本情報..... 2
 - 人工呼吸器使用者..... 4
 - 人工透析..... 5
 - かかりつけ医..... 6
 - 病歴・治療歴..... 7
 - 使用薬剤について..... 8
 - 禁忌薬剤・アレルギー等..... 9
 - かかりつけ薬局..... 9
 - 自立度..... 10
 - 現在受けている医療処置..... 11
 - 援助して下さる方へ..... 12
 - 関係者連絡先..... 14
- ③ 小児慢性疾患患者記入欄 16～23
- ④ 災害への備え 24～31
 - 私の災害持出しリスト..... 31

緊急時

緊急時搬送先	
病院名	
住所	
電話番号	
緊急時にして欲しいこと	
病名	
緊急連絡先	
緊急連絡先	

1

基本情報

本人の基本情報			
【写真貼付欄】 <small>本人確認のため 写真を貼ることを おすすめします。</small>	ふりがな		男 ・ 女
	名前		
	T・S・H	年 月 日生	
血液型	A・B・O・AB (RH+・RH-)		
身長・体重	身長	cm	体重 Kg
住所			
電話番号			
病名			
主な症状			

2

基本情報

本人の基本情報		
健康保険証		国保・後期高齢・協会けんぽ・各種組合 各種共済・その他 ()
		記号番号 ()
難病医療費	受給者証	指定難病・小児慢性特定疾病
	受給者番号	
	病名	
重度医療受給者証		受給者番号 ()
心身障害者医療費受給者証		番号 ()
身体障害者手帳		()級・第()種
		番号 ()
介護保険		要介護()・要支援()
障害者総合支援法		障害程度区分()

3

基本情報

人工呼吸器使用者				
呼 吸	自発呼吸	有・無	SpO ₂	%
	機 種	(メーカー)	(型番)	
	換気モード			
	1回換気量	ml	呼吸回数	回/分
	I : E 比		気道内圧上限	cmH ₂ O
	離 脱	可 () 分) ・ 不可		
吸 引	気管内チューブ	製品名	サイズ	mm
	吸引チューブ	製品名	サイズ	Fr
	吸引回数	回/日(うち夜間 回)		
栄 養	摂取方法	経口・経鼻・胃ろう・IVH・その他		
	種類・摂取量	ml/回	回/日	
	追加の水分量	ml/回		
排せつ 方 法	尿:	便: (洗腸 要 ・ 否)		
	酸素療法			
安安静時または就寝時	吸入量	L/分	吸入時間	H/日
	労 作 時	吸入量	L/分	吸入時間

4

基本情報

人工透析			
透析方法	血液透析・CAPD・その他()		
血液型	型 Rh()	ドライウエイト	Kg
平常時血圧	/ mmHg	通常時の心臓比	%
透析回数	週 回	透析時間	
血 流 量	ml/分	透析液流量	ml/分
ダイアライザー			
抗 凝 固 剤	ヘパリン(Na・Ca)・低分子ヘパリン・その他()		
	(初回)	IU・mg (持続)	IU・mg/hr
禁 忌 薬			
原 疾 患			
合 併 症			
感 染 症	HBs抗原(+・-)	HCV抗体(+・-)	
	ワ 氏(+・-)	()	
シャントの部位			

5

基本情報

かかりつけ医	
①	病 院 名
	住 所
	電 話 番 号
	主 治 医
②	病 院 名
	住 所
	電 話 番 号
	主 治 医
③	病 院 名
	住 所
	電 話 番 号
	主 治 医
④	病 院 名
	住 所
	電 話 番 号
	主 治 医

6

基本情報

病歴・治療歴		
年月日	病 名(治療・手術)	病院

7

基本情報

使用薬剤について	
使用内服薬等（記入またはシールを貼付）	
●必ず服用する薬（中止不可）	
●常時服用している薬	
●発作や症状が出た時に使用する薬剤・注射等	

●お薬手帳も一緒に携帯しましょう。（詳細は「お薬手帳」を参照）

8

基本情報

禁忌薬剤・アレルギー等	
禁忌薬剤名	
アレルギー	●エピペンの使用希望（有・無）
禁忌食物等	
ネブライザー使用	有・無
かかりつけ薬局	
① 薬局名	
住所	
電話番号	
② 薬局名	
住所	
電話番号	

9

基本情報

自立度		
移動	自立度	自立・一部介助・全面介助
	補装具	車いす・歩行器・杖
食事	自立度	自立・一部介助・全面介助
	えん下	可・見守り・不可
排泄	自立度	自立・一部介助・全面介助
	方法	おむつ・ストマ・浣腸
意思疎通	自立度	自立・一部介助・全面介助
	方法	筆談・文字盤・その他（ ）
服薬管理	自立度	自立・一部介助・全面介助
	ひどい物忘れ	無・時々・有
呼吸	問題なし・人工呼吸器・酸素療法	
視野狭窄があるので声をかけてください		必要・不要
耳が聞こえませんが筆談をお願いします		必要・不要
トイレの優先使用を希望します		必要・不要

10

基本情報

現在受けている医療処置		
人工呼吸器	マスク式人工呼吸器	酸素療法
吸引	気管切開	ペースメーカー
植込型除細動器（ICD）	胃ろう	腸ろう
留置カテーテル（尿）	人工肛門	膀胱ろう
皮下埋込型ポート	人工透析（在宅）	腹膜透析（CAPD・APD）
自己注射薬（インシュリン・尿崩症等の点鼻薬・生物学的製剤等）		
栄養について		
使用している食品・商品名等を記載してください。		
種類	内容など	
中心静脈栄養	薬剤名	
経腸栄養	例) エレンタール	
経口栄養（食事の形態等）	例) エンシュアリキッド	

11

援助して下さる方へ

目が不自由な場合（該当・非該当）

(1) 声かけ

「何かお手伝いできることはありませんか?」と援助者から先に声をかけてください。

目の見えない人にとっては、声をかけられるまで援助者に気づいていません。

(2) 誘導

一声かけ白い杖の反対側に立って腕を貸し、相手の半歩前を歩いてください。白い杖をつかんだり、手を引っ張ることは、避けましょう。

援助者のヒジの少し上に相手の手を導いた上で歩き出すと、進む方向がよくわかります。

段差は直角に進んでください。段差の手前で昇るか降りるかを伝えてください。

(3) コミュニケーションの手段等

●点字・レコーダー・拡大器

大勢が集まる場では、マイクの使用が予測されますが、マイクを使用する場合、どの方向に話し手がいるかを伝えてください。

援助して下さる方へ

耳が不自由な場合（該当・非該当）

(1) 案内

視覚で情報を得ることができます。できるだけ正面から案内してください。

集合場所の案内は「聴覚障害者はこちらへ」「筆談で案内します」「手話で案内します」と目だつところに案内版などを掲示し、視覚に訴えるように提示してください。

最新情報を掲示する時は、更新日時を記載してください。

(2) 誘導

聴覚障害者ブースとして「筆談」「手話」グループに分けて誘導してください。

(3) コミュニケーションの手段等

●手話(手話通訳者)・筆談・読唇・口話・補聴器 FAX・メールなど

大勢が集まる場では、援助が必要な方の集合場所を決め、周知内容などを紙に書き、視覚に訴える方法で案内してください。

関係者連絡先

名前	関係	電話番号など
	家族	
	家族	
	親族	
	親族	
	学校	
	市町村	
	自治会	
	民生委員	
	ソーシャルワーカー	
	ケアマネージャー	
	ヘルパーステーション	
	訪問介護事務所	
	訪問看護ステーション	

関係者連絡先

名前	関係	電話番号など
	電力	
	ガス	
	水道	

人工呼吸器取扱業者	会社名	
	担当者名	
	電話番号	
在宅酸素取扱業者	会社名	
	担当者名	
	電話番号	
在宅血液透析機器取扱業者	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

わたしの成長記録


出産時の状態

ふりがな		
名 前		
娩出日(出産日)	S・H	年	月 日
出産週数	妊娠満	週	
出産時体重	g		
出産時身長	cm		
出産時胸囲	cm		
出産時頭囲	cm		
出産時の仮死状態	有	・	無(異常なし)
特別な所見		
その他		

こどもページ

16

わたしの成長記録



.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

こどもページ

17


わたしの病歴リスト

年月日	内 容

こどもページ

18

わたしの病歴リスト




年月日	内 容

こどもページ

19

保護者からみた健康状態の記録



「こま」のページ

20

保護者からみた健康状態の記録

「こま」のページ


21

特記すべき事項

「こま」のページ

22

特記すべき事項



「こま」のページ

23

災害が起こる前に…

(1) 災害に関する3種類の情報とは？

● 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった場合、自治体が発令する避難準備情報に基づき、要配慮者の避難を始めるために出されます。

したがって、避難に時間がかかる方は、この情報が出された段階で避難を始めてください。

● 避難勧告

人的被害の発生する可能性が明らかに高まった場合、通常の避難ができる方が避難を始めるために出されます。

● 避難指示

人的被害の発生する可能性が非常に高い場合、または発生した場合に、避難中の方の避難を直ちに完了させるために出されます。

(2) 災害情報の収集・安否の伝達方法は？

- テレビ ● ラジオ ● 広報車 ● 防災放送
- 自治会の連絡網 ● 市町村のホームページ

● 徳島県防災・危機管理情報ホームページ

<http://anshin.pref.tokushima.jp/>

携帯電話へメールが届くサービスも活用しましょう。

災害への備え

24

(3) 停電への備え

① 人工呼吸器の災害発生時の注意

- ・人工呼吸器本体の確認（破損や作動）
酸素濃縮装置本体が作動していないときは酸素ポンベに切り替える。
- ・酸素チューブに火を近づけない。
- ・異常な音や臭いは出てないか？
- ・呼吸回路の各接続部にゆるみ・破損はないか？
- ・設定値が変更してないか？

※その他の電気利用機器も停電時の対応を確認しておきましょう。

- 痰吸引器 ● 電動ベッド ● エアマット
- その他（ ）

② 人工呼吸器使用者の日頃の備え

- ・アンビューバッグは、すぐ手の届くところに常備。
- ・警報機能のある生体情報モニター（パルスオキシメーター等）の併用（異常の早期発見・対応）
- ・日頃から、外出に慣れておこう。
（停電時や避難時の電源確保等、対処法が共通）
- ・外出時は、なるべく外部バッテリーを使用し、内臓バッテリーは温存。
- ・外部バッテリーは定期的に充電。
（自然放電するため）



災害への備え

26

● 災害用伝言ダイヤル(171) (いないと覚えてください)

災害用伝言ダイヤルは、自宅の電話番号宛に安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)することができます。

【操作手順】

録音 171 → 1 → 自宅番号(市外局番含む) → 伝言入力

再生 171 → 2 → 連絡を取りたい番号 → 伝言再生
(暗証番号をつけて録音・再生を行うこともできます。)



伝言の録音・再生は、被災地の方の電話番号宛に行う必要があり、この電話番号は市外局番で始まる電話番号のみが対象です。携帯電話やPHSからは、災害用伝言ダイヤルを利用することはできませんが、携帯電話やPHSの電話番号宛に伝言を録音することはできませんのでご注意ください。

※携帯電話会社ごとに災害伝言板や音声お届けサービスなどがあります。利用方法を確認しておきましょう。

災害への備え

25

③ 吸引器に関する備え

- ・バッテリー内蔵(充電式)の機種を選ぼう。
- ・足踏式、手動式吸引器の用意。(気管切開している場合は、両手が使える足踏式を)
- ・50mlシリンジ+吸引チューブ(非常手段)

④ 酸素濃縮器に関する備え

- ・酸素ポンベの用意。
- ・外部電源の利用→②参照。
- ・バッテリー内蔵タイプや電源を必要としない設置型
液体酸素に変更する方法も。

⑤ その他外部電源使用上の留意点

- ・使用する機器類の消費電力は、インバーターや発電機の出力容量以下に。特に、酸素能力器は消費電力大なので、定格電力500W以上のものを選ぶ。
- ・必ず使用する機器類の動作確認を行う。

※医療機器製造販売業者にご相談の上、適切に使用ください。

【例1】市販バッテリーからインバーターを介して電源(AC100V)をとる方法
 <DC12Vバッテリー> → <インバーター(変圧器)> → <医療機器や家電>

- ・ホームセンターやカー用品店で入手できる。充電器も用意。
- ・正弦波、矩形波(疑似正弦波)などの種類があるが、正弦波インバーターを選ぶ。(誤作動防止)

災害への備え

27

メモ

とくしま難病支援ネットワーク

私たちの会（とくしま難病支援ネットワーク）は、原因や治療法が見つからない様々な病気で苦しんでいる患者・家族と支援者で構成されている患者団体です。病気の枠を越えて、みんなで助けあって生きていく社会を目指します。

●とくしま難病支援ネットワーク事務局

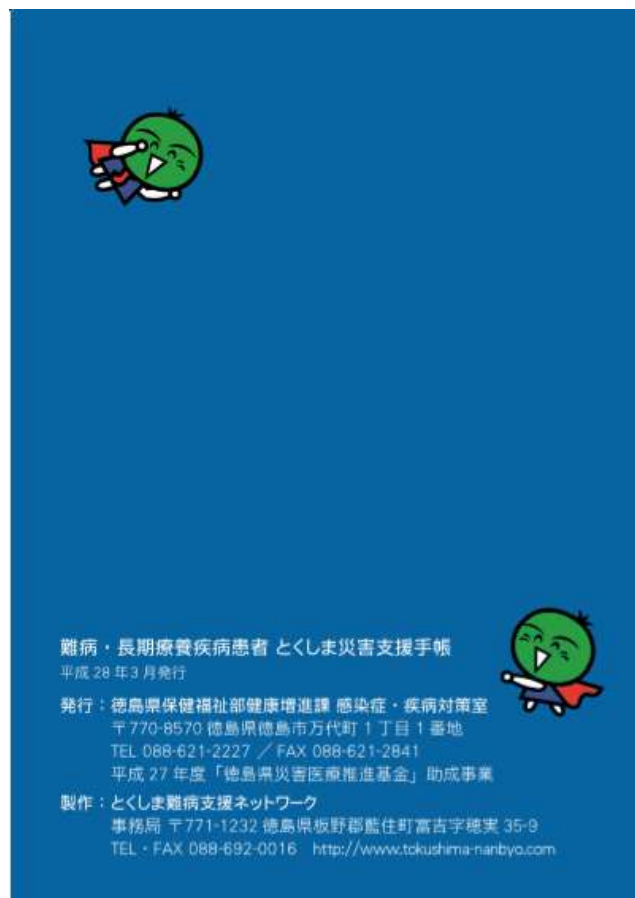
〒771-1232 徳島県板野郡藍住町富吉字穂実35-9
TEL・FAX 088-692-0016
<http://www.tokushima-nanbyo.com>

●加盟団体

- ◇ With SUN (クローン病患者交流会)
- ◇ 日本ALS協会 徳島支部
- ◇ 徳島多発性硬化症友の会
- ◇ あすなる会 (重症筋無力症患者・家族の会)
- ◇ 日本網膜色素変性症協会 (JRPS) 徳島支部
- ◇ 公益社団法人 日本リウマチ友の会 徳島支部
- ◇ 徳島肝炎の会
- ◇ 膠原病友の会「ひまわりの会」
- ◇ 徳島潰瘍性大腸炎友の会
- ◇ SCDトークしましょう会
(脊髄小脳変性症と多系統萎縮症の家族の会)
- ◇ 徳島県脊柱靭帯骨化症友の会
- ◇ パーキンソン仲間の会 オリーブ



32



(裏表紙)

18 指定難病病名一覧表

(令和3年11月現在)〔厚生労働省〕

番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	71	特発性大腿骨頭壊死症
2	筋萎縮性側索硬化症	72	下垂体性ADH分泌異常症
3	脊髄性筋萎縮症	73	下垂体性TSH分泌亢進症
4	原発性側索硬化症	74	下垂体性PRL分泌亢進症
5	進行性核上性麻痺	75	クッシング病
6	パーキンソン病	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
7	大脳皮質基底核変性症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
8	ハンテントン病	78	下垂体前葉機能低下症
9	神経有棘赤血球症	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
10	シャルコー・マリー・トウス病	80	甲状腺ホルモン不応症
11	重症筋無力症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
12	先天性筋無力症候群	82	先天性副腎低形成症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	83	アジソン病
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	84	サルコイドーシス
15	封入体筋炎	85	特発性間質性肺炎
16	クロウ・深瀬症候群	86	肺動脈性肺高血圧症
17	多系統萎縮症	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	88	慢性血栓栓性肺高血圧症
19	ライソゾーム病	89	リンパ脈管筋腫症
20	副腎白質ジストロフィー	90	網膜色素変性症
21	ミトコンドリア病	91	バッド・キアリ症候群
22	もやもや病	92	特発性門脈圧亢進症
23	プリオン病	93	原発性胆汁性胆管炎
24	亜急性硬化性全脳炎	94	原発性硬化性胆管炎
25	進行性多巣性白質脳症	95	自己免疫性肝炎
26	HTLV-1関連脊髄症	96	クローン病
27	特発性基底核石灰化症	97	潰瘍性大腸炎
28	全身性アミロイドーシス	98	好酸球性消化管疾患
29	ウルリッヒ病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	遠位型ミオパチー	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
31	ベスレムミオパチー	101	腸管神経節細胞僅少症
32	自己食空胞性ミオパチー	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	103	CFC症候群
34	神経線維腫症	104	コステロ症候群
35	天疱瘡	105	チャージ症候群
36	表皮水疱症	106	クリオピリン関連周期熱症候群
37	膿疱性乾癬(汎発型)	107	若年性特発性関節炎
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	108	TNF受容体関連周期性症候群
39	中毒性表皮壊死症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
40	高安動脈炎	110	ブラウ症候群
41	巨細胞性動脈炎	111	先天性ミオパチー
42	結節性多発動脈炎	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
43	顕微鏡的多発血管炎	113	筋ジストロフィー
44	多発血管炎性肉芽腫症	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	115	遺伝性周期性四肢麻痺
46	悪性関節リウマチ	116	アトピー性脊髄炎
47	パーンジャー病	117	脊髄空洞症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	118	脊髄髄膜瘤
49	全身性エリテマトーデス	119	アイザックス症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	120	遺伝性ジストニア
51	全身性強皮症	121	神経フェリチン症
52	混合性結合組織病	122	脳表ヘモジデリン沈着症
53	シェーグレン症候群	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
54	成人スチル病	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
55	再発性多発軟骨炎	125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
56	ペーチェット病	126	ペリー症候群
57	特発性拡張型心筋症	127	前頭側頭葉変性症
58	肥大型心筋症	128	ピックースタッフ脳幹脳炎
59	拘束型心筋症	129	痙攣重症型(二相性)急性脳症
60	再生不良性貧血	130	先天性無痛無汗症
61	自己免疫性溶血性貧血	131	アレキサンダー病
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	132	先天性核上性球麻痺
63	特発性血小板減少性紫斑病	133	メビウス症候群
64	血栓性血小板減少性紫斑病	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
65	原発性免疫不全症候群	135	アイカルディ症候群
66	IgA腎症	136	片側巨脳症
67	多発性嚢胞腎	137	限局性皮質異形成
68	黄色靭帯骨化症	138	神経細胞移動異常症
69	後縦靭帯骨化症	139	先天性大脳白質形成不全症
70	広範脊柱管狭窄症	140	ドラベ症候群

番号	病名	番号	病名
141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	212	三尖弁閉鎖症
142	ミオクロニー欠神てんかん	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
144	レノックス・ガストー症候群	215	ファロー四徴症
145	ウエスト症候群	216	両大血管右室起始症
146	大田原症候群	217	エプスタイン病
147	早期ミオクロニー脳症	218	アルポート症候群
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	219	ギャロウェイ・モト症候群
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	220	急速進行性糸球体腎炎
150	環状20番染色体症候群	221	抗糸球体基底膜腎炎
151	ラスムッセン脳炎	222	一次性ネフローゼ症候群
152	PCDH19関連症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	224	紫斑病性腎炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	225	先天性腎性尿崩症
155	ランドウ・クレフナー症候群	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
156	レット症候群	227	オスラー病
157	スタージ・ウェーバー症候群	228	閉塞性細気管支炎
158	結節性硬化症	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
159	色素性乾皮症	230	肺胞低換気症候群
160	先天性魚鱗癬	231	$\alpha 1$ -アンチトリプシン欠乏症
161	家族性良性慢性天疱瘡	232	カーニー複合
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	233	ウォルフラム症候群
163	特発性後天性全身性無汗症	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
164	眼皮膚白皮症	235	副甲状腺機能低下症
165	肥厚性皮膚骨膜炎	236	偽性副甲状腺機能低下症
166	弾性線維性仮性黄色腫	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
167	マルファン症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
168	エーラス・ダンロス症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
169	メンケス病	240	フェニルケトン尿症
170	オクシピタル・ホーン症候群	241	高チロシン血症1型
171	ウィルソン病	242	高チロシン血症2型
172	低ホスファターゼ症	243	高チロシン血症3型
173	VATER症候群	244	メーブルシロップ尿症
174	那須・ハコラ病	245	プロピオン酸血症
175	ウィーバー症候群	246	メチルマロン酸血症
176	コフィン・ローリー症候群	247	イソ吉草酸血症
177	ジュベール症候群関連疾患	248	グルコーストランスporter-1欠損症
178	モワット・ウィルソン症候群	249	グルタル酸血症1型
179	ウィリアムズ症候群	250	グルタル酸血症2型
180	ATR-X症候群	251	尿素サイクル異常症
181	クルーゾン症候群	252	リジン尿性蛋白不耐症
182	アペール症候群	253	先天性葉酸吸収不全
183	ファイファー症候群	254	ポルフィリン症
184	アントレー・ピクスラー症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
185	コフィン・シリズ症候群	256	筋型糖原病
186	ロスマンド・トムソン症候群	257	肝型糖原病
187	歌舞伎症候群	258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
188	多脾症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
189	無脾症候群	260	システロール血症
190	鰓耳腎症候群	261	タンジール病
191	ウェルナー症候群	262	原発性高カイトロミクロン血症
192	コケイン症候群	263	脳髄黄色腫症
193	ブラダー・ウィリ症候群	264	無 β リポタンパク血症
194	ソス症候群	265	脂肪萎縮症
195	ヌーナン症候群	266	家族性地中海熱
196	ヤング・シンブノン症候群	267	高IgD症候群
197	1p36欠失症候群	268	中條・西村症候群
198	4p欠失症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
199	5p欠失症候群	270	慢性再発性多発性骨髄炎
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	271	強直性脊椎炎
201	アンジェルマン症候群	272	進行性骨化性線維異形成症
202	スミス・マギニス症候群	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
203	22q11.2欠失症候群	274	骨形成不全症
204	エマヌエル症候群	275	タナトフォリック骨異形成症
205	脆弱X症候群関連疾患	276	軟骨無形成症
206	脆弱X症候群	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
207	総動脈幹遺残症	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
208	修正大血管転位症	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
209	完全大血管転位症	280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
210	単心室症	281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
211	左心低形成症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	病名	番号	病名
283	後天性赤芽球癆	311	先天性三尖弁狭窄症
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	312	先天性僧帽弁狭窄症
285	ファンコニ貧血	313	先天性肺静脈狭窄症
286	遺伝性鉄芽球性貧血	314	左肺動脈右肺動脈起始症
287	エプスタイン症候群	315	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	316	カルニチン回路異常症
289	クロンカイト・カナダ症候群	317	三頭酵素欠損症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	318	シトリン欠損症
291	ヒルシスプルング病(全結腸型又は小腸型)	319	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
292	総排泄腔外反症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
293	総排泄腔遺残	321	非ケトース型高グリシン血症
294	先天性横隔膜ヘルニア	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
295	乳幼児肝巨大血管腫	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
296	胆道閉鎖症	324	メチルグルタコン酸尿症
297	アラジール症候群	325	遺伝性自己炎症疾患
298	遺伝性膀胱炎	326	大理石骨病
299	嚢胞性線維症	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
300	IgG4関連疾患	328	前眼部形成異常
301	黄斑ジストロフィー	329	無虹彩症
302	レーベル遺伝性視神経症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
303	アッシャー症候群	331	特発性多中心性キャスルマン病
304	若年発症型両側性感音難聴	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
305	遅発性内リンパ水腫	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
306	好酸球性副鼻腔炎	334	脳クレアチン欠乏症候群
307	カナバン病	335	ネフロン癆
308	進行性白質脳症	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
309	進行性ミオクローヌステんかん	337	ホモシスチン尿症
310	先天異常症候群	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

※ 本指定難病は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」第5条第1項による指定

難病の番号	医療費助成開始年月
No.111 ~ No.110	平成27年 1月から
No.111 ~ No.306	平成27年 7月から
No.307 ~ No.330	平成29年 4月から
No.331	平成30年 4月から
No.332 ~ No.333	令和 元年 7月から
No.334 ~ No.338	令和 3年 1 1月から

空 白

第10 交通に関する資料

1 主要道路交通途絶予想箇所一覧表（市内）

路線名	予想される事態	同左区域	延長 (km)	迂回路
国道438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬市木屋平川井 ～美馬市・三好市界	29.80	国道193号
		美馬市・三好市界 ～三好市・美馬郡界	2.30	
国道193号	落石	美馬市脇町平間	0.10	
		美馬市脇町西俣名	0.10	
国道492号	落石	美馬市穴吹町初草	0.04	
鳴門池田線	落石	美馬市美馬町坊僧	0.10	
脇三谷線	冠水	美馬市脇町 脇町潜水橋	2.00	
穴吹塩之江線	落石	美馬市脇町梨子ノ木	0.14	

2 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）（市内）

橋梁名	路線名	制限箇所	橋長 (m)	有効幅員 (m)	荷重制限 (t)
中央橋	鳴門池田線	美馬市脇町	23	6.0	12
竜頭橋	国道492号	美馬市木屋平大北	33	4.0	12

3 防災機能を有する「道の駅」一覧表（市内）

名称	路線名	所在地	備考
藍ランドうだつ	鳴門池田線	美馬市脇町大字脇町55	①指定緊急避難場所 ②車中泊避難場所
みまの里		美馬市美馬町字願勝寺72	①美馬地区物資供給拠点 ②指定緊急避難場所 ③車中泊避難場所 ④場外離着陸場

4 徳島県雪害防止対策要綱

徳島県雪害防止対策要綱

第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

第3 道路除雪対策

1. 県が行う除雪

(1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表（美馬市関係分のみ）のとおりとする。

（平成27年1月1日現在）

土木事務所名	路線名	除雪区間		延長km
		区	間	
西部総合県民局 美馬庁舎	国道193号	脇町西俣名	～ 穴吹町岩手	18.1
	国道438号	木屋平大北	～ 美馬町野田ノ井	82.4
	国道377号	脇町県境	～ 脇町西俣名	0.0
	美馬塩之江線	美馬町小長谷	～ 脇町平帽子	12.4
	鳴門池田線	脇町拝原	～ 美馬町境目	20.9
	国道492号	穴吹町穴吹	～ 木屋平川井	30.7
	多和脇線	脇町東俣名	～ 西赤谷	10.9
	穴吹塩之江線	穴吹町小島	～ 脇町西大谷	15.3
	美馬半田線	美馬町長畑	～ つるぎ町半田松生	0.8
	美馬貞光線	美馬町	～ つるぎ町貞光	1.4
	小島(T)線	穴吹町三島	～ 三島	0.2
	脇三谷線	脇町	～ 穴吹町三島	2.7
	三ツ木宮倉線	木屋平三ツ木	～ 西野々脇	7.0
	脇町曾江線	脇町	～ 曾江名	3.2
	大谷脇町線	脇町岩倉	～ 脇町西大谷	8.9
	田方穴吹線	穴吹町田方	～ 口山	7.0
端山調子野線	つるぎ町貞光端山	～ 穴吹町口山調子野	11.9	
一宇古宮線	つるぎ町一宇	～ 剪宇	3.5	

西部総合県民局 美馬庁舎	一宇古宮線	穴吹町古宮 ～ 北又	4.2
	中野木屋平線	つるぎ町-宇中野 ～ 奥大野	2.7
	中野木屋平線	木屋平太合 ～ 太合	4.5

(2) 凍結防止剤の配置

各庁舎が確保しておく凍結防止剤の配置は、次のとおり（美馬市関係分のみ）とし、交通状況又は道路の凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	配置箇所	配置先	配置数(袋)
西部総合県民局 美馬庁舎	美馬市脇町	美馬警察署清水駐在所 他美馬市脇町14箇所	275
	美馬市美馬町	三頭トンネル 他美馬市美馬町2箇所	180
	美馬市穴吹町	美馬警察署宮内駐在所 他美馬市穴吹町5箇所	95
	美馬市木屋平	西部総合県民局（美馬）木屋平詰所 他美馬市木屋平1箇所	110
	美馬庁舎管内	橋梁箇所	105

(3) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおり（美馬市関係分のみ）とする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
西部総合県民局 美馬庁舎	ショベル	36台	60日	借り上げ
	除雪車	1台	17日	つるぎ町移管
	グレーダー	7台	7日	借り上げ
	作業車	2台	30日	県直営
	合計	40台	—	—

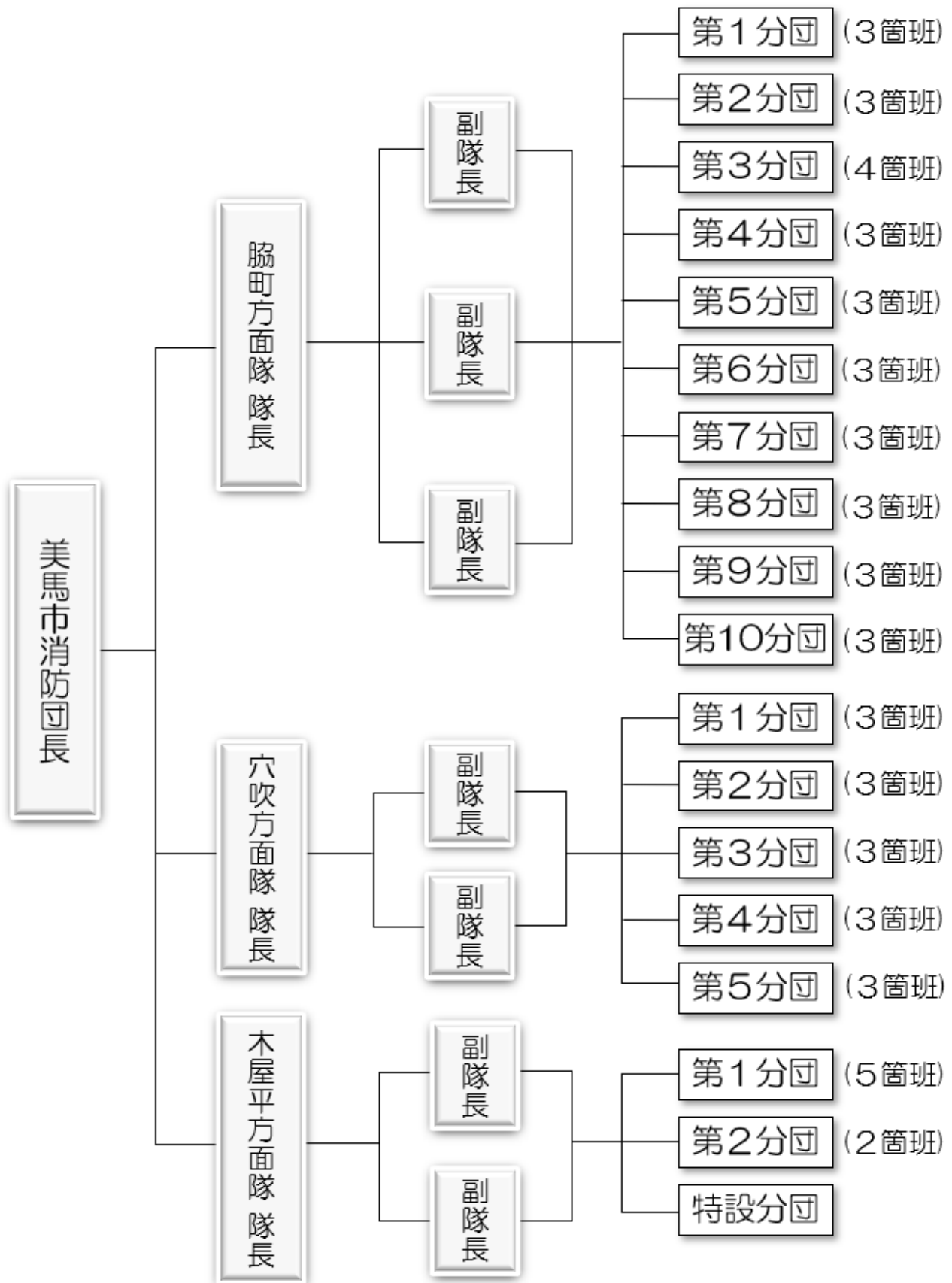
5 市の公用車保有台数一覧表（令和5年度末現在）

車両種別 部区分	普通車		小型車		軽自動車		特殊車両			合計 (台)
	普通貨物	普通乗用	小型貨物	小型乗用	軽貨物	軽乗用	普通特殊	軽特殊	トラクター	
企画総務部	1	5	5	11	6	8	1			37
保健福祉部				2	1	16				19
市民環境部				3	6	4				13
経済部				2	3	2				7
建設部			3	4	1	1				9
消防本部		2		1			29	4		36
水道部			2	1	8		1			12
教育委員会			2	1	10	2			7	22
議会事務局		1								1
農業委員会				1						1
木屋平市民SC		2	4	2		2				10
合計	1	10	16	28	35	35	31	4	7	167

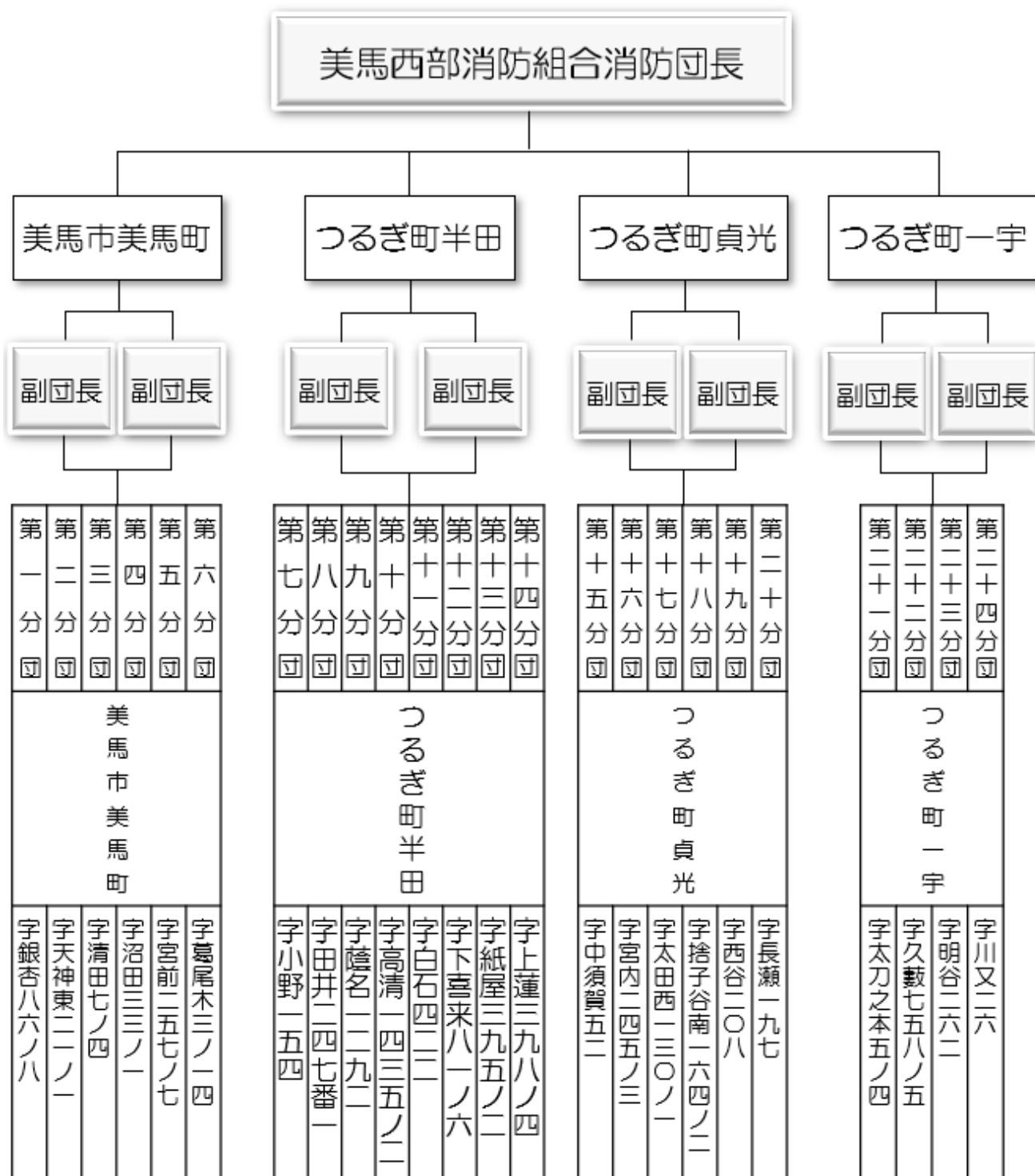
※ 消防本部（消防署を含む常備消防）の保有する「特殊車両」には、消防団（非常備消防）の使用する車両数を含む。

第11 消防に関する資料

1 美馬市消防団組織図



2 美馬西部消防組合消防団組織図



3 消防車両一覧表（令和5年度末現在）

車 両 種 別	美 馬 市 消 防 本 部		美馬西部消防組合消防本部	
	美馬市消防署	木屋平出張所	美馬西部消防署	一宇出張所
水槽付ポンプ自動車	1		1	
ポンプ車	2	1	1	1
救助工作車	1		1	
高規格救急自動車	3	1	2	1
患者輸送車	1		1	
資機材運搬車	2		2	
公用車	1		2	
査察連絡車	1			
人員搬送車	1			
指令車	2		1	
合 計	15	2	11	2
	17		13	

※ 消防本部（消防署を含む常備消防）の消防車両数には、消防団（非常備消防）の使用車両数を含まない。

※ 消防団の車両は、普通積載車17台（脇町10・穴吹5・木屋平2）及び軽積載車2台（木屋平2）である。

4 美馬市消防本部が保有する主要な消防資機材等一覧表（令和5年度末現在）

区分	資 器 材 名	保有数	資 器 材 名	保有数
放水器具	消防ホース（40mm）	24	スムーズノズル	5
	消防ホース（50mm）	137	無反動ノズル	5
	消防ホース（65mm）	243	ジェットシューター	62
	クアドラフォグノズル	6	可搬ポンプ	8
	エコファイターノズル	2	ストレート管鎗	6
	ダブコンマークⅡ（予備筒先）	1	G-Forceノズル	1
放水補助器具	分岐金具（50mm）	2	コントロールバルブ	3
	低水位用ストレナー	4	MC分岐管（マルチタイプ）	6
	スタンドパイプ	5	ホースブリッジ	10
照明器具	投光器	15	メタルハイドランプ投光器	1
	脚立付投光器	3	LED照明灯（FOXFURY製）	2
	発電機	14	—	—
保安器具	空気呼吸器	18	訓練用マット（KHFS-B-3型）	1
	個人携帯警報器	11	訓練用救助マット	1
	空気呼吸器用ポンベ（15M）	18	送排風機	1
	空気呼吸器用ポンベ（30M）	29	—	—
はしご類	二連梯子	3	鉤付梯子	4
	三連梯子	2	避難梯子	1
防災機器	熱画像直視装置	7	消防艇ゴムボート（アキレス製）	2
	動力噴霧機一式	2	ゴムボート手こぎ用（アキレス製）	2
	船外機12（トーハツ製）	1	スーパーローリータンク（2,000ℓ）	3
	船外機15（ホンダ製）	1	クボタタンク（500ℓ）	1
	船外機20（トーハツ製）	1	—	—
救助資機材	救命策発射銃	—	空気式救助マット	—
	平担架	1	救助用縛帯	4
	カラビナ	64	ロープ	6
	シライスリング	5	滑車	15
	検索サブライン	2	バックボード	9
	台車	2	プライバシーシート	2
	可搬式ジャッキ	4	車両移動器具	4
	登山器具一式	15	グラスソー	5
	バスケット担架	2	—	—

重量 物排 除器 具	油圧ジャッキ	2	油圧スプレッター	1
	可搬式ウィンチ	2	ワイヤーロープ	2
	マンホール救助器具	1	マット型空気ジャッキ	1
	大型油圧スプレッター	—	救助用支柱器具一式	1
切断 器具	エンジンカッター	6	ガス溶断機	1
	チェーンソー	5	鉄線カッター	1
	空気鋸	1	大型油圧切断機	1
破壊 器具	万能斧	1	ハンマー	1
	携帯用コンクリート破壊器具	1	削岩機	2
	ハンマードリル	1	—	—
隊員 保護 用器 具	化学防護服A・B	4	耐電衣	4
	耐電手袋A・B	4	耐電ズボン	4
	耐電長靴A・B	4	防毒マスク	5
	訓練用防護服レベルA	1	防塵マスク	5
	—	—	防塵メガネ	5
検索器具	簡易画像探索機プロカム	1	—	—
探知器具	可燃性ガス測定器	2	—	—

5 美馬西部消防組合消防本部が保有する主要な消防資機材等一覧表（令和5年度末現在）

区分	資器材名	保有数	資器材名	保有数
放水器具	消防ホース（40mm）	19	スムーズノズル	4
	消防ホース（50mm）	93	無反動ノズル	1
	消防ホース（65mm）	124	ジェットシューター	26
	クアドラフォグノズル	1	可搬ポンプ	2
	eノズルフォルダー	2	ストレート管鎗	1
	ダブコンマークⅡ（予備筒先）	7	G-Forceノズル	2
放水補助器具	分岐金具	4	スタンドパイプ	2
	低水位用ストレナー	3	ホースブリッジ	6
照明器具	脚立付投光器	3	LED照明灯	1
	発電機	4	—	—
保安器具	空気呼吸器	12	空気呼吸器用ボンベ（30M）	20
	個人携帯警報器	4	訓練用救助マット	1
	空気呼吸器用ボンベ（15M）	5	送排風機	1
はしご類	二連梯子	1	鉤付梯子	2
	三連梯子	2	避難梯子	2
防災機器	熱画像直視装置	1	消防艇ゴムボート	1
	動力噴霧機一式	1	クボタタンク（500ℓ）	1
	船外機9.9（トーハツ製）	1	—	—
救助資機材	救命策発射銃	1	小網	10
	平坦架	2	ロープ10m	7
	カラビナ	31	ロープ20m	3
	スリング	4	ロープ30m	8
	レスキューブラッホーム	1	ロープ40m	1
	台車	2	ロープ50m	1
	可搬式ジャッキ	1	滑車	12
	登山器具一式	5	バックボード	2
	バスケット担架	3	プライバシーシート	1
	救助用縛帯	5	車両移動器具	4
	グラスソー	4	—	—
重量物排除器具	可搬式ウィンチ	1	マット型空気ジャッキ	3
	油圧スプレッター	2	ワイヤーロープ	6

切断 器具	エンジンカッター	3	ガス溶断機	1
	チェーンソー	3	鉄線カッター	1
	空気鋸	2	大型油圧切断機	1
破壊 器具	万能斧	4	削岩機	1
	ハンマー	2	—	—
隊員 保護用 器具	化学防護服	5	耐電ズボン	3
	耐電手袋	3	防毒マスク	3
	耐電長靴	3	防塵メガネ	9
	帯電衣	3	—	—
探知器具	可燃性ガス測定器	1	—	—

6 徳島県広域消防相互応援協定書

徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和22年法律第226号 以下「法」という。)第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「消防機関」という。)相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域(以下「協定区域」という。)とする。

(地域区分)

第3条 協定区域を次のブロックに区分する。

(1) 第1ブロック

小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

(2) 第2ブロック

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

(3) 第3ブロック

美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

(災害等)

第4条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相互応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。

ア 林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災

イ 航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案

ウ 地震、風水害その他大規模な自然災害

エ 毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害

オ 上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

(2) 協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等

(3) 管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等

(応援)

第5条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部(以下「被

災地消防本部」という。)の管理者又はその委任を受けた消防長(以下「管理者等」という。)は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊(以下「応援隊」という。)の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。

3 応援を行う消防本部(以下「応援消防本部」という。)の管理者等が、災害等を覚知し、第1項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第6条 応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ブロック内広域応援

被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援

(2) 県内広域応援

県内全域の協定消防本部で行う応援

(3) その他の広域応援

第4条第2項及び第3項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援

(応援要請の方法)

第7条 被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

(1) 災害等の種別、概要

(2) 災害等の発生日時、場所

(3) 応援消防力

(4) 応援隊の受入れ場所

(5) その他必要な事項

2 被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。

3 被災地消防本部の管理者等は、第7条第1項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第8条 応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。

(1) 応援隊の出発時刻

(2) 応援隊の到着(予定)時刻

(3) 応援隊の隊長名

(4) 応援隊の消防力

(5) その他必要な事項

2 応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。

（経費の負担）

第9条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。

（改廃等）

第10条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

（運用）

第11条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。

（施行日）

第12条 この協定は、平成27年12月1日から施行する。

附則（最新の附則み）（平成27年12月1日協定）

この協定は、平成27年12月1日から施行する。

平成26年4月1日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳島市長	原	秀樹
鳴門市長	泉	理彦
小松島市長	濱田	保徳
阿南市長	岩浅	嘉仁
みよし広域連合連合長	川原	義朗
美馬西部消防組合管理者	兼西	茂
徳島中央広域連合連合長	川真田	哲哉
美馬市長	牧田	久
板野東部消防組合管理者	石川	智能
板野西部消防組合管理者	玉井	孝治
名西消防組合管理者 石井町長	小林	智仁
海部消防組合管理者	影治	信良
那賀町長	坂口	博文

7 徳島県市町村消防相互応援協定

徳島県市町村消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
 - (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- 2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- （1）市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- （2）通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の指導）

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

（報告）

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

（連絡会議）

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

（経費負担）

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- （1）人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- （2）前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。
- （3）その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

（疑義の協議）

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

（実施細目）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

（改廃）

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

（適用）

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池	正勝	鳴門市長	山本	幸男
小松島市長	西川	政善	阿南市長	野村	靖
勝浦町長	川口	幸一	上勝町長	山田	良男
佐那河内村長	楠	崇宏	石井町長	坂東	忠之
神山町長	高橋	宏輔	那賀川町長	小泉	隆一
羽ノ浦町長	生野	善章	鷺敷町長	助岡	克則
相生町長	久龍	直通	上那賀町長	和田	淳二
木沢村長	中東	利延	木頭村長	藤田	恵
由岐町長	松村	静夫	日和佐町長	近藤	和義
牟岐町長	皆谷	又男	海南町長	五軒家	憲次
海部町長	三浦	治	穴喰町長	多田	保政
板野町長	犬伏	正昭	上板町長	吉岡	義人
吉野町長	竹重	敦美	土成町長	板東	正
市場町長	水田	文夫	阿波町長	安友	清
鴨島町長	戸田	稔	川島町長	内田	昇
山川町長	山内	正晴	美郷村長	伊井	昇
脇町長	佐藤	浄	一宇村長	立道	里見
穴吹町長	佐藤	宏史	木屋平村長	西	正二
三野町長	竹重	義博	三好町長	真鍋	晃
池田町長	丸岡	敬幸	山城町長	西	徹
井川町長	中瀧	清文	三加茂町長	檜	一
東祖谷山村長	出口	操	西祖谷山村長	尾茂	光男
阿南消防組合管理者	野村	靖	名西消防組合管理者	坂東	忠之
海部消防組合管理者	近藤	和義	板野東部消防組合管理者	堀江長	男
板野西部消防組合管理者	犬伏	正昭	阿北消防組合管理者	戸田	稔
美馬東部消防組合管理者	佐藤	浄	美馬西部消防組合管理者	藤田	利胤
三好郡行政組合管理者	丸岡	敬幸			

8 災害救助犬の出動に関する協定書

災害救助犬の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本レスキュー協会会長 打間奈津子（以下「乙」という。）とは、災害時における「災害救助犬の出動」に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生し、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害救助犬による被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（出動の要請）

第2条 甲は、捜索活動のため必要があると認める場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

この場合において、災害救助犬の頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は、甲の指名する現場指揮責任者の指揮の下に捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が捜索活動の終息を告げたとき。
- (2) 乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったとき。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、定期又は随時に合同して訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定の実施に伴って生じる損害補償の負担区分については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が負担するもの

乙の会員が、捜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は捜索活動に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合の扶助金

なお、扶助金の内容については、災害救助法に基づく政令及び規則を準用する。

(2) 乙が負担するもの

- ア 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償
- イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索作業中に与えた第三者に対する損害補償
- ウ 災害救助犬の負傷等の損害補償

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な具体的な事項については、別に定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年8月25日

甲 徳島県
徳島県知事 圓藤 寿穂

乙 大阪市淀川区西中島7-9-2
日本レスキュー協会会長 打間 奈津子

空 白

第12 場外離着陸場等に関する資料

1 場外離着陸場一覧表（市内）

	名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複	UTM座標(53SMT)
1	美馬リバーサイドパーク	美馬市美馬町字宮前地先(四国三郎の郷の南側)	美馬市教育委員会	0883-52-8011	大		079670
2	中島地区河川防災ステーション	美馬市美馬町中島地先	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	088-654-2211	小		084673
3	喜来浜グラウンド	美馬市美馬町字大宮西地先(吉野川北岸・喜来樋門西側)	美馬市教育委員会	0883-52-8011	中		124677
4	(仮称)道の駅「みまの里」ヘリポート	美馬市美馬町字願勝寺77番地	美馬市	0883-52-5608	中		129686
5	重清北交流館山人の里グラウンド	美馬市美馬町字狙ヶ内26番地3	美馬市	0883-52-5605 0883-52-5609	中	重複	116722
6	美馬竜王の郷	美馬市美馬町字入倉657番地	美馬市	0883-52-5605	小	重複	139732
7	小星園グラウンド	美馬市脇町字小星748番地1	社会福祉法人徳島県身体障害者連合会 小星園	0883-52-5280	中		165694
8	脇町吉野川河川敷グラウンド	美馬市脇町大字脇町字中須地先(コメリ南側)	美馬市教育委員会	0883-52-8011	大		207699
9	ホウエツ病院ヘリポート	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3	医療法人芳越会 院長 林 秀樹	0883-52-1095	中		221695
10	中ノ谷ふれあいの里	美馬市脇町字川原柴221番地	美馬市	0883-52-5605	小	重複	184739
11	江原北小学校グラウンド	美馬市脇町西赤谷3744番地2	美馬市教育委員会	0883-52-8010	小	重複	236747
12	清水地域活動センターグラウンド	美馬市脇町字西俣名1069番地	美馬市	0883-52-8009	中	重複	222798
13	東俣ふれあいの里	美馬市脇町字東俣名320番地	美馬市	0883-52-5605	小	重複	256773
14	三島中学校グラウンド	美馬市穴吹町三島字三谷356番地	美馬市教育委員会	0883-52-8010	中	重複	194686
15	穴吹高等学校第2グラウンド	美馬市穴吹町三島字舞中島地先	穴吹高等学校	0883-52-2108	大		217692
16	(仮称)美馬市役所ヘリポート	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市	0883-52-1212	中		233684
17	穴吹中学校グラウンド	美馬市穴吹町井口23番地	美馬市教育委員会	0883-52-8010	中	重複	231672
18	宮内交流の里	美馬市穴吹町口山字宮内52番地	美馬市	0883-52-5605	小	重複	214634
19	貢公園	美馬市木屋平字貢397番地5	美馬市	0883-52-5610	小		264584
20	木屋平複合施設グラウンド	美馬市木屋平川井224番地	美馬市	0883-68-2111	中	重複	271551
21	中尾山高原多目的広場	美馬市木屋平太合力ケ445番地68	美馬市	0883-52-5610	中		202515
22	川上ヘリポート	美馬市木屋平字川上997番地	西部総合県民局地域創生観光部	0883-53-2392	中		202497

2 陸上自衛隊ヘリコプター用の「臨時離着陸場」の選定基準

機種	標準	応急
OH-6 (小型)	<p>着陸点 着陸帯 30m 5m 450m 30m 10° 進入角</p>	<p>30m 5m 450m 20m 15°</p>
UH-1 (中型)	<p>36m 6m 450m 36m 8°</p>	<p>30m 6m 450m 30m 8°</p>
CH-47 (大型)	<p>100m 20m 450m 100m 6°</p>	<p>70m 20m 450m 70m 8°</p>
備考	<p>1 全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形にすることが必要。 2 ダウン・ウォッシュ（離発着時における突風・横風）について考慮が必要（対策：着陸帯が砂地である場合、消防車等による十分な散水） 例：CH-47（大型ヘリ） 直径0.5mm～1cm程度の小石が半径100m～150mに飛散する。 天幕等（テント）がある地域では、さらに150m以上の距離が必要。</p>	

3 徳島県消防防災ヘリコプターの運航要請方法

『徳島県消防防災ヘリコプター「うずしお」運航の手引』に基づき、運航要請方法等は以下のとおり。

① 緊急運航の要件

次に掲げる要件を満たす場合に運航することができる。

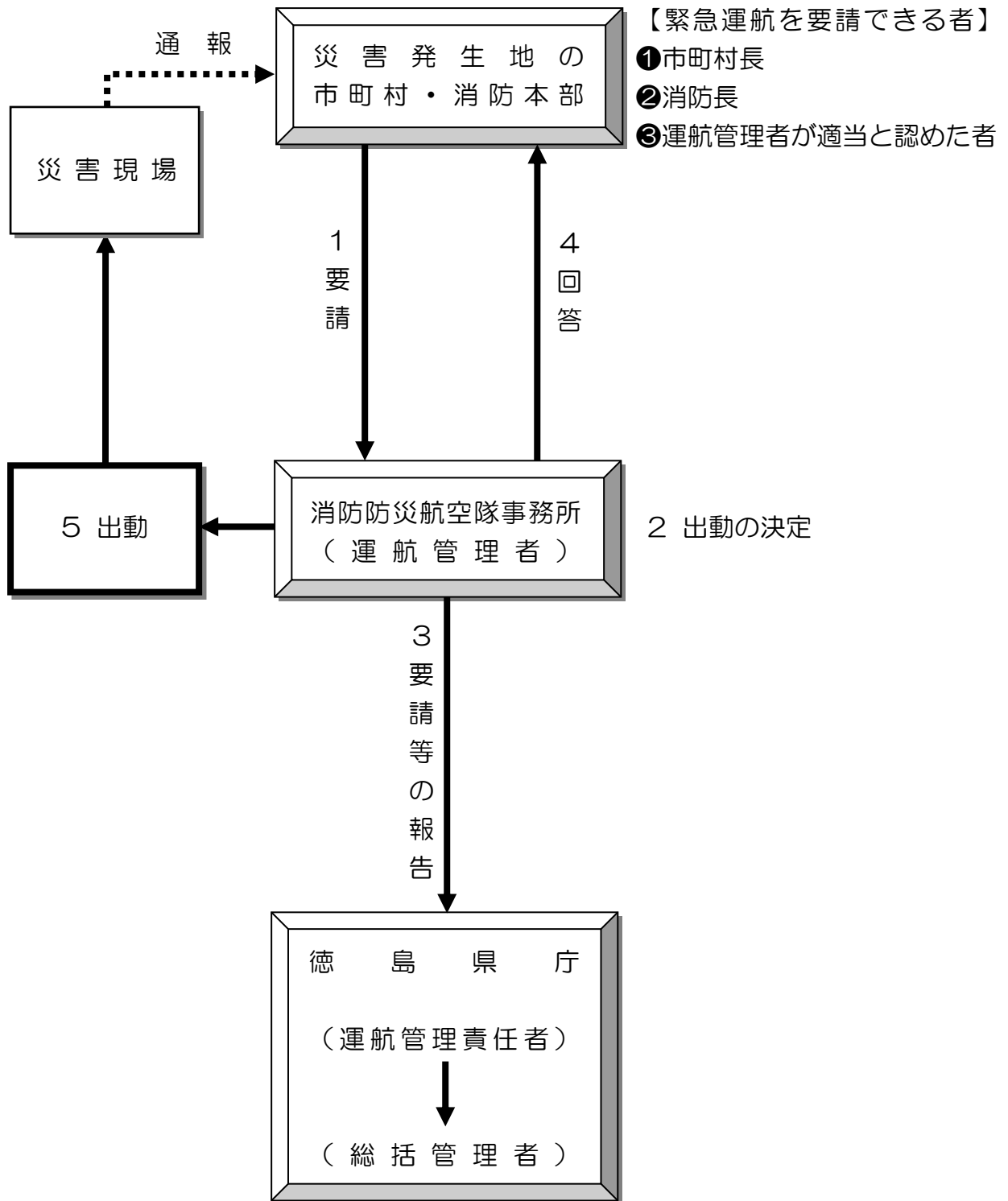
- ①公共性：地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること
- ②緊急性：差し迫った必要性があること
- ③非代替性：消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと

② 緊急運航の要請基準

①の「緊急運航の要件」を満たし、かつ、次に掲げる「活動別要請基準」に該当する場合に、災害が発生した市町村等の長及び消防長等が要請できる。

活動区分	細部活動内容
救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の搬送（原則として医師が搭乗できる場合） ・ 医師及び医療機材等の搬送 ・ 傷病者の転院搬送（医師が搭乗できる場合） ・ その他救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
救助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水難事故等の捜索、救助 ・ 中高層建築物火災等の救助 ・ 孤立した被災者等の救出 ・ 大規模事故での救助 ・ その他救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況等の調査及び情報の収集等 ・ 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送 ・ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報 ・ その他災害応急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野火災等の消火 ・ 消防隊員及び消火資機材等の搬送 ・ 被害状況等の調査及び情報の収集等 ・ 避難誘導等の広報 ・ その他火災防御活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
広域災害応援対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県等との災害応援協定等に基づき応援要請があり、出動する必要があると認められるとき

③ 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



要 請 先	消 防 防 災 航 空 隊 事 務 所
電 話	088-683-4119 (代表)
F A X	088-683-4121
勤 務 時 間 外 (17:15~08:30)	088-621-2057(県庁衛視室)
要 請 要 領	①電話でまず一報 ②FAXで緊急運航要請書を提出

④ 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（定型）

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分	受信者		
1 要請機関名	(電話)	発信者		
2 災害の種類	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防避 (5) 広域応援			
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他()			
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 (目標が明確となる, 地図を添付のこと。) 離着陸場 (発生時刻) 年 月 日 時 分頃			
5 現地の 気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 ℃ 視界 m 気象警報等 (警報・注意報)			
6 現場指揮者	所属・職・氏名			
7 現場との 連絡手段	無線種別 (統制波 主運用波 その他) 現場指揮本部・呼出名 (コールサイン)			
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況, 要請する活動の内容, 受入体制を記述すること。 救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記述すること。			
9 傷病者搬送 の 場 合	傷病者	氏名	年齢等 歳 男・女	
		氏名	年齢等 歳 男・女	
	症 状			
	着陸場所 の 目 標	出動先	所在地及び目標	
		搬送先	所在地及び目標	
	搭 乗 者 の 氏 名	医 師	関係者	
		看護師		
	病院への 搬送方法	救急車 の手配	病院の 手 配	
受入病院	所在地	連絡先	(電話)	
	名称			
搬送先の消防本部 の担当者職・氏名	消防本部 (局) 課 職・氏名 (電話)			
10 必要資機材				
11 他航空機へ の要請状況	無 有 要請機関名	要請機数	(機)	
12 その他 必要事項				

※以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別 (統制波 主運用波 その他) 現場指揮本部 (車)・呼出名 (コールサイン)
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時刻	時間 分
4 燃料の確保	手配必要・手配不要 燃料の量 ㍓ (ドラム缶 本)
5 その他 必要事項	

4 徳島県消防防災ヘリコプターが市町村等において実施する防災訓練等に出動する場合の取扱要領

徳島県消防防災ヘリコプターが市町村等において実施する
防災訓練等に出動する場合の取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「管理要綱」という。）第27条第2項の規定に基づき、徳島県消防防災ヘリコプターが市町村及び総括管理者が適当と認める機関（以下「市町村等」という。）の主催する訓練等に出動する場合の出動基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（出動基準）

第2条 この要領に基づく、消防防災ヘリコプターの出動は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 消防防災ヘリコプターによる訓練は、救急活動訓練、救助活動訓練、災害応急対策活動訓練及び火災防衛活動訓練とし、原則として2種目以内とする。

（申請手続）

第3条 防災訓練等に消防防災ヘリコプターの参加を希望する市町村等の長は、訓練日の属する月の3か月前までに別紙「徳島県消防防災ヘリコプター防災訓練等出動申込書」に防災訓練等の計画書を添えて総括管理者に申請する。

ただし、消防機関が単独で実施する防災訓練等の場合にあつては、この限りでない。

（出動の決定）

第4条 総括管理者は、上記の申込書が提出されたときは、管理要綱第15条の規定に基づく運航計画及び他の訓練等との調整並びに訓練場所の飛行条件の調査を行った上、出動の可否を決定し、その結果を市町村等の長に通知する。

2 総括管理者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

（出動の中止等）

第5条 市町村等の防災訓練等への出動又は出動中に管理要綱第18条の規定に基づく緊急運航を要する事態が生じた場合は、訓練の出動を中止又は中断する。

2 当日の気象条件が消防防災ヘリコプターの運航に適さない場合には、消防防災ヘリコプターを使用する訓練の一部又は全部を中止する。

（市町村等の措置）

第6条 市町村等の長は、第4条の出動決定の通知があつた場合、次の措置を行うものとする。

(1) 消防防災ヘリコプターの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定

する飛行場外離着陸場許可申請に係る場外離着陸場の位置図、周辺詳細図、土地使用承諾書を作成の上、訓練日の1か月前までに航空隊事務所に提出する。

- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずる。
- (3) 消防防災ヘリコプターの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその周辺への立ち入りを禁止する。
- (4) 消防防災ヘリコプターの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場周辺住民に理解を得ておくこと。
なお、万一これらの苦情等が発生した場合には、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 場外離着陸場確認のため、航空隊が行う事前調査、訓練等に際しては、前第2号から第4号までの規定に係る措置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

（訓練に伴う事故）

第7条 消防防災ヘリコプターの運航上の事故を除き、市長村等の重大な過失により訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(別 紙)

第 年 月 日 号

総括管理者 危機管理環境部長 殿

申請団体名

職 氏 名

印

徳島県消防防災ヘリコプター防災訓練等出動申込書

別添の防災訓練実施計画により防災訓練を実施しますので、次のとおり、徳島県消防防災ヘリコプターの出動を申請します。

主 催 者		(担当者氏名 電話)	
防災(消防)訓練の名称			
航空隊の出動希望日時		月 日 () 時 分から 時 分まで (飛行予定時間 分)	
出動場所(施設名)			
希望する訓練内容	種目	1 救急活動 2 救助活動 3 災害応急対策活動 4 火災防避活動	
	内容	1 救急搬送 2 救助救出 3 緊急物資等輸送 4 火災消火 5 広 報 6 状況調査	
場外離着陸場予定地		場 所 施設名	
林野火災消火訓練を行う場所、給水場所の所在地名称、流速、水深等			
そ の 他			

※場外離着陸場の状況が分かる地図、写真等を添付すること。

5 消防防災ヘリコプターQ&A

※出典：『徳島県消防防災ヘリコプター「うずしお」運航の手引』（巻末）

No.	問 い (Q)	答 え (A)
Q1	消防防災ヘリコプターが飛行出来る条件は、どのようになっているのか？	航空法によって色々な基準がありますが、通常、ヘリコプターは「有視界飛行（操縦士が自分の目で、地表、目標を確認しながら飛行すること）」をしますので、次の条件があれば安全に飛行することができます。 ① 見通し距離で約3kmぐらい見えること ② 雲の高さは約300m以上であること ③ 風速が約15m/秒以下であること
	また、応援を要請する側は、どの程度まで気象状況を把握し連絡すればよいのか？	気象条件は、次の例によって連絡してください。 「著名や山と建物が見えているので、見通しは約何キロメートルです。」 「何々山の中腹に雲がかかっているので、雲の高さは約何メートルです。」 「風の方向は何々で、何メートル/秒くらいです。」 「雨が降っています（雨は降っていません。）」等
Q2	運航時間はどのようになっているのか？	休日、祝日に関係なく、1年365日運航しています。 毎日の運航については、通常、午前8時30分から午後5時15分までです。 緊急の場合は、日の出から日没まで活動します。
Q3	応援要請は、どこにすればよいのか？	勤務時間内（午前8時30分から午後5時15分まで）は、消防防災航空隊事務所へ、勤務時間外は、県庁衛視室まで、電話及びファックスで連絡してください。
Q4	緊急出動中に、他の地域から応援要請があった場合、又は2箇所以上から同時に応援要請があった場合は、どうなるのか？	その都度、出動内容等を判断の上、対応することになりますが、次のようなケースが考えられます。 ① 一方が、即時に活動を終わることができる場合は、その後に他の一方の要請に対応する。 ② 他府県及び政令都市等のヘリコプター保有自治体に応援要請する。徳島県は、災害時の相互応援に関する協定を、中国・四国の8県及び近畿2府6県と締結している。 ③ 他の機関（自衛隊や県警察など）に応援要請する。
Q5	応援要請から現場到着までの所要時間はどれくらいか？	災害の状況や現場の気象状況等の確認、エンジンの暖気運転、関係資機材の積み込み等を行う必要がありますので、離陸までの所要時間は概ね10～20分を要します。 運航速度は、200～220km/hですから、例えば、池田町又は穴喰町までの所要時間は、応援要請を受けてから概ね30～40分を目安としてください。

Q6	消防防災ヘリコプターとの連絡は、どのようにすればよいのか？	「うずしお」の無線呼び出し名称は、次のとおりです。 ①消防無線 主運用波5及び統制波（1～3） 『しょうぼうとくしまヘリ1』 ②防災行政無線（眉山系） 『ぼうさいとくしまヘリ1』 ③防災相互波 『ぼうさいとくしまヘリ1』									
	ヘリコプターの誘導は、どのようにすればよいのか？	消防防災ヘリコプターの誘導は、『徳島県消防防災ヘリコプター「うずしお」運航の手引』の別紙「誘導手信号要領」により、手信号で行ってください。									
Q7	ヘリコプターが整備点検で運航できない期間は、どれくらいあるのか？	通常の整備点検（特別点検や故障修理等を除く。）は、ヘリコプターの飛行時間に応じて、次のとおりです。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>飛行時間による点検</th> <th>点検整備に要する期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30時間点検</td> <td>半日程度</td> </tr> <tr> <td>50時間点検</td> <td rowspan="2">2日程度</td> </tr> <tr> <td>100時間点検</td> </tr> <tr> <td>300時間点検</td> <td>40日程度</td> </tr> </tbody> </table>	飛行時間による点検	点検整備に要する期間	30時間点検	半日程度	50時間点検	2日程度	100時間点検	300時間点検	40日程度
		飛行時間による点検	点検整備に要する期間								
		30時間点検	半日程度								
50時間点検	2日程度										
100時間点検											
300時間点検	40日程度										
<p>なお、整備点検のため運航できない期間については、その都度、各消防本部へ事前に連絡します。</p>											
Q8	応急活動中の指揮命令系統はどうなっているのか？	消防防災航空隊が消防活動を行う場合は、徳島県消防防災ヘリコプター応援協定により、災害等が発生した市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者の指揮下に入ることとなっています。									
Q9	救急患者の搬送基準はあるのか？	『徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領』で、救急活動における出動基準を定めていますが、より具体的な基準（症状別の搬送基準等）については、装備品の着脱時間、機内での治療範囲、搬送時間、受入側の支援態勢等を検討する必要がありますので、今後の運航実例等を踏まえながら検討することとしています。									
Q10	患者発生から病院収容までの所要時間はどのくらいか？	次の ① から ⑦ の合計が所要時間となります。 ① 覚知からヘリコプター要請までの時間 ② 要請から出動までの時間 ③ 現場ヘリポートまでの飛行時間 ④ 現場ヘリポートでの機内収容時間（約3分） ⑤ 現場ヘリポートから収容先のヘリポートまでの飛行時間 ⑥ 収容先ヘリポートでの救急車への中継時間 ⑦ 中継救急車から病院収容までの時間									
Q11	市町村や消防本部が主催する訓練に参加してくれるのか？	消防防災ヘリコプターが円滑かつ的確に活動するためには、市町村や消防本部と連携した訓練が必要不可欠と考えておりますので、要請があればできるだけ参加する方針です。									

第13 協定等に関する資料

1 締結協定等一覧表

① 相互応援

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害時における相互 応援に関する協定書	兵庫県 洲本市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧等に必要な資機材、生活物資等の斡旋提供 ・ 応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ ボランティアの斡旋 	H23. 2.18
災害時における相互 応援に関する協定書	北海道 新ひだか町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧等に必要な資機材、生活物資等の斡旋提供 ・ 応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ ボランティアの斡旋 	H23. 2.18
災害時における相互 応援に関する協定書	長野県 下伊那郡 高森町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧等に必要な資機材、生活物資等の斡旋提供 ・ 応急復旧等に必要な職員の派遣 ・ ボランティアの斡旋 	H23. 7. 7
徳島県市長会を構成す る各市の災害時相互 応援に関する協定書	県内7市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水及び生活必需物資の供給 ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材の供給 ・ 救護活動に必要な車両の提供 ・ 被災者、被災児童の一時受入れ ・ 救護、応急復旧等の業務継続に必要な職員の派遣 	H24.10. 5
徳島県及び市町村の 災害時相互応援協定	徳島県 及び県内23 市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策等に必要な職員の派遣 ・ 食料、飲料水及び生活必需物資の提供 ・ 避難所及び収容のための施設の提供 ・ 救助及び救援活動に必要な車両等の提供 ・ 被災児童、生徒等の一時受入れ ・ ごみ及びし尿処理のための装備及び施設の提供 ・ 遺体の火葬のための施設の提供 	H25. 4. 5
鳥取県市長会と徳島県 市長会との危機事象 発生時相互応援協定	鳥取県 鳥取市、米子 市、倉吉市、境 港市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策等に必要な職員の派遣 ・ 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供 ・ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材の供給 ・ 被災者の一時受入れ及び必要な施設の提供 	H25.12.25

② ライフライン

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害時の協力に関する協定	四国電力株式会社	・電力供給設備の優先復旧（医療機関、官公署等）	H25. 5. 1
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	・避難所等への特設公衆電話の設置	H25.11.18
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人徳島県エルピーガス協会 美馬地区会	・LP ガス及び燃烧器具等の優先供給及び運搬	H25.11.25

③ 情 報

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書	徳島県	・徳島県総合情報通信ネットワークシステムの設置及び維持管理	H18. 4. 1
災害時における地図製品等の供給に関する協定書	株式会社ゼンリン	・住宅地図の提供 ・ZNET TOWN の提供	H29. 2.20
SDGs 推進に関する包括連携協定	三井住友海上火災保険株式会社	・スマ保災害時ナビの利用 ・事業所の事業継続に関するサポート	R 2.11.18
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	・災害時のアクセス負荷軽減のためのキャッシュサイトの利用 ・避難勧告等の防災情報をヤフーアプリ及びヤフー防災情報等を通じて広く周知	R 3. 1.16

④ 医療・救援

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害・事故等時の医療救護に関する協定書	一般社団法人美馬市医師会	・医療救護班の派遣、医療救護活動の実施	H20. 6.14
大規模災害時の支援に関する協定	特定非営利活動法人アムダ	・医師、看護師、調整員等の派遣による医療、公衆衛生等の活動 ・被災者の救援、生活再建に関する活動	H27. 8.12

⑤ 支援等

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害時における 情報交換及び支援に 関する協定	国土交通省 四国地方 整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・リエソンの派遣 ・災害対策用資機材及び人員の派遣 	H23.10.26
災害発生時における 美馬市と美馬市内郵便 局の協力に関する協定	美馬市内 12郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両としての車両の提供 ・被災者の避難所リスト等情報の相互提供 ・郵便局ネットワークを活用した広報活動 ・郵便配達等に発見した道路等の損傷状況 の情報提供 ・避難所における臨時の郵便差出箱の設置 	H28. 6. 9
危機事態時における ボランティアセンター の設置・運営等に関す る協定書	美馬市社会 福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの設置 ・ボランティアの募集、受付、活動調整 ・ボランティア活動ニーズ把握 	R 3. 4. 1
大規模災害時における 相談業務の支援に関す る協定書	徳島弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・法的知見を要する相談等に対する弁護 士派遣等の協力 	R 5. 5. 9

⑥ 物資

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害時における 飲料の提供協力に 関する協定書	大塚製薬株式 会社徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時開放備蓄型自動販売機による飲料 の提供 	H19. 9. 1
災害時における 生活必需品の調達に関 する協定書	株式会社 キョーエイ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、飲料水、日用品、医薬品等の物 資の供給 	H21.11.30
災害時における 生活必需品の調達に関 する協定書	株式会社 マルナカ	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、飲料水、日用品、医薬品等の物 資の供給 	H21.11.30
災害時における 生活必需品の調達に関 する協定書	アクサス 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、飲料水、日用品、医薬品等の物 資の供給 	H21.11.30
災害時における レンタル機材の供給に 関する協定書	株式会社 矢野商店	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ、発電機等のレンタル資器材 の供給 	H22. 9. 2
災害時等における食料 品及び飲料水等の提供 に関する協定書	大塚製薬株式 会社徳島支店	<ul style="list-style-type: none"> ・食料品、飲料水等の物資の供給 	H25. 4.15

災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	<ul style="list-style-type: none"> ・長靴、軍手等の作業用品及び日用品、飲料水等の物資の供給 ・電気用品及び冷暖房機器等物資の供給 	H29. 2.13
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	徳島トヨタ自動車株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における外部給電可能な車両の貸与等 	R 2.10.22
災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	美馬農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・常時備蓄物資（米）の提供 ・食料品、飲料水、日用品等の物資の供給 	R 3. 5.24
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	<ul style="list-style-type: none"> ・車両、水中ポンプ、発電機、照明機器、仮設トイレ、移動式冷暖房機器等のレンタル機材の供給 	R 3.10.20
災害時における食品等の供給及び避難所の開設・運営に関する協定書	株式会社グリラス	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社グリラスが所有する食品等の物資の供給 ・事業所が所在する指定避難所の開設・運営への協力 	R 4. 3.10
災害時における図書館資料の貸出しに関する協定書	株式会社図書館流通センター (市立図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所への図書館資料の貸出し 	R 4. 3.22

⑦ 避 難

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 健祥会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び運営 (健祥会家康) 	H23. 6. 1 (H31.1.4 改定)
災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定	公益社団法人 徳島県建築士会美馬地域会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の被災建築物応急危険度判定の実施 	H26. 3.12 (H26.4.1 改定)
災害発生時における施設利用に関する協定書	美馬地域交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部への避難者の受入れ 	H30. 7.17
災害発生時における施設利用に関する協定書	東洋警備保障株式会社 西部営業所	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の一部への避難者の受入れ 	R 2. 7. 1
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 徳島県身体障害者連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設及び運営 (障害者支援センター小星園) 	R 3. 2. 1

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	医療法人 青嵐会	・福祉避難所の開設及び運営 (介護老人保健施設センターヴィレッジ)	R 3. 2. 1
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	社会福祉法人 健祥会	・福祉避難所の開設及び運営 (老人保健施設 健祥会ヘルス)	R 3.10.20
災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書	徳島県立 池田支援学校	・福祉避難所の開設及び運営 (徳島県立池田支援学校 美馬分校)	R 5. 3.27
災害発生時における施設利用に関する協定書	徳島県立 脇町高校 美馬市社会 福祉協議会	・避難所及び災害ボランティアセンター活動場所としての施設提供	R 5. 9.25

⑧ 施設応急復旧

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害時における応急対策業務に関する協定書	財団法人四国 電気保安協会	・避難所や公共施設等の電気設備の応急復旧	H24. 2.20
大規模災害時における支援活動に関する協定書	全徳島建設 労働組合 美馬支部	・避難所の設営に係る工作物の設置、軽微な補修等	H24. 2.24
大規模災害時における支援活動に関する協定書	全徳島建設 労働組合 脇町支部	・避難所の設営に係る工作物の設置、軽微な補修等	H24. 2.24
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	脇町電機工事 協同組合	・公共施設等の電気設備の応急復旧活動	H25. 2. 1
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	池田電機工事 協同組合	・公共施設等の電気設備の応急復旧活動	H25. 2. 1
大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 日本石材 産業協会	・道路、河川、避難所等の市管理施設に残置される墓石、石碑等の石材構造物の撤去及び移設	R 4. 3. 1

⑨ 災害廃棄物

協 定 名	協 定 締 結 先	協 定 内 容	締 結 年 月 日
災害時における廃棄物 処理等の協力に関する 協定書	徳島県産業廃 棄物処理協会	・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処理	H22. 3.25
災害廃棄物等の処理に 関する基本協定書	大栄環境 株式会社	・災害廃棄物処理を円滑に実施するた めの計画等の策定及び策定支援 ・災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分	R 2. 7.30
災害発生時における廃 棄物処理等の実施に関 する協定書	一般社団法人 徳島県産業資 源循環協会	・災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、 処分及び仮置場の管理	R 4. 2.24

2-1 災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書

災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書

徳島県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第14旅団（以下「乙」という。）は、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における連携）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 甲は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練の支援）

第3条 乙は、甲が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加させこれを支援する。この場合、甲は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を乙に要請するものとする。

2 甲は、各市町村長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町村長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要請する災害の発生が予想される場合は、速やかに乙にその状況及び事後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を自主派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等提供する等、所要の支援を行うものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、乙が現地に偵察者を派遣する場合は、甲は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追求させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し業務の円滑及び効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のための使用する資材は、甲が準備及び集積したものを使用するものとする。このため甲は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり、甲が準備及び集積した救援資材の使用に伴う補償等は、甲が負担するものとする。

（経費の負担）

第9条 災害派遣部隊が救難に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの。施設の借用料及び損料、電気料（施設費を含む。）、水道料、入浴料、くみ取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議するものとする。

（救難物資の無償貸付け又は譲与）

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）によるものとする。ただし、譲与は县市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限るものとする。

（災害派遣の要請様式及び通信）

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は、別紙第1及び別紙第2によるものとする。

（協議事項）

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（協定期間）

第13条 この協定の期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月18日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 陸上自衛隊第14旅団長
陸将補 笠原直樹

2-2 徳島県と第14旅団との協定書の一部を改正する協定

災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書
の一部を改正する協定

平成18年4月18日に締結した「災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

平成19年1月9日

徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

陸上自衛隊第14旅団長
陸 将 補 笠 原 直 樹

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年1月4日内閣府令第2号）」に改正する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

3-1 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や冬県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技前職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の無事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して

十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあつては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあつては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（支援に要する経費の負担等）

第5条 支援に要した経費は 原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の相互交流）

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

（他の協定との関係）

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

1 この協定は平成 年3月1日から施行する。

2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

平成24年3月1日

鳥取県代表者	鳥取県知事	平井	伸治	徳島県代表者	徳島県知事	飯泉	嘉門
島根県代表者	島根県知事	溝口	善兵衛	香川県代表者	香川県知事	浜田	恵造
岡山県代表者	岡山県知事	石井	正弘	愛媛県代表者	愛媛県知事	中村	時広
広島県代表者	広島県知事	湯崎	英彦	高知県代表者	高知県知事	尾崎	正直
山口県代表者	山口県知事	二井	関成				

3-2 中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

大規模広域的災害に備えた
中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

(1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1 (赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2 (黄色)	岡山県、香川県
グループ3 (青色)	広島県、愛媛県
グループ4 (緑色)	島根県、山口県、高知県

(2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

(1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。

なお、会長県及び常任世話人県が被災した場合には、その設置県を調整する。

(2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県

鳥取県知事

島根県

島根県知事

岡山県

岡山県知事

広島県

広島県知事

山口県

山口県知事

徳島県

徳島県知事

香川県

香川県知事

愛媛県

愛媛県知事

高知県

高知県知事

3-3 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）の市町村、企業、医療施設、福祉施設及び住民など被災地域全体に対し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）の総力を挙げた、カウンターパート制による効果的な応援及び危機事象発生県における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

（県を挙げた協力体制）

第2条 応援県は、前条の目的を達成するため、応援県の総力を挙げ、県民全体で多面的、集中的に支援するよう努めるものとする。

2 両県は、本協定を円滑に実施するため、両県の市町村における相互応援体制の強化を促進するとともに、企業、医療施設、福祉施設、住民等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。

3 両県は、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

（応援内容）

第3条 応援の基本的内容については、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策本部運営等危機事象への応急対策、復旧・復興、通常行政事務等に係る人的支援
- (2) 危機事象発生県の行政事務に係る代替・代行支援
- (3) 危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整
- (4) 物資、資機材等の提供及び物資集積拠点の設置、運営支援
- (5) 県、市町村、企業、医療施設、福祉施設等の業務継続に係る支援
- (6) 一般避難所、福祉避難所の提供及び避難者の受入れ
- (7) 応援県内の市町村、企業、医療機関、福祉団体、住民への協力依頼
- (8) 風評被害対策
- (9) 災害ボランティアの活動に対する支援
- (10) その他必要とされる応援

（応援体制）

第4条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築し、前条の応援を迅速に行うものとする。

2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。

3 震度7の地震が観測された場合は、危機事象発生県からの要請がなくとも、前項の応援に加え、広域応援調整、避難所運営、物資集配等への人的支援を行うものとする。

（受援体制）

第5条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（平常時からの協力体制）

第6条 両県は、危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等
- (2) 業務継続に係る支援体制の構築
- (3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築
- (4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援
- (5) 職員の相互交流、災害対応業務の標準化等に関する共同研究及び防災・危機管理に関する研修等人材育成の共同実施
- (6) 災害情報システムによる両県の災害情報の共有及び相互利用

（相互応援活動要領）

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

2 前項の「相互応援活動要領」は、新たな危機事象における教訓や訓練による検証等を踏まえ、両県で協議の上、随時見直すものとする。

（経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

（他の協定との関係）

第9条 両県は、この協定のほか、それぞれの県で自治体、各種団体、民間事業者等と別に締結している危機事象発生時の支援に関する協定等を効果的に活用して、応急対策及び復旧・復興を促進するよう努めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

（適用等）

第11条 この協定は、平成28年9月12日から適用する。

2 平成23年11月18日に締結した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成28年9月12日

鳥取県
鳥取県知事 平井 伸治

徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

4 市が締結済みの協定等（写し）

番号	区 分	ページ
01	相 互 応 援	239
02	ラ イ フ ラ イ ン	254
03	情 報	262
04	医 療 ・ 救 援	275
05	支 援 等	281
06	物 資	292
07	避 難	319
08	施 設 応 急 復 旧	348
09	災 害 廃 棄 物	361

01 相互応援

災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、洲本市及び美馬市（以下「両市」という。）のいずれかの区域で災害が発生し、被災市が単独で応急措置等を実施することが困難な場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく応援の要請に応じ、被災市が応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に実施するため、基本的な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資の斡旋及び提供
- （2） 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （3） ボランティアの斡旋
- （4） 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を要請する理由
- （2） 前条第1号に掲げるものの品名、数量等
- （3） 前条第2号に掲げる職種別人数
- （4） 前条第3号に掲げるボランティアの活動分野別人数
- （5） 応援の場所及び期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（職員の派遣）

第4条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。ただし、1月以上の派遣に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき用途派遣に関する協定を締結するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市の負担とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、両市が協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、防災に関する資料、情報等を交換するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、両市の長からの申し出がない限り継続するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、協議して定める。

（適用）

第9条 この協定は、平成23年2月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市の長は署名の上、各1通を保有する。

平成23年2月18日

洲本市

美馬市

洲本市長

美馬市長

竹内通弘

牧田久

災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、新ひだか町及び美馬市（以下「両市町」という。）のいずれかの区域で災害が発生し、被災市町が単独で応急措置等を実施することが困難な場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく応援の要請に応じ、被災市町が応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に実施するため、基本的な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資の斡旋及び提供
- （2） 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （3） ボランティアの斡旋
- （4） 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を要請する理由
- （2） 前条第1号に掲げるものの品名、数量等
- （3） 前条第2号に掲げる職種別人数
- （4） 前条第3号に掲げるボランティアの活動分野別人数
- （5） 応援の場所及び期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（職員の派遣）

第4条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。ただし、1月以上の派遣に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき用途派遣に関する協定を締結するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、応援を受けた市町の負担とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、両市町が協議して定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、防災に関する資料、情報等を交換するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、両市町の長からの申し出がない限り継続するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、協議して定める。

（適用）

第9条 この協定は、平成23年2月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長は署名の上、各1通を保有する。

平成23年2月18日

新ひだか町

美馬市

新ひだか町長

酒井 芳彦

美馬市長

牧田 久

災害時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市、高森町（以下「両市町」という。）の区域で災害が発生し、被災市町が単独で応急措置を実施することが困難な場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく応援の要請に応じ、両市町が相互に応急措置を円滑かつ迅速に実施するため、基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 応急措置及び応急復旧に必要な資機材、生活物資等の斡旋及び提供
- (2) 応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) ボランティアの斡旋
- (4) その他特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 前条第1号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げるものの職種別人数
- (4) 前条第3号に掲げるボランティアの活動分野別人数
- (5) 応援の場所及び期間
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 前条の規定による要請があったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した応援受諾書（別記第2号様式）により要請側に回答するものとする。

- (1) 応援可能物資の品目、数量
- (2) 派遣可能な職種別人数
- (3) ボランティアの斡旋人数
- (4) 応援の期間
- (5) その他必要な事項

（職員の派遣）

第5条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。ただし、1月以上の派遣に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき用途派遣に関する協定を締結するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、応援を受けた市町の負担とする。ただし、これによりがたい特別の事情がある場合は、両市町が協議して定めるものとする。

2 応援職員が業務中又は応援往復途上において負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町の負担とする。

（連絡責任者）

第7条 この協定に基づく適正な事務執行のため、連絡責任者を美馬市総務課長、高森町総務課長とする。

（連絡会の開催）

第8条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、連絡責任者は必要に応じて連絡会を開催するものとする。

（資料の交換）

第9条 協定に基づく物資の提供が円滑に行われるよう、備蓄物資の品目、数量に変更が生じた場合は、資料を相互に交換するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、両市町の長からの申出のない限り継続するものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、協議して定める。

（適用）

第12条 この協定は、平成23年7月7日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両市町の長は署名の上、各1通を保有する。

平成23年7月7日

徳島県

美馬市長

牧田久

長野県下伊那郡

高森町長

熊谷元尋

徳島県市長会を構成する各市の 災害時相互応援に関する協定書

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島県市長会を構成する各市（以下「協定市」という。）が相互に協力して被災した協定市（以下「被災協定市」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (6) 救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第3条 応援を受けようとする被災協定市は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資の品名、物資の数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、被災児童、被災生徒等の学年、人数等
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の職種別人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実 施）

第4条 応援を要請された協定市は、当該協定市が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、被災協定市以外の協定市は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災協定市の負担とする。

2 被災協定市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市から要請があった場合は、応援する協定市が支弁し、応援終了後、被災協定市に請求するものとする。

（平常時における協力体制）

第6条 協定市は、災害発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築及び応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。

2 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練等への参加、協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）

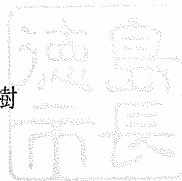
第8条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書8通を作成し、各協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年10月5日

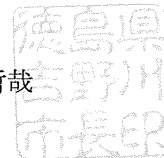
徳島市

徳島市長 原 秀樹



吉野川市

吉野川市長 川真田 哲哉



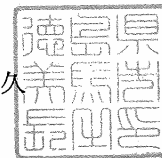
鳴門市

鳴門市長 泉 理彦



美馬市

美馬市長 牧田 久



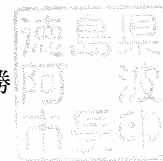
小松島市

小松島市長 稲田 米昭



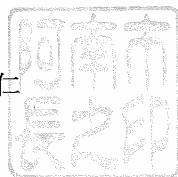
阿波市

阿波市長 野崎 國勝



阿南市

阿南市長 岩浅 嘉仁



三好市

三好市長 俵 徹太郎



徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

（自主応援の実施）

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は受援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

（県の役割）

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができなると判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年 4 月 5 日

徳島県
徳島県知事

飯泉



美馬市
美馬市長

牧田



徳島市
徳島市長

原

秀樹



三好市
三好市長

俵 徹太郎



鳴門市
鳴門市長

泉

理彦



勝浦町
勝浦町長

中田 丑五郎



小松島市
小松島市長

濱田 保徳



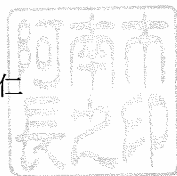
上勝町
上勝町長

笠松 和市



阿南市
阿南市長

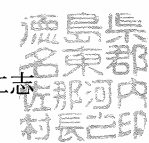
岩浅 嘉仁



佐那河内村
佐那河内村長

原

仁志



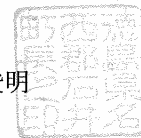
吉野川市
吉野川市長

川真田 哲哉



石井町
石井町長

河野 俊明



阿波市
阿波市長

野崎 國勝



神山町
神山町長

後藤 正和



那賀町

那賀町長

坂口 博文



板野町

板野町長

玉井 孝治



牟岐町

牟岐町長

福井 雅彦



上板町

上板町長

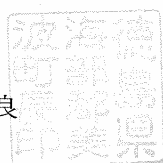
納田 仲春



美波町

美波町長

影治 信良



つるぎ町

つるぎ町長

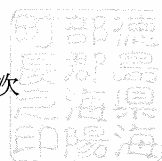
兼西 茂



海陽町

海陽町長

五軒家 憲次



東みよし町

東みよし町長

川原 義朗



松茂町

松茂町長

広瀬 憲彦



北島町

北島町長

古川 保博



藍住町

藍住町長

石川 智能



鳥取県市長会と徳島県市長会との危機事象発生時相互応援協定

この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）の市長会を構成する各市において、地震や風水害等の自然災害はもとより、市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす又はもたらすおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、応援を実施する市（以下「応援市」という。）による効果的な応援及び危機事象が発生した市（以下「危機事象発生市」という。）における円滑な受援が行われるよう、必要な事項について定める。

（応援内容）

第1条 応援の基本的な内容については、次のとおりとする。

- (1) 救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（両県幹事市の設置及び連絡調整）

第2条 両県の市長会会長市をこの協定の幹事市とし、危機事象発生時における連絡調整は、次のとおりとする。

- (1) 危機事象発生市との連絡及び情報収集
- (2) 危機事象発生県市長会幹事市から応援県市長会幹事市への応援要請と情報提供
- (3) 応援県市長会構成市による応援市の調整と応援要請
- (4) 前各号に掲げるもののほか、危機事象発生市の応援に関し必要な事項

（応援要請の手続等）

第3条 応援を受けようとする危機事象発生市は、原則として、次の事項を明らかにして、その属する県市長会の幹事市を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援市に対して文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容（職員の派遣については職種・人員及び業務内容、物資・資機材等の提供については物資等の品目・数量等）
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援を必要とする期間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項
- 2 危機事象発生市は、応援市の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生市の負担とする。ただし、応援市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

（他の協定との関係）

第5条 この協定は、両県の各市が別に締結する災害時及び危機事象発生時の相互応援協定を妨げるものではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県市長会構成市が協議して定めるものとする。

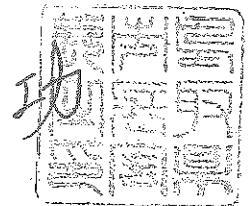
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県市長会が署名押印するとともに、両県市長会構成市の同意書を添付のうえ、両県市長会が原本各1通を保有し、両県市長会構成市が写し各1通を保有する。

平成25年12月25日

鳥取県市長会 会長
(構成市)

鳥取市
米子市
倉吉市
境港市

竹内



徳島県市長会 会長
(構成市)

徳島市
鳴門市
小松島市
阿南市
吉野川市
美馬市
阿波市
三好市

原、秀樹



02 ライフライン

災害時の協力に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）は、大規模地震や風水害等の災害（以下「災害」という。）時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 災害の発生に伴って大規模な停電等が発生した場合に、甲乙双方が緊密な連携を保ち、電力供給設備の迅速な復旧を図ることによって住民生活の安全・安心を確保することを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、災害による被害状況を相互に提供することによって情報の共有を図るものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関（災害医療支援病院や透析施設など）、防災拠点となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾するものとする。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合は、甲の許認可が必要であっても、乙が口頭で許認可申請を行うことを認めるものとする。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場及びヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月1日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長 牧田 久

乙 徳島県三好市池田町シマ930-3
四国電力株式会社
執行役員 池田支店長 谷 喜文



特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

美馬市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等（以下「利用者」という。）へ通信の提供を可能とするものをいう。

（電話機の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を情報管理責任者（変更）通知書（様式第1号）により通知することとする。

（移転、閉鎖等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、閉鎖等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話を即座に利用できるよう、別紙1に定める定期試験を実施することとする。

（異常発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（利用の開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は電話機を即座に設置し、利用者の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（利用者の誘導）

第10条 甲は、特設公衆電話の利用の開始をした場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用料）

第11条 利用者は、第9条により、特設公衆電話を利用した場合は利用料は発生しないものとする。

（利用の終了）

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所等を閉鎖した場合には、甲は速やかに電話機を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第13条 乙は、災害の発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第14条 特設公衆電話の利用については、第7条に規定する定期試験及び第9条に基づく利用の場合を除き、禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。なお、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

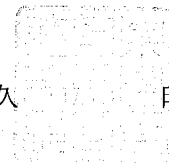
本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年11月18日

甲 美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市

市長 牧田 久 印



乙 徳島市西大工町2丁目5番地1

西日本電信電話株式会社

徳島支店長 上田直毅



災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

平成25年11月25日

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市内に地震・風水害等その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、美馬市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会美馬地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（対象となる応急生活物資）

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1とおりとする。

（要請手続及び連絡責任者）

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては地区長とする。

（費用の負担）

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

（設置場所の指定及び確認）

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

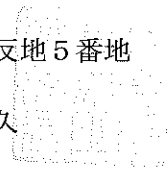
第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者の記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月25日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市長 牧 田 久



乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会美馬地区会

地区長 塩 田 勝 美



別記1

応急生活物資

- 1 LPガス及び容器
- 2 燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
 - (1) LPガスの費用
 - (2) 燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
 - (3) 単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
 - (1) 配送費用
 - (2) 取付け費用
 - (3) その他甲が負担する費用以外の費用

03 情報

徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村局に係る協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 美馬市 （以下「乙」という。）とは、
徳島県総合情報通信ネットワークシステムに係る市町村局（以下「市町村局」という。）の設置及び
維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係る事務及び一般行政事務に
関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、甲が乙の施設に設置する市町村局に係る設置運用、
維持管理及び経費の負担について必要な事項を定めたものとする。

（乙の施設の供用）

第2条 乙は、市町村局の設置に当たり、必要な庁舎施設及びその付属施設その他工作物
並びに敷地を甲に無償で供用させるものとする。

（市町村局の設置）

第3条 市町村局には、無線設備一式（以下「無線設備」という。）を置くものとする。

（運営協議会の設置）

第4条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの運営等必要な事項を協議するため、
徳島県総合情報通信ネットワークシステム運営協議会（以下「運営協議会」という。）
を設置するものとする。

（市町村局の維持管理）

第5条 市町村局の通常の維持管理は、乙が行い、地上系・衛星系無線設備の点検整備は、
甲が行うものとする。ただし、次の局についての、無線設備の点検整備は、乙が行うも
のとする。

防災美馬市協町局

防災美馬市美馬局

防災美馬市木屋平局

（経費等）

第6条 市町村局の維持管理等に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙が負担すべき地上系無線設備の点検整備に要する経費は、地上系無線設備の
点検整備に要する経費のうち、甲が2分の1を負担し、その余りを乙を含む当該
無線設備を有する市町村が均等に除した額とする。
- (2) 乙が負担すべき衛星系無線設備の点検整備に要する経費は、衛星系無線設備の
点検整備に要する経費のうち、甲が2分の1を負担し、その余りを乙を含む当該
無線設備を有する市町村が均等に除した額とする。
- (3) 次の局についての、無線設備の点検整備に要する経費については、全額、乙が

負担するものとする。

防災美馬市協同局 防災美馬市木屋平局
防災美馬市美馬局

- (4) 電気代、予備電源用燃料代、ファクシミリ受信用紙及びトナー代は、乙の負担とする。
- (5) 乙が負担すべき地上系無線設備の故障復旧に要する経費及び変更工事に要する経費については、当該無線設備を有する市町村が均等に負担する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた経費については、乙が負担する。
- (6) 乙が負担すべき衛星系無線設備の故障復旧に要する経費及び変更工事に要する経費については、当該無線設備を有する市町村が均等に負担する。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた経費については、乙が負担する。
- (7) 次の局についての、無線設備の故障復旧に要する経費及び変更工事に要する経費については、全額、乙が負担するものとする。

防災美馬市協同局 防災美馬市木屋平局
防災美馬市美馬局

- (8) 運営協議会の運営経費については、県、8市、15町、1村、9消防（徳島・鳴門・小松島を除く。）の機関が負担する。

（無線従事者の選解任）

第7条 電波法（昭和25年法律第131号）第51条に定める市町村局の無線従事者の選任又は解任は、乙の推薦に基づき甲が行う。

（協定の効力）

第8条 この協定は、平成18年4月1日から効力を生じ、平成9年3月31日甲乙両者間で締結した「徳島県総合情報通信ネットワークシステム市町村等局に係る協定書」は、平成18年3月31日限りその効力を失う。

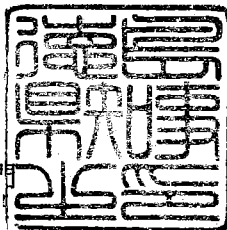
（協定外の事項）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

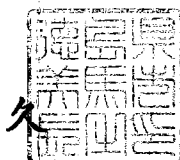
この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門



乙 美馬市
美馬市長 牧田 久



災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、美馬市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、美馬市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
 - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協 議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 29年 2月 20日

甲) 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地
5番地
美馬市長 藤田 元治



乙) 香川県高松市上福岡町816番1号
株式会社ゼンリン四国エリア統括部
統括部長 若林 康司



【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

（定義）

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

（本約款の適用）

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

（本サービスの内容）

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

（本サービスの中断・中止）

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

（本データの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

（甲の遵守事項）

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

1. 趣旨

本細目は、美馬市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	美馬市 B4判住宅地図	5冊
広域図	美馬市を包括する広域図	5部
ZNET TOWN	美馬市企画総務部危機管理室 利用 閲覧地区：美馬市	1ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先1	企画総務部 危機管理室	住所：美馬市穴吹町穴吹字九反地 5番地 電話：0883-52-1677 ：0883-52-1212（代表） FAX：0883-52-5758
	連絡先2	空白	住所： 電話： FAX：
乙	連絡先1	第一事業本部 四国エリア統括部	住所：高松市上福岡町 816 番 1 号 電話：087-837-3610 FAX：087-837-4638
	連絡先2	第一事業本部 四国エリア統括部 徳島サービスセンター	住所：徳島市幸町 1 番 44 号 徳島フコク生命ビル 1F 電話：088-622-1308 FAX：088-626-3606

以上



美馬市と三井住友海上火災保険株式会社とのSDGs推進に関する包括連携協定書

美馬市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互の連携を強化し、SDGs達成に向けた取組に関して緊密な情報交換等を行うことにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項に連携して取り組むものとする。

- (1) SDGsの推進全般に関すること
 - (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
 - (3) 地域産業の振興・支援に関すること
 - (4) 子育て支援に関すること
 - (5) 観光振興に関すること
 - (6) 環境保全に関すること
 - (7) 健康増進及び高齢者・障がい者支援に関すること
 - (8) 地域の安全・安心に関すること
 - (9) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件については、別途取り決めるものとする。
- 3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの又は相手方から受領後に自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
 - (3) 法令により開示を求められたもの
- 2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲又は乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても、解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合又は反社会的勢力であった場合
- (2) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が、反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っている場合
- (4) 甲若しくは乙又は甲若しくは乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、令和2年11月18日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲又は乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた事項については、甲及び乙において誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

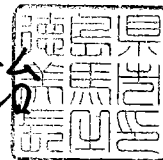
令和2年11月18日

甲：（所在） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

（名称） 美馬市

（代表者） 美馬市長

藤田元治



乙：（所在） 徳島県徳島市中洲町2-6

（名称） 三井住友海上火災保険株式会社

（代表者） 徳島支店長

東 壮一



災害に係る情報発信等に関する協定

徳島県美馬市（以下「美馬市」という）およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、美馬市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、美馬市が美馬市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ美馬市の行政機能の低下を軽減させるため、美馬市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、美馬市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、美馬市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、美馬市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 美馬市が、美馬市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 美馬市が、美馬市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 美馬市が、災害発生時の美馬市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 美馬市が、美馬市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 美馬市が、美馬市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 美馬市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、美馬市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく美馬市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、美馬市から提供を受ける情報について、美馬市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、美馬市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

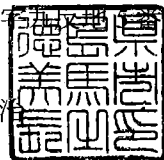
第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、美馬市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、美馬市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和3年1月16日

美馬市：徳島県美馬市穴吹町穴吹
徳島県美馬市
美馬市長 藤田元洋



ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊健太郎



04 医療・救援

災害・事故等時の医療救護に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と社団法人美馬市医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美馬市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、美馬市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の可否及び転送順位の決定

- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- (7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、美馬市地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

（細則）

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成20年6月14日から平成21年6月13日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年6月14日

甲 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市長 牧田 久



乙 美馬市美馬町字駅134番地4

社団法人 美馬市医師会

会 長 谷口博美



大規模災害時の支援に関する協定書

（趣旨）

第1条 美馬市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人アムダ（以下「乙」という。）は、美馬市内で大規模な災害が発生した場合の支援と受け入れに関して必要な事項を定める。

（支援の要請）

第2条 美馬市内で大規模な災害が発生した時、甲は乙に対して必要な支援を要請する。ただし、甲の被害が甚大で甲が乙に対して支援を要請できない場合は、乙の判断で支援を行うことができる。

（支援内容）

第3条 乙が提供する支援は、次のとおりとする。

- （1） 医師、看護師、調整員等の派遣による被災者への医療、公衆衛生等の分野の活動
- （2） 被災者の救援、生活再建に関する諸活動
- （3） 前2号に掲げるもののほか、被災者支援に関して甲と乙が協議した事項（訓練、研修及び交流事業等）

第4条 甲と乙は、大規模災害時において被災者支援が円滑に行われるよう相互に協力して事前に必要となる環境整備を推進するとともに、定期的に以下の活動を実施するものとする。

- （1） 大規模災害発生時を想定した支援並びに受入れ訓練
- （2） 防災・減災に対する研修事業
- （3） 相互連携の強化に資する交流事業等

（情報提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合、乙の求めに応じ必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、活動を行う場合、甲の求めに応じ必要な情報を提供するものとする。

（連絡担当者）

第6条 第2条に規定する支援の要請、第4条に規定する訓練、研修及び交流事業等及び第5条に規定する情報提供が円滑に行われるよう、あらかじめ甲乙双方に連絡担当者を定めておくものとし、連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

（1）甲 危機管理担当課長

（2）乙 アムダグループ代表が委任する職員

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙双方が協議の上、決定するものとする。

（効力の発生）

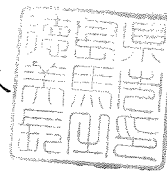
第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

本協定の証として、本協定書を2通作成し、各自その1通を保有する。

平成27年8月12日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

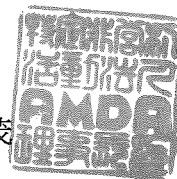
美馬市長 牧 田 久



乙 岡山県岡山市北区伊福町3丁目31番1号
特定非営利活動法人アムダ

AMD Aグループ代表

菅 波 茂



05 支援等

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と美馬市長（以下「乙」という。）は、美馬市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、美馬市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、美馬市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 美馬市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認

められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

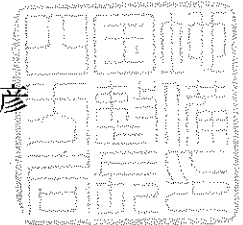
（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

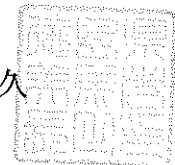
上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦



乙 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長 牧田 久



災害発生時における美馬市と美馬市内郵便局の協力に関する協定

美馬市(以下「甲」という。)と美馬市内郵便局(別紙に掲げる局、以下「乙」という。)は、美馬市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、美馬市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局)の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとし、変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

甲 美馬市 企画総務部 危機管理担当課長

乙 日本郵便株式会社 脇町郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年6月9日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年6月9日

甲 美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市長

牧 田

久



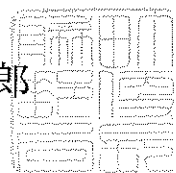
乙 美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南145-1

美馬市内郵便局代表 日本郵便株式会社

脇町郵便局長

岡崎

昭一郎



別紙

美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南145-1

日本郵便株式会社 脇町郵便局

美馬市穴吹町三島三谷344-2

日本郵便株式会社 三島郵便局

美馬市美馬町宗重110

日本郵便株式会社 美馬郵便局

美馬市穴吹町穴吹柏84-1

日本郵便株式会社 穴吹郵便局

美馬市木屋平川井321

日本郵便株式会社 川井郵便局

美馬市脇町西俣名1130-5

日本郵便株式会社 清水郵便局

美馬市脇町別所3459-8

日本郵便株式会社 岩倉郵便局

美馬市美馬町中通179-2

日本郵便株式会社 重清郵便局

美馬市脇町脇町中道735-1

日本郵便株式会社 脇町うだつ郵便局

美馬市脇町西赤谷2232-14

日本郵便株式会社 江原郵便局

美馬市木屋平谷口290

日本郵便株式会社 木屋平郵便局

美馬市穴吹町口山宮内123-6

日本郵便株式会社 口山郵便局



危機事態時におけるボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と美馬市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、危機事態時における、ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美馬市に危機事態が発生した時に、迅速かつ効率的に被災者に対する支援活動を行うことができるよう、ボランティア活動を行う団体又は個人を受け入れるためのセンターの設置並びにそれに伴う甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定めることを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、危機が発生した場合には、被害状況等、ボランティア活動を行うために必要な情報、被災者の効果的な支援のために必要な情報等を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、美馬市合同会館に設置するものとする。ただし、施設の被災等により使用できない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターのサテライト事務所を設置する必要があるときは、甲乙協議の上、前項の規定に基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 センターは、乙を主体とし、必要に応じ、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者（対策本部総務班）を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。



（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 被災情報の把握
- （2） ボランティアの募集、受付、活動調整
- （3） ボランティアニーズの把握
- （4） ボランティア活動の情報発信
- （5） センター及びボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- （6） ボランティア保険の加入手続
- （7） ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- （8） ボランティア活動に必要な移動支援
- （9） 市対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- （10） 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- （11） その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、危機事態時におけるボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用、運営に係る人件費、応援職員旅費等については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とするが、乙は様々な財源について、関係各機関と調整し、確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 危機事態時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対

する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から危機事態時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など危機事態時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、危機事態時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力してボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されるものとし、以後もまた同様とする。

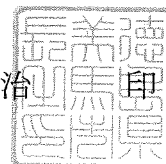
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

徳島県美馬市

美馬市長 藤田元治



乙 徳島県美馬市脇町大字脇町1265番地1

社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会

会長 大垣賢次郎



大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と徳島弁護士会（以下「乙」という。）は、美馬市内に大規模な地震等の災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美馬市内で大規模災害等が発生した場合において、乙が甲から要請を受けるなどして乙が実施する相談業務等の支援等に関し必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣要請）

第2条 甲が乙に対し、大規模災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第3条 相談の内容については、大規模災害等に起因して法的知見を要する事項全般についての助言とし、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第4条 乙が第3条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上定めるとともに、甲は、その広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第5条 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。
2 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が有する被災者に対する支援情報等の情報が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第8条 相談者の相談料は無料とする。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助

等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（謝礼）

第9条 第3条及び第7条に基づく甲の乙又は従事者に対する謝礼の有無及び金額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（乙独自の相談活動への協力）

第10条 乙が、大規模災害等の状況に照らし、第2条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、第4条及び第5条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が第2条（第10条第2項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和8年5月8日までとし、その後期間満了の日から1か月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

（協議）

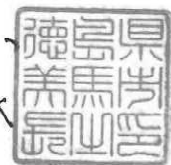
第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

令和5年5月9日

甲 美馬市長

加美 一 戒



乙 徳島弁護士会

会長

梶野 正 寛



06 物資

災害時における飲料の提供協力に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と大塚製菓株式会社（徳島支店扱い；以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供協力について次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における緊急時解放備蓄型自販機及び乙の指定する自動販売機（以下併せて「自動販売機」という。）による飲料の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 美馬市内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生した場合において、甲の対策本部が設置され、甲から次条に定める本自販機の機内在庫品の無償提供について乙に対して要請があった場合、乙はこれに同意する。

（要請の手続き）

第3条 甲は、本協定による要請を行う時は、救援飲料提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、前項の要請にもとづき、災害発生時自動販売機の機内在庫品を取り出すことができる。

（鍵の管理）

第4条 甲は、自動販売機の鍵を善良なる管理者の注意をもって保管・管理し、当該鍵を複製してはならない。

2 甲は、前項の自動販売機の鍵の管理者を定め、あらかじめ乙に書面で通知するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから本協定終了の申し出がないかぎり同一内容をもって1年間延長し、以後も同様に10年間まで同様とする。

2 前項の終了の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めるものの他、本協定の実施に関して必要な事項、その他本協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年9月1日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市
美馬市長 牧 田 久

乙

徳島県徳島市川内町平石夷野224-18
大塚製菓株式会社徳島支店
支店長 小澤秋義

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市に災害が発生した場合、美馬市（以下「甲」という。）と株式会社キョーエイ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

（甲の要請等）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めた時は、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要する時は電話またはその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲は、前項の物資の調達要請をするときは、同時に徳島県知事にその旨を報告するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めて文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（措置事項の報告）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

（物資の範囲等）

第5条 物資の種別は、次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

(物資の価格及び代金の支払い)

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

(物資の引き渡し)

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(効力)

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方またはいずれか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年 11月 30日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市長 牧 田 久

乙

徳島市伊月町3丁目8番地

株式会社 キョーエイ

代表取締役 埴 渕 一 夫

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市に災害が発生した場合、美馬市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

（甲の要請等）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めた時は、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要する時は電話またはその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲は、前項の物資の調達要請をするときは、同時に徳島県知事にその旨を報告するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めて文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（措置事項の報告）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

（物資の範囲等）

第5条 物資の種別は、次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

（物資の価格及び代金の支払い）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

（物資の引き渡し）

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方またはいずれか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年 11 月 30 日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市長 牧 田 久

乙 高松市円座町1001番地

株式会社マルナカ
代表取締役 中 山 芳 彦

42/12.9 資料

災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市に災害が発生した場合、美馬市（以下「甲」という。）とアクサス株式会社（以下「乙」という。）とが、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

（甲の要請等）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めた時は、乙の保有する物資の調達を要請するものとする。

2 前項の物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要する時は電話またはその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 甲は、前項の物資の調達要請をするときは、同時に徳島県知事にその旨を報告するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めて文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（措置事項の報告）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給確保等について適切な措置をとるとともに、その措置事項を文書で甲に報告するものとする。

（物資の範囲等）

第5条 物資の種別は、次のとおりとし、その数量は、現に乙が備蓄保有し及び調達確保できる範囲のものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) 医薬品
- (5) その他甲が指定する物資

（物資の価格及び代金の支払い）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議を行うものとする。

（物資の引き渡し）

第7条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとする。この場合において、甲は必要に応じて乙に対し運搬の協力を求めることができる。

（車両の通行）

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急または優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（協議事項）

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

（効力）

第10条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、甲乙双方またはいずれか一方からの何らかの意志表示がない場合は、更新されたものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年11月30日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市長 牧田久

乙 徳島市山城西4丁目2番地
アクセス株式会社

代表取締役 久岡卓司

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定

美馬市（以下「甲」という。）と株式会社矢野商店（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、美馬市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達及び供給を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「物資」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式を言う。

（要請）

第3条 甲は、災害時に物資の調達及び供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、レンタル機材供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後、速やかに協力要請書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（物資の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できる物資の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、物資の調達及び供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者を定め、協力応援連絡票（様式第2号）を作成し、それぞれ保有するものとする。また、これらの事項を変更したときも、同様とする。

（物資の納入方法）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

- 3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請にかかる物資を納品書等で確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（物資の対価等）

第7条 物資の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 物資の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、物資の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

（被災による制限）

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、物資の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

（協議事項）

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかから解除の申出がなされない場合は、さらに1年間延長されるものとし、以降においても同様とする。

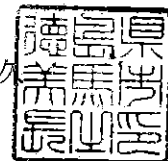
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年9月2日

甲 美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市

美馬市長 牧 田



乙 徳島市両国橋35番地

株式会社 矢野商店

代表取締役社長 矢野 真二

災害時等における食料品及び飲料水等の提供に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と大塚製菓株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美馬市において地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が行う食料品及び飲料水等（以下「食料品等」という。）の調達に関し、乙の協力を得ることにより、円滑に食料品等を確保することを目的とする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時等において食料品等の調達が必要になったときは、乙に対し、食料品等の提供（その搬送を含む。）を要請することができるものとする。

（要請手続）

第3条 甲は、前条の規定による要請をするときは、食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書によりするものとし、これにより難しいときは、口頭により要請できるものとする。

2 甲は、口頭による要請をしたときは、後日、口頭による要請と同内容の文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、要請を受けたときは、速やかに提供の可否並びに提供可能な場合にはその食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間等を明示した文書により甲に回答するものとし、これにより難しいときは、口頭により回答できるものとする。

4 乙は、口頭により回答をしたときは、後日、口頭による回答と同内容の文書を甲に送付するものとする。

（免責）

第4条 乙が甲に対し、第3条第3項の規定に基づき提供可能な旨を回答した場合においても、交通渋滞、その他の乙の責に帰さない事情により食料品等の提供ができなかった場合には、それにより甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（食料品等の搬送）

第5条 搬送場所への食料品の搬送は、乙が行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、食料品等を提供し、その提供期間が満了したときは、提供した食料品等の品目、数量、搬送場所、提供期間、その他必要な事項を明示した文書により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 第3条に基づき、乙が甲に食料品等を提供した場合、乙が甲に提供した食料品等の費用は（その搬送に係わる経費を除く。以下「提供費用」という。）甲が負担し、食料品等の搬送に係わる費用は乙が負担するものとする。

2 提供費用の額は、前条の規定による乙の報告後、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 乙は、前条の規定による協議が終了したときは、甲に提供費用を請求するものとする。

2 甲は、提供費用の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うことを目的として、甲乙に連絡責任者を置くものとする。

（1）甲 総務課長

（2）乙 徳島支店長がこの協定に係わる対応を委任する徳島支店内の管理職

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から、平成26年3月31日までとする。

ただし、甲乙いずれから協定の解約の申し出がない限りさらに1年延長させるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年4月15日

甲 徳島県美馬市

美馬市長

牧田久

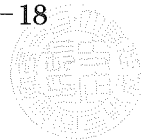


乙 徳島県徳島市川内町平石夷野 224-18

大塚製薬株式会社 徳島支店

支店長

吉川佳寛



災害時における物資供給に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 2 月 13 日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長 藤田 元治



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 棒 雄一郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの
電力供給の協力に関する協定書

美馬市

徳島トヨタ自動車株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）、徳島トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力を努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両方で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害の発生した日から5日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第2号）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

（費用負担）

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

- 2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

（補償）

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下の

とおり取り扱うものとする。

- (1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の扱い)

- 第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

第12条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、美馬市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第14条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

- 第14条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。
- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
 - 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練等)

- 第15条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

- 第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。
- ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙がそれぞれ押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和2年10月22日

甲 住所：美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市
美馬市長 藤田 元治



乙 住所：徳島市中前川町5丁目1番地1
徳島トヨタ自動車株式会社
代表取締役 高瀬 謙一



災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市に災害が発生した場合、美馬市（以下「甲」という。）と美馬農業協同組合（以下「乙」という。）とが、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資（以下「物資」という。）の供給確保等の協力に関する事項について定めるものとする。

（物資供給の要請等）

第2条 甲は、災害発生時に物資の確保を図るため、必要があると認めた場合は、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書によるものとする。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、事後に文書を提出できるものとする。

3 甲は、第1項の要請をした場合は、速やかに徳島県知事にその旨を報告するものとする。

（連絡責任者の指定）

第3条 前条第1項の要請を円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書により甲乙間で共有するものとする。

2 前項の連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、甲乙間で文書により変更事項を共有するものとする。

（物資提供の通知）

第4条 乙は、甲から第2条第1項による要請を受けた場合は、甲に対し速やかに物資を提供するものとし、その提供内容を文書により甲に通知するものとする。

（物資の確保等）

第5条 乙は、前条の措置を適切に履行するため、次の（1）常時備蓄物資を常時備蓄するものとする。ただし、（1）常時備蓄物資が不足する場合には、（2）代替品により補うことができるものとする。

（1）常時備蓄物資 米14,000kg（うち学校給食用については、白米1,400kg）

（2）代替品 乾麺等（学校給食用白米1,400kgを除く、米相当分）

2 乙は、前項の物資のほか、次の有償物資について、前条の措置に資するよう、必要な量の在庫保有に努めるものとする。

（1）前項以外の食料品

（2）飲料水

（3）日用品

（4）その他災害発生時に必要となる物資

（物資の引渡し）

第6条 第4条による物資の提供に係る引渡し場所については、甲乙協議の上決定する。

なお、甲は、必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、前項の規定により、乙が物資を運搬し、及び供給する際に使用する車両については、あらかじめ規制除外車両として事前届出を行い、円滑な通行に資するものとする。

（代金の支払い）

第7条 第4条により物資の提供が行われた場合、第5条第1項に該当する物資については無償、同条第2項に該当する物資については有償とする。

2 第5条第2項に該当する物資の価格は、災害発生直前における適正な価格とし、甲は、乙から請求書を受け取った日から30日以内に代金を支払うものとする。

（疑義がある場合の協議）

第8条 この協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙双方が協議を行う。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

（前協定書の効力失効）

第10条 本協定書を締結したことにより、平成21年11月30日に締結した「災害時における生活必需物資の調達に関する協定書」は、その効力を失う。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年5月24日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

美馬市長

藤田元治

乙 徳島県美馬市脇町字拝原1300番地

美馬農業協同組合

代表理事組合長

三宅正明

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を災害応急対策のために提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 機材 乙が保有する車両、水中ポンプ、発電機、照明機器、仮設トイレ、移動式冷暖房機器その他のレンタル機材をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のために必要であると認めるときは、乙に対し、機材の提供について協力を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、機材の優先的な提供及び運搬による協力について、業務に支障を来さない範囲で行うものとする。

- 2 乙は、前項の措置を適切に履行するため、保有機材の供給体制を可能な限り保持するものとする。
- 3 乙は、協力を行う際、道路不通等により機材の提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材の引渡し及び返却）

第5条 機材の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

- 2 機材の返却時期、場所等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が実施した機材の提供及び運搬に係る費用について、負担するものとする。

- 2 機材の提供及び運搬に係る費用は、災害発生直前における適正なレンタル価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、
甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

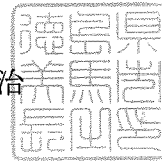
第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の
有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による解約の申出がない限り、
有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有
するものとする。

令和3年10月20日

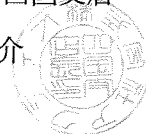
甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市

美馬市長 藤田 元治



乙 香川県高松市田村町540番地
株式会社アクティオ 四国支店

支店長 武川 大介



災害時における食品等の供給及び避難所の開設・運営に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と株式会社グリラス（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が、保有する食品等の供給及び避難所の開設・運営に協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 食品等 乙が製造・販売を行っている加工食品をいう。
- (3) 避難所 甲の指定避難所のうち、乙の事業所が所在する次の施設をいう。
 - ア 美馬市美馬町字南原2番地1
芝坂地域活動センター（株式会社グリラス 美馬ファーム）
 - イ 美馬市美馬町字入倉657番地
美馬竜王の郷（株式会社グリラス 美馬研究所）

（要請）

第3条 甲は、災害時における食品等の確保に必要であると認めるときは、乙に対し、乙の保有する食品等の供給について、協力を要請することができる。

- 2 甲は、災害時における避難所の設置に必要であると認めるときは、乙に対し、避難所の開設・運営について、協力を要請することができる。
- 3 甲は、前2項の要請を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（食品等の供給に係る実施体制）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、保有する食品等の供給について、可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、前項の措置を適切に履行するため、保有する食品等の供給確保体制を可能な限り保持するものとする。
- 3 食品等の引渡場所は、甲乙協議の上決定するものとし、甲は必要に応じて、乙に対し、運搬の協力を求めることができる。

（避難所の開設・運営に係る実施体制）

第5条 乙は、第3条第2項の規定による要請を受けたときは、避難所の開設・運営について、業務に支障を来さない範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、甲の職員、各避難所の所在する地域の自治会及び自主防災会の会員等と協力し、避難所の開設・運営を行うものとする。
- 3 避難所に必要な物資は、甲が調達に努めるものとし、不足する物資があるときは、乙がその内容と数量をまとめ、甲へ供給を依頼するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、食品等の供給・運搬及び避難所の管理・運営において知り得た個人情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

（費用負担）

第7条 乙が実施した食品等の供給・運搬に係る費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 避難所の開設・運営に要した費用は、甲が負担するものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づき避難所の開設・運営に従事した乙の職員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者の責めに帰すべき事由によるものを除き、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による美馬市消防団条例（平成17年条例第214号）第15条を準用し、甲が災害補償するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による解約の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、この協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議事項）

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月10日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市

美馬市長 藤田 元治



乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島45-56
株式会社グリラス

代表取締役 渡邊 崇人



災害時における図書館資料の貸出しに関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と株式会社図書館流通センター美馬市立図書館（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、美馬市内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が、保有する資料を避難所へ貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
- (2) 資料 図書、雑誌、新聞等をいう。
- (3) 避難所 甲の指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに甲との協定に基づき開設する避難所をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、避難所における良好な生活環境の確保に必要であると認めるときは、乙に対し、乙の保有する資料の貸出しについて、協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、保有する資料の貸出しについて、業務に支障を来さない範囲で協力するものとする。

（資料の引渡し及び返却）

第5条 資料の引渡場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、引渡場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、当該資料を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 資料の返却時期、場所等は、甲乙協議の上、決定するものとし、甲は、返却場所において、当該資料の数量、状態等について、乙の職員又は乙が指定する者の確認を受けた上で、返却するものとする。

3 甲は必要に応じて、乙に対し、資料の運搬の協力を求めることができるものとする。

（資料の管理運用）

第6条 貸出しを受けた資料（以下「貸出資料」という。）は、甲乙協議の上決定した避難所に配備し、当該避難所の施設内のみで閲覧に供するものとする。

2 甲は、貸出資料の所在を常に把握し、その保全に努めるものとする。

3 貸出資料を他の避難所に再配備したいときは、事前に乙の了承を得るものとし、その移送は、甲が責任を持って行う。

（費用負担）

第7条 資料の貸出しに係る費用は、無料とする。ただし、運搬に係る費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（弁償）

第8条 甲は、貸出資料を紛失し、又は破損したときは、乙に対し、その実費を弁償するものとする。

2 前項の紛失又は破損が、第三者の故意又は重大な過失によるときは、甲は、その者から弁償を受けることができるものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも書面による解約の申出がない限り、有効期間満了日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず本協定を解約しようとするときは、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議事項）

第11条 本協定の実施に関し必要な事項又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月22日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市

美馬市長 藤田 元浩



乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1
株式会社図書館流通センター
美馬市立図書館

館長 梶浦 真子



07 避難

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と 社会福祉法人 健祥会（以下「乙」という。）は災害発生時の福祉避難所（以下「避難所」という。）の開設及び運営に関する協定を次の通り締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は大規模な地震や風水害によって要援護者及びその要援護者を介助する家族等が避難を余儀なくされた場合の避難所の開設及び運営に関して必要な事項を定める。

（要援護者）

第 2 条 この協定における要援護者とは福祉施設や医療機関等に入所又は入院には至らないものの一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者、難病患者等をいう。

（避難の対象者）

第 3 条 避難の対象者は要援護者及び要援護者を介助する家族等とする。

（要請）

第 4 条 甲は美馬市包括支援センター等において避難所への移送が必要な要援護者等を把握した場合は乙に対して書面により避難所開設を要請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は乙に対して口頭により避難所開設の要請を行うことができるものとする。

（避難所指定施設）

第 5 条 避難所に指定する福祉施設は次の通りとする。

- (1) 美馬市脇町大字脇町966番地
特別養護老人ホーム 健祥会家康

（避難所の開設）

第 6 条 乙は甲から要請を受けた場合、避難所を開設し、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要援護者の移送）

第 7 条 乙は避難所開設後に要援護者等を受け入れる場合、当該要援護者等の自施設への移送を行うよう努めるものとする。また、甲においても福祉車両や救急車両を手配するなど要援護者の状態に最大限配慮した適切な移送手段の確保に努める。

2 避難所移送の際、甲は乙に対して速やかに次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、連絡先、心身の状況
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 避難所生活での注意事項

（避難所の運営）

第8条 施設の運営は乙が行い、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置
- （2）避難所に避難した要援護者等の日常生活の支援
- （3）要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （4）避難所運営に要した費用の請求（領収証を添付すること。）

2 乙は福祉避難所の運営において介助員等に不足を生じると判断したときは速やかに甲に連絡しなければならない。この場合、甲は乙が適切に要援護者の支援を行えるよう県や関係団体等を通じて派遣要請を行い、看護師、介護士、有資格ボランティア等の介助員の確保及び配置に努めるものとする。

（開設期間）

第9条 避難所の開設期間は7日間以内とする。ただし、被災状況により甲と乙が協議して開設期間を延長することができる。

2 甲は乙が本来の活動を再開できるよう配慮し、避難所の早期閉鎖に努める。

（物資調達）

第10条 甲は日常生活用品、食料、飲料水等、避難所運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は不足物資がある場合は物資の内容と数量をまとめ、甲へ供給を依頼する。

（費用の負担）

第11条 乙が避難所運営に要した費用で、次に掲げるものについては甲が実費を負担するものとする。

- （1）介助員等に要した人件費（夜勤、宿直等に要した費用を含む。）
- （2）要援護者等に要した食費
- （3）その他紙おむつ代等乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前項に掲げるもののほか、避難所運営に必要な備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

3 乙は介助員等に要する人件費及び要援護者等に関する食費に関する届出を作成し、甲に提出するものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づいて避難所運営業務に従事した者がその者の責に帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による美馬市消防団条例（平成17年条例第214号）第15条を適用し、甲が災害補償するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は避難所運営において知り得た要援護者の情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定期間）

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

（協定の解除）

第15条 甲は乙がこの協定に基づく事項に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協議）

第16条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年 1月 4日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5

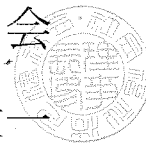
美馬市長 藤田 元治



（乙） 徳島県徳島市東高輪天満356-1

社会福祉法人 健祥会

理事長 中村 太一



別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

（再委託の禁止）

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱い事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時検査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙はこの協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（協定の解除及び損害賠償）

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、美馬市（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会美馬地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年11月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

（協力要請）

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

（協力のための準備）

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応

じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（訓練への協力）

第8条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 | 月24日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長 藤田 元 治

乙 美馬郡つるぎ町貞光字町45番地7
株式会社 上設計内
公益社団法人徳島県建築士会美馬地域会
会 長 上 柿 重 信

丙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
公益社団法人徳島県建築士会
会 長 笠 井 義 文

災害発生時における施設利用に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と 美馬市地域交流センター センター長 橋本一二（以下「乙」という。）は災害発生時における施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は大規模な災害によって施設近隣の住民が避難を余儀なくされた場合に施設の一部を避難所として利用することに関して必要な事項を定める。

（避難所利用対象者）

第2条 避難所利用対象者は災害によって家屋が倒壊、焼失、浸水の被害を受けた住民、または施設利用の帰宅困難者。

（避難所指定施設）

第3条 避難所に指定する施設は次の通りとする。

- (1) 美馬市脇町字大字猪尻字西分 116 番地 1
美馬市地域交流センター

（避難所の開設）

第4条 避難所を開設する必要がある場合、甲は乙に対して書面により避難所開設を要請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は乙に対して口頭により避難所開設の要請を行うことができるものとする。

2 乙は甲から要請を受けた場合、甲が避難所を開設することを承認するものとする。

（立ち入り禁止区域の明示）

第5条 乙は施設の管理運営上必要な場所については立ち入り禁止区域の明示をしておくものとする。

（要援護者の移送）

第6条 特別な配慮を必要とする災害時要援護者を把握した場合、甲は福祉車両や救急車両を手配するなど要援護者の状態に最大限配慮した適切な移送を行うように努める。

（避難所の管理運営）

第7条 避難所の管理運営は甲が責任を持って行うものとする。

（開設期間）

第8条 避難所の開設期間は7日間以内とする。ただし、被災状況により甲と乙が協議して開設期間を延長することができる。

2 甲は乙が本来の活動を再開できるよう配慮し、避難所の早期閉鎖に努める。

（物資調達）

第9条 甲は日常生活用品、食料、飲料水等、避難所運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

（環境衛生の整備）

第10条 甲は仮設トイレの設置及びゴミの集積場所の管理を行い、避難所の環境衛生の整備に努めるものとする。

（費用の負担）

第11条 避難所運営に要した費用は甲が負担するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は避難所運営において知り得た個人情報等を甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定期間）

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

（協定の解除）

第14条 この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協議）

第15条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年 7月17日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市長 藤田元治



（乙） 徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分116番地1

美馬地域交流センター

センター長 橋本一



災害発生時における施設利用に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と 東洋警備保障株式会社西部営業所（以下「乙」という。）は災害発生時における施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は台風等の自然災害によって施設近隣の市民が避難を余儀なくされた場合に施設の一部を避難所として利用することに関して必要な事項を定める。

（避難所指定施設）

第2条 避難所に指定する施設は次のとおりとする。

美馬市穴吹町穴吹字平ノ内31番地1

東洋警備保障株式会社トレーニングセンター

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要が生じた場合、乙が承諾した施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第4条 乙は、避難所を開設した場合、若しくは、避難者を受け入れた場合については、速やかに甲へ報告を行うこととする。

（避難所の管理運営）

第5条 避難所の管理運営は乙が行うものとする。

（開設期間）

第6条 避難所の開設期間は乙が避難者と話し合い決定する。

（物資調達）

第7条 甲は、食料、飲料水の調達に努めるものとする。

（環境衛生の整備）

第8条 乙は、避難所の環境衛生の整備に努めるものとする。

（費用の負担）

第9条 避難所運営に要した費用は乙が負担するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は避難所運営において知り得た個人情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

（協定の解除）

第12条 乙の管理する施設が、避難所として機能しない状態となった場合は、この協定を解除することができる。

（協議）

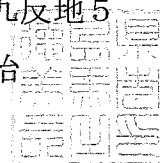
第13条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年7月1日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市長 藤田元治



（乙） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字平ノ内29-1

東洋警備保障株式会社西部営業所

所長 宮本一人



災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と医療法人青嵐会（以下「乙」という。）は、災害発生時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害によって要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等が避難を余儀なくされた場合の福祉避難所の開設及び運営に関して必要な事項を定める。

（要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、福祉施設や医療機関等に入所・入院するには至らないものの、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、難病患者等をいう。

（避難の対象者）

第3条 避難の対象者は、要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等とする。

（福祉避難所指定施設）

第4条 福祉避難所に指定する施設は次のとおりとする。

【住所】徳島県美馬市脇町字拝原1354番地5

【施設名】介護老人保健施設センターヴィレッジ

（要請）

第5条 甲は、美馬市包括支援センター等において福祉避難所への移送が必要な要配慮者を把握した場合は、乙に対し書面により福祉避難所の開設を要請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、乙に対し口頭により福祉避難所の開設の要請を行うことができるものとする。

（福祉避難所の開設）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、福祉避難所を開設し、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要配慮者の移送）

第7条 要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとするが、それが不可能であると認められる場合は、乙は、当該要配慮者を福祉避難所へ移送するよう努めるものとする。また、甲は、福祉車両や救急車両を手配するなど要配慮者の状態に最大限配慮した適切な移送手段の確保に努めるものとする。

2 要配慮者を福祉避難所へ移送する場合は、甲は乙に対し、速やかに次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、連絡先、既往歴等
- (2) 家族、親族等の身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 避難所生活での注意事項

（福祉避難所の運営）

第8条 福祉避難所の運営は乙が行い、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置
- （2）福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活の支援
- （3）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （4）福祉避難所の運営に要した費用の請求（領収書を添付すること。）

2 乙は、福祉避難所の運営において介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙が適切に要配慮者の支援を行えるよう県や関係団体等を通じて派遣要請を行い、看護師、介護士、有資格ボランティア等の介助員の確保及び配置に努めるものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は7日間以内とする。ただし、被災状況により甲と乙が協議し、開設期間を延長することができる。

2 甲は、乙が本来の活動を再開できるよう配慮し、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資調達）

第10条 甲は、平時及び災害発生時において、日常生活用品、食料、飲料水等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、不足する物資がある場合は、必要な物資の名称、数量等をまとめ、甲へ供給を依頼するものとする。

（費用の負担）

第11条 乙が福祉避難所の運営に要した費用で、次に掲げるものについては、甲が実費を負担するものとする。

- （1）介助員等に要した人件費（夜勤、宿直等に要した費用を含む。）
- （2）要配慮者等に要した食費
- （3）その他おむつ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用（領収書を添付すること。）

2 前項に掲げるもののほか、福祉避難所の運営に必要な備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は、当該備品等の販売業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる費用に関する届出を作成し、甲に提出するものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づいて福祉避難所の運営業務に従事した者が、その者の責に帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による美馬市消防団条例（平成17年条例第214号）第15条を準用し、甲が災害補償するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、福祉避難所の運営において知り得た要配慮者等の情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに、甲又は乙のいずれかからこの協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、この協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第15条 甲は、乙がこの協定に基づく事項に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協議）

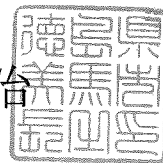
第16条 この協定に定める事項その他業務上必要な事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

(甲) 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市長 藤田 元治



(乙) 徳島県徳島市国府町東高輪353番地の1

医療法人青嵐会

理事長 松家 豊



別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

（再委託の禁止）

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時検査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（協定の解除及び損害賠償）

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人徳島県身体障害者連合会（以下「乙」という。）は、災害発生時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害によって要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等が避難を余儀なくされた場合の福祉避難所の開設及び運営に関して必要な事項を定める。

（要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、福祉施設や医療機関等に入所・入院するには至らないものの、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、難病患者等をいう。

（避難の対象者）

第3条 避難の対象者は、要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等とする。

（福祉避難所指定施設）

第4条 福祉避難所に指定する施設は次のとおりとする。

【住所】徳島県美馬市脇町字小星748番地1

【施設名】障害者支援センター小星園

（要請）

第5条 甲は、美馬市包括支援センター等において福祉避難所への移送が必要な要配慮者を把握した場合は、乙に対し書面により福祉避難所の開設を要請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、乙に対し口頭により福祉避難所の開設の要請を行うことができるものとする。

（福祉避難所の開設）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、福祉避難所を開設し、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要配慮者の移送）

第7条 要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとするが、それが不可能であると認められる場合は、乙は、当該要配慮者を福祉避難所へ移送するよう努めるものとする。また、甲は、福祉車両や救急車両を手配するなど要配慮者の状態に最大限配慮した適切な移送手段の確保に努めるものとする。

2 要配慮者を福祉避難所へ移送する場合は、甲は乙に対し、速やかに次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、連絡先、既往歴等
- (2) 家族、親族等の身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 避難所生活での注意事項

（福祉避難所の運営）

第8条 福祉避難所の運営は乙が行い、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置
- （2）福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活の支援
- （3）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （4）福祉避難所の運営に要した費用の請求（領収書を添付すること。）

2 乙は、福祉避難所の運営において介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙が適切に要配慮者の支援を行えるよう県や関係団体等を通じて派遣要請を行い、看護師、介護士、有資格ボランティア等の介助員の確保及び配置に努めるものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は7日間以内とする。ただし、被災状況により甲と乙が協議し、開設期間を延長することができる。

2 甲は、乙が本来の活動を再開できるよう配慮し、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資調達）

第10条 甲は、平時及び災害発生時において、日常生活用品、食料、飲料水等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、不足する物資がある場合は、必要な物資の名称、数量等をまとめ、甲へ供給を依頼するものとする。

（費用の負担）

第11条 乙が福祉避難所の運営に要した費用で、次に掲げるものについては、甲が実費を負担するものとする。

- （1）介助員等に要した人件費（夜勤、宿直等に要した費用を含む。）
- （2）要配慮者等に要した食費
- （3）その他おむつ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用（領収書を添付すること。）

2 前項に掲げるもののほか、福祉避難所の運営に必要な備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は、当該備品等の販売業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる費用に関する届出を作成し、甲に提出するものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づいて福祉避難所の運営業務に従事した者が、その者の責に帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による美馬市消防団条例（平成17年条例第214号）第15条を準用し、甲が災害補償するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、福祉避難所の運営において知り得た要配慮者等の情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに、甲又は乙のいずれかからこの協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、この協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第15条 甲は、乙がこの協定に基づく事項に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協議）

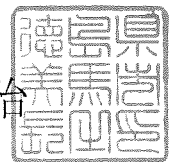
第16条 この協定に定める事項その他業務上必要な事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年2月1日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市長 藤田 元治



（乙） 徳島県徳島市南矢三町二丁目1-59

社会福祉法人徳島県身体障害者連合会

理事長 久米 清美



別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない

（再委託の禁止）

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時検査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（協定の解除及び損害賠償）

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と社会福祉法人健祥会（以下「乙」という。）は、災害発生時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害によって要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等が避難を余儀なくされた場合の福祉避難所の開設及び運営に関して必要な事項を定める。

（要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、福祉施設や医療機関等に入所・入院するには至らないものの、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、難病患者等をいう。

（避難の対象者）

第3条 避難の対象者は、要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等とする。

（福祉避難所指定施設）

第4条 福祉避難所に指定する施設は次のとおりとする。

【住所】徳島県美馬市穴吹町三島字舞中島2021番地

【施設名】老人保健施設 健祥会ヘルス

（要請）

第5条 甲は、美馬市包括支援センター等において福祉避難所への移送が必要な要配慮者を把握した場合は、乙に対し書面により福祉避難所の開設を要請しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、乙に対し口頭により福祉避難所の開設の要請を行うことができるものとする。

（福祉避難所の開設）

第6条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、福祉避難所を開設し、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（要配慮者の移送）

第7条 要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとするが、それが不可能であると認められる場合は、乙は、当該要配慮者を福祉避難所へ移送するよう努めるものとする。また、甲は、福祉車両や救急車両を手配するなど要配慮者の状態に最大限配慮した適切な移送手段の確保に努めるものとする。

2 要配慮者を福祉避難所へ移送する場合は、甲は乙に対し、速やかに次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、連絡先、既往歴等
- (2) 家族、親族等の身元引受人の住所、氏名、連絡先
- (3) 避難所生活での注意事項

（福祉避難所の運営）

第8条 福祉避難所の運営は乙が行い、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置
- （2）福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活の支援
- （3）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （4）福祉避難所の運営に要した費用の請求（領収書を添付すること。）

2 乙は、福祉避難所の運営において介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙が適切に要配慮者の支援を行えるよう県や関係団体等を通じて派遣要請を行い、看護師、介護士、有資格ボランティア等の介助員の確保及び配置に努めるものとする。

（開設期間）

第9条 福祉避難所の開設期間は7日間以内とする。ただし、被災状況により甲と乙が協議し、開設期間を延長することができる。

2 甲は、乙が本来の活動を再開できるよう配慮し、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資調達）

第10条 甲は、平時及び災害発生時において、日常生活用品、食料、飲料水等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、不足する物資がある場合は、必要な物資の名称、数量等をまとめ、甲へ供給を依頼するものとする。

（費用の負担）

第11条 乙が福祉避難所の運営に要した費用で、次に掲げるものについては、甲が実費を負担するものとする。

- （1）介助員等に要した人件費（夜勤、宿直等に要した費用を含む。）
- （2）要配慮者等に要した食費
- （3）その他おむつ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用（領収書を添付すること。）

2 前項に掲げるもののほか、福祉避難所の運営に必要な備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は、当該備品等の販売業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる費用に関する届出を作成し、甲に提出するものとする。

（災害補償）

第12条 この協定に基づいて福祉避難所の運営業務に従事した者が、その者の責に帰すことができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による美馬市消防団条例（平成17年条例第214号）第15条を準用し、甲が災害補償するものとする。

（守秘義務）

第13条 乙は、福祉避難所の運営において知り得た要配慮者等の情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに、甲又は乙のいずれかからこの協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、この協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協定の解除）

第15条 甲は、乙がこの協定に基づく事項に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協議）

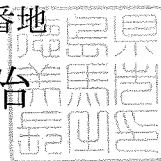
第16条 この協定に定める事項その他業務上必要な事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年10月20日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地

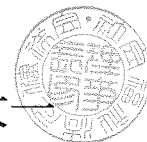
美馬市長 藤田 元治



（乙） 徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1

社会福祉法人 健祥会

理事長 中村 太一



別記 個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第2 乙は、この協定による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第6 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第7 甲は、乙がこの協定による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時検査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第8 乙は、この協定による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第9 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第10 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（協定の解除及び損害賠償）

第11 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの協定を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と徳島県立池田支援学校（以下「乙」という。）は、災害発生時の福祉避難所の開設及び運営に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震や風水害によって要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等が避難を余儀なくされた場合の福祉避難所の開設及び運営に関して必要な事項を定める。

（要配慮者）

第2条 この協定における要配慮者とは、福祉施設や医療機関等に入所・入院するには至らないものの、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病弱者等をいう。

（避難の対象者）

第3条 避難の対象者は、要配慮者及び当該要配慮者を介助する家族等とする。

（福祉避難所指定施設）

第4条 福祉避難所に指定する施設は次のとおりとする。

【所在地】徳島県美馬市美馬町字大宮西100番地4

【施設名】徳島県立池田支援学校 美馬分校

2 前項に掲げる施設のうち、福祉避難所として使用できる場所は別記第1のとおりとする。

（福祉避難所の開設）

第5条 甲は、災害が発生し、乙の施設に福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に施設の被害状況及び利用状況を確認した後、要請書（様式第1号）により福祉避難所の開設を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、乙に対し口頭により福祉避難所の開設の要請を行うことができるものとする。

（福祉避難所の運営等）

第6条 災害時の福祉避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、福祉避難所の運営に当たり、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請できるものとする。

（1）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置

（2）福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活の支援

（3）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

3 乙は、甲の要請に対し、本来果たすべき業務に支障のない可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（要配慮者等の移送）

第7条 要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲は関係機関及び乙に協力を要請し、移送手段の確保に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に対し、可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（開設期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は7日間以内とする。ただし、被災状況により甲と乙が協議し、開設期間を延長することができる。

2 甲は、乙が本来の業務を再開できるよう配慮し、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（物資調達）

第9条 甲は、平時及び災害発生時において、日常生活用品、食料、飲料水等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、不足する物資がある場合は、必要な物資の名称、数量等をまとめ、甲へ供給を依頼するものとする。

（費用の負担）

第10条 乙が福祉避難所の運営に要した費用で、次に掲げるものについては、甲が実費を負担するものとする。

（1）介助員等に要した人件費（夜勤、宿直等に要した費用を含む。）

（2）要配慮者等に要した食費

（3）その他おむつ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用（領収書を添付すること。）

2 前項に掲げるもののほか、福祉避難所の運営に必要な備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は、当該備品等の販売業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる費用に関する届出を作成し、甲に提出するものとする。

（受入可能人数の把握）

第11条 甲は、平常時から乙の受入可能人数を把握しておくものとする。

（守秘義務）

第12条 甲及び乙は、福祉避難所の運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を他人に漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記第2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の

2か月前までに、甲又は乙のいずれかからこの協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、この協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（協議）

第14条 この協定に定める事項その他業務上必要な事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年3月27日

(甲) 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市
美馬市長 加美 一成

(乙) 徳島県三好市池田町州津井関1103番地3
徳島県立池田支援学校
校長 喜馬 久典



災害発生時における施設利用に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と徳島県立脇町高等学校（以下「乙」という。）及び社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会（以下「丙」という。）は、災害発生時における施設利用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美馬市において地震、風水害等の大規模災害、又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の管理する施設の一部を、避難所又は災害ボランティアセンター活動場所（以下「避難所等」という。）として利用することに関して必要な事項を定める。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。

【所在地】美馬市脇町大字脇町1270番地2

【施設名】徳島県立脇町高等学校

- 2 前項に掲げる施設のうち、避難所等として利用する施設は、体育館、グラウンド及び校舎（ただし、校舎に関しては、休業中の期間に限る。）とする。
- 3 乙は校長室、職員室、事務室、保健室等施設の管理運営上必要な場所は立ち入り禁止区域の明示をしておくものとする。

（要請等）

第3条 甲は、対象施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、乙に施設の被害状況及び使用状況を確認した後、対象施設の全部又は一部の利用を要請するものとする。

- 2 乙は、前項による要請があったときは、関係機関と協議の上、施設の管理運営に支障のない範囲において施設の利用を承認するものとする。

（避難所としての利用）

第4条 乙の施設を避難所として利用する対象者（以下「避難者」という。）は、災害によって家屋が倒壊、焼失、浸水の被害を受けた住民、又は被害を受けるおそれのある住民等とする。

- 2 甲は、特別な配慮を必要とする避難者が当該避難所にいた場合は、指定福祉避難所への移送、又は緊急的な入所施設若しくは医療機関等への移送等、当該避難者の状態に配慮した適切な措置を行うよう努めるものとする。
- 3 避難所の運営は甲が責任を持って行うものとする。



4 甲は、食料、飲料水、日常生活用品等生活必需品の調達に努めるものとする。

（災害ボランティアセンター活動場所としての利用）

第5条 乙の施設を災害ボランティアセンター活動場所として利用する場合の各施設の利用用途は次のとおりとする。

施設名	利用用途
体育館	ボランティア休憩場所
グラウンド	ボランティア用駐車場、ボランティア待機場所、受付場所、活動調整場所、資器材置場
校舎	ボランティア用トイレ

2 災害ボランティアセンター活動場所の運営は、令和3年4月1日に甲と丙との間で締結した「危機事態時におけるボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」に基づき、甲及び丙が責任を持って行うものとする。

（避難所等の利用期間）

第6条 避難所等としての施設の利用期間は、甲、乙及び丙が協議した上で定める。

2 甲及び丙は、乙が本来の活動を再開できるよう配慮し、避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

（環境衛生の整備）

第7条 甲は仮設トイレの設置及びゴミの集積場所の管理を行い、避難所等の環境衛生の整備に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 避難所等の運営に要した費用は甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲、乙及び丙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

（防災訓練等への参加）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく施設利用が円滑に行われるよう、必要に応じて、共同して防災訓練等を実施するものとする。

（協定期間）

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただ

し、期間満了までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以後同様とする。

(協議)

第12条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

附則

平成23年10月1日に甲と乙との間で締結した「災害発生時における施設利用に関する協定書」については、本協定を締結した日からその効力を失うものとする。

上記協定の締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙押印の上、各1通を保有する。

令和5年9月25日

甲 美馬市

美馬市長 加 美 一 成



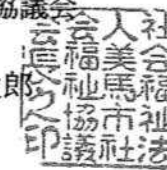
乙 徳島県立脇町高等学校

校 長 宮 本 淳



丙 社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会

会 長 大 垣 賢次郎



08 施設応急復旧

美馬市（以下「甲」という。）と財団法人四国電気保安協会（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定を図るため、避難所や公共施設等の電気設備の応急復旧における安全確保のための応急対策業務の協力応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は大規模災害に際して甲のみで応急対策を実施できないと認めるときは乙に対し、電気設備等の応急復旧業務の実施について協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は応急対策業務の実施について協力要請があったときは、職員を派遣して甲の指定する施設に係る電気設備等の応急復旧における安全確保のために電力復旧の可否（電力復旧のための簡易な作業を含む。）並びに電力復旧工事の管理、監督、指導及び検査その他の必要な協力を行うものとする。

（要請手続）

第3条 甲は乙に対して応急対策業務を要請するときは日時、場所、業務内容を指定して書面により要請を行うものとする。ただし、災害状況により緊急を要するときは口頭又は公共放送等を通じて要請を行うものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は前条の規定に基づき要請を受けたときは直ちに指定された場所に職員を派遣し、甲の指示に従って応急対策業務を行うものとする。ただし、現地に甲から派遣された職員がいない場合でも要請事項に従って自らの判断により応急対策業務を行うものとする。

2 乙は指定された場所に職員を派遣したときは速やかに現場責任者、出勤時間、保安用資機材等を書面により甲に報告するものとする。

3 乙は応急対策業務の完了後、速やかに活動状況の概要について書面により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が応急対策業務に要した費用は甲が負担するものとする。

2 甲は乙の応急対策業務完了後にこれを検査又は確認したときは乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡先の提出）

第6条 乙は年1回、事業所の連絡先を記載した災害時連絡体制図を甲に提出するものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に1年延長され、以降同様とする。

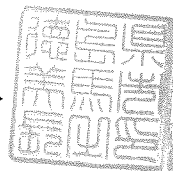
（協議）

第8条 この協定書の解釈に疑義が生じたとき及び定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年 2月20日

甲 徳島県美馬市
美馬市長 牧 田 久



乙 香川県高松市福岡町三丁目31番15号
財団法人四国電気保安協会
理事長 溝 渕 昌 弘



大規模災害時における支援活動に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と全徳島建設労働組合美馬支部（以下「乙」という。）は、美馬市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な被害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- (1) 避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- (2) 乙が覚知した被害情報の提供
- (3) その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

（出勤する組合員の身分）

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

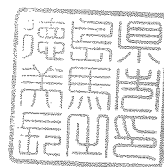
（施行）

第10条 この協定は平成24年2月24日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 2月24日

甲 美馬市
美馬市長 牧田 久



乙 美馬市脇町大字脇町537の5
全徳島建設労働組合美馬支部
支部長 重本 義夫



美馬市（以下「甲」という。）と全徳島建設労働組合脇町支部（以下「乙」という。）は、美馬市で発生した大規模災害への支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な被害が発生した場合において、乙に所属する組合員の労力、知識及び建設資材（以下「労働力」という。）を結集して、迅速な災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模な災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、乙に所属する組合員が有している労働力の応援が必要と認める場合は、乙に対して、支援要請をするものとする。

2 前項の支援要請は、原則として文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。

- （1）避難所等の設営に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など、市の災害対策本部から指示された応急・復旧作業
- （2）乙が覚知した被害情報の提供
- （3）その他甲が必要と認める応急・復旧作業

（支援活動の報告）

第5条 乙は、支援活動が完了した場合は、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（活動に伴う費用）

第6条 この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

2 建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

（出動する組合員の身分）

第7条 派遣される組合員は、従事組合からの依頼により支援業務に従事するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

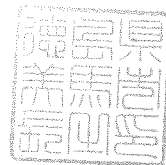
（施行）

第10条 この協定は平成24年2月24日から施行する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 2月24日

甲 美馬市
美馬市長 牧田 久



乙 美馬市脇町大字脇町537の5
全徳島建設労働組合脇町支部
支部長 北川 勝



災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と池田電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における公共施設等の電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市内において大地震や大規模な風水害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の公共施設等の電気設備の応急復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合の必要な手続等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、美馬市内において災害が発生し、次に掲げる災害応急対策業務（以下「業務」という。）を遂行するため、協力を得る必要があると認めた場合は、乙に協力を要請することができるものとする。

- （1）公共施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること。
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること。
- （3）美馬市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （4）その他甲が特に必要と認める災害応急対策に関すること。

2 甲は、乙に対して協力を要請するときは、業務の内容、期間等を明らかにし、応急対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（災害応急業務の指示）

第4条 災害応急対策業務実施者（以下「実施者」という。）は、甲の指示を受けて業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 実施者は、甲の指示による業務が完了した場合には、応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定し、甲が負担するものとする。

（連絡責任者の指定）

第7条 この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書により報告するものとする。

3 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿を甲に提供するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第8条 乙は、甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定は、協約締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

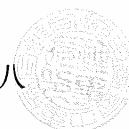
第10条 この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月1日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長 牧田 久



（乙） 徳島県三好市池田町シマ930番地3
池田電気工事協同組合
理事長 栗内 幸八



災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と脇町電機工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における公共施設等の電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、美馬市内において大地震や大規模な風水害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の公共施設等の電気設備の応急復旧に関し、甲が乙に対して、協力を要請する場合の必要な手続等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、美馬市内において災害が発生し、次に掲げる災害応急対策業務（以下「業務」という。）を遂行するため、協力を得る必要があると認めた場合は、乙に協力を要請することができるものとする。

- （1）公共施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること。
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること。
- （3）美馬市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （4）その他甲が特に必要と認める災害応急対策に関すること。

2 甲は、乙に対して協力を要請するときは、業務の内容、期間等を明らかにし、応急対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（災害応急業務の指示）

第4条 災害応急対策業務実施者（以下「実施者」という。）は、甲の指示を受けて業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 実施者は、甲の指示による業務が完了した場合には、応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 この協定に基づき乙が実施した業務の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定し、甲が負担するものとする。

（連絡責任者の指定）

第7条 この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書により報告するものとする。

3 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿を甲に提供するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第8条 乙は、甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（協定の有効期限）

第9条 この協定は、協約締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第10条 この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年2月1日

（甲） 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市長 牧田 久



（乙） 徳島県美馬市脇町字拝原1589番地
脇町電機工事協同組合
理事長 桑原 賢二



大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）とは、大規模災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼしている石材構造物の移動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、美馬市内で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）について、基本的な事項を定めるものとする。

（大規模災害の定義）

第2条 徳島県が認定した災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、大規模災害発生時における応急対策のために必要であると認めるときは、乙に対し、業務を要請することができる。

2 甲は、前項の要請を行うときは、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の実施体制）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、地域貢献の観点から、最優先で業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断したときは、甲乙協議の上、丙に対し、応援を要請することができる。

3 丙は、前項の応援要請を受けたときは、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第5条 業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道路、河川、公園、学校、避難所等の市の管理施設等に残置される墓石、公共的価値を有する石碑・モニュメント等の石材構造物の撤去及び移設
- (2) 業務の実施に必要な資材等の確保
- (3) 被害情報等の収集及び報告
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（業務の報告）

第6条 乙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了したときは、速やかにその内容について書面により報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動等があったときは、他の連絡責任者に対して、速やかにその情報を提供するものとする。

（費用負担）

第8条 乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第9条 乙が、業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第10条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じたときは、その補償は、乙の責任により行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による解約の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月1日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市

美馬市長

藤田元治

乙 徳島県美馬市脇町大字脇町798番地
一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部

支部長

磯村稔

丙 東京都千代田区神田多町2番9号
一般社団法人日本石材産業協会

会長

木下浩介

09 災害廃棄物

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（以下「乙」という。）、徳島県市長会（以下「丙」という。）及び徳島県町村会（以下「丁」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について協力の要請があった場合に、乙に対して協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号の実施に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対して前項の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

3 甲は、災害廃棄物を円滑に処理するために被災市町村と他の市町村との連絡調整に当たるものとする。

4 丙及び丁は、前項の連絡調整が円滑に進むよう協力するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を確保し、被災市町村が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 災害廃棄物の処理等は、被災市町村の指示に従い、乙の会員が実施するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に実施されるよう会員の調整を行うものとする。

4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対して、次に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の処理等に従事する作業員の安全確保を図ること。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に対して被災状況、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合は、協力が可能な会員の情報を甲に提供するものとする。

3 丙及び丁は、災害廃棄物を処理等するために必要な情報について、甲に提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 第2条第1項の要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該被災市町村が負担するものとする。

2 乙は、会員に対して災害発生前の適正な価格を基準に可能な限り低廉な価格となるよう要請するものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県民環境部環境総局環境整備課、乙においては社団法人徳島県産業廃棄物処理協会事務局、丙においては徳島県市長会事務局、丁においては徳島県町村会事務局とする。

（協定書の有効期間）

第8条 この協定は、平成22年3月25日から効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

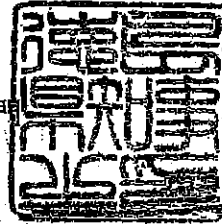
（協議）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年3月25日

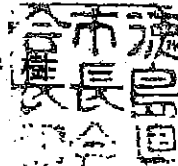
甲 徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門



乙 徳島県徳島市昭和町3丁目35番1
社団法人 徳島県産業廃棄物処理協会
会 長 板東 昭



丙 徳島県徳島市幸町3丁目55番
徳島県市長会
会 長 原 秀



丁 徳島県徳島市幸町3丁目55番
徳島県町村会
会 長 広瀬 憲発



災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

美馬市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、美馬市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

尚、乙は必要に応じて大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社と協力して本協定書の実施に当たるものとする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1） 災害廃棄物処理を円滑に実施するための計画等の策定および策定支援
- （2） 災害廃棄物等の撤去、積込作業に関すること
- （3） 災害廃棄物等の収集運搬に関すること
- （4） 災害廃棄物等の処分に関すること
- （5） 前各号に伴う必要な事業に関すること

（災害廃棄物等の処理支援の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、大栄環境グループ各社、並びに乙が指名する提携会社にて、甲が実施する災害廃棄物等の処理支援に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理支援に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 処理計画、処理体制の構築に当たっては関係法令を遵守すること。
- （2） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮した計画とすること。
- （3） 再利用及び資源化に配慮した計画とすること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- （1） 想定される災害および不測の事態について
- （2） 協力要請の手続き、手順について
- （3） 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- （4） 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- （5） 災害廃棄物等の収集運搬について
- （6） 災害廃棄物等の処分について
- （7） その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

（7）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

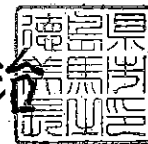
令和2年7月30日

甲 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5

美馬市

美馬市長

藤田 元治



乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役 金子文雄



災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書

美馬市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平成22年3月25日に徳島県、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（平成31.4.1より一般社団法人徳島県産業資源循環協会へ名称変更）、徳島県市長会及び徳島県町村会と締結した「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」（以下「協力協定書」という。）により、徳島県が甲の協力要請に基づき、乙に対して協力要請をした災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第2条 災害の発生により、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務（以下「処理等」という。）について、甲の指示に従い乙が実施するものとする。

（実施体制）

第3条 甲及び乙はこの協定に基づく災害時における具体的な実施の内容について継続的に協議を行い、実効性のある体制を構築していくものとする。
2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努める。

（情報提供）

第4条 甲は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。
2 甲は、乙に対し地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
3 乙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第5条 乙は、協力協定書に基づき徳島県から要請を受けた時は、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、次の事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。
（1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
（2）災害廃棄物等の再生利用及び再資源化に配慮した計画とすること。
2 乙は、災害廃棄物等の処理等を終了した時は、実施期間、処理内容等の甲が必要とする事項を記載した書面により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

- 第6条 乙が実施した災害廃棄物等の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
- 2 費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
- 3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（個別契約書の締結）

- 第7条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理等の支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（連絡窓口）

- 第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては美馬市環境下水道課、乙においては一般社団法人徳島県産業資源循環協会事務局とする。

（緊急連絡網）

- 第9条 甲及び乙は緊急連絡網を別途作成し、それぞれ保有するものとする。

（有効期間）

- 第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

- 第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和4年2月24日

甲 美馬市
美馬市長

藤田元治



乙 徳島県徳島市昭和町3丁目35番1
一般社団法人 徳島県産業資源循環協会

会 長

岸史郎



空 白

第14 条例・要綱等に関する資料

1 美馬市災害対策本部条例

美馬市災害対策本部条例

平成17年3月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、美馬市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部及び班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部及び班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を、班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部副本部長又は災害対策本部本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を、班長は班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 美馬市防災会議条例

美馬市防災会議条例

平成17年3月1日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、美馬市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美馬市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

(3) 県の職員のうちから市長が任命する者

(4) 県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(5) 市長が市の職員のうちから指名する者

(6) 教育長

(7) 消防長及び消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第3号)

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（美馬市水防協議会条例の廃止）

2 美馬市水防協議会条例(平成17年美馬市条例第18号)は、廃止する。

3 美馬市防災会議構成員名簿

No	区分	職 名	条 例 区 分	
1	会 長	美馬市長	第3条第2項	
2	委 員	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	指定地方行政機関の職員 (第3条第5項第1号)	
3				徳島国道出張所長
4				吉野川美馬出張所長
5				吉野川貞光出張所長
6		気象庁徳島地方气象台	次長	
7		防衛省第14旅団	第15即応機動連隊火力支援中隊長	陸上自衛官(第3条第5項第2号)
8		徳島県西部総合県民局	地域創生観光部長	県の職員(第3条第5項第3号)
9			保健福祉環境部長	
10			農林水産部長	
11			県土整備部長	
12			美馬保健所長	
13		美馬警察署長		警察官(第3条第5項第4号)
14		美 馬 市	副市長	市の職員(第3条第5項第5号)
15			副市長	
16			教育長	
17			消防本部消防長	
18			企画総務部長	
19			保険福祉部長	
20			市民環境部長	
21			経済部長	
22			建設部長	
23			水道部長	
24			副教育長	
25		議会議務局長		
26	美馬市消防団長		消防団長(第3条第5項第7号)	
27	美馬西部消防組合	消防本部消防長	消防長(第3条第5項第7号)	
28		消防団長	消防団長(第3条第5項第7号)	
29	美馬市自主防災組織連絡協議会長		自主防(第3条第5項第9号)	
30	美馬市医師会長		学識経験者(第3条第5項第9号)	
31	美馬市社会福祉協議会長			
32	美馬市防災士連絡会長			
33	四国電力送配電株式会社池田支社長		指定公共機関の職員 (第3条第5項第8号)	
	四国旅客鉄道株式会社六吹駅長			

4 災害による美馬市税の減免に関する規則

災害による美馬市税の減免に関する規則

令和2年8月18日

規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害(以下、「災害」という。)による被害を受けた者(以下「被災者」という。)に対する個人の市民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 災害により市民税の納税義務者(個人に限る。以下同じ。)が次の事由に該当することとなった場合においては、当該年度分の市民税のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除する。

事 由	軽減又は免除の割合
死亡した場合	全部
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となった場合	10分の9

2 被災者が自己又はその扶養親族(法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者及び同項第9号に規定する扶養親族をいう。)の所有に係る住宅又は家財につき、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の同項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	損害の程度が10分の3以上 10分の5未満のとき	損害の程度が10分の5以上 のとき

500 万円以下であるとき	2 分の 1	全部
750 万円以下であるとき	4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超えるとき	8 分の 1	4 分の 1

（固定資産税の減免）

第3条 災害により損害を受けた農地又は宅地が流失、水没又は崩壊等による作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、被害後の納期に係る税額について次の区分により軽減し、又は免除することができる。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき	全部
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき	10 分の 8
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき	10 分の 6
被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき	10 分の 4

2 災害により損害を受けた家屋が使用価値を減じた場合においては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、被害後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全滅、流失、埋没、全焼等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき	10 分の 8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上、10 分の 6 未満の価値を減じたとき	10 分の 6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上、10 分の 4 未満の価値を減じたとき	10 分の 4

3 災害により損害を受けた農地又は宅地以外の土地については第1項の、償却資産については前項の規定に準じて、当該土地又は償却資産に係る税額を軽減し、又は免除することができる。

4 市長は特に必要があると認めたときは、災害を受けた日の属する年度の次年度分の固定資産税についても前3項の規定を適用することができる。

（国民健康保険税の減免）

第4条 災害により世帯主又はその世帯に属する被保険者が所有しその居住に供する家屋又は家財につき、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以

上であるもので、世帯主及び被保険者の前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者に対しては、当該年度分の国民健康保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額について、第2条第2項に掲げる表により、減額し、又は免除することができる。

(減免の申請)

第5条 この規則の規定により市税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、著しい災害を受けたもので市長が特に必要と認める者については、申請書を提出しない場合においても減免することができる。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする事由及び被害の状況
- (3) 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (4) 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (5) 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格

(減免の決定)

第6条 市長は、前条の規定による減免申請書の提出があつたときは、審査の上、減免の可否を決定するものとする。

(減免の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により市税の減免を受けた者がある場合においては、これを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

5 美馬市災害弔慰金の支給等に関する条例

美馬市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月1日

条例第110号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 雑則(第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体の著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が、令第1条の規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、市長は、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順

位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

（支給の手續）

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

（準用規定）

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

- イ 住居が半壊した場合 170 万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
- エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き、年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年脇町条例第14号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年美馬町条例第28号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年穴吹町条例第26号)又は木屋平村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和62年木屋平村条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年3月13日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月20日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月18日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

6 美馬市災害見舞金の支給等に関する要綱

美馬市災害見舞金の支給等に関する要綱

平成31年3月20日

告示第52号

（趣旨）

第1条 この告示は、本市区域内で発生した災害により市民が被害を受けたとき、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の適用を受けない被災者に対して市が支給する見舞金に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）**第2条**

この告示において各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 風水害、地震等の自然災害及び火災をいう。
- (2) 住家 世帯の構成員が常時起居している建物をいう。
- (3) 市民 本市に現に居住し、住民基本台帳に記録されている者をいう。

（支給対象）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金をその被災世帯の世帯主又はその遺族に支給するものとする。

- (1) 災害による死亡又は生死不明
- (2) 風水害、地震等の自然災害による住家の全壊、半壊、流失又は床上浸水
- (3) 火災による住家の全焼又は半焼
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

（見舞金）

第4条 見舞金の額は、次の表のとおりとする。

種 別	支 給 区 分	金 額
市 民	死亡又は生死不明	50,000 円
住 家	全壊、流失及び全焼	30,000 円
	半壊、床上浸水及び半焼	10,000 円
そ の 他	市長が特に必要と認めるもの	10,000 円

2 前項の見舞金の支給は、災害の種別により重複を認めるものとする。

（支給制限）

第5条 市長は、法の適用を受けた場合、美馬市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年美馬市条例第110号)の規定により災害弔慰金等の支給を受けた場合又は災害が被災者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、見舞金を支給しない。

(判定基準)

第6条 支給区分の判定基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、判定基準により難しい場合は、警察署、消防署等の関係機関の意見を聴いて市長が決定するものとする。

- (1) 全壊、流失及び全焼 住家の損壊等の床面積が延べ床面積の70%以上に達し、補修による再使用が困難なもの
- (2) 半壊及び半焼 住家の損壊等の床面積が延べ床面積の20%以上70%未満で補修による再使用できる程度の被害のもの

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

7 指定各機関

機 関 区 分	該 当 機 関
<p>指定行政機関 (災害対策基本法第2条第3号) 【平成12年12月15日総理府告示第62号】</p>	<p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省</p>
<p>指定地方行政機関 (災害対策基本法第2条第4号) 【平成27年4月1日内閣府告示第52号】</p>	<p>沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局</p>
<p>指定公共機関 (災害対策基本法第2条第5号) 【令和2年4月1日付内閣府告示第28号】</p>	<p>国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、電力広域的運営推進機関、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパンガスエナジー、ENEOSグループ株式会社、シクシス株式会社、出光興産株式会社、太陽石油株式会社、コスモ石油株式会社、富士石油株式会社、JXTGエネルギー株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力リニューアブルパワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、沖縄電力株式会社、株式会社JERA、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス、公益社団法人全日本トラック協会、一般社団法人全国建設業協会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会</p>
<p>指定地方公共機関 (災害対策基本法第2条第6号) 【平成30年6月12日徳島県告示第418号】</p>	<p>四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用土土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会、一般社団法人徳島県歯科医師会、一般社団法人徳島県建設業協会</p>

空 白

第15 その他

1 火災・災害等即報要領（消防庁長官）

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

最終改正：令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて

報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救

急 事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を利用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 d 特定違反対象物の火災 e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出 その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	㎡ ㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	消防団	その他(消防防災ヘリコプター等)	台	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
 - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に

読み替えること。

- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 <small>（消防本部名）</small>	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧ガス施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)	
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台		
		消 防 団	台		
		消 防 車 ・ ヘ リ コ プ タ ー	機		
		海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要保護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分			
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		<small>（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出勤規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</small>											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、発知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

2 災害報告取扱要領（消防庁長官）

災害報告取扱要領

昭和45年 4月10日
消防防第246号消防庁長官

最終改正：令和5年5月消防防第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防防第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合

が50%以上に達した程度のもとする。

- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害				
災 害 名	確 定 年 月 日	月	日	時	確 定	そ	田	流失・埋没	ha	
								冠 水	ha	
報 告 者 名						の	畑	流失・埋没	ha	
								冠 水	ha	
報 告 者 名						の	学 校		箇所	
区 分		被 害					病 院		箇所	
人 的 被 害	死 者		人			の	道 路		箇所	
	うち 災害関連死者		人				橋 り よ う		箇所	
	行方不明者		人				河 川		箇所	
	負 傷 者	重 傷	人				港 湾		箇所	
軽 傷		人			砂 防		箇所			
住 家 被 害	全 壊		棟			の	清 掃 施 設		箇所	
	半 壊		棟				鉄 道 不 通		箇所	
	一 部 破 損		棟				被 害 船 舶	隻		
住 家 被 害	半 壊		棟			の	水 道	戸		
	一 部 破 損		棟				電 話	回線		
	一 部 破 損		棟				電 気	戸		
住 家 被 害	一 部 破 損		棟			の	ガ ス	戸		
	床上浸水		棟				ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床上浸水		棟							
住 家 被 害	床上浸水		棟			の				
	床上浸水		世帯				り 災 世 帯 数	世帯		
	床上浸水		人				り 災 者 数	人		
非 住 家	公 共 建 物		棟			火 災 発 生	建 物	件		
	そ の 他		棟				危 険 物	件		
	そ の 他		棟				そ の 他	件		

区 分		被 害	都 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称						
公 立 文 教 施 設	千 円			都 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置	月	日 時			
農 林 水 産 業 施 設	千 円		解 散		月	日 時				
公 共 土 木 施 設	千 円		災 害 對 策 本 部							
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円									
小 計	千 円									
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体									
そ の 他	農 産 被 害	千 円					災 害 對 策 本 部	計 団 体		
	林 産 被 害	千 円								
	畜 産 被 害	千 円								
	水 産 被 害	千 円								
	商 工 被 害	千 円								
他	そ の 他	千 円	災 害 對 策 本 部	計 団 体						
被 害 總 額		千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人					
				消 防 団 員 出 動 延 人 数	人					
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）									

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	/			
	解散	月日	月日	月日	月日	月日				
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体			
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
その他	田	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流失・埋没	ha							
		冠水	ha							
その他	学校	箇所								
	病院	箇所								
	道路	箇所								
	橋りょう	箇所								
	河川	箇所								
	港湾	箇所								
	砂防	箇所								
	清掃施設	箇所								
	鉄道不通	箇所								
	被害船舶	隻								
	水道	戸								

発生年月日		災害名					計												
区分																			
電	話	回線																	
	電	気	戸																
ガ	ス	戸																	
	そ	ブロック塀等	箇所																
火災発生	建	物	件																
	危	険	物	件															
	そ	の	他	件															
り	災	世	帯	数	世帯														
り	災	者	数	人															
公	立	文	教	施	設	千円													
農	林	水	産	業	施	設	千円												
公	共	土	木	施	設	千円													
そ	の	他	の	公	共	施	設	千円											
小	計					千円													
		公	共	施	設	被	害	市	町	村	数	団	体						
そ	農	産	被	害			千円												
	林	産	被	害			千円												
	畜	産	被	害			千円												
	水	産	被	害			千円												
	商	工	被	害			千円												
他	そ	の	他				千円												
	被	害	総	額			千円												
都道府県 災害対策本部	設	置		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日		
	解	散		月	日		月	日		月	日		月	日		月	日		
災害対策本部設置市町村			団	体		団	体		団	体		団	体		団	体		団	体
災害救助法適用市町村			団	体		団	体		団	体		団	体		団	体		団	体
消防職員出動延人数				人			人			人			人			人			人
消防団員出動延人数				人			人			人			人			人			人

3 市として把握しておくべき職員が保有する資格・免許等

区分	資格等の名称	種別	自然災害事態等における想定運用場面
法 務	司法書士	国	避難所等における法律相談
	行政書士	国	避難所等における行政手続支援・相談
語 学	実用英語技能検定(英検)(級)	民	避難所等における通訳支援
	TOEIC(点数)	民	
	TOEFL(点数)	民	
	その他(言語名・日常会話以上)	民	
医 療	医師(専門科)	国	避難所等回診、負傷者初期手当、検案
	看護師	国	避難所等回診、負傷者初期手当
	准看護師	公	避難所等における健康指導等
	薬剤師	国	処方箋に基づく常備薬の調剤
	歯科医師	国	避難所等における歯科回診
	歯科衛生士	国	避難所等における歯科衛生指導
	助産師	国	福祉避難所等における妊産婦支援
	救急救命士	国	負傷者初期手当
	柔道整復師	国	避難所等における柔道整復・鍼灸施術の実施
	はり師・きゅう師	国	(被災ケガ及び避難生活での健康不安の除去)
福 祉	介護支援専門員(ケアマネジャー)	公	福祉避難所等における介護支援
	社会福祉士(ソーシャルワーカー)	国	福祉避難所等における障がい者等支援
	介護福祉士	国	福祉避難所等における介護支援
	サービス介助士	民	福祉避難所等における介助支援
	精神保健福祉士	国	福祉避難所等における精神障がい者支援
	保健師	国	避難所等における健康相談・生活改善指導
健 康	衛生管理者	国	避難所等における健康障害防止措置等
	健康運動指導士	民	避難所等における生活不活発病防止運動指導
心 理	公認心理士	国	避難所等におけるメンタルヘルスケア
	臨床心理士	民	
	学校心理士	民	
	産業カウンセラー	民	
理美容	理容師	国	被災者に対する理容支援
	美容師	国	被災者に対する美容支援
建 築	建築士(級)	国	建築物の応急危険度判定
	被災建築物応急危険度判定士	公	
	被災宅地危険度判定士	公	宅地の危険度判定
栄 養 等	管理栄養士	国	避難所等における炊き出しメニュー作成
	栄養士	公	避難所等における栄養指導
	調理師	公	避難所等における炊き出し支援
	食生活アドバイザー	民	避難所等における栄養指導

栄養等	野菜ソムリエ	民	避難所等におけるメニュー作成支援等
天 気	気象予報士	国	災害対策本部における気象等の助言
	気象防災アドバイザー		
生 物	獣医師	国	避難所等を巡回してのペット診療等
	愛玩動物看護師	国	
	トリマー(動物の美容師)	民	避難所等におけるペットのトリミング
教 育	保育士	国	福祉避難所等における保育、保護者保育指導
	発達障害児支援士	民	福祉避難所等における発達障害児の養育支援
	児童発達支援士	民	発達障害児の保護者に対する養育指導
運 輸 等	自動車運転免許(種類)	国	救援物資の端末地輸送等
	自動車整備士(級)	国	故障した公用車の初期修理
	重機・建機運転技能講習(種類)	国	不明者捜索、被災地での応急復旧工事
	クレーン運転士	国	樋門における排水ポンプ投入支援
	フォークリフト運転技能講習修了証	民	物資輸送拠点・物資供給拠点での物資管理
航 空	ドローン操縦士	民	被災情報の収集、市民に対する空中放送
船 舶	小型船舶操縦士(級)	国	川での不明者捜索、陸路遮断時の河川輸送
無 線	アマチュア無線技士(級)	国	他通信手段途絶時の無線通信支援
工 業	火薬類保安責任者(種類)	国	火薬に関する災害発生時の対応、技術的支援・助言
	危険物取扱者(種類)	国	危険物災害発生時の対応、技術的支援・助言
	毒物劇物取扱責任者	国	毒劇物災害発生時の対応
	毒物劇物取扱者	公	毒物劇物対応に係る技術的支援・助言
防 災	地域防災マネージャー	国	災害対策本部等での応急対策への助言・指導
	防災士	民	避難生活の「質」の向上に関する助言・指導
防 犯	防犯設備士	民	避難所等における防犯活動 防犯に関する助言・指導

4 災害対策基本法

災 害 対 策 基 本 法

(昭和36年11月15日 法律第223号)

(最終：令和5年6月16日 法律第58号)

災害対策基本法をここに公布する。

目 次

- 第1章 総則(第1条～第10条)
- 第2章 防災に関する組織
 - 第1節 中央防災会議(第11条～第13条)
 - 第2節 地方防災会議(第14条～第23条の2)
 - 第3節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部(第23条の3～第28条の6)
 - 第4節 災害時における職員の派遣(第29条～第33条)
- 第3章 防災計画(第34条～第45条)
- 第4章 災害予防
 - 第1節 通則(第46条～第49条の3)
 - 第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等(第49条の4～第49条の9)
 - 第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等(第49条の11～第49条の17)
- 第5章 災害応急対策
 - 第1節 通則(第50条～第53条)
 - 第2節 警報の伝達等(第54条～第57条)
 - 第3節 事前措置及び避難(第58条～第61条の8)
 - 第4節 応急措置等(第62条～第86条の5)
 - 第5節 被災者の保護
 - 第1款 生活環境の整備(第86条の6・第86条の7)
 - 第2款 広域一時滞在(第86条の8～第86条の13)
 - 第3款 被災者の運送(第86条の14)
 - 第4款 安否情報の提供等(第86条の15)
 - 第6節 物資等の供給及び運送(第86条の16～第86条の18)
- 第6章 災害復旧(第87条～第90条)
- 第7章 被災者の援護を図るための措置(第90条の2～第90条の4)
- 第8章 財政金融措置(第91条～第104条)
- 第9章 災害緊急事態(第105条～第109条の2)
- 第10章 雑則(第110条～第112条)
- 第11章 罰則(第113条～第117条)
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))及び港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局(第82条第1項において「港務局」という。)、土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第25条第6項第二号、第28条第2項、第28条の3第6項第三号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。)又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関)が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
 - イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
 - ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
 - ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
 - ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(基本理念)

第2条の2 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。)その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ、一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国土並びに国民

の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第5条の3 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第6条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第3号の地震予知情報をいう。)を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援、第61条の4第3項に規定する広域避難及び第86条

の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項

十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対する防災上必要な措置に関する事項

十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項

十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項

十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項

十九 防災思想の普及に関する事項

(政府の措置及び国会に対する報告)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

2 政府は、毎年、政令で定めるところにより、防災に関する計画及び防災に関してとった措置の概況を国会に報告しなければならない。

(他の法律との関係)

第10条 防災に関する事務の処理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第2章 防災に関する組織

第1節 中央防災会議

(中央防災会議の設置及び所掌事務)

第11条 内閣府に、中央防災会議を置く。

2 中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 内閣総理大臣又は内閣府設置法第9条の2に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。)の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。

四 前3号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

3 内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一 防災の基本方針

二 防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三 非常災害又は第23条の3第1項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱

四 災害緊急事態の布告

五 その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

(中央防災会議の組織)

第12条 中央防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 防災担当大臣
 - 二 防災担当大臣以外の国務大臣、内閣危機管理監、指定公共機関の代表者及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 6 中央防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係行政機関及び指定公共機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 中央防災会議に、幹事を置き、内閣官房の職員又は指定行政機関の長(国務大臣を除く。)若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 9 幹事は、中央防災会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 10 前各項に定めるもののほか、中央防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求等)

第13条 中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

2 中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議(都道府県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。)又は地方防災会議の協議会(都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。)に対し、必要な勧告をすることができる。

第2節 地方防災会議

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

- 2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
 - 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
 - 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、当該都道府県の知事が任命する。
- 8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規

約)で定める。

(地方防災会議の協議会)

第17条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

第18条及び第19条 削除

(政令への委任)

第20条 第17条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第21条 都道府県防災会議及び市町村防災会議(地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。)は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

(地方防災会議等相互の関係)

第22条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県災害対策本部)

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

- 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに

関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第3節 特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

(特定災害対策本部の設置)

第23条の3 災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの(以下「特定災害」という。)であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

2 内閣総理大臣は、特定災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(特定災害対策本部の組織)

第23条の4 特定災害対策本部の長は、特定災害対策本部長とし、防災担当大臣その他の国务大臣をもって充てる。

2 特定災害対策本部長は、特定災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 特定災害対策本部に、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員を置く。

4 特定災害対策副本部長は、特定災害対策本部長を助け、特定災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ特定災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特定災害対策本部に、当該特定災害対策本部の所管区域にあつて当該特定災害対策本部長の定めるところにより当該特定災害対策本部の事務の一部を行う組織として、特定災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第156条第4項の規定は、適用しない。

7 内閣総理大臣は、前項の規定により特定災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。

8 前条第2項の規定は、特定災害現地対策本部について準用する。

9 特定災害現地対策本部に、特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員を置く。

10 特定災害現地対策本部長は、特定災害対策本部長の命を受け、特定災害現地対策本部の事務を掌理する。

11 特定災害現地対策本部長及び特定災害現地対策本部員その他の職員は、特定災害対策副本部長、特定災害対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(特定災害対策本部の所掌事務)

第23条の5 特定災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 特定災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第23条の7の規定により特定災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第23条の6 指定行政機関の長は、特定災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該特定災害対策本部員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(特定災害対策本部長の権限)

第23条の7 特定災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該特定災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 特定災害対策本部長は、当該特定災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 特定災害対策本部長は、特定災害現地対策本部が置かれたときは、前3項の規定による権限の一部を特定災害現地対策本部長に委任することができる。

5 特定災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(非常災害対策本部の設置)

第24条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 第23条の3第2項の規定は、非常災害対策本部について準用する。

3 第1項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

(非常災害対策本部の組織)

第25条 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大

臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。

2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。

4 非常災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国務大臣をもって充てる。

5 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 非常災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 非常災害対策本部長及び非常災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者

二 副大臣、内閣危機管理監又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 非常災害対策副本部長及び非常災害対策本部員以外の非常災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあって当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。

9 第23条の4第6項後段、第7項及び第8項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。

10 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。

11 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。

12 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(非常災害対策本部の所掌事務)

第26条 非常災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。

四 第28条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務

五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（指定行政機関の長の権限の委任）

第27条 指定行政機関の長は、非常災害対策本部が設置されたときは、災害応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該非常災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（非常災害対策本部長の権限）

第28条 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 非常災害対策本部長は、前3項の規定による権限の全部又は一部を非常災害対策副本部長に委任することができる。

5 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、第1項から第3項までの規定による権限（第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。

6 非常災害対策本部長は、前2項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（緊急災害対策本部の設置）

第28条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

2 第23条の3第2項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

3 第1項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

（緊急災害対策本部の組織）

第28条の3 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

- 2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 緊急災害対策副本部長は、内閣官房長官、防災担当大臣その他の国务大臣をもって充てる。
- 5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国务大臣
 - 二 内閣危機管理監
 - 三 副大臣又は国务大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあって当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第23条の4第6項後段、第7項及び第8項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
- 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(緊急災害対策本部の所掌事務)

第28条の4 緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。
- 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
- 三 非常災害に際し必要な緊急の措置の実施に関すること。
- 四 第28条の6の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
- 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)

第28条の5 指定行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置されたときは、災害応急対

策に必要な権限の全部又は一部を当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（緊急災害対策本部長の権限）

第28条の6 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。

2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

3 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 緊急災害対策本部長は、前3項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。

5 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第1項から第3項までの規定による権限（第2項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。

6 緊急災害対策本部長は、前2項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第4節 災害時における職員の派遣

（職員の派遣の要請）

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しな

なければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（職員の派遣義務）

第31条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前2条の規定による要請又はあつせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

（派遣職員の身分取扱い）

第32条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（派遣職員に関する資料の提出等）

第33条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長、都道府県知事又は指定公共機関は、内閣総理大臣に対し、第31条の規定による職員の派遣が円滑に行われるよう、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員数及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならない。

第3章 防災計画

（防災基本計画の作成及び公表等）

第34条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定

公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第35条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
 - 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの
- 2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。
- 一 国土の現況及び気象の概況
 - 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
 - 三 防災業務に従事する人員の状況
 - 四 防災上必要な物資の需給の状況
 - 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
 - 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(指定行政機関の防災業務計画)

第36条 指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第21条の規定は、指定行政機関の長が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第37条 防災業務計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
 - 二 前号に掲げるもののほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項
- 2 指定行政機関の長は、防災業務計画の作成及び実施にあたっては、他の指定行政機関の長が作成する防災業務計画との間に調整を図り、防災業務計画が一体的かつ有機的に作成され、及び実施されるように努めなければならない。

(他の法令に基づく計画との関係)

第38条 指定行政機関の長が他の法令の規定に基づいて作成する次に掲げる防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画及び防災業務計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

- 一 国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第2条第1項に規定する国土形成計画
- 二 森林法(昭和26年法律第249号)第4条第1項に規定する全国森林計画及び同条第5項に規定する森林整備保全事業計画
- 三 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)第3条第1項に規定する災害防除に関する事業計画
- 四 保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)第2条第1項に規定する保安林整備計画

- 五 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第2条第2項に規定する首都圏整備計画
- 六 特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第4条第1項に規定する多目的ダムの建設に関する基本計画
- 七 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和33年法律第72号)第2条第2項に規定する災害防除事業五箇年計画
- 八 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画
- 九 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第2条第2項に規定する近畿圏整備計画
- 十 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)第2条第2項に規定する中部圏開発整備計画
- 十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の5第1項に規定する排出油等の防除に関する計画
- 十二 社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第1項に規定する社会資本整備重点計画
- 十三 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

(指定公共機関の防災業務計画)

第39条 指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

3 第21条の規定は、指定公共機関が第一項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

(都道府県地域防災計画)

第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設

備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第41条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

- 一 水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項及び第6項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第33条第1項に規定する指定管理団体の水防計画
- 二 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項に規定する離島振興計画
- 三 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条の3第1項の海岸保全基本計画
- 四 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第9条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- 五 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第14条第1項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第19条第1項に規定する防災営農施設整備計画、同条第2項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第3項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- 六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- 七 半島振興法(昭和60年法律第63号)第3条第1項に規定する半島振興計画
- 八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

(市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及

び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（都道府県相互間地域防災計画）

第43条 都道府県防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る都道府県相互間地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県相互間地域防災計画に検討を加え、必

要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県相互間地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであってはならない。

2 都道府県相互間地域防災計画は、第四十条第二項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第40条第3項から第5項までの規定は、都道府県相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県防災会議」とあるのは、「都道府県防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（市町村相互間地域防災計画）

第44条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村相互間地域防災計画は、第42条第2項各号に掲げる事項の全部又は一部について定めるものとする。

3 第42条第4項から第6項までの規定は、市町村相互間地域防災計画について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村防災会議」とあるのは、「市町村防災会議の協議会」と読み替えるものとする。

（地域防災計画の実施の推進のための要請等）

第45条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあっては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあっては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあっては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

第4章 災害予防

第1節 通則

（災害予防及びその実施責任）

第46条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止する

ために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
 - 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
 - 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
 - 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
 - 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
 - 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

（防災に関する組織の整備義務）

第47条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）

第47条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）

第48条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その

他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第1項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第49条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第49条の2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第49条の3 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等(災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。)の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者(当該市町村を除く。次条において同じ。)の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項

の政令で定める基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。))を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。))その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第49条の9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3節 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第1項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第49条の11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項、第49条の14第3項第一号及び第49条の15において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第49条の12 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（個別避難計画の作成）

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第2項又は第3項の規定による同条第1項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

3 個別避難計画には、第49条の10第2項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第2項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

4 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

5 市町村長は、第1項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

（個別避難計画情報の利用及び提供）

第49条の15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援

等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（個別避難計画情報を提供する場合における配慮）

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5章 災害応急対策

第1節 通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理

空間情報(地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)第2条第1項に規定する地理空間情報をいう。)の活用に努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(国民に対する周知)

第51条の2 内閣総理大臣は、非常災害又は特定災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

(防災信号)

第52条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(被害状況等の報告)

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 第1項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第1項の規定による報告を行うことができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第2項の規定による報告を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

8 内閣総理大臣は、第1項から第4項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第2節 警報の伝達等

（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（都道府県知事の通知等）

第55条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第57条 前2条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和25年法律第132号)第2条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第3節 事前措置及び避難

（市町村長の出動命令等）

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

（市町村長の事前措置等）

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第64条及び第66条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があったときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なったときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したと

きは、その旨を公示しなければならない。

8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3 警察官又は海上保安官は、第1項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

(指定行政機関の長等による助言)

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(避難の指示のための通信設備の優先利用等)

第61条の3 第57条の規定は、市町村長が第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示する場合(同条第6項の規定により都道府県知事が市町村長の事務を代行する場合を含む。)について準用する。

(広域避難の協議等)

第61条の4 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。

3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「協議先市町村長」という。)は、同項の居住者等(以下「要避難者」という。)を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在(以下「広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け

入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県外広域避難の協議等)

第61条の5 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。

4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事(以下この条において「協議先都道府県知事」という。)は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第1項の規定による滞在(以下「都道府県外広域避難」という。)の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事(以下この条において「協議元都道府県知事」という。)に通知しなければならない。

9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容

を第1項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第61条の6 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。

3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 第1項の場合において、協議を受けた市町村長(以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。)は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長(以下この条において「協議元市町村長」という。)に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第7項の内閣府令で定める者に通知し、並び

に公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第5項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

11 第9項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第61条の7 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第61条の4第1項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第61条の5第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)

第61条の8 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

第4節 応急措置等

(市町村の応急措置)

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦ぎよし、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、

警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第61条の2の規定は、第1項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

(応急公用負担等)

第64条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの(以下この条において「工作物等」という。)の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下この条において「占有者等」という。)に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第2項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前3項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用する。

6 第3項に規定する公示の日から起算して6月を経過してもなお第2項後段の規定により保管した工作物等(第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第2項の規定は、第1項及び第2項前段の場合について準用する。

8 第1項及び第2項前段の規定は、市町村長その他第1項又は第2項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項又は第2項前段に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、

その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第7項において準用する前条第2項又は前項において準用する第2項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第8条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第3項から第6項までの規定の例によるものとする。ただし、第3項の規定の例により公示した日から起算して6月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第63条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（災害時における漂流物等の処理の特例）

第66条 災害が発生した場合において、水難救護法（明治32年法律第95号）第29条第1項に規定する漂流物又は沈没品を取り除いたときは、警察署長等は、同項の規定にかかわらず、当該物件を保管することができる。

2 水難救護法第2章の規定は、警察署長等が前項の規定により漂流物又は沈没品を保管した場合について準用する。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第67条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合に

において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第68条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

（災害時における事務の委託のの特例）

第69条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

（都道府県の応急措置）

第70条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施しなければならない。この場合において、都道府県知事は、その区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれることとなるように努めなければならない。

2 都道府県の委員会又は委員は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、都道府県知事の所轄の下にその所掌事務に係る応急措置を実施しなければならない。

3 第1項の場合において、応急措置を実施するため、又はその区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、都道府県知事は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は当該都道府県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求めることができる。この場合において、応急措置の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応急措置の実施を拒んではならない。

（都道府県知事の従事命令等）

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条から第10条ま

での規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を發し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(都道府県知事の指示等)

第72条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策(応急措置を除く。以下この項において同じ。)が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

3 前2項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事による応急措置の代行)

第73条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第63条第1項、第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第74条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(都道府県知事による応援の要求)

第74条の2 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第72条第1項の規定による指示又は同条第2項の規定による要求のみによっては当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の都道府県知事に対し、当該災害が発生し又は

発生するおそれがある市町村の市町村長(次項及び次条において「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めることができる。

2 前項の規定による要求を受けた都道府県知事は、当該要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 前2項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第74条の3 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第72条第1項の規定による指示又は同条第2項、第74条第1項若しくは前条第1項の規定による要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事(以下この条において「災害発生都道府県知事」という。)又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があった場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第1項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、前2項の規定による内閣総理大臣の要求に応じ応援をする場合において、災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

5 第2項又は第3項の規定による内閣総理大臣の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

6 第4項の規定による都道府県知事の要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求等)

第74条の4 第70条第3項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施

するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害時における事務の委託の手続の特例）

第75条 都道府県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第252条の14及び第252条の15の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

（災害時における交通の規制等）

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の2 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 前2項の規定による駐車については、道路交通法第3章第9節及び第75条の8の規定は、適用しない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 第1項、第2項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両(消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。)の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項(前2項において準用する場合を含む。)の規定による命令に従って行う措置及び第2項(前2項において準用する場合を含む。)の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道にあっては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)、港湾管理者(港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいい、同条第5項第四号の道路(同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。)を管理してい

る者に限る。第76条の7第2項において同じ。)又は漁港管理者(漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第25条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第3条第二号イの道路(同法第40条第1項又は第2項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。)を管理している者に限る。第76条の7第3項において同じ。)をいう。

3 会社管理高速道路(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社(第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。)が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいう。)をいう。第76条の6において同じ。)の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下この項において「機構」という。))」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わって機構が行う同条第1項」とする。

4 公社管理道路(地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。))が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。)の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社(第4項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。))」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わって地方道路公社が行う同条第1項」とする。

第76条の5 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

(災害時における車両の移動等)

第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等(以下この条において「道路管理者等」という。)は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者(第3項第三号において「車両等の占有者等」という。)に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度

において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- 一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- 二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- 三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。

6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わってその権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わって行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかななければならない。

8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。

9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わって行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わって行う権限についても、同様とする。

第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道(同法第3条第二号に掲げる一般国道をいう。)、都道府県道(同法第3条第三号に掲げる都道府県道をいう。)及び市町村道(同法第3条第四号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。)に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（指定行政機関の長等の応急措置）

第77条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

（指定行政機関の長等の収用等）

第78条 災害が発生した場合において、第50条第1項第四号から第九号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又は当該応急措置の実施に必要な物資を収用することができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があると認めるときは、その職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第1項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又はその職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

（指定行政機関の長等による応急措置の代行）

第78条の2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、法令又は防災計画の定めるところにより、当該市町村の市町村長が第64条第1項及び第2項並びに第65条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（通信設備の優先使用权）

第79条 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府

県知事若しくは市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、電気通信事業法第2条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法第3条第4項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（指定公共機関等の応急措置）

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

（公用令書の交付）

第81条 第71条又は第78条第1項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 当該処分の根拠となった法律の規定
- 三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 前2項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

（損失補償等）

第82条 国又は地方公共団体(港務局を含む。)は、第64条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第1項後段(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)、第76条の6第3項後段若しくは第四項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者に対

して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

(立入りの要件)

第83条 第71条の規定により都道府県若しくは市町村の職員が立ち入る場合又は第78条第2項若しくは第3項の規定により指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

2 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第84条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第65条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第2項において準用する第63条第2項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 都道府県は、第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(被災者の公的徴収金の減免等)

第85条 国は、別に法律で定めるところにより、被災者の国税その他の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

2 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、又は当該地方公共団体の条例で定めるところにより、被災者の地方税その他地方公共団体の徴収金について、軽減若しくは免除又は徴収猶予その他必要な措置をとることができる。

(国有財産等の貸付け等の特例)

第86条 国は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、国有財産又は国有の物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

2 地方公共団体は、災害が発生した場合における応急措置を実施するため必要があると認める場合において、その所有に属する財産又は物品を貸し付け、又は使用させるときは、別に法律で定めるところにより、その貸付け又は使用の対価を無償とし、若しくは時価より低く定めることができる。

(避難所等に関する特例)

第86条の2 著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅(以下この条において「避難所等」という。)が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政

令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があったときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する避難所等については、消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定は、適用しない。

3 地方公共団体の長は、前項の規定にかかわらず、消防法に準拠して、同項に規定する避難所等についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該避難所等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設に関する特例)

第86条の3 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設(被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。)が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 前項の規定による指定があったときは、政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が開設する臨時の医療施設については、医療法(昭和23年法律第205号)第4章の規定は、適用しない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定があった場合において、前項に規定する臨時の医療施設について準用する。

(埋葬及び火葬の特例)

第86条の4 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となったため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定があったときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができる。

(廃棄物処理の特例)

第86条の5 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による指定があったときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)(以下この条において「指定災害廃棄物」という。)の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第5条の2第1項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針(以下この条において「処理指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

3 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向
- 二 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に関し必要な事項

4 環境大臣は、第1項の規定による指定があったときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

5 環境大臣は、前項の規定により廃棄物処理特例地域を指定したときは、廃棄物処理特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分(再生を含む。以下この条において同じ。)に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定めるものとする。この場合において、これらの基準(以下この条において「廃棄物処理特例基準」という。)は、廃棄物処理法第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準とみなす。

6 廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者は、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

8 環境大臣は、第4項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わって自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制

二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 第6項及び第7項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第6項中「若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

11 第9項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第19条の4第1項の規定は、適用しない。

12 第9項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 被災者の保護

第1款 生活環境の整備

（避難所における生活環境の整備等）

第86条の6 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第86条の7 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2款 広域一時滞在

（広域一時滞在中の協議等）

第86条の8 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議することができる。

2 市町村長は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。

3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在中の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

4 第1項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。

6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

7 第1項の場合において、協議元市町村長は、広域一時滞在中の必要がなくなると認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第四

項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域一時滞在の協議等）

第86条の9 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、被災住民について他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

2 前項の規定による要求があったときは、都道府県知事は、被災住民の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。

4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。

5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞用の用に供するため、受け入れた被災住民に対し避難所を提供しなければならない。

6 第4項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において被災住民を受け入れるべき避難所を決定し、直ちに、その内容を当該避難所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。

8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。

9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

10 都道府県外協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

11 第1項の場合において、都道府県外協議元市町村長は、都道府県外広域一時滞用の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

12 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

13 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。

14 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、

その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行)

第86条の10 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規定により実施すべき措置(同条第6項及び第7項の規定による報告を除く。)の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第1項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県外広域一時滞在の協議等の特例)

第86条の11 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生し、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、第86条の9第1項の規定による要求がない場合であっても、同条第2項の規定による協議をすることができる。この場合において、同条第9項中「第1項の規定により協議することを求めた市町村長(以下この条において「都道府県外協議元市町村長」という。)」とあるのは「公示し、及び内閣府令で定める者」と、同条第11項中「第1項」とあるのは「第86条の11前段」と、「都道府県外協議元市町村長」とあるのは「協議元都道府県知事」と、「協議元都道府県知事に報告し、及び」とあるのは「協議先都道府県知事及び同条後段の規定により読み替えて適用する第九項の内閣府令で定める者に通知し、並びに」と、「前項の内閣府令で定める者に通知しなければ」とあるのは「内閣総理大臣に報告しなければ」と、同条第13項中「前項」とあるのは「第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第11項」とし、同条第10項及び第12項の規定は、適用しない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第86条の12 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第86条の8第1項の規定による協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第86条の9第2項の規定による協議の相手方その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言をしなければならない。

(内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行)

第86条の13 内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在又は都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が第86条の8第1項及び第5項から第7項までの規

定により実施すべき措置の全部若しくは一部を当該市町村長に代わって実施し、又は当該都道府県の知事が第86条の11前段並びに第86条の9第8項並びに第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定により実施すべき措置(第86条の11後段の規定により読み替えて適用する第86条の9第9項及び第11項の規定による報告を除く。)の全部若しくは一部を当該都道府県知事に代わって実施しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により市町村長又は都道府県知事の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を告示しなければならない。

3 第一項の規定による内閣総理大臣の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

第3款 被災者の運送

第86条の14 都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第4款 安否情報の提供等

第86条の15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報(次項において「安否情報」という。)について照会があったときは、回答することができる。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

第6節 物資等の供給及び運送

(物資又は資材の供給の要請等)

第86条の16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又

は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待たないとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

（備蓄物資等の供給に関する相互協力）

第86条の17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

（災害応急対策必要物資の運送）

第86条の18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

第6章 災害復旧

（災害復旧の実施責任）

第87条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第88条 国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2 前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たっては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分な配慮をしなければならない。

（防災会議への報告）

第89条 災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行ったとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第90条 国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあっせんをするものとする。

第7章 被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（第4項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

3 特別区の区長は、第1項の規定による調査のため必要があると認めるときは、都知事に対して、被災者の住家に関する情報の提供を求めることができる。

4 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、第1項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被災者台帳の作成）

第90条の3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第1項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- 六 援護の実施の状況
- 七 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- 八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

3 市町村長は、第1項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被

災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（台帳情報の利用及び提供）

第90条の4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- 一 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第8章 財政金融措置

（災害予防等に要する費用の負担）

第91条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

（指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）

第92条 第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の4の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

（市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担）

第93条 第72条第1項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）

第94条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第95条 前条に定めるもののほか、第23条の7第2項の規定による特定災害対策本部長の指示、第28条第2項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第28条の6第2項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）

第96条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第97条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚じん災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第98条 前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のおそれこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第99条 第97条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

- 一 激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準
- 二 激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助
- 三 激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

（災害に対処するための国の財政上の措置）

第100条 政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2 政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為(財政法(昭和22年法律第34号)第15条第2項に規定する国庫債務負担行為をいう。)の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

（地方公共団体の災害対策基金）

第101条 地方公共団体は、別に法令で定めるところにより、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、災害対策基金を積み立てなければならない。

（起債の特例）

第102条 次の各号に掲げる場合においては、政令で定める地方公共団体は、政令で定める災害の発生した日の属する年度及びその翌年度以降の年度で政令で定める年度に限り、地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
- 二 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で総務省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする。

3 第1項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率、償還の方法その他地方債に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の補助を伴わない災害復旧事業に対する措置）

第103条 国及び地方公共団体は、激甚災害の復旧事業費のうち、国の補助を伴わないものについての当該地方公共団体等の負担が著しく過重であると認めるときは、別に法律で定めるところにより、当該復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

（災害融資）

第104条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、政令で定める災害が発生したときは、災害に関する特別な金融を行ない、償還期限又はすえ置き期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減等実情に応じ適切な措置をとるよう努めるものとする。

第9章 災害緊急事態**（災害緊急事態の布告）**

第105条 非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発することができる。

2 前項の布告には、その区域、布告を必要とする事態の概要及び布告の効力を発する日時を明示しなければならない。

（国会の承認及び布告の廃止）

第106条 内閣総理大臣は、前条の規定により災害緊急事態の布告を発したときは、これを発した日から20日以内に国会に付議して、その布告を発したことについて承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合は、その後最初に召集される国会において、すみやかに、その承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が災害緊急事

態の布告の廃止を議決したとき、又は当該布告の必要がなくなったときは、すみやかに、当該布告を廃止しなければならない。

（災害緊急事態における緊急災害対策本部の設置）

第107条 内閣総理大臣は、第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、当該災害に係る緊急災害対策本部が既に設置されている場合を除き、第28条の2の規定により、緊急災害対策本部を設置するものとする。

（対処基本方針）

第108条 政府は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、災害緊急事態への対処に関する基本的な方針（以下この条において「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針
- 二 災害応急対策に関する重要事項
- 三 国の経済の秩序の維持に関する重要事項
- 四 前二号に掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項
- 五 前三号に掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための政府の体制に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、対処基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、直ちに、対処基本方針を告示しなければならない。

5 内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 第3項及び第4項の規定は、対処基本方針の変更について準用する。

7 対処基本方針は、第106条第2項の規定により災害緊急事態の布告が廃止された時に、その効力を失う。

8 内閣総理大臣は、前項の規定により対処基本方針がその効力を失ったときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

（情報の公表）

第108条の2 内閣総理大臣は、第105条の規定による災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により公表しなければならない。

（国民への協力の要求）

第108条の3 内閣総理大臣は、第百五条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他の必要な協力を求めることができる。

2 国民は、前項の規定により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

（災害緊急事態の布告に伴う特例）

第108条の4 第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、第86条の2第1項、第86条の3第1項、第86条の4第1項及び第86条の5第1項の規定に

より当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第86条の2第2項及び第3項、第86条の3第2項及び第3項、第86条の4第2項並びに第86条の5第2項から第13項までの規定を適用する。この場合において、第86条の2第2項及び第86条の3第2項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。

2 第105条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に第86条の2第1項、第86条の3第1項、第86条の4第1項又は第86条の5第1項のいずれかの規定により当該災害を指定する政令が定められたときは、前項(当該政令に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

第108条の5 第105条の規定による災害緊急事態の布告があったときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号。以下この条において「特定非常災害法」という。)第2条の規定により、当該災害を特定非常災害として指定し、当該災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置として特定非常災害法第3条から第6条までに規定する措置を指定する政令が定められたものとみなして、特定非常災害法第3条から第6条まで(特定非常災害法第4条第1項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる特定非常災害法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第3条第1項	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第3条第4項	延長期日が定められた	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
第4条第2項	免責期限が定められた	災害対策基本法第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して4月を経過する
	到来する特定義務	到来する特定義務(特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務をいう。以下同じ。)
第4条第3項	責任	その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)
	免責期限が定められた	災害対策基本法第百五条の規定による災害緊急事態の布告があった
	前2項	前項
	免責期限が到来する	特定非常災害発生日から起算して4月を経過する
	前項	同項

第4条第4項	前3項	前2項
第5条第1項	第2条第1項又は第2項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の	災害対策基本法第105条の規定による災害緊急事態の布告があった
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
第5条第5項	同項に規定する政令で定める	同日後2年を経過する
第6条	政令で定めるもの	法務大臣が告示するもの
	超えない範囲内において政令で定める	経過する
	当該政令で定める	特定非常災害発生日から起算して1年を経過する

2 第105条の規定による災害緊急事態の布告が発せられる前に特定非常災害法第2条第1項の規定により当該災害を特定非常災害として指定する政令が定められたときは、前項の規定は、適用しない。

(緊急措置)

第109条 災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

- 一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止
- 二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定
- 三 金銭債務の支払(賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長

2 前項の規定により制定される政令には、その政令の規定に違反した者に対して2年以下の懲役若しくは禁錮、10万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑を科し、又はこれを併科する旨の規定、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をした場合に、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金、科料又は没収の刑を科する旨の規定及び没収すべき物件の全部又は一部を没収することができない場合にその価額を追徴する旨の規定を設けることができる。

3 内閣は、第1項の規定により政令を制定した場合において、その必要がなくなったときは、直ちに、これを廃止しなければならない。

4 内閣は、第1項の規定により政令を制定したときは、直ちに、国会の臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求め、かつ、そのとった措置をなお継続すべき場合には、その政令に代わる法律が制定される措置をとり、その他の場合には、その政令を制定した

ことについて承認を求めなければならない。

5 第1項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、前項の国会の臨時会又は参議院の緊急集会においてその政令に代わる法律が制定されたときは、その法律の施行と同時に、その臨時会又は緊急集会においてその法律が制定されないこととなったときは、制定されないこととなった時に、その効力を失う。

6 前項の場合を除くほか、第一項の規定により制定された政令は、既に廃止され、又はその有効期間が終了したものを除き、第四項の国会の臨時会が開かれた日から起算して20日を経過した時若しくはその臨時会の会期が終了した時のいずれか早い時に、又は同項の参議院の緊急集会が開かれた日から起算して10日を経過した時若しくはその緊急集会を終了した時のいずれか早い時にその効力を失う。

7 内閣は、前2項の規定により政令がその効力を失ったときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

8 第1項の規定により制定された政令に罰則が設けられたときは、その政令が効力を有する間に行なわれた行為に対する罰則の適用については、その政令が廃止され、若しくはその有効期間が終了し、又は第5項若しくは第6項の規定によりその効力を失った後においても、なお従前の例による。

第109条の2 災害緊急事態に際し法律の規定によっては被災者の救助に係る海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、内閣は、当該受入れについて必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の場合について準用する。

第10章 雑則

(特別区についてのこの法律の適用)

第110条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(防災功労者表彰)

第111条 内閣総理大臣及び各省大臣は、防災に従事した者で、防災に関し著しい功労があると認められるものに対し、それぞれ内閣府令、デジタル庁令又は省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(政令への委任)

第112条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第11章 罰則

(罰則)

第113条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第71条第1項の規定による都道府県知事(同条第2項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。)の従事命令、協力命令又は保管命令に従わなかつ

たとき。

- 二 第78条第1項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第23条の6第1項、第27条第1項又は第28条の5第1項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかったとき。

第114条 第76条第1項の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第115条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第71条第1項(同条第2項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)、第78条第2項(第23条の6第1項、第27条第1項又は第28条の5第1項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。)又は第78条第3項(第23条の6第1項、第27条第1項又は第28条の5第1項の規定により権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

- 二 第71条第1項又は第78条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第116条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第52条第1項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

- 二 第63条第1項の規定による市町村長(第73条第1項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。)の、第63条第2項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

第117条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第113条又は第115条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(附則略)

5 災害救助法

災 害 救 助 法

（昭和22年10月18日 法律第118号）

（最終：令和4年6月17日 法律第68号）

災害救助法をここに公布する。

目 次

第1章 総則(第1条～第2条の3)

第2章 救助(第3条～第17条)

第3章 費用(第18条～第30条)

第4章 雑則(第31条)

第5章 罰則(第32条～第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(第3項及び第11条において「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(次条第2項において「指定都市」という。)にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第1項及び第2項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項(同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村(次項及び第11条において「本部所管区域市町村」という。)の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第23条の3第2項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

(救助実施市の長による救助の実施)

第2条の2 救助実施市(その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。)の区域内において、前条第1項に規定する災害により被害を受け又は同条第2項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

2 救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨(指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域)を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

3 第1項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

4 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

6 第1項及び前3項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(都道府県知事による連絡調整)

第2条の3 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり、第2条第1項に規定する災害が発生し又は同条第2項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等(生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。)を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第2章 救助

(都道府県知事等の努力義務)

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第4条 第2条第1項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理

七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

八 学用品の給与

九 埋葬

十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第2条第2項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前2項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等の収用等)

第5条 指定行政機関の長(災害対策基本法第2条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の委員会若しくは災害対策基本法第2条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び指定地方行政機関の長(同法第2条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。)は、防災業務計画(同法第2条第九号に規定する防災業務計画をいう。)の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2 前項の場合においては、公用令書を交付しなければならない。

3 第1項の処分を行う場合においては、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(指定行政機関の長等の立入検査等)

第6条 前条第1項の規定により物資の保管を命じ、又は物資を収用するため、必要があるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、当該職員に物資を保管させる場所又は物資の所在する場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(従事命令)

第7条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従

事させることができる。

2 地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、都道府県知事等が第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前2項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第5条第2項の規定は、第1項及び第2項の場合に準用する。

5 第1項又は第2項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第8条 都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(都道府県知事等の収用等)

第9条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第14条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(都道府県知事等の立入検査等)

第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事等は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。

(通信設備の優先使用权)

第11条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第13条第1項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村(いずれも救助実施市を除く。以下「災害発生市町村等」という。)の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第4項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(扶助金の支給)

第12条 第7条又は第8条の規定により、救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、政令の定めるところ

ろにより扶助金を支給する。

(事務処理の特例)

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(内閣総理大臣の指示)

第14条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

(日本赤十字社の協力義務等)

第15条 日本赤十字社は、その使命に鑑み、救助に協力しなければならない。

2 政府は、日本赤十字社に、政府の指揮監督の下に、救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力(第八条の規定による協力を除く。)についての連絡調整を行わせることができる。

(日本赤十字社への委託)

第16条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第17条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第4条第3項、第7条第1項及び第2項、同条第4項において準用する第5条第2項、第7条第5項、第8条、第9条第1項、同条第2項において準用する第5条第2項及び第3項、第10条第1項及び第2項、同条第3項において準用する第6条第3項、第11条、第12条並びに第14条の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することとされている事務
- 二 第2条及び第13条第1項の規定により都道府県が処理することとされている事務
- 三 第2条の2第1項及び第2項の規定により救助実施市が処理することとされている事務
- 四 第13条第2項の規定により災害発生市町村等が処理することとされている事務

第3章 費用

(費用の支弁区分)

第18条 第4条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

2 第7条第5項の規定による実費弁償及び第12条の規定による扶助金の支給で、第7条第1項の規定による従事命令又は第8条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第7条第2項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をし

た都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

3 第9条第2項の規定により準用する第5条第3項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

（委託費用の補償）

第19条 都道府県等は、その都道府県知事等が第16条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

（都道府県等が応援のため支弁した費用）

第20条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第1項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）

第21条 国庫は、都道府県等が第18条の規定により支弁した費用及び第19条の規定による補償に要した費用（前条第1項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第4項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第23条において同じ。）について同法第1条第1項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。）をもって算定した当該年度の収入見込額（以下この項において「収入見込額」という。）の100分の2以下であるときにあっては当該合計額についてその100分の50を負担するものとし、収入見込額の100分の2を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の100分の2以下の部分については、その額の100分の50
- 二 収入見込額の100分の2を超え、100分の4以下の部分については、その額の100分の80

三 収入見込額の100分の4を超える部分については、その額の100分の90

2 国は、前条第2項の規定による被請求都道府県等の要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第3項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一 前条第2項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第1項の規定の適用については、同項中「前条第4項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第2項の規定による要請に係る」とする。

（災害救助基金）

第22条 都道府県等は、前条第1項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第23条 災害救助基金の各年度における最少額は次の各号に掲げる都道府県等の区分に応じ当該各号に定める額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県等は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

一 都道府県(次号に掲げる都道府県を除く。) 当該都道府県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額

二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合(救助実施市を包括する都道府県の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。)に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。)の合計を乗じて得た額を減じた額

三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の1,000分の5に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第24条 災害救助基金から生ずる収入は、全て災害救助基金に繰り入れなければならない。

第25条 第21条第1項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による国庫の負担額が、第21条第1項に規定する費用を支弁するために災害救助基金以外の財源から支出された額を超過するときは、その超過額は、これを災害救助基金に繰り入れなければならない。

第26条 災害救助基金の運用は、次の方法によらなければならない。

一 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金

二 国債証券、地方債証券その他確実な債券の応募又は買入れ

三 第四条第一項に規定する給与品の事前購入

第27条 災害救助基金の管理に要する費用は、災害救助基金から支出することができる。

第28条 災害救助基金が第23条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県は、区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第29条 災害救助基金が第23条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

(繰替支弁)

第30条 都道府県知事は、第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村等に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第4章 雑則

第31条 都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第90条の3第4項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第2項第一号から第四号までに掲げる情報であつて自らが保有するものを提供するものとする。

第5章 罰則

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条第1項又は第2項の規定による従事命令に従わなかった者
- 二 第5条第1項又は第9条第1項の規定による保管命令に従わなかった者

第33条 偽りその他不正の手段により救助を受け、又は受けさせた者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるものは、同法による。

第34条 第6条第1項若しくは第2項若しくは第10条第1項若しくは第2項の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第6条第2項若しくは第10条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第32条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(附則略)

災害救助事務取扱要領

令和5年6月

内閣府政策統括官（防災担当）

災害救助法第2条の2の規定により、救助実施市が行うこととされている事務については「都道府県」とあるのは「都道府県又は救助実施市」に、「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事又は救助実施市の長」と読み替えるものとする。

目 次

	頁
第 1 法による救助に関する基本的事項	1
1 法による救助の原則	1
2 法による救助の性格	2
3 法による救助を実施する災害	2
第 2 実施体制等の整備に関する事項	11
1 平常時からの取組み	11
2 人的体制の整備	12
3 被害情報の収集・連絡体制の整備	12
4 市町村長に対する救助の委任（法第 13 条）	14
5 都道府県相互の救助の応援	15
6 事業者団体等との協定	15
7 住民に対する啓発	16
8 救助の実施体制に関する事項	16
9 災害救助基金の取扱いに関する事項	25
第 3 法による救助の実施に関する事項	28
1 被害状況の確認・把握	28
2 被害の認定	28
3 情報提供	30
4 救助の公示	32
5 市町村長に対する救助の委任	34
6 応援による救助の実施	35
7 関係職員の派遣	39
8 国の機関の派遣費用	39
9 救助に要した機器・備品等の取扱い	40
第 4 救助の程度、方法及び期間に関する事項	41
1 避難所の設置	41
2 応急仮設住宅の供与	55
3 炊き出しその他による食品の給与	72
4 飲料水の供給	75
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	77
6 医療	81

7	助産	88
8	被災者の救出	89
9	住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（被災した住宅の応急修理）	91
10	日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災した住宅の応急修理）	99
11	学用品の給与	116
12	埋葬	119
13	死体の捜索	123
14	死体の処理	124
15	障害物の除去	126
16	輸送費及び賃金職員等雇上費	136
17	実費弁償について	144
18	特別基準に関する処理について	144
第5	救助事務費に関する事項	146
1	救助事務費の範囲	146
2	救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項	154
第6	応急救助に当たっての留意事項	155
1	情報提供	155
2	ボランティア活動との連携	156
3	救援物資	157
	【参考】	158
別添1-1	「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について（令和2年5月27日付府政防第1217号、消防災第97号、健感発0527第2号、観観産第75号）	160
別添1-2	災害が発生するおそれのある段階から避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について（令和3年6月18日付府政防第749号、消防災第85号）	170
別添2	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）	183
別添3	応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の考え方について	185

別添 4	「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」実施要領 (例)	188
別添 5	「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領 (例)	202
別添 6	「障害物の除去」実施要領 (例)	231
別添 7	令和 5 年度災害救助基準	245

第1 法による救助に関する基本的事項

1 法による救助の原則

(1) 平等の原則

ア 災害による混乱は、社会経済機構等を破壊又は麻痺させ、一時的には生活に必要な欠くべからざる衣食住の基本的な要件を脅かすこととなるが、法による救助は、こうした事態に行われるものである。

イ 事情の如何を問わず現に救助を行わなければ、被災者の保護と社会秩序の保全に欠けると認められるときには、等しく救助の手をさしのべなければならない。

ウ 被災者の経済的な要件等は必ずしも問われず、現に救助を要しているか否かにより判断されるべきであり、現に救助を要する場合には平等に行われるべきである。

(2) 必要即応の原則

ア 平等の原則は、救助の対象者について必ずしも経済的な要件等を問わないが、法による救助は、被災者への見舞制度ではないので、必ずしも救助を全ての被災者に画一的、機械的に行わなければならないわけではない。

イ 同じ被災者に対する救助であっても、個々に被災者個人にとってどのような救助が、どの程度必要であるかを判断し、必要なものについては必要な程度行われなければならないが、それを超えて救助を行う必要はない。

ウ 同じように住家に被害を受けた者であっても、生活必需品等を持ち出すことのできた者や、他から生活必需品を得た者に対しては、重ねてこれらを支給する必要はない。

エ 現に居住している住家を災害により失った者であっても、比較的経済的に恵まれ、自ら住家を再建できる者や、別に建物を所有し当面そこに居住できる者に対しては、応急仮設住宅を供与する必要はない。

(3) 現物給付の原則

法による救助は見舞制度ではなく、災害により現に救助を必要とする被災者に対して確実に行われる必要がある。

例えば、金銭を給付した場合には、その金銭が救助と異なる使途で用いられる可能性も生じてしまうことから、そのようなことがないよう、物資や食事、住まい等について「現物」での給付を原則としている。

(4) 現所在地救助の原則

ア 法による救助は緊急時の応急的な救助であり円滑かつ迅速に行われることが極めて重要であることから、法による救助は被災者の現所在地において実施することを原則としている。

イ 住民はもとより、旅行者、一般家庭の訪問客、その他その土地の通過者等を含め、全ての被災者に対して、その現所在地を所管する都道府県知事（又は市町村長）が救助を行う。

(5) 職権救助の原則

法による救助は、応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事はその職権によって、救助すべき対象（人）、救助の種類、程度、方法及び期間を調査、決定の上、実施することとなっている。

したがって、形式的には、これに対して一般国民の側からの異議申し立てやそれに基づく救済手段は定められていない。

2 法による救助の性格

（1）応急救助

法による救助は災害に際し、食品その他の生活に欠くべからざる物の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活の維持が困難な被災者に対する応急的一時的な救助であり、被災したことによる経済的損失への支援や、その後に行う災害復旧対策とは性格を異にするものである。

（2）経済的要件

ア 法による救助は、資産又は金銭等の所有の有無にかかわらず、災害等により社会の混乱又は流通等の供給手段の途絶等により必要なもの等を得られないため行うものであるから、原則的には経済的な要件等は課されない。

ただし、資産又は金銭の有無等により、救助の必要性やその必要の度合いが異なる場合もあることから、結果として、経済的な要件が加味されたと同様になることもあり得る。

イ このような場合であっても、被災によりその状況が大きく変化することも考えられるので、単に被災前の状況によることなく、被災後の資産又は金銭の有無等を勘案して、その救助が現に必要か否か判断しなければならない。

（3）住民・国籍要件

ア 法による救助は、現に災害により救助を要する状態の者に対して緊急的かつ一時的に行われるもので、当該市町村の住民であるか否かは問わない。したがって、国籍要件等も問われない。

イ 住民要件を問わないことから、住民以外の者であっても必要な救助は住民同様に行わなければならないが、生活の根拠をその地域にしているか否かによって、救助の程度に差が生じることもありうるので留意すること。

ウ 生活の根拠を被災地域以外におく者であれば生活の根拠をおく地域に戻れば一応の生活の維持が図られると考えられることから、被災地における必要な救助は行われなければならないが、その期間等は必要最小限とすること。

また、その者が、生活の根拠をおく地域においても生活に困窮する場合は、他法他施策で対応すること。

エ 不法滞在者等についても、通常は不法滞在者等であることを確認できないこと、国籍要件等は問わないこと、また法による救助は緊急的かつ一時的なものであることから、その者に行った救助も法による救助として差し支えないが、不法滞在者等であることが明らかになった時点で速やかに関係機関に通報し、その指示に従わなければならない。

3 法による救助を実施する災害

（1）規模・定義

ア 法による救助は、災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに行われるものである。

イ 法が一定程度以上の被害を対象としているのは、災害時の住民の救助は、災害対策基本法や地方自治法等により先ず市町村等が行うこととなっており、これにより十分な救助がなし難いときや被災者の保護が社会秩序の保全に重要である場合、国の責任において救助を実施することとなっているからである。

ウ 法で定める災害の定義は特段ないが、災害対策基本法に規定された災害の定義と概

ね同様になると考えられる。

エ M8.0以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合

【参考1】災害対策基本法（第2条第1項）

災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【参考2】災害対策基本法施行令（第1条）

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件等【法第2条第2項に基づく適用】

ア 法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その所管区域の都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（市町村には特別区を含み、指定都市については、市又は区若しくは総合区のいずれの地域も単位とすることができる。以下、同じ。）を単位に行うものである。

法の適用を行った場合には、速やかにその旨を公示すること。

イ 法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

ウ 他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合は法による救助を行う必要はない。

【参考】

- 国の災害対策本部の設置については、例えば、特別警報級の勢力を維持した台風が上陸し、広域避難の実施の調整が必要となる場合など、自治体や関係機関との総合調整が必要となる場合が想定される。
- 国の災害対策本部が設置された場合には、都道府県知事等の判断により、災害救助法の適用が可能となることから、避難指示の発令状況等を踏まえ、避難所の供与等が必要な場合には躊躇なく適用の判断をすること。
- 上記の考え方については、以下の「施行通知（災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について）」で示しているので、参照すること。

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（令和3年5月10日付府政防第601号、消防災第60号）
（抜粋）

第一 災害対策基本法の一部改正関係

Ⅲ 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

1. 災害が発生するおそれがある段階における特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置（法第23条の3、第24条及び第28条

の2 関係)

(1) 規定を改正した趣旨

災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって迅速に住民等の早期避難等の災害応急対策を実施できるよう、災害が発生するおそれ段階からこれら関係者との総合調整、指示等を行う国の災害対策本部を設置できることとした。

なお、災害が発生するおそれ段階における国の災害対策本部の所管区域については、災害の発生のおそれのある区域が明らかな場合は都道府県単位で告示する。ただし、災害発生前においては、災害発生のおそれのある区域が時々刻々と変化する可能性があり、対象区域についてあらかじめ具体的に特定することは困難な場合、的確かつ柔軟に災害応急対策を行うことができるよう、「〇〇（自然現象の名称）によって被災するおそれのある都道府県」として告示することを想定している。

また、国から被災するおそれのある都道府県に対して、早期避難等の災害応急対策の検討、準備及び実施を行うよう個別に要請を行うことも想定している。

第二 災害救助法の一部改正関係

1. 災害が発生するおそれがある段階での救助法による救助（救助法第1条から第2条の3まで、第4条、第11条、第13条、第17条及び第30条関係）

(2) 災害が発生するおそれがある段階での救助法の適用について

救助法による救助は、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行われるものであり、具体的な適用の流れは次のとおりである。

- ・ 気象庁より特別警報を発表するような台風が上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から大規模な災害が発生するおそれがある場合であって、多数の者の避難の実施の調整が必要となるなど、地方公共団体、関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が地域の状況や予想される被害の程度等を総合的に勘案して、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部のいずれかの災害対策本部を設置する。
- ・ IIIの1.により、国の災害対策本部の所管区域となる都道府県知事等は、管内市町村における避難指示等の発令状況や避難の実施の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助を必要とすると判断した場合には、救助法の適用を行う。

なお、救助法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

(3) 災害が発生した場合の適用条件・基準等【法第2条第1項に基づく適用】

ア 適用条件等

(ア) 法による救助は、同一原因の災害による被害が一定程度に達した場合に市町村の

区域を単位に、現に救助を要する状態にある者に対して、市町村に代わって、都道府県知事又は救助実施市長により行われるものである。

ただし、同時又は接近して異なる原因による災害が発生したときには、その実情に応じて、これらの災害を一の災害とみなして認定して差し支えない。

法による適用を行う場合には、事前に内閣府と連絡調整を図った上で、速やかにその旨を公示すること。

- (イ) 現に救助を要する状態にあるときに行われるものであることから、河川、道路、傾斜地等の崩壊等があっても、住民等が救助を要するような状態にない場合は、法による救助を行う必要はない。また、事故等でその原因者等が存在し、その者により適切な対応が行われ、それにより十分な救助がなされると考えられる場合は、法による救助を行う必要はない。
- (ウ) 他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合も法による救助を行う必要はない。
- (エ) 世帯数等被害の確認が遅れたことにより、被災後一定期間が経過して法適用基準に達したと判明した場合、その時点で現に救助を要する者がいないときは、たとえ避難所等の救助を実施したとしても、遡って適用することはできない。
- (オ) 一般的には、災害発生日と適用日は一致し、発生後間もなく公示する 경우가多いが、次に掲げる場合などに、公示以前の災害発生時からの救助について法による救助と認定することがある。
 - ① 堤防の決壊、地震、火山噴火等、災害発生の時点や法による救助が必要となった時点が明確であり、法による救助を公示する以前の救助を含め、災害発生直後からの救助全体を法による救助とみなすことが妥当な場合。
 - ② 長雨等で被害が徐々に拡大した場合、通常は、被害が一定程度に達した時点からの救助が法による救助となるが、被害が一定程度に達した時点で被害発生時から法による救助とすることが適当と認められる場合。
 - ③ 事故等が発生し、緊急の救助が必要であるが、原因究明、求償の可否等の判断を即座にすることが困難であるため、とりあえず必要な救助を実施した場合、その後その救助の一部及び全部を法による救助と認定した場合。
 - ④ その他、特別な事情があり、一定の時点以前の救助を法による救助と認定した場合。
 - ⑤ これらの場合は、救助開始前に内閣府と連絡調整を図り救助を実施する必要があるが、それが出来ない場合には、開始後に速やかに行うこと。

法適用基準

- (ア) 令第1条の1号に定める災害（第1表）

当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ下表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

第1表

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 30,000人未満	50世帯

30,000人以上 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

(注1) 法の適用の基礎となる都道府県及び市町村の人口は、原則として地方自治法第254条、同法施行令第176条及び第177条の規定によることとなるが、人口の急増又は急減等により実態と大きく異なる場合は内閣府と連絡調整を図りその他によることができる（以下同じ）。

(注2) 住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする（以下同じ）。

(注3) 住家の被害（滅失した世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯）の程度は、第3の2の(3)の「住家の被害」を参照。

(注4) 市町村には、東京都の特別区を含む（以下同じ）。

(注5) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることもできる（以下同じ）。

(イ) 同第2号に定める災害（第2表、第3表）

当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ下表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ下表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

第2表

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上	2,500世帯

第3表

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000人未満	20世帯
15,000人以上 30,000人未満	25世帯
30,000人以上 50,000人未満	30世帯
50,000人以上 100,000人未満	40世帯
100,000人以上 300,000人未満	50世帯
300,000人以上	75世帯

(ウ) 同第3号の前段で定める災害（第4表）

当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ下表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合。

第4表

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上	12,000世帯

(注) 多数の世帯（「多数の世帯」という場合の世帯数）

① 令第1条第1項第3号で定める災害の多数の世帯（次のエの場合を含む。）

は、次に掲げる理由から確定数では示していない。

- ・ 被害の進行が緩慢か急激か、死傷者が生じているか等の被害態様により異なること。
- ・ 四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであること。
- ・ 現に各市町村の救助活動に任せられない程度の被害か否かで判断されるもので、各市町村の人口、その他の規模等だけではなく現実の救助体制等によっても異なること。

② ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令等から多数の世帯とは、最低5世帯以上は必要と考えられる。

【参考1】 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（第1条第2項）

内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法による救助を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであってはならない。

【参考2】 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第1条第2項の内閣総理大臣が定める住居の被害の程度

「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」（平成25年10月1日内閣府告示第230号）の1で「住居の滅失した世帯の数が5あること」と定めている。

③ なお、住家の滅失が5世帯を下回り、滅失世帯が多数と認められないため、令第1条第1項第3号に該当しない災害であっても同第4号の定めるところ等により、法による救助の途は開かれている。

(エ) 同第3号の後段で定める災害

- ① 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失した場合。
- ② 府令で定める特別な事情とは、被災者に対する食品若しくは生活需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術が必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。

- i 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。
- ii 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。
- iii 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。

(注) 多数の世帯はウの(注)を参照。

【参考】

平成30年7月豪雨による災害では、被災地域が孤立し、救助が極めて困難となり、ボートによる救出等の特殊の技術が必要となったことから、高知県は、令第1条第1項第3号後段に基づく適用を行った。

(オ) 同第4号に定める災害

- ① 発生した災害の程度が、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する災害であること。
- ② 府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には、次のような場合であること。
 - i 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - ii 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
 - iii M8.0以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合
- ③ また、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合とは、具体的には、次のような場合であること。
 - i 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - ii 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - iii 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a. 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b. 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c. 雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生
 - d. 大規模な車両の立往生や長期化が想定される停電

(注1) 令第1条第1項第1号～第3号に該当する可能性はあっても、夜間等で被害状況の確認が困難な場合に、多数の者が死傷し、又は危険にさらされ、迅速な救助が必要であれば、第4号に該当することができる。

(注2) 第4号の基準は、災害による被害の発生前に適用することができるものであるため、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討のうえ、適用の判断をすること。

【参考】

- ・ 新潟県中越地震以降、特に大規模地震が発生した場合には、一定震度以上を観測した市町村に対して「避難して継続的に救助を必要とする」状態として、速やかに4号適用する運用が行われている。
- ・ 最大震度7を観測した新潟県中越地震の際には発災時が夕方ということもあり、新潟県は、震度6弱以上を観測した市町村に深夜に適用した。その後、震度5弱以上であって、避難して継続的に救助を必要とする市町村に順次追加適用した。
- ・ 最大震度6強を観測した能登半島地震においては、震度5強以上を観測した市町村に対して直ちに石川県は、災害救助法を適用した。
- ・ 最大震度6強を観測した新潟県中越沖地震においては、多数の余震が続く中、震度5強が観測された自治体に対しても、新潟県は避難して継続的に救助が必要と判断し、災害救助法を追加適用した。
- ・ 台風11号による災害において、秋田県は合併前の人口規模では滅失世帯数の基準に達するものの、合併後の人口規模では基準に達しない場合にも、多数の住民が生命、身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合に該当すると判断し、4号に基づく適用を行った。
- ・ 平成24年5月6日に発生した竜巻災害では、多数の住家被害を生じ、継続的に救助を必要とする状況が生じたため、栃木県及び茨城県は4号に基づく適用を行った。
- ・ 平成25年2月の連日の降雪により、これを放置すれば住宅の倒壊により多数の者の生命又は身体に危害を受けおそれが生じたため、新潟県は4号に基づく適用を行った。
- ・ 平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火では、多数の被災者（登山者）の救出を迅速に行う必要があったため、長野県は4号に基づく適用を行った。
- ・ 平成27年5月29日に発生した口永良部島の噴火では、噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられ、全島避難となったことから、鹿児島県は4号に基づく適用を行った。
- ・ 平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災では、強風により近隣家屋に延長し、さらに延焼のおそれがあったことから、新潟県は4号に基づく適用を行った。
- ・ 令和元年9月9日の台風第15号の影響により、千葉県内において約4万軒の停電が発生した。当初、東京電力の見通しでは、翌日には電力復旧するとのことから、適用は行っていなかったが、9月12日の東京電力の会見において、9月27日まで電力復旧の見通しが立たない旨の見解を踏まえ、停電によって多数の者の生命又は身体に危害を受けおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とする41市町村に対し、千葉県は4号に基づく適用を判断した。

ウ 事故等の具体的な対応例

- (ア) 平成23年の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故については、震災による地震や津波の被害が甚大かつ大規模である等により、地震や津波と事故による被害を峻別することが難しかったことから、これらを分けることなく一

律に法に基づく救助を行った。

（注）福島県における今般の事故に対する災害救助に要した費用については、今後どのような形で東京電力に対し求償するかについて、現在調整を行っているところである。

（イ）平成11年の茨城県東海村臨界事故では、多くの住民が事故現場から一定の範囲外の地域に避難することが必要となり、また、この状況が継続することが予想されたことから、法による救助を行った。

（注）茨城県における災害救助に要した費用は、後に事業者から全額補償されたため、既に国から茨城県へ交付していた災害救助費負担金は国庫へ返納された。

（ウ）平成8年の日本海におけるナホトカ号沈没に伴う重油流失事故では、住民等に対する救助が必要ではなかったため、法による救助は行われなかった。

（エ）平成8年の長野・新潟県境の蒲原沢で発生した土石流災害は、工事現場における被害であり、住民等に被害はなく、かつ、工事関係者（発注者の国及び県を含む）が対応したので、法による救助は行われなかった。

（オ）平成8年の北海道豊浜トンネルの崩落事故については、道路（国道）に管理責任を有する建設省及び北海道開発庁等が対応したので、法による救助は行われなかった。

（カ）昭和60年の日本航空機の墜落事故では、群馬県は救助に要した費用を事故責任者と考えられる日本航空に求償することとし、法による救助は行われなかった。

（キ）昭和55年の静岡県の静岡駅前ゴールドン街におけるガス爆発事故では、事故責任者が直ちに明確に出来ない状況にあり、かつ、十分な救助が期待しがたいと判断されたので、法による救助を行った。

（４）費用の支弁及び国庫負担

ア 費用の支弁

救助に要する費用は、救助が行われた地の都道府県が支弁する。

なお、都道府県知事が法第13条の規定により救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任した場合又は急な支払いを必要とするため都道府県知事が救助に要する費用を支出する暇がない場合等においては、都道府県知事は救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

イ 費用の求償

都道府県は、他の都道府県の地域において行われた救助について応援を行った場合、都道府県知事相互の協議による応援、また、法第14条の規定による内閣総理大臣の指示による応援であるかを問わず、その応援のため支弁した費用については救助が行われた地の都道府県に対して求償することができる。

ウ 国庫負担

ア及びイにより救助に要する費用が100万円以上（法第21条第1項及び令第19条）となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次の区分により負担する。

（ア）普通税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
（イ）普通税収入見込額の 2/100 をこえ 4/100 以下の部分	80/100
（ウ）普通税収入見込額の 4/100 をこえる部分	90/100

第2 実施体制等の整備に関する事項

1 平常時からの取組み

災害の発生のおそれがある場合や災害発生時に迅速かつ適切に対応するため、平常時より次に掲げる点に留意し、災害に備えた対応に努めること。

ア 市町村からの迅速・的確な情報収集、都道府県庁内部における縦と横の部局間の情報共有・情報伝達のためのシステム構築を図り、災害の発生のおそれがある場合や発災時において迅速な意思決定が図られるようにすること。

イ 都道府県・市町村間で意見交換を行い、災害の発生のおそれがある場合や発災時の役割分担等を勘案し、市町村に事務委任する救助の内容や手続き等の基本的なルールをあらかじめ事前に取り決めておくなど、速やかに必要に応じて事務委任が行えるようにするとともに、指定都市がある道府県においては救助実施市制度の活用を検討すること。

○災害救助法（昭和22年法律第118号）（抜粋）

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

ウ 被災者の住まいの確保に向けて、建設型の応急仮設住宅における建設候補地の選定、地域の実情に応じた標準仕様の設定、事業者との協定の締結等や賃貸型の応急仮設住宅として活用する民間賃貸住宅の空き住戸の把握、関係団体等との協定の締結等に努めるとともに、協定の締結等を行った関係団体等と民間賃貸住宅の空き住戸の把握をするための情報連絡訓練、貸主・自治体・被災者が民間賃貸住宅を応急仮設住宅として契約するための契約締結事務など実施する机上訓練を行い、発災時の迅速な運用が図られるよう努めること。

エ 大規模・広域的な災害については、被災都道府県の救助のみならず、他の都道府県の応援が必要となる場合があるため、発災時に円滑な応援が行われるよう、都道府県間においてあらかじめ援助協定を締結し、応援要請の手続き、費用負担等について可能な限り詳細に定めること。

なお、市町村間における援助協定についても同様であるので留意されたい。

また、これら応援に要した救助費用について、災害救助法に基づく救助に該当するものは、災害救助法第20条により求償することが可能であり、求償に要した経費についても国庫負担の対象となるので積極的な援助締結を図られたい。

オ 災害により半壊・半焼した住宅の応急修理については、発災後、修理業者のリスト等をホームページに掲載できるようにリストの作成準備をしておくとともに、関係団体等や修理業者に対して、応急修理に必要な資料、修理の範囲、請求に必要な書類など説明資料や説明会を開催し周知を図ること。

2 人的体制の整備

(1) 要員の確保

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときには、職員が決められた場所に自発的に参集する体制を整備しておくこと。
- イ 平常時から、災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと。
- ウ 交通機関の混乱や途絶の可能性のあることを想定し、職員に自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくこと。
- エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災などによる救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、他部局や地方機関の職員による応援等の補完体制を整備しておくこと。
- オ 市町村所管部局においては、膨大な災害関連業務が発生することが予想されることから、市町村に対し、救助と併せて、要配慮者への支援対策を円滑に実施できる要員体制を確保しておくよう指導すること。
- カ 要員が不足する場合には、他の都道府県等からの応援の要請等についても検討すること。
- キ 民生委員、各種相談員、保健師の訪問等による積極的な需要等の把握に努めること。
- ク できる限りの要員を確保し、できる限り被災者の話を聞くことが、次の観点から重要であることを認識し、他の都道府県からの応援職員・派遣職員やボランティア等の活用なども検討すること。
 - (ア) できる限り被災者の話を聞くことで被災者の需要を的確に把握することが可能となる。
 - (イ) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応（Normal response）の消失を図り、急性ストレス障害（Acute Stress Disorder, ASD）や心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の未然防止にもつながるものである。
 - (ウ) 心的外傷後ストレス障害等への対応として、中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。

(2) 資質の向上

迅速かつ的確な救助を実施することができるよう、救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修や訓練を行っておくこと。

(3) 職員の登録

災害を経験した都道府県においては、災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくこと。

3 被害情報の収集・連絡体制の整備

(1) 体制の整備

災害は突発的に襲い、平常時には予測できない状況が発生するが、被害状況の把握、収集及び連絡は、その不足や遅滞等が迅速な救助に支障をきたすことから、平時から次の点に留意して体制の整備を図っておくこと。

ア 担当職員の自発的な参集体制の整備、参集訓練の実施を図るほか、代替職員による

補完体制の整備等についても留意を図る必要があること。

イ 災害により発生する様々な場合を想定し、職員の参集手段、代替職員による補完体制及び機関間の通信手段等について、複数の方法を定めておくこと。

(ア) 想定される事態

- ① 被害状況把握のための交通手段の途絶
- ② 連絡のための通信網の途絶等
- ③ 被害状況の収集及び報告を行う職員自身の被災及び出勤のための交通手段の途絶等により出勤できない場合等。

(イ) 検討しておく事項

- ① 複数の通信手段の確保、複数の職員参集手段の確保
- ② 情報収集体制の整備方法の複数化
 - a 他の部局（出先機関を含む）による補完体制（担当以外の者用のマニュアル策定等を含む）
 - b 被災市町村への他市町村又は都道府県出先機関による応援体制
 - c 周辺都道府県相互間による応援体制

ウ 被害状況等の情報は迅速かつ的確に集約し、その結果を都道府県庁の内部関係部局や幹部等へ伝達・共有する縦と横の連携が行えるシステムを構築し、発災時において迅速な意思決定ができる体制を整備すること。

エ 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む）を得られないため、直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障を来す者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り配慮すること。

(2) 多様な通信手段の確保

ア 都道府県、市町村間の情報収集・連絡を迅速に行うことができるよう、防災業務無線、衛星通信システム、緊急回線等、地域の実情にあわせ活用できる多様なルートによる情報通信手段を確認・整備しておくこと。

イ 情報通信機器については、耐震対策を進めるとともに、停電のときにも機能するよう、必要に応じて非常時の発電システムを整備しておくこと。

ウ 市町村役場等が被害を受け、都道府県、市町村間の連絡ができなくなる事態も想定し、都道府県職員等を現地に派遣し、直接情報収集に当たる体制も整備しておくこと。

(3) 情報担当職員に対する訓練

情報通信機器を的確に操作できるよう、平常時から担当職員に対し実践的な訓練を行っておくこと。

また、担当職員がいない場合も想定し、できる限り幅広く関係職員に訓練を行っておくこと。

(4) 緊急回線の活用

ア 災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助の実施に円滑さを欠く事例も見られるので、災害時に優先利用できる携帯電話、有線電気通信設備等の確保に努めること。

イ 有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときには、日本赤十字社が保有する非常無線等を活用するほか、必要に応じ、警察無線、又はアマチュア無線等の活用も考慮すること。

（５）安否確認・避難誘導

要配慮者に対する安否確認を可及的速やかに行うことができるよう、市町村に対し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、要配慮者情報の収集・共有を図るとともに、避難支援者、避難場所、避難方法等について定めた避難支援計画を策定し、安否確認、避難誘導を行うように指導すること。

４ 市町村長に対する救助の委任（法第１３条）

（１）救助の委任の留意点

ア 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限り、災害ごとに市町村長へその事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を通知して行うこと。

イ 救助の委任に当たっては、迅速な救助を実施するために事前に市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくこと。

ウ あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことが望ましい救助としては次に掲げるものが考えられる。

（ア）避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び被災者の救出等、最も緊急を要する救助。

（イ）学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められる救助。

エ 応急仮設住宅の供与については、建設用地や民間賃貸住宅の空き住戸の確保を含め、提供に当たってどういった役割分担をするか明確にさせていただくとともに、あらかじめ都道府県・市町村間で協議していただくことが望ましい。

オ 市町村に対しては、次に掲げる方法などで事前に準備を求めておくことが考えられるが、一律に行う必要はなく、実際の救助に実効があがるように定めて差し支えない。

例えば、市町村の救助体制を勘案し、地方自治法第２５９条の１９に定める指定都市や中核市等に対しては、その大半について救助を実施する準備を求め、他の市には一定の救助を、他の町村には緊急を要する一部の救助のみしか実施の準備を求めないなどとして差し支えないということであり、更に都道府県の機関等との遠近を勘案するなどし、個々の市町村毎に異なるものとして差し支えないということである。

（ア）救助種目毎にその全部の実施について準備を求める方法

（イ）救助種目の内の一部の実施について準備を求める方法

（ウ）全市町村長に実施についての準備を求める方法

（エ）一部の市町村長にのみ実施についての準備を求める方法

カ あらかじめ市町村に対して、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めている救助についても、その都度、都道府県の指示により補助機関として市町村が実施できる。また、災害の規模・態様及び地域の特性等により、必要に応じてその都度委任することも差し支えない。

（２）市町村への助言等

ア 都道府県が市町村に救助の委任をする場合は、次の事項について周知徹底を図るとともに、市町村における救助事務の取扱要領を作成するほか、市町村の幹部職員及び実務担当者へ研修を行うなど、一貫した組織を確立しておくこと。

（ア）委任する救助の種類とその程度、方法及び期間

- (イ) 法第29条の規定により救助の実施に要する費用を一部繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務
- イ 都道府県は市町村に対し、救助の委任の有無にかかわらず、迅速かつ的確な救助を実施するため、次の事項について周知徹底を図るとともに、研修等による一貫した組織を確立しておくこと。
 - (ア) 被害状況等の報告
 - (イ) 救助の種類とその程度、方法及び期間
 - (ウ) 法第29条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合の費用の範囲及びその精算方法等に関する事務
 - (エ) その他災害救助の実施に必要な事項

5 都道府県相互の救助の応援

- (1) 大規模災害等に備え、あらかじめ他の都道府県と救助の応援に関する協定等を締結しておくこと。この際、応援協定又は応援協定に基づく細則等に、要請等の手続き、応援をうける救助の内容、方法、費用負担等について明確にしておくこと。
- (2) 大規模災害等、災害の規模・態様によって、被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、内閣府と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握について周辺都道府県が協力することを定めておくこと。
- (3) 災害の状況によっては、応援要請が遅滞することも考えられるので、次により、緊急を要する救助について周辺都道府県が自主的な応援ができるように、あらかじめ救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について定めておくこと。
 - ア あらかじめ定めておく救助の種類は、特に緊急を要する救助とし、その他の救助については、①被災都道府県の要請を受けた場合、②法第14条に基づく内閣総理大臣の応援の指示を受けた場合、又は、③応援協定等に基づく場合等が考えられる。
 - イ 救助費用の負担については、原則として、法第20条の規定に基づき応援した都道府県が被災都道府県に求償し、法第21条の規定に基づき被災都道府県が国庫と精算すること。
- (4) 大規模災害により広域避難が必要となり、被災都道府県から救助の応援要請があった場合は、応援都道府県は、被災都道府県からの避難者を迅速に受け入れるための体制を確保すること。

6 事業者団体等との協定

- (1) 食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等、事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。
 - また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別な配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に必要な福祉避難所や生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。
- (2) この協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容及び方法、並びに費用負担のあり方等について明確にしておくこと。

7 住民に対する啓発

災害に備え、平常時から住民自らが次のことに取り組むよう、広報活動等を通じて啓発を行うこと。

- (1) 避難場所と避難経路の確認、非常時の持出品の準備、3日分程度の食料・飲料水、生活必需品等の備蓄に努めること。
- (2) 災害の発生のおそれがある場合や災害が発生した場合には、住民が相互に協力し、負傷者の救出、安否確認、要配慮者への支援、避難所の運営等に努めること。
- (3) 要配慮者自らも緊急時の連絡先の確認や地域社会との関係づくりに取り組むこと。

8 救助の実施体制に関する事項

(1) 指定避難所

ア 指定避難所の指定

- (ア) 市町村は、災害対策基本法の基準を踏まえて、指定避難所を指定して公示するものとする。
- (イ) 災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難所（同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。以下「指定一般避難所」という。）を指定したときは、当該指定一般避難所の名称及び所在地その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。
- (ウ) 指定一般避難所の指定にあたっては、当該地域の大多数の住民が避難生活をすることも想定し、その必要な量の確保を図っておくこと。
- (エ) 指定一般避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、できる限り、生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすること。
- (オ) 上記（イ）に定めるもののほか、災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所（以下「指定福祉避難所」という。）を指定したときは、当該指定福祉避難所の名称、所在地及び当該指定福祉避難所に受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村長が必要と認める事項を公示するものとする。

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2・3 略

○災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）（抄）

（指定避難所の基準）

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行つた居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

（カ）指定一般避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別な配慮がなされた指定福祉避難所を必要に応じて指定しておくこと。

（キ）指定福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設とし、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものとする。

（ク）指定一般避難所及び指定福祉避難所を指定しようとするときは、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

（ケ）学校を指定一般避難所又は指定福祉避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定一般避難所及び指定福祉避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係部局と調整を図ること。

（コ）市町村が指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定又は指定の取り消しをした場合は、都道府県に通知するとともに、公示すること。都道府県は、市町村から通知を受けた場合は、消防庁を通じて、遅滞なく内閣府に報告すること。

イ 指定一般避難所の周知・運営等

（ア）管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合は、旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）、私立学校等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておくこと。

（イ）指定一般避難所を指定した場合は、広報紙等により、地域住民に対し周知を図るほか、防災の日等を活用して年 1 回以上は広報を行うなど、その周知徹底を図ること。

（ウ）指定一般避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう指定一般避難所である旨を当該施設に表示すること。

（エ）指定一般避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ指定一般避難所の運営の手引きを作成し、指定一般避難所の運営基準や方法を明確にしておくこと。

- と。なお、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び取組指針に基づく「避難所運営ガイドライン」等を配布しているもので、作成する際の参考にされたい。
- (オ) 手引きは、要員不足にも対応できるよう、災害救助関係職員以外の者の利用を想定したものとすること。
- (カ) 手引きに基づき、関係部局・機関の理解及び協力も得て、平常時から指定一般避難所の管理責任予定者を対象とした研修を実施すること。
- (キ) 指定一般避難所を指定した場合は、原則として各指定避難所に管理責任者を配置できる体制の整備に配慮しておくこと。なお、管理責任者は、原則として市町村（都道府県）職員とすることが望ましいが、必要に応じて、市町村（都道府県）との連携体制を確保しつつ、施設管理者や近隣住民の代表者等を充てることとして差し支えない。
- (ク) 災害発生直後から当面の間、管理責任者の配置が困難なことも予想されるため、当該施設の管理者又は職員を管理責任者に充てることも考えられるので、事前に関係部局・機関及び当該施設管理者の理解を十分に得ておくこと。特に、学校等が指定されていることが多いことから、学校職員等を管理責任者に充てることについて教育委員会、学校等の理解を十分に得ておく必要がある。
- (ケ) 指定一般避難所を設置した場合は、被災者による自発的な指定避難所での生活のルールづくり等、指定一般避難所の自治会等による自主的運営が行われるよう、あらかじめ地域の自治会等、地域社会からの理解及び協力を得られるようにしておくこと。さらに、指定一般避難所の運営に当たっては、女性等の視点を取り入れ、様々な配慮が行えるよう検討すること。
- (コ) 巡回パトロールによる指定一般避難所における個別的需要の把握及び防犯対策等のため、あらかじめ警察等と連絡調整を図り、連携を図れる体制を確立しておくこと。
- ウ 指定福祉避難所の周知・運営等
- (ア) 指定福祉避難所の指定又は指定の取り消しをした場合は、その施設の情報（場所、受入可能人数、設備内容等）について、要配慮者を含む地域住民に対し、周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。
- (イ) 指定福祉避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ指定福祉避難所の運営の手引きを作成し、指定福祉避難所の運営基準や方法を明確にしておくこと。なお、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を配布しているもので、作成する際の参考にされたい。
- (ウ) 市町村は、指定福祉避難所の対象者をあらかじめ把握することが望ましい。
- (エ) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとるような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくこと。
- (オ) 指定福祉避難所として指定された場合には、指定一般避難所と指定福祉避難所間（指定福祉避難所から指定一般避難所へ、また、指定一般避難所から指定福祉避難所へ）の対象者の引き渡し方法等についてあらかじめ定めておくことが望ましい。

(カ) 指定福祉避難所を設置した場合は、要配慮者に配慮した簡易便器等の器物並びに日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器財が提供できるよう必要な体制を整備しておくこと。

(キ) 民間施設を発災後に福祉避難所として使用する場合には、施設との間であらかじめ協定を締結しておく必要がある。協定の締結に当たっては、手続き、福祉避難所での援助の内容・方法、費用負担等について明確にしておくこと。（別添2「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）」参照）

エ 指定避難所における備蓄

(ア) 指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水・生活必需品等を備蓄しておくことが望ましい。

この場合、指定避難所に指定されている施設は、他の用途に使用されていることから、関係部局・機関及び当該施設の管理者等の理解を得た上で実施すること。

(イ) 指定避難所や備蓄倉庫等が被災した場合、備蓄物資が利用できなくなる可能性もあることから、備蓄の地域分散についても考慮するとともに、平素から構造等の点検に努めること。

オ トイレ、風呂の整備

トイレ、風呂が設置されていなかったり、災害時に不足することが予想される場合には、あらかじめ、仮設トイレや簡易シャワー・簡易風呂等の調達方法について検討したり、ポータブルトイレ等の備蓄を進めるなど対策を講じておくこと。また、要配慮者が使いやすい洋式トイレ等も開発されていることから、あらかじめ事業者と協定を結ぶなど、事前準備を進めておくこと。

カ 女性避難者への配慮

仮設トイレを設置する際には、男性用と女性用とを衝立で仕切る等の女性への配慮を行うとともに、衛生面についても注意すること。また、更衣室や授乳場所の確保など女性の避難者やボランティアの声を十分に聞き、女性の利用に配慮すること。

キ 避難所における健康管理・福祉的対応

(ア) 発災後速やかに保健師等による健康相談やこころのケアの専門家の派遣などの対策を実施するとともに、あらかじめ他の地方公共団体と保健師等の応援協定を結んでおくなど事前準備を進めておくこと。

(イ) 介護福祉士やホームヘルパーなど、介護・福祉の専門家は被災者の日常の生活リズムを取り戻す支援等の重要な役割を担うものであり、発災後速やかに介護・福祉職の派遣など福祉的サービスの提供が可能となるよう、あらかじめ福祉関係者と協定を締結するなど事前準備を進めておくこと。

ク ホテル・旅館等との協定

(ア) 発災後にホテル・旅館等と協議等を行うことは、被災者の迅速な避難に支障が生じるおそれがあることから、あらかじめホテル・旅館等の事業者と、料金・提供されるサービスの内容等を含めた以下の点などについて事前に協議し、協定を締結しておくことが望ましい。

①申し込み方法

②実施期間

③利用料金（食事の提供やリネンの交換等提供されるサービスの内容を含む）

④キャンセル料金などの取扱い

⑤その他の事項

(イ) ホテル・旅館等事業者との協議等については、地域の実情に詳しいのは市町村であるが、救助の実施主体は都道府県であり、又、事業者団体・組合は都道府県単位で組織されているものもあること等から、都道府県及び市町村は、あらかじめ互いに連絡調整を図ることが望ましい。

【参考】ホテル・旅館等の活用に関する通知等

ホテル・旅館等の活用については、都道府県等の防災担当主管部（局）長等宛に、別添 1－1 「「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を踏まえた対応について」（令和 2 年 5 月 27 日）が発出されており、平時の事前準備や災害発生時の対応等が記載されている他、災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定のひな型が添付されている。（別添 1－1 「「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を踏まえた対応について」を参照）

また、国や独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用については、各都道府県防災担当主管部（局）長宛に、別添 1－2 「災害が発生するおそれのある段階から避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」（令和 3 年 6 月 18 日）が発出されており、災害時における施設等の利用に関する協定のひな型が添付されている。（別添 1－2 「災害が発生するおそれのある段階から避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」を参照）

(2) 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅については、建設型のみならず、公営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用を行うとともに、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を勧奨し、総合的に対応すること。

ア 建設用地の確保・把握

(ア) 応急仮設住宅の建設用地については、大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村と調整を図り、事前に公有地等のほか、その他の土地を含め、建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくこと。

この場合、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅を借り上げて対応することも可能であるため、借り上げによる供与を想定している場合は、その対応による供給分も踏まえ、土地の選定に努めること。

また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境（電気、上下水道などが選定した地域の近傍まできている）等を把握しておくこと。

(イ) 大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を量的に選定し、確保しておくことが望ましいが、都市化の進んだ人口過密地域等において、量的な確保が困難な場合は、次によりあらかじめ建設用地としての可能性がある用地を把握しておくこと。

- ① 都道府県及び市町村は、建設可能な公有地を把握しておくこと。
 - ② 都道府県及び市町村は管内の企業が所有する用地について協力の可能性を把握しておくこと。
 - ③ 都道府県は都道府県内の市町村間による協力体制を確立しておくこと。
 - ④ 都道府県は他の都道府県との災害援助協定の締結等による協力・連携体制を確立しておくこと。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定すること。
- (エ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、私有地についても、公租公課等の免除を前提に、無償で提供を受けられる土地を優先して予定すること。
- イ 立地条件の配慮
建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、騒音等の立地条件についても配慮すること。
- ウ 利用関係の明確化
建設用地として予定する用地を選定した場合は、当該用地の所有者等と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等明確にしておくこと。
- エ 建設事業者団体等との協定
- (ア) 応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。
- (イ) 協定の締結に当たって、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、高齢者・障害者等の利用に配慮した仕様が誰にとっても利用しやすいことに着目し、通常の応急仮設住宅についても、できる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とするなどの配慮をするとともに、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」（平成24年5月21日）等を参考に寒冷地や積雪地仕様等、地域の気候風土を考慮した仕様をあらかじめ検討すること。
- また同様に、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、個々の身体状況や生活様式、単身・多人数の世帯構成等、多様な世帯の入居に対応できるように、できる限り複数の標準的な規模・仕様を設定すること。
- オ 一般対策との連携体制
- (ア) 応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるように関係部局・市町村等と連携が図れる体制を確立しておくこと。
- 特に、民生委員、保健師の訪問等、積極的な需要等の把握に努め、被災者の心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）等に対応する中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。
- (イ) 大規模な応急仮設住宅団地を整備する場合は、入居者の日常生活の利便性を確保するため、商業施設の設置、路線バスの増発・新規開設等に配慮する必要があるため、関係部局等と連携が図れる体制を確立しておくこと。
- カ 応急仮設住宅の手引き（マニュアル）の作成
応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ応急仮設住宅設置

の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備（建設、用地の選定確保）等を明確にしておくこと。なお、応急仮設住宅については、「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」を配布しているので、作成する際の参考にされたい。

キ 賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き

発災後に被災者に賃貸型応急住宅を速やかに供与するためには、行政や民間賃貸住宅関係団体・事業者等の的確な対応が必要となり、そのためには関係者による平時からの準備や訓練が重要である。

このため、発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施する等必要な対策を講じ、実際に発災した後に一日でも早く、一人でも多くの被災者が賃貸型応急住宅に入居できるよう、「賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き」（令和2年5月 内閣府政策統括官（防災担当））を作成したので、訓練を実施する際の参考とすること。

ク 建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き

建設型応急住宅の速やかな供与に係る一層の取組を行うため、平時より行政と建設事業者団体等との役割分担の調整を行うとともに、これらを踏まえて発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施する等の必要な対策を講じ、実際に発災した後に迅速に建設し、入居をすることができるよう、「建設型応急住宅の供与に係る事前準備及び発災時対応等のための手引き」（令和3年5月 内閣府政策統括官（防災担当））を作成したので、訓練を実施する際の参考とすること。

（3）その他の救助

ア 食料・飲料水等の給与

（ア）食料・飲料水は避難生活に不可欠であることから、災害が発生したときに直ちにこれらを提供できるよう、備蓄の推進、他の都道府県との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくこと。

（イ）事業者団体等の協力、交通状況の把握、必要に応じた緊急輸送路の確保など、食料・飲料水等を迅速に運搬・支給する体制を準備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

（ウ）調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

（エ）備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。

（オ）炊き出しその他による食品の給与は、備蓄食料やキッチンカー事業者等の食料提供者等によるほか、地域社会の協力、ボランティアとの連携、給食センター等の集団給食施設の利用等による炊き出し等、多様な供給方法を整備しておくこと。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

（ア）被服、寝具などの生活必需品を確保するため、災害が発生したときに直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結、他の都道府県との災害援助協定の締結等を図っておくこと。

また、要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（例：紙おむつ、

ストーマ用装具など）についても、同様の対応を図っておくこと。

また、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材について法第4条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な実費として加算することができることとなっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等の物資供給協定の締結等を図っておくこと。

(イ) 物資供給業者の協力、交通状況の把握、必要に応じた救援用物資集積基地の設置など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を整備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

ウ 医療

(ア) 災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動を開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制を定めておくこと。

(イ) 災害発生後、医療の提供を的確に行う上で、次のような情報が不可欠であるので、関係部局とあらかじめ役割分担や連絡体制を定めるなどし、被害状況等を速やかに把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

- ① 被災地域における医療施設及び設備の被害状況
- ② 被災地域における医療施設の診療機能の可否
- ③ 医療品及び医療用資器材等の確保状況
- ④ 被災地域及び周辺地域の交通状況

(ウ) 救護班による応急的な医療のほか、後方医療機関等によりの確に医療が提供できるよう、患者搬送体制を整備しておくこと。

また、ヘリコプター等を活用した広域的搬送体制や他都道府県との協力体制についても定めておくこと。

エ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早期解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等（別添5を参照）を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

オ 死体の捜索及び埋葬

(ア) 災害発生直後の遺体検案を円滑に実施するため、検案を担当する医師の確保を図るほか、警察等と連絡調整を密にし、迅速かつ的確な検案を行うための体制を確立しておくこと。

(イ) 遺体の処理を円滑に行うため、遺体を一時的に収容する場所、遺体搬送のための車両、遺体保存のためのドライアイス等の確保を図るため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(ウ) 地元火葬場の被災も想定し、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプター等を活用した広域的搬送、他の

都道府県との協力等の体制について定めておくこと。

(エ) 災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況、火葬場の処理能力を把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

(オ) 速やかな埋葬を希望する遺族に対する埋葬のための相談窓口の設置など、火葬場、遺体搬送等の広域的情報を的確に提供できる体制を定めておくこと。

カ 輸送費及び賃金職員等雇上費

災害の発生のおそれ段階において、広域避難等の事前避難を実施する必要性が生じた場合において、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送を円滑に実施できるよう、要配慮者の状況把握や避難支援、輸送を担う事業者団体等との調整、交通状況の把握等に係る関係部局による連携体制を確立しておくとともに、事業者団体等との輸送支援に係る協定を締結するなど、輸送手段の確保を図っておくこと。

キ 関係機関との連携

遺体の捜索・処理、被災者の救出、医療等については、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、日本赤十字社等との円滑な連携が必要なので、平常時から緊密な連絡調整を図り、災害時に十分な連携が図られる体制を確立しておくこと。

(4) 心理的ケア

ア 救助の実施に当たっては、次の観点から、民生委員、各種相談員、保健師等のほか、他の自治体等からの応援・職員派遣及びボランティアの活用等を図るなど要員を確保し、できる限り被災者の話を聞く体制整備に配慮すること。

イ 被災者の需要を的確に把握するために、被災者の相談に十分対応することが重要である。

ウ 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くように努めることが、正常なストレス反応（Normal Response）のうちに消失を図り、急性ストレス障害（Acute Stress Disorder, ASD）や心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の未然防止にもつながるものである。

(5) 情報提供体制

救助の実施に当たっては、被災者等の住民に対する情報提供の重要性を勘案し、都道府県及び市町村は、共有すべき情報の種類及び連絡方法などについて検討し、次の点に留意し、情報提供体制について整備又は検討しておくこと。

ア 市町村内の放送設備等の配備についての把握、及びこれらを活用した被災者等の住民に対する情報提供

イ 被災時の広報紙等の発行と配布方法

ウ パソコン等の情報機器を活用した情報提供方法

エ 避難所等（福祉避難所、集会所を含む。）における管理責任者配置のルールとこれに対する情報提供の方法

オ 避難所等における掲示板又はパソコン等の情報機器の設置

カ その他被災者等の住民に対する十分な情報提供をできる体制の整備

9 災害救助基金の取扱いに関する事項

（１）規則の制定

ア 法第２２条に定める災害救助基金（以下、「基金」という。）の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県において規則をもって定めること。

イ 当該規則を制定又は改正した場合は、速やかにその写しを内閣総理大臣に提出すること。

（２）基金の管理・運用上の留意点

ア 基金から生じる利子収入等は、毎年歳入予算に計上し、基金積立金として歳出予算に計上して処理することが望ましい。

イ 基金から支出することができる費用は、原則として法による救助に要した費用、及び法第２６条第３号の規定により法第４条第１項に規定する給与品の事前購入に必要な費用、並びに法第２７条の規定により基金の管理に必要な費用である。

したがって、災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

ウ 法第２６条第３号の規定による法第４条第１項に規定する給与品の事前購入については（３）によること。

エ 基金から支出することができる基金の管理に要する費用は、基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。ただし、（３）に定める評価委員会の委員の経費及び物品の保管料に含まれる都道府県職員以外の経費については認められる。

オ 基金が法第２３条に定める最少額を上回る場合に、その範囲で被災者に給与されない機器等を購入するなど、本来は基金による支出と認められない費用に充てる場合は、厳密に言えば、当該相当額を当初から基金に繰り入れず、一般会計の歳出として計上することが適切な取扱いであろう。

（３）基金による備蓄等

ア 法第２６条第３号の規定により、事前購入された法第４条第１項に規定する給与品（以下、「基金による備蓄物資」という。）は、法第４条第１項に規定する給与品に限られる。

イ 具体的には、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品であり、応急的に必要になると考えられる食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品等である。

したがって、厳密に言えば、救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。

なお、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能であること。

ウ 令和５年度から「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」が追加されたことに伴い、災害救助基金の給与品の事前購入にブルーシート、ビニールロープ、土のう袋等の品目を追加することとし、各自治体が発災直後から被災者に配布できるよう資材を調達し、各市町村等で備蓄しておくこと。

エ 基金による備蓄物資の管理は、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、次により、公正な評価者により時価による評価をしておくこと。

（ア）時価評価については、適正な価格を決定するため、評価委員会を組織して行うこ

となどが望ましい。

(イ) 評価委員会は、物資の品目によっても異なるが、専門業者及び物資取扱いに経験のある都道府県職員をそれぞれ5名程度で構成することが概ね妥当なものと考えられる。

(ウ) 評価委員会による評価の結果なされた価格の増減については、評価調査をもって、基金の増減を行うことになると考えられる。

オ 基金による備蓄物資は、当該都道府県の救助に支障をきたさない範囲で、災害救助訓練、災害救助法による救助に至らない小災害時の救助及び他の都道府県の応援に一時的に利用されることなどが考えられる。

厳密に言えば、これらの取扱いは好ましいことではないが、現実的には、当該評価額相当を当該年度内に一般会計から基金に繰り入れた場合には、やむを得ないものとする。

また、他の都道府県の応援に利用した場合、求償された時点で補充されることも厳密に言えば好ましくないが、現実的にはやむを得ないだろう。

カ 迅速な救助を実施するため、備蓄施設等に非常用物資を分散備蓄しておく場合の備蓄物資については、法に定める範囲内（法に規定する給与品及びその管理費）において、基金を活用して差し支えない。

キ 事業者団体等との協定等に要する経費は、通常、基金による備蓄物資とは認め難いと考えられるが、ランニングストックに要する経費は、基金による備蓄物資と解釈し得る考え方もあるので、内閣府と連絡調整を図ること。

(4) 基金の積立状況の報告

各年度における基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報提供しなければならない。

【参考】「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付社施第99号、最終改正：令和3年3月31日府政防第429号）（抄）

第5 災害救助基金の取扱いに関する事項

災害救助基金の管理、運用については、次の点に留意すること。

1 規則の制定

災害救助基金の設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いに関しては、都道府県等の規則をもって定めることとし、当該規則を制定し又は改正したときは、すみやかに、その写を内閣総理大臣に提出すること。

2 備蓄物資の管理

法第26条第3号の規定により事前に購入した給与品の管理については、善良な管理者の注意をもって行うとともに、毎年度当初において、公正な評価者により、時価による評価をしておくものとする。

なお、法第26条第3号の規定により事前に購入した給与品については、当該都道府県等の災害時の救助に重大な支障をきたさない範囲で、他の都道府県等の応援等に利用してさしつかえないこと。

この際、当該額相当を一般会計から基金に繰り入れるのが原則であるが、求償に応じ、支払がなされた時点において補充する場合はこの限りでないこと。

3 情報提供

各年度における災害救助基金の積立状況等について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書（様式2）により内閣総理大臣に情報提供すること。

様式2

令和〇〇年度災害救助基金報告書

〇〇県〔市〕

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引過△不足額	A - B = C	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4月 1日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引過△不足額 (F - G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額	円	
		その他	円	
	生業資金返還額	基金繰入額	円	
		その他	円	

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

第3 法による救助の実施に関する事項

1 被害状況の確認・把握

(1) 被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行わなければならないことは、当然であるが、災害は突発的に発生し、平常時には予測できない状況が生じ、被害状況の把握に手間取ったり、連絡不足・遅滞等から結果として、救助に支障をきたす例も多いので、次の点に留意して行うこと。

ア 平常時から都道府県及び市町村間における被害状況把握の体制整備を十分に図り、災害が発生したときには、あらかじめ定められた手順に沿って迅速に行動すること。

イ 夜間、休日等、都道府県又は市町村の担当職員が非在庁時に災害が発生した場合、あらかじめ定められた参集体制に基づき、自発的に行動すること。

ウ 被害状況の収集及び情報提供については、災害時においては通常の手段が使えないことも多いと思われるので、様々な手段を検討しておくこと。

エ 都道府県又は市町村の担当職員が災害のため登庁できない等、不在の場合には、当面の間の連絡者、その他、適宜必要な措置が可能な代替体制の確保を図るとともに、必要に応じてあらかじめ定められた補完体制に移行すること。

オ 情報の混乱を避けるため、被害情報は、できる限り1カ所で速やかに集約し、その結果を関係部局・機関に伝達し、その後公表等を行うこと。

カ 関係部局・機関に伝達する前に公表することは、被害情報を一元的に集約することを困難とするおそれがあるので、遺漏のないよう特に留意すること。

(2) 被害状況等の情報は、随時内閣府に情報提供していただくこと。災害救助法の適用も視野に入れ、平日・休日を問わず、確実に連絡が取れる体制を整え、緊密に連携を図っていただくこと。

災害救助法による救助が適切に行われるよう、都道府県知事は国や市町村からの情報収集に努め、収集した事実関係を基に、都道府県知事は躊躇なく救助法の適用について判断できるよう緊密に連携を図ること。

(3) 大規模な災害が発生した際には、周辺都道府県による応援体制が必要となる場合もあるので、周辺都道府県は災害発生時に準じた体制をとり、内閣府と連絡調整を図ること。

2 被害の認定

被害の認定に当たっては、次の点に留意し、迅速かつ適正に行われなければならない。

(1) 住家

「住家」とは、現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

(注1) 一般に非住家として取り扱われるような土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば住家とする。

(注2) 法による救助を実施するか否かの判断は、住家に被害を受けた世帯数をもって行うことから、一般に住家として取り扱われる住宅であっても、その住宅に居住する者がいない場合は、世帯数としては数えない。

（２）世帯

ア 生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば２世帯として差し支えない。

イ マンション、アパート等のように１棟の建物内に、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれ１世帯として取り扱うこと。

（注）会社又は学生の寮等は、これを管理する会社又は学校等が適切に対応するのが原則であるが、この原則を貫くことが困難な場合は、協議されたい。

ウ 台所、浴場又は便所等が別棟であったり、離れが別棟にあったりするような場合は、建物の被害は複数棟となるが、世帯数は、これら生活に必要な部分を合わせてそこに生活している世帯が１であれば１世帯となる。

（３）住家の被害

ア 住家が滅失したもの（以下「全壊、全焼又は流失」という。）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

イ 住家の半壊、半焼する等著しく損傷したもの（以下「半壊又は半焼」という。）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（以下「準半壊」という。）

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。

エ 住家が床上浸水、土砂竹木の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。（以下「床上浸水」という。）

アからウに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

（注）「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」（令和2年12月4日府

政防第 1746 号）、「災害の被害認定基準について」（令和 3 年 6 月 24 日府政防第 670 号）及び「災害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日）通知に基づく。

被害種類	認定基準（割合％）		住宅の応急修理 （基準額）
	損壊部分が延床面積 の割合	住家全体に占める 損害割合 （経済的被害）	
全 壊	70%以上	50%以上	告示第 7 条第 2 号 イに掲げる額
大規模半壊	50%以上～70%未満	40%以上～50%未満	
中規模半壊	30%以上～50%未満	30%以上～40%未満	
半 壊	20%以上～30%未満	20%以上～30%未満	
準 半 壊	10%以上～20%未満	10%以上～20%未満	告示第 7 条第 2 号 ロに掲げる額
準半壊に至らない	10%未満	10%未満	—

（４）人的被害

ア 死者

当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。

イ 災害関連死者

死者のうち、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

【参考】平成 7 年の阪神・淡路大震災では、心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が顕在化し、災害により精神的に損傷等を受け、それが原因で一定の日時が経過した後に死亡した者も災害が原因で死亡した者に含んだが、実際の認定にあたっては、各市町における専門家等による判定委員会に諮り、因果関係が明確なものに限った。

また、平成 31 年度以降に発生した災害に関しては、災害関連死の数の把握は消防庁が、その状況など内容の把握は内閣府が行うことを原則とし、東日本大震災の災害関連死の数や内容の把握については、引き続き、復興庁が行うこととした。

ウ 行方不明

当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。

エ 負傷

災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。

3 情報提供

災害の発生のおそれがある段階や災害の発生時における内閣府に対する情報提供等について次の点に留意すること。

（１）災害が発生するおそれがある場合の情報提供

ア 情報提供を要する状況

災害が発生するおそれがある段階で、広域避難等の大規模な避難、その他の事前避難の実施が必要となり、法による救助として、避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法の適用や救助の実施にあたり必要となる避難や救助の実施状況等について内閣府あて情報提供すること。

イ 情報提供の種類とその内容

（ア）事前避難・避難所の供与の実施状況に係る情報

- ① 災害が発生するおそれがある段階で、広域避難等の事前避難の実施が必要となり、法による救助としての避難所の供与の必要性が明白であるか、又は、その可能性があるかと認められるとき行うこと。
- ② 事前避難・避難所の供与の実施状況に係る情報の内容は、次の内容を可能な範囲で情報提供すること。
 - i 市町村別の避難及び救助の実施状況調（概数で差し支えない。）
 - a 市町村における避難指示等の発令状況
 - b 事前避難に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）
※見込みを含む
 - c 市町村別の法による救助実施（見込含む）市町村名及び実施年月日
 - d 救助実施に係る避難先の市町村名（広域避難の場合に限る）、避難所数、避難者数（うち、要配慮者の避難者数）
※見込みを含む
 - ii その他必要事項

（２）災害が発生した場合の情報提供

ア 情報提供する災害

法による救助を実施する必要がある災害又はその可能性がある災害が発生した場合は、法の適用や救助の実施にあたり必要となる被害状況・救助の実施状況等について内閣府あて情報提供すること。

法による救助を実施する可能性のない災害についても、一定規模以上の災害については、適宜、これに準じた連絡を行うことが望ましい。

イ 情報提供の種類とその内容

（ア）被害状況・救助の実施状況に係る情報

- ① 法による救助の実施の必要性が明白であるか、又は、その可能性があるかと認められる災害が発生したとき行うこと。
- ② 被害状況・救助の実施状況に係る情報の内容は、被害状況の把握に時間を要する場合は、次の内容を情報提供すること。
 - i 災害発生の日時及び場所
 - ii 災害の原因及び被害の概況
 - iii 市町村別被害状況調（概数で差し支えない。）
 - a 人的被害

死者数、災害関連死者数、行方不明者数、負傷者数（重傷者数及び軽傷者数）

b 住家の被害

全壊、全焼及び流失世帯数及び人員

半壊又は半焼世帯数及び人員

床上浸水世帯数及び人員

iv 法による救助実施（見込含む）市町村名及び実施年月日

v 既にとった措置（救助の種類等）及び今後取ろうとする措置（救助の種類等）

vi その他必要事項

ウ 通信連絡体制の確保

災害時には、通信網の途絶等により情報収集が遅れ、応急救助に円滑さを欠く事例も見られるので、優先利用できる有線電気通信設備等の確保に努めること。

エ 緊急時の補完体制

(ア) 都道府県の出先機関又は市町村等は、都道府県本庁が被災するなどし、都道府県本庁へ連絡が取れないなど、内閣府への情報提供が著しく遅滞する等の緊急事態にあると想定される場合には、直接内閣府に情報提供されたい。

(イ) 正確な数値を把握できないが、相当の被害があり、迅速な救助が必要と判断される場合は、とりあえず概数を把握し、内閣府へ情報提供のうえ、法に基づく救助を開始されたい。

(注1) 法による救助の実施の必要性が明白又はその可能性があるとして認められた時点において、被害状況の全貌が判明しない場合は、判明している内容について情報提供されたい。その後、正確な数値等を把握した時点で改めて内閣府まで情報提供されたい。

(注2) 法による救助は、通常、適用という言い方もするが、本来は、法による救助として行うか否かということであり、一定規模以上の被害があると判断し、法による救助として行った後に、被害がそれ以下と判明したとしても、既に行なった救助を後に法による救助と見なせないと認定することは、通常、担当者等に相当の瑕疵等がない場合には困難であると考えられる。

4 救助の公示

法による救助は、次により、市町村を単位として指定し、公示するものである。

(注) 市町村には、特別区を含み、地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区のいずれの地域を単位とすることができるのは前述のとおり。

(1) 公示について

ア 災害が発生するおそれがある段階又は実際に災害が発生した場合において、法を適用し救助を行うに当たっては、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は国が設置した災害対策本部（いわゆる、おそれ本部）の所管区域とされた市町村（以下「本部所管区域市町村」という。）の区域を公示すること。また、当該救助を終了するときも同様にその旨を公示すること。

イ 災害が発生するおそれがある段階における救助（法第2条第2項）を行っていたが、

実際に災害が発生し、災害発生段階における救助（法第2条第1項）に移行する際には、災害が発生するおそれがある段階における救助を終了する旨と、災害発生段階における救助を行う旨及び当該救助を行う災害発生市町村とを、同時に公示すること。

公示の方法としては、都道府県等のホームページ等により公表することで差し支えない。

なお、改正法の施行前から既に旧法を適用し、改正法施行後もその状態が継続している都道府県等については、改正法施行後に、改めて当該旧法の適用を開始した旨を公示する必要はなく、また、当該旧法の適用を終了する旨の公示を省略して差し支えない。

（3）公示年月日

ア 法による救助の実施にあたり、その区域を公示する場合、内閣府と被災自治体において同時に実施する報道機関への発表日時等については、内閣府と連絡調整を図って行うこと。なお、改めて公文等を発出する必要はない。

イ 公示年月日は救助の開始日と同一となるのが通例であるが、市町村において被害状況等の把握が困難なため公示が遅延したときなどには、内閣府と連絡調整を図り、これらが判明した日に公示することもありうる。

ウ 何らかの事情により公示が遅延した場合、内閣府と連絡調整を図り、救助を開始した日を、公示した日ではなく、実際に災害が発生し、救助を開始した日とすることができる。

（4）公示の形式について

公示の形式については、住家等への被害が生じた場合（1～3号基準）においては、「令和〇年台風第〇〇号による災害により、住家に多数の被害が生じたことから、〇〇県（都道府県名）は〇〇市（市町村数又は市町村名）に災害救助法の適用を決定した。」とし、災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合（4号基準）においては、「令和〇年〇〇県〇〇を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、〇〇県（都道府県名）は〇〇市（市町村数又は市町村名）に災害救助法の適用を決定した。」とするのが通例である。

また、災害が発生するおそれがある段階（第2条第2項適用）においては、「令和〇年台風第〇〇号に伴う災害が発生するおそれがあり、災害対策基本法第〇〇条第〇項に規定する〇〇災害対策本部が設置され、同法により告示された所管区域内の市町村において、災害により被害を受けるおそれが生じていることから、〇〇県（都道府県名）は〇〇市（市町村数又は市町村名）に災害救助法の適用を決定した。」とするのが通例である。

5 市町村長に対する救助の委任

法第13条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）に関しては、次の点に留意すること。

（1）災害が発生するおそれがある場合及び災害発生後の事務の委任

ア 都道府県は、迅速な救助を実施するため、緊急を要する救助等については、あらかじめ市町村に対し、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めておくことができる。

イ 委任していない救助についても災害が発生するおそれが生じた場合や災害発生後に必要に応じて市町村へ委任することは可能であるが、いざ災害対応が動き始めると都道府県や市町村において委任事項の調整を行う余裕すら無くなることから、少なくとも委任事項の調整については都道府県と市町村で事前の調整及び決定しておくことが望ましい。

ウ 法第13条第2項の規定により、市町村に対し、救助を実施する準備を委任していない場合は、市町村に対し補助機関として協力させ、都道府県の責任において行うことを原則とすべきであるが、現に市町村に委任し実施させる方が効率的な場合等に限って、災害が発生するおそれが生じた場合や災害発生後においても委任できることとする。法の適用後に都道府県が市町村に対して丸投げのような形で委任を行うなどのことがないよう特に留意すること。

（2）救助の事務の委任の留意点等

ア 市町村長へ委任を行った救助は、当該市町村長が統一的かつ計画的に救助を行うので、緊急やむを得ない場合を除き、当該市町村から要請がない限り、都道府県知事や他の市町村長が重ねて救助を行わないことを原則とする。

イ 市町村長が行う救助のうち法による救助（都道府県知事が行った救助）と認められる範囲は、原則、次に掲げる救助が対象となる。

（ア）委任された範囲内の救助

（イ）都道府県知事の指示により実施した救助

（ウ）市町村長が都道府県知事の補助として行った救助が原則で、事実上、都道府県知事が認める限りはその全てが対象となる。

ウ 市町村へ事務を委任した場合であっても、その救助の実施責任は都道府県であるので、都道府県は常にその状況把握に努め、万一、市町村において、事務の遂行上不測の事態が生じた場合等には、都道府県において委任元としての責任を持って市町村に対する助言を行う等、適切な事務の遂行に努めること。

エ 都道府県知事は委任した救助について、指定都市及び中核市に対しても、他の市町村と同様、密接に連絡を取り、状況の把握に努めること。

オ 救助の委任をした場合には、令第17条第1項の規定により、市町村長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を当該市町村長に通知すること。

また、物資や土地の収用等に係る法第7条から第10条までに規定する事務について救助の委任をした場合には、令第17条第2項の規定により、直ちにその旨を公示すること。

カ 救助の委任をした場合は、法第 30 条の規定により救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させる場合における当該繰替支弁にかかる費用の範囲及びその精算方法等に関する事務についても遺漏のないよう万全を期されたい。

6 応援による救助の実施

(1) 救助の応援ができる場合

ア 救助の応援は、①法第 14 条に基づく内閣総理大臣の応援指示を受けた場合、②被災都道府県から応援の要請を受けた場合、③あらかじめ締結された応援協定等に基づき自発的に行う場合等が考えられる。

イ 大規模災害等、災害の規模・態様によっては被災都道府県による被害状況の把握が遅滞することもあるので、周辺都道府県は、内閣府と連絡調整を図り、被災都道府県の被害状況の把握に協力することもあり得る。

ウ 同様に、被災都道府県による応援要請の遅滞も考えられるので、被災都道府県以外の都道府県は、次により、緊急を要する救助について、内閣府と連絡調整を図り、自主的に救助の応援ができる。

(ア) 救助の種類は、原則として特に緊急を要する救助とする。

(イ) 特に緊急を要しない救助については、原則として、被災都道府県の要請を受けた場合、内閣府と連絡調整を図った場合（法第 14 条に基づく内閣総理大臣の応援の指示を受けた場合を含む。）、又は、応援協定に基づく場合に行うこと。

(ウ) 自主的な応援を行おうとする都道府県は、あらかじめ内閣府と連絡調整を図り、救助の種類、程度、方法及び期間並びに費用負担等について内閣府と定めてから行うこと。

(エ) 救助の程度及び方法は原則として基準告示の範囲内で定めること。

ただし、被災都道府県からの要請があった場合、又は、内閣府と連絡調整を図った場合には、これを超えて救助できる。

エ 自主的な応援について協定が締結されていない場合であっても、周辺の都道府県は内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて法第 14 条に基づく内閣総理大臣の応援指示を受けるなどし、救助の応援を行うことができる。

(2) 応援要請の手続き

ア 都道府県知事は、救助の実施に関して他の都道府県知事の応援を必要とする場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請し、必要な協議を経た上で、応援を受けること。

(ア) 被害状況

(イ) 応援を要請する救助の種類及び期間

(ウ) 応援の場所

(エ) 応援を要請する職種別人員

(オ) 応援を要請する機械器具及び資材の品名並びに数量等

(カ) その他応援に関する必要な事項

イ 緊急やむを得ないときには、口頭、電話又はファクシミリ等により行うこととし、事後において文書により処理すること。

なお、あらかじめ締結した応援協定に別に定めがある場合はこの限りでないこと。

ウ 都道府県が応援要請を行う場合、次の点を勘案し、内閣府と連絡調整を図り実施するよう留意すること。

(ア) 大規模災害のときには、自衛隊、日本赤十字社等による救助も予想されるため、全国的な調整が必要となる可能性があること。

(イ) 他省庁との連絡調整を図り、救援物資の調達等に全国的な調整が必要となる可能性があること。

(ウ) 内閣府を窓口とすることにより、全国規模で各都道府県の役割分担等も調整しつつ、一度の要請で複数の都道府県へ応援要請が行えること。

(3) 応援派遣措置

ア 救助の応援を行う都道府県知事は、直ちに応援のためのチームの編成を行い、人員及び物資等を整備し、責任者を定めた上、応援をする都道府県に連絡して出発させること。

イ 応援をする都道府県に連絡が取れないときには、内閣府と連絡調整を図り出発させること。

ウ 応援派遣されるチームは、被災地での物資調達、その他の便宜供与等が困難な場合も想定し、食糧、水、テント、その他の日常生活用品、救助に必要な資材等を事前に準備し、携行するなど、自己完結型装備で被災地に入ること。

エ 応援のためのチームの指揮は、原則としてそのチームの責任者が行うこと。

オ 応援を受けた都道府県は、他の都道府県からの応援のためのチームが到着した場合、原則として、そのチームの責任者に対し、直ちに災害の概況を説明し、応援を受ける救助の程度、方法及び期間等を協議し、職務の分担を明確にすること。

カ 応援を受けた都道府県において対応ができないときには、応援のためのチームは、内閣府又は政府の設置した現地対策本部等と連絡調整を図ること。

(4) 国への情報提供

都道府県知事は、他の都道府県知事に対して救助の応援を要請したとき、又は他の都道府県知事の要請を受け応援隊を派遣する場合は、(2)に定める事項について内閣府へも情報提供すること。

(5) 応援に要した費用の負担について

ア 応援に要した費用を求償する場合には、救助の種類、期間等を明確にし、そのために支弁した費用の明細書、証拠書類等を添付して行うことを原則とすること。

なお、証拠書類としては、購入等の際に店舗から提供される請求書や領収書が一般的であるが、その際は単に「品代」としか記載されていない領収書ではなく、品目が明らかとなっているものを提供してもらい、証拠書類として添付すること。

なお、被災地での昼食や夕食代金については、社会通念上、是認できる範囲程度とすること。(酒類などを含む請求については、当然、国庫の負担の対象外となる。)

イ 救助の応援は、法第14条に基づく応援指示により行うもの、被災都道府県の要請により行うもの、あらかじめ締結された応援協定により行うもの等が考えられるが、いずれも法第20条に基づき被災都道府県に対し求償できること。

ウ 法第20条に基づき求償した経費は、当然、法による救助として国庫負担の対象となる。

エ 法第20条に基づき求償しなかった経費は、原則として法による救助に要した費用

として国庫負担の対象とはならないが、求償とは別に、応援都道府県が「見舞金」等を支出することは、法外のことであるので、随意に行ってよい。

(参考1) 災害救助法第20条の求償対象となる具体例（法第4条第1項各号関係）

応援内容		具体内容例	留意点
避難所・福祉避難所の運営	人的応援	<p>○避難所・福祉避難所の運営支援（避難所・福祉避難所の運営支援活動に限る）</p> <p>○DWAT（避難所・福祉避難所における活動に限る）の救護活動 ※DWAT=Disaster Welfare Assistance Teamの略</p> <p>○避難所における感染症対策に関する予防接種</p> <p>【具体的な求償対象経費】 応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費、燃料費</p>	受援県は避難所における予防接種を実施する際は内閣府と事前協議
	物的応援	<p>○救助実施主体の要請に基づき新たに購入した物品を避難所に提供</p> <p>○感染症の予防接種に要した医薬品、器具</p> <p>【具体的な求償対象物資】 ・毛布、段ボールベッド、パーティション、使い捨てトイレ、ブルーシート※、予防接種に必要なワクチン、医療器具等 ※ブルーシートは、避難所で床等に敷く際に使用するものに限る。</p>	受援県は避難所における求償対象物資を要請する際は予め内閣府と事前協議
応急仮設住宅の供与	人的応援	<p>○応急仮設住宅（建設型・賃貸型）に係る相談対応</p> <p>○建設型応急住宅の建設に係る事務（仕様書、見積額の確認等）</p> <p>【具体的な求償対象経費】 応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費、燃料費</p>	
住宅の応急修理	人的応援	<p>○応急修理に係る相談対応、契約事務（修理箇所、見積額の確認）</p> <p>【具体的な求償対象経費】 応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費、燃料費</p>	
炊き出し その他食品の給与	人的応援	<p>○避難所・福祉避難所における炊き出し（避難所・福祉避難所の運営支援活動除く）</p> <p>○避難所における被災者への弁当の配布</p> <p>○炊き出し用の食材等の管理・調達</p> <p>【具体的な求償対象経費】 応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費、燃料費</p>	
	物的	○救助実施主体の要請に基づき購入した食料品・調理器具などの提供（日持ちしない食料品を提供する場合は予め被災自	

	応援	<p>治体とも協議して実施すること。）</p> <p>○食料品・調理器具などの輸送（輸送に係る経費が過度な費用負担にならないよう受援県と応援県において調整を行った上で実施すること。）</p>	
飲料水の供給	人的応援	<p>○救助実施主体の要請に基づき給水支援（避難所における供給に限る）</p> <p>（給水車の運転、被災者の給水支援）</p> <p>【具体的な求償対象経費】</p> <p>応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費</p>	
	物的応援	<p>○給水車の借上げ</p> <p>【具体的な求償対象経費】</p> <p>応援に係る給水車の燃料費、給水車の借上費、修理費※</p> <p>※給水車の修理は災害に起因したものに限る。（例：二次災害による物損）</p> <p>※給水車の運転手の責めによる物損・人身事故等は救助費の対象外</p>	
医療・助産	人的応援	<p>○DMAT (DPAT)、救護班による避難所・福祉避難所における救護支援※</p> <p>（被災地の医療機関の開設状況を確認・把握しつつ実施すること。）</p> <p>【具体的な求償対象経費】</p> <p>医師、看護師、保健師の賃金雇上げ、応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費、食糧費、燃料費</p>	<p>医師の派遣を伴わない医療は対象外</p> <p>※法による医療は医療機関の機能停止や想定をはるかに超える患者が発生した場合に実施するものであることから、医師等の派遣期間等は予め被災自治体と協議して決定した上で派遣すること。</p>
	物的応援	<p>○避難所・福祉避難所における救護活動として使用した医薬品、医療器具等（医療用消耗品を含む）</p> <p>【具体的な求償対象経費】</p> <p>被災地の実状に応じた医療を実施するための医薬品、医療用器具、消耗品</p>	
災害ボランティアセンターの設置・運営	人的応援	<p>○災害ボランティアセンターにおける救助と災害ボランティア活動との調整事務</p> <p>【具体的な求償対象経費】</p> <p>応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、旅費</p>	

（参考2）災害救助法第20条の求償対象となる業務の具体例（法第4条第2項関係）

応援内容		具体内容例	留意事項
避難所・福祉避難所の運営	人的 応援	広域避難における ○避難者の避難所・福祉避難所への避難誘導（添乗） （避難行動要支援者の移動の手伝いなど） ○受入可能な避難所・福祉避難所の開設準備 ○避難所における感染症対策に関する予防接種 【具体的な求償対象経費】 応援に係る職員の超過勤務手当（給与除く）、燃料費	おそれ段階の受援県に対する応援は、通常の応援職員の派遣とは異なり、応援県に避難する被災者の受入れ調整（左記の応援内容）となる。
	物的 応援	○救助実施主体の要請に基づき新たに購入した物品を避難所に提供 ○感染症の予防接種に要した医薬品・器具 【具体的な求償対象物資】 ・毛布、段ボールベッド、パーティション、使い捨てトイレ、ブルーシート※、予防接種に必要なワクチン、医療器具等 ※ブルーシートは、避難所内で床に敷く際に使用するものに限る。	

7 関係職員の派遣

災害対策基本法に基づく災害時における職員の派遣については、次の理由により、災害救助関係者又は保健・福祉関係職員についても特段の配慮をすることが望まれること。

- (1) 災害救助業務の担当職員は数も限られ、かつ、被災経験のない職員が多いと予想されるので、大規模な災害が発生した場合、比較的近い時期に被災の経験を有する都道府県知事は、災害救助業務を経験した職員の派遣等に配慮すること。
- (2) 大規模な災害が発生した場合、地域・家族等の介護機能等が低下し、福祉需要等の増加が予想されるが、被災地では災害救助業務に多くの要員が割かれることも想定されるので、保健・福祉担当職員の派遣等について配慮すること。
- (3) 精神的な打撃のため需要等が顕在化しない被災者も想定されることから、できる限り被災者の話を聞くことが被災者の需要を的確に把握することとなり、また、被災者の精神面の立ち直り、ひいては生活再建に有効であることもあるので、できる限りの保健・福祉担当職員等の要員確保が重要であること。

8 国の機関の派遣費用

災害対策基本法に基づく災害時における警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の派遣にかかる費用については、原則として、それぞれの業務の範囲内として考えられ、それぞれが負担することが通常であるが、特に自衛隊の派遣の際には、その経費の一部を請求されることがある。請求される経費については、都道府県知事と派遣元部隊長との間の契約により決定されるが、当該請求経費を法による救助の一環として国に請求する場合には、以下について注意されたい。

- (1) 自衛隊との契約の際には、応援要請を行ったからと遠慮することなく、県が支払うべきものと支払わないものとを判断した上で、契約を行うこと。
- (2) 物品等の購入については、事後に請求書により処理するのではなく、事前に購入につい

てよく相談するよう要請し、法による国庫負担の対象として処理する必要がある場合は、事前に国とも相談すること。

- (3) 自衛隊が隊員のためのみに使用するもの（仮設トイレやカイロ等）は法による国庫負担の対象外であること。

9 救助に要した機器・備品等の取扱い

法による救助は、災害により被災するおそれのある者又は被災した者に対する応急的な救助であるので、次の点に留意する必要がある。

- (1) 機器・備品等については、原則として借上費のみを対象経費とするが、借り上げることが著しく困難なものについては、購入費等についても対象経費とできる。
- (2) (1) の場合、これらについては、使用後に、換価処分できるものは換価処分をし、当該収入金額を救助に要する費用から控除することを原則とするが、社会通念上、使用済みのもので換価が著しく困難と判断されるものについては、換価しないで差し支えない。
- (3) 実際に使用されなかった機器等であっても、混乱時の実態把握が困難な時期において、被災者の救助に万全を期する観点から、真にやむを得ない事情にあるものについては、支出できる費用として認められることがある。

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定めることとされており、一般的には次により取り扱うこととしているが、この取扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

通常、この内閣総理大臣が定める基準を一般基準と言ひ、一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準を特別基準と言っている。

災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

1 避難所の設置

(1) 趣旨

ア 災害が発生するおそれがあり事前避難を実施するとき、又は災害が発生したときには、あらかじめ指定した指定避難所の被災状況、周辺の火災からなどの延焼の可能性、その他の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、法による避難所を設置すること。

イ 災害発生のあるおそれがある段階において、国が災害対策本部を設置した場合には、広域避難などを円滑に実施するため、災害を受けるおそれがある方に必要となる救助について災害救助法の適用を可能とするものである。

このため、主に以下のものを救助の対象とする。

(ア) 大規模な避難、その他避難の実施に必要となる避難所の供与

(イ) 高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送（「15 輸送費及び賃金職員等雇上費」参照）

ウ あらかじめ指定した指定避難所だけでは不足した場合は、次の点に留意して、必要な避難所の確保を図ること。

(ア) 法による避難所は、原則として、指定避難所を利用し、指定避難所だけでは受入施設が量的に不足する場合に公共施設等を利用すること。

(イ) これら適当な建物を得難い場合は、その他の既存の建物を利用して差し支えない。

ただし、民営の旅館又はホテル等を借り上げて避難所を設置する場合は、緊急やむを得ない切迫した事情にある場合を除き、内閣府と連絡調整を図り実施すること。

(ウ) 既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先すること。

また、できる限り生活面での物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設を利用することが望ましいが、物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を利用する場合で長期化が予想されるときには、高齢者・障害者等が利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に配慮すること。

(エ) 既存の建物を得られないときには、野外に応急仮設建築物、テント、個々に移動や設置が可能な、いわゆるトレーラーハウスその他のものといった多様なタイプのものを設

置あるいは設営して実施して差し支えない。

エ 法による避難所の設置に当たっては、円滑な救助を実施するため、救助活動の拠点となる施設又は土地の確保にも配慮して設置すること。

オ 市町村は、要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、福祉避難所や一般の避難所内に要配慮者のためのスペース（以下「要配慮者スペース」という※。）を設置するよう努めること。その際、要配慮者は、何らかの特別な配慮を必要とする者であることに留意すること。

※要配慮者スペースは、一般の避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者のためのスペースで、生活相談員を配置しないなど、指定福祉避難所の基準等は満たしていないが、要配慮者のために何らかの配慮がなされているスペースをいう。

カ 市町村が法による避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、避難所開設の日時及び場所、設置数及び避難人員、並びに開設見込み期間等を、ただちに電話又はファクシミリ等により都道府県に連絡（事後において文書により連絡）すること。都道府県は、市町村から連絡を受けたら、遅滞なく内閣府に報告すること。

（注）通常は通知による委任を受けて避難所を設置した場合を想定しているが、通知による委任を受けていない市町村が都道府県の補助として法による避難所を設置したときには、法による避難所として設置されたものと認定する必要があるため、速やかに都道府県に連絡し、その指示を受けなければならない。

キ 感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じること。

ク 法による避難対象者を具体的に示すと、次に掲げる者が考えられるが、次の者は例示であり、現に避難を要する者については、法による救助により避難生活させて差し支えない。

（ア）災害が発生するおそれがある段階で、国の災害対策本部が設置された場合に、災害救助法が適用された市町村において、広域避難等の事前避難を実施する者

（イ）住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等、災害により現に住家に被害を受け、居住する場所を失った者（住家に被害を受けたが居住に支障をきたさない者を除く。）

（ウ）自家には被害がないが、ホテル及び旅館等の宿泊者、一般家庭への来客並びに通行人等で、現実に災害に遭遇し避難生活しなければならない者

（エ）市町村長等による避難勧告等が発せられたため避難場所に避難し、その後、避難所で避難生活しなくなった者

（オ）特段の事情（例えば、赤ちゃんがいるため周りに迷惑がかかるなどの理由）により、避難所に避難をしていない在宅で避難生活を送っている者に対しても、避難所で配布している物資（食料・水等（おむつ、生理用品、乳児用ミルク等も含む））・「住まい」や「生活環境」に関する行政からの正確な情報等について、避難所に取りに来られた場合は配布すること。

また、避難所に併設される救護所等がある場合は、医師・保健師等による健康相談等のサービスの提供についても行うこと。

（注1）法による避難所の対象者は、災害により住家に被害を受け、現に避難を要する状態にある者のほか、災害による住家の被害はないが、災害のため現に避難を要する状態にある者とする。

（注2）現に避難を要する状態にある者としては、住民以外の者（外国人を含む。）もその状態にある地において対象となる。

(注3) 現に避難を要する状態とは、通常は、避難者の主観によるものではなく、都道府県又は市町村の職員等（以下、「地方自治体職員等」という。）の客観的な判断によるものでなくてはならない。

(注4) 都道府県知事又は市町村長、あるいは警察、消防等の避難勧告がなく、個々の住民が自ら危険と判断し避難した場合、通常、それは、都道府県知事又は委任を受けた市町村長等の行った救助とは見なし難い。

しかしながら、四囲の状況等を勘案し、都道府県知事又は委任を受けた市町村長が現に避難を要する状態にある又はあったと認めるときに、それを法による救助として認めることは差し支えない。

(2) 期間

法による避難所の開設期間は次により定める。

ア 災害が発生するおそれ段階においては、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなったときに救助を終了するものとする。

また、災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示し、同時に法第2条第1項による救助を行う旨を公示すること（法第4条第2項の避難所の供与は当該公示をもって終了となる。）

イ 発災後、法第2条第1項による避難所の開設期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の開設が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が7日を越える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

ウ イにより開設期間を定められない場合は、とりあえず法による避難所の開設期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

エ イ及びウのいずれの場合も、定められた期間内に避難所を閉鎖できない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により開設期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

ア 法による避難所の設置のために支出できる費用は、基準告示に定める額以内の額とする（基準告示に定める福祉避難所はさらに通常の実費が加算できる）。

(ア) 計算に当たっては、市町村毎に1人1日当たりの額で計算すること。

(イ) 昼間又は夜間のみの避難生活であっても、(ウ) の場合を除き、原則として1日・1人して計算して差し支えない。

(ウ) 夜間のみの避難生活で、朝に閉鎖し同日の夜に再び開設した場合等は1日として計算し、2日とは計算しないこと。

また、同様に避難所から朝に退所した者が同日の夜に避難所入所した場合等は1人として計算し、2人とは計算しないこと。

(エ) 10月から3月の間で特に採暖等のための経費が必要などときには、内閣府と連絡調整の上、必要額を加算できる。

イ 法による避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理に必要な費用で、具体的には、概ね次に掲げる費用である。災害が発生するおそれ段階における避難所の設置、維持及び管理のための費用については、建物の使用謝金や光熱水費とする

が、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。

(ア) 法による避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費用

- ① 大規模な災害で避難所が足りない場合に急遽避難所として使用せざるを得ない既存建物の応急補修工事等、避難所の施設等のみでは対応できない場合の応急仮設建築物建設工事及び閉鎖時の既存建物等の現状復旧工事並びにテント設営に必要な費用、その他、機器の借料及び消耗器材の購入に必要な費用等である。
- ② ①に定める経費の外、避難所の維持・管理等のソフト面から必要な各種の費用も考えられるが、これらについても、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で支出することは差し支えない。
- ③ 避難所の設置、維持及び管理のために必要な費用であつて、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えることが予想される場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(イ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費

- ① 避難所の管理等は、通常は地方自治体職員等が被災者自身を含む地域住民等の協力を得て行うことから、避難所の設置、維持及び管理のために必要な経費として支出しないことが一般的である。
この場合の地方自治体職員等の超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当等（以下、「時間外勤務手当」という。）は、救助の事務を行うのに必要な費用（以下、「救助事務費」という。）とする。
- ② 被災者の整理及び受付並びに避難所の警備等は、その様態により判断されるべきものであるが、原則として、①の「避難所の管理等」と同様に取り扱うものとする。
特別な事情にあり、被災者の整理及び受付並びに避難所の警備等のために賃金職員等を雇い上げたときには、一般的には、避難所の警備等については避難所設置のため支出できる費用で、被災者の整理及び受付等は、その時期や様態等により、いずれになじむかによって判断して差し支えない。
- ③ 避難所の管理及び警備に当たる者等を地方自治体職員等で対応できないため、施設管理者を管理責任者とする場合を含め、最小限必要な賃金職員等を雇い、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で支出することは差し支えない。
ただし、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額を超えると予想される場合は、内閣府と連絡調整を図ること。
- ④ その他、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で最小限の賃金職員等を雇い上げることは差し支えないが、これを越えると予想される場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(ウ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費

- ① 避難所の設置、維持及び管理のための消耗器材費は、避難所として利用する建物の設置、維持及び管理に必要なものの外、避難者が避難所において共同で利用する性格のものを購入する経費等である。
- ② 避難者が避難所において共同で利用する消耗器材としては、具体的には、乾電池、

ポリ袋、掃除用具（掃除機を除く。）、石鹼、マスク、消毒液、段ボールベッド等が考えられる。

- ③ 避難者へ配付する毛布等、避難所において個人の用に供する物品等は、原則として被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与によることとし、避難所設置のため支出できる費用には含まれない。

ただし、大規模災害等により、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を早急にできないため、不特定多数の利用を想定した毛布等、被災者が共同で利用する物品を準備する場合は、この限りではない。

- ④ 避難所の管理事務に必要な帳簿、用紙、その他の文房具類等の費用は、原則として救助事務費によることとし、避難所設置のため支出できる費用には含まれない。

ただし、例えば、公衆電話等に備え付けるメモ紙、筆記用具等、避難者の便宜のため、避難所に備え付ける文房具類は、避難所の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材費として支出できる。

- ⑤ 避難所の建物の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材は、既存建物の応急補修、改造及び閉鎖時の原状復旧工事並びに応急仮設建築物及びテント設営等に必要な消耗器材である。

- ⑥ 一般の避難所内に要配慮者スペースを設置して要配慮者を避難させた場合、対象者の特性に配慮して必要となる消耗品等は、避難所の設置、維持及び管理のために必要な消耗器材費として支出できる。

- ⑦ その他、基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で避難所の設置、維持及び管理のために最小限必要な消耗器材を購入することは差し支えないが、これを越えると予想される場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(エ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金等

- ① 避難所として利用する既存建物は、通常は、公の施設等は無償で借り上げることを原則とする。

- ② 避難所の設置、維持及び管理のための建物の使用謝金等は、謝金を支払わなければ借り上げることができない私人又は民間企業等の所有する建物を利用せざるを得ない場合などに支出することを原則とする。ホテル又は旅館等を借り上げて避難所を設置する場合の借り上げ料等は、緊急やむを得ない切迫した事情にある場合を除き、内閣府と連絡調整を図り実施すること。

- ③ 他の地方公共団体等の所有する建物を利用する場合で、当該建物を所有する団体の条例等の定めにより、使用謝金を支払わざるを得ないときには、定められた額以内の支出は差し支えない。

- ④ 被災都道府県又は市町村が所有する公の施設等を利用する場合は、通常、建物の使用謝金を支出することは考えられないこと。なお、当該施設等の管理等について、当該都道府県又は市町村が指定する者（以下「指定管理者」という。）が行う場合についても同様であること。

- ⑤ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で、②、③、④により建物の使用謝金を支払うことは差し支えないが、これを越えると予想される場合は内閣府と連絡調整を図ること。

- ⑥ 災害が発生するおそれ段階における建物の使用謝金等についても①～⑤によるも

のとする。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。

- ⑦ 避難所閉鎖時の既存建物の原状復旧工事費は、直接工事を実施し、それに必要な経費の支出を想定しているが、建物の使用謝金に適正な額を加えて支出し、所有者に工事させることも差し支えない。

この場合については、地方公共団体等の所有する建物へ謝金として支出することも差し支えない。

(オ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費又は購入費

- ① 器物の使用謝金、借上費又は購入費

- a 避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金、借上費又は購入費は、避難所に整備する機械・器具・備品類の使用謝金、借上料又は購入費（運搬のための労務費等を含む）である。
- b 機械・器具・備品類等を具体的に例示すると、畳、カーペット、冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、体温計等が考えられる。なお、カーペット、毛布等のクリーニング料、リパック料は救助費として認められる。
- c 避難所として利用する施設等に既に設置されている電話を利用する場合に設備の使用料として使用謝金を支出して差し支えない。この場合、基本利用料等は(カ)によることとし、通話料は、個人の利用については利用者負担とし、救助事務に必要な通話費用は、救助事務費で整理するが、安否確認等、避難所運営に必要と認められる通話料は、使用謝金に含めて支出して差し支えない。

新たに電話を増設する場合の設置費用は、ここでいう借上費又は購入費によることも考えられるが、一般的には仮設電話の設置が考えられ、「仮設便所等」の「等」で読み、仮設設備の設置費で対応することとなるので、(キ)を参照すること。

- d 冷暖房機器、掃除機、テレビ、ラジオ等は、災害発生直後は既存のもの（使用謝金等）で対応し、設置期間の長期化等により必要が生じたときには増設していくことが現実的な対応であろう。
- e 建物の備品等の破損弁償費については、地方公共団体等の所有するものも含めて、避難所の設置、維持及び管理のための器物の使用謝金又は借上費として支出して差し支えない。
- f 災害が発生するおそれ段階については、夏期のエアコンや冬期のストーブの設置など、やむを得ずその他の救助が必要となる場合は、内閣府と協議すること。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。

なお、使用謝金等の積算内訳に備品等の破損弁償費等が含まれている場合であっても、通常の使用謝金等に含む範囲を超えている破損弁償費等については別に支出して差し支えない。

- ② 器物の借上費又は購入費の取扱いの考え方

- a 器物等については、避難所という一時的な性格を勘案し、借り上げを原則とする。ただし、救助の万全を期するため、緊急に借り上げることが困難な場合、あるいは借上費より購入費が安価な場合等に購入を認めることとしたので留意すること。
- b 購入した器物は、避難所閉鎖時には、原則として残存資材等として換価処分できるもの（社会通念上換価が困難なものを除く。）は換価処分し、当該収入金額は避

難所設置費用から控除すること。

- c 長期間の使用等により、事実上換価が困難となったものは、社会通念上換価処分が困難なものとして差し支えない。

(カ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための光熱水費等

- ① 避難所の運営に必要な光熱水費については、原則として避難所として利用することにより必要となった費用のみが対象となる。
- ② 公の施設等を利用したときの光熱水費は、原則として、基本利用料は対象としないこととし、使用量に見合う使用料のみ対象とすること。施設等の管理等について、指定管理者が行う場合についても同様であること。
- ③ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物全体を避難所として利用し、他の目的に利用していない場合は、基本利用料を含め、その全部を支出しても差し支えない。
- ④ 私人又は民間企業等の所有する施設の建物の一部を利用して設置した場合は、基本利用料を含め、合理的な一定の比率（建物面積の割合等）を乗じて得た額について支出して差し支えない。
- ⑤ 災害が発生するおそれ段階における光熱水費等についても、①～④によるものとする。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。
- ⑥ 特別の事情により、以上により難しい場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(キ) 法による避難所の設置、維持及び管理のための仮設便所等の設置費

- ① 仮設便所等の設置費は、必要に応じて整備されるその他の仮設設備の借上料並びに設置及び撤去のための工事費（工事事務費を含む。以下同じ。）等である。
- ② その他の仮設設備を具体的に例示すると、臨時外灯設備、仮設電話、ファクシミリ、簡易調理室、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機等の借上料等を含む。）、仮設スロープ、プライバシー確保用簡易間仕切り設備等が考えられる。

（注1）災害発生直後は既存建物の整備等を利用することで対応し、設置期間の長期化等により必要が生じた場合に新・増設していくことが現実的な対応であろう。

（注2）災害の際に避難所に設置する仮設電話の通話料等は、通常はNTTによる無料サービスの活用が考えられ、その他についても救助事務費や利用者から徴収する方法も考えられるが、これらにより難しいときには、内閣府と連絡調整を図ること。

- ③ 災害が発生するおそれ段階については、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置など、やむを得ずその他の救助が必要となる場合は、内閣府と協議すること。なお、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。
- ④ その他、必要な設備を設置するための既存建物の応急補修・改造工事及びこれに伴う閉鎖時の原状復旧等の工事費（当該既存建物に隣接するグラウンドなど建物と直接関係がない部分の原状復旧等の工事費は含めない。）も含まれる。
- ⑤ 基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の額以内で、必要に応じて各種の仮設設備を整備することは差し支えないが、これを越えると予想される場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(ク) その他の経費については、その他の救助又は救助事務費で対応すべきものを除き、法による避難所設置のための費用に含まれると解されるものは、基準告示に定める費用の額以内で支出して差し支えない。

- (ケ) 法による避難所の設置、維持及び管理のために必要な経費と救助事務費として整理すべき費用が分かちがたい場合は、その総額を通常各々の経費として利用されると考えられる割合で整理して差し支えない。
- (コ) その他、基準告示に定める費用の範囲を超え、法による避難所の設置、維持及び管理のための費用が必要な場合は、内閣府と連絡調整を図ること。
- (サ) 内閣府と連絡調整の上、特別な事情により基準告示に定める避難所設置のため支出できる費用の範囲を超える支出が必要な場合には、次により特別基準を設定すること。
- ① 特別基準の設定は事前に内閣総理大臣との協議が必要であるが、避難所に係る経費については、緊急を要するケースが多いことから、内閣府への電話等による連絡を、そのまま内閣総理大臣への協議と解し、電話等で回答し、その後に文書等による処理を行うこともある。
 - ② 突発的な緊急事態が生じ、内閣府と事前に協議する暇がないなど、真にやむを得ない事情があるものは、事後報告により認められることもあるので、関係書類の収集、整理、保存を図り、速やかに報告すること。
- ウ 避難者の整理、受付、管理等に当たる地方自治体職員等の時間外手当は原則的には、救助事務費として整理すること。
- (注) その他、賃金職員等雇上費として支出するものを除き、避難所の管理等を行うために直接必要な経費（精算事務等に係るものを除く）は、原則として法による避難所設置のために必要な経費に含めて差し支えない。

(4) 留意点

- ア 市町村（都道府県）は、法による避難所の設置や運営管理を適切に行う責務を有することから、避難者の協力を得て、運営管理を適切に行うため、管理責任者を配置し、災害発生時には、当該管理責任者と緊密に連携し、避難所の状況を把握しながら、必要な措置を講ずるよう努めること。
- なお、管理責任者は、原則として市町村（都道府県）職員とすることが望ましいが、必要に応じて、市町村（都道府県）との連携体制を確保しつつ、施設管理者や近隣住民の代表者等を充てることとして差し支えない。
- (ア) 災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されているため、施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てて差し支えない。
- (イ) 市町村（都道府県）職員が、自らの被災や交通機関の途絶等により出勤できないために、十分に確保できない等の特別な理由があり、管理責任者を他に得る手段がない場合には、臨時職員の雇用も考慮して差し支えないこと。
- (ウ) 災害発生直後から当面の間、管理責任者は昼夜での対応が必要になることが予想されるため、できる限り早急に交替ができるように体制整備には特に配慮すること。
- (エ) 避難所の管理責任者は、避難者等の協力を得て、概ね次の業務を行う。
- ① 避難所に避難した避難者の人数、世帯構成、被害状況、救助に当たり特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握し、避難者名簿を整備すること。
 - ② 避難者名簿に基づき常に避難者の実態や需要を把握し、救助に特別な配慮を要する者を把握した場合は、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うこと。
 - ③ 避難所に必要な食料・飲料水その他必要な生活必需品の過不足を把握し、過不足を

調整するため、常に、市町村等の行政機関（災害対策本部）や近接する他の避難所と連絡をとること。

- イ 市町村（都道府県）は、法による避難所を設置した場合、避難して来るすべての被災者を適切に受け入れることが望ましいこと。また、地域の実情や他の避難者の心情等も勘案しながら、すべての被災者を適切に受け入れる方策を検討することが望ましいこと。

【参考】

台風第19号に備えて開設した避難所で、路上生活者を「区民ではない」という理由で受け入れを拒否した一方、区外に住む人たちを受け入れていた事案が発生。

路上生活者も含めた避難計画を策定することが望ましい。

- ウ 市町村（都道府県）は、発災後に法による避難所を設置した場合、速やかに「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」を行い、避難生活に必要な被服、寝具、日用品等を配付すること。
- エ 市町村（都道府県）は、法による避難所を設置した場合、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、女性の参加に配慮した自治組織を育成し被災者自身による自発的な避難所における生活のルールづくりを行わせるなど、避難者による自主的な運営が行われるように、その支援方法について配慮すること。
- オ 市町村（都道府県）は、法による避難所を設置した場合、避難所における個別的な需要の把握や防犯対策を進めるため、警察等と連携し各避難所への巡回パトロール等について配慮し、避難所の治安・防犯等の観点から、真に必要なやむを得ない理由がある場合は、警備員等の雇用も考慮して差し支えない。
- カ 市町村（都道府県）は、発災後に法による避難所を設置した場合、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者の特性に配慮し、必要な支援を実施すること。
- キ 市町村（都道府県）は、発災後に法による避難所を設置した場合、被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難所外被災者の情報入手を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を設置すること。
- また、機器に不慣れな高齢者・障害者等についても、情報ボランティアとの連携、協力等により情報に接することができるようにするとともに多様な情報伝達手段を講じるなどの配慮をすること。
- ク 市町村（都道府県）は、法による避難所を設置した場合、避難所に対して、各種の避難生活に必要な情報、生活復旧に関する情報等、できる限り被災者に必要な情報の提供が図られるよう努めること。被災者に対する情報提供は、他の救助と比較して、ややもすれば緊急性の低いものと考えられがちであるが、被災者の不安感の軽減を図り、円滑な復旧・復興につなげるために極めて重要であるので、特段の配慮が必要である。
- ケ 発災後に法による避難所を設置する場合に、その設備等として整備できることとされている設備・備品等は、全てを当初から整備する必要はなく、むしろ当面は最低限必要なもののみを整備し、迅速に避難所を設置することがより重要である。
- コ 法による避難所を設置した場合は、予想される設置期間、既存の設備の状況及びその利用状況等を勘案し、衛生管理対策を含めた生活環境の改善策等を速やかに講じること。
- （ア）避難所を設置したときは、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、暑さ寒さ対策、避難スペースの確保等に配慮すること。
- （イ）避難所の長期化に伴い改善が必要なものとしては、プライバシーの確保、入浴及び洗

濯の機会の確保、情報提供等があり、原則としてリースで新・増設する設備等の具体例としては次のようなものがある。

- ① 畳、マット、カーペット、簡易ベッド、段ボールベッド（代用品等を含む。）
- ② 間仕切用パーティション、仮設スロープ
- ③ テレビ、ラジオ、冷暖房機器
- ④ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑤ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑥ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑦ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑧ その他必要な設備備品

(ウ) 各種設備の新・増設を行うときは、併せて必要な電気容量の確保等についても配慮すること。

また、情報提供については、機器等の整備も必要であるが、最も重要なのは、必要な情報が何かを把握し、それを如何に収集し、的確に提供するかにあるので、これらについて特に留意すること。

- サ 災害発生直後の混乱期を経過した後には、できる限り速やかに、車椅子、簡易トイレ、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者班や要配慮者のための相談窓口を設置すること。
- シ 避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合は、避難所の集約に合わせて、小部屋がある等生活環境の良好な施設の利用についても配慮すること。
- ス 定められた避難所以外の場所に避難生活した被災者についても、次の点に留意の上、その支援を図ること。
- (ア) 連絡先の広報を通じ避難者等から連絡させるなどの方法を講ずるほか、関係機関等との連携を図るなどし、定められた避難所以外の場所に避難生活した被災者の状況を把握し、食料・飲料水、生活必需品等の供給に配慮すること。
- (イ) 定められた避難所以外の場所に避難生活した被災者に対し、状況が落ち着いた段階で安全性への配慮がなされ、仮設トイレ等の仮設設備が整い、各種救助が確実になされる定められた避難所で避難生活するようあらかじめ周知し、理解を得ること。
- セ 避難所の設置は応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図ること。
- (ア) 学校については教育機能の早期回復を図ること。
- (イ) 避難所の早期解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを速やかに行うこと。
- ソ 災害が発生するおそれ段階において避難所を設置する場合については、災害発生のあるおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置した場合には、広域避難などを円滑に実施するため、災害を受けるおそれがある方に必要となる救助について災害救助法の適用を可能とするものであるため、主に大規模な避難、その他避難の実施に必要な避難所の供与を救助の対象とする。

（５）福祉避難所等

福祉避難所及び一般の避難所内に要配慮者スペースを設置した場合の取扱いに当たっては、次の点に留意すること。

ア 市町村が法による福祉避難所を設置した場合、国や都道府県が円滑に支援を行えるよう、市町村及び都道府県は、福祉避難所である旨の情報を加えた上で、（１）のエの連絡及び報告を行うこと。

イ 福祉避難所及び要配慮者スペースの対象者は、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者とし、その家族まで含めて差し支えない。

なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の入所対象者は、それぞれ介護保険法に基づく緊急入所等を含め当該施設で適切に対応すべきであるので、原則として福祉避難所及び要配慮者スペースの対象者として予定していないこと。

（ア）特別養護老人ホーム等の入所対象者は、本来入所すべき施設で適切なサービスを受けられるようにすべきであり、必要であれば緊急入所等を活用し、これら施設が対応すべきである。

（イ）福祉避難所及び要配慮者スペースで提供できるサービスの水準には限界があり、施設入所対象者は対象としないという前提でのサービスの水準である。

（注）福祉避難所及び要配慮者スペースの対象者を介助する家族等を対象者とともに避難させることは差し支えないが、その者の取扱いに当たっては、原則として福祉避難所及び要配慮者スペースの対象者とは解せず、通常の避難所の対象者として解すること。

ウ 指定福祉避難所として指定していない特別養護老人ホーム等の介護機能を有する施設を発災後に福祉避難所として設置した場合には、避難者へ安心感を与えるなどの好ましい面もあるが、次の点に留意すること。

- ① 緊急入所等を行う施設としてその機能をあらかじめ確保しておく必要があること。
- ② 緊急入所等を行うのに伴い、施設面及び人的な面からも、受け入れ体制に不足が予想されること。
- ③ 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすいこと。
- ④ 入所対象とならないものがそのまま入所し続け、平常時に復した際の施設運営に支障をきたすおそれがあること。

エ 指定福祉避難所として指定していない公的な宿泊施設又は旅館、ホテル等を発災後に福祉避難所として設置した場合には、次の理由から、当該施設の通常の利用料金を下回る額で対応することを原則とする。

- ① 公的な宿泊施設又は旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするからである。
- ② 後述のとおり、福祉避難所の設置、維持及び管理を委託することはできるが、この場合、当該施設で通常提供されるサービスの提供を求めるものではなく、福祉避難所の運営等を委託するものである。

オ 福祉避難所において要配慮者の相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サ

- ービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮すること。
- カ 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとること。
- キ 福祉避難所及び要配慮者スペースの対象者は固定的でないので、対象者をあらかじめ把握していないときには勿論、あらかじめ把握しているときにも、被災直後の混乱期から一定期間を経過した後は、避難所に対象者が避難していないか調査すること。
- ク 福祉避難所及び要配慮者スペースの設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めること。
- ケ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、次の考え方により施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託できる。
- （ア）災害時における市町村の要員不足等も勘案し、各々の役割や機能等を最大限活用できるようにするため、委託できること。
- （イ）老人福祉センター等の場合は、本来的事業又は臨時的に本来的事業に関連した緊急一時的な事業を受託したものと見なせること。
- （ウ）入所施設等の場合は、災害時に当該施設等が地域社会の一員としての役割を果たすため、緊急的かつ一時的に行う地域交流事業の一つを受託したと解せられること。
- コ 都道府県知事又は救助の委任を受けた市町村長は、施設等の設置者へ福祉避難所の運営の一部又は全部を委託した場合、その他の救助の一部又は全部を併せて委託することができる。
- （ア）福祉避難所の運営と併せて委託する救助として、炊き出しその他による食品の給与のほか、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の一部又は全部について委託することが考えられる。
- （イ）その他の救助の一部又は全部を委託する場合、委託先の施設等の被災状況や、利用可能な設備及び要員の状況を勘案の上、当該施設の設置者に過度の負担を課さないよう留意すること。
- サ 福祉避難所の精算に当たっては、避難所の給与のほかにも救助の一部又は全部を委託した場合、各々の救助種目毎に整理することを原則とすること。
- ただし、一定の救助の全部を委託し、他の救助との重複が生じないときには、実施した救助種目を明記し、福祉避難所の費用として一括して精算することも特例的に認められる。
- 併せて、炊き出しその他による食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与等を委託したときには、当該救助のため支出できる費用の全部又は一部を加算した額でこれらの救助全体を行って差し支えない。
- シ 福祉避難所の事業内容は、避難所の運営及び日常生活上の支援を含めた生活に関する相談等であり、福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- ス 福祉避難所及び要配慮者スペースの設置のために加算される費用は、一般的には、次に掲げることを行うために必要な当該地域における通常の実費が考えられる。仮に、介護サービス事業所でショートステイ等の介護サービスの提供を受けていた利用者が、同じ施設内の福祉避難所に移った場合には、ショートステイ等の延長ではなく、福祉避難所として

の支援を受けることになる。そのため、このような場合には、介護保険の支援限度額を超えたショートステイ等の費用を災害救助費で支弁するわけではなく、支弁できるのは以下のとおりである。

- (ア) 対象者の特性に配慮し、生活し易い環境整備に必要な仮設設備並びに機械又は器具等の借り上げに必要な経費（工事費を含む。）であって、避難所の設置のために支出できる費用で不足する経費
- (イ) 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材等の購入費
- (ウ) 概ね10人の福祉避難所の対象者に1人の相談等に当たる介護員等を配置するために必要な経費

なお、相談等に当たる介護員等は、必ずしも福祉避難所に常駐する必要はなく、避難対象者に応じて確保すること。また、福祉避難所の対象者数に、介助等のために一緒に避難した家族等の数は含まない。

セ 福祉避難所及び要配慮者スペースの設置のために加算できる費用の額は、実額をもって定められていないが、通常、特別な理由がない限り、次により老人短期入所施設等の社会福祉施設等の運営に要する1人1日当たりの費用を大幅に下回ると想定されている。

- (ア) 加算額が社会福祉施設等の運営費を大幅に下回ると考える理由
 - ① 特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等の対象者は、緊急入所等を含め当該施設等で対応するので、通常は福祉避難所の対象とならないこと。
 - ② 下記(イ)の①に定めるとおり、福祉避難所における福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定していること。
 - ③ したがって、災害時であってもこれら施設等の運営に要する費用を上回る費用が必要になることは考えにくい。

(イ) 福祉避難所における在宅福祉サービス等

- ① 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、介護保険法等の福祉各法による在宅福祉サービス等の提供は、福祉各法による実施を想定しており、本法による救助としては予定していない。
- ② 福祉避難所及び要配慮者スペースの運営に当たっては、保健福祉部局又は関係機関等と十分な連携を図り、各々で必要な対応が図られるよう十分に配慮すること。

ソ 福祉避難所及び要配慮者スペースの設置期間は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましいので、次に掲げる制度等を活用し、早期退所が図られるように努め、通常の避難所の設置期間内に解消すること。

(ア) 関係部局と連携を図り、シルバーハウジングへの入居又は社会福祉施設等への入所（緊急入所等を含む。）等を積極的に活用すること。

(イ) 基準告示第2条第2項に定める応急仮設住宅（福祉仮設住宅）等への入居を図ること。

タ 市町村（都道府県）は、福祉避難所や要配慮者スペースの閉鎖に当たっては、避難者の退所について責任を持って対応することとし、いやしくも施設等に委託したまま放置しないこと。

（６）ホテル・旅館等

- ア 避難所での避難生活が長期にわたる場合や、あらかじめ指定した指定避難所だけでは避難所が不足する場合等においては、ホテル・旅館等を避難所として活用することができる。
- イ ホテル・旅館等の利用については、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を有する者）及びその家族が優先的に利用するものとする。
- ウ 利用を認める期間は、上記（２）期間に掲げる期間と同様とする。
- エ 利用できるホテル・旅館等の範囲は、原則として、被災市町村と同一の市町村内のホテル・旅館等とする。同一の市町村内では必要な部屋数の確保が困難である場合又は要配慮者向けの施設設備が整っていない場合等には、近隣の市町村のホテル・旅館等を利用することも可能である。その場合、遅滞なく内閣府に報告すること。
- オ ホテル・旅館等の利用のために支出できる費用は、室料・食事料等を含めた基準額として、1人1泊税込7,000円以内とする。
- （ア）ホテル・旅館等で通常提供されるサービスの全てを提供することを求めるものではなく、主として避難所としての場所の提供等を受けることを原則とするため、当該ホテル・旅館等の通常の利用料金を下回る額で対応すること。
- （イ）ホテル・旅館等において提供されるサービスは、避難所として適正な程度とすること。（リネン・石鹸・トイレットペーパー等の交換は毎日必要としない、食事は社会通念上是認できる範囲とする等（酒類等を含む請求については、当然、国庫の負担の対象外となる））
- （ウ）救助に要した費用としては、実際に利用された人数・泊数が対象となること。そのため、例えば一棟借りのような場合は、実際に利用された人数・泊数分以外は対象とならない。
- （エ）基準額以内に収まらない特別の事情がある場合は、内閣府に協議すること。なお、特別の事情がある場合とは、以下の場合を想定している。
- ① 当該市町村及び近隣の市町村におけるホテル・旅館等と協議等を行い、（イ）に示すサービスの内容であっても、基準額以内で宿泊可能なホテル・旅館等がないと都道府県が判断する場合
 - ② その他、特別の事情がある場合
- カ ホテル・旅館等の利用にあたっては、要配慮者が利用することを想定し、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された施設であることが望ましい。

（７）必要な書類

避難所には、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計票
- ウ 避難所用物資受払簿
- エ 避難所設置及び避難生活状況
- オ 避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

2 応急仮設住宅の供与

(1) 趣旨

ア 災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（賃貸型応急住宅）又はその他による供与によって実施すること。なお、民間賃貸住宅の借上げについては、優先的に借り上げられるよう、国土交通省及び厚生労働省による「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」（平成24年4月27日）や「災害時における民間賃貸住宅の活用（手引書のとりまとめ）について」（平成24年12月4日）等を参考にあらかじめ民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、関係団体等と協議・協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

イ 大規模災害時には、応急仮設住宅の早期設置のため、発災後当初は、一定の見込み戸数をもって一定戸数の早期発注・着工が重要となる。その後、被災住民への意向調査等によりニーズ把握を行い、追加で発注・着工することになるので、迅速な対応を図りたいこと。

なお、ある程度の空きが生じることはやむを得ず、その場合は内閣府と協議により災害救助費等負担金の対象経費となること。

【参考事例】

被災住民に対する応急仮設住宅等住まいの確保に関する見通しの早期公表
 熊本県では、被災市町村と連携し、罹災証明書の発行件数等から把握した住家の被害状況等を踏まえ、被災者の住まい確保の必要戸数を推計した上で、その確保に向けて賃貸型応急住宅、建設型応急住宅、公営住宅等の必要戸数を検討し、「住まいの確保が必要な想定戸数」を同県の災害対策本部会議で明らかにした。

発災後、避難所等で避難生活を送り、住まいに対し不安を抱える被災者にとって、自治体が早期に住まいの確保の見通しを示すことは、安心感を与えることにつながる。

このように、被災者に対する応急仮設住宅等住まいの確保を図る上では、災害時には早期に必要な戸数の見通しを立てて、その確保を図っていくことが重要である。

公表資料に記載すべき項目（例）

(1) 被災市町村名
(2) 住まいの確保が必要な想定戸数
(3) 応急的な住まいの確保
① 賃貸型応急住宅の利用の想定戸数
② 公営住宅等の活用（活用予定を含む）
③ 建設型応急住宅の必要戸数
・着手済戸数及び今後必要戸数
(4) 既に工事着手している仮設住宅の内容
・ 仮設団地名称、建設戸数、工事着手日、入居予定月日

（２）対象者

法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。なお、迅速な対応が必要であるが、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等はなじまないし、また、実際に行っていないが、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

ア 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

（注）ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り又は火山噴火等により、市町村長の避難指示等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できない者などが考えられる。

イ 特別な事情があり、次のような者等に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるときには、事前に内閣総理大臣に協議すること。

（ア）住宅の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者

（イ）「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

ウ 就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところである。しかしながら、緊急やむを得ない場合については、次の点に留意のうえ、応急的な救助の実施主体である被災県において、個別に対応して差し支えない

（ア）家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合

（イ）建設型応急住宅への集約等、行政側の都合による移転など本人の責めによらない場合

（ウ）配偶者からの暴力であるDV（ドメスティック・バイオレンス）被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合

（エ）エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低層階への転居などの場合

（オ）入居後の健康悪化（重篤な疾病に限る）により、医療機関近傍への転居が望ましいことが証される場合

（カ）前各号に掲げるほか、緊急やむを得ない場合については、事前に内閣総理大臣に協議すること。

（キ）なお、上記（ア）～（カ）において、住み替えを実施する場合の引越費用は災害救助費の対象経費とはならないことに留意すること。

エ 「障害物の除去」との併給は認められないこと。

（３）期間

ア 法による建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、賃貸型応急住宅、又はその他による供与するものについては、災害発生の日から速やかに提供できるよう努めること。これにより難しいときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

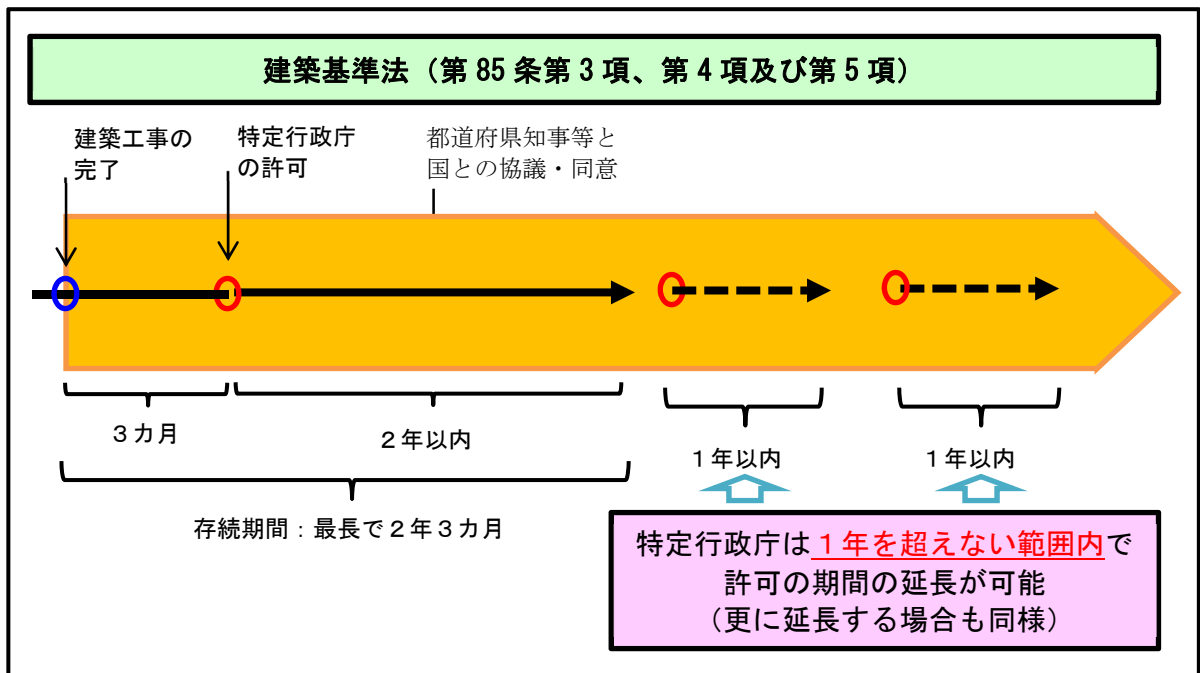
イ 建設型応急住宅の供与期間の上限については、建築基準法上の応急仮設建築物に係る存

続期間を踏まえ、原則2年としている（賃貸型応急住宅については建築基準法上の問題は生じないが、建設型応急住宅との均衡を図るため、供与期間の上限を同じく原則2年としている。）。

また、「建築基準法」においては、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により、応急仮設建築物の存続期間を更に延長しようとする際には、特定行政庁が個々の応急仮設建築物の安全性等に支障がないことを改めて確認した上で、公益上、やむを得ないと認める場合には、1年ごとに延長の許可が可能となっている。

この場合において、救助法の対象については、「特定非常災害の指定」が行われた災害などの大規模な災害に限り都道府県知事等と国との協議・同意を通じ、被災地の被災や復旧・復興の状況、被災者の住まいの確保の状況等を踏まえ、必要が認められた場合には、1年毎の期間の延長により対応することとしている。

（特定行政庁が1年の延長を行ったもの全てが対象となるものではないことに留意願いたい。）



【参考1】

阪神・淡路大震災を契機として「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が平成8年6月14日に制定された。

令和4年5月31日に「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」から応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする条項が削除されるまでの間、「特定非常災害の指定」が行われた災害は以下のとおりであり、いずれも、罹災者の多数発生、住宅等の倒壊、ライフラインの断絶等の要因等を総合的に勘案して指定された。（事例は7件、災害名は以下のとおり）

災害名	発生日	公布施行日	改正公布施行日
①阪神・淡路大震災	H7. 1. 17	H8. 12. 26	-
②新潟県中越地震	H16. 10. 23	H16. 11. 17	H18. 7. 26
③東日本大震災	H23. 3. 11	H23. 3. 13	H23. 6. 1
④熊本地震	H28. 4. 14	H28. 5. 2	H29. 10. 12
⑤平成30年7月豪雨	H30. 6. 28	H30. 7. 14	R1. 12. 25
⑥令和元年東日本台風	R1. 10. 10	R1. 10. 18	R3. 3. 24
⑦令和2年7月豪雨	R2. 7. 3	R2. 7. 14	R2. 12. 15

【参考2】 具体的事例

上記①～⑦に掲げる災害では、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第8条に基づき、建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長され、災害救助法による応急仮設住宅の供与期間の延長について特別基準の協議が行われ、応急仮設住宅の供与期間の延長が行われた。

【参考3】

建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第12次地方分権一括法）（令和4年法律第44号）による建築基準法の一部改正（令和4年5月20日公布・同年5月31日施行））

（仮設建築物に対する制限の緩和）

第八十五条 非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合については、この限りでない。

- 一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの
- 二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 （略）

3 前二項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後三月を超えて当該建築物を存続させようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされない

ときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続させることができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

5 特定行政庁は、被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により前項に規定する期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の規定による許可の期間を延長することができる。被災者の需要に応ずるに足りる適当な建築物が不足することその他の理由により当該延長に係る期間を超えて使用する特別の必要がある応急仮設建築物についても、同様とする。

6・7 (略)

8 第五項の規定により許可の期間を延長する場合又は前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、官公署、病院、学校その他の公益上特に必要なものとして国土交通省令で定める用途に供する応急仮設建築物について第五項の規定により許可の期間を延長する場合は、この限りでない。

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）（抜粋）

（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 8 項及び第 87 条の 3 第 8 項の規定に基づき建築基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年 5 月 27 日公布・同年 5 月 31 日施行））

（公益上特に必要な用途）

第十条の十五の八 法第八十五条第八項及び第八十七条の三第八項の国土交通省令で定める用途は、次の各号に掲げる用途とする。

- 一 官公署
- 二 病院又は診療所
- 三 学校
- 四 児童福祉施設等（令第十九条第一項に規定する児童福祉施設等をいう。）
- 五 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）に基づき地方公共団体が被災者に供与する応急仮設住宅
- 六 前各号に掲げるもののほか、被災者の日常生活上の必要性の程度においてこれらに類する用途

ウ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。併せて、建設型応急住宅の供与期間との均衡を失する取扱いは認められないこと。

公営住宅等に長期間入居した後に、応急仮設住宅を2年間利用可能とすることは、公営住宅に入居した期間分の延長を認めたこととなり、応急仮設住宅の供与の趣旨・目的からして、応急仮設住宅に当初から入居した被災者との間に不均衡が生ずることから認められないことに留意すること。

【参考事例】

平成27年9月関東・東北豪雨災害においては、民間企業より住宅の短期の無償提供の申し出があった。

このような場合は、被災者に対し、申し出を受けることで自力再建を果たしたとみなすことから、災害救助法による応急仮設住宅の提供は受けられない。

自治体職員は被災者に対して当該事例では応急仮設住宅を提供できないことを説明するように留意すること。

(4) 基準額

ア 法による応急仮設住宅の1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。

(ア) 建設型応急住宅1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

① 個々の建設型応急住宅の建設に当たっては、1戸建て又は共同住宅形式のもの、共同生活の可能なものなど、多様なタイプのもを供与して差し支えない。

また、被災者の家族構成、心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを設置することも差し支えない。

② 迅速性が要求されることから画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供することがむしろ望ましい。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

③ 大規模災害等で多くの建設型応急住宅を設置する場合、迅速性が要求されるため、同一敷地に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、長期化も想定されるので、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置の工夫や、異なるタイプのもを組み合わせる等の方法を検討することが望ましい。

④ 大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるものの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。

⑤ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事

場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

- ⑥ 大規模な建設型応急住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。
- ⑦ 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の建設型応急住宅にあってもできる限り物理的障壁の除去された（バリアフリー）仕様とすること及び車椅子等に乗車したままでも日常生活が営めるよう工夫を施すことが望ましい。
- ⑧ 建設型応急住宅の建設に当たっては、相応の理由があるときを除き、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間の格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう、都道府県は広域的な調整を行うこと。

(イ) 法による建設型応急住宅の設置のため支出できる費用には、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等を含むものである。

- ① 建築工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させた場合、当該従事者の実費弁償の額は、原則として法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に含むものとする。
- ② 高齢者、障害者等の安全や利便に配慮した構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材等の費用、敷地内の建物に附帯する屋内外各種設備の整備費用は一定程度の範囲で含まれている。

なお、基準告示に定める建設型応急住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たっては、地域の実状に応じて次の費用が考えられるので留意願いたい。

- a 地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材等の費用
 - ・壁、天井、床下への断熱材等の補強
 - ・すきま風防止用のシート等の補強
 - ・窓の二重サッシ化、複層ガラス化等（騒音・防寒対応）
 - ・居室への畳設置
 - ・玄関先への風除室の整備（積雪・寒冷地用）
 - ・窓の雪囲いの設置（十手金具及び雪除け板）
 - ・屋根の転落防止アングルの設置（雪降ろし時）
- b 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
 - ・トイレの温水洗浄機能付き暖房便座化
 - ・浴槽の追い炊き機能の設置
- c 建設型応急住宅の周辺の屋外及び屋内の給排水等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む）等の整備費用
 - ・エアコンの設置（居間に1台設置）
 - ※極寒冷地ではエアコンの代わりにFF式石油ファンヒーターの設置となる。
 - ・換気扇、換気口の整備（結露対策）
 - ・水道管等の凍結防止（水抜き（ドレン）、断熱材追加、凍結防止ヒーター）
 - ・合併処理浄化槽の設置及び凍結防止処理

- ・エアコン室外機の高所設置化（積雪地域対応）
 - ・灯油タンクの設置（防油堤が不要となる範囲内）
 - ・電気設備（単相三線式100V 30A）
 - ・通路、駐車場の舗装及び排水用側溝の整備（除雪対応）
 - ・堆雪場所の確保（積雪・寒冷地用）
 - ・屋外物置（幅120cm×奥行75cm×高さ1960cm以内とする）
- d 段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- ③ 敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に附帯する設備については、建設型応急住宅の附帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
- a 法による建設型応急住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
- b 基準告示に定める建設型応急住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。
- ④ 建物に附帯しない器具・備品の類は、原則として建設型応急住宅の附帯設備の対象とならない（ガス台、電灯の傘等は附帯設備とされている。）ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

【参考】「建設型応急住宅の附帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

- ・ 建設型応急住宅の一部となる附帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された（持ち運びできない）設備をいう。
 - ・ 持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。
 - ・ 建設型応急住宅の引き渡し時に整備済みの電球、電灯の傘、ガス台、消火器等の類は、特例的に法による応急仮設住宅の費用として差し支えない。
- （注1）法による建設型応急住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備がなされているのが通常だからである。
- （注2）電球、電灯の傘、ガス台等について、被服、寝具その他生活必需品で対応することも勿論差し支えないが、この場合、同費用で建設型応急住宅にあらかじめ整備して入居させるか、入居後に直ちに給与又は貸与するように留意すること。

- ⑤ 建設型応急住宅の防災対策等を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となるため、具体的な整備に当たっては、それぞれの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。
- a 建設型応急住宅の野外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置
- b 集会所、談話室へのAED（自動体外式除細動器）の設置（なお、設置に当たっては、必要な場合に活用できるよう、管理者等に定めるなど適切な管理を行うこと。）
- c 各住戸、集会所及び談話室内への消防法令に定める煙感知器や非常ベルの設置

⑥ 法による建設型応急住宅の建設用地は公有地を原則とするほか、特に問題がないときの被災者の土地等、無償提供される土地を予定している。ただし、多くの建設型応急住宅の建設が必要な場合等においては民有地の借上げについても認められる。

(ウ) 賃貸型応急住宅により供与するものである場合の支出できる費用には家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含むものとして、地域の実情に応じた額とする。

ただし、上記に加えて支払うべき必要のある光熱水費、駐車場料及びペット飼育追加料等については自己負担を原則とする。

(エ) 賃貸型応急住宅を退去する際は、賃貸借契約に定められる入居者等からの解約通告（一般的に退去の1ヵ月～2ヵ月前）を適切に行うこととし、解約通告が適切に行われなかった場合には、入居者退去後の家賃、共益費などの費用については、国庫負担の対象とすることはできないこと。

（すでに入居者が退去しているにもかかわらず、入居者等の責で解約通告が遅れたことにより、不要な家賃等の支払いが発生してしまう事例が見受けられるが、このような事例が発生しないように、自治体は入居者と密に連絡を取り、再建予定を把握して適切な解約通告が行われるように努めること。）

(オ) 賃貸型応急住宅として発災以降に契約した被災者名義の賃貸借契約であっても、その契約時以降、都道府県（その委任を受けた市区町村を含む。以下同じ。）名義の契約に置き換えることができる場合（各都道府県の定めた応急仮設住宅の入居基準や家賃額等の条件に合致する場合）には、当初契約時に遡って災害救助法の適用となり、国庫負担の対象とすることができる。

なお、契約名義の置換えに当たっては、退去修繕負担金などの入居費用の二重払いが行われないように留意されたい。

イ 建築資材等をリースにより法による建設型応急住宅を設置するとき（以下、「リース方式」という。）は、次により取り扱うこと。

(ア) リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度毎の契約とし、(イ)により年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、従来(ウ)により取り扱う事例も多い。

(イ) 単年度契約とし、年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の建設型応急住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

(ウ) リース方式により法による建設型応急住宅を設置し、建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費（最低限必要な敷地復旧費を含む。）の範囲内に限る。

① 当該年度に支出したものであること。

② リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の

2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。

③ 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。

(エ) リース方式による法による建設型応急住宅を(ウ)により取り扱い、2年未満で供与を中止する場合は、原則として次によること。

① 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とすること。

② 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求めない契約をする場合は、契約前に内閣府と十分に調整を図ること。

この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意すること。

③ リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還すること。

(5) 留意点

ア 災害救助法による応急仮設住宅設置後の取扱いについて

法による建設型応急住宅（リース方式によるものは除く）は、その設置後は補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理されることを原則とする。

(ア) 補助事業により設置した建設型応急住宅は、設置後2年間は、内閣総理大臣の承認を受けず、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

【参考】災害救助費負担金交付要綱

(財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 適正化法第22条及び適正化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第1及び第2に定める期間並びに第4表に定める期間とする。

第4表

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
建物	応急仮設住宅	附帯設備を含む。	2年

3 都道府県は、本事業によって取得した財産について、前項の規定により定められた期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (イ) 財産処分の制限期間内は、内閣総理大臣の承認を得て処分することが必要であるが、通常、換価処分できるものは換価処分し、その収入は解体撤去等の処分のために必要となる経費に充て、なお残余があるときに負担率に応じた国庫返還金が課される。
- (ウ) 解体撤去等に要する費用等は、災害救助費で負担できる。ただし、救助が終了し、内閣総理大臣の定める処分制限期間経過後においては有償譲渡等を含め都道府県の定めるところであり、都道府県の判断により救助以外の目的で使用する場合においては、都道府県が負担する。

イ 建設型仮設住宅、賃貸型応急住宅のほか、その他適切な方法による供与について

建設型応急住宅の建設、賃貸型応急住宅の借上げのほか、その他適切な方法による応急仮設住宅として、次に掲げるものも考えられることから、供与までの期間、方法、建設コスト等を勘案して、その活用の促進を図ること。

- (ア) 個々に移動又は設置が可能な、いわゆるコンテナハウス、トレーラーハウス、モバイルハウス及びムービングハウスなど（以下「コンテナハウス等」という。）多様なタイプの住宅による提供に当たっては次の点を考慮すること。
- ① 建築基準法上の取扱いに準拠させた上で、仕様等が応急仮設住宅として適切かどうか都道府県（特定行政庁）において判断すること。
 - ② 給排水設備、電力等の接続工事、設置する敷地の整地工事などの附帯工事が必要となることから、応急仮設住宅として設置する際に一体となって実施できるところ。特に受水槽の手配などにより設置期間要するケースもあることから、発注を行う場合は留意すること。
 - ③ 提供期間中、事業者によって維持管理及び補修等が行われる体制を確保できること。
- (イ) コンテナハウス等の仕様等については、上記（４）に準ずるものとする。
- (ウ) 用途廃止した公営住宅や公有の倉庫等を、基準告示に定める建設型応急住宅設置のため支出できる費用を大幅に下回る額の範囲で改造等を行い、法による建設型応急住宅として供与することは、特例的に認めることもあるので内閣府及び国土交通省と連絡調整を図ること。
- (エ) 用途廃止した公営住宅や公有の倉庫等を改造して法による建設型応急住宅として利用する場合は、改造後の居住性等を十分に勘案するとともに、供与期間終了後の退去等にも問題が生じないよう十分に配慮する必要があること。

【参考１】

独立行政法人都市再生機構が所有する賃貸住宅（UR賃貸住宅）についても、災害時の「賃貸型応急住宅」として提供を行うことが可能である。

このため、同機構と都道府県知事等との間で「災害時におけるUR賃貸住宅の活用に関する協定」の締結を行うことで、災害時に迅速な被災者の住まいの供与が可能となることから、事前の協定の締結等を促進しておくことが望ましい。

【参考 2】

令和 2 年 7 月豪雨災害において、熊本県人吉市では市営住宅の空室160戸を用途廃止の上改修（浴室の耐水・耐熱塗装、エアコン、換気扇及び浴槽・給湯器の設置、壁紙の張替え）等を行い、応急仮設住宅として供与を行った。

(オ) 被災者自身の所有する建物等を改造し、法による建設型応急住宅として供与することは制度の趣旨から原則として認められない。

ウ 国庫負担の対象外経費等の取扱いについて

法による建設型応急住宅の供与は、通常は行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例である。

なお、内閣総理大臣が定める処分制限期間内に何らかの収入があった場合は、その内容によって国庫負担相当額が返還となる場合もあるので、内閣府と事前に連絡調整を図ること。

また、内閣総理大臣が定める処分制限期間経過後は、たとえ有償で提供されるなどの場合であっても、原則として国庫への返還は必要ない。

(ア) 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費

(イ) 入居者の自治会等が徴収する共益費等

エ 応急仮設住宅への入居決定等について

応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

(イ) 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去される、あるいは退去すべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくこと。

オ 応急仮設住宅団地内及び周辺地域との地域社会づくりへの配慮等について

応急仮設住宅は、一時的居住の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであることから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。

(ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。

(イ) 大規模な建設型応急住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。特に長期化が想定されるときには、これらの拠点

として建設型応急住宅への集会施設の設置についても検討すること。

- (ウ) 建設型応急住宅の集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能である。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

- (エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

カ 応急仮設住宅への入居後の各種行政サービスの提供について

法による応急仮設住宅への入居後は、一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われぬのが通例であるので、次により、入居者が必要とする一般対策（災害復旧対策等を含む。）が十分に行き渡るよう配慮すること。

- (ア) 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。
- (イ) 特に、大規模災害等の後には、心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）に対応するため、中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。
- (ウ) 被災者によっては精神的な打撃のため要望等が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師、その他各種行政相談員の訪問等により生活面や保健、医療面でのニーズの積極的な把握に努めること。
- (エ) 行政サービスの提供に当たっては、(ウ) のような事例に留意し、通常の場合以上に利用者の便宜を考え、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する等、関係部局の連携が図られるよう配慮すること。
- (オ) 大規模な建設型応急住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行うこと。

キ 被災者の恒久住宅への移転推進及び支援について

法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあることを認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めること。

- (ア) 恒久住宅需要の的確な把握
- (イ) 住宅再建に対する支援策の周知徹底
- (ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- (エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- (オ) その他住宅等に関する十分な情報の提供等

ク 福祉仮設住宅（共同生活型）の設置等について

- (ア) 介護老人福祉施設や障害者入所支援施設に入所している際に、被災された高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者（以下「要介護高齢者等」という。）を数名以上応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）に入居させるため、次の

点に留意して居宅介護等事業等（ホームヘルプサービス等）を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができる。

- ① 当該住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、被災者（要介護高齢者等）の安全及び利便に配慮すること。
- ② 当該住宅は、居宅介護等事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室（食堂含む）を設置できるほか、調理室、風呂、便所等の一部又は全部の共同利用を前提とした設備とすることができる。
- ③ 当該住宅に配置する備品類（機械浴室用機器、介護用寝台、室内の間仕切り用カーテン、家具、家電、調理用機器、会議用机・事務用机・椅子等）は災害救助費の対象とならない。
- ③ 当該住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数として差し支えない。
したがって、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、居宅介護等事業等により休憩・休息する生活援助員等の最低限必要なスペース（例：宿直室）は設置戸数としては数えないこととして差し支えない。
- ④ 当該住宅の生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置することが予定されており、本法により配置することは予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。
 - i 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置すること。
 - ii その他、居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備すること。

(イ) 福祉仮設住宅は、被災者（要介護高齢者等）の仮の住居の確保を目的として建設するものであり、社会福祉法人等が当該住宅を活用し、事業を行うことはできない。

また、応急仮設住宅として供与を行っている間は、新規入居者の受入れ、通所介護（デイサービス）及び短期入所生活施設（ショートステイ）などの当該住宅を活用した福祉サービスを行うこともできない。

なお、当該住宅における在宅の要介護高齢者等に対して行う居宅介護等事業等（ホームヘルプサービス等）を社会福祉法人等に委託することも可能であるが、その委託業務費用は災害救助費の対象とはならない。

(ウ) 福祉仮設住宅は、被災者（要介護高齢者等）のための当面の生活拠点となるため、例えば、ユニット型個室又は4人1部屋の多床室を基本とし、入居した被災者（要介護高齢者等）の入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養等について生活援助員等が世話をを行うことができるよう居室等の配置を行うなど、居住する要介護高齢者等の状態に配慮の上、福祉施設の設備等に関する基準等を参考にすること。

なお、当該住宅の建設が応急救助として行うものであることに留意し、設備の必要性等については、被災住宅として真に必要なかを十分に考慮すること。

福祉仮設住宅（共同生活型）の居室等の設備等の例

居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名あたりの居室面積は10.65㎡程度とする ・ 4名1部屋の居室面積は45㎡以内とする。 ・ 生活援助員呼び出しブザー又はこれに代わる設備 (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
共同洗面所	要介護高齢者等が使用するのに適した仕様 (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
共同便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護高齢者等が使用するのに適した仕様 ・ 生活援助員呼び出しブザー又はこれに代わる設備 (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
共同浴室	要介護高齢者等が使用するのに適した仕様 (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
共同洗濯室	要件なし
医務室（診療所）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護高齢者等を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける (診療するために必要な医薬品、医療機器及び臨床検査設備等は救助費の対象外) (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名あたりの居室面積は10.65㎡程度とする ・ 生活援助員室に近接して設置 (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
汚物処理室	他の設備と区分されたスペースを確保
生活援助員室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員及び看護職員室（部屋を別々に設ける必要なし） ・ 3.3㎡×換算人員とする (新営一般庁舎面積算定基準を参考に設定)
共同利用室（食堂） 兼集会所	面積は入居者×3㎡程度とする (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
機能訓練室	共同利用室（食堂）と兼ねる
調理室	特に要件はない
廊下（通路）	ストレッチャーや車椅子の交差等を考慮して原則、1.8m以上（中廊下は2.7m以上）とする（※手擦りから手擦りまでの幅） (介護老人福祉施設の基準を参考に設定)
事務室	3.3㎡×換算人員とする (新営一般庁舎面積算定基準を参考に設定)
面会室兼会議室	特に要件はないはないが、過大な面積とならないよう留意する
宿直室	1人まで10平方メートル（3坪）とし、1人増すごとに3.3平方メートル（1坪）を加算する (新営一般庁舎面積算定基準を参考に設定)

倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室面積の 13%とする ・ 台帳倉庫等特に業務上必要なものは、別途計上する。 <p style="text-align: right;">（新営一般庁舎面積算定基準を参考に設定）</p>
その他設備	常夜灯、手すり、滑り止めスロープ、消防法令に基づく消化設備、煙感知器等、AED（自動体外式除細動器）

ケ 建設型応急住宅の集会施設及び談話室について

建設型応急住宅の集会施設は、概ね 50 戸以上の建設型応急住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に、居住者の集会等に利用するため設置できること。

また、この場合、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、内閣総理大臣と協議の上、10 戸以上 50 戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。

- (ア) 概ね一つの敷地内に設置した場合とは、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含む。
- (イ) 1 施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は内閣府と協議して個別に定めること。
- (ウ) 光熱水料等の維持管理費は都道府県が負担すること。ただし、市町村が各種サービスの提供に利用するため、その一部又は全部を負担すること、また、利用者の使用に当たっての実費徴収を妨げるものではない。
- (エ) 管理運営は原則として都道府県が行うこと。ただし、市町村又は建設型応急住宅入居者による自治会に委託することは差し支えない。
- (オ) (ウ) 及び (エ) のただし書きによる場合、関係者の協議により定めること。この際、都道府県は市町村等に過度の負担を課してはならない。
- (カ) 建設型応急住宅の集会施設は、次により、建設型応急住宅の一部として設置できることとしている。
 - ① 建設型応急住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考え、共同生活型の建設型応急住宅の共用設備と同様に、建設型応急住宅の一部として設けることができることとしたものである。
 - ② 建設型応急住宅の一部であるから、通常は基準告示に定める 1 戸当たりの規模及び設置のため支出できる費用の範囲で対応すべきであるが、50 戸以上という比較的大規模な仮設住宅には、これを超えて別に設置できることとしたものである。

コ 賃貸型応急住宅の集会施設について

賃貸型応急住宅においては、被災者が様々な賃貸物件に居住していることから、これまで被災者のコミュニティ等に利用できる施設を設置していないのが実情である。このため、賃貸型応急住宅に入居中の被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域のコミュニティ等（集会施設）を次により設置できること。

- (ア) 賃貸型応急住宅についても、集会施設を設置することを可能とすることとしたので、必要に応じて、地域の実情や高齢者・障害者等の利用にも配慮した、集会等に利用するための施設の設置を検討すること。
- (イ) 集会施設は、地域の公民館やコミュニティセンター、既存の物件（商店街の空き店舗

や古民家等）や民間賃貸住宅の借り上げにより設置すること。（新たな集会施設の建設は認めない。）

(ウ) 集会施設には、地域のコミュニティとしての機能のみならず被災者の支援のため、保健に係る指導・相談窓口、自治体・自治会からの連絡事項の掲出、住まいの再建その他各種相談窓口の設置などに活用することができること。

(エ) また、地域の実情に応じて、被災者を受け入れ易いよう駐車場が併設されている施設が望ましい。

(オ) 集会等に利用するための施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行われたい。（集会等に利用するための施設の光熱水料等の維持管理費や管理運営については、建設型応急住宅の取扱いと同等とする。）

（6）応急修理期間における応急仮設住宅の使用

近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間は長期化している。自宅の修理完了までの間、避難所での生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時的に入居せざるを得ない世帯が多数存在している実状に鑑み、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたところ、これを行う場合には、次の点に留意し、事前に内閣府と協議の上、実施すること。

ア 応急修理期間において応急仮設住宅を使用する者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。

イ 応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者に提供する応急仮設住宅は、賃貸型応急住宅とし、新たな建設型応急住宅を建設することは認められない。

ウ 応急修理期間における応急仮設住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに応急仮設住宅を退去すること。

エ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である都道府県等や事務委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。

オ 応急修理期間に供与する賃貸型応急住宅の支出できる費用は、（4）ア（ウ）のとおりとすること。

（7）必要な書類

法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 応急仮設住宅台帳

ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

エ 応急仮設住宅使用賃借契約書

オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 趣旨

ア 災害が発生したときには、備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、避難所に避難生活している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して速やかに法による炊き出しその他による食品の給与を行うこと。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によること。ただし、調理等は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られない者に原材料等を提供することは差し支えない。

(ア) 法による炊き出しその他による食品の給与は、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事のできないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者を対象としていること。

(イ) 災害により食物を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食物を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券の支給等によることは考えにくい。

① 現金又は食事券等により食事ができるような状態であれば、法による救助を実施しなければならないような社会的な混乱は発生していないか、おさまったなどと考えるのが基本的な考え方として根底にある。

② このような状態にあれば、法による救助の必要はなく、各自が購入すればよく、単に経済的な困窮等に対する給与であれば、法による救助とは性格が異なるので、必要であれば他制度で対応すべきとの考えである。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与をできる期間は次によること。

ア 法による炊き出しその他による食品の給与が必要な期間が予測できる場合、又は一定期間以上の給与の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議して定めること。

イ アにより給与期間を定められない場合は、とりあえず法による炊き出しその他による食品の給与期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて炊き出しその他による食品の給与が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により給与期間を延長できること。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とすること。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として基準告示に定める額以内とする。

(ア) 法による炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額は、日

々、個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならないということではなく、炊き出しその他による食品の給与を実施するために要した総費用を1人1日当たりに割り返して算出した平均額がこの額の範囲内であればよいということであること。

- (イ) (ア) の1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること。
- (ウ) 市町村長に救助の委任を行った場合は、原則として市町村毎に基準告示に定める額以内で実施することになるが、都道府県全体の平均がこの額以内で実施できる場合は、各市町村間の均衡を失しない範囲で都道府県知事が市町村長に対して基準告示に定める額を超えて支出することを承認して差し支えない。

イ 法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。

ウ 被災者等に提供されなかった原材料や弁当等の購入費は、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認めないことを原則としてきたが、大規模災害等、実態把握が困難で、かつ、人心の不安定な混乱期については、被災者の救助に万全を期する観点から、やむを得ない事情のため、被災者に消費されなかったものについても、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として認められることもあるので、内閣府と連絡調整を図って実施すること。

【参考】

阪神・淡路大震災では、被災者に配布された全てのものが必ずしも消費されたとは限らないこと、また、必要数の把握が極めて困難で、不足をきたすことが騒擾へつながるおそれもあったことから、避難所へ配布したもの等について被災者に提供されたものと見なす取扱いとした。

(注) 従来の取扱いにおいても、例えば他に輸送する手段がなく、一刻を争う状況にあり、航空機等により投下したが、荒天等により誤って海上に落下し紛失したもの等については、例外的に認められる場合があった。

エ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費については、法による炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用として差し支えない。

(4) 留意点

炊き出しその他による食品の給与が長期化したときには次の点に留意の上、食料の質の確保を図ること。

- ア 長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用についても検討すること。
- イ 被災者やボランティア等の協力が得られたときには、多様なメニューを用意し、その中から希望に応じたものを給与する方法なども考えられる。
- ウ 適温食の確保を図る観点から、キッチンカー事業者等の食料提供業者等による提供、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。

- エ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等に配慮すること。
- (ア) 避難所の簡易調理室の整備等については、原則として避難所設置のため支出できる費用による。
- (イ) 調理に必要な鍋・包丁等の類は、原則として被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与によることとなるが、共同で利用する器具等の類は、簡易調理室の設備として整備して差し支えない。
- (ウ) 法による炊き出しその他による食品の給与により必要な原材料等の給与又は調理等に必要な燃料等の提供を行って差し支えない。
- (エ) 単に経済的困窮のため原材料等を求められない者に対する給与は法の予定するところではなく、応急救助を超えて、法による炊き出しその他による食品の給与は行えないので留意すること。
- オ 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

(5) 必要な書類

炊き出しその他による食品の給与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、そのことが著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ 炊き出し給与状況
- エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

4 飲料水の供給

（1）趣旨

災害が発生したときには、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して、速やかに法による飲料水の供給を行うこと。

（2）期間

法による飲料水の供給を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による飲料水の供給が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の供給の必要性が明らかな場合は、その期間とする。

ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより供給期間を定められない場合は、とりあえず法による飲料水の供給期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により供給期間を延長できる。

（ア）延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

（イ）その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

（ウ）（ア）及び（イ）のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

（3）基準額

ア 法による飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。

イ 都道府県知事は、災害等により緊急に水道水を補給する必要があると認める場合は、水道法第40条の規定に基づき、水道事業者（市町村長等）、又は水道用水供給事業者（一部事務組合等）に供給を命じることができる。

（ア）この場合には、供給に要した実費の額が法による飲料水の供給に必要な費用として支出できる。

（イ）その他の場合であっても、法による飲料水の供給を実施するために支出できる費用として、水の購入費も認められるが、真にやむを得ないときに購入できるものとしたものであるため、運用に当たっては慎重を期されたい。

特に、市町村が自らの所有する水を購入する費用を計上し、一般会計と特別会計で収支をやりとりするが如きは、特別な理由がない限り認められないので留意すること。

…【参考】阪神・淡路大震災では、水道用水供給事業者が被災地を含む一部事務組合で…あり、水の確保が難しい状況にあったことから、その購入費について対象とした。

ウ 法による飲料水の供給は、厳密に言えば、飲料水が不足するときに、飲料用の水のみを供給すべきであるが、法による救助として供給した飲料水を飲料用のみに限定して利用させることは現実的には困難であることから、やむを得ない事情にある場合には、次によることとして差し支えない。

（ア）供給した水を飲料用のみに限定して利用させることは實際上困難であり、また、現実的ではないので、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない。

（イ）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水等、他の制度によるべき水の供給は含まない。

（４）必要な書類

法による飲料水の供給を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ウ 飲料水の供給簿
- エ 飲料水供給のための支払証拠書類

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（1）配布

ア 災害が発生したときには、備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布すること。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

（2）対象者

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

（3）留意点

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障をきたさないようにするもので、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、次の点に留意して実施すること。

（ア） 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法により給与又は貸与しないこと。

ただし、損害を補償するような性格ではないものの、必要最小限という解釈の余りに厳格な運用は時代の実情にそぐわないこともあるので留意すること。

（イ） 被災者による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の申請を、より簡便にするため、申請様式（例）を参考として作成したところであり、当該申請様式（例）には、基本的に（5）イに記載されている品目を掲載している。地域の実情に応じて品目等を整理の上、活用すること。

（ウ） また、各々の世帯から意向及び必要性を確認する際は、対象品目の数量が当面の日常生活を営むに当たり必要最小限であるか、世帯人数に対して過大な製品ではないかなどに留意して運用を行うこと。

（エ） 住家の被害が要件を満たしていない場合でも、例えば船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、直ぐには帰来先に戻れないため、当面の被服、寝具その他生活必需品を得ることができないときは、給与又は貸与が必要な場合もある。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、避難所への避難から新たな生活を始めるにあたり、その日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与するものであるから、配送に必要な期間を含めできるだけ迅速な調達に努めること。とりわけ、応急仮設住宅への入居者は、こうしたものを喪失又は毀損していることが多いので、その入居の時期を見据えて調達計画を立てること。

ウ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を迅速に行うため、あらかじめ、その品目を定め、災害時に被災者に確実に給与又は貸与できるよう供給元となる民間小売事業者や物流事業者等との協定等を締結しておくこと。

- また、あらかじめ、運搬の拠点となる救援用物資集積基地などを決定しておくこと。
- エ また、大規模かつ広域的な災害が発生し、地域の被服、寝具その他生活必需品の供給元だけでは対応しきれない状況や、協定を締結した地域の民間小売事業者・物流事業者等が被災することも想定し、国や応援自治体に依頼するなど、体制を確保に努めること。
- オ 応急仮設住宅や応急修理の相談・申請時等を捉え、（５）に記載する申請様式（案）等を同時に配布するなど、積極的な周知に努めること。

（４）基準額

- ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり基準告示に定める額以内とする。
- イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害による損失を補填するものではなく、当面最低限必要なものを給与又は貸与するもので、そのために通常最低限必要な額が定められたものであるので、原則として、給与又は貸与に要する費用の平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、各々の世帯毎にこの範囲で実施するというものである。
- 一律に共通のものを配布するような運用は認められないので留意すること。
- なお、救助を要する期間の長期化等により個々の世帯毎にこれを超える額の給与又は貸与が必要な場合には内閣総理大臣に協議して実施すること。
- また、船舶の遭難等により被服、寝具等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与を行う必要がある場合は、そのために支出できる費用の額等について内閣総理大臣に協議して実施すること。

（５）現物支給

- ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
- （ア）被服、寝具及び身の回り品
- （イ）日用品
- （ウ）炊事用具及び食器
- （エ）光熱材料
- イ 被服、寝具その他の生活必需品の品目としては、地域及び時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、参考までに例示的に示すと、次に掲げるものが考えられる。
- （ア）タオルケット、毛布、布団等の寝具
- （イ）洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
- （ウ）タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
- （エ）石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
- （オ）炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
- （カ）茶碗、皿、箸等の食器
- （キ）マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
- （ク）高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

(ケ) 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）

(コ) 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機

ウ 認められない物品

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等

(6) 時価評価

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第26条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、評価調書を作成しておくこと。この場合、特に著しい物価の変動がない限り、毎年度当初に行う時価評価によって行うこととして差し支えない。

なお、評価調書が作成されていないなど、時価での評価が困難な場合については、事前購入時の価格をもって精算すること。

また、世帯毎の支出できる費用の額の算定に当たっては、同一品目で価格の異なる場合、各品目別の平均価格で算定して差し支えない。

(7) 現金給付は不可

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、炊き出しその他による食品の給与と同様の理由で、現物をもって給与又は貸与するものであるから、現金給付は勿論、商品券等の金券により給付を行うことは考えにくい。

なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは勿論である。

(8) 運搬・支給体制

物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

この際、都道府県等が調整した物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも予想されるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配布体制についても併せて検討すること。

(9) 必要な書類

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 物資受払簿

ウ 物資の給与状況

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

(注) 法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

申請様式（例）

別紙様式

被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書

令和 年 月 日

〇〇〇市(町)長 殿

災害救助法に基づく「被服、寝具、その他生活必需品等の給与等」について下記のとおり申請します。

申請者等	フリガナ		住所 (り災時の住所)
	世帯主氏名		
	世帯人数	電話番号	支給品等の 送付先

品名・仕様等		単価	数量	金額
被服	肌着 男・女・子ども サイズ()			
	下着 男・女・子ども サイズ()			
	靴下 男・女・子ども サイズ()			
	長袖 男・女・子ども サイズ()			
	スボン 男・女・子ども Wサイズ()Hサイズ()			
寝具	掛け布団(カバー含む) 男性用()・女性用()・子供用()			
	敷布団(カバー含む) 男性用()・女性用()・子供用()			
	枕(カバー含む) 男性用()・女性用()・子供用()			
	寝間着 男性用()・女性用()・子供用()←サイズ・数量を記入			
衛生用品	バスタオル ()枚			
	フェイスタオル(4枚入り) ()枚			
	シャンプー 男性用()・女性用()・子供用()			
	リンス 男性用()・女性用()・子供用()			
	石けん(複数個パック) ()個			
	歯磨きセット 男性用()・女性用()・子供用()			
	髭剃りセット ()個			
	生理用品 ()個			
	トイレットペーパー (12個入り) (1)個			
	ティッシュペーパー (5個入り) (1)個			
紙おむつ(子供用)※パンツタイプ S()・M()・L()・BIG()←サイズ・数量を記入				
紙おむつ(子供用)※テープタイプ 新生児()・S()・M()・L()←サイズ・数量を記入				
紙おむつ(大人用)※パンツタイプ S()・M()・L()・LL()←サイズ・数量を記入				
紙おむつ(大人用)※テープタイプ S()・M()・L()←サイズ・数量を記入				
台所用品	やかん(2.5L) IHにも対応 仕様明記 (1)個			
	両手鍋(20cm) IHにも対応 仕様明記 (1)個			
	片手鍋(16cm) IHにも対応 仕様明記 (1)個			
	フライパン(26cm) IHにも対応 仕様明記 (1)個			
	包丁 仕様明記 (1)丁			
	まな板 仕様明記 (1)個			
	茶碗 仕様明記 (1)個			
	小皿 仕様明記 (1)個			
	お椀 仕様明記 (1)個			
	コップ 仕様明記 (1)個			
	箸 仕様明記 (1)膳			
	台所用洗剤 仕様明記 (1)本			
	台所用スポンジ 仕様明記 (1)個			
	ゴミ袋(複数枚/パック) 仕様明記 (1)セット			
	炊飯器(●合炊き) 仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品) (1)個			
ガスコンロ 仕様明記 プロパン式()・都市ガス式()				
掃除・洗濯用品	洗濯用洗剤 仕様明記 (1)個			
	ほうき 仕様明記 (1)本			
	ちりとり 仕様明記 (1)個			
	雑巾(5枚セット) 仕様明記 (1)セット			
	バケツ(13リットル) 仕様明記 (1)個			
ゴミ箱 仕様明記 (1)個				
防寒・熱中対策用品	電気ストーブ等 仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品) (1)台			
	扇風機 仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品) (1)台			
※本枠内をご記入ください。 ※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできません。				合計

単価については、各自治体において地域の実情を考慮して決定することとなる。

世帯主の氏名、住所、電話番号等について品物を発注・配送する事業者に提供することに同意します。(チェック欄に✓)
 納期は、業者によって異なります。品目によっては時間を要する場合もあります。

【支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。】

(参考) 世帯人数により下記金額の範囲内で申請 (単位：円)

冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
全壊	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・床上浸水等	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

自治体受付

6 医療

(1) 趣旨

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施すること。

ア 法による医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して行われるものである。

イ 簡単な処置等しかできない診療所しかない地域に、複雑な処置等を必要とする重症患者が発生したときも対象として考えられる。

ただし、この場合、救護班による応急的医療と必要な医療が行える医療機関への輸送のみを法による救助の対象とし、その後の医療機関における医療は法による救助としてではなく保険診療等を行うことを原則とする。

なお、救急車やドクターヘリによる医療機関への輸送については、災害の発生に関わらず平時より運用されているものであることから法の対象とはならない。ただし、ドクターヘリについては他の都道府県の応援のため出動した場合に限り費用として認められ、この費用は、応急救助のための輸送費として整理すること。

ウ 被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。

また、災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病については、法の趣旨から原則として対象とならない。

エ 法による医療の範囲は、災害時における医療機関の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する制度であるということに留意し、真に必要やむを得ない医療は十分になされなければならないが、同時に応急的な医療にのみ限定されるものであるため、救護班が要した費用の全てが必ずしも国庫負担の対象となるものではないことを留意されたい。

オ 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならないが、避難所生活が相当長期にわたっている場合で、予防的ないし防疫上の措置が必要と認められる場合においては、避難所に限り認められる。

(2) 対象者

ア 医療を必要とする者は、その医療を必要とするに至った原因は問われない。

即ち災害により負傷した場合は勿論、災害とは直接関係のない原因によるものであっても、また、被災者以外の者でも、災害により医療の途を閉ざされた者には等しく提供されるものである。

したがって、災害発生前から継続している疾病等も、災害発生日以降にかかった疾病等も、等しく医療を受けなければならない必要性に変わりはなく、現に、受けられないという者には提供されなければならない。

イ 患者の経済的要件も問われない。

法による医療は、災害により医療の途が閉ざされたために行われるものであるから、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、金銭の有無にかかわらず現に医療を受けられない者には提供されるものである。

（３）医療の範囲

法による医療は、次の範囲内において行うこと。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

（４）医療の方法

ア 法による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班によりできる限りの応急的な医療を行うこととなるが、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応すること。

この場合、原則として、救護班による応急的な医療及び患者の輸送についてのみが法による救助となるのは前述のとおりであり、このうち、輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。

ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。

この場合、原則として、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、国民健康保険の診療報酬（次の（注１）及び（注２）の場合は協定料金）の額以内で法による医療のために支出できる費用として認められる。

（注１）病院又は診療所には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。

（注２）医療には施術者が行うことができる範囲の施術を含む。

イ 法による医療は、被災地の医療機能が混乱又は途絶等から法による医療が必要と判断される場合に、あらかじめ編成しておいた救護班等を被災地へ派遣し医療活動を行わせるものである。

（ア）あらかじめ編成しておいた救護班では十分な医療が確保できないときには、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により救護班を編成すること。

（イ）（ア）により十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。

（ウ）（イ）によるその他の医療機関等からの雇い上げが拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第７条の規定による従事命令により、これら雇い上げを拒否する医療機関等から医師、薬剤師及び看護師等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第７条の規定による従事命令は強制権によるものであるもので、できる限り当該医療機関の理解を得て雇い上げによるように努力するなど、その運用に当たっては、慎重に取り扱われたい。

ウ 救護班の医師等のスタッフは、当初は外科・内科系を中心に編成することとなるが、災害の規模・態様を勘案の上、突発的な土砂災害等の災害の発生直後における精神的なショックや長引く避難所生活による心労等に対し、対応することも重要であるので、医療機

関での治療が困難な場合などについては、必要に応じ適宜口腔ケア、メンタルケア、いわゆる生活不活発病予防等の健康管理に必要な保健医療専門職等のスタッフを加える等、被災地の医療や保健の需要を踏まえた構成として差し支えないが、内閣府と事前に連絡調整を図るなど、法による応急的な医療の範囲での適切な実施に努めていただきたい。

また、一般的には精神保健対策で実施されるものと考えられるが、災害発生直後の混乱期の応急的な医療として精神保健面から保健師を派遣せざるを得ない事情にある場合についても内閣府と連絡調整を図ること。

【参考】精神保健についての考え方

阪神・淡路大震災では、震災による精神的ショック、長期避難生活に伴うストレス、将来への不安による不眠や頭痛等のいわゆる心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が注目され、精神保健面の重要性が認識された。通常、これらは中長期的に精神保健対策で対応すべきであるが、大規模災害の被災直後の対策として必要で、他で対応できない場合に法による対応も考えられる。

エ 個々の救護班が長期間にわたる活動を継続することは、個々の救護班に著しい負担を課することとなるので、できる限り短時間での交代ができるよう、その要員の確保に努めるとともに、短期間交代に対応するため、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施させること。

オ 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるので、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。

この場合、救護班の撤収に当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継がせること。

カ 被災都道府県は、自らが編成し得る救護班では十分な救助がなし得ないと判断した場合は、速やかに他の都道府県に対し救護班の派遣要請を行うこと。

行政機関が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行うことができない場合は、速やかに内閣府へ連絡し、派遣要請依頼の調整を図ること。

キ 被災都道府県以外の都道府県は、次により救護班の応援派遣等について配慮すること。

(ア) 被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき救護班を速やかに派遣すること。また、状況に応じて、災害援助協定に基づき自らの判断により救護班を派遣すること。

(イ) 災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することも考えられる。

(ウ) 応援派遣される救護班は、初期の医療活動が自己完結的に行えるよう、最低限度の医薬品や医療器材のほか、食料・飲料水、その他の生活必需品等を携行し、必要に応じて野営等もできる装備で被災地入りすること。

ク 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。

救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所等において実施することが考えられること。

行政機能が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場

合は、速やかに内閣府に救護班の受け入れ調整を要請すること。

- ケ 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。
- コ 被災都道府県は、自らの判断により単独で被災地入りし、医療活動を行う者に対して、自らの調整の下に活動する救護班となるよう要請すること。
- サ 災害が発生した場合、救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局と連携を図り、これらの状況を速やかに把握すること。

【参考】DMAT (Disaster Medical Assistance Team; 災害派遣医療チーム) による災害医療活動について

日本DMAT活動要領、都道府県DMAT運用計画等に基づき被災地に派遣されるDMATにかかる費用については、災害救助法が適用され、かつ以下の要件を満たした場合に、法による医療として費用支弁を行うものとする。

- 1 都道府県とDMAT指定医療機関の間で締結された事前協定に基づくこと。
- 2 被災都道府県の要請に基づき、DMAT派遣が行われていること。
- 3 災害救助法が適用された市町村で救護（精神的医療ケアを含む）活動を行うこと。

なお、費用の支弁は、都道府県と医療機関との事前の協定、業務計画に基づくものとし、国庫負担の対象となる費用は、原則として次による。

- (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 精神的医療ケアを行った際の実費
- (3) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

(5) 期間

法による医療を実施できる期間は次により定めること。

- ア 法による医療が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の法による医療の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が14日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより医療を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による医療を実施する期間を災害発生の日から14日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による医療を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により医療を実施する期間を延長できる。
 - (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - (イ) その他の場合には延長する期間を原則として14日以内で定めること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれかの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(6) 基準額

法による医療のため支出できる費用は、原則として次による。

- ア 法による医療のため支出できる費用は、基準告示において、救護班による場合は、薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とすることと定められていること。

このほか、救護班が使用する消耗品の費用等が考えられるが、これらについては「修繕費等」の「等」に含まれると考えられる。

イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等を医療業務に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。

(ア) 地方公共団体に勤務する者、国立病院機構に勤務する者、その他国の機関に準ずる機関に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。

(イ) 日本赤十字社の職員等については、法第19条の規定により委託費用として日本赤十字社に対して補償すること。

(ウ) 法第7条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護師等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第12条に基づき扶助金の支給が行われる。

(エ) その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第12条による扶助金の支給対象とはならない。

(オ) 医療業務に従事した医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等への昼食や夕食の費用については一般的には、旅費（日当や宿泊費等）に含まれているものと解しているが、稀に旅費に含まれていない場合がある。旅費に昼食や夕食が含まれていない場合、食事代を支払うことについては差し支えない。

なお、被災地での昼食や夕食代金については、社会通念上、是認できる範囲程度とすること。（酒類等を含む請求については、当然、国庫の負担の対象外となる。）

ウ 法による医療のため支出できる費用は、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内と定められているが、原則として、これらについては、この額以内なら全て認められるということではなく、法の趣旨から、当然、特別な理由があり必要と認められる場合に、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、この額以内で行うことができるということであるので留意すること。

エ 救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、救護所など保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋（以下「災害処方箋」という。）が地域の薬局に持ち込まれ、調剤がなされた場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとなる。なお、災害救助法に規定する医療を行う際には、被災者に現物をもって薬剤を提供し、救護班が所持している薬剤が不足している場合等にも、患者に交付した災害処方箋に基づき、救護所内の調剤所で調剤することが原則とされていることに留意されたい。

(ア) 費用支弁対象について

① 労務費

薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費については、災害救助費の賃金職員等雇上費（実費）として支弁される。この際、薬局においては、災害処方箋が持ち込まれた場合にのみ労務が生じることから、災害に際しての応急救助の実施主体である被災都道府県は、地域の実情に応じて関係団体との協議等により、例えば、

当該災害処方箋一枚当たりの労務費を規定するなど、その必要となる労務費額を設定すること。なお、その設定にあたっては、一日の総支払額が救護班の薬剤師に対する人件費を超えない、すなわち救護班の薬剤師に対するものと均衡を失することのないよう留意されたい。なお、調合技術料については、救護班の薬剤師についても支払われているものではないため、薬局の薬剤師も同様に調合技術料を支払うことは不可である。

② 薬剤費等

災害処方箋に基づく調剤のために使用した薬剤等は、実費として支弁される。

【参考】災害処方箋1枚当たりの報酬1,000円について（茨城県の例）

茨城県と薬剤師会との協議の結果、災害処方箋1枚当たりの報酬を以下の考えにより1,000円とすることとした。

① 処方箋に基づく調剤にかかる時間を1枚あたり30分と想定

② 16,100円（茨城県災害救助法施行細則による実費弁償額）は

1日（＝8時間）の活動額なので、①により割返し、1枚あたりの単価を算出した。

$16,100 \div 8 \div 2 = 1,006.25 \div 1,000$ 円

オ 救護所を設置したときの借損料（建物、仮設便所及び間仕切り等の設備、機械、器具並びに備品の使用謝金又は借上料）等は原則として次によること。

（ア）日本赤十字社の設置する救護所については、「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」（昭和34年8月18日社発第428号厚生省社会局長通知）の記5の（2）により、法第16条の規定に基づく委託が行われ、法第19条により補償すべき費用となっている。

（イ）その他の救護所等については、避難所の設置されることもあり、避難所の設置のため支弁できる費用と分ち難いことから、避難所の設置のため支出できる費用として整理されている。

したがって、避難所の設置のため支出できる費用と別に救護所の設置のための支出が必要な場合は、事前に内閣府に連絡調整して設置すること。

カ 救護班以外の者が任意に行った医療活動は、原則として、使用した医薬品衛生材料の実費等についても支出することは認められない。

ただし、DMATとの協定や医療に関する協定で対応できる範囲を超えるような災害の場合には、任意の医療活動を行うために被災地にいる医師等を近隣の者と解し、法第8条に基づく協力命令により都道府県知事の管理下に医療を行わせた場合は、当然、使用された医薬品衛生材料等の実費は支出できる。

なお、協力命令は、強制力を伴う従事命令と異なり、公用令書等による必要はない。また、都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請で、その調整下に行われた医療も、都道府県が市町村長に法第8条の権限を委任したことを公示している場合には、協力命令による救助と解して差し支えないが、従事命令・協力命令等の命令については、基本的に都道府県が行うことが望ましい。

キ 通院中（在宅医療を含む。）の患者等で、災害のため薬剤等が得られないため、直接生命にかかわるような事態を招く者、又は、日常生活に重大な支障をきたす者に、必要な薬

剤、水、電源、機・器材等を給与等した場合、これらの物資の購入・輸送等に要する経費で、他の制度によることができないものについては法による救助として、医療又は応急救助のための輸送費として差し支えない。

（7）必要な書類

法による医療を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救護班

- （1）救助実施記録日計票
- （2）医薬品衛生材料受払簿
- （3）救護班活動状況

イ 都道府県又は委任を受けた市町村

- （1）救助実施記録日計票
- （2）医薬品衛生材料受払簿
- （3）救護班活動状況（写）
- （4）病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- （5）医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

7 助産

（1）助産の実施

法による助産については、原則として概ね法による医療の例に準じて取り扱われることとなるが、医療とは若干異なる点もあるので留意して取り扱うこと。

（2）期間

法による助産を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による助産が必要な期間等が予測できる場合、又は、一定期間以上の助産の必要性が明らかな場合等は、その期間によること。ただし、災害発生の日以前又は以後の7日を超えた分べんを対象とし、分べんした日から7日を超えて実施する場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより助産を実施する期間等を定められない場合は、とりあえずそれぞれの期間を7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた分べん日又は期間内に法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による助産を実施する期間を延長できる。

（ア）延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

（イ）その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

（ウ）（ア）及び（イ）のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

（3）基準額

法による助産は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給の範囲内において行うこと。

なお、法による助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

（4）必要な書類

法による助産を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 衛生材料等受払

ウ 助産台帳

エ 助産関係支出証拠書類

（注）救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

8 被災者の救出

（1）趣旨

災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出すること。

ア 災害のために、現に生命身体が危険な状態とは、必ずしも災害が直接的な原因となっていることは要しないし、また、その原因も不可抗力か本人の過失かなども問われない。

（注）被災者とは、厳密には災害を原因とする者のみとも解せられるが、生命等に係わる問題で厳密な運用を行うことは必ずしも適切ではないので、通常、アにより運用している。

イ 現に生命身体が危険な状態とは、客観的に明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければならない状態におかれているような場合をいう。

ウ 生死不明の状態とは、生死が判明しない者をいう。

なお、災害のため生命又は身体が危険な状態にあるような者などの捜索又は救出は、最も緊急を要する救助であり、迅速に行うよう努める必要があるが、一般的な救出の期間である3日間経過後においても、生死が判明しない者がいる場合については、内閣総理大臣に協議の上、救出期間を延長できる。

エ いわゆる通常の避難は、法による被災者の救出には当たらない。

オ 法による被災者の救出は、人の救出だけに限定される。

財産はもとより、救出される者が大切にしている愛玩具、動物等についても、原則として対象とはならない。

ただし、ともに救出しなければ、本人の救出に支障がある場合又は本人の精神に重大な支障をきたすおそれのある場合で、被災者全体の救出に特に支障がないときに、本人以外のものの救出又は運搬を妨げるものではない。

（2）期間

ア 災害のため生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出することは、最も緊急を要する救助であり、3日（72時間）以内に救出するよう努めなければならない。

イ 法による被災者の救出を実施できる期間は次により定めること。

（ア）法による被災者の救出に必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の救出の必要性が明らかかな場合は、その期間とすること。

ただし、この期間が3日を超える場合は、内閣総理大臣に協議すること。

（イ）（ア）により被災者の救出を実施する期間を定められない場合は、法による被災者の救出を実施する期間を災害発生の日から3日以内で定めること。

（ウ）（ア）及び（イ）のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

（3）基準額

法による災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

ア 法による被災者の救出は、その性格から、人命の救助に必要であれば、真に必要やむを

得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によるべきである。

イ 法による被災者の救出のために支出できる費用は、特に額の限度が定められていないが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならず、例えば、正当な報酬等の範囲内で救助に協力しないような者がいたときには、法第7条又は第9条の規定により強制権を発動する等の措置により、正当な価格の維持に努めることなども検討すべきである。

ウ 舟艇その他救出のための機械、器具等が救助の実施において損傷し、これを修理する場合は、損傷箇所の把握のため、写真や修理・整備記録などの提出を求めること。

（４）必要な書類

法による被災者の救出に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出用関係支出証拠書類

9 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（被災した住宅の応急修理）

（1）目的・趣旨

法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。

具体的な実施内容については、次に掲げるものとする。

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

などとなる。

また、円滑に緊急の修理を実施するため、実施要領（別添4「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ緊急の修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図ること。

【参考】「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」について

（令和5年6月16日公布・令和5年4月1日施行）

令和元年房総半島台風（第15号）や、令和3年・4年と2年続けて発生した福島県沖を震源とする地震など、住居の屋根等に著しい損傷を発生させ、直後の降雨により住宅の被害が拡大したケースや、高齢者等が屋根でブルーシートの作業中に誤って転落し、災害関連死となるケースが発生した。

これを踏まえ、地震や暴風により住宅の屋根や外壁に被害を受け、その後の降雨等により住宅が浸水するおそれが高い場合について、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネット等で緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないよう、恒久的制度として、ブルーシートの展張等を緊急的に措置するため支援を救助の対象とすることとした。

（2）対象世帯

ア 緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。

イ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、原則として、緊急の修理の対象とはならないものであるが、全壊等であっても修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある場合には、緊急の修理の対象として差し支えない。

ウ 法による緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするものであることから、住家のみを対象とし、物置、倉庫や

駐車場等は対象とならない。

- エ ブルーシート等の展張などの緊急修理は、発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況については、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。なお、判断方法については、原則として、次に掲げるとおりとする。また、この判断については、被害認定調査の結果を拘束しないことに留意されたい。

（判断方法）

- ・ 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- ・ 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断すること。
- ・ 現場確認を行う場合は判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真を撮影すること。
- ・ 写真による判断の場合、判断を不服とされるケースも想定されるが、この場合については、現場確認等による再調査を行う。
- ・ 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。

（3）期間

- ア 緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
- イ ブルーシート等の展張などの緊急の修理については、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないように措置するものである。救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要がある。このため、被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努めること。
- ウ 災害の規模や被災地の実態等によって、緊急の修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要があることから、実態等に即した必要な実施期間の延長について都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）に速やかに連絡すること。

（4）災害救助基金における備蓄物資

災害救助基金による給与品の事前購入としてブルーシート等の品目を追加すること。

また、都道府県等が災害救助基金として購入した資材を市区町村に資源配分し、発災直後から迅速に被災者に提供できるよう備蓄を行うこと。

災害救助基金で事前購入した備蓄物資を災害救助法が適用された日以降に、対象者に対して緊急の修理で使用した場合は、使用した分は救助費の対象として差し支えない。

なお、以下に一世帯当たりの資材の数量の目安を示すので参考とされたい。

《一世帯当たりの目安数量》

・ブルーシート	3枚	＃3000 又はこれに準ずる耐候性を有する製品 (サイズ: 5.4m×7.2m 参考価格: 3,000 円程度)
・ビニールハウス ロープ	1巻	マイカ線又はこれに準ずる耐久性等を有する製品 (長さ: 300m~500m 参考価格: 3,000 円程度)
・防水テープ	3巻	エースクロス 011 又はこれと同等の粘着性能を有する製品 (サイズ: 20m×100mm 参考価格 1,000 円程度)
・土嚢袋	50枚	UVブラック土嚢又はこれに準ずる耐候性を有する製品 (サイズ: 15 kg 参考価格 50 円/枚程度)

《その他、必要に応じて提供可能な資材》

・ベニヤ板	耐水合板 182cmx91cmx3mm (縦×横×幅は任意) (参考価格 2,500 円程度)
・角材	角材 4.5cmx4.5cmx199cm (縦×横×長さは任意) (参考価格 2,500 円程度)

※ タイル・モルタル等の落下防止ネットは、建物の大きさによりサイズも異なるため、修理業者に依頼して展張すること。

(5) 基準額

緊急の修理は、現物をもって行う。その修理のため支出できる費用は、ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費、修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費を含むものとし、基準告示に定める額以内とする。

ア 自治体が購入して保管・管理している資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）については、緊急の修理として使用された分については救助費（国庫負担）の対象とする。

イ 自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。

資材を給与する場合は、受領書を受取り、同一の被災者に複数回提供することがないようにすること。

ウ 建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費とする。

ただし、自治体又は被災者から提供された資材を用いて修理を行う場合は、修理業者に対しては労務費及び修理に係る事務費とする。（資材は自治体で購入したものを使用するため、費用の対象とはしない。）

エ 他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を配布する場合は、費用の対象とはしない。

オ 上記目的以外に使用された資材費については、救助費（国庫負担）の対象とならないので留意すること。

カ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とする。

（６）ブルーシート展張の講習会等の開催

高齢者等が屋根で作業中に誤って転落するケースが発生していることから、こうした被害を防ぐ観点からも屋根の上での作業については、知識・経験を有する建設業者・団体、消防団等が施工してもらうことが望ましいと考える。これを踏まえ、各都道府県等においては、建設業者・団体、消防団等との「災害時の支援協定」の締結を行うとともに、ブルーシートの展張に関する講習会の開催など、安全なブルーシートの展張作業が可能な体制を構築すること。

（７）申込書類等

ア 緊急の修理を申込時に必要な資料は以下のとおりであり、都道府県等は次の資料の記載内容等を確認の上、受付を行うこと。

- ① 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書（様式第１号）
- ② 被害状況報告書（準半壊以上（相当）と判断するための写真）（様式第１号の２）
- ③ 受領書（県・市町村から資材の給与を受けた場合に記載）（様式第２号）
- ④ 緊急の修理に関する依頼書（県・市町村から修理業者に依頼）（様式第３号）
- ⑤ 緊急の修理に関する連絡書（県・市町村から被災者に連絡）（様式第４号）
- ⑥ 工事完了報告書（修理業者から県・市町村に報告）（様式第５号の１）
- ⑦ 緊急の修理（修理前・修理後）の施工写真（様式第５号の２）

イ 原則、施工業者は自治体で指定することとするが、被災者が希望する修理業者が施工する場合には、被災者が持参した施工業者の見積書（様式は任意）で差し支えない。

ウ 上記以外に自治体において必要となる資料については、適宜、追加して差し支えない。

エ その他、会計処理上必要な書類（負担行為・支払いに係る書類、債主登録票）については、各自治体において会計・経理部門と調整を行うこと。

オ 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から。カメラでもスマートフォン等で構わないので、被害の状況が分かる写真の撮影を行うこと。

カ また、施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度の修理を実施する前に必ず写真の撮影すること。

なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明にはならないので、留意すること。

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

（写真の添付がされておらず、申立書を読んでも被害状況の把握ができない場合は、国庫負担の対象とならない場合もあるので、留意すること。）

（８）留意点

ア 被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告がある。こうした業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みにしつこく勧誘を行ってこることから、各都道府県及び市町村においては、被災者に対して、その場での契約はしないよう広報していただくとともに、ブルーシートの展張等を行う際は、まずは、都道府県又は市町村に相談するよう周知すること。

- イ 都道府県等は、あらかじめ緊急の修理を迅速かつ円滑に実施するため、制度の目的、基準額・実施期間、全体の手続の流れ、書類の記入方法、資材の調達・保管、ブルーシート等の展張の仕方等を建設業者・団体や消防団等に周知し、理解の促進に努めること。
- ウ 救助を迅速に実施する観点から、あらかじめ都道府県等が指定した業者等と連携してブルーシートの展張を行うこと。必要に応じて指定業者リスト等の追加削除等の管理を行うこと。
- エ 県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。以後の手続きは図1-1及び図1-2のとおり。

（9）必要な書類

緊急の修理に当たっては、都道府県等は原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 緊急の修理記録簿
- ウ 緊急の修理に関する支払のための証拠書類等

図 1 - 1

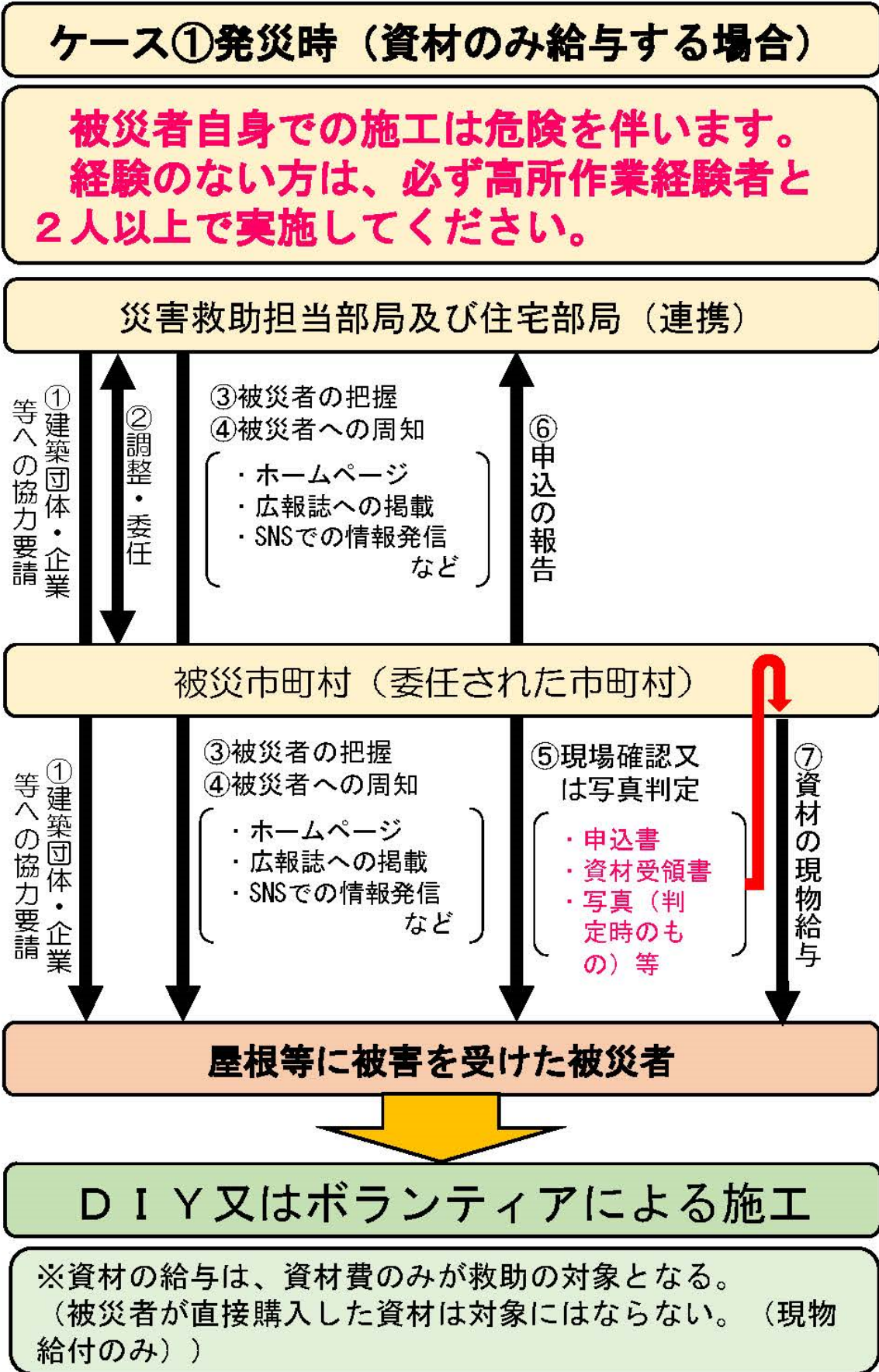
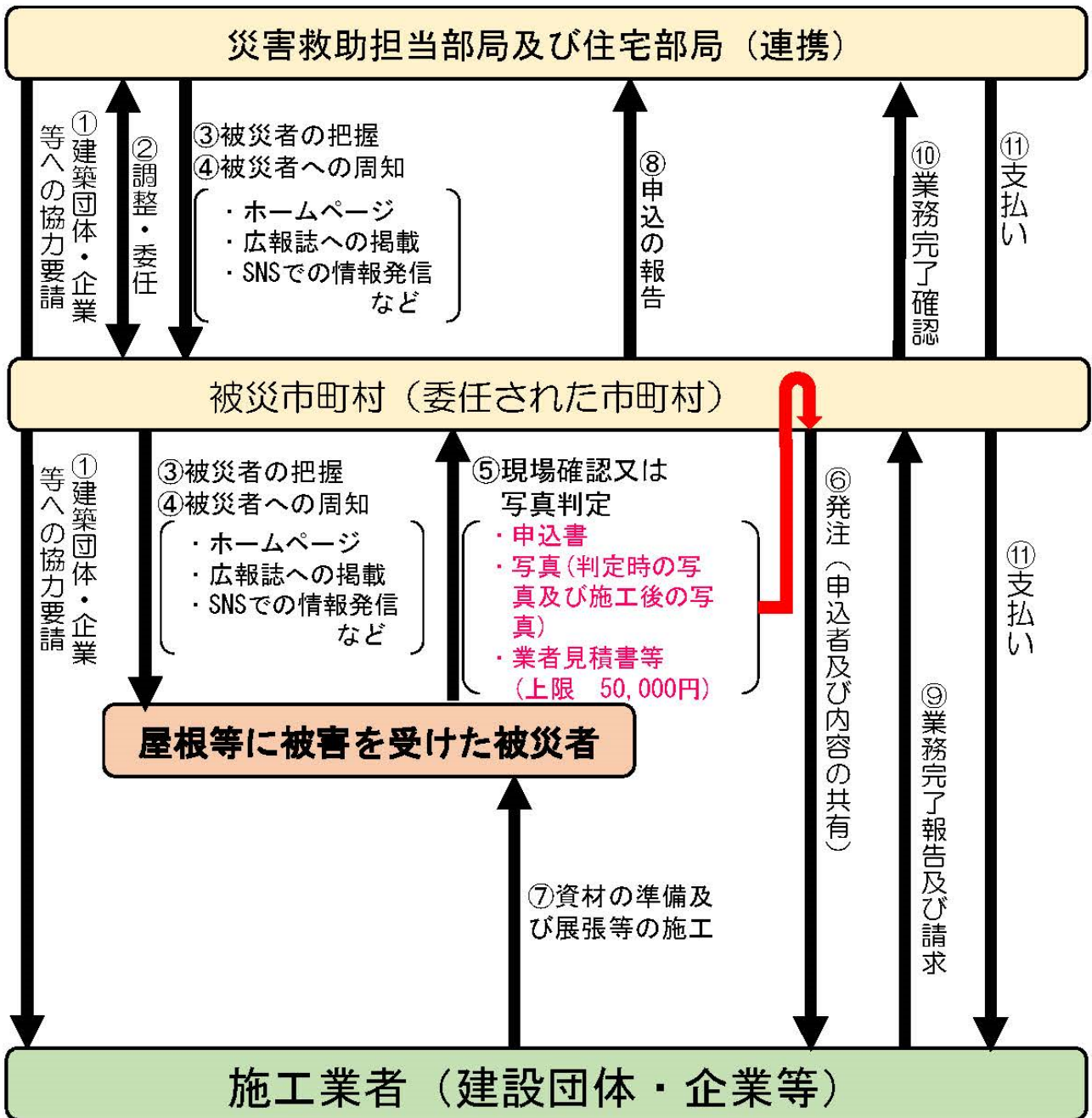


図 1 - 2

ケース②発災時（建設団体・企業等が実施する場合）



災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

**周知用
イメージ**

令和5年
度から

災害により、屋根等に被害を受けた住宅に対し、ブルーシートの支給等について、自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。
カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内

○支援内容：上限5万円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

<留意点>

- ・ 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- ・ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・ 修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

都道府県・市町村名

10 日常生活に必要な最小限度の部分の修理（被災した住宅の応急修理）

（1）目的・趣旨

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という。）は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊世帯）に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最低限度の修理を行うことで、引き続き元の住家で日常生活を営むことができるようにするものである。

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領（別添5「（災害名）における日常生活に必要な最小限度の部分の修理実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたい。

【参考】住宅の応急修理制度の拡充「準半壊」の創設（令和元年8月28日から施行）

令和元年8月の豪雨災害や台風第15号による災害により、極めて多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、応急修理制度を拡充し、恒久的制度として、一部損壊の住家のうち損害割合が10%以上の被害が生じたもの（以下「準半壊」という。）について支援の対象とすることとした。

（2）期間

法による応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部^{*}が設置された場合は6月以内）に完了することとされている。

なお、災害の規模や被災地の実態等によって、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、事態等に即した必要な実施期間の延長について、内閣総理大臣と協議を行うこと。

※ 災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部

【参考1】平成19年（2007年）能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており（半島振興法）、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、同年3月25日から7月25日迄の期間の延長をあらかじめ特別基準として対応した。

【参考2】災害対策基本法(昭和二十二年法律第百十八号)（抜粋）

（特定災害対策本部の設置）

第二十三条の三 災害(その規模が非常災害に該当するに至らないと認められるものに限る。以下この項において同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害が、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、かつ、当該災害に係る地域

の状況その他の事情を勘案して当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるもの（以下「特定災害」という。）であるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に特定災害対策本部を設置することができる。

（非常災害対策本部の設置）

第二十四条 非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

（緊急災害対策本部の設置）

第二十八条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

応急修理の迅速な実施

近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間は長期化している。内閣府、国土交通省では、被災自治体と連携して、修理期間が可能な限り長期化しないよう、工務店団体による応急修理等に係る相談体制の支援や修理業者に関する周知などの支援を行っている。

被災自治体において、職員による巡回などの被災者個々へのアプローチを図っていただくなど、修理が長期化しないよう努めること。

具体的には、次のとおり修理期間の短縮化に資すると考えられる取組等について、可能な限り平時から事前準備を進め、発災時に対応すること。

- ア 災害発生後、速やかな応急修理の受付体制の構築、審査手続き等の事務の円滑化を図るため、都道府県におかれては、平時から各市町村における体制等にも留意しつつ、事務委任の詳細について調整・取決めを進めるとともに、応急修理に係る対応マニュアルの整備など、市町村に対して支援を行うこと。
- イ 災害発生後可能な限り早い時期から、被災者に対し応急修理を含む住まいの確保策に係る情報提供・意向確認を図るとともに、住まいの再建に関する被災者のニーズ・課題の把握等を行うこと。
- ウ 平時から関係団体や修理業者等と調整し、適宜、事業者に対する説明資料の作成や説明会の実施等周知を行った上で、災害発生時には住宅の補修等に活用できる事業者リストをホームページ等に掲載し、自治体の相談・申請窓口等において被災者への情報提供・紹介等を行うこと。

この際、業界団体等の協力を得て、被災した住宅の工事に係る相談窓口を開設し、当該団体において、被災者からの応急修理に係る相談対応や事業者の情報提供等を実施することが有効であると考えられることから、関係省庁とも必要に応じて連携しつつ実施すること。
- エ 実施主体である都道府県や事務委任を受けた市町村は、チラシ、住民説明会等により、被災者に対して応急修理についてわかり易く速やかに周知を図ること。

なお、支援制度等に係るチラシの作成にあたり、地方公共団体に加えて、内閣府、国土交通省等のクレジットを入れる等、政府として協力することが可能であるため、適宜、相談すること。

（3）対象者

令和元年8月の豪雨災害や令和元年房総半島台風による災害により、極めて多くの住家に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、令和元年内閣府告示第378号により「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号）の一部を改正し、災害のため住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者についても、恒久的制度として住宅の応急修理制度の支援の対象とすることとした。

この「半壊又は半焼に準ずる程度の損傷」については、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとし、その被害の程度を「準半壊」とする。

この改正も踏まえ、法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものとする。

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合が対象となる。その趣旨は、法に基づく応急修理は、住家が半壊等の被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるようにするものであるのに対し、応急仮設住宅の供与は、住宅が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、仮の住まいとして提供されるものであるため、その対象が異なるためである。

ア 法による応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象とする。

ただし、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

イ 住家が半壊、半焼又は準半壊の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、応急修理の対象とはならない。

（例：1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、法による応急修理の対象とはならない。）

ウ 災害のため住家が半壊、半焼又は準半壊の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（別紙様式2）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

※ 平成28年5月までは前年（又は前前年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件が撤廃となり、所得証明書等により資力を把握すれば応急修理を実施できることとなった。（大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、資力要件を問わない。）また、更なる弾力運用を図るため、「資力に関する申出書」（別紙様式2）を提出するだけでよいこととし、令和元年10月には、再度、事務連絡を発出して、その取扱いについて改めて明確化を図ったところである。

エ 法による応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償等で対応されるのが原則であるからである。

したがって、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他、真にやむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、内閣総理大臣と協議のうえ、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。

カ 住宅の応急修理の申請等に必要な資料等の取扱いについて

（ア）応急修理を申請時に必要な資料は以下のとおりであり、都道府県等は次の資料の記載内容等を確認の上、受付を行うこと。

- ① 住宅の応急修理申込書（様式1号）
- ② り災証明書
- ③ 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真
- ④ 修理見積書（様式3号）※後日、提出可だが、工事決定までに必要
- ⑤ 資力に関する申出書（様式2号）
- ⑥ 上記以外に自治体において必要となる資料

（イ）応急修理の施工、工事完了、精算に必要な資料として、上記の申請書類のほか、以下の書類を保管・管理すること。

- ① 応急修理依頼書（様式4号）
- ② 応急修理実施連絡書（様式5号）
- ③ 工事請書（様式6号）
- ④ 修理に関する請求書
- ⑤ 施工中、施工後の修理状況が分かる写真（修理箇所毎）
- ⑥ 工事完了報告書（様式7号）
- ⑦ その他、会計処理上必要な書類（負担行為・支払いに係る書類、債主登録票）

キ 被災した住宅の写真撮影について

応急修理の申請時には、被災者の住宅について被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、修理前、修理中、修理後の写真撮影を行うよう周知徹底すること。

【参考】 応急修理に必要な写真撮影のポイント

（被災者又は修理業者が撮影）

○ 修理前状況写真の撮影

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

（１）外観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影

（２）室内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビが発生している状況を撮影

（３）設備（破損、故障など）

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所がわかるように撮影
- ② 設備の型番・形式等がわかるように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることがわかるようにすること。

※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。

自分で撮影できない箇所等は修理業者等に撮影してもらおう等すること。

（修理業者が撮影）

○ 修理中・修理完了後の写真撮影

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
- ② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
- ③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨樋交換など⇒足場撤去

※ 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明（例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないの、留意すること。）

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

被災者又は修理業者が写真の撮り忘れをしないよう、以下に添付する図3「（被災者・修理業者向け）写真の撮り忘れ防止のためのチラシ」を参考に申請書等と併せて配

布すること。

（写真の添付がされておらず、申立書を読んでも被害状況の把握ができない場合は、国庫負担の対象とならない場合もあるので、留意すること。）

ク 応急修理の優先順位

法による応急修理の対象は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は、屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施すべきであること。

近年、風水害等により壁や床が浸水被害により損害を被っているにもかかわらず、優先度の低いユニットバスの交換や浸水していないシステムキッチンの吊戸棚等の修理を応急修理の対象として申請をするケースがある。

緊急を要する床や外壁等を応急修理の対象としない等の事例が多発していることから、応急修理の優先度を次のとおり示すこととする。

都道府県等又は事務委任を受けた市町村は、応急修理の内容を確認の上、緊急性の高い部位の修理を優先して行うよう被災者や修理業者に促すこと。

優先度	応急修理の緊急性の高い部位
①	壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた内・外壁の補修、壊れた床の補修
②	壊れたドア、窓等の開口部の補修
③	配管・配線の補修（上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備（換気扇などの交換）、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修）
④	壊れた衛生設備（便器・浴槽などの交換）

ケ 借家等の取扱いについて

（ア）借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。（民法第 606 条「賃貸人の修繕義務」参照）

（イ）借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理を行うだけの相当額の貯金又は不動産、応急修理のための一時的な借入れができないとは考えにくい上、火災保険・共済等により、保険金・共済金が支払われていることも考えられるため、修理ができないとは考えにくい。

住宅の修理は前述のとおり住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行えず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。この場合、住宅所有者に対して行うものではないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

（ウ）1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位（ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。）に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

（エ）借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるのではなく、所得がなく、修理ができない資力状況、災害に伴う保険金・共済金の受領等がな

く、所有者の資力では修理ができないことを客観的な証拠により厳格に確認した上で、居住者による応急修理の申請を受理すること。

(オ) また、借家等の所有者が法人（株式会社、（有限会社）、合同・合資・合名会社など）である場合は、その法人に資力がないとは考えにくいいため、法による応急修理の対象とはならない。

コ 公営住宅や公務員宿舎の取扱いについて

(ア) 公営住宅や公務員宿舎の修繕については、所管省庁及び自治体において修理を行うものであり、法による応急修理の対象とはならない。

(イ) 公営住宅では入居者が許可なく増築を行っている場合があり、災害により損壊したため、応急修理として申請を行っていることがある。公営住宅の増築は違法であり、違法な建築物を修理の対象とすることはできない。

(ウ) 一部の公営住宅では、風呂釜や給湯機器等（以下「風呂釜等」という。）について入居者自らが持参し、据え付け、また、退去時には自らが風呂釜等を外して転居する場合もある。

このような世帯の風呂釜等については、住宅の設備とは言い難く、公営住宅法の修理の対象にならないことと併せて、住宅の応急修理の対象とすることもできない。

(エ) 公営住宅の退去時修繕負担金等は、応急修理として支払う性質のものではないことに留意すること。

（４）基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、大工、左官等の工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

（５）応急修理期間における応急仮設住宅の使用について

応急修理期間において応急仮設住宅を使用する者の修理のために支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

（以下再掲）

近年、施工業者不足の問題等により、応急修理の完了までの期間は長期化している。自宅の修理完了までの間、避難所での生活を継続せざるを得ない世帯や、親族・知人宅等に一時的に入居せざるを得ない世帯が多数存在している実状に鑑み、応急修理期間中の被災者の一時的な住まいを確保し、被災者の地元における自宅再建を後押しすることを目的として、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能とすることとしたところ、これを行う場合には、次

の点に留意し、事前に内閣府と協議の上、実施すること。

- ア 応急修理期間において応急仮設住宅を使用する者は、災害のため住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害発生の日から1カ月を超えると見込まれる者であること。
- イ 応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者に提供する応急仮設住宅は、賃貸型応急住宅とし、新たな建設型応急住宅を建設することは認められない。
- ウ 応急修理期間における応急仮設住宅を使用できる期間は、災害発生の日から原則として、6カ月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに応急仮設住宅を退去すること。
- エ 応急修理は住まいの再建を図るため、できる限り早期に行うべきものであり、実施主体である都道府県等や事務委任を受けた市町村は、応急修理期間の短縮化に努めること。

（6）留意点

- ア 応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するQ&A」を以下のとおり整理した。

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A

質 問		回 答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。 このため、修理期間が1か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、災害発生の日から原則6カ月間、賃貸型応急住宅の使用が可能です。
5	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいのか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。

6	公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
7	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
8	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
9	住宅の応急修理の完了期限が3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いいたします。
10	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いいたします。
11	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
12	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式1号） ② り災証明書の写し ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式3号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式2号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
13	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
14	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでも良いのか。	コピーで差し支えありません。

15	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
16	別荘は応急修理の対象となるか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があつたとしても応急修理の対象とすることはできません。
17	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
18	1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
19	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
20	D I Yの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Yは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
21	複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
22	間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
23	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
24	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）

25	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
26	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
27	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
28	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
29	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
30	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
31	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
32	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
33	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
34	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合には、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合には、対象になりません。
35	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
36	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となる	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。

	のか。	
37	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
38	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	<p>損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。</p> <p>ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。</p> <p>IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。</p> <p>ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。</p>
39	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
40	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	<p>応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 和式便器から洋式便器（暖房便座は可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません
41	住宅の1階と2階の両階にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。
42	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
43	浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	<p>修理・交換の対象として差し支えありません。</p> <p>また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。</p> <p>なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。</p>
44	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
45	70万6千円以内あるいは	修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注し

	34万3千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	<p>た方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。</p>
46	住宅の修理の見積りを依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	<p>被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第2号）を作成し、各市町村窓口へ提出してください。</p> <p>また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 修理総額 100.0万円の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急修理 70.6万円以内 <p>（注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担 29.4万円以上 <p>なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いいたします。</p>
47	応急修理業者は指定業者から選択しなければならないのか。自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。	<p>応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。</p> <p>ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。</p> <p>（ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）</p>
48	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	<p>工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。</p> <p>図面の添付は必要ありません。</p> <p>また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。</p>
49	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	<p>地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。</p>
50	修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいか。	<p>住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。</p> <p>内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差支えありません。</p> <p>なお、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加えました。地方公共団体が使用する場合は、様式を選択することが可能となります。</p>
51	被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れているから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。どうしたら良いだろうか。	<p>被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。</p> <p>まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。</p> <p>また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）</p>

イ 手続きの流れ

(ア) 災害発生前にあらかじめ行っておくこと

- ① 都道府県又は事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という。）が、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者に周知する。
- ② 都道府県等が業者指定を行う。必要に応じて追加削除等の指定業者リストの管理を行うこと。

(イ) 災害発生後の手続き

都道府県等は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1及び図2のとおり。

(7) 必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 住宅の応急修理記録簿
- (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

図1 住宅の応急修理に係る県と市区町村の事務分担

実施項目	都道府県業務	市区町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施		
④ り災証明書の発行		
⑤ 修理業者への業務内容説明		
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置（障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）		
⑥ 被災者からの申込様式の作成		
⑦ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成		
⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査（被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		
⑨ 修理見積書の確認		
⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収		
⑪ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明		
⑫ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施		
⑬ 修理業者からの請求書の提出の確認		
⑭ 修理業者に対する負担行為・支払い		

※ 応急修理は住家が対象であり、店舗、倉庫や駐車場等の非住家は対象外である。

※ 県・市町村の業務分担を整理し、業務遂行にあたり、実施漏れがないことを確認すること。

図2 住宅の応急修理の手続き及び流れ

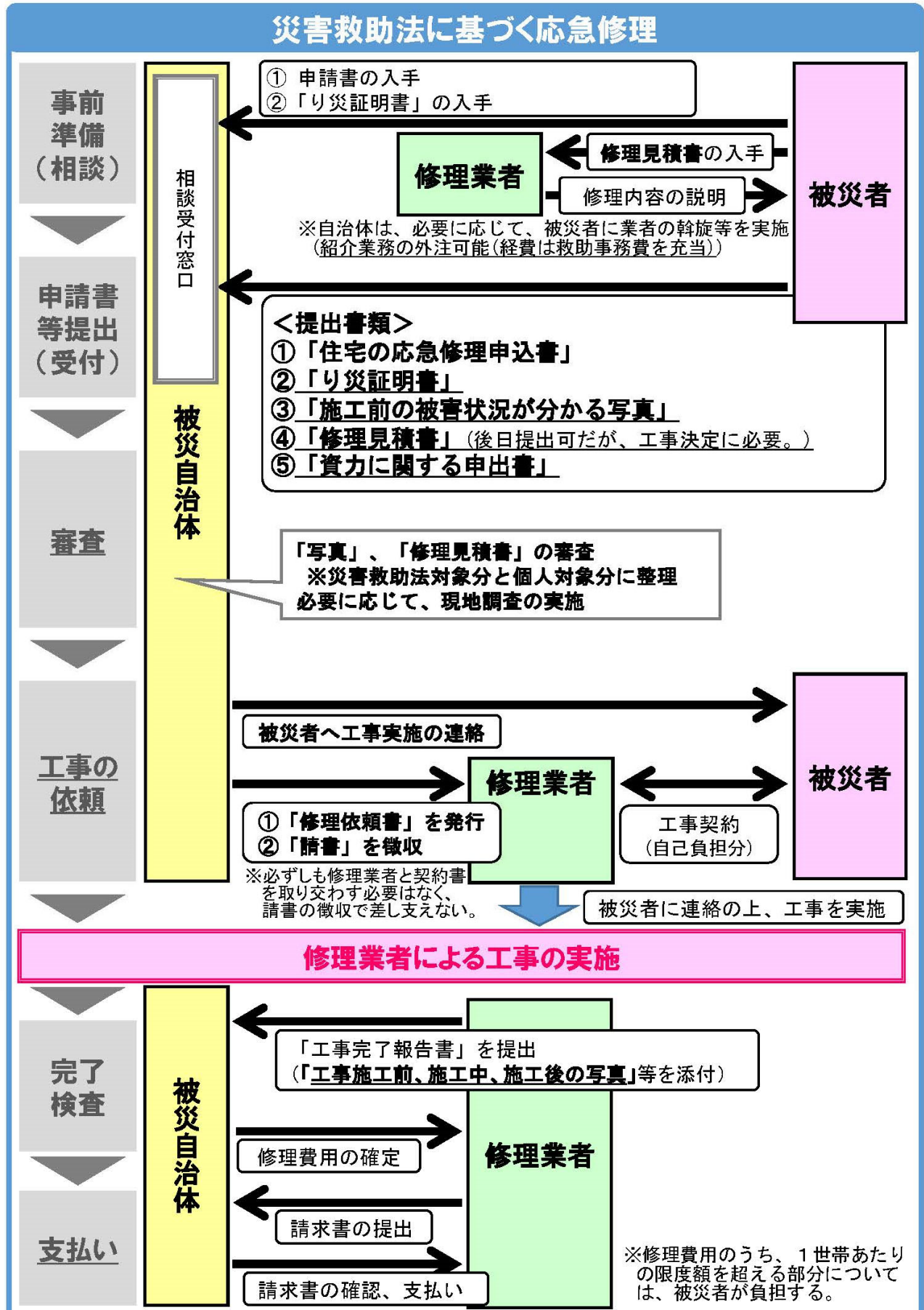


図3 （被災者・修理業者向け）写真の撮り忘れ防止のためのチラシ（例）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。
また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



1.1 学用品の給与

(1) 速やかな給与

災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこと。

ア 法による学用品の給与に当たっては、教育委員会、学校等の協力を得て、学籍簿や被災者名簿等により、被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して配分計画表を作成するなどし、計画的に行うこと。

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なること、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

イ 法による学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1カ月以内、その他の学用品については15日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うことを原則とする。

ア 法による学用品の給与は、災害により義務教育等の遅滞を防止するものであるから、幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の者は原則として対象としないこととし、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部は対象としている。

イ 法による学用品の給与については、災害のため住家等に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、流通機構等の一時的な混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品をただちに入手することができない小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に対して必要最低限の学用品を給与し、これらの者の就学の便を図るものである。

ウ 法による学用品の給与は、居住する住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して行うことを原則とするが、通学途中又は学校等で被災した場合あるいは親類縁者の家に滞在中（旅行中等）その親類縁者の家で被災し喪失又は毀損した場合であっても、都道府県知事が必要と認めるときに限り給与して差し支えない。

ただし、この場合の判断に当たっては、市町村長から状況報告等を受けることは差し支えないが、認定については市町村長に委任できない。

エ 被災後に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない（特に必要性が認められる場合は、内閣総理大臣に協議

して給与すること）。ただし、転出が一時的なものであり、避難元での生活再建をすることが明らかであると認められる場合はこの限りではない。

オ 法による学用品の給与は、原則として、一律に給与すべきではなく、実際に使用するものを喪失又は毀損した場合に最低限必要な量を支給すること。特に、学校等に実務の協力を得て行うときには、関係者の法の趣旨に対する理解を十分に得て、一律に給与などが行われぬよう周知すること。

カ 対象となる公・私立諸学校があるが、支給漏れの無いように十分都道府県及び市町村で連携をとること。

キ 長期休み期間中等に災害が発生した場合、支給調査が困難になることが思慮されるが、始業に極力影響の出ないように配慮すること。

（３）対象品目

法による学用品の給与は、応急的なものであり、必要の範囲内で行われるものであり、予備的なものは含まれないことに留意し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

なお、法による学用品の給与として支給できる学用品は、被災状況、程度及び当該地域の実情に応じて個々に定めて差し支えないこととされている。

ア 教科書

教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

ウ 通学用品

傘、靴、長靴等の通学用品

エ その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

（４）基準額

法による学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代として、「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

学校法人の設置する学校が使用している教材は公立学校の例による。

なお、教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック、辞書、図鑑等に類するもの。ただし、個人が学習用に購入するものは認められない。

イ 文房具、通学用品及びその他学用品費は、基準告示に定める額以内とする。

（ア）文房具及び通学用品費として支出できる費用の額は、当面の就学通常最低限必要なものを積算して定めたものであるため、給与に要した費用の平均額がこの額の範囲であればよいということではなく、個人毎にこの額の範囲で実施することを原則とする。

したがって、救助を要する期間の長期化等により、この額を超えた給与が必要な場合には、内閣総理大臣に協議して実施すること。

（イ）小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の判定の時点は災害発生の日とするが、

災害が入進学時に発生し、既に個々人が現に所有している入進学後の学用品に被害を受けたようなときには、個々の実情に応じ、それぞれ小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に準じて取り扱って差し支えない。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算しても差し支えない。

(5) 必要な書類

法による学用品の給与に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

1.2 埋葬

(1) 速やかな実施

災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬すること。

ア 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。

イ 地元火葬場が被災したときには、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送体制等について検討すること。

ウ 火葬場の被災等により地元での火葬が困難なときは、速やかに他の都道府県に応援を要請し、これらの協力を得るなどし、法による埋葬を円滑に行うこと。

(2) 留意点

災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものであるため留意すること。

ア 法による埋葬は、災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧な埋葬を行うこと。

イ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わない。

(ア) 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。

(イ) その他の病気等でたまたま災害時に亡くなった者に対しても法による埋葬を実施して差し支えない。

(ウ) 災害発生以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。

ウ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないこと。

なお、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行って差し支えない。

エ 法による埋葬は、災害の際に亡くなった者に対し、遺族がいないか、遺族がいても、災害による混乱期等のため、資力の有無にかかわらずその遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものである。

なお、埋葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。

(ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。

(イ) 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。

(ウ) 流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資等が入手できないとき。

(エ) 埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。

オ 法による埋葬を外国人に対して行うことも差し支えないが、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗・習慣・宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることから、できる限りこれらについて配慮すること。

（３）期間

法による埋葬ができる期間は次により定めること。

ア 法による埋葬に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の埋葬に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が１０日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより埋葬を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による埋葬を実施する期間を災害発生の日から１０日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による埋葬が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により埋葬を実施する期間を延長できる。

（ア）延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

（イ）その他の場合には延長する期間を原則として１０日以内で定めること。

（ウ）更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

（４）支給範囲

法による埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨壺及び骨箱

（５）基準額

法による埋葬のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア 基準告示に定める額は、棺及びその附属品等の最小限必要な物品を揃え、最小限必要な埋葬又は火葬等の措置を行える額により設定されている。

したがって、法による埋葬のため支出できる費用は、平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、原則として、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

イ 法による埋葬の程度は、災害による一時的混乱時期に行うものであって、いわば応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。

ただし、災害発生から一定期間を経て、一定の体制が確保できた段階で、基準告示に定める額以内で、その地域における最低限の葬祭と認められる範囲の葬祭を仮葬として実施することを認めないとする趣旨ではない。

ウ 供花代、酒代等は、非常時の混乱したときに行われる仮葬に必ずしも必要なものとは言いがたいので、法による埋葬の費用として考えていない。

ただし、その地域において最低限必要なものを、基準告示に定める額以内で行うことを認めないとする趣旨ではない。

エ 埋葬の際の通常の人件費及び輸送費相当は、基準告示に定める額に含まれている。

ただし、当該市町村の火葬場が被災により使用できなくなった場合及び他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならないなどの特殊な事情にあり、別途、賃金職員等

雇上費又は輸送費が特に必要となった場合には、事前に内閣総理大臣に協議の上、特別基準を設定して、支出すること。

オ 葬祭等を実施するゆとりのないときであっても、遺族等の心情を斟酌し、遺体の取扱いにあってはできる限り丁重に取り扱うこと。

（６）現物支給

埋葬は、いわゆる土葬であっても、火葬であっても差し支えないが、制度の性格から、救助の実施機関である都道府県又は市町村が現物支給することを原則とする。

ア 現物支給を原則としているので、救助の実施機関である都道府県又は市町村が火葬、土葬又は納骨等の役務提供までを含めて行うことも差し支えない。

イ 現物支給を原則としているが、制度の趣旨から、棺、骨壺等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませることも差し支えない。

ウ 特別な事情があり、原則として第三者により埋葬が行われたときに、例外的にその実費（基準告示に定められた額を支給するものではなく、実際に支出された実費とするので留意すること。）を、基準告示に定める埋葬のため支出できる費用の額以内で支出して差し支えない。

（７）法適用市町村以外での埋葬

法による救助が適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置すること。

ア 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事が統括する市町村である場合は、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が法による埋葬を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

イ 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村である場合は、当該市町村長は、前号の例により措置することとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県知事が支弁すること。

この場合の埋葬は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第20条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。

（８）災害以外の遺体の取扱い

法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合においては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところに従って、その遺体を措置すること。

当該措置後において、当該救助の実施期間内にその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合に限り法による救助の実施とみなして取り扱い、それに要した費用については前述の例により取り扱って差し支えない。

（９）必要な書類

法による埋葬を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

1.3 死体の搜索

(1) 死体の搜索の実施

災害が発生したときには、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、速やかに搜索を行うこと。

(2) 期間

法による死体の搜索を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による死体の搜索に必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の搜索の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより死体の搜索を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の搜索を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による死体の搜索を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による死体の搜索を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

法による死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

法による死体の搜索は、遺体を回収するために必要であれば、真に必要なやむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならない。

ただし、舟艇その他搜索のための機械、器具等が救助の実施において損傷し、これを修理する場合は、損傷箇所の把握のため、写真や修理・整備記録などの提出を求めること。

(4) 必要な書類

法による死体の搜索に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 搜索用機械器具燃料受払簿

ウ 死体の搜索状況記録簿

エ 死体搜索用関係支出証拠書類

1.4 死体の処理

(1) 死体処理の実施

災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置する等、検案体制の整備を図り、効率的に検案を行うこと。災害発生直後の混乱期に遺体が発見された場合は、原則として、次により必要に応じて法による死体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡すこと。

ア 遺体識別のため、また、遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復しなければならないことなどから、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置等を行うものである。

イ 遺体の身元を識別するため、また、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないなどのことから、法による死体の処理として、遺体の一時保存を行うものである。

ウ 医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなさなければならないことから、法による死体の処理として、検案を行うものである。

エ 災害発生直後の混乱期であっても、遺体の取扱いに当たっては、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧に取り扱うこと。

オ 遺体の検案は原則として救護班が行うこと。ただし、救護班によることができない場合は他の医師により検案を行って差し支えない。

カ 法による死体の処理は、災害の混乱期に行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わないことは、埋葬等の場合と同じである。

(2) 犯罪等の疑いのある場合

死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による死体の処理は行わないことは埋葬の場合と同じである。

また、同様に、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡されたときには、必要に応じて遺体の一時保存等、法による死体の処理を行って差し支えない。

(3) 期間

法による死体の処理ができる期間は次により定めることとする。

ア 法による死体の処理に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上、遺体の処理に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

- イ アにより死体の処理を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の処理を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に遺体の処理を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により遺体の処理を実施する期間を延長できる。
- (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
- (イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。
- (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による死体の処理のため支出できる費用は、次によること。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり基準告示に定める額以内とする。
- イ 基準告示に定める額は、最小限必要な措置を行える額により設定されているので、これらに要する総費用の平均額がこの額の範囲内であればよいということではなく、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。
- ウ 遺体の一時保存のため支出できる費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合はこれらに要する費用の平均額で1体当たり基準告示に定める額以内とし、ドライアイス等が必要な場合は、各々、当該地域における通常の実費を加算することができる。
- エ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- オ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が認められるが、遺体の一時保存のための通常の人件費及び輸送費は、基準告示に定める既存の建物を利用できない場合の遺体の一時保存のための費用に含まれている。
- したがって、他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならない特殊な事情にある場合などには、内閣総理大臣に協議して別途賃金職員等雇上費又は輸送費として支出する。

(5) 法適用以外の市町村の場合

法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、又は当該災害によるものであると推定できない場合のいずれの場合についても埋葬の例によること。

(6) 必要な書類

法による死体の処理を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 死体処理台帳
- ウ 死体処理費支出関係証拠書類

1.5 障害物の除去

(1) 障害物の除去の実施

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下、「障害物の除去」という。）が必要な住宅に対して、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかにこれらの除去を行うこと。

特に、障害物の除去の対象者については、自らの資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ない者をその対象としているところであるので、できる限り適正な判断をするとともに、対象者の判断に時間をとられることなく迅速な障害物の除去を行うこと。

法による障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難しいときには内閣総理大臣に事前に協議すること。

また、円滑に障害物の除去を実施するため、実施要領（別添5「障害物の除去実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ障害物の除去を実施する事業者を指定しておく等手続の簡素化を図ること。

(2) 対象者

ア 法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。

(ア) 法による障害物の除去は、災害により受けた被害を補償するものではなく、障害物のために日常生活を営むのに支障をきたす場合に、応急的に最低限必要な場所を確保するため行うものであるから、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし、物置や倉庫等は対象とならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合には実施する必要はない。

(イ) 法による障害物の除去の程度は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではないので、主要な障害物を除去すれば一応は目的を達せられ、その後の室内の清掃等は、通常、居住者によってなされることとしているので、法による障害物の除去には含まないことを原則とする。

(ウ) 障害物の除去は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合を想定しているが、法の適用以前の浸水、火災時の破壊消防等によるものであっても、現に障害物の除去を必要とし、自らの資力では実施できない者については、対象として差し支えない。

(エ) 自らの資力では障害物の除去を行うことができない者については、都道府県又は市町村において、「災害救助法「障害物の除去」に関する申込書」（様式第1号）4 障害物の除去に関する資力確認（申出）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

(オ) 障害物の除去の対象は、この制度の趣旨から、全焼、全壊及び流失の住家や、床下浸水の住家には実施する意味がないことから、半焼、半壊又は床上浸水の住家とする。

また、制度の趣旨から、住家が半焼、半壊又は床上浸水したからといって、必ず行わなければならないものではない。

(カ) 障害物の除去は、住宅の応急修理と同様の理由で、そこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らの所有する住家か、借家等かを問わないことは他の救助（応急仮設住宅及び住宅の応急修理）の場合と同様である。

【参考】佐賀県大町町の油流出被害について

令和元年8月の前線に伴う大雨においては、大町町の浸水被害により製鉄所の油が流出し、町中に油が浮流している特殊な状況に鑑み、住宅（住家の敷地（住家に隣接した庭）を含む）内に入り込んだ油は「日常生活に著しい支障を及ぼしているもの」として、障害物の除去の対象とし、特別基準として対応した。

イ 「応急仮設住宅の供与」との併給は認められないこと。

（3）期間

法による障害物の除去を実施できる期間は次により定めること。

ア 障害物の除去に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより障害物の除去を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による障害物の除去を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による障害物の除去を完了できない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により障害物の除去を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

（4）基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

ア 1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たりの平均を示したものである。

イ 特別な事情があり、全体の平均が、法による1世帯当たり障害物の除去のため支出できる費用の額以内に対応できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。

ただし、法による障害物の除去は、(2)のイのとおり、被災前の状態に戻すいわゆる現状復旧は勿論、災害による住宅の損害を補填するような性格は全くないので、原則として、その場所は被災者が起居する日常生活に不可欠な最低限必要な場所に、また、その程度は主要な障害物を除去するにとどめること。

ウ 法による障害物の除去のため支出できる費用は、機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、並びに工事等事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させた場合の従業者の実費弁償の額については、障害物の除去のため支出できる費用の額に含まれるものであることは住宅の応急修理の場合と同様である。

- エ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用の額以内とすることは住宅の応急修理の場合と同様である。

（5）留意点

法による障害物の除去については、災害等廃棄物処理事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく国庫補助（環境省所管事業））、堆積土砂排除事業（都市災害復旧事業国庫補助（国土交通省所管事業））、など関連施策に留意して実施すること。

- ア 法による障害物の除去は、通常、住家内を対象としているが、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、また、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない。

ただし、道路又は河川等、管理責任者がいる場合は、それら管理責任者が実施すべきで、通常、他の制度により実施ができるときには他法他施策を優先させることとなるので、法による救助の対象とならないのが通例である。

- イ 災害による発生したごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により除去されることとされているが、同法による除去は公衆衛生の維持向上を目的とし、敷地内は占有者等が行うこととされているため、これらのものが日常生活に支障をきたす場合、又は、身体・生命に危険を及ぼす場合等には、通常、敷地内からの搬出に限り、法による障害物の除去の対象となる。

【参考】阪神・淡路大震災では、廃棄物の処理として、がれきの収集・運搬等に加え、特例的に損壊した家屋等の解体についても公費で措置することなどとし、敷地内のがれき等についても措置されたため、法による障害物の除去として敷地内の建物のがれき処理等は行われなかった。

- ウ 住居内や降雪による被害について被害状況の正確な把握を行うため、被災者や施工業者等に対して、障害物の除去の申請時など、住居内の障害物の状況、積雪による住家の倒壊等について施工前、施工中、施工後の写真撮影を行うよう周知徹底を図ること。

また、被災自治体においては申請時の被害状況を写真等により確認した上で、障害物の除去を実施すること。

- エ 都道府県ないし市町村が業者に委託して実施する場合においては、対象世帯ごとに委託しても、一括で委託しても差し支えない。

（6）屋根雪の除雪

ア 屋根雪の除雪の実施


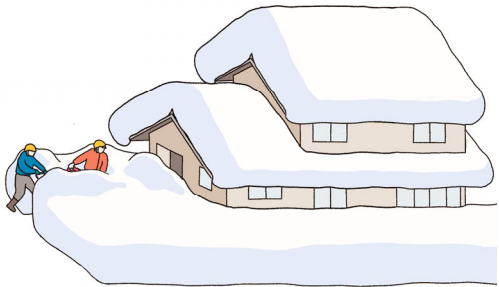
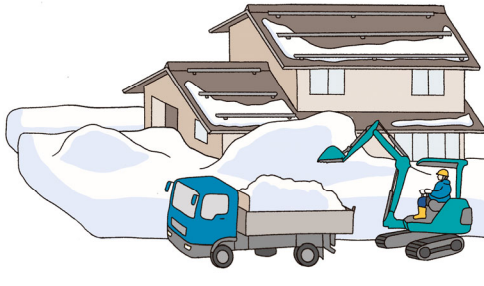
法による障害物の除去において、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の屋根雪の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施するものであること。

イ 除雪の対象

（ア）法による屋根雪の除雪は、住家の屋根に雪が積もって放置しておけば住家が倒壊するおそれのある場合の雪下ろしや、玄関回りの敷地に積雪があり、除去しなければ家に入ることができない場合の敷地内の除雪等について、被災者自ら行うことが困難な場合に、都道府県（事務委任された市町村）が業者に委託するなどして実施するものである。

具体的には、

- ① 屋根雪の雪下ろし、
- ② 玄関などの出入口へのアプローチの確保、
- ③ 屋根から下した雪、玄関前の雪等を重機を使用して積載車に積載し、排雪場に運搬について屋根雪の除雪の対象としている。

	
<p>①住宅が倒壊しないよう 屋根雪の雪下ろし</p>	<p>②玄関など出入りが困難な状況、 出入口へのアプローチの確保</p>
	
<p>③屋根から下した雪をユンボ等により トラックに積載・運搬</p>	

(イ) 日常的な除雪を行うものではなく、あくまで、救助として当面の日常生活に最低限必要な場所を対象として実施すべきものであり、駐車場や物置や倉庫等は対象とならない。

ただし、高齢者や障害者等で日常的に車椅子等による移動が必要な者が居住する世帯や、介護事業者の送迎バス等が停車するスペースなど特に必要となる箇所がある場合は除雪の対象として差し支えない。

(ウ) また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱については、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の屋根雪の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

ウ 除雪の対象となる事例

法による屋根雪の除雪の必要性が認められるのは、放置しておけば住家が倒壊するおそれがある場合や、生命・身体に危害が及ぶおそれがある場合であるが、個別の世帯ごとに具体的状況を確認して判断される必要がある。

その判断に当たっては、以下の（ア）及び（イ）のような場合が法の救助の対象となりうるものであり、判断の参考とされたい。

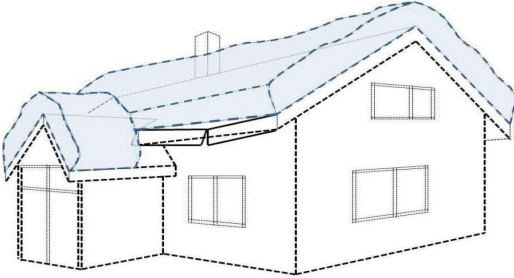
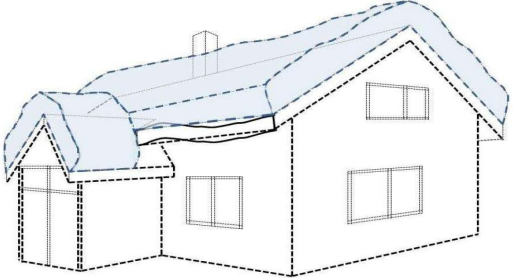
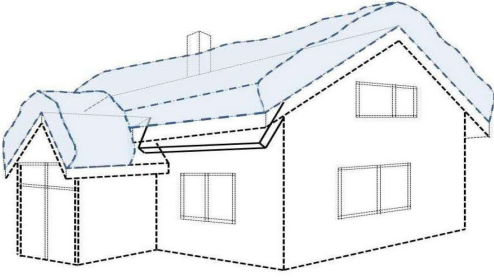
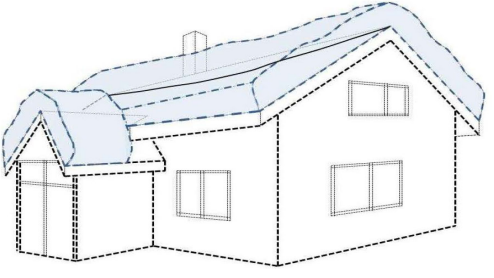
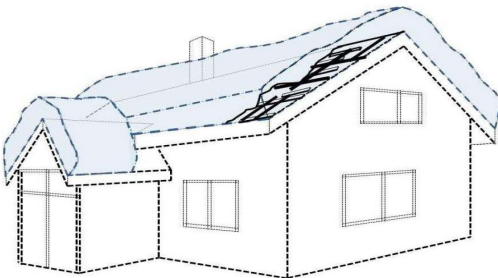
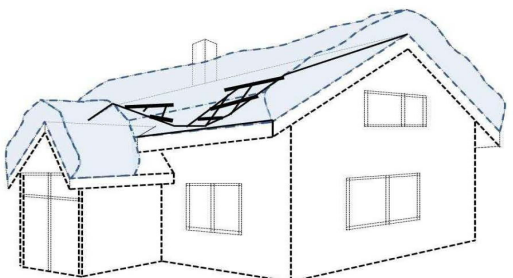
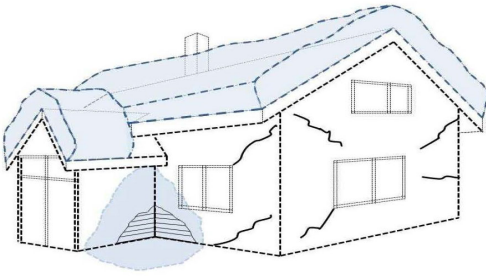
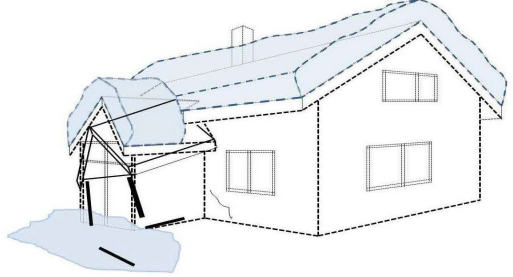
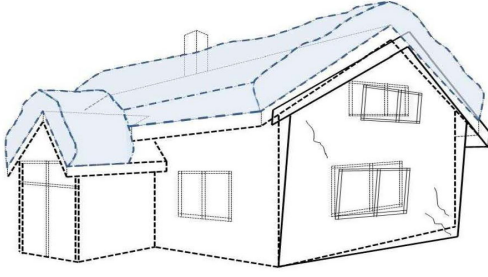
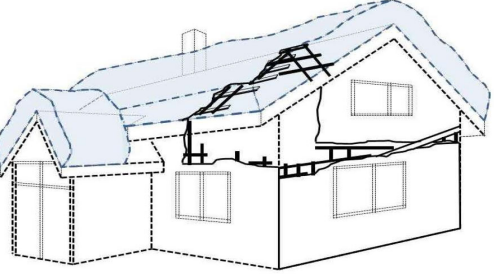
(ア) 具体的な事例として、以下のような兆候が見られる場合

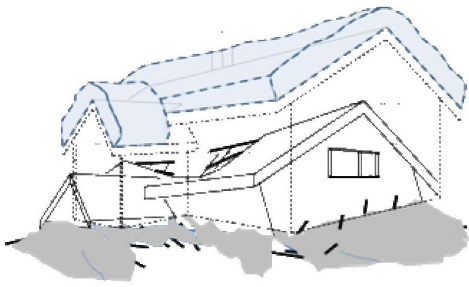
- ① 短期間の集中的な降雪等により、屋根に積もった雪の重量で住宅に軋みが生じている
- ② 大量に降り積もった雪の重みにより、玄関や住宅内の出入口の開閉に支障が生じている
- ③ 大量に積もった雪が窓硝子に寄り掛かるように密着して、窓硝子が割れるおそれがある
- ④ 屋根に降り積もった雪が地面（周囲）に積もった雪と繋がってしまい、放置すると軒の折損、窓硝子や壁面を損傷させるおそれがある
- ⑤ 住宅の側面にあるプロパンガスや給湯器が設置されている場所及び通路が雪により閉ざされ、設備（プロパンボンベやガスメーター等）の確認・交換作業ができない
- ⑥ 既に屋根から下した雪が、住宅の側面（周辺）に大量にあり、これ以上、屋根雪を下ろすことができない

※ ここに掲載する具体例は、あくまで「事例」であり、これらに対象が限定されるものではない。

<p>①雪の重みにより、住宅に軋みが生じている</p>	<p>②雪の重みにより、住宅の出入口の開閉に支障が生じている</p>
<p>③積雪が窓硝子に密着して、窓硝子が割れるおそれがある</p>	<p>④屋根に降り積もった雪が地面に積もった雪と繋がってしまい、除雪しないと軒の折損、窓硝子や壁面を損傷させるおそれがある</p>
<p>⑤住宅の側面にあるプロパンガスや給湯器が設置されている場所及び通路が雪により閉ざされ、設備（プロパンガスボンベ等）の交換作業ができない</p>	<p>⑥既に屋根から下した雪が、住宅の側面に大量にあり、これ以上、屋根雪を下ろすことができない</p>

(イ) また、以下⑦から⑰に記載する様な損壊が生じる又は生じるおそれが迫っている場合

	
⑦軒先の折損	⑧軒先の変形
	
⑨軒先の折曲り	⑩屋根の変形
	
⑪屋根の一部破損	⑫屋根の崩落（M字型）
	
⑬壁の一部剥落及びヒビ割れ	⑭下屋の破損
	
⑮建物の傾斜	⑯小屋組の端部崩壊


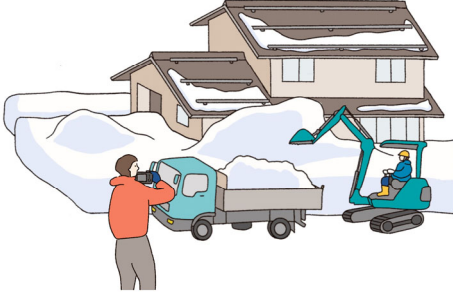
	
<p>⑰建物の全体崩落</p>	
<p>資料（図）提供：日本建築協会北海道支部「平成25年度 特色ある支部活動企画 大雪による建物倒壊危険度判定方法の策定」（平成26年5月）</p>	

エ 留意点

(ア) 降雪による被害について「救助の必要性」、「救助内容の妥当性」を示す事実を確認する必要から、原則として、屋根雪の除雪に係る除雪前、除雪中、除雪後の写真撮影をお願いしている。住宅の積雪の状況、除雪の状況等について写真撮影を行うよう周知徹底を図ること。

また、被災自治体においては申請時の被害状況を写真等により確認した上で、障害物の除去を実施すること。

なお、写真が無い場合は、別の方法により「救助の必要性」、「救助内容の妥当性」を示す事実を確認することとなるが、その場合、写真の場合と比べて資料収集の面等で困難が予想されるので留意すること。

	
<p>屋根の雪下ろしの作業を写真撮影</p>	<p>屋根から下した雪をトラックに積載する様子を写真撮影</p>

(イ) 都道府県と市町村が業者に委託して実施する場合においては、対象世帯ごとに委託しても、一括で委託しても差し支えない。

(ウ) なお、豪雪災害における除雪においては、特別基準を設置して除雪の実施期間を延長するだけでなく、その他の風水害や地震と異なり長期間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了して実施期間を延長しなかったとしても、再び除雪の必要性が発生した時点で、除雪の実施を再開することが可能である。

（7）障害物の除去に関するQ&A

法による障害物の除去に関する基本的考え方についてQ&Aを次のとおり整理したので参考とすること。

災害救助法に基づく障害物の除去に関するQ&A

質 問		回 答
1	強風により自宅の屋根に庭の樹木が倒れてきた。障害物の除去で取り除いてもよいか。	直ちに倒木を処理しなければ住家がつぶれてしまう場合は対象となる。庭に樹木が倒れている、屋根に樹木が寄り掛かっているだけでは対象とはならない。
2	自宅の庭に大きな岩石が転がってきた。障害物の除去で取り除いてもよいか。	障害物の除去は、生活上欠くことのできない場所が対象であり、庭、軒先は対象外となる。ただし、岩石が住家の入口（玄関）等を閉ざしている場合は対象として差し支えない。
3	住宅内の家具や畳等を一時的に屋外に搬出する際、障害物の除去で搬出してもよいか。	住家内に運びこまれた土砂、土石、木竹の除去を対象としており、家具や畳等の搬出は対象とはならない。
4	住宅前の道路に流れてきた土砂が埃や粉じんとなり、迷惑を被っている。障害物の除去で実施してもよいか。	通常、道路管理者が撤去を実施するものであり、障害物の除去の対象とはならない。
5	大降雪により積もった雪を放置すれば住宅が潰れかねない。屋根の雪を障害物として除去してよいか。	住宅が倒壊するおそれが生じている場合は、緊急的に障害物の除去により雪降ろしをして差し支えない。
6	屋根から降ろした雪について排雪する場所がなく、やむを得ず排雪場まで運搬する場合、障害物の除去で対応してもよいか。	雪捨て場への雪の運搬を一律に救助の対象とすることは困難であるが、雪の運搬をしなければ被災者の生命及び身体、日常生活に支障を生じる等のやむを得ない事情がある場合など、個別の事情により判断することとなるので留意すること。
7	自宅内の障害物を除去した後、清掃や消毒は対象となるか。	清掃や消毒は、通常、居住者によってなされることとしているものであり、障害物の除去には含まない。
8	市町村職員用に購入したロープ、シャベル、スコップ、レーキ等の器具、障害物を運搬するために借り上げたトラック等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに貸し出してもよいか。	差し支えない。ただし、ボランティア支援を名目として購入等した場合には、災害救助費の対象としないものであることに留意願いたい。
9	火山灰の除去は災害救助法の対象となるのか。	火山灰の降灰除去事業については、活動火山対策特別措置法に基づき、道路、下水道、都市

		排水路、公園、宅地に係る降灰除去費用の補助を行っているものと承知。 他の制度により実施することができる場合には法による救助の対象には該当しない。
--	--	---

（８）必要な書類

法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去、屋根雪の除雪の状況

ウ 障害物の除去、屋根雪の除雪に関する支出関係証拠書類

1.6 輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 法による輸送の例

法による応急救助を実施するために必要な輸送としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模・態様が様々であることから、次に掲げる場合に、ここでいう輸送を必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

ア 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送

(ア) 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送とは、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバスの借上げ費用料等の費用を対象とする。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、要配慮者等の生命の安全を図るための輸送に限られる。したがって、8の(1)のアの(オ)の救出の場合と同様、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象とならない。しかしながら、これらの運搬を行わなければ本人の避難等に支障がある場合に、避難者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない。

イ 被災者の避難のための輸送

(ア) 被災者の避難のための輸送には、避難者自身を避難させるための輸送と、被災者を誘導するための要員、資材等の輸送が考えられる。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られる。したがって、8の(1)のアの(オ)の救出の場合と同様、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象とならない。しかしながら、これらの運搬を行わなければ本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない。

(ウ) 被災者の避難のために必要な要員及び資材等の輸送の費用であるが、避難所設置のための要員及び資材の輸送は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な場合を除き、ここでいう輸送として支出しないこと。

特別な場合とは、離島のため空輸等が必要な場合、交通が著しく混乱し通常の方法での確保が極めて困難な場合等が考えられる。

(エ) 堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害予防及び被害拡大防止のための費用はその効果が避難と同一効果をもたらすものであっても、法による救助ではなく、他の制度により費用を負担すべきものであるため、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、法による救助のために運搬した資材等を、緊急やむを得ない場合に、これら経費について他制度等で負担することを前提とし、これを利用させることを妨げるものではない。

(オ) 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の行った被災者の輸送等については、特別な事情がない限り、それぞれの業務として考えられ、それぞれが負担するのが通常であるから、原則としてここでいう輸送には当たらないこと。

ただし、法による救助の一環としてそれぞれの業務を超える範囲の救助に要した経費を求償されることがあるので、自衛隊等に派遣要請等を行った場合には、派遣契約の締結の際によく注意する(第3の8参照)とともに、要求があった際には、内閣府と連絡調整を図ること。

(カ) 輸送の対象となる避難は、原則として次のような場合の避難であって、市町村長の指示等に従って行われた避難とする。したがって、市町村長の指示等に従わずに、住民等が勝手に避難した場合の輸送は、原則として、ここでいう輸送には当たらない。

- ① 都道府県知事、市町村長又は警察官等により避難指示等が発令された場合の避難。
- ② 緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難指示等が発令される暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、災害直後のことでもあり、橋梁の流失、道路の決壊等があつて、帰宅しようにも帰宅することが困難な場合等には、帰宅の輸送も認めて差し支えない。

イ 医療及び助産のための輸送

(ア) 医療等のための輸送は、救護班では対応できない重篤な患者を病院又は診療所（以下、「病院等」という。）へ輸送する場合、又は、救護班を被災地や避難所等へ輸送する場合などの輸送である。

(イ) 救護班の医薬品及び衛生材料等の輸送については、原則として救援物資の輸送として整理すること。

(ウ) 病院等を退院の際の輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、傷病が癒えず、重症ではあるが在宅で療養ができるとの診断がなされ、帰宅する場合などで、自らの力で帰宅することが著しく困難な場合には、法による輸送を行って差し支えない。

ウ 被災者の救出のための輸送

(ア) 被災者の避難は被災からの予防的な救助であるのに対して、被災者の救出は最も緊急度の高い応急的な救助と考えられる。

避難であるか救出であるかは、被災者の急迫度合いによるものと考えてよいが、その考え方、手段及び方法はほぼ同一と考えられ、被災者の避難の場合に準じて取り扱って差し支えない。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られ、ペット、家財等の運搬は対象としないが、本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではないこと、災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、救出と同一の効果をもたらすものであつても、ここでいう輸送には当たらないこと、また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した輸送についても、それぞれで負担するのが通常であり、原則として、ここでいう輸送に当たらないことは、被災者の避難の場合と同様である。

エ 飲料水の供給のための輸送

(ア) 飲料水の供給のための輸送には、飲料水そのものの輸送と、飲料に適する水を確保するための輸送とが考えられ、いずれも飲料水の供給のための輸送として差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するための輸送とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理に必要な要員、機械、器具及び資材の輸送をさす。

オ 死体の捜索のための輸送

死体の捜索のための輸送は、被災者の救出のための輸送と同様に考えて差し支えない。

カ 死体の処理のための輸送

(ア) 死体の処理のための輸送には、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救

護班の輸送、遺体の処理のための衛生材料等の輸送、遺体の発見場所から一時安置所までなどの遺体そのものの輸送、並びに遺体を輸送するための要員等の輸送などが考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための資材及び要員等の輸送については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、特別の事情がない限り、ここでいう輸送とはならない。

キ 救援用物資の輸送

救援用物資とは、被災者に給与する毛布、被服及び日用品等の生活必需品だけでなく、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義援物資等、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送をさす。

ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資については原則として除かれる。

なお、次に掲げる資材等については、基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に通常必要となる額は含まれているので、特別な事情にある場合を除き、対象とならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(2) 法による賃金職員等の例

法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模、態様が様々であることから、次に掲げる場合に、賃金職員等の雇い上げを必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、これを行うこと。

ア 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等

(ア) 災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員とは、高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するときに避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費を対象とする。

イ 被災者の避難のために必要な賃金職員等

(ア) 避難の誘導等は、通常、地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等を含む。）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則であり、災害の突発性を考えたときには、これらの要員を賃金職員等で雇い上げて対応することは至難のことと考えられるが、多数の被災者を避難させるためなど、何らかの事情により地方自治体職員等では十分な誘導ができない場合、誘導のための要員を賃金職員等として雇い上げることができる。

(イ) 法による救助として実施する避難は、被災者の生命の安全を図るための避難に限られ、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象としないが、これらの運搬を行わなければ本人

自身の救助に支障をきたし、被災者全体の避難に支障をきたさない限りは、併せて実施することを禁じるものではないのは前述のとおりであるが、これを実施するために特別に賃金職員等を雇い上げることは、原則として認められない。

(ウ) 避難所の設置及び維持管理のための要員は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な事情がある場合を除き、ここでいう賃金職員等として支出しないこと。

特別な事情がある場合とは、例えば、被害が甚大などの理由により、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）の要員が不足し、また、人心も定まらず騒擾のおそれなどがあり、自治組織、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）のみで避難所の治安を維持することが困難なため、警察等にあたる職員を雇い上げることが必要な場合等が考えられる。

これらの場合に、法による避難所設置のため支出できる費用の範囲を超え、特別に賃金職員等を雇い上げる場合は内閣総理大臣に協議する必要がある。

(エ) 災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、業務時間の割合等で負担すべきである。

(オ) 原則として警察、消防（消防団を含む。）、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公庁等が行った救助等については、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、輸送の場合と同様に、これら業務の範囲を超えた救助に対して求償がなされた場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(カ) 被災者の避難のために必要な賃金職員等とは、避難を命じた市町村長等が、そのために雇い上げた賃金職員等に限られ、個々人が避難したときに当該個々人が任意に雇った人員等は、原則として、ここでいう賃金職員等には当たらない。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅する場合の取扱いは、被災者の避難のための輸送の場合と同様である。

イ 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等については、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、特別な事情にない限りは必要ないと考えられる。

(イ) 特別な事情がある場合には、例えば、ボランティア等への炊き出し等が必要で、これに要する経費を救助事務費として計上できないため、内閣総理大臣に協議し、賃金職員等雇上費として支出する場合等が考えられる。

ウ 飲料水の供給のために必要な賃金職員等

(ア) 飲料水の供給のために必要な賃金職員等には、飲料水そのものの輸送及び配分等と、飲用に適する水を確保するために必要な要員が考えられるが、いずれも飲料水の供給のために必要な賃金職員等と考えて差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理を行うために必要な人員をいうこと。

エ 医療及び助産のために必要な賃金職員等

(ア) 救護班で対応できない重篤な患者を運ぶ場合は、警察、消防（消防団を含む。）、自衛隊及び地域住民等で実施すると考えられ、警察、消防（消防団を含む。）及び自衛隊が実施した場合の費用は、通常、それぞれで負担することが原則となると考えられる。

しかしながら、これらだけでは十分な救助がなし難い場合等に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、重篤な患者を運ぶ者を雇い上げる場合が考えられる。

(イ) 救護班の医師、看護師及び薬剤師については、公立病院又は日本赤十字社等より派遣を受け、編成することとしているが、これらだけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる。

また、救護班の事務を行う者又は被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署、公立病院又は日本赤十字社等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、救護班の事務を行う者、被災地や避難所等へ救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる。

(ウ) 救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第19条の規定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員雇上費の対象となる。

ただし、賃金職員等として雇い上げた者の業務上の傷病又は死亡時の補償等は、雇い上げた都道府県の責任により当該都道府県の定めるところにより措置されることとなり、医師、看護師及び薬剤師については、法第7条に基づく従事命令の場合と異なり法第12条に定める扶助金の対象とならないことから、これら補償等の問題に特段の支障がないよう配慮して雇い上げること。

なお、医師、看護師及び薬剤師については、必要な職員を雇い上げることができない場合であって、このため十分な救助がなし難い場合に限り、法第7条に基づく従事命令により要員を確保することもやむを得ないものである。

(エ) 退院の際の帰宅する場合等の取扱いは、医療及び助産のための輸送の場合と同様である。

オ 被災者の救出のために必要な賃金職員等

(ア) 被災者の救出についての考え方、被災者の避難であるか、救出であるか等は、被災者の救出のための輸送の場合と同様であり、その考え方、手段及び方法は被災者の避難のための輸送の場合と同様とする。

(イ) 法による救出は、被災者の生命の安全を図るための救出に限られ、例外的に本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に被災者全体の救出に支障をきたさない範囲で、併せてペット、愛玩具等のごく限定的なものについて実施することを禁じるものではないが、このために特別に賃金職員等を雇い上げることが認められないことなどは、被災者の避難のための賃金職員等の場合と全く同様である。

(ウ) 被災者の避難のための賃金職員等と同様に、災害の予防、被害拡大の防止、また、原則として警察、消防（消防団を含む。）、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公署等にかかる賃金職員等についても、ここでいう被災者の救出に必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該

業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、前述のとおり業務時間の割合等で負担すべきである。

カ 遺体の捜索のために必要な賃金職員等

遺体の捜索のための必要な賃金職員等は、被災者の救出と同様に考えて差し支えないこと。

キ 遺体の処理のために必要な賃金職員等

(ア) 遺体の処理のために必要な賃金職員等は、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置、遺体の発見場所から一時安置所までの輸送を行うための要員等が考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための要員等については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、原則として、ここでいう遺体の処理のために必要な賃金職員等として支出しないこと。

ク 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等

救援用物資とは、救援用物資の輸送で触れたように、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資をいう。

ただし、原則として、他の法令等によりその費用が措置される物資又は基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に含まれる次に掲げる資材等は対象とはならない。

(ア) 避難所設置のための資材等

(イ) 応急仮設住宅建築のための資材等

(ウ) 住宅の応急修理のための資材等

(エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱

(オ) 死体の一時保存のための資材等

(カ) 障害物の除去のための資材等

(3) 期間

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、原則として、それぞれの救助が行われている期間内とする。

特別な事情にあり、それぞれの救助が行われている期間を超える場合には、内閣府と連絡調整を図ること。

(4) 費用

応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ア 応急救助のため支出できる輸送費は、輸送契約による場合の輸送費のほか、自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費等である。

(ア) 輸送費については、輸送契約の形態及び内容によって様々な場合が考えられるが、概ね次により取り扱うこと。

① 輸送業者等との契約については次の点に留意すること。

a 狭義の運賃のほか、保管料、搬出料、人件費等が輸送費の中に含まれていることは差し支えない。

b 危険地区への輸送であることから、割増料金等が必要となる場合には、平常時の

料金等を参考に社会通念上許容できる適正な範囲内で契約するよう努めること。

- ② 輸送業者以外の者から車両又は船舶等を借り上げる場合は次によること。
- a 官公署又はその他の公共的な団体等の有する車両、船舶等の輸送機器等の借り上げについては、それら団体の性格から、特別の定めがない限りは、無償で借り上げることを原則とするが、故障の修繕費用等については支出しても差し支えない。
 - b a の場合を除き、輸送業者以外の者から車両又は船舶を借り上げる場合は、輸送業者等との契約と異なり、通常それによる営業利潤を見込む必要はない。

したがって、原則として原価償却費等の実費に、必要に応じて運転手の人件費や燃料等の実費等を弁償すれば概ね足りると考えられるので、特別な事情がある場合を除き輸送業者等との契約より安価になるよう留意すること。

- c b の場合、原価償却費の中に一定の修繕費等を積算した場合、通常、故障の際の修繕費等は必要ないと考えられるが、一般的な修繕費等の中には、特殊な故障が含まれていないのが通例であるため、修繕費を支払わねばならなくなる場合も考えられる。

したがって、契約及び借上料の積算はできる限り明確にしておく必要がある。

(イ) 輸送費については、当該都道府県及び都道府県外のいずれも対象となると考えられるが、通常、物資の価格は着駅価格で、輸送費は物資の価格の中に織り込まれるのが一般的と考えられることから、この場合には、物資の価格と計上し、別途、輸送費として計上しないこと。

(ウ) 当該都道府県以外の地区を輸送した費用については、原則として法第4条及び令第3条に規定する救助を行うために必要な輸送費に限られるので、真にやむを得ない事情にあり、その他について輸送費が必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

イ 輸送を行った際の通常の実費とは、災害により割引運賃が実施されている場合には、その運賃により、その他の場合は、特別な事情にない限り、国土交通省の許可を受けている料金によることを原則とする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与のための輸送については、被災地までは食品販売業者等により行われるのが通例であり、被災地では、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員やボランティア等により行われるのが通常であることから、特別な輸送は想定していない。

ただし、離島や孤立した集落等への空輸を行うなど、通常的手段では給与できないような場合など、真にやむを得ない事情にあるものについては、最低限必要な輸送が認められるので、内閣総理大臣に協議すること。

エ 災害により利益を上げようとしたり、協力に応じないような者に対しては法第7条による従事命令により実費を弁償するなどし、適正な価格の維持に努めることも必要であるが、できる限り事前の話し合いによって了解の上、協力させるように努力すること。

(5) 対象

輸送費及び賃金職員等雇上費は、前述のとおり、原則として、法第4条及び令第3条に定める救助を行うため、基準告示に定める各救助を行うため支出できる費用にこれらの経費が含まれていない場合に限り、対象とするものである。

しかしながら、これらの経費が含まれている場合であっても、特別な事情があり、輸送費

及び賃金職員等雇上費による支出を行うことができなければ、十分な救助がなし難い場合には、事前に内閣総理大臣に協議の上、承認を得て支出すること。

（６）避難場所への輸送

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者に対し、人命を保護するため安全な場所に避難させ、必要な物資などを供給する場合には、警察、消防をはじめ、その他のあらゆる機関を動員してなされるものであるが、これらで十分な救助がなし難い場合に、必要な要員の確保及び輸送並びに被災者及び物資の運搬について、別に輸送費及び賃金職員等雇上費を支出できる。

ただし、法第7条に基づき救助業務従事の命令を発した場合には、同条第5項による実費弁償が行われるので、ここでいう輸送費の対象とはならない。

（７）他制度の輸送

法第4条及び令第3条に定める救助以外に使用された機械、器具及び資材等の輸送及び賃金職員等については、例え真に必要なものであっても、法第4条に定める救助と同様の効果が期待できるものであっても、他の制度等によるものであるので、原則として、法による救助に必要な輸送及び賃金職員等とは認められない。

ただし、法による救助に必要な機械、器具及び資材等として輸送したもの、また、法による救助に必要な賃金職員等として雇い上げた者を、緊急やむを得ない場合でこれを利用することが効果的である場合に、これらを利用することを妨げるものではない。

この場合、一応の救助が終了した時点において、速やかに制度間の調整を図ることとなるが、原則として、当該輸送費については他の制度により費用を負担すべきであり、当該賃金職員等の雇上費については、原則として、法による救助業務に従事した時間と他の制度等による業務に従事した時間の割合で費用を負担すべきである。

1.7 実費弁償について

（１）災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者

ア 日当

業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、各都道府県が定めること。

イ 超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、都道府県旅費支給条例において定める額以内とする。

（２）災害救助法施行令第４条第５号から第１０号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその１００分の３の額を加算した額以内とする。

1.8 特別基準に関する処理について

特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、発災時に直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Ｅメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。

また、特別協議による救助の期間の延長については、地方公共団体の適切な判断に資するよう、延長すべき期間が予測できる場合又は延長すべき期間は予測できないものの一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、一般基準で定められた期間にかかわらず延長できる。この場合、被災自治体は救助期間の延長に必要な具体的な事例を明確化して期間の設定を行うこと。

ア この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとすべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。

ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（○年○月○日の電話で申請し、○年○月○日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること）を明記すること。

なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、内閣府においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、内閣府と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。

イ 特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内を行うことを原則とする。

（ア）基準告示に定める救助の期間内により難しい場合

- ① 基準告示に定める救助の期間内により難しい理由
- ② 必要とする救助期間
- ③ 期間延長を必要とする市町村別救助対象数

- ④ その他必要な事項
 - (イ) 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難しい場合
 - ① 季別の変更を要する理由とその季別
 - ② 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
 - ③ その他必要な事項
 - (ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい場合
 - ① 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい理由
 - ② 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
 - ③ その他必要な事項
 - (エ) その他基準告示に定める程度、方法により難しい場合
 - ① 基準告示に定める程度、方法により難しい理由
 - ② 特別基準の内容
 - ③ その他必要な事項

第5 救助事務費に関する事項

救助事務費については、交付要綱（平成26年3月20日府政防第338号内閣府事務次官通達「災害救助費負担金の国庫負担について」）に示されているところであるが、この取扱いに当たっては次の事項に留意すること。

なお、救助事務費についても、交付要綱に定める手続き・算定基準により難い特別の事情がある場合は、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならないが、その手続きについては第4の17の例によること。

1 救助事務費の範囲

(1) 実施機関の経費

救助事務費は、法に基づき実施する救助に当たり、必要やむを得ない経費であって、救助の実施機関の経費に限る。

ア 救助の委任を受けた市町村並びに補助機関としての市町村が応急救助の事務に要した経費については含まれるものである。

イ その他、法による救助の実施に関して協力した団体又は個人が法による救助の実施のために要した事務経費は、イの例に準じて取り扱って差し支えない。

ウ 災害の事前対策又は復旧事業等を行うために必要な事務経費等は含まれない。

エ 救助事務費は、救助期間内において、救助の事務を行うに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるものである。

(2) 救助事務費として認められる経費

救助事務費として認められる経費は、次のア～サに掲げる経費であり、その具体的な例としては、各々その次に掲げるものなどが考えられている。

したがって、これらの範囲を超えるおそれのある場合には、必要に応じて内閣総理大臣に協議の上、特別基準を設定することも考えられるので、内閣府と連絡調整を図ること。

ア 時間外勤務手当

(ア) 職員が応急救助の事務に従事した時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）の類である。

(イ) 災害の発生のおそれがある段階や災害時の応急救助のように、突発的な事務を処理するためには、平常時の人員及び体制では、その事務の遂行は困難であり、平常時の勤務時間を超えた勤務を行わざるを得ないため、都道府県及び市町村職員が、救助事務のため正規の勤務時間を超えて勤務した場合の超過勤務手当等であること。

(ウ) 正規の勤務日以外に勤務した場合の休日勤務手当のほか、通常の宿日直以外に宿日直を行った場合の宿直手当及び日直手当等、法による救助のため通常の勤務以外の勤務に伴う各種手当等についても、事務処理上、時間外勤務手当として差し支えない。

(エ) 職員とは、原則として、市町村常勤職員のほか、臨時職員及び非常勤職員も含むものと解して差し支えない。

ただし、臨時職員及び非常勤職員で賃金による職員の場合は、通常は時間外勤務手当についても賃金から支弁されることとなると考えられるので、特別な事情にある場合を除き賃金で整理すること。

なお、議会議員、各種団体の役職員、消防団員、被災地域の自治会役員等は、原則として職員には含まれない。

(オ) 対象となる時間外勤務手当は、災害の発生のおそれがある段階や災害時の応急救助業務に限られる。

したがって、各種施設等の復旧、税務、防疫等に従事した職員は、当然除外され、広報、財務、医療衛生、福祉等の事務に従事した職員は、その職務の中で、応急救助事務に従事した時間が時間外に勤務した時間を超えていれば、その全額を対象とし、越えていない場合には、応急救助事務に従事した時間に見合う額とする。

(カ) 法による救助業務を所管する部局以外の職員についても、救助業務に従事すれば対象となるが、これらの職員の対象時間等の把握及び判定が往々にして困難であることから、従事した事務内容について明確にしておくよう、関係部局長間において事前に協議の上、調整を図っておくこと。

(キ) 一般的に、出張中の職員については、時間外勤務手当は支給されないが、例えば、都道府県職員が被災市町村に赴き、正規の時間を大幅に超えて救助業務に従事しなければならないような特別な場合であって、その事実が明らかな場合には、対象として差し支えない。

イ 賃金

(ア) 災害の発生のおそれがある段階や災害時の応急救助のように、突発的な事務を処理するためには、平常時の人員及び体制では、その事務の遂行は困難であるため、救助事務を行うため、臨時の賃金職員等を雇い上げた場合の費用である。

(イ) 災害救助のための救助事務費の対象となる賃金職員と、応急救助を実施するために必要な賃金職員の区別は、判別が困難な場合もあるが、この場合、主として庁舎内で事務を行う賃金職員は救助事務費の対象とし、主として被災地において救助に従事する賃金職員については応急救助のための賃金職員として差し支えない。

ウ 旅費

(ア) 都道府県内の相互の指導連絡旅費、関係都道府県又は本省等への打ち合わせ旅費、救援物資等の調達・輸送の旅費等、職員が出張した場合において負担した費用に対する実費弁償である。

(イ) この場合の職員とは、原則として、救助業務に従事した都道府県及び市町村職員に限られる。

(ウ) 職員とは、原則として、市町村常勤職員のほか、臨時職員及び非常勤職員も含むものと解して差し支えない。

なお、議会議員、各種団体の役職員、被災地域の自治会役員等は、原則として職員に含まれない。

エ 消耗品費

(ア) 応急救助の事務に必要な文房具及び消耗器材等の購入費である。

(イ) 消耗器材等の購入には、「備品の類」は含まない。

復興期に入ってから購入は、通常業務と災害対応業務の境に明確な整理がなく、長期間の使用が見込まれる「備品」（例えば、シュレッダー、ラベルライター、ファイルワゴン、書庫、机、いす、ごみ箱、関連書籍や図書など）などは、自治事務として購入すべきである。やむを得ず購入が必要な場合は、事前に内閣府と調整を行った上で購入すること。

なお、「備品」については、短期間の使用が見込まれる場合には、借り上げにより対応を行うこと。

(ウ) 厳密に言えば、応急救助のためにのみ使用した分に限られるが、厳密な適用を行うことは、混乱時の事務手続き上、非常に困難であることから、社会通念上、応急救助の事務に使用すべきと認められる範囲及び数量内であれば、必要な費用と認められる。

オ 燃料費

(ア) 救助業務を行うのに必要な庁舎等暖房用燃料及び自動車燃料等の購入費である。

(イ) 庁舎内暖房用燃料については、一般に、災害救助業務に必要となった量と、通常の事務を行う上で必要となった量との区分は困難であると思われるので、平常時の通常の額との差額分を計上して差し支えない。

(ウ) 自動車等の燃料等については、直接応急救助の事務に使用したものに限られる。

したがって、議会議員等の視察、応急救助とは関係のない土木、建築、防疫等に要した費用は含まれない。

また、応急救助に使用した分であっても、応急救助そのものに要した費用は、原則として、救助費（輸送費等）に計上すべきであり、ここには含まれない。

カ 食糧費

(ア) 職員に対する炊出し等及び応急救助対策打合せ等における食料費の類とする。

(イ) 職員の食事は、本来、自らが用意するものであるが、救助期間中は、資力の如何にかかわらず食料確保が困難であり、しかも、平常時に比べ、はるかに多忙な時であり、不眠不休で業務に従事しているようなことが普通であるから、炊き出し又は弁当等の支給・購入等もやむを得ないものとしている。なお、避難所等で炊き出し又は弁当等の給与を受けている被災者の状況を踏まえれば、高額あるいは豪華なものの支給及び購入等は厳に慎むべきである。

(ウ) ここでいう救助事務費の対象となる職員に対する炊き出し等は、原則として、市町村職員等であって、直接応急救助に従事した職員とする。

キ 印刷製本費

(ア) 被災証明書、公用令書、立入検査票、災害報告等の作成に要する費用などであり、通常、各種の帳簿、台帳、諸用紙類の印刷製本等に要する費用、また、その他、事務必携、法令通知集及び諸様式等の類の印刷製本等に要する費用等である。

(イ) 厳密に言えば、応急救助のためにのみ使用した分に限られるが、厳密な適用を行うこ

とは、混乱時の事務手続き上、非常に困難であることから、社会通念上、応急救助の事務に使用すべきと認められる範囲及び数量内であれば、必要な費用と認められる。

(ウ) 災害救助の記録としての書物は、資料としても必要なものであるので、原則として次の範囲で認められる。

- ① その内容については、災害救助を中心とした応急救助が記載の大半を占めるようなものであること。
- ② 装丁その他については、社会通念上、この種の書物が許容される範囲内のものとする。
- ③ 都道府県一般、農林、土木等を中心としたものは、原則的に認めがたいものであるが、その記載分量の割合の範囲内で負担することはやむを得ないものとして認められる。

ク 光熱水費

(ア) 災害救助の事務を行うのに必要な電気料、水道料、ガス代等である。

(イ) 一般に、災害救助業務に必要となった量と、通常の事務を行う上で必要となった量との区分は困難であると思われるので、平常時の通常額との差額分を計上して差し支えない。

ケ 修繕費

(ア) 応急救助の事務に使用し、そのために修繕を要する状態になった自動車、船舶、自転車等の修繕費である。

庁舎の修繕、また、机及び椅子等の一般備品の修繕は、応急救助の事務のみのために修繕を要する状態となったとは言い難いこともあり、原則として認められないものであるが、特別な事情がある場合には、内閣府と連絡調整を図ること。

(イ) 原則として、応急救助に直接従事する職員が、その事務執行上使用したものに限られ、議会議員等は勿論、応急救助の事務を行う職員以外の者、また、応急救助の事務に直接従事する職員が使用したものであっても、その事務以外に使用したものは含まれない。

(ウ) 修繕を要する状態になったもののみが対象となるが、修繕を要する状態とは、修繕を行わなければ通常の使用に耐えないような状態をいうものであるので、単に美しく塗り替えるとか、シートを張り替えるといった類は、原則として対象とはならない。

修繕の程度は、原状回復が原則であり、改良、改善は原則として含まれない。したがって、新しく買い換えることは、原則として認められない。

ただし、社会通念上、美的な問題からも修繕が必要とされるもの、一定の改良・改善も含めて修繕されるもの、及び買い換えが相応しいものについては、特例的に認められる場合もあるので内閣府と連絡調整を図ること。

(エ) 応急救助の事務を行うために使用したものに限られ、救助そのものを行うために使用したものは救助費に含まれる。

コ 使用料及び賃借料

(ア) 応急救助のために必要な土地、建物又は機器等の借上料であり、具体的には次のようなものが考えられる。

- ① 庁舎等が利用できないため、又は他に救助対策本部を設置するなどのため、土地又は建物を借り上げた場合の土地又は建物の借上料。
 - ② 救助対策本部等で使用する机、椅子、ラジオ、テレビ、パソコン、複写機、ファクシミリ、携帯電話等の借上料。
 - ③ 災害救助の事務を行うために必要な自動車等の輸送機器の類の借上料。
 - ④ その他応急救助事務を行うために必要な機器又は器具等の借上料 等。
- (イ) 応急救助に直接関係のない部局と共同で借り上げる場合には、各々の使用量で明確に分けられる場合は、それによること。
- 明確に分けられない場合には、全使用（利用）職員数に対する応急救助事務従事職員数の割合、各々の使用（利用）期間の割合等により按分して算定して差し支えない。
- (ウ) 備品の類は、応急救助の臨時的な性格から、購入費は原則として認められないが、借り上げることが著しく困難なものについては購入費についても認められる。ただしこの場合、使用又は利用が終わった時点において、社会通念上、換価処分が可能なものについては換価処分し、その差額のみを対象経費とする。

サ 委託費

応急救助の事務の執行に必要な業務委託費である

- (ア) 救助事務は、本来、救助の実施機関が自ら行うのが基本であるが、発災時において、円滑な事務を実施するには限界が生じる場合があるため、例えば、大量の民間賃貸住宅の借り上げにおける被災者への住宅の斡旋や業者との契約、賃金支払いなどの膨大な事務作業について専門的な業者に事務を委託し、事務の効率化を図るための経費である。
- そのため、あらかじめ委託の可能性があるもの事務を特定し、事前にその事務を受託可能な業者等と協定を締結するなどの取組みを行うことが望ましい。
- (イ) なお、この委託費は応急救助以外の災害復旧や復興に関係する事務は、対象とはならない。

シ 通信運搬費

応急救助の事務を行うのに直接必要な電話（ファクシミリを含む。）料、郵便料、器具及び備品の運搬料、職員支給用弁当の運搬料等、並びに出張旅費が支給されない程度の市内バス、電車又は船舶等の乗車料（利用に供された回数券等の購入費を含む。）又はタクシー料金等の通信料、運搬料及び交通費等である。

(3) 救助と災害ボランティアとの調整に要する経費

ア 対象事務

大規模な災害が発生すると被災地に多数のボランティアが駆け付けるが、被災地において適切な受け入れや調整が行われないと、現場において被災自治体の実施する救助（以下「救助」という。）やボランティア等による支援が錯綜し、混乱するおそれがある。この場合、被災地での救助や支援のニーズを的確に把握し、円滑にボランティアを受け入れ、救助とボランティア活動を分担し、被災者とのマッチングをはじめ、それぞれの活動が現場で混乱なく進められるよう、救助と災害ボランティア活動との調整（以

下单に「調整」という。)が実施されることで、救助を円滑かつ効果的に行うことができる。このため、救助を実施する被災自治体が、災害ボランティアセンターの設置・運営を行う者(以下「設置・運営者」という。)に、こうした調整事務を委託する場合は、その委託事務に係る経費のうち、以下の対象経費を救助事務費の『サ 委託費』として、災害救助費負担金の国庫負担の対象とすることができる。

なお、この場合の災害ボランティアセンターにおける調整事務に係る経費については、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)第15条第1項第2号及び第3号の費用とは別枠で請求を行うこと。

イ 対象期間

災害ボランティアセンターの活動中に、調整が実施されている期間が対象となる。ただし、災害ボランティアセンターの活動中であっても、活動実績を確認できない期間は、対象期間とすることができない。

ウ 対象経費

救助を実施する被災自治体が、設置・運営者にその調整事務を委託する場合は、次に掲げる費用が救助事務費の対象となる。

(ア) 調整事務を行う人員の人件費

- ① 調整事務職員の時間外勤務手当(休日勤務又は宿日直を含む)
- ② 調整事務のため新たに直接雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金
- ③ 被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員の時間外勤務手当(休日勤務又は宿日直を含む)

なお、①、②については、設置・運営者が支払った実費、又は当該設置・運営者の給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれか小さい金額(ただし、当該設置・運営者の規程に基づき算出される額が、委託元である被災自治体の規程に基づき算出される額と比較して明らかに乖離する場合は、当該設置・運営者が支払った実費、又は委託元の被災自治体の給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれか小さい金額)とする。

③については、派遣先の設置・運営者が派遣元に支払った実費、又は派遣元の給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれか小さい金額(ただし、明らかに経済的合理性がない場合には、派遣先の設置・運営者が派遣元に支払った実費と、派遣先の設置・運営者又はその委託元の被災自治体の給与規程に基づき算出される人件費のうち、いずれか小さい金額)

(イ) 調整事務を行う人員の旅費

- ① 被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費
派遣先の設置・運営者が派遣元に支払った実費、又は派遣元の旅費規程に基づいた実費のうち、いずれかの小さい金額(ただし、当該規程が明らかに経済的合理性がない場合には、派遣先の設置・運営者が派遣元に支払った実費と、派遣先の設置・運営者又はその委託元の自治体の旅費規程に基づいた実費のうち、いずれか小さい金額)

(ウ) なお、調整業務のために臨時職員及び非常勤職員を新たに直接雇用する場合には、委託元の被災自治体の承認（電子メール等による承認を含む）が必要となることに留意すること。

また、再委託業務は、理由の如何に関わらず国庫負担の対象とならないので留意すること。

エ 委託契約

災害救助費負担金の国庫負担の対象となるためには、救助を実施する被災自治体から、当該自治体が発行する救助とボランティア活動の調整に関する調整事務が委託されていることが求められる。災害ボランティアセンターの設置・運営を複数の者で行う場合において、それぞれの設置・運営者が国庫負担の対象となるためには、被災自治体からそれぞれの設置・運営者に委託されていることが必要である。

また、委託契約には以下が含まれていることが必要である。

- ・ 調整事務が委託されていること。
- ・ 支払い対象として、調整事務職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)、調整事務のため新たに直接雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費が含まれていること。

なお、既に自治体と設置・運営者の間で、災害ボランティアセンターの設置・運営に係る協定書を締結されている場合でも、協定書に関わらず、契約書を作成し、締結することが必要となる。

オ 委託契約書等の準備

委託契約は、被災後速やかに契約書を作成し、締結することが必要となる。そのため、平時より委託契約書、委託仕様書及びその他契約に必要な資料等を予め作成しておき、災害時には即応できるよう準備をしておくこと。

また、災害救助費負担金の国庫負担の対象となるのは、対象期間における調整に必要な人員の確保までとなるが、被災自治体の判断で、独自の委託内容を当該委託契約書に含めることを妨げるものではない。

(4) その他の留意事項

ア 救助事務費については、基本的には、応急救助に欠くことのできない種類のものに限定されるが、どの程度が必要にして十分な範囲であるかについては、個々の災害の特殊事情によって異なることから、通知（「災害救助法による救助の実施について」（「改正災害救助法等の施行及び災害救助法等に基づく事務の厚生労働省から内閣府への移管について」（平成25年10月1日府政防第937号）により内閣府政策統括官（防災担当）通知に読み替え）（旧 昭和40年5月11日社施第99号））では、その費目のみについて制限している。

イ 救助事務費の額については、交付要綱において、過去の実績を勘案して定められているが、これは個々の災害毎のものではなく、年間における各種災害の救助費総額に対する救助事務費の限度を示したものである。

ウ 災害は、個々の災害によりその事情が異なることから、統括官通知に定める費目、交付要綱に定める額で対応できない場合には、各種救助種目と同様に、内閣総理大臣に協議して、その費目及び額について定めることができる。

2 救助事務の処理に必要な帳簿書式に関する事項

救助事務の処理に必要な帳簿書式は、原則として次に定めるところによるが、災害直後の混乱時のため、これらの帳簿書式等の整備ができない場合には、これらに代わる何らかの書類等を整備・保存しておくこと。

なお、法第21条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式（「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）（最終改正：令和3年3月31日））様式3～様式24）に記載すること。

- (1) 避難所設置及び避難生活状況（様式3）
- (2) 応急仮設住宅台帳（建設型仮設住宅）（様式4-1①及び②）
- (3) 応急仮設住宅台帳（借上型仮設住宅）（様式4-2）
- (4) 炊き出し給与状況（様式5）
- (5) 飲料水の供給簿（様式6）
- (6) 被服、寝具その他生活必需品の給与状況（様式7）
- (7) 救護班活動状況（様式8）
- (8) 病院診療所医療実施状況（様式9）
- (9) 助産台帳（様式10）
- (10) 被災者救出状況記録簿（様式11）
- (11) 住宅応急修理記録簿（様式12）
- (12) 生業資金貸付台帳（様式13）
- (13) 学用品の給与状況（様式14）
- (14) 埋葬台帳（様式15）
- (15) 死体処理台帳（様式16）
- (16) 障害物除去の状況（様式17）
- (17) 輸送記録簿（様式18①）
- (18) 賃金職員雇上台帳（様式18②）
- (19) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況（様式19）
- (20) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況（様式20）
- (21) 扶助金の支給状況（様式21）
- (22) 損失補償の状況（様式22）
- (23) 法第19条の補償費の状況（様式23）
- (24) 救助事務費の状況（様式24①～⑧）
- (25) 法第20条に規定する費用の求償の対象となった救助については、それぞれ該当する種目の様式に記載すること。

第6 応急救助に当たっての留意事項

1 情報提供

救助の実施に当たっては、被災者等に対する情報提供の重要性を勘案し、都道府県及び市町村は互いに協力し、被災者等に対する情報提供についてできる限り配慮すること。

なお、被災者等の情報に対する需要は時々刻々と変化するものであるから、都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、これら変化する被災者等の要求に応えられるよう、情報の収集・管理を行い、適時適切に情報提供ができるように努めること。

(1) 被災者等の必要性に即した情報提供

- ア 被災者等が必要とする情報は、避難誘導段階、避難所設置段階、避難所生活段階、応急仮設住宅設置段階、応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間経過に伴い、刻々と変化していくことから、これら被災者の必要性に即した情報を的確に把握し、提供すること。
- イ 災害発生直後は、食料、飲料水、生活必需品及び医療等、その欠乏が生命に直接影響をきたすおそれのあるものを確実に提供できるような情報提供に配慮すること。
- ウ 災害発生から一定の時間が経過した段階においては、恒久住宅の建設計画等の被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供すること。

(2) 多様な情報提供手段の活用

- ア 市町村（都道府県）は、避難所（福祉避難所を含む。）に掲示板等の情報提供手段を確保するとともに、管理責任者を配置し、これらの者を通じ、被災者等の住民に対して避難生活に必要な情報についてできる限り提供すること。
情報提供手段としては、掲示板等のほか、パソコン等の情報機器の設置等、できる限り多様かつ広範な手段を用意することが望ましい。
- イ 応急仮設住宅に集会施設を整備した場合には、掲示板又はパソコン等の情報機器の設置を図るなど、これらを活用した情報提供についても検討すること。
- ウ 都道府県及び市町村は、次により、広く一般の被災者等の住民に対する情報提供についても十分に配慮すること。
 - (ア) 市町村は、自治会組織や広報車等を活用するなどし、被災者等に対する情報提供について十分に配慮すること。
 - (イ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じて地元のマスコミ等と連携し、ラジオ（臨時のミニFM局を含む）、テレビ、新聞やインターネット等の多様な手段により、広く住民等に対する情報提供が行われるよう配慮すること。
 - (ウ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じ、広報紙等の発行等を行うなど、被災者等の住民に対して必要な情報をきめ細かに提供できるよう配慮すること。この場合、住家のない者もいるので、配布方法等についても検討すること。
 - (エ) 自市町村内に防災無線等の放送設備が配備されている場合には、これらの活用についても検討すること。
 - (オ) 都道府県及び市町村は、互いに連絡調整を図り、必要に応じ、パソコン等の情報提供機器を活用した広範な情報提供についても配慮すること。
 - (カ) その他、各地方公共団体における事情に応じた創意工夫を図り、被災者等の住民に対して十分な情報提供が行われるよう配慮すること。

(キ) 都道府県は、市町村に対して必要な機器等の提供は勿論、情報の提供等についても十分に配慮し、その支援を図ること。

(3) 障害者や外国人への情報提供

ア 障害者への情報提供

(ア) 障害者には情報が伝達されにくいことから、聴覚障害者に対しては掲示版、ファクシミリ、手話通訳、文字放送等により、視覚障害者に対しては点字等による情報提供を行うこと。

(イ) 障害者への情報提供に当たっては、障害者（支援）団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うこと。

イ 外国人への情報提供

外国人には日本語を解せない者や被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、必要に応じ、外国語による情報提供、通訳を配置した外国人向け相談体制等について配慮すること。

(4) 被災地域外避難者等への情報提供

ア 情報提供については、被災者のほか、救助に協力するボランティアや、被災地外の被災者の関係者に対しても配慮が必要である。

イ 被災者の避難先は広く他府県に及ぶことから、被災地域外の避難者が情報過疎に置かれることのないよう、マスコミ等との連携により被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット（Eメール、ホームページの開設）等による情報提供を行うこと。

ウ 情報提供において影響力の大きいマスコミについては、緊密な連携を図る必要があることから、マスコミ相互あるいは地方公共団体等との間で平常時から災害発生時の広報についての具体的な取決め、協定等を行っておくこと。

2 ボランティア活動との連携

ボランティア活動との連携方法については、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月1日）等を参考することとなるが、災害救助担当部局においても、次の点に留意して、ボランティア等との連携を図るよう努めること。

(1) ボランティア活動の受け入れ・連携

ア 被災者への救援物資の配付、避難所における炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティア等と積極的に連携すること。

イ ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティア担当の行政窓口やボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。

ウ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要を把握し、活動者に的確な情報を提供すること。

(2) 連絡・調整機能の強化

ボランティアに対する多様な需要に即応したボランティア活動が行われるよう、平常時から連絡・調整を行う者（コーディネーター）の養成・配置を行い、連絡・調整（コーディネ

ネット）機能を強化しておくこと。

（3）活動基盤の整備

ア ボランティアが安心して活動できるよう、平常時からボランティア保険の普及・活動拠点の整備、活動資材の提供等に努めること。

イ ボランティア活動の大規模化、長期化が予想される場合には、必要に応じ、法第8条の協力命令や救助事務費等の活用を図るほか、その他の活動費の助成等の方法についても検討すること。

（4）連携体制づくり

長期にわたって、継続的かつ効果的なボランティア活動が展開されるよう、平常時からボランティア団体や企業、労働組合等の民間団体相互の連携体制（ネットワーク）づくりを支援すること。

（5）ボランティアへの周知

特に被災地以外の都道府県等は、マスコミ及びボランティア団体等と連携を図り、発災直後の初期活動を行う場合は、食料、飲料水、生活必需品及び器材等を持参し、野営等もできる自己完結的な装備で被災地に赴くよう周知を図ること。

3 救援物資

（1）救援物資の受け入れ・配分

ア 被災者が必要とする物資の種類・量を速やかに把握し、それらが迅速に被災地に集まるよう、現地対策本部等を通じて支援を要請すること。

イ 救援物資の受け入れを迅速に行うため、被災状況等を踏まえ、速やかに物資の集積基地、配送ルート等を確保すること。

（2）救援物資の送り方の周知

救援物資の円滑な受け入れのため、報道機関等を通じ、救援物資の送り手である国民や企業等に、被災地での仕分けが非常に労力を要することの理解を得て、大きな単位で取りまとめ、次により送付するよう周知を図ること。

被災地外の都道府県及び市町村は被災都道府県及び市町村に協力し、これらについて管下の住民等に対して周知を図る必要があること。

ア 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包を開かなくても内容がわかるよう識別表等により内容を表示すること。

ウ 品物は新品が望ましいこと。

エ 大量の救援物資の受け入れ・配付については、ボランティアの活動が不可欠であること。

オ 一定期間経過後は、被災者からは救援物資よりも義援金が望まれること。

災害救助事務取扱要領（令和5年6月）

【参 考】

別添 1－1 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を踏まえた対応について（令和 2 年 5 月 27 日付府政防第 1217 号、消防災第 97 号、健感発 0527 第 2 号、観観産第 75 号）

別添 1－2 災害が発生するおそれのある段階から避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について（令和 3 年 6 月 18 日付府政防第 749 号、消防災第 85 号）

別添 2 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（例）

別添 3 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の考え方について

別添 4 「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」実施要領（例）

別添 5 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領（例）

別添 6 「障害物の除去」実施要領（例）

別添 7 令和 5 年度災害救助基準

別添 1 - 1

府政防第 1217 号
消 防 災 第 97 号
健感発 0527 第 2 号
観 観 産 第 75 号
令和 2 年 5 月 27 日

各都道府県、保健所設置市、特別区防災担当主管部（局）長

衛生主管部（局）長 殿
観光担当部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
観 光 庁 観 光 産 業 課 長

「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染が収束していない状況にあるため、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっており、「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 28 日付け事務連絡）を发出したところです。

この事務連絡において、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等の活用の検討を進めていただくよう助言したところですが、このたび、当該通知の内容を補充するため、下記のとおり留意事項をとりまとめました。平時の事前準備及び災害時の対応の参考として頂きますようお願いいたします。

都道府県におかれては、避難所としてのホテル・旅館等の活用にあたり、市町村のみでは対応が困難な場合も想定されることから、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援をして頂きますようお願い致します。なお、下記の「8. 費用負担」については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を所管する内閣府地方創生推進室に確認済みです。

貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

【平時の事前準備】

1. ホテル・旅館等を避難所として開設する必要性の検討

- ・市町村において、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討すること。
- ・避難所としてのホテル・旅館等の活用の検討に当たっては、市町村防災担当主管部局は、都道府県防災担当主管部局を通じて、軽症者及び無症候性病原体保有者のためのホテル・旅館等の確保を行っている都道府県の衛生主管部局をはじめとする関係部局との調整を行うこと。なお、ホテル・旅館等が、市町村、都道府県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくこと。

2. ホテル・旅館等の活用

- ・市町村は、1. の検討の結果、ホテル・旅館等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能なホテル・旅館等のリストも参考にしながら、ホテル・旅館等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われるホテル・旅館等との間で借上げに係る調整を実施すること。当該市町村のみでは対応が困難な場合は、都道府県に調整を要請すること。
- ・都道府県は、市町村から要請があった場合は、当該市町村及び防災担当主管部局と衛生主管部局をはじめとする関係部局が緊密に連携の上、1. の市町村におけるホテル・旅館等の活用の必要性等を踏まえ、借上げに係る相談を実施すること。
- ・調整に当たっては、各ホテル・旅館等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておくこと。なお、市町村及び都道府県において宿泊団体等と協定を締結していない場合は、協定締結に向け調整することが望ましい。調整に当たっては別添の協定例等を参考にされたい（既に都道府県から市町村に協定例を示している場合においては、当該協定例を参考に検討されたい。）。

3. ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備

- ・市町村において、災害発生時においてホテル・旅館等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ決めておくこと。当該市町村のみでは十分な体制を構築できない場合は、都道府県等から応援職員の派遣を検討すること。
- ・市町村は、ホテル・旅館等の活用が必要となる可能性がある場合は、ホテル・旅館等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成しておくこと。検討結果について都道府県とも共有しておくこと。
- ・市町村において、ホテル・旅館等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されて

いる者がどのホテル・旅館等に避難すべきか事前に検討しておくこと。

【災害発生時等】

4. 災害の発生が予想される場合におけるホテル・旅館等へ優先的に避難する者に対する避難先の事前周知
 - ・大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所としてホテル・旅館等を活用することが予想される場合は、市町村は、事前にホテル・旅館等の施設管理者等に空室状況等を確認すること。
 - ・上記確認結果を踏まえ、当該ホテル・旅館等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該ホテル・旅館等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、避難が必要となった時は、直接当該ホテル・旅館等に避難すべき旨を事前に周知すること。

5. ホテル・旅館等を速やかに避難所として開設
 - ・ホテル・旅館等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、市町村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等を確認の上、ホテル・旅館等を避難所として速やかに開設すること。
 - ・運営管理を適切に行うため、避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者を配置すること。なお、ホテル・旅館等の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てることとしても差し支えない。

6. ホテル・旅館等における避難者の受入
 - ・4. において事前に周知した場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者が確認を行うこと。
 - ・事前にホテル・旅館等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため4. の事前の周知を行うことができなかった場合は、市町村の職員等が、速やかにホテル・旅館等の被災状況や空室状況を確認の上、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方に基づき、ホテル・旅館等へ避難させるべき者を判断すること。この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取り扱って差し支えない。
 - ・自宅療養者は、原則として避難所として開設したホテル・旅館等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むこと。
 - ・避難者の健康状態の確認について、衛生主管部局と適切な対応を事前に検討の上、

「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

7. 運営管理

- ・避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、ホテル・旅館等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努めること。
- ・避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供すること。
- ・ホテル・旅館等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保すること。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、都道府県の衛生主管部局をはじめとする関係部局と十分に連携の上で、事前に検討し、これに沿って対応を行うこと。
- ・避難所運営にかかわる職員の健康状態の把握等を行うこと。

8. 費用負担

- ・災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。同法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能である。
- ・災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能である。

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定（ひな形）

〇〇市・町・村(以下「甲」という。)と〇〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部(又は個別の〇〇ホテル・旅館)(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(要請する業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙の組合員(又は乙)が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
 - (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
 - (3) その他必要とする事項
- 2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる

事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

- 2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

- 2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1泊3食の場合
1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)
- (2) 1泊〇食の場合
1人あたり〇〇〇〇円(消費税・入湯税別)

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件(上記第5条)
- (6) 特記事項

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を收受した日から○日以内に支払うものとする。

（連絡調整体制の整備）

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協定の有効期間・解除）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所

〇〇市・町・村
〇〇市・町・村長 〇〇 〇〇 印

乙：住所

〇〇県旅館ホテル生活衛生同業組合〇〇支部
支部長 〇〇 〇〇 印

様式1（第2条関係）

第 号
年 月 日

〇〇〇県旅館ホテル生活衛生共同組合〇〇支部長 様

〇〇市・町・村長

協力要請書（第 報）

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 (部 課) 氏名 連絡先電話番号
電話、ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日～ 年 月 日
備考	

(注) 備考欄には、受入れを依頼する避難者に関する留意事項（障害者の有無、種類など）等を記載すること。

様式2（第4条関係）

第 号
年 月 日

〇〇市・町・村長 様

〇〇〇県旅館ホテル生活衛生共同組合〇〇支部長

業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付け 第 号（第 報）
報告担当者	職名 (部 課) 氏名 連絡先電話番号
履行内容	
履行の場所	
履行期日又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日～ 年 月 日
備考	

（注）履行内容欄には、受入人数及び役務の内容等を記載すること。

様式3（第8条関係）

受入実績報告書

宿泊施設名	
担当者名	
TEL	
FAX	

No.	氏名	性別	年齢	住所	宿泊期間	泊数 A	1泊あたりの 金額（税抜き） B	消費税 C	その他の税 D	計 E (B+C+D)	利用金額合計 F (A×E)	対象者要件	特記事項
1 (例)	〇〇 〇〇	男	75	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/20~6/22	3	6,300	700	700	7,700	23,100	高齢者	
2 (例)	〇〇 〇〇	女	80	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/21~6/22	2	6,300	700	950	7,950	15,900	基礎疾患あり	
3 (例)	〇〇 〇〇	男	62	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/21~6/22	2	6,300	700	750	7,750	15,500	2の家族	
4 (例)	〇〇 〇〇	女	28	〇〇町〇〇〇〇〇〇	6/20~6/22	3	6,300	700	700	7,700	23,100	妊婦	
計											77,600		

1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
計													

府政防第 749 号
消防災第 85 号
令和 3 年 6 月 18 日

各都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部
防 災 課 長

災害が発生するおそれのある段階から避難所として貸出し得る
各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、地方公共団体における避難所の確保に資するよう、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて」（令和 2 年 6 月 16 日付け府政防第 1273 号・消防災第 118 号）にて、各省庁から内閣府に対して提供のあった貸出し得る施設について、情報提供してきたところです。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）において、特別警報級の台風の接近など大規模な災害が発生するおそれのある段階における国の災害対策本部の設置や、広域避難の協議等の規定の措置等が整備されたことから、それぞれの地方公共団体の実情に応じ、避難所の確保について検討する必要があります。

については、各都道府県におかれては、下記についてご留意の上、適切に取り組まれるようお願いいたします。また、これらについて、貴管内市町村に周知するとともに、市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、必要な支援をされるようお願いいたします。

本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 改正法の趣旨を踏まえ、災害発生前であっても、広域避難等が必要な大規模な災害が発生するおそれのある段階で円滑な早期避難を行うために、被災するおそれのある地方公共団体は、できるだけ多くの避難所を確保すること。
2. 別添「災害が発生するおそれのある段階からの避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和 3 年 6 月 17 日付け府政防第 741 号）にて、地方公共団体から貸出しの申し出があった場合には、国及び独立行政法人等の貸出し得る施設並びに各省庁所管の民間団体等が所有する施設について、貸出しに協力するよう依頼したところであり、可能な限り平時から各施設に連絡して連携・調整を図ること。

【別添】

令和3年6月17日

府政防第741号

関係省庁官房長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

災害が発生するおそれのある段階からの避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力
依頼について

災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出のご協力に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和2年5月21日付け府政防第931号）において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するため、貴省庁、及び所管の独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、貸出し得る施設のリストをご提供いただいております。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号。以下「改正法」という。）において、特別警報級の台風の接近など大規模な災害が発生するおそれのある段階における国の災害対策本部の設置や、広域避難の協議等の規定の措置等が行われたところです。

改正法の趣旨を踏まえ、災害発生前であっても、広域避難等が必要な大規模な災害が発生するおそれのある段階で円滑な早期避難を行うために、被災するおそれのある地方公共団体が、出来るだけ多くの避難所を確保できるよう、貴省庁、及び所管の独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設について、災害が発生するおそれのある段階から避難所としての貸出に引き続きご協力をいただくとともに、平常時から、地方公共団体が施設の所有者と必要な調整を行えるよう、ご協力いただきたいと思います。

貴省庁におかれては、下記のように、所有する施設の貸出に引き続きご協力いただくとともに、所管の独立行政法人、民間団体等に対し、所有する施設の貸出への引き続きのご協力を依頼していただくようお願いいたします。

記

1. 国及び独立行政法人等*が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出し得る施設のリストの使用等について

関係省庁及び独立行政法人等が所有する施設について、災害が発生するおそれのある段階から、広域避難、その他の避難のための貸出に引き続きご協力をいただけるよう、国の施設について検討し、独立行政法人等に対してご協力を依頼していただくとともに、「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての研修所、宿泊施設等の貸出の協力依頼について」（令和2年5月21日付け府政防第931号）でご提供いただいた貸出し得る施設のリストを、災害が発生する

おそれのある段階から、引き続き使用させていただけるようお願いいたします。

また、新たに貸出していただける施設があり、リストに修正がある場合などには、下記連絡先まで随時ご連絡いただけるようお願いいたします。

追って、市町村に対しては、リストを参照し、市町村から貸出し得る施設の所有者へ平時から連絡して連携・調整を図るようお願いするとともに、都道府県に対しては、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、必要な場合に支援をしていただくよう改めてお願いすることとしています。

関係省庁や独立行政法人等においては、地域で避難所が確保できるよう、市町村への貸出や連絡・調整にご協力いただけるようお願いいたします。

※特殊法人、認可法人等を含む。

2. 民間団体等が所有する研修所、宿泊施設、その他施設の貸出の協力依頼について

所管の民間団体等に対し、所有する施設について、災害が発生するおそれのある段階から、広域避難、その他の避難のための貸出への引き続きのご協力を依頼していただき、新たに貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、平時からその旨お伝えいただき、当該市町村の関係部局とよく連携・調整を図ったうえで、民間団体等において貸出を進めていただきますようご協力をお願いいたします。

なお、市町村に対しては、平時から各施設に連絡して連携・調整を図るようお願いするとともに、都道府県に対しては、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、必要な場合に支援をしていただくよう改めてお願いすることとしています。

- ※ 独立行政法人等や民間団体等に対して、施設の貸出のご協力をしていただく際には、別添のご案内事項を配布して下さい。
- ※ 国及び独立行政法人、民間団体等が所有する施設について、市町村や都道府県と避難所としての利用に関する協定を締結するなど、貸出についての準備が整ったとの情報が関係省庁において得られた場合には、下記連絡先まで随時ご連絡いただけるようお願いいたします。

研修所、宿泊施設等の貸出にご協力いただく団体等へのご案内事項

※（参考）網掛け箇所は、前回（令和2年5月）のご案内事項からの主な変更箇所

内閣府政策統括官（防災担当）

【今回のご案内のご趣旨】

- 昨年5月に、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、研修所・宿泊施設等の貸出のご協力をいただいております。
- 本年5月には、災害対策基本法等が改正され、特別警報級の台風の接近など大規模な災害が発生するおそれのある段階における国の災害対策本部の設置や、地方公共団体間の広域避難の協議等の規定等が設けられたところです。
- つきましては、避難所としての貸出について、災害が発生するおそれのある段階からもご協力いただきたいと考えております。

【避難所としての貸出の流れ等】

- 平時において、貸出し得るとご回答いただいている独立行政法人等の皆様には、事前に関係省庁から提供頂いたリストを基に、市町村や都道府県が使用を希望する場合に、申し出がございませう。また、民間団体等の皆様は、新たに貸出していただける施設がある場合には、施設が立地する都道府県及び市区町村の防災担当部局へ申し出ていただきます。
- 施設は、災害の発生後速やかに避難所として使用させていただくことを想定していますが、風水害等の場合は、災害が発生する前から、指定緊急避難場所としての役割も兼ねる避難所として使用させていただくことを想定しています。特別警報級の台風の接近など大規模な災害が発生するおそれのある段階で、他の市町村への広域避難やその他の避難のための避難所として使用させていただくことも考えられます。詳細については、自治体とご協議下さい。
- 貸出していただく施設の種類の、以下を想定しています。

- ・避難所（注1）として使用できる研修所や宿泊施設、福利厚生施設、その他施設における、宿泊室、体育館、講堂、会議室、その他大空間の室のある施設
- ・風水害に備え、指定緊急避難場所（注2）として避難できる高さのある施設（洪水等のハザードマップ上、想定浸水の高さ以上に階があり、避難が可能な施設）

基本的には、当該組織の活動をBCP（事業継続計画）等に基づき継続することを前提としつつ、施設の一部でも可能な範囲で貸出を行えるか検討していただき、災害が発生するおそれのある段階や、災害が発生した際には、そのような前提で自治体と協議しつつ対応していただくことを想定しています。最低限必要な設備等は、特段ございません。

※（注1）避難所：避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設

（注2）指定緊急避難場所：居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所
（例：風水害の襲来時に避難する場所）

- ※ 施設の安全性等が確保された施設について、貸出の申し出をお願いします。災害時には、施設の安全性等を、申し出ていただいた団体等と自治体が適切に確認した上で使用します。
- ※ 発熱、咳等の症状のある者のための専用のスペースや、PCR検査や抗原検査で陽性となった者を病院や宿泊療養施設等へ移送するまでの間、一時的に滞在するスペースとするため、複数の部屋を貸出していただくことが望ましいです。貸出していただける部屋に応じて、自治体が団体等と調整して運営管理を行うことを想定しています。また、このような避難者に対しては、自治体の防災担当部局と保健福祉部局、保健所等が連携して対応します。

- 施設には、基本的に新型コロナウイルス感染者（PCR 検査陽性者又は抗原検査陽性者）でない避難者が利用することを想定しています。
- 貸出に当たっては、災害救助法において、公の施設等は無償を原則とし（光熱水費は含まず）、私人又は民間企業等の所有する建物は有償可としていることを参考としつつ、団体等の事情を踏まえ、自治体とご協議下さい。
- 貸出施設の避難所としての運営管理は、開設時を含め、自治体が適切に行う責務を有します。また、貸出中の施設は、施設管理者の支援を受けながら自治体が運営管理することを想定しています（自治体とご協議下さい）。
- 貸出の期間は、自治体とご協議下さい。（災害の規模によって異なりますが、数日～数か月が考えられます。）
- 団体等と自治体が協定を締結するに当たって、別紙のひな形（案）をご参考として下さい。

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1） 体育館
- （2） 研修施設
- （3） △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
○○研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長 殿

〇〇所長

国有財産使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

民間施設用（案）

別紙

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

（費用負担及び物資の調達）

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

（運営管理に関する責任）

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
○○研修所
代表者 所長

別記第1号様式（第3条関係）

年 月 日

〇〇所長

殿

●●市長

施設等使用許可申請書

下記のとおり、施設等を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする施設等

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用しようとする理由

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用しようとする期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他参考となるべき事項

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

●●市長 殿

〇〇所長

施設等使用許可書

年 月 日付けで申請のありました避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場として、当研修所の施設等を使用することについて、下記のとおり許可します。

記

1 使用場所

- (1) 所在
- (2) 区分 建物及び土地
- (3) 数量

2 使用内容

避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場

3 使用期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

4 その他

- (1) 施設等の使用については、既設物等を毀損させないように注意して使用すること。
- (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定 (例)

〇〇市 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの (以下「要配慮者」という。) を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者を当該避難所に避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

(管理運営)

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出 (別記様式) を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難生活した要配慮者の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求 (第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。)

(管理運営の期間)

第3条 この協定における福祉避難所の運営管理の期間は、災害発生時から福祉避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

(費用等)

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営管理に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費 (夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人 (以下「協定締結法人」という。) に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（別添 2）

（要配慮者の受入れ等）

第6条 甲は、〇〇市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

（疑義の解決）

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

（甲）所在地 〇〇市△△町□□番地
 名称 〇〇市
 代表者職氏名 〇〇市長

（乙）所在地
 名称
 代表者職氏名

応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の考え方について

本参考資料は、災害が発生した際、都道府県と関係団体（例えば、ちんたい協会など）において契約方法や家賃上限額等を設定して、各市町村及び関係団体等と共有を図るための資料として使用することを想定している。

(案)

令和〇年〇月〇日

〇〇〇県〇〇〇〇〇〇課

「災害名」における応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の考え方について

今次、発生した「災害名」においては、災害救助法（昭和22年10月法律第118号）第4号第1号に規定される応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与については、次のとおり。

1. 災害救助法における応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の提供にあたっては、民間賃貸住宅（アパート、貸家等）とする。
2. 賃貸借契約については、以下のいずれかの方式により県は借り受けた物件を被災者に提供する。
 - ・ 賃貸住宅の所有者、都道府県知事及び当該賃貸住宅に入居する被災者の3者により締結した定期建物賃貸借契約 or 普通建物賃貸借契約
 - ・ 賃貸住宅の所有者及び都道府県知事の2者により締結した定期建物賃貸借契約 or 普通建物賃貸借契約とこれに併せて都道府県知事及び当該賃貸住宅に入居する被災者の2者により締結した使用貸借契約
3. 災害救助法による応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の入居期間は、入居時から2年以内とする。（供与期間の延長はないことに留意すること。）
4. 賃料については、世帯人数に応じて賃料の上限を設定するため、賃料の範囲内で物件を選定すること。（賃料に被災者が現金を上乗せ支弁する等については、厳に認めていない。上限を超える賃料の住家に居住する場合は救助法の範囲外となることに留意。）
5. 賃貸型応急住宅の供与にあたっては、〇〇〇県〇〇〇〇〇〇課が所管し実施するものとする or 〇〇〇市（町村）に事務委任を行い実施するものとする。

6. 賃貸型応急住宅の供与にあたっては、都道府県の庁舎又は各市区町村の役場等に相談窓口を開設し、被災者の自宅の状況や今後の見通し等を聞き取りすること。

- ・被害認定区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）
- ・世帯人数
- ・ペットの有無（犬、猫、小鳥など）
- ・勤務先や通学先までの時間（勤務先や学校までの経路なども良く検討する）
- ・バリアフリー仕様の希望の有無（高齢者や障害者など）
- ・復旧・復興に当たって今後の見通し（災害公営の希望、自宅の建て直しなど）

など

7. 賃貸型応急住宅の供与に際し、各区市町村は地域のコミュニティ等（集会施設）を設置すること。

詳細は、災害救助事務取扱要領 第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項 2(5)コを参照。

8. 賃貸型応急住宅の供与に係る各種要件は、別紙のとおりとする。

9. 上記に定める基準等によっては救助の適切な実施が困難な場合には、その都度、内閣府と協議を行うものとする。

(案)

(別紙)

「(災害名)」における賃貸型応急住宅の供与に係る要件設定について

項目	内容
契約方法	貸主、県（借主）、被災者（入居者）の三者による定期建物賃貸借契約 or 普通建物賃貸借契約
供与期間	入居時から2年以内（供与期間の延長はない）
建物の耐震性	昭和56年6月1日以降に着工した新耐震基準を満たす民間賃貸住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された民間賃貸住宅を対象とする。
規模（面積）・間取り	戸建、長屋建て、共同建てを問わない。 1R～3LDK程度とし、通常の間取りに対応した面積 車椅子等を利用している者については、可能な限りバリアフリー住宅を提供すること。（3LDKの範囲内）
賃料 （世帯人数 毎の賃料の 限度額）	(1) 2人以下の世帯 月額 ○○万円以内 (2) 3～4人の世帯 月額 ○○万円以内 (3) 5人以上の世帯 月額 ○○万円以内 ・ 高齢者・障害者等の要配慮者においては、バリアフリー仕様等を考慮して上記の賃料に月額 ○○万円を上限として加算することができる。 ・ 支払時期は次のとおり (1) 初回支払い分：契約成立日の翌月末まで （特別な理由がある時を除く） (2) 第2回支払い分：当月分を当月末まで (3) 第3回以降支払い分：当月分を前月末まで （ただし、○○月分については当月末までに支払う）
賃料以外での金員	・ 共益費 ・ 退去修繕負担金 ^{※1} （賃料の2箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・ 礼金（賃料の1箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・ 仲介手数料（月額賃料の0.54箇月分を限度） 支払時期は、契約成立日の翌月末までとする。 ・ 損害保険料 ^{※2} （包括保険契約を行うこと。） 1年1戸当り年 ○○○○円（2千～3千円程度）。 支払時期は、●●●●●● ・ 入居時負担金（鍵の交換に係る費用、○○○○円）
入居者負担	光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費
留意点	(1) ペット飼育においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に賃料の加算はできない。 (2) 駐車料においては、上記の賃料で入居可能な物件であれば入居ができるが、これを理由に賃料の加算はできない。

※1 退去修繕負担金は、借上げた住宅の明け渡し時における原状回復（通常損耗及び経年劣化を含む。）に要する費用に充てるものとする。

※2 損害保険料は、○○○県が包括契約に基づき加入するものとする。

「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」実施要領（例）

本実施要領は、「（災害名を記載）」における、災害救助法（以下「法」という。）に基づく住宅の応急修理（住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理）の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象は、当該災害により令和〇年〇月〇日に法の適用を受けた市町村（参考1）とする。

1. 目的

法による住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）は、住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とする。

具体的な実施内容については、次に掲げるものとする。

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前の歩行者の安全確保（2次被害防止）のため）

などとなる。

2. 対象世帯

- （1）緊急の修理は、災害のため住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。
- （2）全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、原則として、緊急の修理の対象とはならないものであるが、全壊等であっても修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある場合には、緊急の修理の対象として差し支えない。
- （3）法による緊急の修理は、住家のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。
- （4）ブルーシート等の展張などの緊急修理は、発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況については、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。なお、判断方法については、原則として、次に掲げるとおりとする。

【判断方法】

- ・ 被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。
- ・ 現場確認や被災者が持参した写真等に基づき判断すること。
- ・ 現場確認を行う場合は判断の客観性確保のために、現場確認を行う者が追加の写真撮影すること。
- ・ 写真による判断の場合、判断を不服とされるケースも想定されるが、この場合については、現場確認等による再調査を行う。
- ・ 例えば、屋根、外壁、窓（建具）等の貫通等の損傷があり、ひとたび降雨があれば浸水を免れない場合は、準半壊以上（相当）と判断してよい。

3. 救助期間

- (1) 緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了すること。
- (2) ブルーシート等の展張などの緊急の修理については、日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないように措置するものである。救助の時期を逸しないためにも、発災後、速やかに対応する必要がある。したがって、被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努めること。
- (3) 災害の規模や被災地の実態等によって、緊急の修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ず10日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要があることから、事態等に即した必要な実施期間の延長について速やかに連絡すること。

4. 基準額

緊急の修理は、現物をもって行う。その修理のため支出できる費用は、ビニールシート、ロープ、土のう等の資材費、修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費を含むものとし、基準告示に定める額以内とする。

- (1) 自治体が購入して保管・管理している資材（被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材）については、緊急の修理として使用された分については救助費（国庫負担）の対象とする。
- (2) 自らの労力又はNPO団体、ボランティア、消防団等の協力を得て施工する場合は、自治体から被災者へ給与するビニールシート、ロープ、土のう等の資材費とする。
- (3) 建設団体・企業に修理を依頼する場合は、資材費及び修理に要する労務費及び修理に係る事務費等一切の経費とする。

ただし、自治体又は被災者から提供された資材を用いて修理を行う場合は、修理業者に対しては労務費及び修理に係る事務費とする。（資材は自治体で購入したものを使用するため、費用の対象とはしない。

- (4) 他の自治体や団体・企業等から無償で提供された資材を配布する場合は、費用の対象とはしない。
- (5) 上記目的以外に使用された資材費については、救助費（国庫負担）の対象とならないので留意すること。

（６）同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内とする。

５．手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。以後の手続きは図１－１及び図１－２のとおり。

（参考 1）

災害救助法が適用市町村一覧

〇〇〇都道府県

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇市、〇〇市、
〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇〇〇町、〇〇〇〇町、〇〇〇
〇町、〇〇〇〇村、〇〇〇〇村

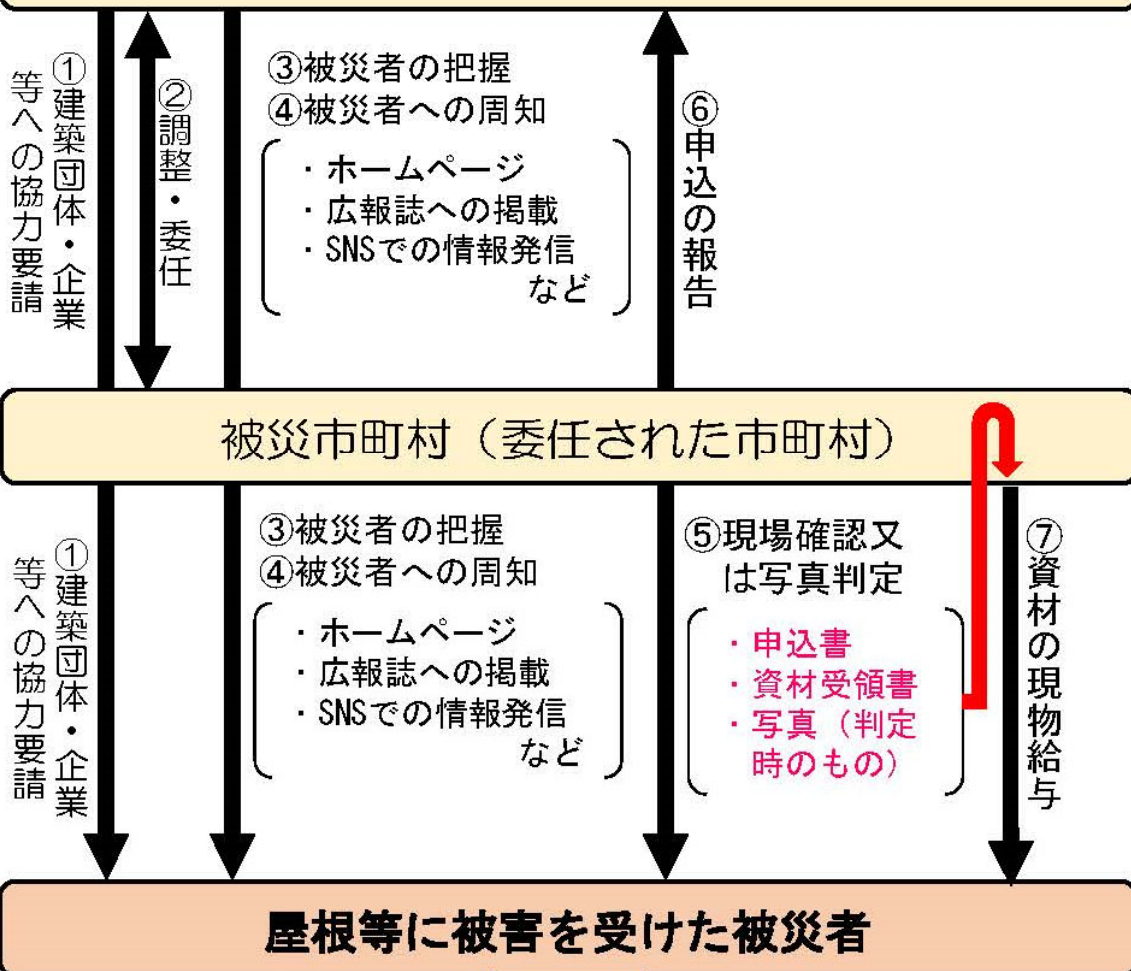
（以上令和元年〇月〇日適用）

**住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
（申請の流れケース①）**

ケース①発災時（資材のみ給与する場合）

**被災者自身での施工は危険を伴います。
経験のない方は、必ず高所作業経験者と
2人以上で実施してください。**

災害救助担当部局及び住宅部局（連携）



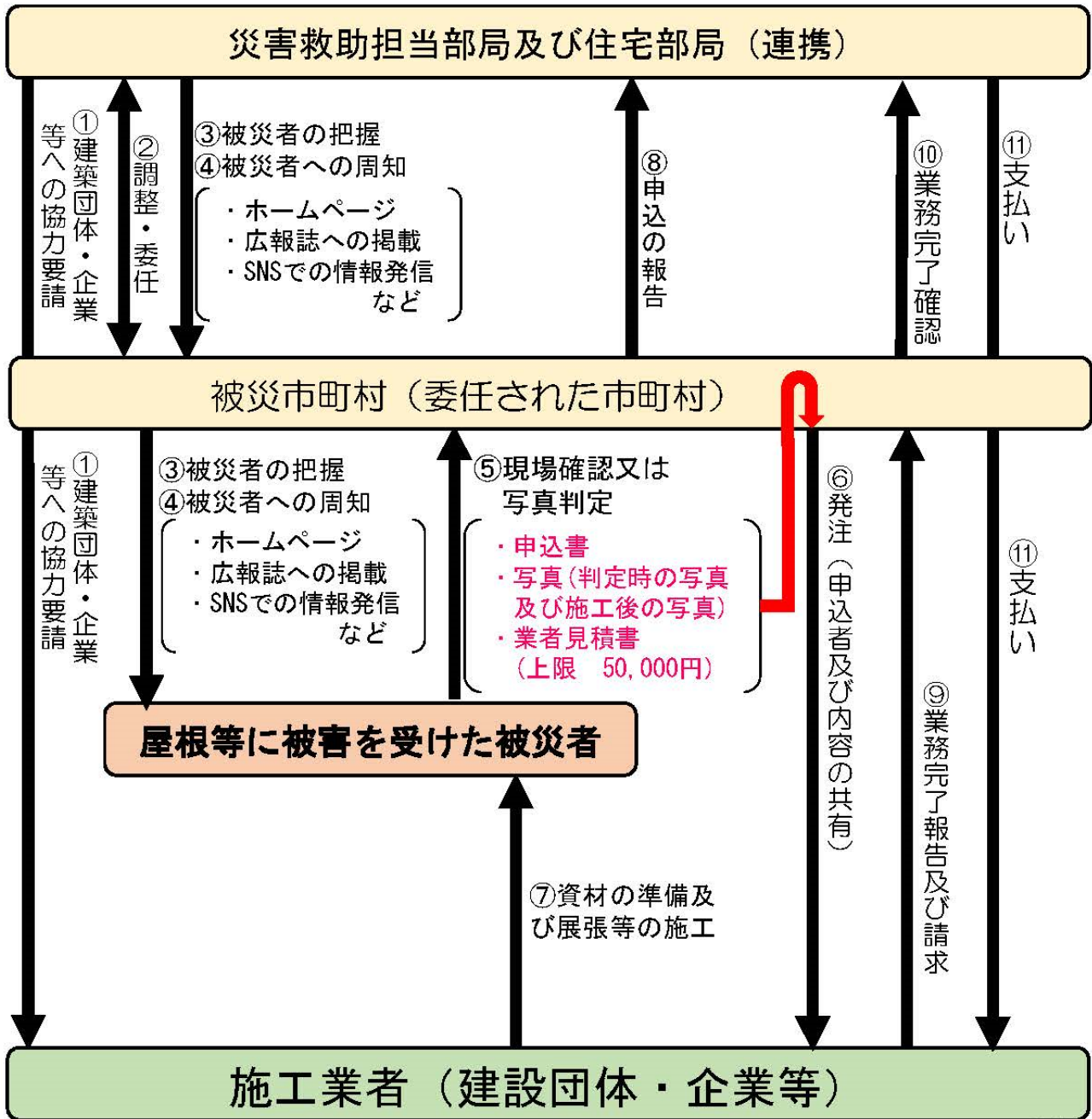
DIY又はボランティアによる施工

※資材の給与は、資材費のみが救助の対象となる。
（被災者が直接購入した資材は対象にはならない。（現物
給付のみ））

図 1 - 2

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (申請の流れケース②)

ケース②発災時（建設団体・企業等が実施する場合）



災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

**周知用
イメージ**

令和5年
度から

災害により、屋根等に被害を受けた住宅
に対し、ブルーシートの支給等について、
自治体からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・ 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- ・ 損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- ・ アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住宅前を歩行する方々への安全確保（2次被害防止）のため）

などに対して自治体から救助が受けられます。

○対象：屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を逸れない方で、自治体から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。

※「準半壊以上（相当）」の判断は、自治体職員による現場確認又は被害を受けた方が持参した写真で判断します。
カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

※住家が対象となります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。

○期間：災害発生の日から10日以内

○支援内容：上限5万円以内（①又は②のいずれか）

- ① ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
- ② 修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

<留意点>

- ・ 1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- ・ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・ 修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

都道府県・市町村名

別添 4 - 2

様式第 1 号

申込日 令和 年 月 日

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に関する申込書

〇〇市町村長 様

被害を受けた住宅の住所	
連絡先 (電話番号)	(自宅・携帯・会社)
御名前	

1 被災日時 令和 年 月 日

2 被害を受けた場所（※該当する箇所に○をつけてください。（複数回答可））

屋根 ・ 外壁 ・ 建具（窓、玄関、サッシ）

上記以外（具体的に記載 _____ ）

3 緊急の修理に関する希望（※以下のいずれかの□にチェックをしてください。）

ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の提供を希望します。

- ・ブルーシート（#3000）（最大3枚）
- ・ビニールロープ（マイカ線）300M～500M（最大1巻）
- ・土のう（UV ブラック土嚢）（最大50枚まで）
- ・防水テープ（20M×100mm）（最大3巻）

※資材の提供を受けた場合には、様式第2号の受領書を提出願います。

修理業者にブルーシートの展張を希望します。

施工業者は自治体で指定しますが、希望する業者がある場合は施工業者名、電話番号を記入願います。

また、希望する業者の場合には、施工業者が作成した見積書を持参願います。

（施工業者名・連絡先： _____ ）

自治体記入欄	受付欄

市町にて受付日・受付番号を記載

様式第 1 号の 2

被害状況報告書

被害を受けた 住宅の住所	
御名前	

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

被害状況	被害状況

様式第 2 号

受 領 書

〇〇市町村長 様

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理に必要な以下の資材を受領しました。

ブルーシート（#3000）	枚	
ビニールロープ（マイカ線）300M～500M	巻	
土のう（UV ブラック土嚢）	枚	
防水テープ（20M×100 mm）	巻	

受領日 令和 年 月 日

被害を受けた 住宅の住所	
御名前	

様式第 3 号

令和 年 月 日

緊急の修理に関する依頼書

施工業者宛

様

〇 〇 市（町）長

次の被災者住宅について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理を行って
いただくよう依頼します。

工事完了後には「完了報告書」を提出いただきますようお願いいたします。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 受付番号 _____

3 依頼した住宅の修理見積額 金 _____ 円（上限 5 万円）
上限額を超える金額は被災者負担になります。

（添付書類）修理見積書（写）

様式第 4 号

令和 年 月 日

緊急の修理に関する連絡書

被災者宛

様

〇 〇 市（町）長

被災された次の住宅について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理するよう依頼しましたので、連絡します。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 受付番号 _____

3 依頼工事の見積額 金 _____ 円（上限 5 万円）
上限額を超える金額は被災者負担になります。

4 緊急の修理実施予定日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日（予定）

（添付書類）緊急の修理に関する依頼書（写）、修理見積書（写）

様式第5号の1

令和 年 月 日

工 事 完 了 報 告 書

〇 〇 市（町）長 様

（施工業者）

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり緊急の修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 受付番号 _____

3 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

施工写真（施工前、施工後）

様式第 5 号の 2

緊急の修理（修理前・修理後）の施工写真

※「救助の必要性」、「内容の妥当性」を判断する上で重要な資料となることから
施工業者は、写真の撮影を行うこと。（写真がない場合には、別の方法により説明
が必要になります。）

施工前	施工後

施工前	施工後

施工前	施工後

※ 施工前、施工後の写真を撮り忘れた場合においては、日常生活に必要な最低限度
の修理を実施する前に必ず写真を撮影すること。

なお、申立書については、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等
の理由は証明とは見なさないのので、留意すること。

「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領（例）

（令和 年 月 日決定）

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下、「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、（災害名）における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村（参考1）とする。

1 対象者**（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）**

- ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

（2）資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（別添3-3）を基に、その被災者の資力を把握

し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方**（1）住宅の応急修理の範囲**

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分

であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

- (2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するQ&A」（参考3）を以下のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯
706,000円以内
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
343,000円以内

- (2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものである※が、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

※ 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（賃貸人による修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（賃借人による修繕）

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村（以下、「県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- ② 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明（例：会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。）なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。）

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

（参考1）

災害救助法が適用市町村一覧

〇〇〇都道府県

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇〇〇町、〇〇〇〇町、〇〇〇〇町、〇〇〇〇村、〇〇〇〇村

（以上令和元年〇月〇日適用）

（参考 2）

住宅の応急修理に係る県と市町村の事務分担

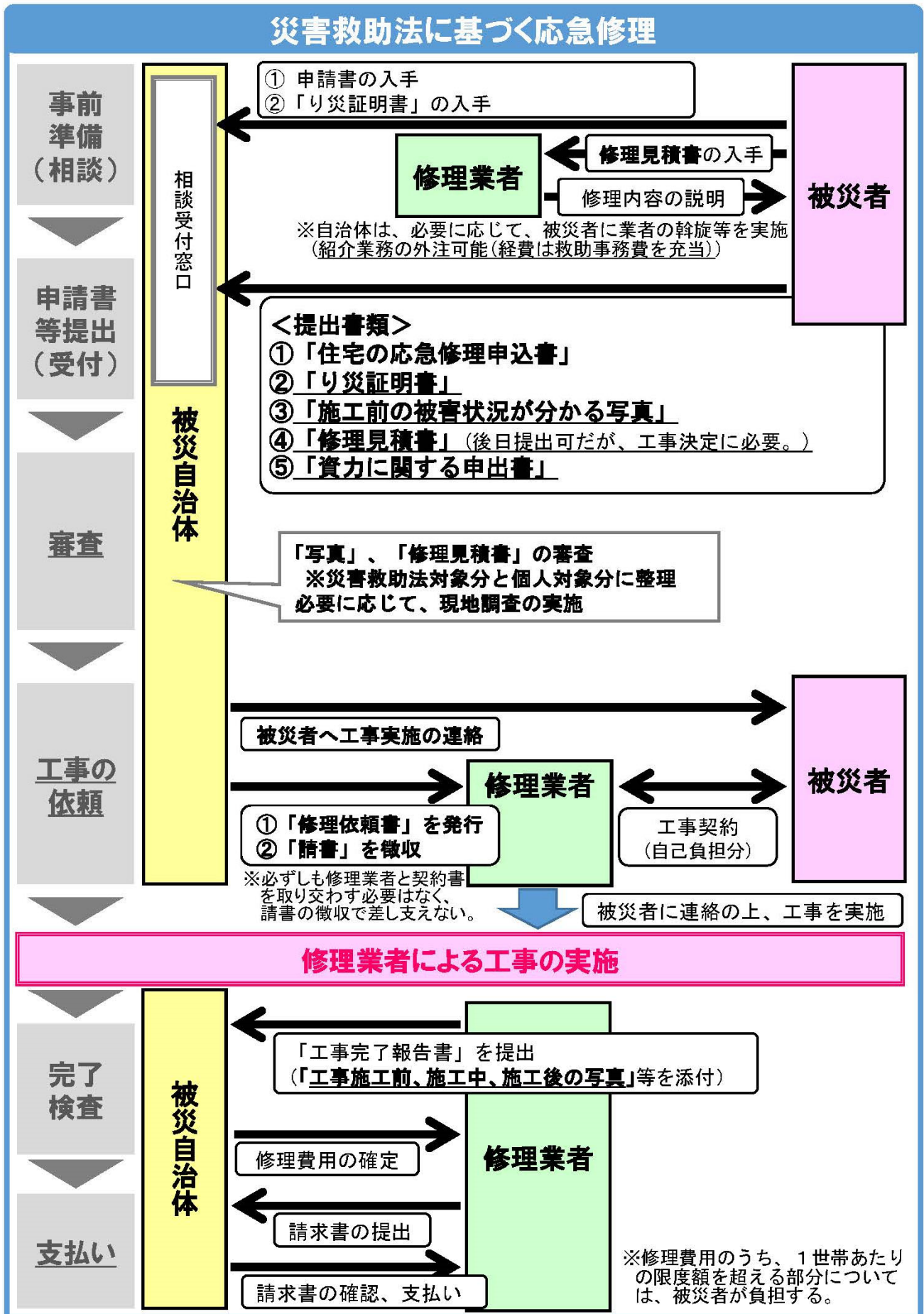
実施項目	都道府県業務	市町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施		
④ り災証明書の発行		
⑤ 修理業者への業務内容説明		
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置（障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）		
⑥ 被災者からの申込様式の作成		
⑦ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成		
⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査（被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		
⑨ 修理見積書の確認		
⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収		
⑪ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明		
⑫ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施		
⑬ 修理業者からの請求書の提出の確認		
⑭ 修理業者に対する負担行為・支払い		

救助実施主体である都道府県と事務の一部について委任を受ける市町村の分担を予め決定することで、迅速な救助の実施を実現できることから、平時のうちに調整を行うことが望ましい。

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



(参考3)

令和5年6月現在

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ & A
(市町村職員・被災者向け)

質 問		回 答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。ただし、内閣府告示（一般基準）の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。
4	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。 このため、修理期間が1か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方については、災害発生の日から原則6カ月間、賃貸型応急住宅の使用が可能です。
5	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。	併給は可能です。 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。 なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じく自己負担分の契約が必要となります。
6	自宅の損壊により、やむを得ず、公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。 また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。 ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。
7	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
8	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
9	住宅の応急修理の完了期限が3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ヶ月（国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月）となっていますが、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をすることが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願いいたします。

10	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
11	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成 28 年 5 月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
12	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式 1 号） ② り災証明書の写し ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式 3 号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式 2 号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
13	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊かどうかは、どのように確認するのか。	り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。
14	応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでも良いのか。	コピーで差し支えありません。
15	単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
16	別荘は応急修理の対象となるのか。	主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理の対象とすることはできません。
17	全壊した住宅は応急修理の対象とならないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
18	1 階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1 階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。ただし、1 階の階段が壊れて 2 階の居住スペースに行けない、1 階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
19	住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
20	D I Y の材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Y は、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
21	複数階建て共同住宅の共	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯持ち回りな

	用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	どにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
22	間取りを変更することは可能か。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
23	仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	建具（玄関扉、戸、サッシ）や設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器）等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレードアップではないことを示すこと。
24	屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。 ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。 （必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレードアップではないことを示すこと。）
25	床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。
26	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
27	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
28	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
29	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定はありません。
30	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
31	浸水した部分の床壁の修	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、

	繕は対象となるか。（断熱材、石膏ボード張替など）	交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
32	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
33	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
34	内壁が破損した場合は対象となるか。	内壁（住家内に面する壁、間仕切壁等）が破損した場合には、対象として差し支えありません。ただし、下地等の破損がなく、単に壁紙を補修する場合には、対象になりません。
35	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。
36	従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたい、この工事は応急修理の対象となるか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。
37	浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
38	台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといっても、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
39	ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
40	便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） <ul style="list-style-type: none"> 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差し支えありません。 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わらず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合は対象外となります。 和式便器から洋式便器（暖房便座は可。）は対象として差し支えありません。（ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となります。） 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的と合致せず、応急修理の対象とは言えません

41	住宅の1階と2階の両階にトイレがあり、1階のトイレが破損した場合、修理の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれば、応急修理の対象とはなりません。 また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象となりません。
42	温水洗浄便座は応急修理の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支えありません。 ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。
43	浴槽に汚泥や石が流入し、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	<p>修理・交換の対象として差し支えありません。</p> <p>また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があります。</p> <p>なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりません。</p>
44	各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	<p>応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。</p>
45	65万5千円以内あるいは31万8千円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	<p>修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注した方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認められない場合もあります。</p>
46	住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	<p>被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第2号）を作成し、各市町村窓口にて提出してください。</p> <p>また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。</p> <p>● 修理総額 100.0万円の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急修理 65.5万円以内（注意：応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） 自己負担 34.5万円以上 <p>なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いいたします。</p>
47	応急修理業者は指定業者から選択しなければならないのか。自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけぬのか。	<p>応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。</p> <p>ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるため、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。</p> <p>（ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。）</p>
48	見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。数量を示すために図面は必要か。	<p>工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。</p> <p>図面の添付は必要ありません。</p> <p>また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。</p>
49	住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいか。	<p>地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。</p>
50	修理業者が通常使用している見積書に変更しても	<p>住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。</p> <p>また、修理業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用</p>

	よいか。	の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能です。
51	被災した翌日に、修理業者が来て、「屋根が壊れているから、直ぐに修理が必要だ。」と言って、契約を迫ってきた。 どうしたら良いだろうか。	被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧みに勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。 まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してください。 また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合には、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相談してください。（焦らず、落ち着いて！）

住宅の応急修理にかかる工事例

1 応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。）
- (5) 浸水した壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理とともに断熱材や壁紙の補修）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた建具の補修（破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）
- (12) 屋外給湯器（エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損個所である場合は対象となる。

- ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。
 (例) ×単に古くなった畳や壁紙のみの補修(災害に起因しない修理は対象外)
- (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
 (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納(床下収納含む)、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外(水害により、骨組みが破損や反りかえってしまった場合は対象となる。)
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

3. 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか(施工したか)を詳細に「申立書」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明(例:会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。)

なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないの
 で、留意すること。)

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「申立書」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市町村長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

1 被災日時 令和〇年〇〇月〇〇日

2 災害名 (災 害 名 称)

3 住宅の被害の程度 全 壊、 大規模半壊、 中規模半壊、
半 壊、 準半壊

- 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。
- 中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」（様式第2号）も併せて提出してください

4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に○をつけてください。)

- ・ 屋根
- ・ 柱
- ・ 床
- ・ 外壁
- ・ 基礎
- ・ 梁
- ・ ドア
- ・ 窓
- ・ サッシ
- ・ 上下水道の配管
- ・ ガスの配管
- ・ 給排気設備の配管
- ・ 電気・電話線・テレビ線の配線
- ・ トイレ
- ・ 浴室
- ・ その他 ()

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

様式第2号

資力に関する申出書

〇〇市（町）長 様

私、_____は、（ 災 害 名 称 ）のため、
住家が半壊しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏 名

修 理 見 積 書

（ 全 壊 ・ 大 規 模 半 壊 ・ 中 規 模 半 壊 ・ 半 壊 ・ 準 半 壊 ）

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） **0 円**（消費税込）

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） **0 円**（消費税込）

見積金額（被災者負担分） **0 円**（消費税込）

工事名称	金 額 (消費税込)	うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備考
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
⑥	0 円	0 円	
合 計	0 円	0 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

655,000円の範囲内

準半壊の場合：

318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇県知事 又は 〇〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会 社 名	
電 話 番 号	
代 表 者 名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

【記入例】修理見積書

（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊）

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 1,650,000 円（消費税込）

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 655,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 995,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は165万円だが、限度額65.5万円を超えることから、65.5万円を記載す

工事名称	金額 (消費税込)	応急修理対象分 (消費税込) (※2)	備考
① 屋根工事（ルーフィング、瓦交換）	750,000 円	655,000 円	
② 仮設足場	200,000 円	- 円	
③ 天井工事（天板、壁紙）	150,000 円	- 円	
④ 窓工事（サッシ交換）	200,000 円	- 円	
⑤ 床工事（床下断熱・下地板、床板交換）	350,000 円	- 円	
⑥	0 円	0 円	
合計	1,650,000 円	655,000 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

655,000円の範囲内

準半壊の場合：

318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇県知事 又は 〇〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	○×○×工務店
電話番号	***-***-***
代表者名	○ ○ ○ ○

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏名	○ ○ ○ ○

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

【記入例】修理見積書

（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊）

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 650,000 円（消費税込）

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 318,000 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 332,000 円（消費税込）

例では、応急修理対象分の金額は65万円だが、限度額31.8万円を超えることから、31.8万円を記載する。

工事名称	金額 (消費税込)	修理対象分 (消費税込) (※2)		備考
		金額	円	
① 屋根工事（瓦交換）	350,000 円	318,000 円		
② 仮設足場	150,000 円	- 円		
③ 窓工事（サッシ交換）	150,000 円	- 円		
④	円	- 円		
⑤	0 円	- 円		
⑥	0 円	0 円		
合計	650,000 円	318,000 円		

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること
 <限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合：

655,000円の範囲内

準半壊の場合：

318,000円の範囲内

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（修理業者指定の様式で可。）すること

〇〇〇県知事 又は 〇〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	□□□県〇〇〇市〇〇〇 △-△-△
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	***-***-****
代表者名	〇 〇 〇 〇

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所	〇〇市〇〇 □-□-□
氏名	〇 〇 〇 〇

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）において、「被災した住宅の応急修理（4条1項6号）に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」（令和3年6月）を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書（別紙3-4-①）で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書（別紙3-4-②）の様式で申請を受けるのかを選択して仕様すること。（別添3-4の①及び②のいずれかの様式を選んで利用して差し支えない。）

様式第3号

別添5-4-②

修理見積書

（ 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 中規模半壊 ・ 半壊 ・ 準半壊 ）

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見積金額（総工事費） 円（消費税込）

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額（応急修理分）（※1） 円（消費税込）

見積金額（被災者負担分） 円（消費税込）

工事内訳は別紙のとおり
（工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い）

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合： 655,000円の範囲内
準半壊の場合： 318,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること。

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事に **○** を付けること。

〇〇〇県知事 又は 〇〇〇市町村長 殿

（※修理業者記入）上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

（※修理申込者記入）上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

様式第 4 号

令和 年 月 日

応 急 修 理 依 頼 書

様

〇 〇 市（町）長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼します。工事完了後、速やかに工事写真（修理前、修理中、修理後の工事写真）と併せて「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



様式第 5 号

令和 年 月 日

応 急 修 理 実 施 連 絡 書

_____ 様

〇 〇 市（町）長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

5 応急修理実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

別添 5-8

様式第 6 号

請 書



- 1 件 名：○○○○○邸 応急修理業務
- 2 履行場所：○○市△△△ □—○—△
- 3 履行期間：令和元年 月 日から令和元年 月 日まで
- 4 契約金額：金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証：免除
- 6 請求条件：市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の
支払を請求する。
- 7 支払方法：完了後払
- 8 申込書受付番号：令和 年 月 日 第 号

○○市契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議
等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和元年 月 日

○○○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者： 住所

氏名

応急修理（修理前、修理中、修理後）工事写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》

(1 /)

	工事箇所（記入例）	工事箇所
修理の説明	外観（屋根損傷、2階傾き、建具の損傷、雨樋破損、外壁剥落等）	
修理前写真	修理前写真	
	▼	▼
修理中写真	修理中写真	
	▼	▼
修理後写真	修理後写真	

《 邸 応急修理状況報告》

(2 /)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

《 邸 応急修理状況報告》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前 写真		
	▼	▼
修理中 写真		
	▼	▼
修理後 写真		

適宜、ページは増やしてください。

様式第7号

令和 年 月 日

工 事 完 了 報 告 書

〇 〇 市（町）長 様

（施工業者）

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・ 修理見積書（写）
- ・ 修理写真（修理前、修理中、修理後）報告書

住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

○ ○ 市(町)長 あて

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組(床の骨組み)＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、① 柱・はり＋下地材＋表面材(壁紙など)

② 柱・はり＋仕上板(プリント合板・板など)

③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

「障害物の除去」実施要領（例）

（令和〇年〇月〇日決定）

本実施要領は、「（災害名を記載）」における、災害救助法に基づく障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象は、当該災害により令和〇年〇月〇日に法の適用を受けた市町村（参考1）となる。

1. 対象世帯

- （1）災害により半壊（半焼）又は床上浸水した住宅であって、住居内又はその周辺（玄関など住宅の出入口に限る）に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去が必要な住宅であって、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない世帯。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるから、障害物の除去の対象とはならない。しかし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

- （2）また、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない世帯。

なお、除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施するものであること。

※ 緊急に積雪を除去しなければ住家の倒壊等する蓋然性があるから、屋根上の雪の除雪及び玄関など住宅の出入口について実施することとする。

※ 住家の倒壊等の危険性がない場合は、除雪の対象とはならない。

- （3）障害物の除去は、生活上欠くことのできない場所の障害物の除去を行うことで、元の住宅に引き続き住むことを目的としており、「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。

2. 資力要件

都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

3. 救助期間

災害発生の日から10日以内に完了すること。

なお、障害物の除去に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

4. 基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

※ 特別な事情があり、全体の平均が、法による1世帯当たり障害物の除去のため支出できる費用の額以内で対応できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。

ただし、法による障害物の除去は、1.(2)のとおり、被災前の状態に戻すいわゆる現状復旧は勿論、災害による住宅の損害を補填するような性格は全くないので、原則として、その場所は被災者が起居する日常生活に不可欠な最低限必要な場所に、また、その程度は主要な障害物を除去するに留めること。

5. 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村（以下、「県等」という。）は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて障害物の除去制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

（参考 1）

災害救助法が適用市町村一覧

〇〇〇都道府県

〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇〇市、〇〇市、〇
〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇〇〇町、〇〇〇〇
町、〇〇〇〇町、〇〇〇〇村、〇〇〇〇村

（以上令和元年〇月〇日適用）

(参考2)

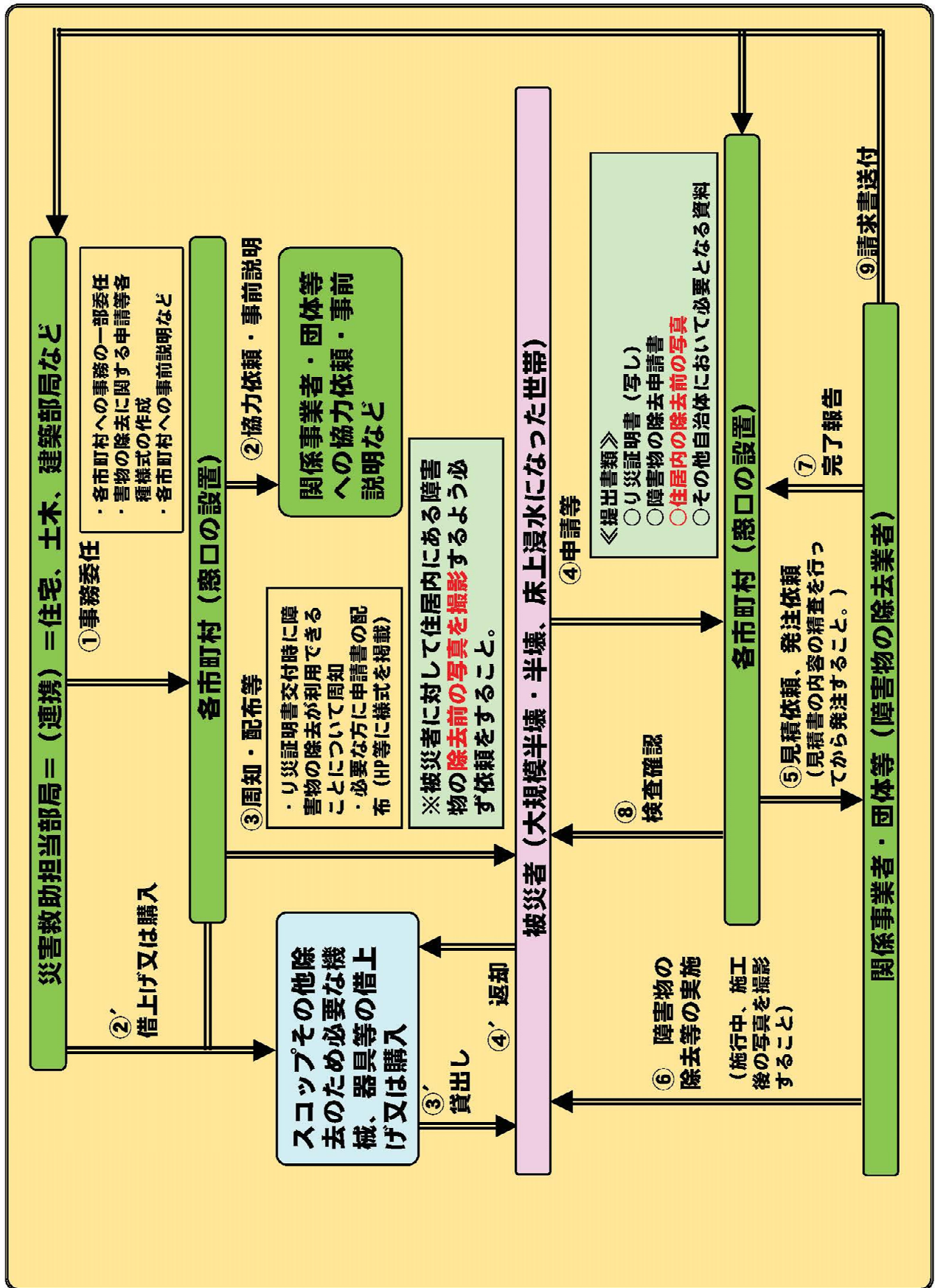
**障害物の除去（半壊又は床上浸水した住家が対象）
に係る都道府県（救助実施市を含む）と市町村の事務分担**

実施項目	都道府県 の業務	市町村の 業務
・ 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）		
・ 内閣府への特別協議の実施（完了期間の延長等）		
・ 障害物の除去に関する相談窓口の設置		
・ 被災者からの申込様式の作成		
・ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成		
・ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の障害物の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		
・ 対応業者への業務内容の説明		
・ 業者の選定、見積依頼、業者提出の見積書の確認		
・ 被災者に対し、業者への障害物の除去依頼書の発行及び業者の発注依頼（請書の作成、交付）		
・ 業者に施行前の写真を必ず撮影させること		
・ 作業（障害物の除去実施）（業者に施行中の写真を必ず撮影させること。）		
・ 工事の完了確認（写真を必ず撮影すること。）、工事完了報告書の受領、検査調書の発行		
・ 受注業者に対する請求書の提出		
・ 受注業者に対する負担行為・支払		
・ 実施内容の資料の保管・管理		

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図1 障害物の除去の手続き及び流れ



様式第 1 号

申込日：令和 年 月 日

災害救助法「障害物の除去」に関する申込書

〇〇〇〇市町村長 殿

障害物の除去を実施されたく申し込みます。

なお、障害物の除去の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____

1 被災日時 令和〇年〇〇月〇〇日

2 災害名 (災 害 名 称)

3 住宅の被害の程度 全 壊、大規模半壊、中規模半壊、半 壊、床上浸水

○ 「り災証明書」又は「被災者台帳等」に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。

4 障害物の除去に関する資力確認（申出）

※ 世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的に記入してください。

受付欄

市町村にて受付日・受付番号を記載

障害物の除去（除去実施前）写真

	実施箇所	実施箇所
除去理由	外観（全景）	玄関又は住宅内
除去前写真	除去前写真	除去前写真
除去前写真	除去前写真	除去前写真
除去前写真	除去前写真	除去前写真

障害物の除去（除去前、除去中、除去後）写真台帳

《 邸 応急修理状況報告》

(1 /)

	実施箇所	実施箇所
除去理由	外観	玄関
除去前写真	除去前写真	
	▼	▼
除去中写真	除去中写真	
	▼	▼
除去後写真	除去後写真	

《 邸 応急修理状況報告》

(2 /)

	実施箇所	実施箇所
除去理由	居室	台所、トイレ
除去前写真		
	▼	▼
除去中写真		
	▼	▼
除去後写真		

台帳のページ等は適宜、増やしてください。

様式第 4 号

令和 年 月 日

「障害物の除去」依頼書

_____ 様

〇 〇 市（町）長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり障害物の除去を行うよう依頼しますので、除去完了後、速やかに「完了報告書」を提出してください。

なお、除去内容の最終確認の結果、経費によっては障害物の除去の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（障害物の除去分）

（添付書類）

実施見積書（写）

障害物の除去を実施する被災の方並びに事業者の方にお願ひです。

障害物の除去を実施する際は、実施箇所が分かるよう
写真 を撮影して下さい。

法による障害物の除去では、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を自助・共助では除去ができない状態にある場合において、自治体が施工業者等に依頼して除去するものであり、被害の状況写真がないと判断できません。



平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、危害を受けるおそれが生じた場合（図2のような状況の住宅）は、住家の除雪の実施が可能です。降雪状況などは写真でしか判断できません。



内閣府防災担当

様式第 5 号

令和 年 月 日

障害物の除去実施連絡書

_____ 様

〇 〇 市（町）長

被災された次の住宅について、別添のとおり障害物の除去するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、除去内容の最終確認の結果、経費によっては障害物の除去の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（障害物の除去分）

5 実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

（添付書類）

障害物の除去依頼書（写）、実施見積書（写）

様式第 6 号

請 書



- 1 件 名：○○○○○邸 障害物の除去の実施について
- 2 履行場所：○○市△△△ □—○—△
- 3 履行期間：令和元年 月 日から令和元年 月 日まで
- 4 契約金額：金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証：免除
- 6 請求条件：市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の支払を請求する。
- 7 支払方法：完了後払
- 8 申込書受付番号：令和 年 月 日 第 号

○○市契約規則、関係書類（実施見積書、障害物の除去依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和元年 月 日

○○○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者： 住所

氏名

様式第7号

令和 年 月 日

完了報告書

〇 〇 市（町）長 様

（施工業者）

次の被災者住宅について、別添実施見積書（写）のとおり障害物の除去を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・ 実施見積書（写）
- ・ 除去の写真（除去前、除去中、除去後）

令和 5 年度 災害 救助 基準

令和 5 年 6 月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000 円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,775,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800 円 中学生生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考														
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。														
		<table border="1"> <tr> <td>イ</td> <td>3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6</td> </tr> <tr> <td>ヘ</td> <td>3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5</td> </tr> <tr> <td>ト</td> <td>5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4</td> </tr> </table>			イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10	ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9	ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8	ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7	ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6	ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5	ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4
イ	3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10																	
ロ	3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9																	
ハ	6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8																	
ニ	1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7																	
ホ	2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6																	
ヘ	3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5																	
ト	5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4																	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

美馬市地域防災計画

(資料編)



この美馬市地域防災計画にご意見やご質問等がある場合は、以下までご連絡をお願いいたします。

【危機管理課 0883-52-1677】

作成：美馬市防災会議

編集：美馬市企画総務部危機管理課